

# 社会科学年報

第 54 号 2020

## 論文

- ミャンマーにおける経済発展と自動車産業政策 ..... 石川 和男
- 『資本論』形成史の貨幣論モーメント ..... 内田 弘
- J.R.コモنزの貨幣制度説とその射程  
——B.テレのコモンズ解釈を中心に—— ..... 坂口 明義
- 福岡県養蚕業の展開と製糸資本の活動 ..... 高梨 健司
- 法・正義・暴力——法と法外なもの ..... 西角 純志
- 資本主義、資本主義的生産、資本主義社会の区別について ..... 新田 滋
- 自律的教育経営の機能不全問題と対応政策  
——英国政府の強制的介入支援及びOfstedの性格変容—— ..... 広瀬 裕子
- 国庫債務負担行為の現状及び後年度への財政影響  
..... 藤井 亮二・山田 千秀
- 青森県知事：三村申吾—長期政権の「光り」と「影」—⑧ ..... 藤本 一美
- 環境とデジタル時代の自動車産業と社会  
——技術革新と社会変化の相互作用についての—考察— ..... 水戸部啓一
- On Pastoralism and Climate Change ..... Regina Hoi Yee FU
- 所報 ..... 280

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

# 社会科学年報

第 54 号

2020

# 目 次

## 〈論文〉

ミャンマーにおける経済発展と自動車産業政策……………	石川 和男	3
『資本論』形成史の貨幣論モーメント……………	内田 弘	21
J.R.コモンズの貨幣制度説とその射程 ——B.テレのコモンズ解釈を中心に——……………	坂口 明義	57
福岡県養蚕業の展開と製糸資本の活動……………	高梨 健司	73
法・正義・暴力——法と法外なもの……………	西角 純志	125
資本主義、資本主義的生産、資本主義社会の区別について……………	新田 滋	137
自律的教育経営の機能不全問題と対応政策 ——英国政府の強制的介入支援及びOfstedの性格変容——……………	広瀬 裕子	163
国庫債務負担行為の現状及び後年度への財政影響 ……………	藤井 亮二・山田 千秀	179
青森県知事：三村申吾—長期政権の「光り」と「影」—⑧……………	藤本 一美	207
環境とデジタル時代の自動車産業と社会 ——技術革新と社会変化の相互作用についての—考察——……………	水戸部啓一	231
On Pastoralism and Climate Change……………	Regina Hoi Yee FU	249
所報……………		259
編集後記……………		280



# ミャンマーにおける経済発展と自動車産業政策

石川 和男

## はじめに

東南アジア諸国連合（Association of South - East Asian Nations : ASEAN）では、自動車産業に関しては、タイ、インドネシア、マレーシアの3カ国が「自動車先進国」とされる。他方、フィリピンは「自動車中進国」、その他は「自動車後進国」に位置づけられる。なお、シンガポールは、他の9カ国に比べて飛び抜けて高いGDPを有しているが、政策的に自動車使用を制限しており、ブルネイも市場規模からこの2国はどの区分にも属さない国として位置づけられよう。

本稿では、自動車後進国とされるミャンマー（Myanmar）を取り上げる。まず同国の概史に触れた後、その経済状況、特に他のASEANとの比較を行なう。そして、自動車産業が後れをとった背景を取り上げ、現在の産業構成に至るまでについて考察する。その上で、自動車産業の形成と発展について、外資系企業が同国市場を見る視点を中心に考察する。1997年に同国の軍事政権による民主化弾圧に対して米欧から経済制裁を受けた。その後、20年近くに及ぶ制裁下にありながら、制度的な改革を継続させていった状況を踏まえ、自動車産業の萌芽を見据えていきたい。

また、ミャンマーにおける自動車産業の生成について、中古車輸入から同国自動車市場が拡大し、それが新車普及や現地生産を遅滞させた状況を取り上げる。特に2011年の民主化ののち、自動車需要が急増し、古い自動車輸入に対する

政策を大きく転換した状況に言及する。そこでは輸入許可証をめぐる状況変化や旧型車のスクラップポリシーの変化も取り上げる。その上で、日本メーカーを中心として外資系自動車メーカーが、同国において現地生産に踏み切るまでの状況変化を射程としたい。これらにより、同国において自動車市場の拡大に資するような要素を発見することを目的としたい。

## 1. ミャンマーの概況

### (1) ミャンマー概史

ミャンマーは、8世紀頃からピュー（Pyu）族が点在して生活し、次第に小国家を建設し始めた頃から文化的に隆盛した。9世紀中頃、中国雲南から移住したビルマ（Bamar）族は、エーヤワディ（Ayeyarwady）川流域に移住、ピュー族やその他諸勢力を征服していき、1044年にミャンマー最初の統一国家バガン（Bagan）王朝を建設した。バガン朝は、1044年から1287年までビルマ族による統一国家であった。16世紀になると勢力を盛り返したビルマ族は、タウングー（Taungoo）に城塞を築き、国家統一を果たした。さらにタイのチェンマイ（Chiang Mai）、アユタヤ（Ayutthaya）王朝を滅ぼしていき、東南アジアに一大王朝を成立させた。それにより1550年から1752年は、タウングー王朝が国家を再統一した。ビルマ族は一度モン（Mon）族に滅ぼされたが、アラウンパー王（Alaung Mintaya-gyi Hpayaya）により再度攻勢を強め、バゴ（Bago）のモン族国家を

滅ぼし、統一国家を形成した。その後再度アユタヤ王朝を滅ぼし、再び隆盛を極めた。しかし1775年から1885年のコンバウン (Konbaung) 王朝が最後のビルマ王朝となった(中西 [2009] 32-35)。

イギリスは、ビルマ王朝との3度に及ぶ戦争により、1886年にミャンマー全土を植民地にした。第二次世界大戦が始まると1942年から旧日本軍が侵攻を開始した。そしてアウン・サン (Aung San) 率いる30人の志士を中心としたビルマ独立義勇軍 (Burma Independence Army: BIA) は、旧日本軍とともにビルマに侵攻した。1945年になると、抗日運動が起こり、連合軍が首都ラングーン (Rangoon) を占拠したことにより、旧日本軍は降伏、再びイギリス領となった(清水建設提供資料)。

ミャンマーは、1948年にイギリスの植民地から独立したため、1885年から1947年が同国の植民地時代である。同国の植民地支配からの解放は、独立よりも統合の意味合いが強く、イギリス植民地支配は同国に分断統治をもたらした。多数派であった仏教徒ビルマ人に代わり、植民地支配はカレン (Karen) 人やカチン (Kachin) 人、チン (Chin) 人など非仏教徒少数民族が優遇され、植民地支配の一角を担った。この分断統治が、独立後の国家建設には負の遺産となった。同国では、植民地時代以前から少数民族問題は存在した。しかし、イギリスの植民地政策が現在に至るまで同国の政治問題を深刻化させた(伊野 [2011] 191)。他方、イギリス統治時代は、ラングーンでは計画的な都市開発により通信、鉄道、道路などのインフラ整備が進められた。鉄道の主要路線はほとんどラングーンにつながるよう敷設され、道路も村、郡庁所在地、県庁所在地、管区長長所在地が効率的につながった(根本 [1996] 30)。

## (2) ミャンマーの現況

### 1) ミャンマーの国土

ミャンマーは、面積68万㎡km (日本の約1.85倍)、人口5,148万人 (2015年5月、ミャンマー入国管理・人口省)、平均年齢27.1歳である。教育水準が高く、「チャイナ+1 (プラスワン)」の工場適地として注目される。首都はネピドー (Naypyidaw) である。民族はビルマ族 (約70%) と多くの少数民族 (135民族) が存在している。言語はミャンマー語であり、成人 (15歳以上) の識字率は91.9% (2008年) に達している。宗教は仏教徒89.7%、ヒンズー教徒9.2%、イスラム教徒0.7%、キリスト教徒0.3% (2001年国勢調査) である。さらに厳しい戒律の上座部仏教を信仰しているため、飲酒を嫌う人々も多く、独特な仏教文化がある(武田 [2017] 42)。気候は北部が温帯、中部・南部が熱帯に属し、高温多湿である。最高気温は25~37℃、最低気温は18~20℃であり、1年は雨季 (5月下旬~10月中旬)、乾季 (10月下旬~2月)、暑季 (3月~5月) に分かれている(清水建設提供資料)。

### 2) 政治状況

現在のミャンマーは、1948年にビルマ連邦として独立したが、少数民族や共産党の反乱により、内乱が継続した。1962年に軍総司令官ネ・ウィン (Ne Win) が、クーデターにより政権を掌握し、「ビルマ式社会主義への道」と題する革命政権の基本綱領を発表し、ビルマ社会主義計画党 (Burma Socialist Programme Party: BSPP) を発足させた。ビルマ式と冠されたのは、マルクス・レーニン主義の唯物論に比べ、精神の物質に対する優位性を認める特徴のためである(伊野 [2011] 196)。その後、1974年にビルマ連邦社会主義共和国 (Socialist Republic of the Union of Burma) が発足、ネ・ウィンが大統領に就任した。

やがて学生を中心とした反政府デモが起きるようになり、アウン・サン・スー・チー (Aung San Suu Kyi) を書記長とする「国民民主連盟 (National League for Democracy : NLD)」が結成された。ネ・ウインは、内向きで独特の計画経済体制を敷いたため、その矛盾は1980年代半ば以降に噴出し、1988年の「民主化運動」により、国民の不満は頂点に達した。この民主化運動を武力鎮圧した軍事政権は、それを契機に本格的な市場経済化と対外開放政策に踏み切り、難局面を打開しようとした (藤田 [2005] 3)。

ミャンマーでは、軍事政権のデモ参加者弾圧により、死者が出る事態となった。軍事政権の経済失政のため、国民には反政府機運が高まっていた。国庫は資源輸出で潤っていたが、市民は物価上昇に苦しみ、政権に近い一部富裕層とは格差が拡大し、不満が爆発した (日経新聞 2007.9.27)。そして同国は、2006年10月に首都をラングーンからネピドーへ遷都し、1962年から50年間続いた軍政が2011年に民政移管された。そして、連邦団結発展党 (Union Solidarity and Development Party : USDP) のテイン・セイン (Thein Sein) が大統領に就任した。その後、2015年11月の総選挙で改選議席491議席中NLDが8割に当たる390議席を獲得し、NLDが大勝した。これにより、2016年3月にテイン・チョー (Htin Kyaw) を大統領とし、アウン・サン・スー・チーを国家最高顧問兼外相とするNLD政権が発足した (清水建設提供資料)。

なお同国は1989年に公式の英語名称を Union of Burma から Union of Myanmar へ変更し、さらにその後、Republic of the Union of Myanmar に変更されている。

## 2. ミャンマーの経済

### (1) ヤミ経済から経済回廊構想へ

先にあげたようにミャンマーでは、1962年のクーデターで実権を掌握したネ・ウインが社会主義政策により、産業国有化を推進した。そのため、資本市場の発展が遅れ、証券取引所への上場企業は3社のみであった。また不透明な権力構造のため、政商やクローニー (仲間内) がさまざまな分野で暗躍した。彼らは軍政幹部に取り入り、武器などの貿易や建設業などにおいて地位を確立し、高級ブランド店を展開したり、航空事業に進出する者もいた (日経産業 2006.11.30)。

政府は、1985年11月の通貨改革以降、ヤミ経済規制のため、引締めを強化した。そして、貧富の差が拡大した元凶である不法な利益を生む源を封じ、財政に余裕をもたせようとした。ただラングーンには、ヤミ商人が健在であり、これらへの対応が経済活動を鈍化させた面もあった (日経新聞 1986.6.23)。また、国内では十分な商品が生産できず、密輸品が消費経済の主役であった。その4割はタイから流入し、中国国境を越える密輸品もあった。国民は品揃えの悪い国営百貨店を回避し、政府が移転させたミンガラ (Mingalar) 市場が賑わった。さらに1987年9月初めに高額紙幣が廃止されると人々は銀行に押し寄せ、換金可能な高額商品の購入のため、同市場を訪れるようになった (日経新聞 1987.12.12)。

ミャンマーには先のような状況があったため、アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB) が1992年に中国を含むメコン6カ国の経済協力の枠組みを提唱し、交通・物流インフラ開発を重点項目に位置づける「経済回廊」の概念が誕生した。特に1990年代後半には、アジア通貨危機を乗り越えるため、道路や鉄道な

ど国境を跨いで整備し、域内の経済交流を活発化させる「回廊」のコンセプトが固まり、2001年に各国の協議で3ルートが決定した（飯山 [2019] 49）。こうして同国は、国内に多くの問題を抱えながらも周辺諸国との経済的なつながりをもつようになっていった。

## (2) ミャンマーの産業構成

ミャンマーは、第二次世界大戦前後から1963年までは世界の米輸出国であった。米の生産量は、社会主義期（1962~1988）に急減し、軍政期（1988~2011）に停滞、一時はほとんど皆無の年もあった。しかし、2012年以降は急速に回復し、2012~13年度は150万トンに迫るようになった（高橋 [2018] 134）。現在は、農作物の輸出大国の復活を目指している。それは農業が貧困対策になるためである。

現在のミャンマーの産業別GDP構成は、農林水産業26.3%、製造業27.5%、サービス業46.2%である（CIA2016年推計）。したがって、主要産業は、農業、鉱業、製造業である。また主要輸出国は、①タイ、②中国、③インド、④日本の順であり、主要輸入国は、①中国、②シンガポール、③タイ、④日本の順である。日本からの主要輸出品目は、乗用車・トラックなど（63.9%）、建設機械など（12.3%）（財務省貿易統計）であり、日本の主要輸入品目は、縫製品（布帛製品、ニット製品）67.1%、履き物（12.8%）、魚介類（6.5%）である。国民の60%は、農業に従事し、経済の自由化とともに周辺国の水準を上回る7~8.5%の高成長を実現している。今後も短期的にはサービス部門が成長を牽引するとされる。中長期的には、製造業が成長を牽引できるようにインフラや法制度を整備しつつある（清水建設提供資料）。同国のGDPは2016/17年度IMF推計名目値663億ドルであり、1人あたりGDPは2016/17年度IMF推計

1,307米ドルである（外務省ウェブサイト）。

## (3) ミャンマーの市場成長性

ミャンマーにおける消費財の普及状況は、パソコン保有率3.5%、自動車保有率3.1%（JETRO）であるため、これらの普及率がかなり低いことから、市場としての潜在力があるとされる。他方、民主化後も同国市場は、米国から制裁を受けたため、主な財閥は2016年まで制裁対象となっていた。また同国は、未整備のビジネス環境が影響し、ビジネスのしやすさでは世界190カ国中170位である（武田 [2017] 42）。したがって、海外からは投資対象国としてはほとんど考慮されていなかったことがわかる。

かつての首都であったヤンゴンでは、1993年に携帯電話や自動車電話などの移動電話が登場した。これはミャンマー軍事政権の通信郵政省が、エリクソン・オーストラリア（Ericsson Australia）と移動電話システム建設契約を締結したことによる。同国では、外国援助の停止でインフラ整備が遅れ、電話の通信状態が悪かったため、移動電話システム導入に踏み切った。これにより、エリクソンが2カ所の無線局と1カ所の移動電話交換局を建設し、既存電話網との接続を請け負った。完成後は、ヤンゴン及びその周辺で携帯電話や自動車電話での国内、国外との通話が可能となった（日経産業1992.12.1）。現在のミャンマーでは、スマートフォンが普及し、2015年からの2年間でSIMカードの普及枚数が600万枚から5,000万枚へ急伸し、人口1人あたり約1枚の水準となった。これには2014年に海外事業者の参入を認めたため、SIMカードの価格が1枚10万円から150円程度に値下がりしたことが影響した（武田 [2017] 45）。

ミャンマー市場は、民政移管で市場開放され「チャイナ+1」としての成長可能性が見込まれる。特に近年は6~8%台の高成長を維持し、



順調な経済成長を遂げ、消費市場の拡大も期待される。それは非熟練労働力の調達コストの低廉さ（43USドル/日）によるものである。2012年から日系企業のミャンマー進出が続いているが、電力不足・不安定供給による停電が頻発し、そのためにインフラ、エネルギー環境への整備ニーズが大きい。インフラ整備等のために年間1,000億円以上のODAが供与されているが、道路、電力供給等の社会インフラが未成熟なため、スペックの高い製造業が進出できない。また、法令制度の未整備による市場の混乱がみられる。2016年4月には建築中案件の建設中止命令、商業税の課税問題、旧軍閥の利権維持の体制（建設資材輸入許可が外資企業には下りない問題など）、多くの同業他社が進出し、熾烈な価格競争が起こっている（清水建設提供資料）。こうしたエネルギー源やインフラ整備の問題など、対応しなければならない課題が山積しており、政策も一貫していないため、余計に混乱が生じているともいえる。

#### (4) 民主化前後の経済の動き

米国は、1997年にミャンマーの軍事政権による民主化運動弾圧に対し、米国企業の新規投資禁止を含む経済制裁を発動した。この経済制裁は20年近く継続した。これにより、米欧諸国は同国包囲網を強化し、同国への投資が急減した。国内では民主勢力が大規模集会を開催し、民主化を求める動きが加速した。他方、内政不干渉を原則としたASEAN諸国は、米国の制裁強化に反発した。そのため、1997年5月にクアラルンプールでASEAN特別外相会議を開催し、同国のASEAN加盟を決定した。米国の制裁措置は、①米企業の新規投資全面禁止、②同国でエネルギー開発などの投資事業関与企業との取引禁止などであった（日経新聞1997.5.22）。

ミャンマーでは、1980年代後半に給油所の

国営化と数量制限が導入された。そのため、どの車もガソリンを公定価格で1週間に2~4ガロンで購入することができた。これを市場で1ガロン200チャットで販売すると184チャットの利鞘が得られた。これは公定レートと市場の実勢レートが併存していたためである（日経新聞1995.8.29）。2005年以降、世界的な原油高で燃料油価格が大幅に上昇し、2007年には、僧侶を中心に大規模反政府デモが起こった。そこで政府は、2010年6月に国内の自動車用燃料の販売数量制限を撤廃した。これはテイン・セイン首相らが軍籍離脱し結成したUSDPを支援する選挙対策の1つであった。これにより、国内261の全給油所が民営化され、同時に1日2ガロン（1ガロンは英国式で約4.5リットル）までの販売制限を撤廃し、国民は同じ販売価格で自由に燃料補給が可能となった。（日経新聞2010.6.15）。

他方ミャンマーでは、2007年頃から天然ガス輸出による外貨収入が増え、2009年頃には為替レートも物価も安定した。2008年のリーマン・ショックにより、一旦経済成長が鈍化した。欧米による制裁緩和以降、対外経済関係拡大を背景に再び成長が加速し、2014年の実質経済成長率は7.7%となった（日経産業2015.7.16）。ミャンマーの2011年のGDPは、519億ドルで対前年比成長率は5.5%であった。同年度の輸出額約91億ドルのうち、天然ガスは4割近くを占めていた。輸入額は約90億ドルであり、石油と一般・輸送機械が各々約2割であった。天然ガス輸出で増加した貿易黒字は、2010年以降の輸入急増でほぼ消失した。それは、輸入規制緩和により自動車などの輸入が急増したためであった。そして、2012年以降に経常赤字が常態化することが予測されたため、資本収支次第では経済が再び不安定化する可能性もあった。これはシェールガス革命で変動期に

あった天然ガスの世界市況の懸念からであった（三重野 [2013] 25面）。また、同国の2011年の民政移管とそれに伴う経済改革は、タイからの荷動きを活発化させ、消費を拡大させた。ただタイからの輸入量増加は経済基盤の乏しさによるものであった（飯山 [2019] 48）。

2012年4月の新憲法に基づく総選挙によるテイン・セイン政権の発足により、日本は約四半世紀ぶりに円借款を決定した。欧州連合（EU）も武器禁輸を除いた経済制裁の一時停止を決定した。そして、米国も2012年11月にオバマ（Obama）大統領が同国を訪れ、実質的な制裁の全面解除と経済援助再開を表明した（日経新聞2012.12.26）。これにより長い間にわたった米欧による経済制裁が一応の終結を見た。

#### **(5) 経済特区の立ち上がり**

ミャンマーでは、民主化が急進展し、低コストの生産拠点や潜在的な巨大消費市場として注目されるようになった。米欧の経済制裁停止により、同国への投資が見られるようになった。政府は、為替制度改革などで外資導入を阻害した前近代的な経済制度改革を進めた。複雑な多重為替相場の解消はその象徴であった。従来は実勢レート、政府の対外借入れや輸出入金額算出に使う公定レート、関税算出に使う政府公認レートなどがあり、その差は140倍にもなっていた。それを2012年4月に実勢レートに一本化し、経済安定のため1日の変動幅を一定範囲内に抑える管理変動相場制へ移行した（日経産業2012.7.10）。

ミャンマーは、インフラが極めて貧弱なため、これまで製造業の進出が難しいとされてきた。ただインフラ整備の進捗により、日系メーカーの進出可能性が生まれた（日経産業2015.7.16）。2011年の民政移管によりティラワ経済特区（Thilawa Special Economic Zone）が立ち上がった。

特区設立に関与した同国政府関係者は、2016年に誕生したアウン・サン・スー・チーが主導する新政権でも発言権を有した。中国政府も同国のインフラ整備に多くの資金と労働力を提供し、結びつきを強めるようになった（日経ビジネス [2018] 40）。

2015年9月には、近代的工業団地ティラワ工業団地が部分開業し、日系企業など47社が進出した。この開業は、内需中心であったミャンマー製造業が輸出主体で成長を目指す契機となった（日経新聞2015.9.25）。ただ同国では、外資系製造業の進出は、許認可取得や法人登記で複雑な手続きが必要であり、所管官庁も異なった。そこで政府は、ティラワを経済特区に指定し、許認可手続きも専門組織が1カ所で行う体制を構築しようとした。これにより企業は手続き負担が軽減された（日経産業2014.5.29）。ただ、同国では水力発電が中心であり、乾期にはほぼ毎日のように停電が起きている。ガス火力発電所を整備したティラワ経済特区（Thilawa Special Economic Zone）の停電率は、他の工業団地に比べて10分の1程度であるが、入居している企業は縫製業など電力使用量が少ない企業が多いともいわれている（武田 [2017] 44）。

#### **(6) 改正外国投資法施行と段階的進行**

ミャンマーでは、金融制度改革と並行し、投資規制の緩和が進むようになった。同国には1988年に制定された「外国投資法（外資法）」があった。同国では、土地私有を禁じ、土地取引は利用権の売買であった。そこで外資は国から直接利用権を得る必要があった。新外国投資法が2012年11月に制定され、同法では民間同士の取引を認め、工場や店舗立地の自由度が拡大した。また法人税の免税期間も3年間から5年間に延長された（日経産業2012.7.10）。

改正法の制定過程では、国内産業保護を目的

に最低投資金額を500万ドルとする案が盛り込まれそうになったが、最終的には外国投資誘致を掲げるテイン・セイン大統領が極端な条項を削除した（小島 [2013] 108）。そして、2013年1月に改正外国投資法が施行され、投資環境は好転したが、内容には不明確な部分が残った。たとえば、小売業は条件を満たせば外資参入が認められたが、その条件は曖昧であった。また金融分野には触れられておらず、企業は法律や細則の運用を確認しながら事業を進める必要があった（日経産業2013.3.1）。

他方、ミャンマーでは、外国投資の許認可権を持つミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission : MIC）の通達により、外資参入の規制分野を定めている。政府はこれを全面刷新し、小売業、卸売業、貿易業、倉庫業を規制対象から除外した。それまで海外企業には、代理店やフランチャイズチェーン店による事業活動しか認めておらず、流通業は現地企業が独占していた。政府は、2015年以降ショッピングセンターなど大規模店舗形態の小売業進出を認め、出店地域や投資額に規制を設定したが、外資のコンビニエンスストアや外食産業が出店可能になった。さらに貿易業解禁で海外からの仕入も機動的に行えるようになり、他国で開発・調達した商品をミャンマーに導入しやすくなった（日経新聞2014.7.27）。

MICの通達には、①外国投資が禁止される21分野、②外国企業がミャンマー企業との合弁のみによって認可される42分野、③投資認可に当たって「a）事業の所管省による意見書や連邦政府の承認などが求められる115分野」「b）特定の条件下でも参入可能な27分野」、「c）環境アセスメント（EIA）が認可の条件となる34分野」が記載されている。基本的にネガティブリスト方式であり、記載分野に該当しない分野は特別な条件がなく外資100%での参入が認

められた。しかし、それら分野でも所管省の許可が必要な場合もあった（小島 [2013] 108）。小売業や卸売業は除外され、進出には商業省などの許認可が必要であったが、流通業の自由化が段階的に進んだといえる。

ただ、自動車と二輪車の小売は除外され、外資は自動車販売店を展開することができなかった。それ以外に自動車メーカーの参入を縛るものではなく、（現地生産のための）投資は可能であった（日経産業2013.3.1）。この通達は、2018年5月9日に即日実施された。小売投資では、外資比率が80%超の場合は300万ドル、80%以下であれば70万ドル以上の投資（土地賃料を除く）が求められた。また、店舗面積が929㎡以下のミニマーケットやコンビニエンスストアは認められず、卸売業は外資比率80%超で500万ドル、80%以下では200万ドル以上の投資が条件であった。これまで商品輸入も原則的に現地企業を経由させる必要があったが、外国企業がミャンマーに販売会社を設置し、自社商品を国外から輸入、販売できるようになった。そのため自動車や家電メーカーなどが進出を加速させる可能性はある（日経新聞2018.5.12）。途上国や新興国では、雇用力のある小売業や卸売業を保護するため、経済がある程度成長するまで外資参入を制限することが一般的であるが、同国が大幅緩和をしたのは特異なケースであるかもしれない。

## (7) AECによる変化

ASEANは、東西冷戦下であった1967年に地域協力機構として発足し、域内一体化を進めてきた。ミャンマーは1997年7月にASEANに加盟したが、2015年11月にはクアラルンプールでASEAN加盟10カ国の首脳がASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community : AEC）発足に向けた宣言に署名した（日経新聞2015.1.

31)。AECは、1993年に発効したASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area：AFTA）が原型であった。2003年に域内自由化対象をモノだけでなく、サービスや投資に拡大することで10カ国が合意した。AECにより関税の削減・撤廃が進み、先発6カ国（ASEAN6）のタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイは2010年から関税削減・撤廃の対象品目は0%となった。後発のCLMV（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）は2015年までに0%とし、税率7%が上限の一部品目は2018年まで猶予された。そしてASEAN6の自由化率（関税0品目の割合）は2015年に99.2%、CLMVは90.8%となった。ただ、非関税障壁として複雑な税関審査や輸入制限措置、規格・基準認証制度、検疫、内国税などがあった（日経新聞2015.10.7）。また、国境を越えて車両が往来できる越境交通協定や、出入国時に輸出国と輸入国双方での通関・検疫手続きを出入国時のどちらかにまとめる「シングル・ストップ」化も道半ばであり、雇用に配慮し、熟練労働者の移動自由化も進まない面がある（日経産業2016.7.14）。

### 3. ミャンマーにおける自動車普及

#### (1) ミャンマーにおける自動車産業の生成

1962年にミャンマー政府が行った自動車輸入規制により、輸入台数は減少した。政府は、1979年に自動車輸入を許可し、一般人、水兵、政府奨学金による海外留学生、在外の同国大使館に勤務する外交官が対象であり、外国滞在中3年ごとに1台輸入可能であった（Myanmar Times）。他方、同国では、日本政府による戦後賠償の一環で、1962年にMyanmar Automobile and Diesel Engine Industry（MADI）が設立された。当時は、日本の技術支援を受けたため、原

材料、部品の現地調達率は80%に達した。ここにはマツダの乗用車と日野自動車のトラックプロジェクトが含まれた。そこでは、エンジンブロックやホイールディスクなど鑄造部品の一部は、現地生産されたが、多くは日本から輸入された。しかし、1988年以降、日本企業による技術提携の終了に伴い、トラック、バス、乗用車の現地生産は終了した。さらに1988年の軍事クーデターにより、日本からの開発援助が停止し、部品輸入が滞った。そのため年間生産量は、乗用車とトラック総計で500~1,000台程度となった。これらの自動車は、原則的に公的部門に配分された（藤田 [2013] 93-94）。他方、1988年には完成車輸入が一時的に許可されたが、1997年に外貨不足が深刻になり、その後、厳しい輸入規制が敷かれた（山本 [2013]、日本自動車研究所 [2014]、水谷・堀間 [2017] 193）。そのために同国では、第二次世界大戦後に生産された老朽車が長年走行する状態が続いた。

他方、ミャンマーでは、1990年頃、幹線道路から村に入る道路の敷設時期を迎えた。当時、二輪車は本田技研の中古車、自動車はすべてトヨタや日産のピックアップトラックに屋根を付けた「バス」と呼ばれる車両が中心であった（高橋 [2018] 68-69）。こうした交通環境の悪さは、21世紀になっても続いた。他方、日本政府が、同国に援助した自動車は軍事目的に使用されたため、日本政府、企業に援助停止と経済制裁実施が求められた（日経新聞1992.5.30）。そこで、経済活性化と投資環境改善を目指したインフラ整備のために自動車輸入が進められることになった。ただ、外貨不足が深刻であり、性能の劣る安価な中国車が輸入された（日経産業1993.4.22）。その後、軍事政権が支配したヤンゴンでは自動車ブームが起き、中古車が路上で売買され、主に日本車が取引された。ガソリ

ン不足や中国向け再輸出規制強化により、在庫が増え、販売価格は急落した。かつて北部国境から中国・雲南省に密輸されたが、政府が1993年7月から密輸取締りを強化したため、在庫が急増した（日経新聞1994.1.31）。こうして自動車の輸入政策については、弥縫策が相次ぎ出され、一貫した政策が見られないまま時間が経過していった。

## (2) 中古車輸入の拡大

2011年にテイン・セイン大統領は、民主化を進めるために中古車輸入規制も大幅緩和した。ミャンマーでは、日本製の中古車は故障しにくく、故障しても修理をすれば何十年も乗れるために人気があった。こうして中古車が増加したため、ヤンゴンでは渋滞が深刻化し、至るところで高架道路が建設された。また民政移管後、国内の物流需要が上昇し、海外からの観光客の大幅増加によって観光バスの需要が高まり、日本からの乗用車以外の車両輸出も増加するようになった（水谷・堀間 [2017] 85-86）。

他方、ミャンマーでは、地方の交通手段は二輪車や馬車が中心であり、タクシーも走行していない地域もあった。道路整備も遅れ、主要幹線道路の総延長距離は、2011年に2万4,285マイルであったが、2015年には2万5,733マイルと約1,400マイル強伸張しただけであった。また、アスファルトとコンクリートの舗装率は64%であり、その他は砂利道などであった。そのために未舗装道路は雨季には冠水し、通行不能となった。さらにコンクリート道路は滑りやすくなり、事故も発生した。一般道路は、舗装道が少ない上、幹線道路との連結性も低かった。ルートによっては反政府勢力が支配する地域もあり、走行ルートには困難を極めた（水谷・堀間 [2017] 190-191）。一見、道路敷設を進めるとともに舗装をしていけばよいという見方もあ

るが、財政的な面やその危険性などにより、なかなか進捗しない状況も理解できる。

ミャンマーでは、先にもあげたように国内企業保護のために外資による輸入販売は禁止されていた。外資が自社製品をミャンマーに輸入販売する場合、現地企業への委託か現地生産による方法しかなかった。ただ、国内企業は小規模で販売力がない状態であった。一方、先の新政令でも国内業者への影響が大きい自動車と二輪車は、規制緩和対象から除外方向で議論が進んだ。そこで対象品目を制限し、外資誘致と国内企業保護を目指すこととなった。

## (3) 民主化以降の自動車需要の急増

1996年、ASEAN 6カ国の自動車産業がASEAN自動車連盟（ASEAN Automotive Federation : AAF）を再結成した。ここでは加盟国相互の部品供給の円滑化や環境・安全基準づくり、個別企業が対応しにくい多国間の問題解決に取り組むこととなった。ASEANはAFTAにより、2003年までに域内関税を0~5%に引き下げ、域内分業体制を推進することにより、経済発展を加速させようとした。そこでAAF設立は、有力自動車生産地域を目指したものであった（日経産業1996.7.30）。ただ、ASEANで新興市場とされるカンボジアとラオス、ミャンマーは、合計人口が1億人を下回り、GDPも少なく、モータリゼーションの開始は時期尚早の見方もあった（西本 [2017] 75）。それは1人当たりGDPからの見方であり、一般に1世帯あたり3,000米ドルという水準に達するには、時間がかかると判断する面からであろう。

しかし、ミャンマーでは2011年の民主化後、自動車利用が急増した。図表1からわかるように自動車保有台数は、民主化以前から急増した。自動車市場の成長により、石油製品需要の伸長が見込まれたため、JXなど日本の石油元売各

<図表 1 ミャンマーの車種別自動車登録台数（単位：台）>

車種 \ 年	2012	2013	2014	2015	2016	前年比 %
乗用車	267,561	331,468	434,69	494,657	536,471	8.5
トラック	67,750	74,546	124,597	193,559	250,529	29.4
バス	19,579	19,812	22,151	26,746	25,937	▼ 3.0
二輪車	1,955,505	3,219,213	3,595,474	4,276,696	4,631,007	8.3
その他	53,352	54,070	61,291	86,041	97,316	13.1

(出所) フォーリン [2017] 158 頁

社は、外資への市場開放が進む同国を大きな市場と見なすようになった（日経新聞2014.9.14）。他方、中古車利用が浸透し、中古車輸入規制をしなければ、新車市場拡大は厳しい状況であった。同国の2016年の乗用車保有台数は約50万台である。登録車の8-9割は日本から輸入し、新車は年1万台に過ぎなかった。同国でも日系メーカーが多いが、ショールームや保守点検などには力を入れてきたが、工場建設には慎重な姿勢であった。そのような状況において、北京汽車が2014年2月にヤンゴンにショールームを開設した。同社は同国国境の雲南省瑞麗市で2015年に年産数万台の新車組立工場を稼働させ、同国への輸出拠点とした。後章で取り上げるが、同国では2010年に政府系企業との合併会社を清算したスズキが2013年に小型トラックの現地生産を再開した（日経新聞2014.6.10）。またスズキの行動は、米欧の経済制裁解除時期が見通せない状況での再開であった。

#### (4) 輸入許可証（ライセンス）発行をめぐる

##### 1) ライセンス取得をめぐる変化

2000年になると、ミャンマーでは国内経済の落ち込みや軍事政権による政策運営のため、トヨタ、味の素、全日空などの日系企業が駐在員を引き上げる事態となった。当時同国には約70社の日本企業が進出し、駐在員家族を含め

400人が滞在していた。トヨタでは、1998年1月に開設した駐在員事務所から日本人を引き揚げ、現地スタッフで事務所を維持することとした（日経新聞2000.5.7）。この対応には、同国をどのように見極め、判断するかという迷いが見られよう。

ミャンマーでは、それ以前の2010年時点において、当時10年を経過した日本製の4ドア乗用車が20万ドル、四輪駆動車も40万ドルを超えて取引されていた（日本貿易振興機構[2011]、日本自動車研究所[2014]、水谷・堀間[2017] 193）。そして、2011年6月末には自動車登録台数のうち日本車が9割を超えていたが、この背景には流入増もあった。軍事政権は、それまで新車・中古車ともに輸入を規制してきた。一方、新車は経済制裁を踏まえ、日米欧メーカーは輸出を自粛していたが、中古車については輸出が可能であった。日本中古車輸出業協同組合（東京・品川）によると、月間数百台だった輸出は2011年12月に6,580台に急増した。これはテイン・セイン政権が、民主化と並行して経済活性化を目指したためであった（日経新聞2012.2.15）。中古車輸入の拡大により、2011年の輸入規制緩和で中古車価格の低下が進行した。そこで新政権は、新車輸入解禁の検討を開始した。同国では自動車は高価であったが、より自動車購入を難しくしたのが高額の「輸入許

可証（ライセンス）」であった。軍事政権時代は1台12万ドル（約930万円）であった。その後1万5千ドルに引き下げられたが、税金や手数料を含めると購入価格のほぼ半分を占めていた（日経新聞2012.2.15）。

他方、ライセンス取得には、輸出税支払済みの輸出獲得外貨の提示が必要であった。こうして政府は、裁量的にライセンスを発給してきた。完成車輸入が厳しく制限されているため、輸入代替企業には保護的であったが、それら企業にも厳しい外貨配分規制・輸入規制が課されたため、育成には結びつかなかった（藤田 [2013] 94）。またライセンスを得ても、実際に輸入許可が出ない状況が続いた。一方、各省庁の特別輸入枠を使った輸入が増加した（日経新聞2000.5.7）。

## 2) スクラップポリシー

ミャンマー政府は、2011年9月に古い車の入替促進策を開始した。旧型車は、排ガスや故障が経済発展の妨げになるため、廃車証明と引換えにライセンスを無料で発給することにした。これは自動車を一般国民に手が届く価格水準に引き下げるためであった。そこで、旧型車の買換え奨励策として、40年以上経過した旧型車を廃車にすると、1995年以降に生産された3,500ドル以下の中古車（当時）を輸入できる「スクラップポリシー」を発表した。その後、経過年数の条件を緩和し、自動車登録税の減税、2007年以降の右ハンドル車の輸入許可などについて規制を緩和し、2011年の民政移管以降、同国で日本の中古車輸入が急増するようになった（水谷・堀間 [2017] 193-194）。

さらにミャンマー政府は、旧型車の所有者に対し、生産年が1999年から2006年に限定した新型自動車の輸入許可を与えた。これにより、2012年8月時点で、総計58,711台の輸入が許可された（ミャンマー商務省）。これに対し、

2012年5月に発表した追加措置では、外貨口座開設などの条件を満たすと、2007年以降の生産車にもライセンスを無料発給することとした。これにより、旧型車の廃車を条件にせず、誰もが購入可能となった。そのため、年式の新しい車が大量に流入する可能性が生まれた。また中古車が値下がりし、関税や登録料など諸経費込みでも、排気量1,300cc程度の小型車は100万円前後で購入できる見込みとなった（日経新聞2012.6.4）。こうした生産年に対する輸入制限の解除は、新車輸入に道を開いたとも解釈できる。

## 3) 道路事情に合わせた対応

2016年11月にミャンマー車両輸入管理委員会（Vehicle Import Supervisory Committee : VISC）が発表した「2017年に輸入可能な自動車に関する通達」では、左ハンドル指定の車両に関する規制が増加した。これは政府が以前から同国の道路事情に合わせて左ハンドル車普及を進めてきたためであった（水谷・堀間 [2017] 86-87）。そして政府は、2017年1月以降、右ハンドル車の輸入を原則禁じる方針を2016年11月に発表した。廃車証明書と引換えに輸入を認める特例でも対象を2011~2014年製造の中古車に限定した（日経新聞2016.12.28）。

右側通行のミャンマーでは、左ハンドルが原則であるが、ヤンゴンでは日本からの右ハンドルの中古輸入車が9割以上を占めていた。そこで政府は、2017年から右ハンドル車輸入を原則禁止とし、廃車証明を条件として輸入特例は比較的新しい車両に限定した。2016年までに認められた輸入中古車の販売は継続していたが、在庫が底をつくると中古車価格が上昇し、新車との価格差が縮むことが予測された。中古車輸入規制の目的は安全確保であったが、自動車産業の育成を試みるミャンマー政府による産業政策の面もあった。中古車市場が縮小すると、代替する新車市場を狙った投資誘致も可能になる。

<図表2 自動車輸入に関する新規制（2017年1月）の概要>

車種	輸入可能な車両年代	その他
○老朽化した車の代替による輸入 ・乗用車 ・トラック/バス	2011~2014 2007~2014	1,350cc以下 2015~2017年式は 左ハンドル限定
○個別輸入 ・乗用車 ・トラック ・高速バス ・旅客自動車、ミニバス、路線バス	2015~2017 2007~2017 2012~2017 2007~2017	左ハンドル限定、排気量1,350cc以下を含む 2015~2017年式は左ハンドル限定 左ハンドル限定 左ハンドル限定
○通常の輸入ライセンスによる会社、 団体の輸入 ・乗用車 ・工業用中古車（事業用重機） ・高速バス ・ミニバス、路線バス ・消防車、救急車、霊柩車 ・宗教で使用する車	2015~2017 2007~2017 2012~2017 2007~2017 2001~2017 2007~2017	左ハンドル限定  左ハンドル限定 左ハンドル限定
○ミャンマー政府による輸入 ・乗用車 ・工業用中古車（事業用重機） ・バス、トラック	2015~2017 2007~2017 2007~2017	左ハンドル限定  2015~2017年式は左ハンドル限定

(出所) フォーリン [2017] 159頁 (一部改)

そして、国内で組み立てをし、国産要件を満たせば、自動車税が免除されることとなった（日経産業2017.9.8）。図表2は、2017年の自動車輸入に関する新規制の概要を示したものである。輸入可能な車両年代をかなり新しいものでも可能とし、さらに左ハンドルに限定するとの条件を付けた車種が目立っている。これにより、日本において使用されていた右ハンドル車の中古車輸出は大幅に減少することが予測されるようになった。そのため、日本にとっては、政策的な同国に対する情報収集と見極めがより重要となった。

### (5) 現地生産の促進

ミャンマーでは、テイン・セイン政権下での経済開放以降も国内を走行している自動車のうち中古車が9割以上であり、新車市場は数千台規模でしかなく、タイやインドネシアと比較す

ると小規模であった。しかし、政府が2017年に中古車輸入を実質的に規制し、新車販売が直近の2018年は前年度から倍以上伸び、1.7万台を突破した。前年度成長率からは、ASEANで新車市場が最も急速に立ち上がっているとされる（瀧波 [2019] 1）。つまり、新車市場の立ち上がりは、政策による影響が大きいといえる。

ミャンマー工業省は、2019年5月に自動車政策を公表した。自動車市場は2018年の新車販売台数、生産台数ともに前年比で倍増し、同国の経済発展に資する自動車および関連産業の将来にわたる持続的成長を見据えて策定された。その骨子は、新車販売台数の目標値を3期に分けて設定した。第1期（5年間）で年間20万台、第2期（5年間）で年間40万台、第3期（5年間）で年間120万台としている。これはブランド力のある自動車を国産化することによって、生産設備・自動車部品製造、原材料供給、アフ



ターサービス、自動車保険、販売金融など各関連分野を育成することが目的である。また、外国企業の進出による技術移転を推進し、ミャンマー人の雇用機会を創出しようとする面がある。外国直接投資を促進するため、現地生産に対する優遇税制などインセンティブを付与しながら、R&Dセンター設立も促し、グローバル・サプライチェーンの一角を担おうとしている（草刈 [2019]）。

このようにミャンマー政府は、域内の最大生産国であるタイからの輸入車流入を防ぎ、自動車産業を振興させようとするものである。AECでは、自動車の域内関税は撤廃されているが、現地生産を優遇することにより、雇用増や技術集積を形成しようとしている。このため各国政府は、輸入車に非関税障壁を設けている。そこでヤンゴンでは、2016年にナンバープレートの取得に必要な車庫証明発給を停止した。そのため、ヤンゴン市民は他地域の人から名義を借りなければ輸入車を購入できない状況となった。さらに商業省が販売・価格面で輸入車に規制をかけ、代理店1社につき輸入許可を300台に制限している。現地生産車にかからない車両登録料を本体価格の5~120%を徴収することとしている（日経新聞2019.2.15）。こうした政府の対応は、輸入車に規制をかけることで大手メーカーに現地生産を促し、雇用創出や裾野が広い自動車産業自体の立ち上がりを期待するものといえよう。

## 4 ミャンマーにおける外資系自動車メーカーの事業活動

### (1) ミャンマーにおける自動車の現地生産

ミャンマー政府が、自動車産業の育成を目指し、2017年から中古車輸入に大幅な規制をかけたため、自動車市場に変化が起きるように

なった。有力な中古車輸入業者は、新車販売に業態転換している。またメーカーでは、スズキのように現地生産を拡大する動きも出てきた。同国は、ASEANの自動車市場における「最後のフロンティア」とされる。それは同国での2018年1~10月の国内生産台数が約9,500台（前年同期2.5倍）となり、乗用車が約7,700台（同3.1倍）、商用車が約1,800台（同1.3倍）と乗用車の伸張が顕著であることからわかる。現在、同国では、スズキ、日産、Ford、起亜の4社が同国内での生産を行っている。首位のスズキの生産台数は約7,900台（同3.0倍）であり、乗用車が約6,600台（同3.6倍）、商用車が約1,300台（同1.6倍）であった。スズキは、ティラワ工業団地に第2工場を建設し、増産をしている。また、日産車を販売するマレーシア資本のタンチョンモーター（Tan Chong Motor : TCM）が、バゴーに第2工場を建設しており、2019年半ば以降の稼働を予定している。いずれも現在、SKD方式であるため、部品はほぼ全量輸入であるが、TCMでは、CKD方式での部品現地調達も視野に入れ、部品メーカー用の土地を第2工場の隣接地に確保している（草刈 [2018]）。このような状況は、やはり同国の自動車政策の変更により、これまでとは異なった自動車環境が形成されつつあることを示している。

### (2) 日系メーカーによるミャンマーでの事業展開

#### 1) スズキのミャンマーにおける事業活動

スズキは、ミャンマーのモータリゼーション初期に進出した。同国はトヨタやホンダなどが優位であるタイやインドネシアとは異なり、同社が新車市場では1位である。それは同社が他社に先駆けて進出したためである。ASEANは1997年の経済危機の影響を受けたが、同社と同国政府関係者らが合弁契約書に調印し、事業

認可を受け、ミャンマー自動車・ディーゼルエンジン工業公団（MADI）と合弁会社 Myanmar Suzuki Motor を設立した。出資比率はスズキ70%、MADI30%であった。生産車種は二輪車が110ccクラスの実用車、四輪車が1,000ccクラスの乗用車と商用車であった。ヤンゴンに工場を新設し、当初は年間数百台ずつタイや日本から部品を調達してKD生産を行った（日経産業1998.10.14）。1999年からは、10年契約でピックアップトラックやワゴン車、二輪車生産を行ってきた。ただ同時期には、米国の経済制裁が強化され、自然災害や度重なるデモが発生した。同社はこれらのリスクも踏まえた上で生産を継続した（藤田 [2013] 94）。合弁会社は2010年に解散したが、10年間で累計約6千台を生産した。会社解散後も将来性を見越し、人員を張り付け、交渉を重ね、2013年には単独で工場操業を開始した。同社は、同国での生産を2013年5月に再開した。100%出資の生産・販売子会社である Suzuki Myanmar Motor 設立の申請認可が下りたため、ヤンゴン市内の既存工場を再稼働した（日経産業2013.2.7）。

スズキのミャンマーでの生産規模は、二輪車年間25,000台、四輪車1,000ccクラスの乗用車など同3,000台を目標とした。また同国では、同社が日本ブランドという安心感だけでなく、2013年から現地生産を開始したため、輸入車に上乘せされる各種税金などの費用発生が回避でき、競争力のある価格帯での販売が可能となった。またスズキは、2018年に世界戦略車 Swift を投入し、現地消費者の嗜好に合った自動車を販売し、ミャンマーで最も影響力を持つ日本と同国で活躍する俳優森崎ウィンを広告塔に起用し、プロモーションでも現地に適合させている。同社は、トヨタなどとは異なる戦略によりグローバル事業を推進している（瀧波 [2019] 2~3）。したがって、同社は他の世界的

に有力な自動車メーカーが進出する前に市場参入し、早期に市場を形成しようとする先行型戦略の採用であり、既にインドで実践していたものである。

## 2) いすゞのミャンマーにおける事業活動

いすゞは、かつて Myanmar 国軍との関係が深い Union of Myanmar Economic Holdings Limited (UMEHL) と合弁し、組立を行っていた。部品輸入は、厳しい外貨管理の対象であったため、生産規模はいずれも年間数百台規模であった（藤田 [2013] 94）。同社は、1999年に同国でトラック生産を開始したが、2000年代初めに欧米による経済制裁により休止していた。そして、同社は民主化後の2012年中に、同国でトラック生産を開始するため、ヤンゴンにおいて組立工場を取得した。同国では将来の経済成長を見込み、他メーカーも現地生産を検討しているために先駆けようとした。そこで同社は、政府系企業の First Automotive の株式の約6割を取得し、同社がヤンゴンに持つ工場で小型トラックやピックアップトラックを生産することとした。民主化以前には、先に取り上げたスズキが同国内で生産をしていたが、政府が民主化路線に転じて以降、日本の自動車メーカーの現地生産開始は同社が初めてとなった。組立部品については、同社のアジア最大の生産拠点があるタイから輸送することとした。そして、販売状況に合わせ生産設備を増強し、将来は数万台規模を目指すこととした。さらに修理や点検などアフターサービスの拠点整備も進めようとしている。現地生産の再開で輸送費や関税コストを抑えられ、政府による自動車輸入制限規制も回避できる（日経新聞2012.5.30）。これらは現地生産を手がけることによって得ることのできるメリットである。しかし、これらのコストや規制への対応は、環境が変化するとメリットではなくなることも考慮する必要がある。

### 3) 日産のミャンマーにおける事業活動

日産は、2016年2月にミャンマーでの乗用車生産開始を発表した。2017年1月、提携相手のTCMの現地生産拠点において、Sunnyを年間数百台を生産し、国内市場向けに販売することとした。同社は2013年以降、ミャンマー市場に参入した。同社はこれまで日本やタイなどから輸入したSUVやピックアップトラックなどを販売してきた。TCMの工場生産能力は、年数百台規模であった。そこで両社は、2016年2月にバゴーで新工場向けの土地を確保し、工場建設に着手した（日経新聞2017.1.19）。

まず、同グループの既存工場に生産ラインを新設して生産を開始し、2020年までに新工場を建設して稼働し、年間1万台の生産を目指している。新工場では約300人の従業員を雇用し、投資額は5,000万ドル（約57億円）を予定した（日経産業2016.2.18）。さらに日産は、2019年に委託生産方式によりヤンゴン近郊の新工場を稼働させ、生産能力を現在の10倍以上の1万台超に引き上げることを予定している（日経新聞2019.2.15）。同社のこのような行動も、ミャンマー市場が今後急拡大することを見据えての対応といえる。

### 4) トヨタのミャンマーにおける事業活動

トヨタは、1956年にアジアで海外販売を開始した。第二次世界大戦の賠償金の一部として、22台のランドクルーザー（トヨタJ20シリーズ）をミャンマーに発送した歴史がある（トヨタグローバル）。それ以降、同社のASEANでの活動は、タイやインドネシアでの事業活動が取り上げられることは多かったが、同国での事業活動はほとんど取り上げられることはなかった。しかし、2016年には同社の世界生産の12%をASEANが占めるようになり、5カ国に完成車9工場を構え、サプライチェーンはカンボジア、ラオスなどの後発国にも延びるようになった

（日経新聞2017.8.10）。そして、同国の自動車専門誌『Drive』が2017年9月に同国初の「カー・オブ・ザ・イヤー」を発表し、トヨタ車が受賞した（日経産業2017.9.8）。

トヨタは、2019年6月に車両生産会社のトヨタ・ミャンマー（TMY）を設立し、2021年2月にピックアップトラックHI-LUXの生産開始と、初の完成車工場建設を発表した。これは同社と豊田通商は約5,260万ドル（約57億円）を投資し、ヤンゴン近郊のティラワ経済特区に新工場を建設することとしている（瀧波 [2019] 5）。出資比率はトヨタ85%、豊田通商15%である。完成車部品を輸入して組み付けるSKD方式により、2021年の稼働当初には年約2,500台のHI-LUXの生産能力を持ち、約130人の新規雇用することとしている（日経産業2019.6.6）。やはり、同社についてもミャンマーの市場成長性各国による非関税障壁の形成により、現地生産を決定したものといえる。

### (3) 日系メーカー以外のミャンマーでの事業活動

ミャンマーにおいては、日系メーカー以外のメーカーの動きも活発である。同国政府は、インドのTataと大型トラックの共同生産で合意し、約2,000万ドル（約18億円）で合弁工場を建設し、初年度は年間1,000台の生産、操業を開始することとした。同社は、民主化移行のため、経済改革・開放も考慮し、投資に乗り出したといえる。そこで同社は、政府の第2工業省自動車ディーゼルエンジン工業局と調印した。工場はヤンゴンから北西480kmの中心都市マグエ（Magway）近郊の工業団地に建設、20~30トン級のトラックを生産することとした（日経新聞2010.3.24）。同社の同国への進出は、ヤンゴンの工場労働者の平均賃金がバンコクの15分の1程度であり（日経新聞2010.4.27）、生産コス

トが低下することを期待した上での判断であった。

また韓国系メーカーでは、2019年2月に現代自動車新たに約10億円を投資した生産工場が、ヤンゴン北部の工業エリアで稼働した。同社は、2013年にショールームを開設し輸入車を販売したが、知名度は日系ブランドに劣り、価格競争力を有していなかった。ヤンゴンの基幹店のショールームでも月間20~30台程度しか販売できず、市場全体に占めるシェアも2%台に落ち込んでいた。そこで、最大年間で1万台を生産可能な体制を整えようとしている（瀧波 [2019] 4-5）。同社の販売店に掲げた青白の幟広告では、顧客に品質や価格よりもヤンゴンのナンバープレートを訴求している（日経新聞 2019.2.15）。さらに大宇（Daewoo）は、現地企業と共同で、バスの組立工場の生産を行う計画が進み、乗用車だけでなく商用車の現地生産の動きを加速させようとしている（瀧波 [2019] 5）。

そのほかにミャンマーでは、起亜、Fordも委託生産方式で現地生産している。ただ、2018年の新車販売は1万7,519台であった。統計に含まれない現代自と起亜を加えても2万台弱である。市場規模は非常に小さいため、5社体制での販売競争は厳しいものとなることが容易に想像される。

## おわりに

本稿では、ASEANの自動車産業について、世界から自動車後進国に位置づけられるミャンマーを取り上げた。まず同国の概史、経済状況の変化を取り上げ、自動車普及がなかなか進捗しない背景について考察した。そこでは、1997年に米欧諸国から経済制裁を受けていたため、

外資系企業の同国への進出が、停止あるいは遅滞し、外資を巻き込んでの経済発展を図ることができなかった状況を取り上げた。さらにインフラ整備の不備についても言及した。同国は、そのような状況にはあったが、第二次世界大戦前後に生産された旧型車使用を制限し、同国の道路事情に適合するように、左ハンドル車への切り替えを促進させた状況を捉えた。特に自動車普及がやや進んだ背景には、輸入許可証（ライセンス）に関しての制度変化が大きく影響し、また旧型車から年式の浅い自動車への切り替えについては、スクラップポリシーが大きく影響したことを明確にした。

さらにミャンマーが、制裁下にある時期から市場の成長性を見据え、リスクを承知の上で同国に進出したスズキの企業行動を取り上げ、その後いすゞや日産、トヨタに至るまで現地生産に踏み切り、あるいは踏み切ることを意思決定した段階的進化についても取り上げた。また日系メーカーだけではなく、インドや韓国メーカーも市場としての同国の魅力を感じ取り、現地生産に至るまでの意思決定背景について考察した。他方、同国の中心都市であるヤンゴンでは、鉄道網などの公共交通が未整備であり、自動車が主要交通手段であること、二輪車走行が同市内では禁止されていることなどから、今後も自動車普及が進んでいくものと思量される。ただその傾向が継続するためには、モーターゼーションが急速に進捗するとされる1人あたりGDP3,000米ドルの水準に早く達することが必要である。さらに本稿では取り上げなかったが、各メーカーによる販売チャネル（ディーラー）網とアフターサービス網の構築が望まれる。これら同国における流通チャネルとサービスチャネルの構築については、次稿の課題としたい。

<参考資料>

- ADB "Key Indications for Asia and the Pacific 2015" ASEAN [2011] "Small & Medium Enterprises Development Policies in Myanmar"
- Myanmar Industries Association [2015] "Myanmar Industries Directory (2015-2016) " Myanmar Marketing Research & Development Co., Ltd
- Myanmar Industries Association [2016] "Myanmar Industries Directory (2015-2016) " Myanmar Marketing Research & Development Co., Ltd
- Myanmar Times : <http://mmtimes.com/>
- Myanmar Business Today : <http://www.mmbiztoday.com/>
- 飯山辰之助 [2019] 「胎動する「経済回廊」米中摩擦が追い風に」『日経ビジネス』2019.9.23、48-52頁
- 伊野憲治 [2011] 「ミャンマー—人間関係で動く政治のジレンマ」清水一史・田村慶子・横山豪志編著『東南アジア現代政治入門』ミネルヴァ書房、190-210頁
- イプソスビジネスコンサルティング [2013] 「ミャンマーにおける自動車産業」IPSOS BUSINESS CONSULTING Automobiles in Myanmar、1-17頁
- 草刈貴 [2018] JETRO ビジネス短信 (c78a63c3d6b9358d) : 「新車販売が好調に推移、メーカーに現地生産拡大の動き (ミャンマー)」  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/11/c78a63c3d6b9358d.html> (2019.9.28)
- 草刈貴 [2019] JETRO ビジネス短信 (f7dc216a4fa88a15) : 「工業省が自動車政策を公表、国産化など推進 (ミャンマー)」  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/f7dc216a4fa88a15.html> (2019.9.28)
- 小島英太郎 [2013] 「改革を急ぐミャンマー」日本経済研究センター研究本部国際・アジア研究グループ『バングラデシュ、ミャンマー「次」の拠点と市場を拓くアジア『新・新興国』戦略』日本経済研究センター、95-115頁
- 高橋昭雄 [2018] 『蒼生のミャンマー』明石書店
- 瀧波栄一郎 [2019] 「2019年ミャンマー自動車業界レポート—立ち上がる自動車産業と今後の展望」『MSR Myanmar Insight Report』2019.2.18、1-7頁
- 武田健太郎 [2017] 「スー・チー経済圏 際どく攻める日本勢」『日経ビジネス』2017.4.10、42-46頁
- 藤田幸一 [2005] 「ミャンマーにおける市場経済化と経済発展構造」藤田幸一編著『ミャンマー移行経済の変容—市場と統制のはざままで—』アジア経済研究所、3-23頁
- 藤田麻衣 [2013] 「輸入代替産業の発展と政策転換—ベトナム二輪車産業の事例とミャンマーへの含意」久保公二編『ミャンマーとベトナムの移行戦略と経済政策』アジア経済研究所、65-100頁
- 中西嘉宏 [2009] 『軍政ビルマの権力構造—ネー・ウィン体制下の国家と軍隊1962-1988』京都大学学術出版会
- 西本真敏 [2017] 「圧倒的な存在感のトヨタ 続くか日産・三菱自の連合」『Nikkei Automobile』2017.6、74-77頁
- 日経産業新聞「首都に移動電話」1992.12.1、3面
- 日経産業新聞「中国が輸出、ミャンマーにトラック2500台」1993.4.22、3面
- 日経産業新聞「域内分業推進死刑座発展を加速」1996.7.30、6面
- 日経産業新聞「スズキ、ミャンマーで合弁1000cc級乗用車生産」1998.10.14、14面
- 日経産業新聞「軍政に食い込む政商」2006.11.30、4面
- 日経産業新聞「民主化のミャンマー、外資を誘致へ制度改革続々」2012.7.10、20面
- 日経産業新聞「ミャンマー、自動車需要拡大」2013.3.1、11面
- 日経産業新聞「ミャンマー生産スズキが再開」2013.2.7、14面
- 日経産業新聞「ミャンマー進出45社表明」2014.5.29、4面
- 日経産業新聞「東南アジア随一の成長」2015.7.16、4面
- 日経産業新聞「ミャンマーで車生産」2016.2.18、13面
- 日経産業新聞「域内の分業体制進む」2016.7.14、2面
- 日経産業新聞「車市場、新車シフトへ」2017.9.8、5面
- 日経産業新聞「トヨタ、ミャンマーに初工場」

2019.6.6、8面  
日経ビジネス [2018] 「「大義」を掲げて切り開く」『日経ビジネス』2018.1.29、38-41頁  
日本経済新聞「密輸市ビルマ・ラングーンー庶民経済の担い手」1987.12.12、夕刊3面  
日本経済新聞「援助は軍事政権保護」1992.5.30、6面  
日本経済新聞「密輸取り締まりで中古車在庫山積み」1994.1.31、3面  
日本経済新聞「ミャンマー、二重レート、貧富も拡大」1995.8.29、9面  
日本経済新聞「ミャンマー ASEAN加盟正念場」1997.5.22、9面  
日本経済新聞「ミャンマー 駐在員引き上げ相次ぐ」2000.5.7、7面  
日本経済新聞「ミャンマーデモ流血」2007.9.27、8面  
日本経済新聞「民主化前、ミャンマーの「異変」」2010.4.27、6面  
日本経済新聞「車の給油制限を撤廃」2010.6.15、8面  
日本経済新聞「ミャンマー経済「開国前夜」」2012.2.15、7面  
日本経済新聞「いすゞ ミャンマー進出」2012.5.30、1面  
日本経済新聞「ミャンマー、車輸入規制緩和」2012.6.4、夕刊3面  
日本経済新聞「陣取り合戦に号砲」2012.12.26、地方経済面中部  
日本経済新聞「勃興ミャンマー 中国車食い込む」2014.6.10、11面  
日本経済新聞「ミャンマー小売り自由化」2014.7.27、1面  
日本経済新聞「ミャンマーで製油所整備」2014.9.14、3面

日本経済新聞「ミャンマー、輸出の夜明け」2015.9.25、11面  
日本経済新聞「東南ア成長加速へ」2015.1.31、5面  
日本経済新聞「関税以外の障壁様々」2015.10.7、30面  
日本経済新聞「ミャンマーで生産開始」2017.1.19、14面  
日本経済新聞「東南ア「ものづくりの鎖」」2017.8.10、11面  
日本経済新聞「ミャンマーに外資100%」2018.5.12、9面  
日本経済新聞「ミャンマー、車外資ひしめく」2019.2.15、13面  
日本自動車研究所 [2014] 「ミャンマー連邦共和国における自動車登録・検査インフラの整備に係る実現可能性調査」経済産業省  
三重野文晴 [2013] 「ミャンマー市場離陸の課題」(経済教室) 2013.4.5、25面  
ミャンマー商業省：<http://www.commerce.gov.mm/>  
ミャンマー商工会議所連盟 (UMFCCI)：  
<http://www.u.fcci.com.mm/>  
ミャンマー中央統計局 (CSO)：  
<http://www.csostatat.gov.mm/>  
ミャンマー中央銀行 (CBM)：  
<http://www.cbm.gov.mm/>  
ミャンマー日本商工会議所：<http://jccim.org>  
水谷俊博・堀間洋平編著 [2017] 『ミャンマー経済の基礎知識』JETRO  
山本肇 [2013] 「ミャンマー自動車産業の政策と展望ーラストフロンティアの夜明け」鹿児島県立短期大学  
ヤンゴン日本商工会議所、JETROヤンゴン事務所編 [2013] 『ミャンマービジネスガイドブック (2012~2013)』

# 『資本論』形成史の貨幣論モーメント

内田 弘

「貨幣が我々の欲求の尺度であるだけでなく、また逆に欲求が貨幣そのものと価値の尺度でもある」(ジェミニアーノ・モンタナーリ『貨幣について』『経済学批判要綱』(MEGA, II/1-2, S.652:訳614))。

## [1] 本稿の主題

【自己への否定的関連】本稿筆者は、拙著『資本論のシンメトリー』(社会評論社、2015年)で、『資本論』(第1部)が対称性原理で編成されていることを論証した。<sup>1</sup>では、『資本論』対称性原理の起源は、『資本論』形成史ではどこにあるのだろうか。この『資本論』の対称性原理の起源を、特に1839年の「エピクロスの哲学」ノートと、1844年の「『国富論』ノート」および『経済学・哲学草稿』とに焦点を当てて、解明し、その原理の展開過程として『資本論』形成史を追思惟することが、本稿の主題である。

端的に言えば、その起源は、マルクスが学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」(1841年、イエナ大学へ提出)を準備中の1839年に作成した、7冊のノート「エピクロスの哲学」(MEGA, IV/1, S.9-141)にまで遡及することができる。そのノートでいう「自己への否定的な関連 (negative Beziehung auf sich)」(ibid.)こそ、『資本論』の対称性原理の起源である。このことをみてゆこう。

【学位論文の主題は天動説批判】マルクスの学位論文は、一読明快ではない。韜晦に満ちている。そのため、その主題は、「ほとんど」と言ってよいくらい理解されてこなかったけれど

も、「天文学史における天動説批判」である。<sup>2</sup>マルクスはこの批判を、長らく世間に誹謗され研究者に回避されてきた自然哲学者・エピクロスの原子論で例証する。<sup>3</sup>若きカントも彼の天文学史で、エピクロスの原子論を事物の生成の論証に援用しながら、その結論近くで「では、宇宙の究極の根拠は何か」という根本問題に至るや、「その根拠は神にある」と指摘して、カントも、自分がエピキュリアンであるという世間に起こりうる誹謗を巧みに回避した。<sup>4</sup>「エピクロス問題」は物事の根本を考える者たち(哲学者たち)を気遣わせてきたのである。

【スキャンダラスと観られるスピノザ】このようにスキャンダラスな評判で恐れられ回避されてきたエピクロスを、マルクスは主題として論じる。このこと自体が、伝統的な学問世界に対する挑戦である。マルクスのこの挑戦に、彼の学位論文を読む者は気づかなければならない。『共産党宣言』や『資本論』の挑戦的論調の起源は、マルクスの学位論文にまで遡る。だから、マルクスは熟慮して、この学位論文を自分が在籍するベルリン大学でなく、自由都市のイエナ大学に提出し、学位を取得したのである。

カトリックが地動説を公式に承認したのは1822年である。マルクスの生誕(1818年)の4年後のことである。青年期のマルクスの同時代

でも、なお跋扈する天動説的な迷妄に対する批判、これが1841年学位論文の主題である。

【スピノザの原子の自由運動】 エピクロスの原子は、曲線運動クリナーメンによって他の原子と結合する可能性をもつ原子である。原子は結合運動の結果、民衆が崇拝する「天体」に生成する。自己の精神の外部の伝統宗教でなく、自己の内面のみに、精神的な静逸アタラクシアの根拠をもとめるエピクロスは、原子の結合運動の帰結である天空の浮かぶ天体を当然拒否する。つまり、エピクロスの原子の他の原子との結合可能性は、自己を否定すべき帰結に追い込む必然性をもつ。マルクスは、エピクロスの自己矛盾するその帰結を簡潔に「自己への否定的な関連」と表現する。

したがって、「自己への否定的な関連」は、自己止揚の可能態である。それは自己脱皮して新たな自己に再生しなければならない。この「自己への否定的な関連」の重層をなす論理が『資本論』の冒頭商品にまで継承されてゆく。これが『資本論』形成史の基本線である。

【ルター系譜でなくコペルニクス系譜のマルクス】 したがって、マルクスは、特に戦後日本の思想史研究で位置づけられてきたようにマックス・ヴェーバーが力説するルター＝カルヴァンの「宗教改革」系譜の思想家では決してなくて、コペルニクス＝ガリレオ＝ニュートンの「天文学史」系譜の思想家である。『国富論』のスマイスも同じである。<sup>5</sup> 天動説的な宗教から脱出するスマイスやマルクスを逆にそこに回収しようとするという誤謬を、戦後日本社会科学の或る潮流は犯してきたのではなからうか。

コペルニクスの天文学史の地動説的旋回に対応する「形而上学タ・メタ・タ・フィジカ＝自然哲学」構築で実行したカントの「批判哲学」は、自分のかつてのエピクロス援用と伝統宗教の折衷を自己批判して『純粹理性批判』を刊行した。<sup>6</sup> カントの「批判哲学」をマルクスは「経済学に対する批判」

で継承する。マルクスは、天文学史系譜の思想家であるスマイスやカントに連結する。

【内田義彦のイロニー《天動説的地動説》】 この点で、内田義彦のスタンスは「マルクスとヴェーバー」の図式で考えた大塚久雄と同伴しなければという配慮から、その視座に立ちつつも、ほのめかす程度に記した拠点は、「マルクス＝ヴェーバー」とは対極の「近代天文学史」の視座である。われわれは、内田義彦のこの韜晦に気づかなければならない。

内田義彦は『資本論の世界』で、<sup>7</sup> 天文学史が主題であるマルクスの学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」から引用して、「人間とはいえない動物的な、精神の貧困への反感、…経済的人間への反感」をいただきながら、精神の貧困と物質的貧困を共に規定している私有財産の問題」にマルクスの問題関心が焦点を絞ってゆく過程に注目している。

『資本論の世界』刊行の5年後、内田義彦は『社会認識の歩み』で、<sup>8</sup> 日本の地動説は、明治天皇の権威において導入された経緯を指摘して、その導入を「天動説的地動説」と名づけている。西欧近代化における結果だけの「つまみ食いの導入」への批判である。天動説から地動説への旋回過程において、宗教的権威と闘った近代科学革命を担ったひとびとが、受難にもめげず、貫徹した科学精神そのものを学ぼうとしない。日本では古来、良き物の成果だけを導入してきた。良き物は中国や欧米などの海外から舶来品としてやってくる。それはオオヤケ（大家＝公）を窓口として導入される。近代日本の「物質的貧困」からの脱却を目指す「精神的貧困」である。

【ブルーノとコロンブス】 マルクスの学位論文の7冊の準備ノートである、1839年の「エピクロスの哲学」では、「コロンブスの卵」（地理上



の発見)や、コペルニクスや、地動説を主張しカトリックによる異端尋問で1600年ローマの広場で火刑に処せられたジョルダノ・ブルーノが論じられている。

**[コロンブスの反論]** コロンブスは或る祝宴会で、彼の新大陸発見(1492年)を結果論的に過小評価する輩に、《卵はどうしたら立てることができるでしょうか》という謎をかけ、彼らが結局立てられなかったところを見計らって、卵の尖った端をチョンと潰して立てて見せた。《なあんだ》という彼らに「そのように、答えを知ったあとで、その答えを問いが発せられた始めに逆輸入して、《なにさ、偉業を成し遂げたわけじゃない》というのですか」といって、コロンブスの業績を揶揄する輩を痛烈に皮肉った。

**[始めはすべて難しい]** イロニー家であるマルクスは、その逸話をさらにひと撚りしたエピソードを付け加える。虚栄心だけは十分持っているけれどコロンブスのイロニーが分からない輩がいる。彼らはのちに、その会場にはいなかった人に、コロンブスがおこなった謎解きである《卵の端を潰して立ててみせる芸》をまねして、コロンブス並の何か画期的なことを成し遂げたかのように得意がる。核心問題を提示し解くことができない凡才が、答えの決まっている問いのみを発する模倣癖の一例である。

『資本論』第1部の初版序文の「すべて始めは難しい(Aller Anfang ist schwer)」という警句には、単に「ドイツの諺」を引用したということだけでなく、この「エピクロス・ノート」のコロンブスの卵についての若かったマルクスのかつてのひねり話が潜んでいるだろう。あわせて、「経済学批判の《始め》は商品であること」を確定するまでの自分の研究史を回顧した感慨を記したものであろう。

## [2] 「エピクロスの原子」から「スミスの『国富論』の貨幣」へ

**[原始的再帰関数]** マルクスのいう「自己への否定的関連」とは、「否定すべき自己からの脱皮」と「肯定すべき自己への再生」からなる、すぐれて対称的な関数、すなわち「原始的再帰関数(primitive recursive function)」のことである。<sup>9</sup> その関数は「否定すべき自己から脱皮しきった点」と「肯定できる自己へ再帰しきった点」との2点間を結ぶ楕円となる。そこでは「前進(progress)」および「遡及(retrogress)」が対称性をなす。対称性原理とは、楕円形を描いて自己へ否定的に再帰する過程が重層をなす螺旋運動のことである。<sup>10</sup>

**[自己否定態としての冒頭商品]** 「自己に否定的に関連する」とは、自己の現存形態が否定の対象である事態を出発点にして、その否定を媒介にして、肯定できる自己・生まれ変わった自己に再帰することである。<sup>11</sup> この基本的な問題設定と論証法は、『資本論』に継承されている。冒頭商品は「自己に否定的に関連する事柄」であり、自己否定態である。冒頭商品は自己に否定的に関連して新たな形態に転化する運動に転態してゆく。この「対称性原理が貫徹する展開過程」が『資本論』の論証対象である。その点については、本稿末尾の[8-2]で詳論する。

**[原子論から貨幣論への旋回]** このような意味で、1841年学位論文を準備するために作成した、1839年の「エピクロスの哲学」に関する7冊のノートは、『資本論』形成史を貫徹する対称性原理の哲学的な起点である。その哲学的な問題像は、1844年に作成する「『国富論』ノート」にいたって、経済学の問題像に変換される。『経済学・哲学草稿』、特にその『第三草稿』ではヘーゲル哲学と経済学とを内面的に関連づけて考察している。

その考察の動機は、哲学（エピクロス論）から経済学（主に『国富論』）へ研究対象を交換するさいの、両者の内面的な関連づけを明確にすることにあり。しかし、注目すべきことは、「エピクロス・ノート」および学位論文がすでに「貨幣と宗教」を批判の対象にすえていたことである。貨幣も宗教も、場所が変われば、別な形態に変わるのに、おのれが時空を超えて普遍的な存在であると虚言を吐く。この蒙昧をすでに学位論文で指摘している。

【エピクロスの原子から貨幣へ】その問題意識を継承して、『経済学・哲学草稿』執筆の準備作業として作成した「『国富論』ノート」は、所与の世界を全面的に支配する「貨幣」に焦点を結ぶ。「エピクロスの哲学」ノートのいう「原子という自己への否定的な関連」は、『経済学・哲学草稿』では、万物に変態し万物を支配する「貨幣という自己否定的な関連形態」となる。「エピクロスの哲学」ノートのいう「自己への否定的な関連」の対称性は、まず「『国富論』ノート」では、のちに本稿 [4] でみるように、貨幣を商品との関連で、《購買（貨幣→商品）：（商品→貨幣）販売》という対称性に交換され、経済学批判の基本運動形態が把握される。

【『資本論』形成史を貫徹する貨幣論モメント】「『国富論』ノート」における貨幣論は、『経済学・哲学草稿』から『哲学の貧困』を経て『経済学批判要綱』へと貫徹し、さらに『経済学批判』を経て『資本論』に結実する。これは『資本論』形成史を展開する動因（モメント）である。エピクロスから『国富論』に転位するマルクスにとって、原子から貨幣が「自己への否定すべき関連」になる。したがって、『資本論』が「原子・原子的」というとき、<sup>12</sup> エピクロスの原子を想定しているのである。警句「始めは難しい」だけでなく、「原子・

原子的」という語法にも、『資本論』形成史が凝集されている。マルクスの一語、一語に『資本論』形成史が凝縮している。マルクスのテキストの読み手は、マルクスの語法の縦深性を感知する直観が求められていないだろうか。

### [3] 『国富論』 自体の対称性

【『国富論』第1編・第2編を貫徹する分離＝結合原理】マルクスは後に『経済学・哲学草稿』でみるように、すぐれて対称的な体系である『資本論』のプロトタイプを初めて指定する。では、その対称性はまったくマルクス自身の独創的発見であろうか。

【対称性原理の変換】実は、そうではないのである。『経済学・哲学草稿』の対称性は、その基本的な参考文献である『国富論』そのものの対称性に依拠している。『国富論』自体がそれ固有の対称性原理で編成されているのである。<sup>13</sup> その『国富論』の対称性を最初に批判的に再構成したものが、マルクスの『経済学・哲学草稿』である。

【『国富論』の対称性原理】それでは、『国富論』の対称性とは、どのようなものであろうか。スミスは、富概念を増殖する貨幣（G・…・G'）で規定する重金主義および重商主義の富概念を批判し、分業労働にもとづく生産資本循環（P・…・P）で把握した。前者が「貨幣の対称性」であるのに対し、後者は「生産の対称性」である。

『国富論』第1編冒頭の分業論は「労働の分割（the division of labour）」である。<sup>14</sup> 『国富論』冒頭の労働の分割＝分離原理に対応して、第2編冒頭の<sup>ストック</sup>資財論も対称性をなすように、「資財の分割（the division of stock）」が論述されている。

第1編第1章で「分割された労働」は、第1

編第2章のいう「交換本能」に促され「剰余労働生産物」は商品になり、第3章の市場論で商品売買＝交換で「結合」する。労働力の再生産ファンドである「必要生産物」も商品化すれば、労働力も商品化する。

これに対応するように、第2編第1章で概念として「分割された流動資本（原材料など）・固定資本（機械用具・労働力）」は、第2章の貨幣資本の媒介によって、第3章の対象である、資本の生産過程で「生産的労働」と「結合」される。このように、第1編および第2編の冒頭3章は「分離→媒介→結合」の連鎖で対称性をなす。

さらに第1編第5章の単純商品の価値は、同第6章の商品資本の価格構成諸要素として「賃金・利潤・地代」に再定義され「分離」されるけれども、その各論である賃金（第8章）・利潤（第9章）・地代（第11章）は、第10章の労働＝資本関係を媒介にして、資本の生産物の構成諸要素として「結合」される。

同じように、第2編の第4章利子論は、同編の第2章の貨幣資本論を前提に投資資金貸与への対価として規定され、その利子論を前提とする第5章の投資自然順序論では、農業・製造

業・卸売業・小売業および最終消費者が、「生産費＝仕入原価」をめぐる諸要素として「分離」され、総資本の産業連関に「結合」される。**[同じことでも2回目は意味が異なる（内田義彦）]** このように、『国富論』の理論編（第1・2編）全体は「分離＝結合の原理」で編成されている。『国富論』を方法論の観点から精読する者は、『国富論』の理論内容が「対称性原理」で統一されていることに発見する。

『国富論』をこのように編成して貫徹する対称性原理は、諸国民の文明社会が対称性原理で編成されていることで年々歳々自己を再生産可能態として持続可能であることを意味する。単に1回生起し、それで終わることなく、2回繰り返すことは、さらに3回以上繰り返す可能性を含意し、当該事態が自己を再生産する可能態であることを示唆する。対称性原理による再生産構造のこの理論的根拠づけこそ、『国富論』が堅牢な理論構造を編成する根拠である。

**【『国富論』の対称性】** 以上の考察を一般化して、『国富論』第1・2編の理論編成を「分離（**d**: division, chōrismos）＝結合（**c**: connection, synthēsis）」で略示すると、つぎようになる。

第1編前半（分業一般）	第1編後半（階級分業）	第2編（産業間分業）
Ch.1分業 [d]	Ch.6 商品価格諸要素 [d]	Ch.1 資財分離 [dc]
Ch.2 交換本能 [c]	Ch.7 自然価格・市場価格 [dc]	Ch.2 収入と貨幣 [dc]
Ch.3 市場 [dc]	Ch.8 賃金 [d]	Ch.3 生産的労働 [dc]
Ch.4 貨幣 [c]	Ch.9 利潤 [d]	Ch.4 利子 [dc]
Ch.5 商品 [d]	Ch.10 労働・資本用途 [dc]	Ch.5 投資順序 [dc]
	Ch.11 地代 [d]	

『国富論』は「分離＝結合が重層的に連結する運動で自己を組織する円環」である。『国富論』理論編の重層構造は【Bk. II [Bk. I -2 (Bk. I -1)】と略記できる。

**【『国富論』の編次元の《分離＝結合原理》**  
自然神学<sup>フック</sup>に根拠をもつミスに固有な自然的文明社会は、[1] 第1・2編の《文明社会の経済理論》と [4] 第5編の《文明社会の政治理論》

に「分離」される。

《文明社会の歴史理論》とは、[2] 第3編の《文明社会の自然史的な形成過程の歴史理論》と、[3] 第4編のスミス同時代の（重金主義・王室重商主義・議会重商主義を一括した）《人為的な重商主義政策批判》とに「分離」される。

[1] 第1編・第2編の文明社会の経済理論と、[2] 第3編の文明社会の自然史的過程である歴史理論とは、経済理論と歴史理論として「分離」しつつ、自然（史）的世界論としては「結合」する。

[2] 第3編の文明社会の自然史的な歴史理論から観ると、[3] 第4編のスミス同時代の重商主義は人為的な制度として区分＝「分離」されつつ、歴史理論の対象としては「結合」する。

[3] 第4編の重商主義の「人為性」は、[4]

第5編の「自由の自然的体系」とは区分＝「分離」されつつも、[2] 第3編の自然史的傾向によって次第に消滅するにつれて、[1] 第1編・第2編の経済の自然的秩序、および [4] 第5編の統治の自然的秩序が顕現してくる。[3] 第4編は、[1] 第1編・第2編および [4] 第5編に、自己否定的に消滅しつつ「結合」する。

このように『国富論』は、編の内部の「章（チャプター）」の次元においてだけでなく、「編（ブック）」の次元においても、「左右対称」の「分離＝結合原理」で編成されている。その意味で『国富論』は重層的に対称性原理で編成されている。『国富論』は「編と章との2階（2 rank）」で自己を「分離（D,d）＝結合（C,c）原理」で、つぎのように編成する。

Bk. I (d,c,dc,c,d ← [D=C] → d,dc,d,d,dc,d) ← [D=C] → Bk. II (dc,dc,dc,dc,dc)  
← (D=C) → Bk. III ← (D=C) → Bk. IV ← (D=C) → Bk. V<sup>15</sup>

【『国富論』の回転対称のアルゴリズム】 上記の図式のうち、第1編の前半と後半との「分離＝結合（dc）」には、特に注目し値する特性が存在する。それらは「分離と結合のシンメトリー（対称性）」で編成されている。即ち、第1編の前半は、

【分離（d）－結合（c）】－【分離＝結合（dc）】－【結合（c）－分離（d）】  
[分業-----交換-----《市場》-----貨幣-----商品]

という配列となっている。いいかえれば、中央の【分離＝結合（dc）】を対称軸にして、左に向かって「結合－分離」と進み、右に向かっても「結合－分離」と進む。この対称性は「回転対称（rotational symmetry）」である。第1編の後半は、

【分離（d）－分離＝結合（dc）－分離（d）】－【分離（d）－分離＝結合（dc）－分離（d）】  
[商品構成--《自然価格・市場価格》--賃金-----利潤----《労働・資本の用途》---地代]  
[第6章] [第7章] [第8章] [第9章] [第10章] [第11章]

という配列である。即ち、左右の各々の【】がその中央の「分離＝結合（dc）」という対称軸の左右に「分離（d）」が配置される「回転対称」をなす。その「回転対称」が左右にふたつ配置され、

全体で二重の「回転対称」で編成されている。

第2編の5つの章もすべて、つぎのように「分離＝結合 (dc)」で編成されている。

【分離＝結合 (dc) --分離＝結合 (dc) --分離＝結合 (dc) --分離＝結合 (dc) --分離＝結合 (dc)】  
 [《資本区分》-----《貨幣補填》-----《生産的労働》-----《利子》-----《投資順序》]

この編成も、中央の「生産的労働」の「分離＝結合」を対称軸とする「回転対称」である。

『国富論』理論編はこのように重層的な「回転対称」で編成されている。<sup>16</sup>

この編成は、第1編の前半の一つの対称軸「分離＝結合 (dc)」が、後半の二つの対称軸の「分離＝結合 (dc)」に分離＝結合し、さらに第2編の主題である「分離」されたすべての諸要素を「資本の生産過程」に「結合」する「分離＝結合 (dc)」であることを提示する。

アーティキュレーター  
 接合肢 (Glieder) である「分離 (d)」および「結合 (c)」を総合した「分離＝結合 (dc)」に着目すれば、第1編第3章の「市場 (dc)」は、第1編第7章の「自然価格・市場価格 (dc)」および第10章の「労働・資本の用途 (dc)」の二つに関連する。「市場」は「市場価格とそれを媒介に貫徹する自然価格の場」であり、その場で「分離」していた「労働力と資本」は「結合」して資本の生産過程が組織される。

資本の生産過程の構成諸要素は、[1] 流動資本・固定資本、[2] 補填される貨幣、[3] 生産的労働、[4] 利子である。最後の [5] 投資順序は、農業・工業・国内商業という産業における資本の運動形態 (G—W [···P···W'] —G') である。そのいずれも、[市場]・[市場価格を媒介に貫徹する自然価格]・[労働・資本の用途] と媒介し合いつつ存立する「分離＝結合 (dc)」という現実的概念である。

#### [4] マルクス『『国富論』ノート』に潜在する対称性原理

【『国富論』ノートを2回作成】 マルクスは『経済学・哲学草稿』執筆の時に、スミス『国富論』のノートを2回作成している。<sup>17</sup> いずれもパリ1844年の作業である。第1回目は、『国富論』第1編の第1章から始めて、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章から抜粋ノートをとる。その後2回目のノートで、第8章の冒頭の「先行する蓄積 (previous accumulation)」の個所を引用した直後、突然 (とみえるように)、第1編の第8章のほとんどを飛ばし、第9章、第10章、第11章および第2編第1章のすべても飛ばし、ノートの対象を**第2編の第2章の貨幣論**に移動して、そこをノートする。

その後、マルクスはノート作成の方法そのものを変更する。すなわち、つぎに記すような8つのタイトルのもとに、それに関連する内容のノートを作成する。これは『国富論』第1編の第8章から同第11章までの内容と、すでにノートした第2編第2章「貨幣資本」を除き、同編第1章の資産区分論、第3章の生産的労働論、第4章の利子論、第5章の資本投資自然順序論の内容と同じである。

- I 労賃
- II 資本の利潤
- III 多様な用途における賃金および利潤
- IV 地代
- V 資産が分割される異なった二つの部分
- VI 資本の蓄積、あるいは生産的労働と不生

産的労働について

VII 利子に支払われる資産について

VIII 資本の多様な用途について

『国富論』再編成の動機 こうして『国富論』ノート』の問題の核心は、2回目のノート  
のとき、マルクスが『国富論』第1編第8章の  
冒頭の「先行する蓄積」の個所をノートした直

後、いきなり『国富論』第2編第2章の貨幣資  
本論へ飛び、その個所をノートしたのは、なぜ  
なのか、この動機理解にある。その動機理解の  
ためには、『国富論』第1編および第2編の各章  
の内容を理解し、マルクスのその特異なノート  
順序の理論的根拠を突き止めなければならない  
(下記の『国富論』対称性の批判的再構成』を  
参照)。

+++++

《『国富論』対称性の批判的再構成》

第1編

[第1章] 分業 [P]

[第2章] 交換本能 [(P···) MPt→W]

[第3章] 市場 [Wa—G · G—Wb]

[第4章] 貨幣 [G]

[第5章] 商品 [W]

[第6章] 商品資本 (W')  
= 諸収入 (賃金w + 利潤p + 地代r) の総和

[第7章] 自然価格 · 市場価格 [Pn · Pm]

[第8章] 労賃 (w=Ak)

(第6章の諸収入を分配する) 貨幣資本 (G')

[第9章] 総利潤 (G'—G = ΔG=p+r)

[第10章] 労働 · 資産の用途

[第11章] 地代 (r)

第2編

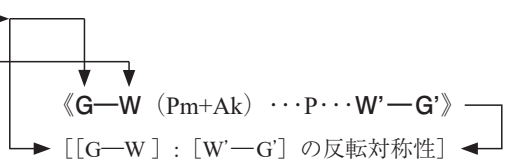
[第1章] 資財区分 (Sz+Sf=Pm)

[第2章] 貨幣資本→[マルクスによる移動]→

[第3章] 生産的労働 (P)

[第4章] 利子 (i)

[第5章] 資財用途の自然順序 (再生産過程)



+++++

『国富論』前半の含意 『国富論』冒頭第1章  
の分業は社会的分業を導出するための生産論  
(P) である。第2章の交換本能は、分業労働が  
生む剰余生産物 (MPt) が天与の交換本能に促

されて商品 (W) に転化する要因の説明である。  
続く第3章の市場は、商品の販売 (W-G) とそ  
れに対応する商品の購買 (G-W) との媒介関係  
である。剰余生産物の商品としての販売 (W-G)

にとって、それを補完する購買 (G-W) の貨幣 (G) の存在が決定的であるから、つぎの第4章で貨幣論、第5章で商品論 (W) を詳述する。こうして、『国富論』第1編の前半は《P…MPt…W—G》と略記できる。

『国富論』第1編の前半 (第1章から第5章まで) は、第2編の5つの章で本格化する生産資本循環論《P…W—G—W…P》の原型 (P…MPt…W—G) なす。その原型を回転対称操作すれば、生産資本循環《P…MPt…W—G—W (Pm+Ak) …P》となる。

以上のことを図解すれば、前掲の《『国富論』対称性の批判的再編成》右半分のようになる。[貨幣論のモチーフ] では、先に指摘した問い、すなわち、マルクスは『国富論』第8章の冒頭文節の直後から、なぜ、第2編第2章の貨幣論へと飛躍したのであろうか。その問題を考えるさいに決定的に重要なのが、マルクスが抜粋した、まさにその第1編第8章の冒頭のつぎの2つの文節である。

「労働の生産物 (*produit du travail*) は、労働の自然的な補償あるいは賃金 (*salaire*) を構成する。[改行] 土地の私有 (*la propriété*) と資本の蓄積 (*l'accumulation des capitaux*) に先行する (*précède*) ものごとの本源的状態 (*état primitive*) においては、労働の全生産物は労働者のものとなる。彼には分かち合うべき地主 (*propriétaire*) も親方 (*maître*) もいない」 (MEGA 1981: 344, 水田訳 2000a:118)。

[所有論的断層の発見] 上の引用文では「土地の私有 (*la propriété*)」となっている。しかしスミスの原文では「土地の領有 (*appropriation*)」である (Smith 1976a: 82)。マルクスはスミスのこの仏語訳に依拠して、土地私有 (領有) と資本蓄積が始まる本源的蓄積の「以前」と「以後」では、労働の生産物が帰属する人間が根本

的に変化するという所有論的な断層を知る。「以前」は労働生産物すべてが、直接生産者である労働者 (ここで「労働者」とは賃金労働者のことではなく、労働する者一般) に属する「労働と所有の同一性」が維持されていた。しかしそれ「以後」では、資本家が労働の生産物を所有し、賃金労働者はその事実上の自己労働の生産物をその所有者である資本家に全部取り上げられた後、その一部 (生存賃金) を受け取るように変化する。マルクスは「労働と所有の分離」というこの断層を知ったのである。その認識が決定的であるからこそ、「第一草稿」VI ページ「労賃」欄でも次のように書く。

「国民経済学者はわれわれにいう。起源上も概念上も、労働の生産物はすべて労働者に属する、と。しかし同時に彼はいう。現実には労働者に帰属するのは生産物の最小にして必要不可欠な部分である、と」 (山中訳 22 ページ)。

この言明は『資本論』形成史上、きわめて重要である。国民経済学者 (スミス) は、『国富論』第1編の第1章から第5章まででは、労働者が自己労働生産物を所有するという前提「労働と所有の同一性」にたって論じる。しかし、同第6章および第8章の冒頭文節で突然変わる。本格的な資本主義的生産のまえに、資本主義的生産の前提である「資本の蓄積と土地の領有」が先行して行われる原蓄以後は、労働者の生産物はいったんすべて資本家の私有物になり、それが賃金・利潤・地代に分配されるように旋回するという。即ち、「労働と所有の同一性」から「労働と所有の分離=非同源性」に旋回する。ただし、その原始的蓄積については、『国富論』には、立ち入った説明は何もない。

[諸収入を分配する貨幣は実質的な収入ではない] このシンメトリカルな編成で、マルクスは産業資本の基本形態 [G—W (Pm+Ak) …W

—G』を把握している。マルクス自身のスミス貨幣論ノートがそれを記録している。抜粋されたスミスの元々の英文（の日本語訳）はこうである。

「社会の収入がそのさまざまな構成員全体のあいだに規則的に分配される手段である貨幣（money, by means of which the whole revenue of the society is regularly distributed among all its different members）は、それ自身はそういう収入のいかなる部分でもない」（Smith 1976a: 289, 水田訳 2000b: 38. by means of のポールド強調は引用者）。

英文 by means of のフランス語訳 au moyen duquel を、マルクスはつぎのようにドイツ語訳に変える。

「貨幣を媒介にして、社会の全収入はそのさまざまな構成員のあいだに規則的に分配されるが（Das Geld, vermittelt dessen der ganze revenue der Gesellschaft regelmäßig unter ihre verschiedenen Glieder verteilt ist, …）、その貨幣自身は、その収入のいかなる部分でもない」（MEGA, IV/2, 345）。

このように、マルクスによる『国富論』第2編第2章の「諸階級へ収入を配分する貨幣資本」の、第1編第8章労賃論冒頭の「先行する蓄積」の直後への移動＝再編成は、『国富論』それ自体の対称性を批判的に再編成する作業の起点である。この再編成こそ、『資本論』形成史の最初の貨幣論を中軸にした『国富論』再編成の起点をなす。

【対称的体系に再編する無中項原理】マルクスは、『国富論』の by means of（を手段にして）のフランス語訳 au moyen duquel という副詞句を前置詞 vermittelt（を媒介として）に変えている。マルクスの「媒介」語の使用は自覚的に方法論的である。事物は、一見するところ、カオスに見えるけれども、実は「様々な諸要素が

対称的に・複合的に規則的に媒介しあって連関する群（複合体）」である。

【対称的体系としての叙述＝精神的再生産】まず、経済学批判の主要テキストである『国富論』の対称的な媒介項（中項）が無くなり、無媒介な単純なもの＝個物に到達するまで分析する（分析法＝下向法）。そのさい、一貫した対称性を成すように、批判の対象であるテキスト『国富論』を再編成する。ついで、一貫した対称性を導出する分析にもとづいて、個物（単純商品）が相互に対称的に媒介しあい重層的な対称性の体系を展開する過程を叙述する。そのことによって、カオスにみえた事物が実は《対称性という単純な原理》の構成物であることを提示する。この後者の総合法＝上向法の目的は、カオスの精神的再生産への変換にある。精神的再生産＝叙述の原理は、表象を規則的な対称性を編成する原理である。自己を再生産する対称性原理は、自己に否定的に関連し、自己に再帰する論理である。

【マルクスとアリストテレス】実はこれは、アリストテレスの「無中項原理」である。マルクスはその原理を念頭において書いている（桑子 1999 参照）。マルクスは、アリストテレスのこの方法を、その名を出さずに、「序説（Einleitung）」（1857年）でカントにならって「下向法と上向法」<sup>18</sup>といい、『資本論』で「研究法と記述法」（1873年第2版後書）といい、「下向法＝研究法」を、事物の複雑に媒介された構造を単純なものに還元する「抽象力」（1867年初版序文）ともいったのである。

【貨幣の媒介作用】問題の要点は、マルクスが上の文章に「分離し結合する貨幣の媒介作用」が対称性原理であることを読んでいることである。すなわち、直接に労働する者から、元来彼らの所有物である労働の生産物を、資本家および地主が一定の手段（貨幣）を媒介に取得して、



社会の構成員に分配する、その媒介機能を果たすのが、商品と対を成す貨幣（貨幣—商品・商品—貨幣）である。

先に図解『『国富論』対称性原理の批判的再構成』でみたように、マルクスは、『国富論』に潜在する「商品—貨幣がなす対称性」が経済学批判の展開軸になるように『国富論』の対称性を批判的に再編成する。そのうえで、貨幣によって労働者から彼の労働の生産物を分離することを「疎外（Entfremdung）」といい、人間が元来、自然的存在である**大地（Erde）**を人為的**所有対象である土地（Land）**に転化し私有することを「疎外」といったのである。この「疎外」語はアリストテレスの『デ・アニマ』がいう「分離 chōrisomos」に対応し、「物象化」には虚偽の生成根拠である「総合 *synthēsis*」＝結合が対応する。<sup>19</sup>

$$G - W [Pm+Ak] \cdots P \cdots W' - G'$$

単純貨幣（G）は貨幣資本（G'）に転化する。この資本主義内部の論理的転化は、歴史理論的には「先行する蓄積過程」に照応する。

**【対称性《G—W : W'—G'》の編成】**だからこそ、「『国富論』ノート」を作成するマルクスは、第1編の第4章の単純貨幣および第5章の単純商品論の対 [G—W] と「対称性」を編成するように、第1編の第8章労賃論冒頭の「先行蓄積」文節の直後から、なんと第2編の第2章の貨幣資本（G'）にジャンプして、その貨幣資本（G'）と、第1編の第6章・第7章の商品資本（W'）とが対 [W'—G'] をなすように組み替え、全体で [G—W : W'—G'] というシンメトリーを編成したのである。

**【原蓄論と所有論的旋回】**『国富論』第1編第6章および第8章の冒頭でいう「土地および資本の先行的蓄積」こそ、労働の生産物の直接的な（無媒介な [unmittelbar]、商品 - 貨幣関係なしに）所有する状態（**労働と所有の同一性**）から、資本家と地主が土地と資本の所有権を根拠に、**貨幣を媒介にして** (mittelbar)、直接生産者の労働生産物を資本家と地主の私有物に転化し、直接生産者にはその一部・生存賃金部分しか分配しない事態（**労働と所有の分離**）を生み出すのではないかとマルクスは直観したのである。労働の生産物の帰属先が直接に労働する者からそれ以外の者（非労働者）に転化する媒介態は「貨幣」である。資本家は自己の貨幣（G）でもって労働者を雇用し、彼らに労働させ、その生産物を商品として販売し、より多くの貨幣（G'）に売り戻す。即ち、

## 【5】『経済学・哲学草稿』の対称的編成

**【『経済学・哲学草稿』全体の下向法的順序】**主に「『国富論』ノート」にもとづいて執筆した、三つの草稿からなる『経済学・哲学草稿』は、つぎのようなカントのいう「下向法」（B388）によって編成されている。すなわち、

「三位一体範式」（「賃労働・資本・土地所有」の諸収入である賃金・利潤利子・地代）→「疎外された労働（再生産過程）」→「イデオロギー批判」→「経済学批判とヘーゲル批判」→「貨幣」→「社会的分業＝冒頭商品」。

その意味で、『経済学・哲学草稿』は、《下向法による研究過程》を記録するものである。上向法による展開は、13年後の『経済学批判要綱』（1857年8月～1858年5月執筆）まで待た

なければならない。上向法による、より単純なカテゴリーに複雑化してゆく順序は、基本的に1844年のマルクスによる『国富論』の再編成に依拠している。しかもその再編成は、『国富論』の理論編である第1編および第2編の全面的な組み替えである。

注目すべきことに、『『国富論』ノート』で『国富論』読解の特異な動因として作用した「貨幣」が、『経済学・哲学草稿』の順序では最後から2番目に位置づけられている。『国富論』第1編第3章市場を受けて、「第4章の単純貨幣→第5章の単純商品」という『国富論』の順序がより単純なものへの順序で「単純貨幣から単純商品へ」という下向法の順序になっている。

当然のことながら、上向法ではその逆の「単純商品→単純貨幣」という順序でなければならない。では、なぜ、いかにして、そのような順序であることが論理的に正しいのか。これこそまさに、価値論の基本課題である。<sup>20</sup> この課題

【要素 $E_i \in$ 集合 $S_i \rightarrow$ 要素 $E_j \in$ 集合 $S_j \cdots$ 】

というシンメトリーをなす。その対称的な観点からみれば、スミスが『国富論』で「労賃・利潤・地代」という三大収入を基本的には個別に論じる方法は解体しなければならない。それらの相互媒介の「要素 (element) = 群 (group)」の関係を明るみに出すことが「第一草稿」「前段」の目的である。その関係分析の結論は「地代」欄の最終部分にある。すなわち、貨幣経済が封建的土地所有を解体し、貨幣経済を基礎に「労賃＝資本関係」という近代資本主義的な基本関係が顕現してくる。「前段」全体は後の『資本論』第三部最終編「三位一体範式」や『資本論』原蓄諸章との出発点となる。

【『第一草稿』の原稿用紙のページづけ】 ここで、『第一草稿』の原稿用紙の独特な「対称的なページづけ」をみよう [掲掲「『経済学・哲

への本格的な最初の取り組みは、『経済学批判要綱』「貨幣に関する章」で遂行される。その後、『経済学批判』(1859年)や『資本論』(初版、1867年)などに継承される。

【『第一草稿』執筆】 マルクスは『『国富論』第一ノート』のあと、「第一草稿」を執筆する。その「前段」は「賃金・利潤・地代」を三つの欄にそれぞれ分けてそれらの関連を明らかにするという作業をおこなう。マルクスのその作業の狙いはなんだろうか。

スミスは『国富論』で、まず賃金(第1編第8章)と利潤(同第9章)で個別的に論じたあと、両者の関係を論じ(同第10章)、そのあと地代(同第11章)を論じたが、マルクスはそこに問題を見た。マルクスは、人間も諸々の事物も相互に媒介しあって存在しているという存在論、つまり「集合＝要素」論をアリストテレスから継承しているからである。或る集合はつぎの集合を構成する要素となる。つまり、

学《第一》草稿』のページづけ」を参照]。

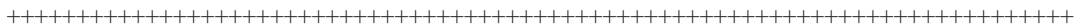
マルクスは、『経済学・哲学草稿』執筆に当たって、ボーゲン(Bogen全紙)を9枚、用意する。その9枚のうち、4枚(図の6～9)を取り、各の用紙を縦に二枚重ねにする。次に、その4枚の各の折れ目を上に揃えて重ね、用紙の「右半分を左半分の上に」横折りに重ねる。次いで、ローマ数字でIからXVIまでの頁番号を、一番上の表から同じ用紙の裏側へと「右回り」の順でつけてゆく。その結果、頁番号Iがついた用紙に折り重ねられた用紙の裏側に、最後の頁番号XVIがつけられている。

次に、残る5枚のボーゲン(図の1～5)をそれぞれ縦折りに二枚重ねにし、その5枚の折れ目を揃えて上に重ね、今度は用紙の「左半分の右半分の上に」横折りに重ねる。次に、ロー

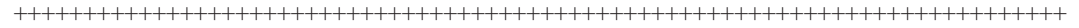
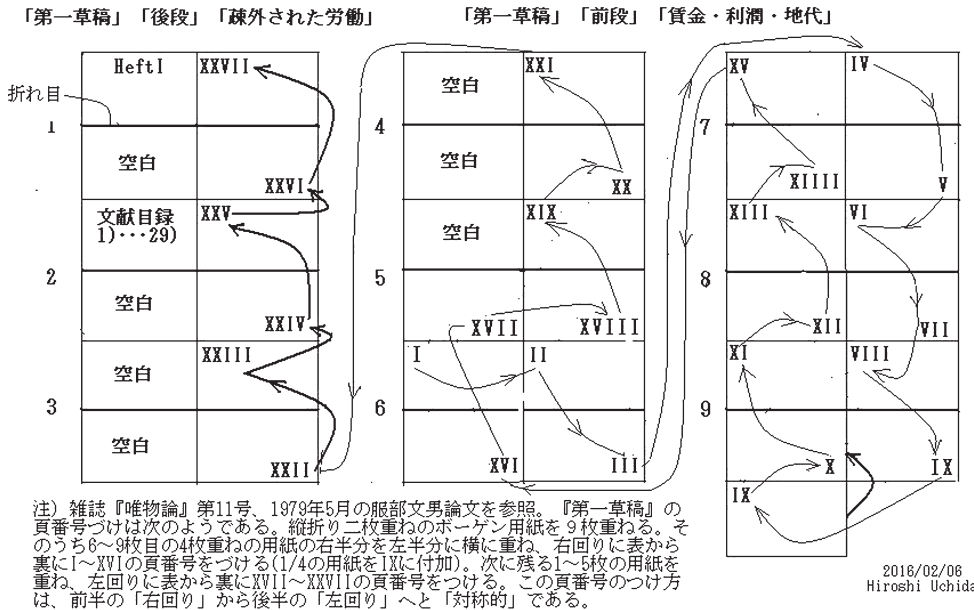
マ数字でXVIIからXXVIIまでの頁番号を、一番上の表から同じ用紙の裏側へと、今度は「左回りに」つける。最後の頁番号XXVIIがつけられた見開きの左側に、Heft I と記入されている。

別掲図「『経済学・哲学《第一》草稿』のページづけ」にあるように、頁番号 I から XXI までは『第一草稿』の「前段」の記入に当てられ、いわゆる「三大階級の収入の対比的分析」が行われている。その後、頁番号 XXII から

XXVIIまでの「後段」で、いわゆる「疎外された労働」について記述されている。なお、頁番号 IX にはボーゲン用紙 1/4 が執筆時に付加されている。別掲図では、『第一草稿』の「前段 (6～9)」の上に「後段 (1～5)」が重ねられているので、執筆順序とは逆の順序になっている。用紙番号6から9に進み、その9から1に逆進する順序で、頁番号 I から XXVII までが連続する。



### 『経済学・哲学《第一》草稿』のページづけ



【『第一草稿』「前段」の集約する対称性】 それでは、『第一草稿』に書かれた内容はどのようなものであろうか。その基本的な内容の要点のみを確認しよう。<sup>21</sup>

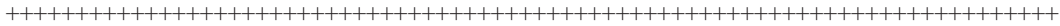
『第一草稿』「前段」の執筆内容は①から⑤までの5段階に分析できる。その後で「後段」の「疎外された労働」が書かれる。

「前段」を三つの欄「賃金・利潤・地代」に

分割する。中央の欄「利潤」は、貨幣を投資し増加した貨幣で取得されるものである。賃金労働者の取得する賃金収入も、地主の取得する地代も貨幣形態をとる。したがって、貨幣の運動こそ国民経済を組織し発展させる主体である。このことはすでに『『国富論』ノート』を作成する途上の「第8章 賃金」冒頭で気づいていることは、すでに見たとおりである。

その貨幣運動を主観的＝主体的に担うのが資本家である。したがって、資本家＝利潤こそ、賃金労働者と地主とを媒介する能動的な主体である。このように、『経済学・哲学草稿』にも、

アンチノミー（階級分裂）を媒介＝仲介する媒介者が生成する問題が中心にすえられていることが分かる。



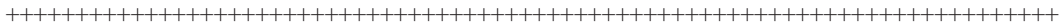
『第一草稿』の展開図 (MEGA, I/2, S.708-709)

【労賃欄】	【利潤欄】	【地代欄】
I - VI ①賃金(賃労働)	I - V ①利潤(資本)	I - VI ①地代(土地所有)
┌──VII──┐ ②賃金(賃労働) ───→		
VIII-XII ④賃金(賃労働)	XI-XII ①利潤(資本)	VIII-IX ①地代(土地所有)
	VI, VIII-XI ③利潤(資本)	X-XII ⑤地代(土地所有)
XIII-XVI ④賃金(賃労働)		XIII-XVI ④利潤(資本)
XVII-XXI[労賃] (空白)	XVII-XXI ⑤地代(土地所有)	XVII-XXI[利潤] (空白)
XXII-XXVII ⑥疎外された 労働	XXII-XXVI [XXVI地代欄; XXVII空白] ⑥疎外された 労働	XXII-XXVI [XXVI利潤欄; XXVII地代欄空白] ⑥疎外された 労働

『経済学・哲学《第一》草稿』の対称的執筆順序

- ①賃金・利潤・地代の対比分析 (I-VI頁)
- ②利潤・地代の源泉が賃労働にあることの確認 (VII頁)
- ③資本が賃労働と土地所有との媒介項であることの確認 (VI, VIII-XI頁)
- ④地代＝土地所有を捨象して賃労働＝資本関係が国民経済の基本関係であることの確認 (VIII-XVI頁)
- ⑤地代(土地所有)が賃労働＝資本関係に依存していることの確認 (XVII頁)
- ⑥利潤の源泉が賃労働＝「疎外された労働」にあることの確認 (XXII-XXVI頁)

2018/02/04 Hiroshi Uchida



『パリ草稿』固有の執筆順序の理論的説明 上記の記入順序の文献史的研究は数多行われてきた。しかし、なぜマルクスがその固有の順序で書いたのか、その理論的な説明はほとんど行われてこなかった。『経済学・哲学草稿』研究は、文献学的考察自体の内部にとどまってきたのである。『経済学・哲学《第一》草稿』「前段」にも、すでに別稿<sup>22</sup>で詳細に考察した「差異論文」の基本課題「カント・アンチノミーの止揚形態の探求」が経済学の形態で存在することを分析するというマルクス固有の理論的意図がある。その問題意識で「前段」は書き込まれている。

まず①、原稿用紙に二本の縦線を引き三つの欄をつくり、それに「労賃・利潤・地代」という国民経済の三大収入の名称を記入し、主にスミスの『国富論』へ対称的に記入してゆく (MEGA, I/1, S.189-25. 山中訳3～23頁)。

【特別利潤をめぐる資本間競争】 そのさい、マルクスの念頭にあるのは、競争力に差異のない弱小資本間の自由競争ではない。諸資本間には競争力の格差が存在し、最も強力な資本が一時的に、スミスが『国富論』第1編第10章でいう「特別利潤 (extraordinary profit)」を獲得する。けれども、いずれ他の諸資本もその新しい技術水準に到達する。これは寡占経済学のいう「競

争的寡占状態」である。この、いわば競争的寡占状態は、『経済学・哲学草稿』から『哲学の貧困』と『経済学批判要綱』を経て『資本論』まで貫徹する理論的前提である。その意味でも『国富論』が『資本論』形成史上で重要な理論基盤を提供している。

②は非常に注目すべきノート作成法である。「賃金欄」だけでなく（VIIの途中から）「利潤欄」・「地代欄」にも、「賃金（賃労働）」についてのノートを記入する。この記入は「近代的私的所有の源泉は、賃労働にあり、それに資本家・地主は寄生している」というマルクスの考えを示す。

③「賃金欄」と「地代欄」は書かずに、賃労働と土地所有の両者を関係づける「活動的媒介項」が資本であることを示す（*ibid.*, S.209-216. 山中訳21-36頁）。自然史的根源からみれば、賃労働は「人間」であり、所有される土地は大地＝「自然」である。国民経済ではその〈労働＝人間〉の「資本＝自然」の直接的統一<sup>23</sup>が利潤（自己増殖する価値）を本質的に代表する貨幣によって「分離＝結合」される。すなわち、貨幣の所有者は貨幣で或る商品をその所有者から購買することで「分離」し、別の貨幣の所有者がその商品を求めれば販売するから、商品は別の人間に「結合」する。人間と自然は国民経済では「実在的対立＝アンチノミーの関係」に入るが、その本性上「すぐれて観念的な存在である貨幣」が、その分離状態＝アンチノミーを商品売買関係で止揚する。ここでもマルクスはカントのアンチノミーとヘーゲルによるその止揚を念頭においている。

④「賃金（賃労働）」と「利潤（資本）」が近代的私的所有の主要な関係であることを示す（*ibid.*, S.223-227. 山中訳44－55頁）。そのさい、②によって「利潤（資本）」は「賃労働」という近代的所有の本質に基礎づけられていること、

逆に「賃金（賃労働）」は③によって「利潤（資本）」という「積極的な媒介項」に媒介されていることを確認する。この相互媒介関係は「差異論文」（1841年）でいう「相互的な虚偽（*wechselseitige Lüge*）」[M (I) 137, W247. 訳178]であろう。

⑤「地代（土地所有）」は、④の「資本＝賃労働」という近代的所有の支配のもとに包摂されていることを示す（*ibid.*, S.211-213, S.227-234. 山中訳33-42頁：57-73頁）。それは「地代欄」末尾（XVIII; 山中訳62頁）で指摘する「土地貴族制から貨幣貴族制への移行」の結果である。その移行は『要綱』で「*Superfetation*（重複受胎）」と表現される。「母胎＝賃労働、二つの胎児（*fetus*＝果実）＝資本・土地所有」である。マルクスは『経済学・哲学草稿』を準備中にとったスミス『『国富論』ノート』で、利潤・利子・地代を共通の源泉「剰余価値か（*Mehrwert*）」に還元している。<sup>24</sup> マルクスは、従来の通説以上に早く『資本論』の足場を定礎している。その定礎は「差異論文」で行われたのである。

## [6] 「第一草稿」前段から後段へ

[[疎外された労働] 4規定の対称性] マルクスはすでに「第一草稿」の「前段」でつぎのように指摘し「疎外された労働」の問題を提示している。

「(a) 労働者の生産物のますます多くの部分が彼の手から奪い取られること。(b) 労働者自身の労働が他人の所有物としてますます彼に對抗するようになること。しかも (c) 労働者の生存と活動のための諸手段 [生活手段・生産手段] が、ますます資本家の手中に集中されること」。

この事態を主題として論じるのが「第一草

稿」の「後段」の「疎外された労働」の草稿で 定がある。  
ある。「疎外された労働」にはつぎの4つの規

第一規定「労働の生産物からの賃金労働者の疎外」

第二規定「労働そのものにおける疎外」

第三規定「類的生活からの疎外」

第四規定「人間の人間からの疎外」

第三規定は「人間の自然からの疎外」、「労働者と生産手段との分離」もいいかえられ、第四規定は「人間集団の私的諸個人への分離」・「本源的共存体（Gemeinwesen）の解体」ともいいかえることができよう。第一・第二規定を根拠づける第三・四規定は、マルクスのベルリン時代（1841年前後）におけるアリストテレス『デ・アニマ』、デモクリトス・エピクロスの原子論、スピノザ『神学・政治論』、ライプニッ

ツのモノド論などの自然哲学研究が基礎づけている（内田1999,2000）。

**[複眼の対称性]** この四つの規定は、労働者が自己の観点から、自分たちの貧困の原因を探求する過程でつかむ規定であるから、結果から過程を経てその前提に遡及する順序である。しかもその結果は出発点と同じ事態、労働生産物からの疎外である。合わせて、資本家の観点から同じ過程を並記すれば、つぎのようになる。

《労働者の観点》結果→過程→前提＝結果

前提＝結果←過程←前提《資本家の観点》

これは双方とも、自己を再生産する対称的な過程である。労働者の観点を180度旋回すると資本家の観点になる。両方の観点は相互に「回転対称（rotational symmetry）」をなす。

**「疎外された労働」の対称性** 『第一草稿』「後段」の「疎外された労働」（ibid., S.234-247. 山中訳73-91頁）は、③「利潤（資本）」の下に包摂された②の近代的所有の本質である「賃労働の観点」から記述される [②+③+④]。「資本の観点」からの記述は第二草稿（紛失）でおこなわれたと推定される。賃労働および資本の二重の観点は『要綱』剰余資本＝領有法則転回論で再説される。<sup>25</sup>「後段」の「疎外された労働」論は、「資本とは蓄積された労働である」という「前段」における認識を「賃金労働者の立場」から確証するものである。賃労働者は、懸命に働いても暮らしは楽にならない、なぜか。その原因を問う。貧困という現実の結果からそ

の原因を探る。これが「疎外された労働」の基本テーマである。<sup>26</sup>

**[再生産過程としての「疎外された労働」の4規定]** したがって、「疎外された労働」の四規定は、あの1839年の「《エピクロスの哲学》ノート」でいう「自己への否定的関連」の経済学への転化形態である。自己を否定＝脱皮しつつ、結局自己に再帰する再生産過程を構成している。

この過程は無限に持続するかのように現象する。この《結果→過程→前提＝結果》という円環は、異なるもの（過程）に転化して、さらに自己転化して始元の自己を同じもの（前提＝結果）に再帰する「原始的再帰関数」の軌跡をえがく。この円環を駆動するのは、自己の姿態を変化しつつ同一である「並進対称（translational symmetry）」である。並進対称は反転対称と回転対称の積である。それは自己を展開しつつ自

己に再帰する、収束することのない矛盾である。<sup>27</sup>

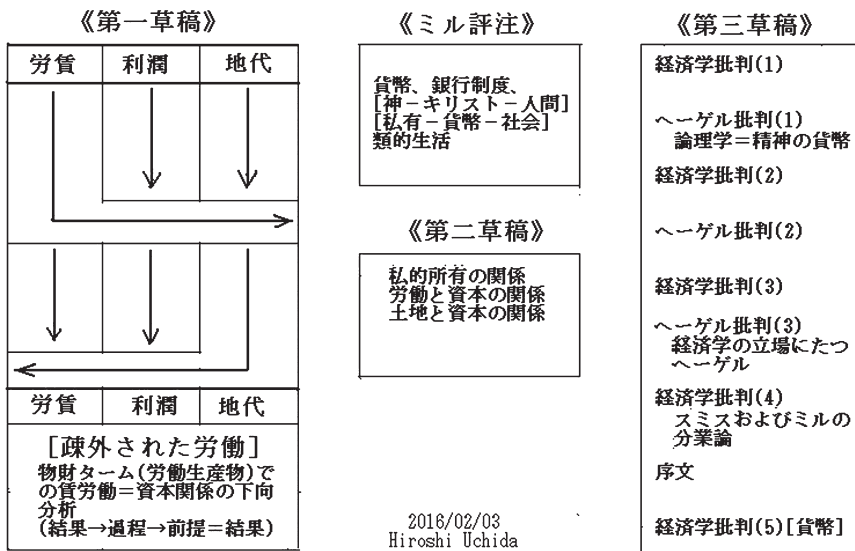
その商品=関係の矛盾は、賃労働（商品）=資本（貨幣）の関係に展開する。賃労働は資本に「抽象的個性（原子・価値）である。それは『要綱』の末尾で「(1) 価値」と規定され、『経済学批判』および『資本論』の冒頭商品に継承される単純商品である。単純商品は使用価値という非対称性、および価値という対称性との統一物、「非対称的対称性 (asymmetrical symmetry)」=並進対称である。受動的な根拠づけられた存在は自己の存在根拠ではない（カント・ヘーゲル）。したがって、その運動の帰結は決定できない。では、賃労働は無限運動であるか否か。それを検証するものが賃労働を「根拠づけるもの」としての資本の観点からする生産過程の分析である。

[7] 「第一草稿」から「ミル評註」へ

しかし、マルクスのこの分析には不足しているものが2つある。

第1に、生産過程の基本前提である賃金労働者と労働生産物（生産手段と生活手段）を分離しかつ結合する「貨幣はいかにして生成するか」という問題である。「スミス第一ノート」に発するこの問題に最初に着手したのが「第一草稿」の後の「ミル評註」における貨幣論である。マルクスは「第一草稿」で、人間が自然有機体を非有機的要素に分解し、人間の生産有機体に再編成する物質代謝過程を論じ（訳81ページ）、「『国富論』第一ノート」における貨幣論ノートを継承し、「ミル評註」でその再編成を媒介する貨幣を研究しているのである。特に注目すべきことに、「ミル評註」の始めから一貫して、貨幣を媒介者として規定している。私的交換は価値にまですすみ、価値は貨幣という現実的存在に生成し、貨幣は銀行制度まで発展し

『経済学・哲学草稿』の対称的編成



てゆくことを指摘する。

第2に、「疎外された労働」の**労働者と労働の生産物の、「最初の分離＝疎外はいかにして生成したのか」という問題**である。<sup>28</sup> これは、『国富論』第1編第6章第8章の冒頭文節にマルクスが見いだした所有論的問題の起点であり、資本主義の歴史的生成の問題、本源的蓄積の問題である。マルクスはこの問題をすでに「第一草稿」の前段の「労賃」欄と「地代」欄で指摘していた。この問題に最初に本格的に取り組んだのが、『ドイツ・イデオロギー』である。このことによって「歴史の唯物論的把握＝唯物史観」（エンゲルスがマルクス『経済学批判』の書評で使用した用語）が定礎される。このように、マルクスの『『国富論』第一ノート』から「第一草稿」における「疎外された労働」にかけて原蓄論・貨幣論・剰余価値論・再生産論の基本構図がつかまれ、それが前提となって、「ミル評註」における貨幣論が展開されたのである。

**【経済学へとヘーゲル哲学の相同性】** マルクスは『経済学・哲学草稿』を執筆しているときに作成した『精神現象学』「摘要」で「精神の言葉は、この精神の取引を通用させるもの（貨幣）[das *Gelten* (*Geld*)] である」（MEGA 1981: 497; 強調・ボールド体は原文）と書く。「第三草稿」の言明「論理学は精神の貨幣である」・「ヘーゲルは近代経済学の立場にたっている」と同様に「摘要」でも、宗教精神と貨幣精神との相同性を確認している。マルクスは「第三草稿」で、イギリスで展開しはじめた「産業」について「人間の本質諸力の開示した書物」であり「感性的に受け入れやすい人間の *Psychologie* である」と書いた。

山中訳『パリ手稿』でも従来の訳と同じく *Psychologie* を「心理学」と訳されているが（本書141～142頁）、不適訳である。ここでの

*Psychologie* は、アリストテレスの『デ・アニマ』＝『プシケケー（*psychê*）の学（*logos*）』を念頭においているのであって、「生命能力発達史」とでも訳すべきであろう。<sup>29</sup>

**【『デ・アニマ』＝生命能力発達史】** 従来のアリストテレス学による『デ・アニマ』の訳『靈魂論』は、摩訶不思議な「靈魂不滅」を連想させる誤訳ではなかろうか。マルクスはフロイトなどによる近代心理学成立<sup>30</sup>の以前の間人であるから、訳語「心理学」はその語のマルクスの時代への逆輸入する語法である。マルクスは、産業革命以後の資本主義（国民経済）的生産諸力に、人間の生命能力が同時代までに展開してきた姿態として見ているのである。マルクスはスミスの貨幣論を読んでいるときにも、アリストテレスやヘーゲルを念頭におき、それと関連づけている。この複眼は、特に「第3草稿」におけるヘーゲル哲学批判と連続する経済学批判の個所の哲学的考察に顕現している。

**【資本家と労働者の交換の問題性】** マルクスは上に引用した①の貨幣の媒介機能に関するノート以前に、『国富論』第1編第5章の「資本家と労働者との交換」の記述をノートしている。すなわち、

「等量の労働 [N] はつねに労働者にとって等しい価値 [V] であるにしも、労働者を雇用する人 [資本家] にとっては、より大きな価値 [N ≥ V] をもつようにみえることもあれば、より小さな価値 [N ≤ V] をもつようにみえることもある」（MEGA IV/2: 340; 水田訳 2000a: 68-69; [ ] は引用者注）。

「等量の労働」は、「賃金労働者の立場から」は固定された量であるが、「資本家の立場から」は可変的な量であるという二重性をもつ。この認識は、『経済学・哲学草稿』の基礎視座をあたえている。すなわち、「第一草稿」「後段」の



「疎外された労働」の四規定は「賃金労働者に立場から」する「資本の生産過程」の下向分析であり、「第一草稿」末尾で予定し「第二草稿」の失われた部分で行われたであろう「資本の生産過程」の展開は「資本家の立場から」する記述であろう。この対称性をもつ二重性認識は『経済学批判要綱』「資本と労働の関係」の二つの過程への分析や「領有法則転回論」にも継承される。

## [8] 『経済学・哲学草稿』 以後の対称性原理

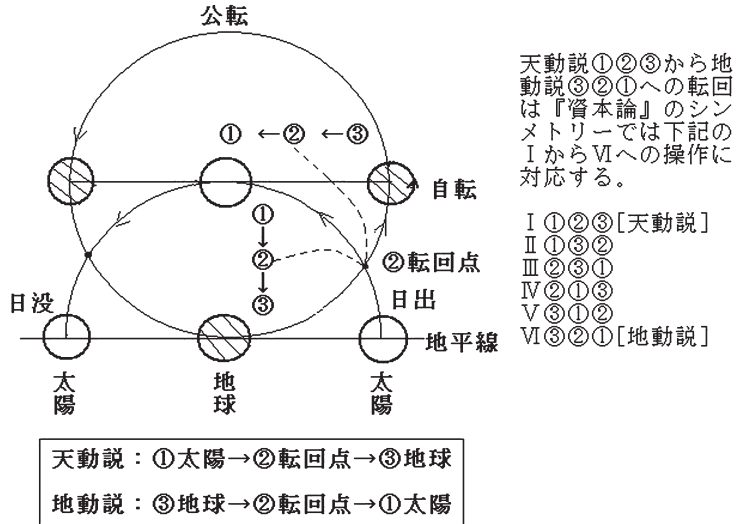
### [8-1] 『経済学批判要綱』の対称性原理

[原子論・経済学批判のパラダイム＝天文学史]  
マルクスの1841年の学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」の主題は天文学史であり、地動説の観点から天動説を批判するものである。その学位論文を準備するための「エピクロスの哲学」ノート（1839年）における「自己への否定的関連」という世界に対応する態度は、次のページの図《天動説から地動説への対称的な転回》で説明することができる。すなわち、天動説的な世界像のように、現在支配している世界像が虚偽である場合、その現状に受忍せず、それを否定し克服し、地動説のように受容できる世界像を構築する。このような方法態度を示している。

その図にあるように、天動説の軌跡は、「下開き半円」の地平線のこの図では「逆時計回り」に右側の地点から太陽が昇り（日が出て）、真上の正午を経て夕方に左側の地平線に日没する軌跡で示せる。地動説は、円の中心の太陽が向かって「上開き半円」の左端上から「逆時計回り」に地球が運動し、天動説の正午に相当する個所を通過し「上開き半円」の日出に対応する右端上に到達する。

天動説の「下開き半円」と地動説の「上開き半円」とは、両者が交差する個所を対称軸にして対称性をなす。したがって、いわゆる「コペルニクスの旋回」とは、この二つの半円の反転操作に相当する。マルクスが「エピクロスの哲学」に関するノート（1839年）で「自己への否定的な関連」というとき、念頭にあるものは、この反転対称の操作である。

## 《天動説から地動説への対称的な転回》



『**経済学批判要綱**』「序説」 『**経済学批判要綱**』は「序説」<sup>31</sup>・「II 貨幣に関する章」 「III 資本に関する章」の三つからなる。

「序説」は、「第3節 経済学の方法」が中心に読まれてきた。第3節が重要ではないという意味ではないけれども、「序説」の元々のタイトル「I. 生産、消費、分配、交換（流通）」が示しているように、その内容は「第2節 分配・交換・消費に対する生産の一般的関係」が第3節と同等に重要である。

第3節でいう用語「下向法」・「上向法」がカント『**純粹理性批判**』（B388）からの援用であるとは知らないで、その意味は、あたかもエレベータを単に上下運動するように読まれてきた。しかし、方法論上の両者の質的な差異が明確になるようには読まれてこなかった。マルクスにとって、その二つの方法は、経済学の範疇が「対称性原理」にもとづいて、いかに関連づけられてゆくのかという問題と関係づけて、初め

て理解されるものである。

【**第2節の重層的関連の分析**】 その対称性原理を理解のために、第2章における「消費、分配、交換に対する生産の一般的関係」が実は重層的な対称性の関連をなすことをみよう。

【**生産と消費**】 まず生産は、分配や交換を媒介にして、消費と最終的な関連をもつ。生産そのものは何らかの生産手段を消費して行う創造であるから、「生産的消費」である。逆に消費も、基本的な社会関連でみれば、単なる消費だけでなく、社会が維持＝再生産するように、生産の担い手＝生産者が消費生活によって労働力を再生産＝維持する。その意味で、消費は「消費的生産」である。こうして、生産と消費は、「生産的消費」とそれに反転対称操作をおこなった「消費的生産」として相互に関連しあう。

【**生産と分配**】 生産はその生産物を社会に分配する。注意すべきは、分配は消費手段の分配だけでなく、生産手段の分配も含むことである。

消費手段の分配によって先の「消費的生産」が かわち、生産手段が分配されて可能である。こ  
可能であり、生産も生産的に消費される物、す うして、

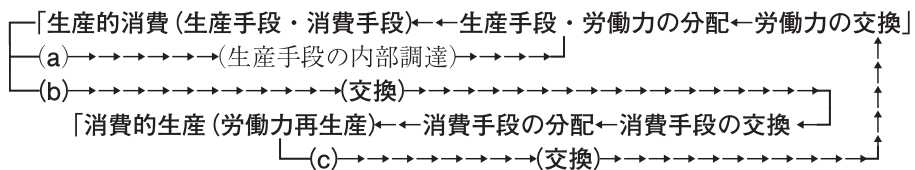
「生産的消費→←消費的生産」

「生産手段の分配→生産的消費」→←「消費的生産←消費手段の分配」

というように関連しあう。

【生産と交換】さて、一般的にみれば、消費手  
段も生産手段も、商品として生産されるかぎり、  
その流通は交換を媒介にする。しかし、2部門  
分割にまで分析が進行していない、「1つの資

本」を解明する『要綱』では、生産手段は「内  
部調達」されると前提されるので、商品売買は  
労働力に限定される。つまり、消費と分配と関  
連する生産は交換との関係で、つぎのように関  
連する。



したがって、生産の総過程は、

(a) 生産過程が自己の生産過程へ直接に生産  
手段を供給する自己再生産過程

(b) 生産過程から供給される消費手段の売買  
による「労働力の再生産過程」を媒介して、

(c) 生産過程に労働力が再帰する過程  
の三つの過程からなる。そのうち、(a) の過程  
は交換を媒介にしない生産手段の内部調達であ  
る。

(b) および (c) の両過程では、消費手段の  
購買とその消費による労働力の再生産と労働力  
の交換を媒介にして、労働力は生産過程に再帰  
する。つまり、全体として、最初に再帰するこ  
と、自己再生産の論理が貫徹している。その楕  
円形の両端は対称性をなす。

【『要綱』の再生産表式】『経済学批判要綱』「資  
本に関する章」の剰余価値の生産過程論の直後  
の商品の実現過程で、利潤率低下の問題と共に、  
商品の「実現過程問題」でその実現条件=再生  
産表式を5部門分割で研究し、数値でも正確な

条件を導き出している。のちに『1861 - 63年  
草稿』で社会的再生産を2部門分割で考察する  
ように発展するけれども、その基礎的な研究は  
ここ『要綱』で行われていることが確認できる。  
【《メビウスの帯》を構成する商品売買】上記の  
図解で注目すべき点がある。商品交換は商品の  
持ち手の交換である。商品交換は、あたかも  
「鏡の前に立つ者」と「鏡の中に映る者」との  
関係に類似する。商品交換者たちの関係は、商  
品の受け渡しと代金の支払いとが反対方向（例  
えば、商品：AからBへ、貨幣：BからAへ）  
に向かい、連結している。その連結を位相的に  
みれば、たとえば、一定幅のテープが反転し  
180度よじれて両端が結びつく形と同じである。  
それは1回よじれて8の字の形をなし末端どう  
しが接合する。表と裏の両面が自ら180度よじ  
れて連結する「メビウスの帯」と同型である。  
商品の持ち手交換と貨幣の持ち手交換は、「メ  
ビウスの帯」の上で反対方向に向かって行われ  
る（つぎのページの図を参照）。

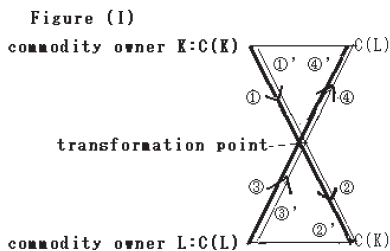


Figure (II) Hiroshi Uchida  
November 20 2012

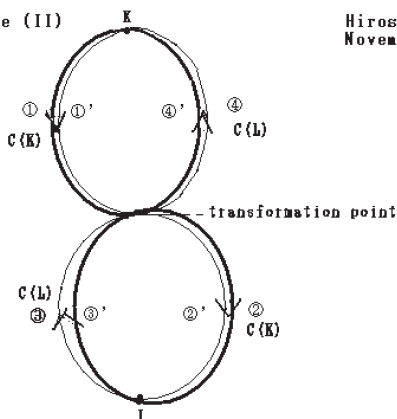


Figure (III) transformation point

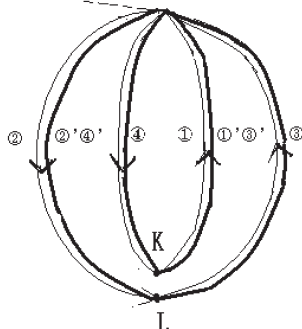
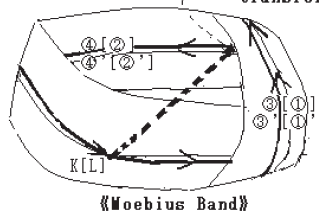


Figure (IV) transformation point



こうして、『要綱』「序説」の第2節「生産の消費・分配・交換に対する一般的関係」は、『生産から始まって労働力の再生産を介して生産に再帰する関係』を内包していることが明らかになる。この関係を一般的に数学的にいえば、「原始的再帰関数 (primitive recursive function)」である。

生産はその否定態である消費的生产を媒介にして自己に再帰する。これは「エピクロスの哲学」ノートでいう「自己への否定的な関連」の一例である。マルクスは『要綱』「序説」(1857年)でも、その18年前(1839年)の自分の基本的思想課題、すなわち基本的に『国富論』の対称的な編成を批判的に再構成する経済学批判という課題を堅実に継承しているのである。

このようにして、対称性原理で経済学を批判することで資本が支配する経済が対称性で重層

的に組織されているというマルクスの論証が「序説」から作動する。

[[『要綱』貨幣章から資本章「I. 資本の一般性」へ] 「序説」に続く『要綱』「貨幣章」は、『国富論』第1編「第3章 市場」の購買(貨幣→商品)と販売(商品→貨幣)の対称性(貨幣→商品: 商品→貨幣)を念頭に、商品から貨幣が論理的に発生し、商品から発生した貨幣が商品を生産する過程に再帰するコースをつぎのように論証する。

《商品の価値実体→商品物神性(依存関係史)→価値形態→交換過程→貨幣の3機能→貨幣の自己を解体する矛盾→(可能的)貨幣資本と労働(力)商品との交換→労働過程→価値増殖過程→相対的剰余価値の生産→絶対的剰余価値の生産(という根拠への再帰)》。

この順序は、『経済学・哲学草稿』執筆のさいに作成した、『『国富論』ノート』に記された『『国富論』を再編する貨幣モーメント』が作動する最初の範囲を示すものである。なお、剰余価値の生産が「相対的剰余価値→絶対的剰余価値」という『要綱』固有の順序は、リカードウの『経済学および課税の原理』の機械論および土地所有ゼロの主張からの観点によるものである。

【『I. 資本の一般性』の続く構成】 商品の実現過程のあとの「資本章」は、資本の蓄積過程である。これはまず、「貨幣章」末尾の「自己労働にもとづく所有」の考察を回顧しながら、ここ「資本章」の蓄積論では、「自己労働による本源的・非剰余資本（市場に投下される貨幣資本が資本家自身の自己労働の蓄積物であること）」を仮定し、その資本でさえ、「第1循環の終わり」で他人の剰余労働を搾取する。「第2循環の終わり」では、他人剰余労働そのものがさらに他人剰余労働を搾取する事態が可能であることが論証される。

《U→A→R→G→B→G→R→A→U》

マルクスの経済学批判における対称性原理がこの『要綱』「諸形態論」でこそ、如実に提示されている。諸形態論は、マルクス同時代の19世紀中葉の同時代の空間的な諸生産様式の同時並存を歴史的時間軸に「横倒しに配列したもの」である。『経済学批判』「序文」の「いわゆる唯物史観の公式」も含めて、「アジア的」とは、いわゆる東洋のみならず、アフリカや中南米も含むマルクス同時代の「非西洋的な世界」の意味である。<sup>32</sup>

【『II. 資本の特殊性』】 資本章の2番目はヘーゲル推論にしたがって「II. 資本の特殊性」である。「II. 貨幣章」のように、ここでも『国富論』からの継承関係が「資産区分論」を中心に

こうして、「貨幣章」で仮定されていた「自己労働にもとづく所有」が「資本章」蓄積論にいたって、その反対物である「他人剰余労働によるさらなる他人剰余労働の搾取」が論理的に可能であること、領有法則が転回することが論証される。この搾取こそ、資本主義的生産様式固有の領有である。この転回が累積するにつれて、最初の「(A) 自己労働にもとづく所有」が「(B) 他人剰余労働による他人剰余労働の搾取」に比較して、しだいにゼロの比率に接近してゆく (A/B→0)。したがって、ブルジョアの富はほとんど、他人労働を搾取することの累乗過程の成果であることが提示される。

【『資本家的生産に先行する諸形態』】 つづく、いわゆる「資本家的生産に先行する諸形態」の個所では、本源的共存体 (U) を中核にその変容諸形態であるとみなしうる生産様式が、対称性原理にもとづいて、アジア的生産様式 (A) →ローマ的生産様式 (R) →ゲルマン的生産様式 (G) →ブルジョア的生産様式 (B) の順序で、左右に対称的に配列される。すなわち、

展開される。「II. 資本の特殊性」のすべてを基本的にスミスの用語「流動資本と固定資本」で展開する。「1. 資本の流通」・「2. 資本の回転」・「3. 資本の再生産」の三区分をすべてこのキーワードで規定する。

「1. 資本の流通」では、資本の特性を、まずとにかく可能な限り迅速に流通しなければならないかぎりでは、資本はすぐれて流動的である。しかし資本は姿態変換を通じて増殖しなければならないので、一定の姿態に固定される。その限りでは資本は固定資本である。したがって、資本は一般的に、流動資本かつ固定資本である。

「2. 資本の回転」では、一定の資本額は一方で原料燃料などの流動性の高い姿態に投下され

る。この姿態は流動資本である。他方で資本が機械装置・労働力など固定性の高い姿態に投下される。この姿態が固定資本である。総じてこの資本規定は『国富論』と同じである。

「3.資本の再生産」でも資本タームは流動資本と固定資本である。流動資本（原料）は、固定資本（機械装置・労働力）と流動資本（原料・燃料）で再生産される。固定資本も同じよ

1. 資本の流動性および固定性
2. 資本の流動資本および固定資本への分離
3. 両資本による流動資本および固定資本の各々の再生産

「Ⅲ.資本の個別性」は「果実を生むものとしての資本」というタイトルがつく。そこでもリカードウにならって「土地所有・地代=0」と前提され、資本の果実としての総利潤およびその分配形態としての利潤および利子が論じられる。あわせて、利潤率の傾向的低下が、「I.資本の一般性」における「相対的剰余価値の生産」と関係づけられて、機械装置=固定資本への投下の増加が論じられている。

なお、この最後の個所で「1）価値」と題する草稿が書かれて、事実上1859年『経済学批判』からの冒頭商品が定められている。

#### [8-2] 『資本論』冒頭商品に提示されるシンメトリー

さて、『資本論』冒頭の著名な文節は『資本論』編成上、なにを含意しているのだろうか。「資本主義的生産様式が支配している諸社会の富は《巨魔的な商品集合 (ungeheure Warensammlung)》として現象し、個々の商品はその富の要素形態として (als seine Elementarform) 現象する。したがって、われわれの研究は商品の分析をもって始まる」。<sup>33</sup>

第1に、引用文の「諸社会の富」とはアダ

うに固定資本と流動資本で再生産される。労働力の再生産に必要な生活手段も、固定資本と流動資本で再生産される。『要綱』では、流通過程における商品資本と貨幣資本は、『資本論』のいう「流通資本」ではなくて、スミスにならって「流動資本」である。以上要するに、つぎようになる。

ム・スミス『国富論 (The Wealth of Nations)』が代表する古典経済学の社会像を端的に表現したものである。すでにみたように、マルクスは1844年『経済学・哲学草稿』執筆時に『国富論』のノートを2回取り、それを1860年代の『資本論草稿』執筆まで活用している。マルクスの経済学批判とは、何よりも先ず『国富論』批判=摂取である。

第2に、『資本論』の論述は、「集合かつ要素である商品の分析」から始まる」と明言しているのであるから、『資本論』研究は、その言明にしたがって、『資本論』冒頭でマルクス自身が定めた課題《商品の集合かつ要素という二重規定の研究とはなにか》を解明するものでなければならない。<sup>34</sup> この解明を回避した如何なる『資本論』研究も、肝心の典拠の核心問題から外れた、それとは別の問題=偽の問題を探求していることになる。そのことによって、『資本論』の核心とは全く異質の問題を持ち込むことになること気づかなければならない。

[集合かつ要素としての冒頭商品] マルクスは、「巨魔的な商品集合」と「その集合の要素としての個別商品」という二重規定をもつ商品の分析から、資本主義の「一般的な編成原理」を解明する。現代数学では「集合 (set, Aggregat,

Sammlung)」と「要素 (element, Element. 「元」とも訳される)」とは不可分である。集合とは一定の共通の規定をもつ要素のあつまりである。集合はそれより高次の集合の要素となりうるし、その要素はより低次元の要素を内包する集合でもありうる。

集合と要素とは包摂と被包摂の関係で連関する。その連関には一定の共通性が貫徹する。「ビー玉の集合」と「花束の集合」とは共通する規定をもたないから、そのままでは包摂＝被包摂関係で連結しない。しかし、この2つの集合は商品という規定態としては資本主義社会の商品集合のなかにその要素として包摂される。なお、要素が一定の規則にしたがって配列される場合の要素全体の集まりは「群 (group)」という。『資本論』の諸要素は一定の規則にしたがって配列されているから、『資本論』の冒頭商品は、厳密に規定すれば、「群かつ要素 (元)」の二重の規定態である。しかし、要素 (元) は規則性もつことの論証は、それ以後の課題であるから、『資本論』冒頭では「集合」でよいと判断される。

[シンメトリー体系としての商品集合] それでは、『資本論』冒頭に「集合かつ要素」として提示された商品はどのような意義をもつのであろうか。商品は『資本論』を体系として編成する原理、すなわち「シンメトリー (symmetry, Symmetrie)」となるのである。それが証拠に、『資本論』冒頭「第1章 商品」「第1節 商品の2つの要因 - 使用価値と価値 (価値実体 [Werts substanz] と価値量 [Wertgröße])」の第9文節でつぎのように指摘する。

「諸商品の交換関係を明白に特徴づけるものは、まさに諸商品の使用価値の捨象 (die Abstraktion von ihren Gebrauchswerten) である」(S.51: 訳64)。

[使用価値の捨象＝価値の抽象] 異質なものを

同一化するには、その異質性を捨象して同一性を抽象し、その同一性を根拠・基準に媒介して異質性を統一するほかない。現実の頻繁に行われる商品交換で貫徹する「現実的アブストラクチオン (Abstraktion in actu)」を現実的根拠にして、諸商品の「使用価値の捨象」の裏面で同時に進行するのは「価値の抽象」である。相異なる使用価値の商品としての等値行為＝交換形態が価値実体を抽象する。抽象された価値は使用価値に現象し、異質の使用価値は相互に価値を媒体に結合する [価値→使用価値a→価値→使用価値b→価値→使用価値c···]。

[三角形の面積の公式＝同一形態への還元] マルクスはその第9文節の直前の第8文節 (*Das Kapital*, Erster Band, S.51) で、多角形の面積は、その多角形を三角形に分析し、各々の三角形の「底辺×高さ÷2」を計算し、そのすべての三角形の面積を集計すれば、その図形の総面積に等しくなる例をあげる。相異なる形の三角形はその面積を規定する3つの条件 (底辺の長さ、高さ、1/2) という共通の属性をもっている。形の異なる三角形 (Ta, Tb) は、面積が同じであれば、等面積という属性で等置される (Ta = Tb)。

同じように、商品の相異なる使用価値 (Wa, Wb) は、価値量が等しければ、等置される (Wa = Wb)。このように、形態や置かれた位置で相異なるものが或る同一性をもつことで結合することをシンメトリーという。

[配景的対応・観点・対称性] では、対称性 (シンメトリー) はどのような根拠をもっているのであろうか。商品交換は、少なくとも2つの商品が相互に自己を相手に等置することで成り立つ根拠をもつ。したがって、商品の交換関係はそれぞれの商品所有者の観点がどこかで「共通の焦点」を結ぶことで成り立つ。その共通の焦点が等価交換の根拠となる。その焦点からみる

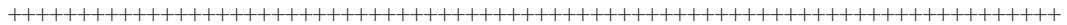
と、2つの商品は相互に変換=交換可能なものである。この変換可能性は射影幾何学の「配景的対応」の場合と同型である。

「配景的対応とは、図形どうしに対称性を見出すこと、すなわち、その2つの図形を互に変換されたものとして見なすことである。観点とは、その対称性を支える幾何学的な点にすぎない。それゆえ観点は、変換の数だけ、図形の配景的対応が発生する数だけ、つぎつぎと生じる」。<sup>35</sup>

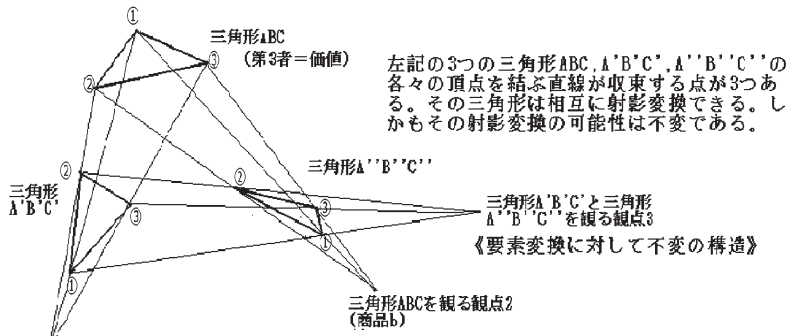
対称性を生み出す観点のこの特性を逆から見ると、複数の事態当事者の観点が統一される観

点があれば、それを軸にして、その複数の事態当事者は対称性のある関係に統一されることになる。下記の図解《1つの三角形の3頂点を共有する2つの観点は第3の観点も共有する》がそれを説明する。

観点1から三角形A'B'C'の彼方に三角形ABCを観て、それぞれ対応する頂点を結ぶ。同じように観点2から三角形A''B''C''の彼方に三角形ABCを観て、それぞれ対応する頂点を結ぶ。さらに、三角形A'B'C'と三角形A''B''C''のそれぞれ対応する頂点を結べば、その結合線は一点に収束する。それが観点3である。



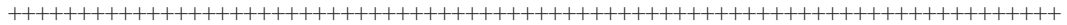
《1つの三角形の3頂点を共有する2つの観点は第3の観点も共有する》



下記の2つの推論形式は《要素変換に対して不変の構造》の例である。  
 《ヘーゲル推論形式》 《①価値形態・②商品物神性・③交換過程》

第1格：個別-特殊-一般	I ①-②-③：II ①-③-②
第2格：一般-個別-特殊	III ②-③-①：IV ②-①-③
第3格：特殊-一般-個別	V ③-①-②：VI ③-②-①

2014/06/26  
Hiroshi Uchida



三角形A'B'C'と三角形ABCの関係と同等な関係は、三角形A''B''C''と三角形ABCの間、三角形ABCと三角形A'B'C'の間にも存在する。  
 [三角形の間の相互変換] このような場合、この3つの三角形は、相互に変換可能である。三角形ABCと三角形A'B'C'の間の相互変換操

作Φ [ファイ] および三角形ABCと三角形A''B''C''の間の相互変換である反転対称操作をΦとし、三角形A'B'C'を三角形ABCの間の相互変換である回転対称操作をΨ [プサイ] とすれば、つぎのようになる。



三角形ABC  $\Phi$  三角形A'B'C' [① $\Phi$ ②と略]

三角形ABC  $\Phi$  三角形A''B''C'' [① $\Phi$ ③と略]

三角形A'B'C'  $\Psi$  三角形A''B''C'' [② $\Psi$ ③と略]

この対称操作から、つぎのような式が導き出される。

$$[\textcircled{1}\Phi\Psi\Phi = \textcircled{1}]$$

$$[\textcircled{2}\Psi\Phi\Phi = \textcircled{2}]$$

$$[\textcircled{3}\Phi\Phi\Psi = \textcircled{3}]$$

**〔要素変換に関して不変な構造〕** 上記のように、要素①、②、③の各々は、一定の規則にしたがった対称操作によって自己に再帰する。

$$[\textcircled{1}\Phi = \textcircled{2}, \textcircled{2}\Psi = \textcircled{3}, \textcircled{3}\Phi = \textcircled{1}, \text{すなわち}, \textcircled{1}\Phi\Psi\Phi = \textcircled{1}]$$

$$[\textcircled{2}\Psi = \textcircled{3}, \textcircled{3}\Phi = \textcircled{1}, \textcircled{1}\Phi = \textcircled{2}, \text{すなわち}, \textcircled{2}\Psi\Phi\Phi = \textcircled{2}]$$

$$[\textcircled{3}\Phi = \textcircled{1}, \textcircled{1}\Phi = \textcircled{2}, \textcircled{2}\Phi = \textcircled{3}, \text{すなわち}, \textcircled{3}\Phi\Phi\Psi = \textcircled{3}]$$

上の二つの対称操作である、反転対称操作 $\Phi$ と回転対称操作 $\Psi$ の配列をみると、《 $\Phi\Psi\Phi \rightarrow \Psi\Phi\Phi \rightarrow \Phi\Phi\Psi$ 》というように、各々の3回の対称操作 $\Phi$ と $\Psi$ を、一定の規則に従って行くと、要素である①も②も③も自己に再帰し自己を維持する。要素①、②、③を対称操作によって変換しても、①は①に、②は②に、③は③に、各々自己に再帰する。これらの自己再帰を含むシステムは「要素変換に関して不変の構造」である。

『資本論』の「要素変換に関して不変の構造」『資本論』も、このような対称操作の規則的な展開によって、重層的に自己を規定し自己に再帰する対称性原理で編成された著作である。その意味で、『資本論』も諸要素（商品 $\rightarrow$ 貨幣 $\rightarrow$ 商品・生産諸要素・貨幣 $\rightarrow$ …）の対称操作による変態でもって、自己を諸要素に規則的に展開しつつ、自己の体系全体を「不変の体系」として維持発展してゆく。つまり、『資本論』も、上記の三つの三角形の関係のように、「対称操作による要素変換に関して不変の体系」なのである。<sup>36</sup>

**〔異質なものの関係は《第三者》を抽出する〕**  
マルクスが価値論でおこなったことは、この三

つの三角形の間の相互変換可能性の解明と類似的である。相異なる使用価値をもつ商品を交換関係で等置する商品所有者の行為は、両者の商品に共通な「第三者」を抽象する。2つの商品が三角形A' B' C' および三角形A'' B'' C'' に相当し、第三者が三角形ABCに相当する。マルクスは『要綱』「貨幣章」でつぎのように指摘する。

「私は、（使用価値の相異なる）商品のいずれもが或る**第三者**（ein Dritte）に等しいものとして、すなわち自分自身とは等しくないものとして置く。両者とは異なるこの第三者は、或るひとつの関係を表現しているから、まず頭の中に、表象の内に実存する。というのは、総じて諸関係というものは、それらが相互に関係し合っている諸主体から区別されて、固定されなければならない場合は、ただ**思惟される**（gedacht）ことができるだけであるからである。或る生産物（または活動）が交換価値になるということによって、生産物は一定の量的な関係に、或る単位（Einheit）に…転化されるばかりではなく、同時に質的にも転化されて、或る他の**要素**（Element）に置換され

なければならない。そのことで、両商品は同じ単位をもった名数となり、したがって**通約ができるもの (commensurable)** となる」(MEGA,II/1.1,S.77-78: ボールド体は引用者)。

[**通約可能性・単位**] 『経済学批判要綱』(1857年8月末～1858年5月執筆)ではまだ「交換価値と価値との区別」という重要な課題は未解決であった。そこで以下では「交換価値(価値)」と記す。上の引用文でマルクスは、労働生産物が交換価値(価値)になるということは、一定の量的な関係=或る「単位」に転化され、ついで使用価値とは質的に異なる要素=「通約可能なもの」に置換される順序である、と記している。

[**再びマルクスとアリストテレス**] このとき、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』の商取引論を念頭においているけれども、そこでは逆に、「通約可能なもの」への置換、ついでその量的な規定である「単位」への統一という順序で商取引が成立すると説明する。『経済学批判』と『資本論』では『ニコマコス倫理学』の順序に変更される。「通約可能なもの」→「単位」への置換によって、使用価値の相異なる財は使用価値と交換価値(価値)という2つの要因からなる「商品」になる。

[**対称性に潜む通約可能性**] 「通約可能な」はギリシャ語の形容詞  $\sigma\mu\mu\epsilon\tau\rho\alpha$  (symmetra) の訳語である。その名詞は  $\sigma\mu\mu\epsilon\tau\rho\iota\alpha$  (symmetria) である。英語では形容詞が symmetrical である。その名詞は symmetry 対称性である。財は私的交換で結合されて商品になる。使用価値で相異なり、交換価値(価値)では等しい「対称性=通約可能なもの」になる。《資本主義的生産様式の基本形態である商品関係は対称性である》。これが『資本論』冒頭の基本命題である。それゆえ、集合かつ要素である冒頭商品から始まる

『資本論』の編成原理は対称性である。

マルクスが『資本論』初版序文で「近代社会の経済的諸法則を暴露することがこの著作の最終目的である」(S.16: 訳12) というとき、その運動法則の基本形態はシンメトリーの重層的な展開である。同じ個所で「現在の社会は決して固定した結晶ではなくて、変化が可能でしかも絶えざる変化の過程を内含する有機体である」(S.16: 訳13) というとき、その絶えず変化する形態はシンメトリーをなすのである。

[**三角形の対称性と商品の対称性**] 上記の「三角形のシンメトリー」の例は「商品のシンメトリー」に適合する。商品への転化を上記の三角形の例に読み替えると、三角形A'B'C'と三角形A''B''C''が三角形ABCを共有することが、「通約可能なもの」への還元に対応する。この還元は同時に、三角形A'B'C'と三角形A''B''C''が共有する第3の観点を措定する。マルクスはこれを受けて、第4節の商品物神性論でつぎのように指摘する。

「相互に《まったく》異なる諸労働の同等性は、ただ現実の不等性〔使用価値〕の捨象、諸労働が人間労働力の支出として、抽象的人間労働としてもっている共通の性格への還元においてしか、成立することができない。私的生産者たちの頭脳は、彼らの私的諸労働のこの二重の社会的性格を、現実の交易、生産物の交換において現象する諸形態でのみ鏡映する (spiegelt)」(S.87-88: 訳125-126。[ ] は引用者補足。以下同じ)。

[**鏡映関係としての商品関係**] 私的生産者=商品交換者たちは、商品交換関係そのものが行う「使用価値の捨象=価値(交換価値)の抽象」は、彼らには無自覚されない社会的結果をもたらす。すなわち、価値(交換価値)は商品が本源的にもっている属性=前提であるというよう

に、結果を前提にすり替える。無自覚に生み出した社会的結果を本源的属性（前提）に遡及して疑わない。「財の商品への転化」は、商品の所有者による、結果の前提への遡及＝射影、無意識の置換である。むしろ彼らの意識には、財には本来的に「価値（交換価値）なるもの」が内在するかのように現象する（仮象する）。<sup>37</sup>

上の引用文で、商品所有者が結果を前提に転倒する事態を「鏡映する（spiegeln）」とマルクスが表現したことは、『資本論』がシンメトリーの体系であることを含意する。マルクスはすでに価値形態論で「価値関係の媒介によって、商品Bの自然形態が商品Aの価値形態になる。いかえれば、商品Bの身体は商品Aの価値鏡（Wertspiegel）になる」と指摘した。

その文への注18で「人間は鏡（Spiegel）をもってこの世に生まれて来るのでもなければ、私は私である（Ich bin ich）、というフィヒテ流の哲学者として生まれてくるのでもないから、始めはまず「鏡としての」他の人間に自分自身を映してみる（sich bespiegeln）」（S.67: 訳90）と指摘し、名詞「鏡 Spiegel」に対応する動詞「鏡映する sich bespiegeln」を用いている。

【他者に鏡映して知る自己】商品交換関係とは、交換する商品が自己の価値を交換相手の使用価値に鏡映する関係、あるいは射影する（project）関係である。商品関係は価値鏡の鏡映関係＝射影関係である。鏡がその前に立つ人間を鏡の内

部に鏡映するように、商品交換関係では交換相手の商品の使用価値が価値鏡として自己の価値（交換価値）を鏡映する。鏡としての交換相手の商品もその価値（交換価値）をこちらの商品の使用価値に鏡映する。

商品の間の相互鏡映関係は、論理的には、相異なる形の三角形が面積「底辺×高さ÷2」で同等ならば等置される関係と同じである（S.51: 訳63頁）。相異なるものを等置しようとしても、或る属性で同等でなければ、等置できない。形態では相異なるけれども或る属性で同等であるから相対する関係を「シンメトリー（対称性）」という。

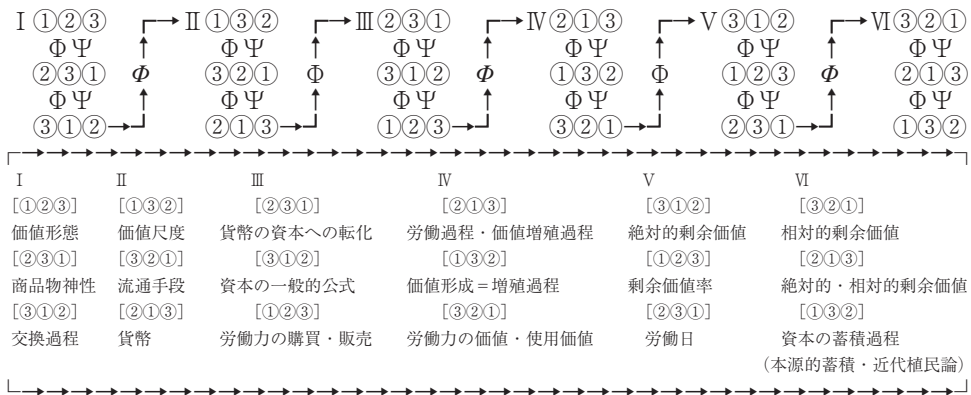
先の三角形の対称操作による自己維持、すわなち、「要素変換に関して不変の構造」は『資本論』にもつぎのように妥当する。

【『資本論』の関数】価値形態の第一形態を①、第二形態を②、第三形態を③とすれば、『資本論』第1部は、拙著『資本論のシンメトリー』で詳論したように、つぎのような原始的再帰関数として簡潔に表現される。ただし、 $\Phi$ は①②③の三つの項のうち右2項の反転対称操作であり [①②③→①③②]、 $\Psi$ は左右両端の項の回転対称操作である [①③②→②③①]。 $\Phi$ は三つの項のうち左2項の変換であり (③②①→②③①)、 $\Phi$ は右2項の変換である (②①③→②③①)。

$$Das Kapital : f(\Phi, \Psi, \Phi) = [①②③] [(\Phi\Psi)^2\Phi (\Phi\Psi)^2\Phi]^3$$

【『要素変換に関して不変な構造』としての『資本論』】 つぎに、このことを説明する。『資本論』第1部第1章の第1節および第2節は、第3節からの体系的論証の序論であって、商品の二つの側面である価値および使用価値の分析的説明である。それを前提にする第3節の価値形態は、価値の使用価値への現象形態の累積的な展

開である。上記の再帰関数はつぎのように『資本論』第1部全体に貫徹する。最後のⅥの①③②は3回目の対称操作 $\Phi$ によって、最初のⅠの①②③に再帰し、『資本論』第1部全体が、要素①②③の規則的な対称変換 ( $\Phi, \Psi, \Phi$ ) によって自己維持する、「要素変換に関して不変な構造」であることを提示する。



上記の詳細な理論構成については、前掲書『資本論のシンメトリー』で分析している。

**【資本主義の《要素変換に関して不変の構造》】**

近代資本主義の自己維持 = 再生産可能性は、この「不変な構造」に根拠づけられている。その再生産可能性は、そもそも価値形態の対称的関連①②③に存立し、その後の理論展開に累乗をなして継承されるのである。その意味で『資本論』第1部の第1章第1節および第2節は、価値および使用価値に関する**予備的考察**であり、第1章第3節の価値形態論こそ、『資本論』の**本格的な理論的始元**である。

『『資本論』の累乗する体系』ここで注意しなければならない点は、上記の関連は、積み木細工の横並びや縦積み重ねで連なるような関係では決してなく、価値形態の三つの形態①②③に関する対称操作 $\Phi, \Psi, \phi$ によって、直前までの操作の結果を内部に継承 = 累乗してゆく「要素 (element) = 群 (group)」の関連であるという点である。このように、『資本論』は、商品関係が重層的な対称性を展開する過程を論証する経済学批判の古典である。<sup>38</sup>

**参考文献** (アルファベット順)

Gödel, K (1986), *Collected Works*, vol. 1, p.60-101, 林晋・八杉満理子訳『不完全性定理』岩波文庫、2006年。

Höppner, Joachim (1988), *Einleitung in Karl Marx, Ökonomisch-philosophische Manuskripte vom Jahre 1844*, Reclam.

小林昌人 (2006) 「[書評]『経哲草稿』から『パリ手稿』へ」『アソシエ21ニューズレター』2006年3月号。

桑子敏雄 (1999) 「[訳者] 解説」、アリストテレス (桑子敏雄訳) 『心について』講談社学術文庫。

Marx, *Das Kapital*, Dietz Verlag Berlin, 1962.

Marx, Karl und Engels, Friedrich (1981), *Exzerpte und Notizen*, in MEGA IV/2, Berlin.

Marx (1976, 1981), *Ökonomische Manuskripte (1857-58)*, in MEGA, II/1.1, 1.2,

Marx, Karl (1982), *Ökonomisch-philosophische Manuskripte*, in MEGA I/2, Berlin.

マルクス、山中隆次訳・柴田隆行編『パリ手稿』御茶の水書房、2005年。

ミル、ジェームズ (渡辺輝雄訳) (1948) 『経済学綱要』春秋社。

野崎昭弘 (2006) 『不完全性定理』ちくま学芸文庫。

ラーピン、ニコライ (細見英訳) (1971) 「マルクス『経済学・哲学草稿』における所得の三源泉の対比的分析」『思想』3月号。

ローヤン、ユルゲン (1983) 「いわゆる『1844年経済学・哲学草稿』問題」『思想』3月。

Smith, Adam (1976a, 1976b), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*,

Clarendon Press, Oxford; 水田洋訳 (2000a, 2000b, 2001a, 2001b) 『国富論』全四分冊、岩波文庫。

竹内外史 (2001) 『(新装版) 集合とはなにか』講

談社。

タウベルト、インゲ（渋谷正訳）（1979）「カール・マルクスの『経済学・哲学手稿』の日付」『現代と思想』第38号。

内田弘（1980a, 1980b）「資本循環＝社会認識としての『経済学・哲学（第一）草稿』（上・下）」『専修大学社会科学研究所月報』No.202,203.

内田弘（1985）「精神の貨幣——初期マルクスにおける経済学とヘーゲル哲学との相同関係」『専修経済学論集』第19巻第2号。

内田弘（1990）「初期マルクスの社会的諸個人把握」『専修大学社会科学研究所月報』No. 322.

内田弘（1999）「マルクス・エピクロス・ヘーゲル」『専修経済学論集』第33巻第3号。

内田弘（2000）「スピノザの大衆像とマルクス」『専修経済学論集』第34巻第3号。

内田弘（2003）『「ドイツ・イデオロギー」の編集問題・原蓄論・物象化論』『情況』4月号。

内田弘（2012）『「資本論」の自然哲学的基礎』『専修経済学論集』通巻第111号。

内田弘（2015）『資本論のシンメトリー』社会評論社。

内田弘（2016）『「資本論」と『純粹理性批判』』専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第50号。

内田弘（2017）『「国富論」の編成原理と『哲学論文集』』『専修経済学論集』通巻第126号。

内田弘（2018）『「資本論」の原始的再帰関数』専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第52号。

内田弘（2019）「マルクスとオイラー」専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第53号。

山中隆次（1971）『「経済学・哲学草稿」と『抜粋ノート』の関係』『思想』11月号。

山中隆次（1985, 1986a, 1986b）「初期マルクスの経済学研究（II）— パリ時代の「スミス抜粋」を中心に（その1）（その2）（その3）」『商学論纂』第27巻第2・3号、第28巻第1号、第28巻第2号。（以上）

ば、 $[\textcircled{1}\textcircled{2}\textcircled{3} [\Phi\Psi]^2\Phi [\Phi\Psi]^2\Phi]^3$ と表現される。その詳細な論証は、内田弘『「資本論」の原始的再帰関数』（専修大学社会科学研究所編『社会科学年報』第52号、2018年3月）、その関数の簡単な解説としては本稿の[8-2]の末尾を参照。『資本論』対称性原理は『資本論草稿』の編集基準となり、『資本論』第2部・第3部にも貫徹する予定であったろう。その点から観ると、『資本論』第2部と第3部のエンゲルスによる編集は、彼がその対称性原理を知らなかったので、深刻な問題が存在する。

<sup>2</sup> ここでマルクスはスミスと同じ問題像に立脚している。内田弘『「国富論」の編成原理と『哲学論文集』』（『専修経済学論集』2017年3月、通巻第126号）を参照。この論文は、スミスの基本的な問題像が近代天文学史にあり、『国富論』の重商主義批判はいわば天動説批判であり、自然神学的文明社会の分業労働にもとづく富の普遍的な普及が、コペルニクス＝ガリレオ＝ニュートン系譜の地動説に対応することを主張した古典であることを明示した。

<sup>3</sup> 「エピキュリアン」と蔑称されてきたスピノザの『神学・政治論』を独自の順序で抜粋ノートを作成した1841年のマルクスは、『神学・政治論』の合理的核心を代議制民主主義に見だしている。内田弘「スピノザの大衆像とマルクス」（『専修経済学論集』第34巻第3号、2000年3月）を参照。その代議制民主制は、貨幣が商品の代表者であることと同型であることに注意したい。マルクスは代議制民主主義者ではない。『経済学批判要綱』「貨幣に関する章」の或る個所でそのことを指摘している。何処かは、諸姉兄が各々確認されたい。マルクスを現代民主主義の枠内に取り込んでではない。彼はそれを乗り越えようとしていたのである。

<sup>4</sup> 内田弘『「資本論」の自然哲学的基礎』『専修経済学論集』通巻第111号、2013年3月を参照。特に「カントは論文《天界の一般自然史および理論》で、天界という多様な自然現象をエピクロスの原子の偏差運動（クリナーメン）で展開しつつ、しかも、カントはエピクロス＝無神論者を支持しているという世俗的論難を恐れ、原子の究極の根拠を神に置くという際どい論証をおこなった」（同51頁）。

<sup>1</sup> 『資本論』第1部を編成する対称性原理は、数学関数では「原始的再帰関数」であり、価値形態の第一形態を①、第二形態を②、第三形態を③、反転対称操作 $\Phi$ 、回転対称操作 $\Psi$ とすれ

- 5 内田弘『『国富論』の編成原理と『哲学論文集』』（『専修経済学論集』2017年3月、通巻第126号）を参照。
- 6 内田弘『『資本論』と『純粹理性批判』』専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第50号を参照。
- 7 上記注4を参照。
- 8 内田義彦『社会認識の歩み』岩波新書、1971年、28頁。
- 9 内田弘『『資本論』の原始的再帰関数—アリストテレス難問のマルクス解法—』（専修大学社会科学研究所編『社会科学年報』第52号、2018年3月）を参照。
- 10 『資本論』の論述は「螺旋型」をなしているのではないかという一般にみられる直観像は、数学では「原始的再帰関数」であり、意外にも正確な直観像である。内田弘「マルクスとオイラー」（専修大学社会科学研究所編『社会科学年報』第53号、2019年3月）を参照。そのスパイラル像の先駆的論証は梯明秀『資本論への私の歩み』（現代思潮社、1960年）である。その直観を論証するのが「研究」である。
- 11 その意味で、経済学批判における「自己への否定的関連」とは「交換可能態としての商品そのもの」であり、その対他関係としての商品の他の商品との交換である。商品aの商品bとの交換における「否定すべき自己」とは商品a自身のことであり、「肯定すべき自己」とは交換対象である商品bのことである。商品aから商品bへの転態が、経済学批判における「自己への否定的関連」である。商品は自己から離脱し、他者に転態すべき形態である。人間の社会的本性が商品の形態＝関係で発展するのが、近代市民社会である。
- 12 例えば、『新版 資本論 1』新日本出版社、2019年、70頁を参照（*Das Kapital, Erster Band*, Dietz Verlag Berlin 1962, S.52.）。
- 13 以下の[3]の『『国富論』自体の対称性』の論述は、内田弘『『国富論』の編成原理と『哲学論文集』』（『専修経済学論集』2017年3月、通巻第126号、80頁以下「[8]『国富論』の編成原理としての分離＝結合」を参照）の論旨の一部を援用するものである。その詳述は当該拙稿を参照されたい。
- 14 以下参考のため、『国富論』第1編と第2編の各章の正式なタイトルを記す（水田洋訳、岩波文庫）。第1編、第1章「分業について」、第2章「分業を生む原理について」、第3章「分業は市場の広さによって制約されるということ」、第4章「貨幣の起源と使用について」、第5章「商品の実質価値と名目価値について、すなわちその労働価格と貨幣価格について」、第6章「商品の価格の構成諸部分について」、第7章「商品の自然価格と市場価格について」、第8章「労働の賃金について」、第9章「資本の利潤について」、第10章「労働と資本の様々な用途における賃金と利潤について」、第11章「地代について」、第2編、第1章「資財の分類について」、第2章「社会の総資財の或る特定の部門と考えられている貨幣について、すなわち国民資本<sup>キャピタル</sup>の維持費について」、第3章「資財の蓄積<sup>ストック</sup>について、すなわち生産的労働と不生産的労働について」、第4章「利子つきで貸しつけられる貯えについて」、第5章「資財の様々な用途について」。
- 15 第1編および第2編のように、第3編・第4編・第5編のそれぞれの内部も「分離＝結合原理（dc）」で編成されていることの本格的な論証は、本稿主題から大きく離脱するため、別の機会にゆだねる。なお、特に第4編に関連して、『国富論』が重商主義の対外市場獲得競争が戦争に転化することを論証する国際平和論の古典であることは、内田義彦が『経済学の生誕』（未来社、1953年）で提示している。この点については、野沢敏治『内田義彦－日本のスミスを求めて－』（社会評論社、2016年、210頁以下）を参照。カントの「永久平和のために」および『国富論』の平和論は、ホップズ『リヴァイアサン』の特に国家論を継承するヘーゲルの『法＝権利の哲学』の戦争論と対照的である。
- 16 『国富論』の「生産資本循環（P…P）」からする歴史貫通的な資本把握は、重層的な「回転対称」に集約される。『資本論』は「商品資本循環（W'…W'）」からする《歴史的なもの》としての資本把握である。しかしながら、その商品は「使用価値という非対称性」と「価値という対称性」との媒態であり、《反転対称と回転対称の積である「非対称的対称性」＝「並進

- 対称』であるから、永遠に収束することのない対称性である。詳細は、内田弘『資本論のシンメトリー』の特に80頁以下を参照。近代資本主義がこのような収束不可能な体系であることは、ゲーデルの不完全性定理Ⅱに対応する。その収束不可能性は、そもそも『資本論』冒頭商品規定に潜在する。この冒頭商品文節は、不完全性定理Ⅰのいう、それを外したら（資本主義の）体系的記述ができないという意味で、否定できない命題文である。マルクスによる近代資本主義の起源（本源的蓄積）の歴史性とその終焉の歴史性の論証の根拠は、近代資本主義の諸範疇に依拠するという「借りのある論証」（自己の論理的構成を歴史軸に射影したにすぎない論証）であることが確認されなければならない。マルクスの1867年の『資本論』第1部初版は、1913年公表の「ゲーデルの不完全性定理ⅠⅡ」に46年先んじている。『資本論』に潜在する「不完全性定理Ⅰ・Ⅱ」は、マルクス自身が、「近代資本主義・内・存在」である人間がその資本主義を認識する認識論的な制約を明確に自覚していたことの証左であろう。マルクスは《何でも分かるという万能感》とは無縁である。その意味で、マルクスはヘーゲルの弟子であるより、カントの批判的な継承者である。内田弘「『資本論』と『純粹理性批判』」（専修大学社会科学研究所編『社会科学年報』第50号、2016年3月）を参照。
- <sup>17</sup> この経緯については、ニコライ・ラーピンや山中隆次の先行研究がある。その要点については、内田弘の書評論文「パリ時代のマルクスの研究過程の基本線を明示」（『アソシエ』No.17、2006年、御茶の水書房、p.196-208）を参照。
- <sup>18</sup> 用語「下向法と上向法」はカントも『純粹理性批判』理性推論（B388）で指摘する。内田弘「『資本論』と『純粹理性批判』」を参照。カントはコペルニクス革命に対応する哲学的課題を新しい形而上学の建設と考え『純粹理性批判』を刊行した。その形而上学（タ・メタ・タ・フィジカ）とは、俗流化された誤解である「無根拠の観念論」のことでない。諸々の自然学（フィジカ）の後にそれを超えるところに（メタ）位置づけられ、諸々の「自然学」を哲学的に根拠づける「自然哲学」の意味である。
- <sup>19</sup> マルクスにとって「疎外と物象化」とは「疎外か、物象化か」でも「疎外から物象化へ」でもなく、対概念である。内田弘「『資本論』の自然哲学的根拠」『専修経済学論集』第111号、2012年3月、66-67頁を参照。
- <sup>20</sup> 長洲一二「戦後『資本論』研究の諸潮流」（『理論』第12号、1950年3月）を参照。この論文は、敗戦直後で兵役から帰還した当時31歳の著者の『資本論』第1部第1章第1節に絞った緻密な価値論論争の批判的総括論文である。長洲の「『資本論』全巻が商品を手緒とする資本主義社会の諸範疇の内部的矛盾の弁証法的展開にほかならない」と判断する観点を継承して、本稿筆者は『資本論』第1部を『資本論のシンメトリー』として解明した。
- <sup>21</sup> 『第一草稿』の詳細な内容の分析は、かつて行ったことがある。内田弘「資本循環＝社会認識としての『経済学・哲学（第一）草稿』」『専修大学社会科学月報』No.202, 1980. 6.20; No.203, 1980.7.20.
- <sup>22</sup> 内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』通巻第111巻、2012年3月を参照。
- <sup>23</sup> MEGA, I/2, S.255. 山中隆次訳123頁。
- <sup>24</sup> 前掲の内田弘「書評論文『マルクス パリ手稿』」を参照。
- <sup>25</sup> 25 Vgl, MEGA, II/1.2, S.365ff. 『資本論草稿集』②94頁以下を参照。
- <sup>26</sup> これに対して、資本家の問いは、《如何にしたら自己資金を増加させることができるか》という問いである。賃労働者の「結果から原因への問い」とは対称的な「原因から結果への問い」である。この後者の問いを第一草稿の最後の文節で立て、それに続く失われた草稿でその問いを解明したと推察される。『経済学批判要綱』のいわゆる領有法則転回論は、資本家のその問いを解明する。その帰結は「他人剰余労働による他人剰余労働の領有」である。
- <sup>27</sup> ゲーデルなら、この矛盾を「収束不可能な不完全性Ⅱ」と命名するだろう。19世紀後半のマルクスは20世紀初頭のゲーデルと近いところで、経済学批判を展開している。
- <sup>28</sup> アントニオ・ネグリが『マルクスを超えるマルクス』（*Marx beyond Marx, Lessons on the Grundrisse*, Bergin & Garvey Publishers, 1984（清水和巳・小

倉利丸・大町慎浩・香内力訳、作品社、2003年）で注目する「小流通」（MEGA, II/1.2, S.555ff.『資本論草稿集』②443頁以下）は、『経済学・哲学《第一》草稿』「疎外された労働」の賃金労働者の個人消費生活過程の再論である。カント的にいえば、ネグリは、おそらくそれとは知らないで、賃金労働者が「根拠づけられたもの」から自ら「根拠」に生成する経路を探求していることになる。

<sup>29</sup> 内田弘「『国富論』の編成原理と『哲学論文集』」『専修経済学論集』2017年3月を参照。スマイスも『国富論』を編成するにあたって、アリストテレスの『デ・アニマ』の「分離＝結合原理」を援用した。

<sup>30</sup> 例えば、フロイトの『夢判断』（1900年刊行）を近代心理学の始めとすれば、マルクスの1844年の『経済学・哲学草稿』はその成立より遙か半世紀前の著作である。これと類似した訳語問題のひとつに、『ドイツ・イデオロギー』の単語Herdの訳語問題がある。独和辞典ではたいてい、Herdの最初に出てくる訳語が「竈（かまど）」であるからといって、その訳語を採用すると、そこでHerdと対語として出てくるSchauplatz（劇場）との関連が分からなくなる。この場合のHerdの適訳は「地炉」であり、両方には「多くの人々が集まる場」や「中心地・現場」の共通の意味がある。

<sup>31</sup> 「序説（Einleitung）」のタイトルは、それが書かれた当初は、「I. 生産、消費、分配、交換（流通）」であった。マルクスは、1859年に『経済学批判』の刊行にさいして、それを「序説」としてその冒頭に掲載する計画を立てたけれども、読者が冒頭からその結論めいたものを知ることが、一步一步認識を深化させる読書のあり方として不適当であると判断し、掲載を撤回したものである。後年、20世紀初頭に、カウツキーが「序説」を『経済学批判』の巻末への「付録」として収録するようになった。現在もその刊行様式は踏襲されている。しかし、「序説」を『要綱』の冒頭に掲載する時のタイトルは、もともとの「I 生産、消費、分配、交換（流通）」が正確なタイトルである。その番号「I」は、「II 貨幣に関する章」「III 資本に関する章」というように、「I → II → III」というよ

うに接続し、元々の連番が復活する。MEGAはそのことを指摘せず、「A 序説」として刊行している。MEGA版だからといって、編集上の問題がないわけではない。『要綱』「資本に関する章」の「実質的な始めの箇所」はどこかという編集問題も同断である（正しくは『経済学批判要綱』ノートIIの8頁の「横線」の直後）。

<sup>32</sup> 因みに、本稿筆者が研究員として21世紀初めに滞在したイギリスの港町ブリストルのNPO法人の映画館では、「アジア映画特集」として、大阪という現代日本都市のアナーキーな喧噪を描く映画や、南米産の恐竜をロンドンで展示するてんやわんやの映画が上映されていた。マルクスのアジア概念は今日の西欧に生きているのである。

<sup>33</sup> Karl Marx, *Das Kapital*, Erster Band, Dietz Verlag Berlin, 1962, S.49. 資本論翻訳委員会訳、『新版資本論 第1分冊』新日本出版社、2019年、65頁。以下、『資本論』第1部から引用は（S.49：訳65）のように引用文末に略示する。引用文は適宜変更する。遺憾なことに、この「新版」では、引用文の「要素形態」は旧訳と同じく正確でありながら、その対語である「商品集合（Warenammlung）」は、商品の「商品の集まり」で旧約のままの不適訳である。「要素」に対しては「集合」でなければならない。「価値鏡（Wertspiegel）」との対語であるその動詞「鏡映する（spiegeln）」は「反映する」と訳されていて誤訳のままである。『資本論』のこのような語法は、商品の形態展開をマルクスが射影幾何学の発想で表現していることによることを訳者は気づかなければならない。マルクスの経済学批判は、カントの「批判哲学」の批判的継承である。カント『純粹理性批判』のキーワード「仮象（Schein）」はこの新版でも旧訳のままの「外観」である。カント→マルクスの哲学史的継承関係がこれで消えてしまう。『資本論』は単なる経済学の書物ではない。

<sup>34</sup> 拙著『資本論のシンメトリー』はまさにその言明を解明したものである。

<sup>35</sup> 岡崎乾二郎『ルネサンス 経験の条件』文藝春秋、2014年、158頁。ただし、原文の「視点」を「観点」に変えた。

<sup>36</sup> 『資本論』は、冒頭商品を前提とすれば、い



つまでも自己を再生産し続ける体系であり、その意味でゲーデルの不完全性定理Ⅱ「収束不可能性」が妥当する。しかもその特性は冒頭商品を不可欠な前提とする。その意味で、『資本論』体系は冒頭商品を「取り消し不可能な命題文」として前提する。この前提はゲーデル不完全性定理Ⅰに対応する。しかも『資本論』とゲーデル不完全性定理とは、原始的再帰関数を共有する。

<sup>37</sup> ヘーゲル『法の哲学』§ 44によれば、財の所有者は自己の意志（Wille）を財に注入すること（legen）によって、財を物件（物象 Sache）に転化する。ヘーゲルが商品の交換価値（価値）を財の所有者の意志の自覚的な注入とみる。これに対して、マルクスが商品所有者の無意識の第三者＝価値の抽象と考える。ヘーゲルの場

合、物件＝商品の世界はすぐれて観念的なもの＝「意志」に基礎づけられている。ヘーゲルはカントを批判したけれども、まさにその究極的な基盤では、カント的にすぐれて観念論的である。マルクスが「数学草稿」で、カント以後のフィヒテ・シェリング・ヘーゲルは結局カントの観念論一般の基礎づけの地平で、カントを批判したにすぎないと指摘していることは、商品世界の哲学的基礎づけでも妥当するのである。

<sup>38</sup> 最新刊の『新版 資本論Ⅰ』（新日本出版社、2019年）は、「新版」といいながら、このような「鏡・鏡映する」などの射影幾何学的な含意を訳しきっていない点が惜しまれる。「新版」の『資本論』像が伝統的な枠に制約されているためであろうか。



# J.R. コモンズの貨幣制度説とその射程 ——B. テレのコモンズ解釈を中心に——

坂口 明義

J.R. コモンズは『制度経済学』(Commons [1934])の第9章「将来性」(以下「将来性」章)において、当時の支配的な貨幣形態を信用貨幣と見なしたうえで、内生的貨幣供給のメカニズムを分析し、市場経済システム安定のための金融政策について提言を行っている。現代信用システムの機能を研究する者にとって、そのリアリスティックな分析は大いに魅力的である。しかし、「支払共同体」への言及に見られるように、コモンズの定式化においては貨幣の社会的な機能が考慮されている。この側面を検討しなければ、「将来性」章の理論的射程は十分に理解しえないであろう。実際コモンズ自身は、マクラウドの信用経済論とクナップの支払共同体論の影響を受けた自らの見解を貨幣制度説(Institutional Theory of Money; 以下ITM)と呼んでいる。また、Aglietta/Oréan [1998]の共著者の1人であるB. テレは、貨幣を「全体的な社会的事実」としてとらえ「生の債務」仮説を支持する立場から、コモンズが貨幣と主権の関連という問題に取り組んでいたことにわれわれの注意を促している。

翻ってわが国の先行研究を見るならば、流通手段としての貨幣の必然性や起源を問題にする経済学的な議論が盛んであり、貨幣の起源が話題になるとき(「交換か贈与か」)などに稀に人類学の研究が引き合いに出されてきた。これに対してITMは、資本主義的市場システムにおける貨幣を「共同体」や「強制力」という用語を用いて考察しようとするものであり、貨幣を

全体的な社会的事実として実証的に分析することを志向している。このとき重視される貨幣機能は支払手段機能である。日本の多くの研究者はこのような議論に慣れていないため、コモンズのITMを理解することが必ずしも容易でないと思われる。

本稿の目的は、コモンズの貨幣論への接近をより容易にすることに貢献することであり、そのために、「将来性」章からITMの理論的諸要素を拾い集め整理するとともに、コモンズのITMからどのような議論を展開できるかをテレの一連の論文に探ることとしたい。Iでは、コモンズの資本主義分析の中で貨幣がどのように扱われているかを説明する。IIでは、クナップ解釈に基づくコモンズのITMの内容を明らかにし、それを主権貨幣論(Sovereign Theory of Money; 以下STM)と関連づける。IIIでは、テレがITMに基づいてどのような議論を展開しているかを見ていく。最後にまとめを行う。

## I. 資本主義的市場システム、取引、貨幣

コモンズは支払手段機能の側面から貨幣を「制度」とする。貨幣は「諸個人による債務の創造、譲渡、解消のための集団的道具」(Commons [1934] p.278)とされる。そして貨幣形態については、信用貨幣(credit money)を支配的な貨幣形態とし、彼の時代は「金属貨幣も紙幣もともに商業銀行による「引き落とし

貨幣 (debit money)」に従属している文明段階」(ibid., p.597)にあるとしている。ここで引き落とし貨幣とは、中央銀行制度と兌換停止を前提とする預金通貨 (要求払預金) のことであり、金属貨幣は引き落とし貨幣と政府紙幣によって既に駆逐されているとされる。

コモنزの信用貨幣論を理解するには、コモنز経済学のキーワードである「(研究単位としての)取引」と「集団的行動」についてまず簡単に触れておく必要がある。自由意志による経済活動 (経済的自由) が許されるのは、法と社会規範 (ワーキングルール) を遵守する限りのことである。所有対象の評価が関わる「経済」と人間の評価が関わる「政治」とは区別されるべきであるが、意志的な行動に基づく経済的な社会関係である「取引」には経済と政治の両側面がある。「取引」には法や社会規範による社会的正当性の付与が必要であり、したがって法や社会規範を提供する「集団的行動」が前提とされる。

次に、資本主義的市場システムにおける「取引」に関するコモنزの概念を、マルクスによる資本循環の定式化を利用してまとめておきたい。貨幣資本循環に利子生み資本を考慮すると次のような定式が得られる (ただし、G: 貨幣、W: 商品、Pm: 生産手段、A: 労働力、P: 生産過程、W': 価値増殖した商品、G': 価値増殖した貨幣) :

$$G - G - W \leftarrow \begin{matrix} Pm \\ A \end{matrix} \dots P \dots W' - G' - G'$$

G - G は債務形成、G' - G' は債務返済を示す。資本の運動は信用関係によって包摂され、待忍とリスク引き受けにより二重の貨幣前貸と二重の貨幣還流が実現される。実線の流れは信用市場および商品市場 (財市場と労働力市場) における「売買交渉取引 (bargaining transaction)」を通じて、点線の流れは生産過程の「管理取引

(managerial transaction)」を通じて実現される (国家と民間の間の「割当取引」についてはここでは省略)。「取引」は、取引対象の所有権 (①) と価値評価 (②) が社会的に正当化されることによって可能となる。

①社会的に正当な所有権についてコモنزは、「有体 (corporeal) 財産」「無体 (incorporeal) 財産」「無形 (intangible) 財産」を区別する。法的な財産概念が「有体財産」(通常有形財) 以外に拡張されたことが資本主義を可能にした、というのがコモنزの強調点である。生産過程においてサービス機能を果たす「擬制商品」(労働力、土地、貨幣 [2番目のG]) 等が「無形財産」と、そして信用供与者の債権 (最初のGの前貸) が「無体財産」と法的に規定されることによって、取引の連鎖を通じた資本の運動が可能になる。

②取引が意思的な関係である以上、個々の取引の結果としての評価はそれ自体として正当である。ただし (超個人的という意味で) 客観的な評価には価格が必要であり、価格は社会的に通用する物量単位と貨幣単位を前提とする。現実には取引対象の価値は名目価値として表されるよりほかに、名目価値が社会的正当性を獲得するには何らかの理論的な基準が必要である。コモنزはこれを「実質価値」と呼び、A. スミス以来の経済学の価値論はこれをめぐる議論だとする。しかし財産の社会的概念の拡張とともに従来の価値論が妥当しなくなったということで、Commons [1934] では効率性・稀少性・将来性に着目する「適正価値」論が提示される。

では「引き落とし貨幣」(預金通貨) はどう位置づけられるか。上の定式において信用供与者が銀行であるとき、銀行は預金という債務を創出して貸付を行う (W' - G' を先取りする短期の商業債務についてはここでは扱わない)。このことが可能なのは、債務の譲渡性が法や慣

習により確立され、貸付債権および預金債権が「無体財産」とされその権利行使が法的に正当化されていることによる。預金は「過去に支払期日が来た銀行の債務」(ibid., p.449)とされ、企業はこれを無体財産として保有するのではなく、もっぱら生産的資産購入の支払手段(購買手段も広く支払手段と規定される)として入手する。企業にとって預金は無形財産である。預金が貨幣であるのは、慣習によってその取引完了性(完了とは債務の解消のこと)が社会的に承認されていることによる。預金を「貨幣」と見なすメルクマールは「期間割引をまったくこうむらない」(ibid.)ことに求められる。信用市場(「債務市場」と呼ばれる)の価格である利率は、将来性(「債務-支払からの将来の収入」)を基準として形成される。

## II. コモンズの貨幣制度説

Commons [1934]においては、「引き落とし貨幣」が支配的な貨幣形態である事実を確認したうえで、その社会的歴史的意味が探られていく。それが、クナップの「支払共同体」論を引き継ぐコモンズのITMである。コモンズは、金属主義者が硬貨の素材という貨幣の「死体」しか扱わないのに対して、クナップは「硬貨の使用を規制する法的な規定に宿る」貨幣の「魂」から貨幣の本質を明らかにした、と高く評価する(ibid., p.458)。要するに、支払手段(債務の解消手段)としての貨幣の在り方は、債務の創造・譲渡・解消を枠づけるルール(法や慣習)によって規定されるので、貨幣の本質はその素材にでなく、その制度的特性に求めるべきだ、というのである。

### (1) 制度、集团的行動、主権

まず「取引」を取り巻く諸制度について説明

しておきたい。コモンズは、「所有権、法的な測定単位、債務の創造・譲渡・解消を導入すること」(ibid., p.438)により資本主義市場システムにおける「取引」を分析している。「法的な測定」単位のうち名目価値を測定するのは貨幣の価値標準機能である。「債務の創造・譲渡・解消」には貨幣の支払手段機能が関わる。貨幣は「その現代の意味において、取引から生じる債務の創造、譲渡可能性、解消に関する社会制度である」(ibid., p.513; 傍点原文イタリック、以下同じ)。交換を媒介する「流通手段」は二次的な機能とされる。「仮に測定に値する時間の経過なしに支払がなされるならば、われわれは、それを購買または販売と名づける……。このように、貨幣は、二次的には交換の媒介であるが、それは一次的には債務を創造し、移転し、消滅させる社会的手段である」(ibid.)。支払手段機能を中心的に果たすのが、無体財産としての銀行預金(引き落とし貨幣)とされる。

「取引」を枠づけるこれらの制度は、一連の集团的行動すなわち「国家や商業会議所または商工会議所、あるいは判決や商事仲裁のための組織を設立する同様の団体といった集团的行動」(p.439)を前提としている。集团的行動は、法や慣習によってルールを作り上げるだけでなく、それが遵守されないときに強制(ないし制裁)を行使することによって、諸制度に実効性を与える。物理力により制裁を加える国家の集团的行動が主<sup>ソフリンティ</sup>権であり、経済力により制裁を加える民間の集团的行動は、国家から制裁の<sup>パワー</sup>権力(ないし権限)が委ねられたものとされる<sup>1</sup>。「取引」の制度は、法と社会慣習により正当化され、物理的・経済的な制裁によって実効化されるとされる。

## (2) クナップの支払共同体論に関するコモنزの解釈

では、制度の一部である「引き落とし貨幣」はどう把握されるか。コモنزは、「将来性」章第2節で、貨幣の通念には現れない「社会学的観念」を明らかにしたクナップの支払共同体論 (Knapp [1905]) に注目する。「将来性」章では、第1節で債務の譲渡性に関するマクラウド説、第3節で債務の創造に関するホートレー説が、そして第2節で債務の解消に関するクナップ説が扱われる。支払手段とは債務の解消手段であり、第2節のクナップ解釈の中でITMが提示される。コモنزは、「貨幣の制度的現実リアリティとは、義務と債務であり、支払いと履行の共同体 (pay-and-performance communities) による、債務からの解放と解消である」(ibid., p.472) と述べる<sup>2</sup>。この文脈の中で貨幣を議論しようとするのがITMである。

彼のクナップ解釈を見る前に、売買交渉取引に関する分析を見ておきたい。彼は売買交渉取引を所有権の交換であるとし、そこには、稀少性に基づく交渉力の差異ゆえに利害の対立が発生するが、集団的な調整(法や慣習に基づく制度化)による対立の調和の可能性が含まれているとする(ibid., p.242)。この意味で売買交渉取引は「レシプロカル互惠的關係」(ibid.)である。過程としてのこの取引においては、買い手が貨幣支払いの義務(支払債務)を、売り手が商品引き渡しの義務(履行債務)をそれぞれ遂行する<sup>3</sup>。ここでの債務は解消可能であり、「債務の解消とは、履行の義務か支払いの義務のどちらかを免れることである」(ibid., p.458)。コモنزは支払共同体が履行共同体と表裏一体であると見なしたうえで、クナップの支払共同体論を解釈していく。

コモنزは、クナップ説の背後には2つの区別があるとみる。第1は、「解消可能な

(releaseable) 債務」(Lytric debts) と「解消不可能な(non-releaseable) 債務」の区別(主要な区別)である。取引から生じるのは前者であり、後者は「共同体の執行力によって……課され強制される」(ibid., p.458)。この点についてコモنزは、クナップが前者を扱っているが、後者から前者への歴史的発展という「文明化の歴史全体」(ibid.)を考察していない、と指摘する。われわれは、解消不可能な債務は前近代の特徴であり、近代における国家主権の確立とともに見られなくなるものと考えがちだ。しかしコモنزは、歴史的にはこの発展が漸進的であったとする。つまり債務解消の手段と方法は徐々に拡大してきたという——「解消の手段と方法は、奴隷と債務者拘禁の廃止、破産法、賃金特例法から、アイルランドにおけるレント契約の廃止、アメリカにおける公益事業契約の廃止、ある期間拘束したり、生涯拘束したりする労働契約を「意志による」契約へ置き換えることによる段階的廃止、現物支払いの禁止と貨幣支払いへの置き換えなど、広範に拡大している」(ibid.)。債務解消の手段や方法のこうした変化は、債務を解消可能にする文明化のためのワーキング・ルールの形成によって進められてきたという。コモنزは、税支払手段としての政府紙幣(国家紙幣)、すなわち(国家に対する)債務の解消手段としての政府紙幣に関するクナップの説明は、ワーキング・ルールの変化の結果(という特殊事例)を扱ったものとする。

第2に、第1の区別に基づいて商品と支払手段の区別(副次的な区別)がなされる。コモنزはまず、一般的な「交換商品」(「商品」に同じ;ここでは例えば銀)は常に「支払手段」であるが、あらゆる「支払手段」が社会的に承認された交換商品であるわけではない、とするクナップの議論(ibid., p.459-460)を紹介する。紙幣に記される貨幣名である「ポンド」や「ド

ル」は元々の金属重量との結びつきを失っているが、これは貨幣名が金属貨幣（秤量貨幣としての）の重量表示から、「債務支払いのための「通用単位」（*ibid.*, p.460）へと目的が変更されたためだとされる。こうして（商品の）交換手段機能と（貨幣の）支払手段機能とは截然と区別される。そして、通用単位という法的な意味は「慣習から生まれ、後に、国家の司法権の範囲内で、それを普遍的なものとする法に引き継がれた」（*ibid.*）とし、私的な支払共同体（銀行とその顧客から成る）と公的な支払共同体（国家）が区別される。ここで想定されている貨幣の形態は、税支払手段でありながら国内流通もする政府紙幣と、銀行預金すなわち引き落とし貨幣（ただしコモンズは小切手も支払手段と呼ぶことがある）である。法貨規定を与えられた不換中央銀行券はまだ問題となっていない点に注意が必要だ。では、私人間の債務を解消する手段となるのは、政府紙幣かそれとも引き落とし貨幣か——クナップはこのような問題を提起したうえで、税支払いを重視し、租税債務の支払手段である政府紙幣が私人間でも支払手段となるとした（Knapp [1905], Kap.2, Abschn.6; Commons [1934] p.464ff. も参照）。クナップによれば、国家が政府紙幣を「国家によって受領可能かつ支払可能な」通貨の地位に引き上げるとき、立法者としての国家は政府紙幣を税支払い以外の支払いに対しても十分であることを認めるし、それと整合的に裁判官としての国家も係争時に政府紙幣の支払いで十分であると判決する。

コモンズは次のように、クナップの「貨幣国定説」を相対化する<sup>4</sup>。「だがわれわれは歴史的には、二つの要因、つまり既存の制度と国家のアーヴェンシュース緊急性の相対的な重要性を考えるべきである。慣習（前述のような商業銀行）、あるいは法（財務省証券、国法銀行券）のいずれかにより、

信用制度が金属貨幣の古い制度を押しつけ、共同体内で支配的なものとなる時、支払手段は、税の支払要求よりも、債務支払いの要求によって強く規定されるようになる。と同時に、もし私的な債務の支払い以外の目的をもつ、国家の要求または政策が、私的債務の支払い以外の目的で支配的なものとなっているとすれば、その場合、私的取引における支払手段として使用されるものを規定するのはまさしく、これらの特別な公的要求である」（*ibid.*, p.464）。コモンズは、重要なのは「税か債務かの支払手段を指定するに際して公共目的と私的目的のいずれかが優先されるべきかについての、公共目的と私的目的との区別である」（*ibid.*, p.465）であるとする。「私的目的と共に在るビジネス慣習が優先されるべきなのか、それとも公共目的と共にある政府——立法府、行政府、司法府いずれであれ——の政策が優先されるべきなのだろうか」（*ibid.*）。

クナップの支払共同体論を参照しながら提示されるコモンズのITMは、「解消可能な債務」と支払手段の歴史的な可変性および多様性を議論する概念枠組みを提供しようとするものと言える。以上の考察についてのコモンズ自身によるまとめに注目しておきたい。「ただちに理解されるのは、この「支払手段」あるいは債務からの解放という概念が、原始時代から現代までのすべての集団に適用される普遍的な原理だということである。それらの集団がゴーイング・コンサーンであり続ける限り、この概念は普遍的な原理であるが、債務解消の記号となる手段や遂行に関しては、著しく多様なルールをとまっている」（*ibid.*, p.461）。ここで提示されているプログラムは、債務の形成・返済を様々な人間社会に共通な社会的凝集性の普遍的原理と見なす「生の債務」仮説のプログラムと類似しているように思われる。Aglietta/Oréan [1998]

では、同じ原理が非西欧非近代社会だけでなく、西欧近代社会においても作用していた（してきた）ことが示されている。

### (3) 「生の債務」仮説と貨幣制度説

前項で述べたように、ITMは貨幣を制度としてとらえる観点から、支払いと履行の共同体の中での貨幣の機能に注意を向けている。貨幣をその素材や形態から考察することに終始しがちな貨幣学的な研究とは異なり、ITMでは、まず歴史的に可変的な「解消可能な債務」についての考察が重視され、それに基づいて支払手段機能を果たす多様な貨幣形態についての考察が進められる。以下ではITMと類似した視点に立つ「生の債務」仮説に基づく主権貨幣論（STM）を取り上げ、それをITMと関連づけておきたい。

Aglietta/Oréan [1998] には、アルカイック社会における供犠に貨幣の起源を見いだすいくつかの研究成果が収められており、その1つにインド・ヴェーダ社会のダクシナー（祭司への報酬のこと；支払いが関係切断を意味する）に近代貨幣の起源を見いだすMalamoud [1998]（第

1章）がある。これに加えて、近代社会の貨幣を考察したThéret [1998]（第7章）も参考にしつつ、近代貨幣に至る歴史に関するSTMの理解を図式的に示したのが、表1である。コモンズは解消不可能な債務から解消可能な債務への変化を問題にしたが、表1では、「解消可能な債務」の歴史が辿られている。STMでは、債務の創出－解消の繰り返しが社会的凝集性の原理となることが主張され、諸社会の「解消可能な債務」の考察から社会的凝集性のタイプが明らかにされる。主権と個人の関係の変化は、債務のタイプとその解消の方法の変化と相関しているとされ。債務の創出－解消の考察は非近代社会と近代社会の重要な差異を明らかにするとされる。

表1のうち近代社会（資本主義社会）に関連して、テレの見解（Théret [1998]）を図1を用いて説明しておきたい。彼はまず、近代社会における債務の二重化（経済的債務と政治的債務）について考察し、近代社会では主権的パワーによる<sup>プロテクション</sup>保護の在り方が非近代社会と異なること（経済的債務では保護が債務の創出と同時にではなく事後的であり、政治的債務では統

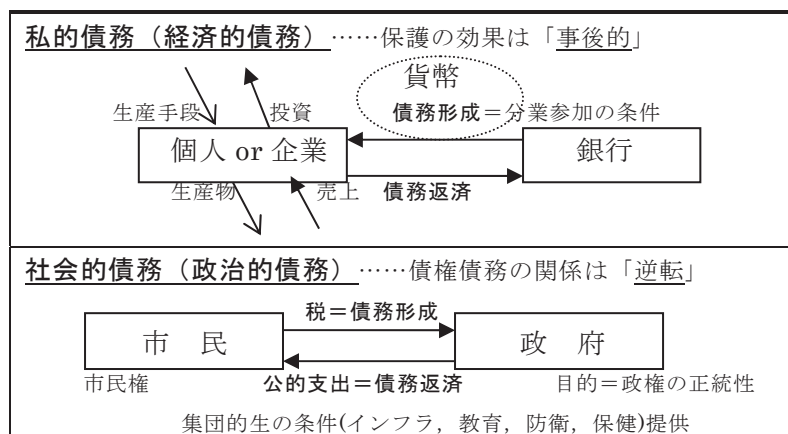
表1：「生の債務」仮説

アルカイック社会 (集権的権力なし)	王権社会 (王の主権、領土主権)	近代社会 (人民主権、領土主権)
貨幣形態：供犠的・宗教的対象： 家畜（牝牛、羊、豚）	铸貨（刻印：供犠対象→国王の肖像）	銀行券（図像：肖像→建築物）
貨幣：・宗教的パワー＋世俗の使用	・王のパワー＋世俗の使用 ・貨幣⇒法・知的抽象化を促進	・社会的分業の事後的パワー ・世俗的・脱領土的使用
<p>生の債務：</p> <p>祭官 → 供犠 → 豪族 ダクシナー ↓ 祭主 祭官</p> <p>宗教的ヒエラルキー      世俗的ヒエラルキー</p>	<p>祭司=国王 保護 ↓ 臣民      税 ↑ 債務返済</p> <p>宗教的=世俗的ヒエラルキー</p>	<p>銀行      市民 債務返済 ↑      債務返済 ↑ 個人      政府</p> <p>債務の二重化 二元的ヒエラルキー</p>

出所：Aglietta/Orléan [1998] を参考に筆者作成。



図1：近代社会における債務の二重化



出所：Théret [1998] を参考に筆者作成。

治者と個人の債務の方向が逆転する)を明らかにしている。ここでテレは、2つの債務における支払手段の統一性を想定している。コモンズの時代とは異なり、既に政府紙幣の流通は存在せず、中央銀行貨幣（法貨規定を与えられた不換中央銀行券と中央銀行預け金）とそれを準備とする銀行預金が2つの債務の支払いに用いられるとされている。この想定の下に、経済的目的を主に追求する私的主体と政治的目的を主に追求する政府との役割分担、および経済部面（中央銀行制度を含む）による貨幣媒介の提供と政治部面による法媒介の提供とによる互恵的關係が明らかにされている。

以上のように、近代社会の社会的凝集性を説明することを主題とするSTMにあっては、「解消可能な債務」と支払手段についての研究が、近代以前の諸社会へと、そして不換銀行券が専一流通する現代の通貨システムへと拡張されている。回顧的に言えば、「解消可能な債務」と支払手段貨幣の歴史的な可変性および多様性をとらえようとするITMは、STMにつらなる先駆的な理論と言えよう。

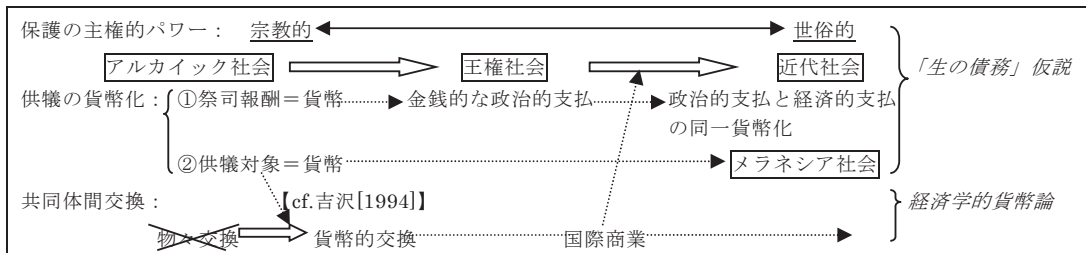
### Ⅲ. テレによる貨幣制度説の展開

本節では、テレがグローバリゼーション下の貨幣の現実を念頭におきながら、コモンズの議論をどのように批判的に継承・発展させているかを考察する。主に取り上げるのは、デュトレーヴとの共著論文（Dutraive/Théret [2013]）における貨幣と主権の関係に関する議論、およびThéret [2011]における金融・貨幣と倫理の関係に関する議論である。

#### （1）貨幣の起源への含意

本題に入る前に、ITMの議論の特色を印象づけるために、貨幣の起源がITMからどう議論されるかを推測しておきたい。現在に至るまで日本では、流通手段としての貨幣の必然性や起源を問う経済学的な議論が盛んである。ここでは、その中で最も優れた成果の1つである吉沢 [1994] の見解を取り上げることが適切と思われる。吉沢氏は人類学や歴史学の先行研究に依拠しながら、物々交換の繰り返しの中で貨幣が創発するとするA.スミス以来の貨幣起源論を非現実的なものと見なしている。吉沢氏は、貨幣の「原型（prime type<sup>5</sup>）」となる観念は人

図2：社会（共同体）との関係から見た貨幣の歴史



出所：筆者作成。

類社会の起源と同じくらい古く<sup>6</sup>、貨幣は共同体内の互酬関係（贈与交換）の中で創発しており、それが共同体間の交換の中で使用されるようになった、と説明する。ここで議論されているのは流通手段としての貨幣である。

これに対して、流通手段を支払手段に包括する I T M では、支払手段としての貨幣の起源を問題にしなければならないことになる。Commons [1934] ではこのような問題は考察されていないので、S T M に立つ Aglietta/Orléan [1998] に基づいて、支払手段機能から見たおおよその貨幣の歴史のイメージを描いておきたい（図2）。ここでは、解消不可能な債務から解消可能な債務への転換が極めて長い歴史過程の中で進行してきたこと、そして支払手段貨幣の変遷は各社会の主権観念の変遷（支払いの技術的効率性の進歩よりもむしろ）と密接に関係していることが考慮されている。

## （2）貨幣と主権の関係をめぐって

デュトレヴ／テレは、それ以前は貨幣を単なる媒介<sup>メディアシオン</sup>と見なしていたコモنزが Commons [1934] になると貨幣を制度<sup>7</sup>として定義するようになったことに注目する。彼らは、人間社会の最初の時代においては未分化だった諸制度が、その後の「封建的局面」になると家族、教会、経済、政治へと差異化するとする。こうした「原型 proto-type となる制度」は「自

らの主権が及ぶ領域をもつ」（Dutraive/Théret [2013] p88）が、では貨幣という制度は主権とどう関係するのか、というのが彼らの関心である。

彼らは、コモنزが近代社会の特徴（二重の債務の創出と解消；民主主義に基づく商業経済への国家の介入）を扱うときに、貨幣が近代的統治の構成要素として組み込まれ政治主権に服するようになった点を認識していながら、貨幣が「潜在的な主権の原理」となる点を見ていなかった、と指摘する。コモنزでは物理的暴力を後ろ盾にした国家（というゴーイング・コンサーン）の集団的行動に「主権」を限定しており（本稿Ⅱ（1）参照）、せいぜい企業が経済的自由の範囲内で管理取引において主権原理を行使するとされるにすぎない（本稿注1参照）。

これに対してテレらは、貨幣（信用貨幣）と主権の関係には次の2つがありうることを主張する<sup>8</sup>。1つは、「法としての貨幣」である。貨幣は主権の一部であり、コモنزの「適正な資本主義」のモデルに対応する。もう1つは、「原型となる制度としての貨幣」である。これは主権そのものであり、「貨幣の主権的権威への昇格が、国家の行政権、立法権、司法権を支配下に置く金融権力に具現される」（*ibid.*, p.108）資本主義の傾向に対応している。

貨幣それ自体が主権をもつかのように見える現象は確かにある。サブプライム危機につな

がったシャドーバンキングの発達や規制を免れたバーチャル貨幣（ビットコイン等）の増殖を見ると、資本主義的市場システムの内部に新たに自律的領域が形成されたかのように見える。貨幣と主権の関係に関する可変性についての彼らの考察は非常に興味深い<sup>9</sup>。

### (3) 貨幣と倫理的調整

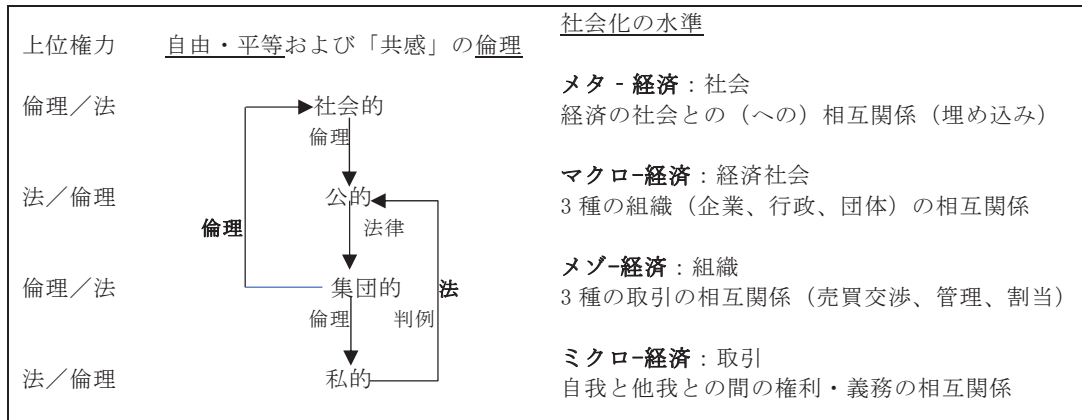
以下、Théret [2011] において金融と倫理の関係がどう考察されているか、その中でITMについてどのような展開があったかを見ていくことにする。ここでテレがコモンズに注目するのは、コモンズが「資本主義経済の動態的機能の分析において、法だけでなく倫理にも中心的位置を与えた類い稀な経済学者の1人」(Théret [2011] p.6) だからだ。法と倫理はどちらも「個人の社会的全体への従属の媒介」(*ibid.*)であり、行動の合理性に関して経済(社会的全体を個別的利害に従属させる)と対立する。一方、法と倫理とは「経済的实践に関する競合的なレギュレーション調整形態」であり、法の力が「物理的暴力の正統的な独占」を後ろ盾とするのに対して、倫理は説得という「意見の力」を動員しその後ろ盾は「集団外への追放の脅威」(*ibid.*)である。また倫理は社会的な諸価値・諸規範の総体であり、社会規範よりも広い概念である<sup>10</sup>。法を動員する権力が展開していない世界空間においては、「権威化された取引」ではなく、「倫理的取引」(Commons [1924] p.83) が見いだされる。そのような空間における金融や貨幣の問題については、倫理を通じてどう調整されるかを考えなければならない。

グローバル化と倫理というテーマに関して、世上ではしばしば、利殖術の悪用(貨幣の蓄積を自己目的とすることによって、価値を蓄える貨幣の能力を乱用すること)に対するリストレスの非難が引き合いに出される。ここ

では「倫理」が単純に金<sup>アルジャン</sup> 銭やグローバル化に對置されるにすぎないが、テレによれば、こうした倫理概念は当時の家計<sup>オイクス</sup>と都市<sup>シテ</sup>国家の関係に特殊なものである。近代資本主義社会、すなわち「社会化の多様な制度的水準をもち」「分化を遂げた」社会においては、「多様な社会空間の中で通用する複数の倫理諸形態が存在する」(Théret [2011] p.4) というのである。

テレは社会空間をマイクロ・メゾ・マクロに区別し、それぞれに別種の倫理が作用するとする(各空間は、別種の倫理が「登録された場所」という意味で原領域<sup>レジストル</sup>(登録簿)と呼ばれる)。諸取引(私的レベル)において作用するのは「マイクロ-倫理」であり、これについては「権威化された取引」と「倫理的(権威化されていない)取引」の区別(前述参照)に対応して、前者においては「法と各取引者の義務との間の相関が保証され」、後者においては倫理は「主観的な権利・義務に関わり」、「強制する権威や権力は存在しない」(*ibid.*, p.7)。後者は「潜在的に革新的な取引における倫理」であるが、「紛争<sup>コンフリ</sup>が起きるときには権威化を求める」(*ibid.*, p.8)。諸組織内部(集团的レベル)の「メゾ-倫理」は、「集团的意見と組織外追放の制裁を利用するもの」(*ibid.*)である。経済社会(公的レベル)の「マクロ-倫理」は、「行政-政治的、道徳-文化的な諸組織の行動を通じて、諸個人(身体的人格・道徳的人格[法人])の経済行動を社会的再生産の必要性に従属させる」ものであり、もしもそうならなければ「もっぱら利己主義的な利害計算が支配的となる」(*ibid.*)。以上に加えて、全体としての社会のレベルに作用する「メタ-倫理」がある。これは「帰属的諸価値と共通的公共善を定義することによって総体社会の全体を拘束する」ものであり、「これらの追求のためには法と経済を縛りつけることも正統的とされる」(*ibid.*)。4つの

図3：経済の社会的調整の4水準を定義する倫理と法の錯綜したヒエラルキー



出所：Théret [2011] p.9。

レベルを考慮して経済の社会的調整（法・倫理による調整）をまとめたものが、図3である。

テレは以上のような分析を適用して、金融の倫理にも4つの原領域があることを見いだしている（以下、*ibid.*, p.9-10による）。まず「マイクロ倫理的原領域」には、権威化されていない金融イノベーション（先物・オプションその他の金融デリバティブ）に関して、主観的な権利・義務による正当化が見いだされる。権威化なしの取引が（盛行の後で）危機に陥るとき、権威化が要求される。「メゾ倫理的原領域」には「金融の専門家の職業倫理」（善行に関する明文化されたコードおよび明文化されていないコード）が見いだされる。ここで「金融の専門家」（*ibid.*, p.9）とは金融業者、証券取引所、国内規制機関および国際規制機関等である。「マクロ倫理的原領域」には「銀行及び金融のリスクに関する連帯責任・分散・保険の諸論理」が見いだされる。これらの論理は「貨幣内生的な理由（金融「商品」発行者間の一連の相互依存によるシステム・リスク）だけでなく、貨幣外生的な理由（金融と経済的生産性の間の、金融と政治権力アルジャンの間のつながり）によって、金銭<sup>11</sup>

が公共財であり単なる個人的に領有可能な財ではないことを想起させる」（*ibid.*, p.9-10）ものである。個人がマクロ倫理を尊重する理由は次のように説明される。「どの金融業者も、長く支払共同体と共生しようとするならば、利己主義的行動をとるよりもむしろ、自発的にであれ（リスクの分散）、ただ乗りフリーライドリスクを理由としてであれ、自己保証義務（強制保険および最後の貸し手制度）や課税に媒介される形で、支払共同体の要求に服従することが合理的である」（*ibid.*, p.10）。最後に「メタ倫理的原領域」には、「社会帰属を定義する上位諸価値・諸規範の総体としての倫理」（*ibid.*）が作用する。世界空間における金融活動は、国際法という倫理的法（正統的な力の独占を後盾としていない法）を承認することによる限界が課せられる。これは具体的には、「社会権・人権・国民権の一般的に認められた概念系」（*ibid.*）のことである。

では貨幣の倫理的調整とはどのようなものであるか。テレは貨幣制度説（ITM）を発展させて、資本主義社会の「生の債務」が私的債務と社会的債務に二重化していることを定式化した（図1）。ITMの考え方によれば、どちらの債務も「解消可能な債務」であり、それぞれに「支

払手段」が対応している。Théret [2011] においては、一般に社会的債務の支払手段を「財政（公的）通貨」、私的債務の支払手段を「商業的（私的）通貨」と呼んだ上で、資本主義社会においては両者の統一性が確保されねばならないとされる。この点について次のように説明される。「こうした財政（公的）通貨は、商業的（私的）通貨と全く同様に、互いに論理矛盾するそれぞれの合理性によって支配される異質的・自律的な実践諸秩序（経済的、政治的、家庭的）への分化を超えて、社会の<sup>ユニタリ</sup>一体性が保証されるように、1つの部面から他の部面へと流通することができなければならない」（*ibid.*, p.13）。こうして確立されるのが「通貨レジーム」である。「多様な取引部面に固有な諸通貨の相互間の交換性を可能にすることによって通貨システムを統一する通貨レジームは、他のタイプの社会においてだけでなく近代社会においても、貨幣を社会的全体化の演算子<sup>オペラトール</sup>にするこれら〔多様な取引部面〕の論理の間の妥協から帰結する」（*ibid.*）。貨幣機能に即して言えば、「すべての貨幣の中心には——それが社会的全体化の演算子である限り——、計算体系の<sup>ユニシテ</sup>単一性、支払手段発行者の複数性（社会的分化ないし区分化の反映）との間の調整されるべき固有の矛盾が存在」（*ibid.*, p.13-14）し、これを調整するのが「通貨レジーム」ということになる。

そして、「通貨レジーム」の安定に倫理が関係してくる。ここでテレは「貨幣の3信<sup>コンフィアンス</sup>頼」論を提示していく。まず二重の債務に即して貨幣の信頼の内容を次のように述べる。「通貨<sup>モネタージュ</sup>創出の形態がどうあれ、常に貨幣は本来的に信用に基づいているのであり、貨幣は信頼であり……、その価値は、その発行者とその発行ルールの正統性に左右される。それは最終的に、債務／債権の公的循環および私的循環を調和的に起動す

る能力への「社会的<sup>フォワ</sup>信仰」（シミアン<sup>12</sup>）に依拠している」（*ibid.*, p.14）。このような信頼に関してテレは①～③の形態を区別する<sup>13</sup>。すなわち、①方法的（ないし依法的）（*méthodique*）信頼は「経済的根拠への方法的、模倣的、ルーティン的な信頼」（英語では *confidence*（信認）、②ヒエラルキー的（*hiérarchique*）信頼は「政治的・法律的根拠へのヒエラルキー的信頼」（英語では *credibility*（信用性）、③倫理的（*éthique*）信頼は「倫理・象徴的根拠への倫理的な信頼」（英語では *trust*（信頼））であるとされる（*ibid.*）<sup>14</sup>。

それぞれの信頼について次の説明がわかりやすい。「経済的交換において、誰もが〈自分以外の他人は通貨を同じ価値において受領するだろう〉と期待するがゆえに、その通貨が支払い時にルーティン的に受領されるとき、方法的信頼〔①〕が存在する。信頼喚起を追求する——支払共同体レベルの——集合権力……によって発行者の信用性が担保されているがゆえに通貨が受領されるとき、ヒエラルキー的信頼〔②〕が存在する。倫理的な諸価値および諸規範（貨幣が通用するとされる帰属共同体はこれに依拠している）に則って通貨が分配されるがゆえに、通貨が受領されるとき、倫理的信頼〔③〕が存在する。このことは……ヒエラルキー的権力が正統的であることを含意する」（*ibid.*, p.14-15；下線および〔…〕は引用者による）。

③が「メタ倫理的原領域」に通じるものであることは明らかである。ところが、金融倫理について見たように、ミクロ・メゾ・マクロの社会空間についても倫理は問題になる。以下では、信頼の他の2形態（①②）と倫理の関係についてのテレの説明を見ておきたい。

まず方法的信頼は、「貨幣が流通しうるために必ずしも強制通用力をもつ必要がないことを含意」しており、「ミクロ倫理的原領域」——特にコモンズのいう「倫理的取引」——に関わ

る信頼である (*ibid.*, p.15)。中央銀行制度が確立する以前の民間債券銀行制度や、金融イノベーションに基づく民間ベースの支払手段（金融デリバティブや暗号通貨）の発行・流通は、方法的信頼のみによって存立している<sup>15</sup>。こうした支払手段貨幣についてテレは次のように説明している。「一定の支払諸手段（場合によっては偽造通貨）は、支払共同体内の合意による採用のみに基づいて流通している。この採用は、不使用が支払共同体からの排除を意味することに基づいている」 (*ibid.*)。

方法的信頼は、「機能不全や異議申し立て」が起こり、「ヒエラルキー的に貿易業者よりも上位にある権力の介入をとまなう法的手段に訴えられるとき、崩壊する」 (*ibid.*)。この状況がヒエラルキー的の信頼の源泉となる。これ自体は法的調整であるが、テレによれば、「倫理に関するコモンズ概念系は、メゾおよびマクロ形態の下にここでも倫理が展開される」 (*ibid.*, p.16) ことを含意している。まず「メゾ倫理的原領域」に相当するのは、「貨幣に関する主権的権力を保有する諸機関」すなわち中央銀行（ないし通貨当局）とその行動である。これは「固有の鑑定評価<sup>エクスベルティーズ</sup>や職業倫理のメゾ倫理的基準に基づいて他の主権的諸権力からの自律性を正当化しなければならぬ専門化した組織」 (*ibid.*) だとされる<sup>16</sup>。次に「マクロ倫理的原領域」は、通貨当局<sup>オトリテ</sup>＝権威の下での諸支払手段の発行者の行動に関係している。銀行等の支払手段発行諸機関の個別的行動が、「公共財および計算共同体への帰属の演算子としての貨幣という<sup>トク</sup>全体」 (*ibid.*) に従属しているというのが、ここでのマクロ倫理的論理である。テレは、ヒエラルキー的の信頼で問題になっているのが法的調整だけでなく倫理的調整でもあるのは、「中央銀行によって制定されるルールが、それが法的に確立した抑圧的権力を利用するがゆえに尊

重されるだけではなく、少なくとも銀行家共同体（ここではルールはシステムの出現およびその成員にとって完全に合理的であるように見えている）の一部の意志的参加によっても尊重されている」 (*ibid.*) がゆえである。要するに、ヒエラルキー的の信頼は「コモンズの意味のメゾおよびマクロ倫理を動員するのである」 (*ibid.*)。

このようにテレによれば、方法的信頼・ヒエラルキー信頼の確立には倫理的調整が関与する。方法的信頼がうまくいかないときヒエラルキー的の信頼が求められ、ヒエラルキー的の信頼はメゾ・マクロ倫理を動員する。また、ヒエラルキー的の信頼がうまくいかないとき倫理的信頼が求められ、倫理的信頼はメタ倫理を動員する。貨幣と倫理の関係についてテレは次のように要約している。「こうして近代貨幣の二重の両義性——流通（フロー貨幣）vs.準備（金銭）と公的（財政的）vs.私的（商業的）——は、あらゆる貨幣の二重の本性——社会的全体化の演算子でもあり信頼の行為でもある——と結合することによって、端から端まで倫理に貫かれた現象を作り出す。貨幣の信頼がコモンズの区別した倫理の4原領域を動員する結果、貨幣は経済・倫理・法を非常に緊密に相関させるようになる」 (*ibid.*)。

#### IV. 結論

本報告の考察から引き出される結論は、以下の通りである。

1) コモンズの貨幣制度説 (ITM) は、クナップの支払共同体論から「解消可能な債務」と支払手段の総体を制度としてとらえるアイデアを受け継ぎつつ、「解消可能な債務」と支払手段に関するクナップの考察の相対的狭さを批判することを内容としている。コモンズは「解消可能な債務」を歴史的に可変的なものととらえる

とともに、支払手段の選択（政府紙幣か預金通貨か）に関しては、公的目的と私的目的のどちらを優先するかが重要になるとする。

2) ITMは、制度としての貨幣が、権力—権威—主権—諸信念・諸欲求という連鎖構造をもつことを示している。支払手段とは商品所有権を手放させる手段（権力）であり、それに対応するワーキングルール（法や社会慣習）に社会的正当性（権威）を与えるのは、集団的行動（主権）である。「コモンズは、諸々の信念や欲求こそが主権の根拠となることをほのめかしている」（Dutraive/Théret [2013] p.94）。貨幣の権力の安定は、「権威—主権—諸信念・諸欲求」の在り方に依存している。

3) 主権貨幣論（STM）は、諸社会の社会的凝集性のタイプを研究するために、「解消可能な債務」を考察する社会の範囲を非西欧非近代へと拡大するとともに、私的債務（経済的債務）と社会的債務（政治的債務）の両者が同一の支払手段（不換中央銀行券）によって解消される現代の貨幣制度を研究対象としている。「生の債務」仮説に基づくSTMの議論は、ITMの適用先を拡大したものと言える。こうして、クナップ—コモンズ—STMというITMの系譜が見いだされる。

4) テレは、「権威化された取引」と「倫理的取引」に関するコモンズの議論に基づいて、法的調整<sup>レギュレーション</sup>／倫理的調整<sup>レギュレーション</sup>および社会空間別の倫理（ミクロ・メゾ・マクロ・メタ）の概念を練り上げ、これを「貨幣の3信頼」論に適用し、貨幣の信頼と倫理の関係を定式化した。「貨幣の3信頼」論は「生の債務」仮説に結びついていることからして、こうした定式化は、コモンズのITMをコモンズ自身の経済・法・倫理の議論を用いながら深化させる試みと言えよう。

## 参考文献

- Aglietta, M. / A. Orléan (eds.) [1998] *La monnaie souveraine*, Paris, Odile Jacob. (坂口明義監訳、中野佳裕・中原隆幸訳『貨幣主権論』藤原書店、2013年)
- Commons, J. R. [1924] *Legal Foundations of Capitalism*, New York, Transaction Books.
- Commons, J. R. [1934] *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New York, Macmillan. (『制度経済学——政治経済学におけるその位置』ナカニシヤ出版、上巻（中原隆幸訳）2015年、中巻（宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳）2019年、下巻（宇仁宏幸・北川亘太訳）2019年)
- Commons, J. R. [1950] *The Economics of Collective Action*, New York, Macmillan. (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店、1958年)
- Dutraive, V. / B. Théret [2013] “Souveraineté politique et souveraine monétaire : une interpretation à partir de l’œuvre de J. R. Commons”, *mimeo*. (中原隆幸訳「政治主権と貨幣主権——J.R. コモンズの著作からの一解釈」『経済論叢』（京都大学）第187巻第1号、2013年7月)
- Knapp, G.F. [1905] *Staatliche Theorie des Geldes*, Leipzig. (宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』岩波書店、1922年)
- Malamoud, Ch. [1998] “Le paiement des actes rituels dans l’Inde védique”. In : Aglietta/ Orléan [1998] p.35-52.
- Martin, F. [2013] *Money: The Unauthorised Biography*, Bodley Head. (遠藤真美訳『21世紀の貨幣論』東洋経済新報社、2014年)
- Polanyi, K. [1977] *The Livelihood of Man*, Academic Press. (『人間の経済Ⅰ』（玉野井芳郎・栗本慎一郎訳）、『人間の経済Ⅱ』（玉野井芳郎・中野忠訳）、岩波書店、1980年)
- Théret, B. [1998] “De la dualité des dettes et de la monnaie dans les sociétés salariales”, In : Aglietta/ Orléan [1998] p.253-287.
- Théret, B. [2008] “Les trois états de la monnaie. Approche interdisciplinaire du fait monétaire”, *Revue économique*, 59 (4).
- Théret, B. [2009] “Monnaie et dettes de vie”,

*L'Homme*, 190.

Théret, B. [2011] “L'argent de la mondialisation: en quoi pose-t-il des problèmes éthiques? Un point de vue régulationniste commonsien”, *Chaire Éthique et Finance | Cahier de recherche*, 2011-02.

Théret, B. [2014] “Philosophies politiques de la monnaie : une comparaison de Hobbes, Locke et Fichte”, *Æconomia*, 4 (4).

宇仁宏幸・坂口明義・遠山弘徳・鍋島直樹 [2010] 『入門社会経済学——資本主義を理解する [第2版]』ナカニシヤ出版。

北川亘太 [2017] 「J.R. コモンズ制度経済学における信用制度と統治——信用貨幣の内生説の観点から」『経済論集』（関西大学）第67巻第3号。

中原隆幸 [2010] 『対立と調整の政治経済学——社会的なるもののレギュレーション』ナカニシヤ出版。

中原隆幸 [2014] 「政治主権と貨幣主権のレギュレーション——J.R. コモンズの主権概念を中心に」『日仏経済学会年報』第29巻。

フィヒテ, J.G. [1800] 「閉鎖商業国家」（神山伸弘訳）、『フィヒテ全集・第16巻』哲書房、2013年。

ホップズ, T. [1651] 『リヴァイアサン』（水田洋訳）、岩波文庫、(1)～(4)、1992-1993年。

吉沢英成 [1994] 『貨幣と象徴——経済社会の原型を求めて』ちくま学芸文庫。

ロック, J. [1691] 『利子・貨幣論』（田中正司・竹本洋訳）、東京大学出版会、1978年。

\* 本稿は、JSPS 科研費 JP18K01530 の助成を受けたものであり、また、専修大学平成30年度長期在外研究員の研究成果の一部である。

<sup>1</sup> コモンズはバーリ／ミーンズ『近代株式会社と私有財産』（1932年）を論じる中で、同書で「言及されている「近代国家」または「政治力」は、政府役人で構成されている委員会へ権限を委譲することに焦点づけられている。しかるに「新経済国家」または「経済力」は、会社の重役が役員である私的会社に、これに相応する権

限の委譲がされる」（Commons [1950] 邦訳 p.341）と注釈している。

<sup>2</sup> コモンズはクナップを高く評価しながらも経済学的な考察が不十分だとして他の経済学者を取り上げていく（Commons [1934] 第3章 §3以降）のだが、本稿では、ともかくもコモンズがクナップを高く評価した点に注目している。

<sup>3</sup> また売り手は貨幣を獲得するのに「使用価値の所有権の譲渡」というコストを支出し、買い手は商品を獲得するのに「譲渡手段である貨幣の所有権の譲渡」（*ibid.*, p.278）というコストを支出する、とされる。こうしたコストは「専有的コスト」ないし「制度的コスト」と呼ばれる。

<sup>4</sup> 預金通貨の債務支払機能を支える集団の行動による強制に関して、クナップが国家の法的強制力のみに着目するのに対して、コモンズはそれに加えて慣習的な経済的強制力にも着目していた（北川 [2017] p.283-285参照）。

<sup>5</sup> 吉沢 [1994] p.333。

<sup>6</sup> 最近よく言及されるのは、古代メソポタミアのクレイトークンが文明化以前のギリシャに伝わって貨幣を生み出したという史実である（Martin [2013] 邦訳 p.58-68参照）。Polanyi [1977] 邦訳 I、p.192-193も参照。

<sup>7</sup> デュトレーヴ／テレは「原型となる制度としての貨幣」を「貨幣の3状態」（*incorporé, objectif, institutionnalisé*）によって表している（Dutraive/Théret [2013] p.100；より詳しくはThéret [2008]参照）。

<sup>8</sup> Dutraive/Théret [2013] p.100-101。中原 [2014] p.67-68も参照。

<sup>9</sup> Théret [2014] では、3人の政治哲学者（ホップズ [1651]、ロック [1691]、フィヒテ [1800]）による貨幣の取り扱いが検討されている。その中でテレは、ロックが貨幣それ自体を主権と見なしていたのに対して、フィヒテは国民の安全を目的とする貨幣論を展開していたとして、フィヒテを積極的に評価している。またフィヒテの遺産はA.H. ミュラーに受け継がれ、「貨幣に関するフィヒテおよびその後のミュラーのアイデアは、ジンメル、マックス・ウェーバー、クナップ、ケインズ、コモンズの貨幣論だけでなく、今日の制度的な貨幣論の先駆にもなった」（p.584）とされる。



- <sup>10</sup> テレの「象徴的媒介」は、法・貨幣・イデオロギー、あるいは法・貨幣・言説の組み合わせによって提示されてきたが、当初は象徴的媒介としての貨幣の機能が研究の中心であり、他の象徴的媒介の機能については詳しく分析されてこなかった（中原 [2010] p.74, p.100-101 参照）。研究の進展とともに、「イデオロギー」や「言説」ではなく「倫理」の用語が用いられるようになったと推測される。
- <sup>11</sup> Théret [2011] では、経済学で通常扱われる一般的な貨幣（計算単位+支払手段）を *monnaie*、資本主義の貨幣（2機能に加えて価値準備にも使用される貨幣；資金ないし資産としての貨幣）を *argent* と呼んでいる。本稿では原則として前者に「貨幣」、後者に「金銭」という訳語を当ててある。
- <sup>12</sup> フランスの社会学者 François Simiand (1873-1935年) が遺した言葉としてよく引用されるが、詳細な典拠は不明。
- <sup>13</sup> もともとは Aglietta/Orléan [1998] の「序説」（共著者全員の署名がある）で提示されたもの。簡潔な解説としては宇仁他 [2010] p.143-144 参照。
- <sup>14</sup> テレは M. モースの「社会的事実」という概念を承けて「貨幣的事実」「社会的事実としての貨幣」を研究対象とすることを表明しているが、ここでは貨幣的事実が「経済的事実（支払手段の生産・流通の一般経済）」、「政治的事実（(i) 計算単位を指名し計算体系を定める権限をめぐる、(ii) 支払手段の創出の法的または倫理的調整をめぐるコンフリクトと制度化された妥協）」、そして「象徴的事実（貨幣言語、計算・支払共同体についての、そして通貨ゲームのルールを正統化する主権についての倫理的表象）」（Théret [2011] p.12）の複合として把握されているのである。
- <sup>15</sup> Théret [2011] の後半（p.17-34）では、金融デリバティブ（先物・オプション・スワップ等）の拡大にともなう国際通貨の存立問題が3信頼論から考察されているが、本稿では「3信頼論」の枠組みを紹介するにとどめたい。
- <sup>16</sup> プレトンウッズ時代にはこの信頼がもっぱら法に依拠しているように見えたが、その理由は「中央銀行が単に国民化されているだけでなく、国家の中に溶け込んでいいる」（Théret [2011] p.16）からだと言われる。しかし、集権化が行き過ぎたときには、メゾ倫理の重要性が浮上してくる。「集権化したレジームの極端なケースにおいては、貨幣への信頼は中央国家への、およびその政府の政策への信頼と混同される。そして、政府の政策への信頼は決して満場一致では共有されておらず、常に党派的なものである。このタイプのヒエラルキーの信頼は安定的であることができない。それゆえ、一般に、ヒエラルキーの信頼はメゾ倫理的基礎にも依拠しなければならないのである」（*ibid.*）。



# 福岡県養蚕業の展開と製糸資本の活動

高梨 健司

## はじめに

本稿の課題は、第1に福岡県養蚕業の展開を各種養蚕業の指標に付き、郡市別に、特に上位10郡市を析出して、その特質と動向を分析することにある。その際、分析時期を1916年、1930年、1938年に限定して、この期間の変化を詳細に明らかにしたい。斯して、戦前期福岡県養蚕業の動向が詳らかになるはずである。養蚕業の指標としては、養蚕戸数、農家戸数に占める養蚕戸数、桑園面積、蚕種掃立枚数、収繭量の外に、養蚕経営規模と生産力を計るために養蚕農家一戸当たりの桑園面積・蚕種掃立枚数・収繭量及び桑園反当たり収繭量、蚕種一枚当たりの収繭量について分析を試みたい。

第2に、福岡県農業の発展の上で不可欠な出来事として、「福岡農法」の普及をあげることができる。「福岡農法」の中核は畜力による深耕と多肥であり、その中心は稲作である。この「福岡農法」の普及は、稲作以外の農業分野に如何なる影響を及ぼしたのであるか。本稿では従来、「福岡農法」研究において等閑視されてきたこの点について、養蚕業の分野では、福岡県養蚕業の特質を刻印した養蚕業生産力の高さに着目すると、即ち掃立蚕種一枚当たりの収繭量の高さ（後に桑園反当たり収繭量の高さが加わる）は既に1900年代に確立し、全国平均をその後も一貫して上回るという事態が実現していたのである。この点の解明と共に、稲作主業、養蚕副業を営む福岡県農業において、福岡県の養蚕業は全国的地位が低く、小規模養蚕経

営が主流を成していた中での養蚕生産力の高さの早期実現は、「福岡農法」の普及と如何に結び付いていたのか。本稿解明の課題である。「福岡農法」普及の遺産を受け継ぎ、更なる福岡県養蚕業の発展を誰が、どのように導いたのであるか。本稿の上記課題に続く究明点である。

第3に、県外大製糸資本の進出を中心とした福岡県製糸業の発展と福岡県を購繭地とする県外大製糸資本、特に日本の三大製糸、即ち片倉製糸、郡是製糸、鐘紡製糸の原料繭争奪戦を中心にその実態を明らかにしたい。従来、福岡県の戦前期産業経済の分野における研究は、筑豊炭田に代表される炭鉱業や官営八幡製鉄所に代表される鉄鋼業についての蓄積が豊富にあるとはいえ、蚕糸業に関する研究は極めて少ない<sup>(1)</sup>。例えば、『福岡県史』（通史編 近代産業経済（二）、154～155頁）において福岡県養蚕業に関する記述はみられるが、極めて限定的な記述に止まり、然も一部誤った指摘もみられる。その上、福岡県の戦前期養蚕業の重大な特質を見落としているのである。この点は、本稿において明らかになる。

第4に、戦前期福岡県において、乾繭取引（乾繭組合）の拡大に伴う、大製糸資本（特に片倉製糸）の対応と各郡市養蚕業（養蚕農民）の動向について究明したい。この点は、近年の近代日本蚕糸業史研究において解明が進んでいない分野である。福岡県養蚕業の崩壊を押し止めたのは国策としての乾繭組合による乾繭取引か、それとも大製糸資本を中心とした特約取引

であったのか、どちらが有効的であったのか、本稿において明らかになるはずである。

## 1、福岡県郡別養蚕業の展開

福岡県全体の養蚕業に関しては、既に拙稿において1887～1940年に亘り桑園面積、収繭量、養蚕規模（養蚕農家一戸当たりの桑園面積・収繭量）、養蚕生産力（桑園反当たり収繭量）の動向を明らかにしている。

第1表では、福岡県内都市別養蚕業の動向を表示している。同表からは全県的な養蚕業の動向とは異なり、福岡県内地方毎に夫々特質を有していたことが判明する。以下、1916（大正5）年、1930（昭和5）年、1938（昭和13）年の3ヶ年に区分し、夫々郡市別に養蚕業の各指標について考察することにしよう。

### (1) 1916年における福岡県郡市別養蚕業の動向と養蚕改良共同組織の設立

#### ① 養蚕戸数

先ず、1916（大正5）年において、養蚕戸数（春蚕戸数）は、福岡県19郡の内、第1位が朝倉郡（2,380戸）、第2位八女郡（1,404戸）、第3位筑紫郡（1,219戸）、第4位糟屋郡（1,156戸）、第5位浮羽郡（1,117戸）である。筑前地方（朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡）と筑後地方（八女郡、浮羽郡）に、特に筑前地方に養蚕戸数上位諸郡が多くみられる。養蚕戸数は、この上位5郡合わせて7,276戸に上る。朝倉郡の養蚕戸数のみで福岡県全体（養蚕戸数12,325戸）の19.7%、上位5郡の養蚕戸数では同58.9%を占める。福岡県の養蚕戸数は、上位5郡の集中度が高い。

この上位5郡以下の諸郡については、第6位三井郡、第7位糸島郡、第8位宗像郡、第9位築上郡、第10位嘉穂郡と続く。第6位～第10位の中位諸郡は、養蚕戸数合わせて3,665戸

（福岡県全体の29.7%）である。この中位諸郡の養蚕戸数は、上位5郡の養蚕戸数の半分の50.4%に過ぎない。上位・中位諸郡合わせた10郡の養蚕戸数10,941戸は、福岡県全体の88.6%に上る。福岡県養蚕戸数の殆ど大部分は、先の上・中位10郡によって占められていたことになる。上記中位諸郡は、筑前地方（糸島郡、宗像郡、嘉穂郡）と筑後地方（三井郡）並びに豊前地方（築上郡）に及ぶ。上・中位10郡の内、6郡が筑前地方に集中する。この筑前地方6郡の養蚕戸数は、福岡県全体の過半の55.3%を占める。養蚕戸数から判断して、筑前地方は、福岡県の代表的養蚕地方であったといえよう。市部を除き、上位10郡以外の残る下位9郡（第11位鞍手郡、第12位遠賀郡、第13位早良郡、第14位三池郡、第15位田川郡、第16位京都郡、第17位山門郡、第18位三潁郡、第19位企救郡）を合わせても養蚕戸数1,411戸（福岡県全体の11.4%）に過ぎない。この9郡中田川郡以下の5郡は、100戸以下である。畑地の比較的僅少な諸郡以外にも鉱工業地帯、鉱山地帯を含む諸郡においては養蚕業の普及は、低い水準傾向にあった。「工産物」や「鉱産物」の価額が「農産物」価額を上回る諸郡として遠賀郡、鞍手郡、三潁郡、山門郡、三池郡、企救郡、田川郡などを挙げることができる<sup>(2)</sup>。福岡県内において、養蚕農家の分布には地方によって大きな差異があったことが分かる。

養蚕農家から見る、福岡県養蚕業の普及は全県的に進んでいるとはいえ、1916（大正5）年時点においては筑前地方を中心にして筑後地方に展開し、豊前地方は遅れていたことが判明する。但し、筑前地方において鞍手郡、遠賀郡、早良郡の諸郡は養蚕業の普及が十分でなく、同様に筑後地方においても三池郡、山門郡、三潁郡の諸郡は、養蚕業の普及に十分な進展が見られなかったのである。更に豊前地方では田川郡、

京都郡、企救郡の諸郡において養蚕業の普及は不十分なものであった。

福岡県において、1916（大正5）年に春蚕飼育と秋蚕飼育は全ての郡で行われていたが、夏蚕飼育に関しては筑前地方で4郡、筑後地方で2郡、豊前地方では2郡で行われていなかった。夏・秋蚕飼育普及には地域差があった。福岡県全体でみると、春蚕戸数比率が51%、夏秋蚕戸数49%を占めており、集約的養蚕業経営が進んでいたが、郡によりこの比率は異なる。

養蚕戸数の内、春蚕戸数が夏秋蚕戸数を下回る諸郡は、筑前地方では筑紫郡、宗像郡、糟屋郡、糸島郡、早良郡5郡に上り、筑後地方においては三井郡、豊前地方では築上郡に限られる。上記諸郡は、春蚕戸数比率が何れも40%台であり、県平均を下回る。この中で築上郡は、春蚕戸数比率が40%と最も低い。筑前地方においては、半数以上の諸郡は、夏秋蚕戸数が春蚕戸数を上回る。

上記以外の諸郡の内、春蚕繭比率は、三池郡と山門郡が80%台、八女郡、嘉穂郡、京都郡、企救郡が60%台、その他諸郡が50%台であった。養蚕戸数上位5郡の中で、八女郡の春蚕戸数比率（64%）が最も高く、養蚕戸数中位諸郡の中では嘉穂郡の春蚕戸数比率（67%）が最も高い。この八女・嘉穂両郡を除くと、養蚕戸数上・中位諸郡は、春蚕戸数比率が40%台の6郡を中心に50%台の2郡で占められる。養蚕戸数下位諸郡は、春蚕戸数比率が80%台を含む60%台以上の諸郡4郡、50%台4郡、40%台1郡によって占められていた。養蚕戸数下位諸郡は、春蚕戸数比率が高い傾向にある。養蚕戸数からみて、養蚕業の普及度が低い諸郡は、春蚕戸数比率が高く、養蚕業の普及度が高い諸郡は、春蚕戸数比率が低い傾向にあり、夏秋蚕業を積極的に取り入れた集約的養蚕業経営を行っていた。

## ② 農業戸数に占める養蚕戸数比率

農業戸数から見た、福岡県内諸郡の主要農業地帯は、1916（大正5）年に農業戸数が1万戸以上の諸郡、即ち八女郡（14,727戸）、三井郡（11,163戸）、朝倉郡（10,785戸）の三大農業地帯とこれに続く三潞郡（9,545戸）、築上郡（9,432戸）、山門郡（9,274戸）、嘉穂郡（8,522戸）、京都郡（8,231戸）、浮羽郡（7,921戸）、糸島郡（7,913戸）の以上10郡を挙げることができる。農業戸数上位10郡は、筑後地方5郡中心に筑前地方3郡、豊前地方2郡の構成である。上記八女・三井・朝倉3郡を合わせた、三大農業地帯の農業戸数（36,675戸）は、福岡県全体（153,206戸）の23.9%を占め、上位10郡を合わせた農業戸数（97,513戸）は、福岡県全体の63.6%に上る。既述の如く、養蚕戸数は、上位3郡（合計比率40.5%）及び上位10郡（合計比率88.6%）共に上記各農業戸数比率と比較して、大幅に高い。従って、主要農業地帯は、主要養蚕地帯程の集中度がみられない。

農業戸数上位10郡以下の諸郡は、7,000戸台2郡（田川郡、筑紫郡）、6,000戸台4郡（糟屋郡、三池郡、企救郡、鞍手郡）、5,000戸台2郡（遠賀郡、宗像郡）、3,000戸台1郡（早良郡）である。福岡県最大の八女郡の農業戸数14,727戸から早良郡の最小農業戸数3,680戸まで著しい開差が生じていた。

農業戸数に占める養蚕戸数比率の順位は、朝倉郡の22.1%を最高に、次いで糟屋郡17.3%、筑紫郡16.6%、浮羽郡14.1%、宗像郡13.1%、糸島郡12.1%、八女郡9.5%、三井郡8.9%が続く。この上位8郡は、福岡県平均（8.1%）を上回る。全国平均（31.9%）と比べると、大幅に下回る。畑面積、桑園面積、養蚕戸数が福岡県第1、2位を占める朝倉郡と八女郡においても農業戸数に占める養蚕戸数比率は、全国平均に遠く及ばない。朝倉郡や八女郡では、櫛、藺草、楮、葉

第1表 福岡県郡市別養蚕業の動向（1916年、1930年、1938年）

		第1位	第2位	第3位	第4位
1916年	養蚕戸数	朝倉郡 2,380 戸	八女郡 1,404 戸	筑紫郡 1,219 戸	糟屋郡 1,156 戸
	桑園面積	朝倉郡 427.2 町	八女郡 386.4 町	筑紫郡 328.2 町	三井郡 274.9 町
	蚕種掃立枚数	朝倉郡 3,776 枚	三井郡 2,491 枚	筑紫郡 2,439 枚	糟屋郡 1,940 枚
	取繭量	朝倉郡 5,184.06 石	三井郡 3,512.66 石	筑紫郡 3,179.80 石	糟屋郡 2,320.30 石
	農家戸数に占める養蚕戸数の比率	朝倉郡 22.1%	糟屋郡 17.3%	筑紫郡 16.6%	浮羽郡 14.1%
	養蚕農家一戸当たりの桑園面積	企救郡 5.4 反	田川郡 3.2 反	八女・三井郡 2.8 反	筑紫郡 2.7 反
	養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数	三井郡 2.51 枚	筑紫郡 2.00 枚	宗像郡 1.69 枚	糟屋郡 1.68 枚
	養蚕農家一戸当たりの取繭量	三井郡 35.446 貫	筑紫郡 26.085 貫	朝倉郡 21.782 貫	宗像郡 20.445 貫
	桑園反当たり取繭量	浮羽郡 12.837 貫	三井郡 12.778 貫	朝倉郡 12.135 貫	築上郡 11.695 貫
	掃立蚕種一枚当たりの取繭量	築上郡 14.802 貫	三潞郡 14.488 貫	八女郡 14.447 貫	三井郡 14.101 貫
1930年	養蚕戸数	朝倉郡 6,735 戸	築上郡 5,064 戸	糟屋郡 3,274 戸	筑紫郡 3,158 戸
	桑園面積	朝倉郡 1,822.1 町	筑紫郡 959.2 町	宗像郡 881.0 町	築上郡 845.6 町
	取繭量	朝倉郡 367,124 貫	筑紫郡 193,465 貫	築上郡 185,223 貫	糟屋郡 136,912 貫
	農家戸数に占める養蚕戸数の比率	朝倉郡 64.1%	宗像郡 57.4%	築上郡 55.5%	筑紫郡 49.4%
	養蚕農家一戸当たりの桑園面積	宗像郡 3.1 反	筑紫郡 3.0 反	朝倉郡 2.7 反	遠賀・糸島郡 2.5 反
	養蚕農家一戸当たりの取繭量	筑紫郡 61.262 貫	朝倉郡 54.510 貫	宗像郡 47.456 貫	糟屋郡 41.818 貫
	桑園反当たり取繭量	久留米市 24.913 貫	山門郡 24.396 貫	浮羽郡 23.005 貫	築上郡 21.904 貫
	掃立蚕種一枚当たりの取繭量	築上郡 7.464 貫	山門郡 7.381 貫	筑紫郡 7.313 貫	糟屋郡 7.137 貫
1938年	養蚕戸数	朝倉郡 4,778 戸	築上郡 4,016 戸	浮羽郡 2,163 戸	三井郡 1,870 戸
	桑園面積	朝倉郡 1,447.51 町	築上郡 669.6 町	宗像郡 528.5 町	八女郡 469.9 町
	取繭量	朝倉郡 271,001 貫	築上郡 128,685 貫	三井郡 82,526 貫	浮羽郡 79,709 貫
	農家戸数に占める養蚕戸数の比率	朝倉・築上郡 48.2%	宗像郡 39.9%	浮羽郡 31.5%	筑紫郡 28.5%
	養蚕農家一戸当たりの桑園面積	企救郡 3.5 反	嘉穂郡 3.2 反	宗像・八女郡 3.1 反	朝倉郡 3.0 反
	養蚕農家一戸当たりの取繭量	朝倉郡 56.719 貫	筑紫郡 46.665 貫	三井郡 44.132 貫	宗像郡 40.522 貫
	桑園反当たり取繭量	久留米市 28.242 貫	浮羽郡 24.436 貫	築上郡 19.218 貫	三潞郡 19.176 貫
	掃立蚕種一枚当たりの取繭量	門司市 11.628 貫	企救郡 9.522 貫	筑紫郡 8.338 貫	嘉穂郡 8.069 貫

(注) 1、取繭量は、総量（上繭、玉繭、屑繭の合計）。繭1石 = 10貫換算。

2、養蚕戸数は、1916年が春蚕戸数、1930年と1938年が養蚕実戸数である。

(資料) 各年度『福岡県統計書』より作成。

福岡県養蚕業の展開と製糸資本の活動

第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
浮羽郡 1,117 戸	三井郡 991 戸	糸島郡 958 戸	宗像郡 703 戸	築上郡 603 戸	嘉穂郡 410 戸
糟屋郡 198.9 町	宗像郡 176.1 町	糸島郡 138.4 町	浮羽郡 86.6 町	築上郡 84.8 町	鞍手郡 76.3 町
宗像郡 1,185 枚	浮羽郡 1,071 枚	八女郡 1,031 枚	糸島郡 856 枚	築上郡 670 枚	鞍手郡 537 枚
八女郡 1,489.45 石	宗像郡 1,437.25 石	浮羽郡 1,111.65 石	糸島郡 1,066.85 石	築上郡 991.71 石	鞍手郡 491.54 石
宗像郡 13.1%	糸島郡 12.1%	八女郡 9.5%	三井郡 8.9%	早良郡 7.0%	築上郡 6.4%
三池・京都郡 2.6 反	宗像郡 2.5 反	山門郡 2.1 反	鞍手郡 2.0 反	朝倉郡 1.8 反	嘉穂・糟屋郡 1.7 反
朝倉郡 1.59 枚	鞍手郡 1.39 枚	早良郡 1.15 枚	築上郡 1.11 枚	三潞郡 1.00 枚	京都・浮羽郡 0.96 枚
糟屋郡 20.072 貫	築上郡 16.446 貫	鞍手郡 12.766 貫	糸島郡 11.136 貫	八女郡 10.609 貫	浮羽郡 9.952 貫
糟屋郡 11.666 貫	三潞郡 10.393 貫	筑紫郡 9.689 貫	早良郡 9.388 貫	宗像郡 8.162 貫	糸島郡 7.708 貫
朝倉郡 13.729 貫	筑紫郡 13.037 貫	企救郡 12.861 貫	糸島郡 12.463 貫	早良郡 12.224 貫	宗像郡 12.129 貫
糸島郡 3,154 戸	浮羽郡 3,069 戸	八女郡 2,848 戸	宗像郡 2,816 戸	三井郡 2,775 戸	京都郡 2,408 戸
糸島郡 773.1 町	糟屋郡 761.1 町	八女郡 652.9 町	三井郡 627.0 町	浮羽郡 449.6 町	京都郡 371.9 町
宗像郡 133,635 貫	三井郡 108,660 貫	浮羽郡 103,431 貫	八女郡 96,496 貫	糸島郡 95,605 貫	京都郡 59,791 貫
糟屋郡 48.7%	浮羽郡 41.7%	糸島郡 40.9%	三井郡 30.9%	京都郡 30.1%	八女郡 18.7%
糟屋郡・福岡市 2.3 反	八女・田川郡 2.29 反	三井郡 2.26 反	鞍手郡 2.21 反	嘉穂郡 2.07 反	企救郡 1.97 反
三井郡 39.157 貫	福岡市 37.080 貫	築上郡 36.576 貫	久留米市 35.813 貫	八女郡 33.882 反	浮羽郡 33.702 貫
筑紫郡 20.169 貫	朝倉郡 20.148 貫	三潞郡 20.086 貫	大牟田市 19.172 貫	糟屋郡 17.989 貫	三井郡 17.330 貫
京都郡 6.931 貫	企救郡 6.888 貫	三池郡 6.886 貫	朝倉郡 6.857 貫	遠賀郡 6.693 貫	八女郡 6.607 貫
宗像郡 1,711 戸	八女郡 1,502 戸	筑紫郡 1,430 戸	糟屋郡 1,297 戸	糸島郡 1,143 戸	京都郡 1,062 戸
三井郡 463.9 町	筑紫郡 398.7 町	糟屋郡 374.7 町	浮羽郡 326.2 町	糸島郡 244.8 町	京都郡 224.2 町
宗像郡 69,333 貫	筑紫郡 66,731 貫	八女郡 53,623 貫	糟屋郡 42,266 貫	糸島郡 31,713 貫	京都郡 24,923 貫
三井郡 22.4%	糟屋郡 21.6%	糸島郡 15.3%	京都郡 14.3%	八女郡 11.0%	遠賀郡 10.9%
糟屋郡 2.9 反	筑紫郡 2.8 反	田川郡 2.6 反	三井郡 2.5 反	鞍手郡 2.3 反	遠賀郡 2.2 反
浮羽郡 36.851 貫	八女郡 35.701 貫	三潞郡 33.958 貫	糟屋郡 32.588 貫	築上郡 32.043 貫	山門郡 28.212 貫
山門郡 19.147 貫	朝倉郡 18.722 貫	三井郡 17.790 貫	飯塚市 17.500 貫	筑紫郡 16.737 貫	門司市 16.667 貫
八女郡 7.891 貫	京都郡 7.781 貫	若松市 7.778 貫	小倉市 7.436 貫	遠賀郡 7.318 貫	三潞郡 7.219 貫

煙草、茶、果実などの栽培が盛んであったことが養蚕業の拡大に一定の制約要因となっていたのであろう。農業戸数に占める養蚕戸数比率上位8郡は、筑前地方5郡（朝倉郡、糟屋郡、筑紫郡、宗像郡、糸島郡）と筑後地方3郡（浮羽郡、八女郡、三井郡）の構成である。筑前地方の中で、朝倉郡と糸島郡では農業戸数に占める養蚕戸数比率は、朝倉郡が糸島郡の約2倍の差を生じていた。筑後地方の中では、浮羽郡と三井郡の間に同比率5%余の開きがあった。筑前地方内諸郡間の同比率格差は、筑後地方以上である。

上位8郡以下の諸郡は、第9位早良郡7.0%、第10位築上郡6.4%、第11位鞍手郡6.2%、第12位遠賀郡6.0%、第13位嘉穂郡4.8%、第14位三池郡2.4%、第15位田川郡1.3%、第16位京都郡1.1%、第17位山門郡0.5%、第18位三潞郡・企救郡0.3%の下位11郡である。下位諸郡の中で、7%～5%前後までの第9位早良郡～第13位嘉穂郡と2%余～0.3%までの第14位三池郡～第18位三潞・企救両郡に区分することができよう。下位諸郡の上位グループ5郡と下位グループ6郡は、前者が筑前地方4郡を中心に豊前地方1郡の構成であり、後者が豊前地方3郡と筑後地方3郡からなる構成であった。

農業戸数に占める養蚕戸数比率からみると、大略養蚕業の普及度の高い筑前地方と養蚕業の普及度の低い豊前地方、この中間に筑後地方があるという位置付けになろう。筑前地方の中に、養蚕業の普及度が最も高い諸郡と低い諸郡、筑後地方の中に、養蚕業の普及度が大いに進んだ諸郡と極めて低調な諸郡、豊前地方の中に、養蚕業の普及が進む郡と極めて低調な諸郡が混在する状態にあった。

### ③ 桑園面積

桑園面積（桑畑「反別」と同「見積反別」の合計）に関しては、養蚕戸数の場合と若干異なる。

1916年に桑園面積順位は、第1位朝倉郡（427.2町）、第2位八女郡（386.4町）、第3位筑紫郡（328.2町）まで養蚕戸数順位と変化はないが、第4位に三井郡（274.9町）が入り、糟屋郡（198.9町）が第5位となる。第2位の八女郡は福岡県諸郡の中で桑畑「見積反別」（136.5町）が特に高く、この見積桑園は、同郡及び福岡県の桑園面積の各3分の1以上を占めていた。

上記の上位5郡は、養蚕戸数同様に筑前・筑後地方に集中する。この5郡合わせた桑園面積1,615.6町は、福岡県全体の約3分の2の66.2%を占める。桑園面積の上位5郡への集中度は、養蚕戸数の場合以上であった。上位5郡以下の諸郡は、第6位宗像郡、第7位糸島郡、第8位浮羽郡、第9位築上郡、第10位鞍手郡である。養蚕戸数第10位で桑園面積第11位の嘉穂郡に代わり、養蚕戸数第11位であった鞍手郡が桑園面積第10位に入っている。嘉穂・鞍手両郡共に筑前地方に属す。第6位～第10位の諸郡の桑園面積を合わせた562.2町は、福岡県全体の23.0%を占めるに止まる。上・中位10郡の合計桑園面積（2,177.8町）は、福岡県全体の89.2%を占める。養蚕戸数の場合同様に、福岡県の桑園面積は、この上・中位10郡で殆ど大部分を占めていたことになる。第10位以降の下位諸郡（第11位嘉穂郡、第12位三池郡、第13位早良郡、第14位遠賀郡、第15位田川郡、第16位京都郡、第17位企救郡、第18位山門郡、第19位三潞郡、）においては、桑園面積を合わせても263.2町（福岡県全体の10.8%）に過ぎず、9郡中8郡は桑園面積が40町歩以下である。山門郡と三潞郡に至っては、10町歩未満である。上記第10位以下の諸郡は総じて桑栽培の普及は遅れていたといえよう。

### ④ 蚕種掃立枚数

福岡県諸郡の蚕種掃立枚数（年間）順位は、1916年に第1位朝倉郡（3,776枚）、第2位三井



郡(2,491枚)、第3位筑紫郡(2,439枚)、第4位糟屋郡(1,940枚)、第5位宗像郡(1,185枚)である。この上位5郡の蚕種掃立枚数は合せて11,831枚に上り、福岡県全体(17,022枚)の3分の2以上の69.5%を占める。上位5郡は、筑前地方4郡を中心に筑後地方1郡を合わせた構成であった。上位5郡以下の中位諸郡は、第6位浮羽郡、第7位八女郡、第8位糸島郡、第9位築上郡、第10位鞍手郡である。上記第6位～第10位諸郡の蚕種掃立枚数を合わせた4,165枚は、福岡県全体の24.5%を占めるに止まる。中位5郡は、筑後地方2郡、筑前地方2郡、豊前地方1郡を合わせた構成であった。上位5郡以上に地方的、地域的領域の拡大がみられる。第1位～第10位までの上・中位諸郡の蚕種掃立枚数合計(15,996枚)は、福岡県全体の94.0%を占める。福岡県の蚕種掃立枚数は、この上・中位諸郡で殆ど大部分を占めていたことになる。蚕種掃立枚数上・中位10郡以外の下位諸郡は、第11位早良郡、第12位嘉穂郡、第13位遠賀郡、第14位京都郡、第15位田川郡、第16位三池郡、第17位三潁郡、第18位山門郡、第19位企救郡であり、上記9郡の蚕種掃立枚数を合わせても1,026枚(福岡県全体の6.0%)に過ぎない。この下位諸郡は、筑前地方3郡、筑後地方3郡、豊前地方3郡の構成であった。豊前地方4郡中3郡が下位諸郡に集中する。筑後地方は6郡中3郡、筑前地方は9郡中3郡が各下位諸郡に属する。蚕種掃立枚数からみて、養蚕業の普及度が最も低い諸郡が豊前地方に、次いで筑後地方、筑前地方の順に高いことが窺われる。下位諸郡の蚕種掃立枚数は300枚以下であり、9郡中6郡が100枚以下であった。蚕種掃立枚数最多の朝倉郡の3,776枚から最小の企救郡18枚までの開きが生じている。蚕種掃立枚数下位諸郡は、概して養蚕業の普及度が低い地域といえよう。

### ⑤ 取繭量

取繭量については、上位5郡は、養蚕戸数と桑園面積の場合とは郡により多少の順位変動があるにしても、1916年に朝倉郡(51,840.6貫)を筆頭に第2位三井郡(35,126.6貫)、第3位筑紫郡(31,798.0貫)、第4位糟屋郡(23,203.0貫)、第5位八女郡(14,894.5貫)が占めている。上位5郡は、養蚕戸数・桑園面積の場合同様に、筑前・筑後地方に集中する。この上位5郡の合計取繭量(156,862.7貫)は、福岡県全体の72.0%を占める。取繭量は、養蚕戸数と桑園面積の場合以上に上位5郡への集中度が高い。上位5郡の養蚕規模や養蚕生産力などが他の諸郡を上回っていたことが窺われる。この点に関しては、後述する。上位5郡の取繭量順位は、八女郡が養蚕戸数と桑園面積共に第2位から第5位に下降し、三井郡が桑園面積第4位から第2位に上昇する。糟屋郡は、桑園面積第5位から取繭量第4位に向かし、養蚕戸数順位と同様になる。上位5郡内の取繭量順位においては、朝倉郡と筑紫郡に変動なく、八女郡の下落と三井郡・糟屋郡の上昇がみられた。この原因を明らかにするためにも各郡の養蚕規模や養蚕生産力などを考究する必要がある。

朝倉郡は、養蚕戸数、桑園面積、取繭量共に首位を占め、不動の地位を確立していた。筑紫郡は、養蚕戸数、桑園面積、取繭量共に第3位を確保し、糟屋郡は、養蚕戸数、取繭量において第4位、桑園面積では第5位を各占めている。筑前地方の中で、上記朝倉・筑紫・糟屋3郡は、養蚕戸数、桑園面積、取繭量何れの分野においても特に発展が顕著であった。筑後地方の中で、八女郡、三井郡は、養蚕戸数、桑園面積、取繭量何れの分野においても顕著な発展がみられた。但し、八女郡は、養蚕戸数と桑園面積が三井郡を上回りながら、取繭量は、三井郡の半分以下であった。両郡の養蚕業の特性が表れていると

いえよう。

収繭量上位5郡以下の中位諸郡は、第6位宗像郡、第7位浮羽郡、第8位糸島郡、第9位築上郡、第10位鞍手郡が続く。筑前地方3郡（宗像郡、糸島郡、鞍手郡）、筑後地方1郡（浮羽郡）、豊前地方1郡（築上郡）の構成である。上位5郡同様に中位5郡においても筑前地方中心である。中位5郡は、上位5郡以上に養蚕戸数、桑園面積、収繭量の順位に変動があった。第6位～第10位諸郡の収繭量は、合わせて50,990貫であり、福岡県全体の23.4%を占めるに止まる。上・中位10郡合わせた収繭量は、207,852.4貫（福岡県全体の95.3%）に上る。この収繭量比率は、養蚕戸数や桑園面積の各比率以上である。この10郡の収繭量が福岡県の収繭量の殆ど大部分を占めている。

第10位以降の下位諸郡（第11位早良郡、第12位嘉穂郡、第13位遠賀郡、第14位京都郡、第15位田川郡、第16位三潁郡、第17位三池郡、第18位山門郡、第19位企救郡）を合わせた収繭量は、10,166.6貫（福岡県全体の4.7%）に過ぎない。この9郡中6郡（第14位の京都郡以下）は、収繭量が何れも800貫に満たない。山門郡と企救郡に至っては収繭量が300貫未満であった。

収繭量の上・中位諸郡を地方別に分けると、筑前地方6郡（朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡、鞍手郡）、筑後地方3郡（三井郡、八女郡、浮羽郡）、豊前地方1郡（築上郡）である。筑前地方の朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡3郡で福岡県全体の収繭量の約5割、これに宗像郡、糸島郡、鞍手郡3郡の収繭量を合わせると同3分の2近くを占める。1916（大正5）年の時点においては、筑前地方を中心とした福岡県養蚕業の発展であったことが分かる。

以上、養蚕戸数（春蚕戸数）、桑園面積、収繭量を指標に福岡県内諸郡を主要養蚕地方、準

主要養蚕地方、発展途上養蚕地方に区分すると、主要養蚕地方として朝倉郡、八女郡、筑紫郡、糟屋郡、三井郡5郡、準主要養蚕地方として宗像郡、浮羽郡、糸島郡、築上郡、鞍手郡5郡、発展途上養蚕地方として嘉穂郡、早良郡、遠賀郡、三池郡、田川郡、京都郡、山門郡、三潁郡、企救郡9郡に分かれる<sup>(3)</sup>。筑前地方に主要養蚕地方（朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡）、準主要養蚕地方（宗像郡、糸島郡、鞍手郡）、発展途上養蚕地方（嘉穂郡、早良郡、遠賀郡）が混在し、筑後地方においては、主要養蚕地方（八女郡、三井郡）、準主要養蚕地方（浮羽郡）、発展途上養蚕地方（三池郡、三潁郡、山門郡）が混在する。また、豊前地方には主要養蚕地方は無く、準主要養蚕地方（築上郡）、発展途上養蚕地方（田川郡、京都郡、企救郡）が混在する。1916年に福岡県養蚕業は、筑前地方では朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡を中心に宗像郡、糸島郡、鞍手郡の諸郡において、筑後地方では八女郡、三井郡を中心に浮羽郡の諸郡において、豊前地方では築上郡において、夫々普及が進んでいた。福岡県内、諸地方内において地域差が明瞭に表れていた。

『福岡県史』（通史編 近代 産業経済（二））においては、福岡県の養蚕業が盛んな地域として朝倉郡、宗像郡、糟屋郡、筑紫郡を挙げている<sup>(4)</sup>。同書上記4郡の養蚕盛業地域たる根拠として、1927年における「養蚕の農家経済にもつ意味」、即ち、「郡別農産物総価格の占める繭生産額の割合」が15~23%という高さを重視しているため、筑前地方4郡に偏り、筑後地方の八女郡、三井郡を除外することになった。1915年においては、同上割合が朝倉郡（21%）に次ぐ三井郡16%、糟屋郡・筑紫郡共12%、八女郡は、宗像郡同様に8%である<sup>(5)</sup>。従って、同年の養蚕盛業地域は、朝倉郡、三井郡、糟屋郡、筑紫郡となる。上述の如く、本稿分析では、

1916年においては、朝倉郡、八女郡、筑紫郡、糟屋郡、三井郡が主要養蚕地方に、宗像郡が準主要養蚕地方に夫々属している。上記『福岡県史』では、1915年と1927年の間の養蚕盛業地域の変遷という視点を欠いている。

尚、福岡県の主要繭集散地は、1915（大正4）年に朝倉郡甘木町（年間繭取引量1,290石）、筑紫郡二日市町（年間繭取引量1,054石）、糟屋郡香椎村（年間繭取引量810石）が存在する<sup>6)</sup>。福岡県の主要繭集散地は、筑前地方に集中している。繭集散地を介した産繭販路の確保が福岡県において、特に筑前地方の養蚕業発展を促した要因の1つとして挙げることができよう。

#### ⑥ 養蚕業の経営規模と生産力

##### 1) 養蚕農家一戸当たりの桑園面積

養蚕規模に関してみると、必ずしも桑園面積順位とは一致しない。まず、福岡県の郡別養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、桑園面積上・中位10郡の内、八女郡と三井郡の2.8反、筑紫郡2.7反、宗像郡2.5反、鞍手郡2.0反、朝倉郡1.8反、糟屋郡1.7反、糸島郡と築上郡の1.4反、浮羽郡0.8反であった。養蚕農家一戸当たりの桑園面積が、福岡県平均2反以上の八女郡、三井郡、筑紫郡、宗像郡、鞍手郡5郡と県平均2反未満の朝倉郡、糟屋郡、糸島郡、築上郡、浮羽郡5郡に分かれる。八女郡、三井郡、筑紫郡の養蚕農家の桑園規模は、全国平均（2.6反）を上回る。福岡県諸郡の大部分は、全国平均を下回っていたことになる。筑後地方の八女・三井両郡の2.8反が最大で、同じ筑後地方の浮羽郡の0.8反が福岡県の最小桑園規模であった。養蚕農家、桑園面積、収繭量共に福岡県第1位の朝倉郡は、養蚕農家の桑園規模が2反未満であり、福岡県平均を下回っている。朝倉郡の養蚕農家の桑園規模は、比較的小さいという特徴があった。桑園面積上・中位10郡の内、養蚕農家一戸当たりの桑園面積が最高の八女・三井両

郡と最低の浮羽郡の差は、同じ筑後地方の中で2反歩も開いている。桑園面積上・中位10郡の内、筑前地方において養蚕農家一戸当たりの桑園面積が最高の筑紫郡と最低の糸島郡の間には1.3反歩の格差があった。筑前地方の中で最小の桑園規模は、遠賀郡の1.0反である。筑紫郡と遠賀郡の桑園規模の格差は、1.7反歩になる。桑園面積上・中位10郡の中で筑前地方は、筑後地方よりも養蚕農家の桑園規模の開きが小さい。

桑園面積の下位諸郡（第11位～第19位）の内、養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、嘉穂郡1.7反、三池郡2.6反、早良郡1.5反、三潞郡1.4反、遠賀郡1.0反、田川郡3.2反、京都郡2.6反、企救郡5.4反である。豊前地方の中で、養蚕戸数、桑園面積、収繭量何れも下位諸郡に属す企救郡と田川郡は、養蚕農家一戸当たりの桑園面積が福岡県内最高水準にあった。企救・田川両郡と同じ豊前地方において養蚕盛業地の築上郡は、桑園規模が同地方最小の1.4反である。養蚕農家一戸当たりの桑園面積は企救郡と築上郡の間に4反の差があり、この差額は、福岡県において最大であった。

##### 2) 養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数

福岡県の郡別養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数（年間）順位は、1916（大正5）年に三井郡の2.51枚を最高に、次いで筑紫郡2.00枚、宗像郡1.69枚、糟屋郡1.68枚、朝倉郡1.59枚が続く。この上位5郡は、何れも福岡県平均（1.38枚）を上回り、また蚕種掃立枚数上位5郡と順位は異なるが、同じである。上位5郡は、筑後地方（1郡）と筑前地方（4郡）によって占められる。

養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数からみて、上記の上位5郡は、福岡県内の大規模養蚕経営諸郡といえよう。但し、上記第1位三井郡～第5位朝倉郡の上位5郡の養蚕農家一戸当たりの

蚕種掃立枚数（年間）は福岡県平均（1.38枚）を上回るとはいえ、全国平均（3.84枚）<sup>(7)</sup>を大きく下回る。福岡県平均は、全国平均の3分の1強に過ぎない。福岡県の蚕種掃立枚数規模を全国的にみると、養蚕業経営の規模は、総じて小さいことが判明する。福岡県と全国平均の養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数・グラム（年間）の格差は、その後も変わらずに続く。因みに、1930年に福岡県5.91枚（全国平均8.36枚）、1938年福岡県57.11グラム（全国平均75.49グラム）であった。

養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数順位が第6位～第10位の中位諸郡は、第6位鞍手郡（1.39枚）、第7位早良郡（1.15枚）、第8位築上郡（1.11枚）、第9位三潞郡（1.00枚）、第10位浮羽・京都両郡（0.96枚）である。第6位の鞍手郡が県平均を上回る以外は、県平均以下の1枚前後であった。上記の中位諸郡は、筑前（2郡）・筑後（2郡）・豊前（2郡）各地方に及ぶ。養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数からみて、上記の中位諸郡は、福岡県内の中規模養蚕経営諸郡に分類できよう。養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数の中位諸郡（6郡）は、蚕種掃立枚数中位諸郡の半数3郡（鞍手郡、築上郡、浮羽郡）であった。

養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数の順位が第10位以下の下位諸郡は、第11位糸島郡（0.89枚）、第12位企救郡（0.86枚）、第13位八女郡（0.73枚）、第14位嘉穂郡（0.69枚）、第15位田川郡（0.66枚）、第16位山門郡（0.65枚）、第17位遠賀郡（0.54枚）、第18位三池郡（0.26枚）であった。下位諸郡は、糸島郡の0.89枚から三池郡の0.26枚まで全て1枚未満である。養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数からみて、上記の下位諸郡は、福岡県内の小規模養蚕経営諸郡に該当しよう。下位諸郡は、筑前（3郡）・筑後（3郡）・豊前（2郡）各地方に及ぶ。養蚕農家

一戸当たりの蚕種掃立枚数の下位諸郡は、蚕種掃立枚数下位諸郡の大部分が含まれる。

養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数最上位の三井郡2.51枚から最下位の三池郡0.26枚まで2.25枚という極めて大きな開きがあった。各地方別に平均養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数をみると、筑前地方は9郡平均1.47枚、筑後地方は6郡平均1.25枚、豊前地方は4郡平均1.03枚であった。筑前地方が最も高く、豊前地方が最も低く、筑後地方がこの中間に位置することが判明する。各地方の中で養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数が最も多い郡は、筑前地方が筑紫郡、筑後地方が三井郡、豊前地方が築上郡であった。

### 3) 養蚕農家一戸当たりの収穫量

福岡県の郡別養蚕農家一戸当たりの収穫量の上位5郡は、三井郡の35貫446匁を最大に、次いで筑紫郡26貫85匁、朝倉郡21貫782匁、宗像郡20貫445匁、糟屋郡20貫72匁が続く。上記諸郡は、収穫量上・中位諸郡の内、第1位～第4位及び第6位である。上記5郡は、何れも福岡県平均（17貫650匁）を上回る。養蚕農家一戸当たりの収穫量が30貫台の首位の三井郡は、第2位以下の筑前地方4郡の20貫台と大差が生じている。三井郡の養蚕農家一戸当たりの収穫量は、全国平均（32貫325匁）を上回り、その他諸郡は、全て下回っている。福岡県の養蚕業の経営規模は総じて小さいといえよう。八女郡を除き、収穫量上位諸郡の農家一戸当たりの収穫量は、福岡県内において高い数値を示す。

収穫量上・中位諸郡の内、養蚕農家一戸当たりの収穫量の順位が第6位～第10位の諸郡（第6位築上郡16貫446匁、第7位鞍手郡12貫766匁、第8位糸島郡11貫136匁、第9位八女郡10貫609匁、第10位浮羽郡9貫952匁）は、何れも県平均を下回る、16貫台～9貫台であった。収穫量上位諸郡中第5位の八女郡が養蚕農家一

戸当たりの収繭量では第9位まで下落し、10貫台の産繭規模は、同じ筑後地方の三井郡の3分の1以下という大差が生じている。八女郡は、養蚕戸数と桑園面積では第2位であった。養蚕戸数・桑園面積と収繭量とのギャップが大きいのである。この点については、以下において考察したい。上記中位諸郡は、筑後（2郡）・筑後（2郡）・豊前（1郡）各地方に及ぶ。

収繭量下位諸郡の内、養蚕農家一戸当たりの収繭量の順位が第11位～第19位の諸郡（第11位三潞郡14貫488匁、第12位早良郡14貫64匁、第13位企救郡11貫24匁、第14位京都郡8貫72匁、第15位田川郡7貫348匁、第16位山門郡6貫153匁、第17位遠賀郡5貫241匁、第18位嘉穂郡4貫685匁、第19位三池郡3貫19匁）は、14貫台～3貫台に分散する。第11位～第13位の三潞・早良・企救3郡の養蚕農家一戸当たりの収繭量は、収繭量中位諸郡並みであったが、第14位～第19位までは10貫未満の小規模である。

養蚕農家一戸当たりの収繭量において最上位の三井郡35貫446匁から最下位の三池郡3貫19匁まで32貫427匁の極めて大きな開きが生じていたのである。

一部諸郡を除くと、収繭量上・中・下位諸郡は、略夫々の順位に応じた養蚕農家一戸当たりの収繭量を達成していた。また、各地方別に平均養蚕農家一戸当たりの収繭量をみると、筑前地方は6郡平均18貫482匁、筑後地方は6郡平均16貫653匁、豊前地方は、4郡平均14貫273匁であった。筑前・筑後・豊前3地方の中で、筑前地方が最も多く、豊前地方が最も少なく、筑後地方がこの中間にあったことが判明する。養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数の場合と同様である。各地方の中で養蚕農家一戸当たりの収繭量が最も多い郡は、筑前地方が筑紫郡、筑後地方が三井郡、豊前地方が築上郡であった。

養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数の場合と同様である。

#### 4) 桑園反当たり収繭量

福岡県の桑園反当たり収繭量の郡別順位は、第1位浮羽郡12貫837匁、第2位三井郡12貫778匁、第3位朝倉郡12貫135匁、第4位築上郡11貫695匁、第5位糟屋郡11貫666匁、第6位三潞郡10貫393匁、第7位筑紫郡9貫689匁、第8位早良郡9貫388匁と続き、この上位8郡までが福岡県平均（8貫931匁）を上回る。上記諸郡の内、三潞郡と早良郡を除き、何れも養蚕戸数、桑園面積、収繭量共に上・中位諸郡であった。土壌肥沃度の高い筑後地方の内、浮羽・三井両郡が桑園反当たり収繭量の第1位、第2位を占め、三潞郡が第6位に入っている。三潞郡と早良郡は、養蚕戸数、桑園面積、収繭量何れも下位諸郡に属す。三潞・早良両郡は、下位諸郡ながら繭生産力の高さが特徴的である。この要因の一つとして、三潞郡と早良郡は、下位諸郡の中で一際養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数が多いことによる。三潞郡と早良郡の養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数は1枚以上であるのに対し、その他下位諸郡は、0.5～0.6枚前後が大部分であった。

桑園反当たり収繭量の順位上位8郡以下の諸郡は、第9位宗像郡8貫162匁、第10位糸島郡7貫708匁、第11位鞍手郡6貫442匁、第12位遠賀郡5貫177匁、第13位八女郡3貫855匁、第14位京都郡3貫69匁、第15位山門郡2貫940匁、第16位嘉穂郡2貫679匁、第17位田川郡2貫314匁、第18位企救郡2貫31匁、第19位三池郡1貫181匁の順である。最上位の浮羽郡12貫837匁から最下位の三池郡1貫656匁まで11貫656匁の極めて大きな開きが生じていた。

主要養蚕地方の八女郡の桑園反当たり収繭量順位は、養蚕農家一戸当たりの収繭量順位以下の第13位である。既述の如く、八女郡の養蚕

農家一戸当たりの桑園面積2.8反は、桑園面積上位5郡の中で三井郡と並んで首位にあった。このギャップの一因は、前述した八女郡の桑園面積の内、見積反別（136.5町歩）が35.3%を占め、福岡県諸郡の中で最も多く、県平均16.1%を大幅に上回っていたことに一因があろう。また、八女郡は、養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数が県平均を大きく下回る規模であったことも作用していよう。尚、後述の如く、八女郡の掃立蚕種1枚当たりの収繭量は年間14貫447匁あり、築上郡、三潁郡と並んで県内トップ水準にあった。八女郡の育蚕技術は、高い水準にあったことが窺える。尚、福岡県の桑園反当たり収繭量は、1920（大正9）年より全国平均を上回るようになる<sup>(8)</sup>。

#### 5) 掃立蚕種一枚当たりの収繭量

福岡県の掃立蚕種1枚（100蛾付）当たりの収繭量（年間）の郡別順位は、1916（大正5）年において上位5郡に関しては、築上郡（14貫802匁）を首位に、第2位三潁郡（14貫488匁）、第3位八女郡（14貫447匁）、第4位三井郡（14貫101匁）、第5位朝倉郡（13貫729匁）が続く。上位5郡の掃立蚕種1枚当たりの収繭量（年間）は、14貫前後台である。上位5郡は、筑後地方3郡を中心に豊前地方1郡と筑前地方1郡で構成される。前述の桑園反当たり収繭量の場合以上に、上位5郡に筑後地方諸郡の集中度が高い。養蚕業の経営規模の大きい筑紫郡、朝倉郡、宗像郡、糟屋郡などの筑前地方に対し、生産力の高い三井郡、八女郡、三潁郡、浮羽郡などの筑後地方という位置付けができよう。豊前地方では、築上郡の養蚕生産力の高さが際立つ。

中位諸郡は、第6位筑紫郡（13貫37匁）、第7位企救郡（12貫861匁）、第8位糸島郡（12貫463匁）、第9位早良郡（12貫224匁）、第10位宗像郡（12貫129匁）である。中位諸郡は、筑前地方4郡と豊前地方1郡の構成である。筑前

地方諸郡中心の中位諸郡は、掃立蚕種1枚当たりの収繭量（年間）が12貫台に集中する傾向にある。第7位の企救郡（12貫861匁）までの掃立蚕種1枚当たりの収繭量（年間）は、福岡県平均（12貫808匁）を上回る。

下位諸郡は、第11位糟屋郡（11貫960匁）、第12位三池郡（11貫463匁）、第13位田川郡（11貫138匁）、第14位浮羽郡（10貫380匁）、第15位遠賀郡（9貫733匁）、第16位山門郡（9貫450匁）、第17位鞍手郡（9貫153匁）、第18位京都郡（8貫439匁）、第19位嘉穂郡（6貫836匁）であった。下位諸郡は、筑前地方4郡、筑後地方3郡、豊前地方2郡の構成である。筑前・筑後・豊前各地方諸郡の半分乃至半分近くが下位諸郡に集中する。下位諸郡は、掃立蚕種1枚当たりの収繭量（年間）が11貫台～6貫台に及ぶ。築上郡の14貫802匁から嘉穂郡の6貫836匁まで約8貫の開きがあった。第14位の浮羽郡までの掃立蚕種1枚当たりの収繭量（年間）は、全国平均（9貫910匁）を上回る。福岡県の養蚕生産力、即ち掃立蚕種1枚当たりの収繭量（年間）は、全国的にみても高い水準を達成する。福岡県と全国平均の掃立蚕種一枚（10グラム）当たりの収繭量（年間）の格差は、その後も変わりなく続く。因みに、1930年に福岡県6貫712匁（全国平均5貫746匁）、1938年福岡県6貫797匁（全国平均5貫875匁）であった。既述の養蚕業の諸指標からみて、福岡県の養蚕業は全国平均を下回り、全国の中で下位に位置することが多いが、上述の養蚕生産力の高さは、「福岡農法」（明治前半期において最も先進的であった福岡県地方の農業）普及の一端を示すものであろう。この点後述。

#### ⑦「福岡農法」の普及と養蚕改良共同組織の設立

「福岡農法」の普及の中心は、老農林遠里とその私塾・勸農社及び福岡農学校（後身・福岡

県勸業試験場)であった<sup>9)</sup>。在来農法の担い手・老農と学理農法の担い手・福岡農学校(・福岡県勸業試験場)関係者の農法論争は、学理農法が老農技術を圧倒していくことになる。後者の代表的人物は、横井時敬である。

福岡農学校(明治20年3月廃校、翌4月福岡県勸業試験場に改組)を母体とする福岡農事協会発行の『福岡勸業雑誌』(『福岡農事協会雑誌』明治23年7月廃刊、翌年6月『福岡勸業雑誌』創刊)は、第1号(明治24年6月3日発行)から第17号(明治29年1月25日発行)まで刊行され、福岡県の農業発展の上で大きな役割を果たしたといわれている。「福岡農法」の中核は、畜力による深耕と多肥であったが、その中心は稲作である。本稿では、以下に『福岡勸業雑誌』に掲載の養蚕業に関連する論説・報告等について抜き出し、「福岡農法」を養蚕業の面から検討してみたい。即ち、「福岡農法」の一端として養蚕業を捉え、福岡県養蚕業の発展の礎を築いていたことを検証したい。

『福岡勸業雑誌』創刊時の福岡農事協会の会員は福岡県下の全郡に及び、合計611名(他府県者9名を含む)であった。福岡県最大の農業団体である。この内、筑前地方391名、筑後地方168名、豊前地方43名である。筑前地方の会員が3分の2近くを占めていた。その中心は、筑紫郡96名(那珂郡68名を中心に御笠郡26名、席田郡2名)、糸島郡58名(志摩郡44名を中心に怡土郡14名)、糟屋郡52名、嘉穂郡47名(穂波郡25名、嘉麻郡22名)、宗像郡34名、朝倉郡31名である。この上記諸郡で筑前地方会員の80%余を占めている。筑後地方においては、その中心は、三井郡98名(御井郡66名中心に御原郡21名、山本郡11名)、八女郡30名(上妻郡29名、下妻郡1名)、浮羽郡21名(生葉郡15名、竹野郡6名)である。三井郡のみで60%近くを占めており、これに八女郡と浮羽郡を加

えると90%近くを占める。豊前地方では、築上郡18名(上毛郡14名、築城郡4名)、京都郡14名(仲津郡10名、京都郡4名)、企救郡10名で殆ど大部分占め、田川郡は1名に過ぎない。福岡農事協会の会員は、その後1894(明治27)年には661名(他府県者を含む)に増加する。地方別にみると、筑前地方357名、筑後地方169名、豊前地方97名である。筑前地方が半数を占めるが、『福岡勸業雑誌』創刊当時と比べて34名減少している。筑後地方は、同誌創刊時よりも1名増加し、豊前地方では54名増加して創刊時より2倍以上の急増である。福岡農事協会の会員は、福岡県全域に略偏りなく分散化(対農業人口比)していたとみることができよう。以下、『福岡勸業雑誌』に掲載の養蚕業に関連する論説・報告等について書き出してみたい。肥料に関しては、特定作物(稲、大麦等)肥料を除く。

『福岡勸業雑誌』第1号

学説及実業

肥料買入方ノ注意 本松 稔(会員)

肥料要話 大塚由成(会員、農学士)

通信報告

各種肥料ノ分析 福岡県勸業試験場

雑録

養蚕亦然り、蚕種輸入ノ虚伝

『福岡勸業雑誌』第2号

論説

蚕種改良ノ急務 蓑田 留(会員)

学説及実業

肥料要話(第二話) 大塚由成(会員、農学士)

気象と養蚕との関係 安永牛之助(会員)

『福岡勸業雑誌』第3号

学説及実業

蚕種取扱の注意 高橋美壽(会員)

雑録

桑樹の「シヤクトリ」虫を捕る法

繭解舒丸の効能

『福岡勸業雑誌』第4号

学説及実業談

肥料要話（続き） 大塚由成（会員、農学士）

蚕種催青及掃立の注意 高橋美壽（会員）

寄書

蚕育に於ける火力用法を論ず 御床 頼

『福岡勸業雑誌』第5号

学説実業談

肥料要話（続き） 大塚由成（会員、農学士）

肥料施肥法 天野末吉（会員）

寄書

海外蚕糸業の概説 駆牛主人

『福岡勸業雑誌』第6号

福岡県農商工記事

明治25年度本県勸業試験場試験予定事件

学説実業談

肥料要話（続き） 大塚由成（会員、農学士）

切歯桑（クワノカミキリ）

雑録

勸業試験場の養蚕、養蚕研究生徒、仏国の蚕業  
奨励金、蚕蛹油粕肥料、桑の皮にて綿を製する  
法、麦菜種及養蚕概況

『福岡勸業雑誌』第7号

雑報

桑株引拔器、蚕糸業振興会

『福岡勸業雑誌』第8号

通信報告

肥料分析結果（胡麻粕類） 福岡県勸業試験場

『福岡勸業雑誌』第9号

通信報告

各種肥料試験 福岡県勸業試験場

雑報

蚕種検査の成績

『福岡勸業雑誌』第11号

福岡県農工商記事

昨25年度本県勸業試験場養蚕試験成績

『福岡勸業雑誌』第12号

雑報

第八回九州沖縄八県聯合共進会、蚕業奨励

『福岡勸業雑誌』第13号

雑報

九州七県養蚕取調表（明治二十六年調）

『福岡勸業雑誌』第14号

学説実業

前原高等小学校の養蚕 三苦幾太郎（会員）

『福岡勸業雑誌』第15号

学説実業

土壤中窒素の増減 竹林保太郎（農学士）

雑報

過磷酸石灰施用上の注意

『福岡勸業雑誌』第16号

学説実業

施肥に就いて 竹林保太郎（農学士）

雑報

桑の萎縮病

『福岡勸業雑誌』第17号

通信報告

九州農蚕茶三業大会報告 吉田昌七郎（会員、  
九州農会理事）

雑報

九州農蚕茶三業大会出席人員

『福岡県勸業雑誌』の上記記事の中から主要な事例を掲げて紹介してみよう。

同誌第1号（明治24年6月3日発行）「学説及実業」の「肥料買入方ノ注意」の中で、植物の生育に不可欠な主要成分は、窒素、燐酸、加里であり、「此三者ハ常ニ其欠乏ヲ恐レ補助供給ヲ怠ルベカラス」と戒めている。その上で、「肥料効験ノ大小ハ三主要成分ノ多寡ニ帰セザルベカラズ其之ヲ発見スルノ法化学上ノ遠理ニヨリ各種肥料中ニ包含スル分析定量スルヲ以テ



捷徑ナリ」として鮭粕と平子鱈の肥料分析表等を掲げている。更に付表として「各種肥料肥価比較表」を掲げ、動物肥料（海産物、骨質肥料、人造肥料、糞尿類）、植物質肥料（同搾粕類、雑肥料）に分けて比較している。

「肥料要話」は、『福岡勤業雑誌』第1号～第6号に亘り、第1話草木の食料（窒素、磷酸、加里）、第2話三養分の作働、第三話肥料の効能に種々あり、第四話石灰肥料、第五話紫雲英肥料について各詳述している。

「通信報告」の「各種肥料ノ分析」（福岡県勤業試験場）において、学理家の肥料化学的分析には肥料「同種中産地及新古等ニヨリ差異アルコトヲ精査シタルモノ稀ナルヲ以テ本場ニ於テ此研究ニ従事シ漸ク左ノ物品ニツキ左ノ成績ヲ得タリ」として、干蟹、鱈搾粕、平子、綿種粕、新大豆、新蚕豆、古蚕豆、飴粕、藍粕について分析結果を掲載している。以下、蚕種、養蚕、桑樹害虫、病気（萎縮病）、蚕蛹油粕等について数例を取り挙げて紹介してみよう。

同誌第2号（明治24年8月7日発行）「論説」の「蚕種改良ノ急務」の中で、蚕児の飼育障害は、気候の不順、蚕種の粗悪、飼育の不注意が主要因である。蚕児飼育は、「改良進歩ノ緒ニ就クモ」、「蚕種ノ改良ニ於テ冷淡ナリ」と指摘する。養蚕家の増加に伴い蚕種の需要増加し、福岡県内需要は5千枚以上に上る。この蚕種は、良種と不良種相半ばする。福岡県下産出の蚕種5千枚余の製造人数500名余、平均1人に付10枚、1枚～数枚、多くも数十枚という小規模製造者が大半を占める。然も蚕種製造者は養蚕余業家にして養蚕法に熟練せず、概ね製糸の飼育法に依るもの製種家の過半を占めるといふ。蚕種製造は熟練した專業家に一任し良種を産出せしめ、養蚕余業家はこの良種を購入、飼育する分業化によって、製種家は一層改良を加え、精選良種を供給することができる、と主張する。

同誌第3号（明治24年12月7日発行）「雑録」の「桑樹の「シヤクトリ」虫を捕る法」は、『農業雑誌』407号より抜粋して、養蚕の季節に「朝露多くして未だ桑樹を濡せる間に一株毎に点検する」と、黒褐色の樹皮に少々白色の此の虫を色の相違から見逃すことなく、これを挟にて一々切る可し、と記述している。

同誌第6号（明治25年7月30日発行）「福岡県農商工記事」の「(明治)25年度本県勤業試験場試験予定事件」において、「桑園之部」では福岡県下において主に使用の桑種を一ヶ所に植付ける。その目的は、「一、現物標本」、「二、水害如何」、「三、桑質の良否」、「四、収葉の多少」である。「一、現物標本」、即ち桑園を現物の桑種標本園とし、実物に就きその種類の周知を図り、新規に桑園を仕立てる養蚕家の便に供すること。「二、水害如何」は、福岡県下において水害に罹る地域は、少なくない。桑種により水害に多少あり。そこで本場内川岸の桑園に福島県下において主に用いる桑種を植付けて、その損得を試み、新たに桑園を仕立てる養蚕家の参考に供すること。「三、桑質の良否」は、蚕業上関係の最も重要なものである。良糸・良繭を得るためには必ず良桑に依らなければならない。良桑を選ぶに当たり桑樹数種を植付けることが必要である。依って、福岡県下において主に利用の桑種を植付けて、この得失を試みる材料とする。「四、収葉の多少」、即ち養蚕経済上生産費の最多は、桑葉である。良質の桑であっても収葉量少なければ、経済上損失である。依って、良質にして収葉量多い桑種を選ぶ材料として、福岡県下において主に利用の桑種を植付けてこの得失を試みる。次いで、「養蚕之部」では養蚕の目的を次の2つとする。「一、養蚕研究生養成」、「二、養蚕試験（普通飼育、蚕種不完全貯蔵、藁座飼育、糯糊糠使用、蟻蚕の発生より二日目掃立、蟻蚕発生より三日目掃立、

厚飼育、薄飼育)」である。「養蚕研究生養成」、即ち養蚕法の研究は、1年1回に限られる。10回の研究は、10年を費やさなければならない。これを早めるには研究生養成の必要がある。依って、本年まで生徒を募集してきた所以である。「二、養蚕試験」、即ち諸般の養蚕試験は、「目下大必要の事柄」である。養蚕家がこれを行なうことは、経済上困難である。依って、本場が本年よりこれを始めたのである。数多の養蚕試験を一時に行なうことはできないので、目下必要な、次の10種を試験する。「1.普通飼育」、即ち蚕種を通常に貯蔵し、梗の初糠と器具は籠を用いて毛蚕の発生当日に掃立て普通の飼育法とする。以下、各種の結果を比較する標準となす。「2.普通飼育」。全て1.と同じくして標準となす。「3.蚕種不完全貯蔵」。蚕種貯蔵の適否は、養蚕豊凶の分かれるところである。現下福岡県一般の貯蔵法は、殆ど全く注意する所無きが如し。蚕種貯蔵試験の成績を示す必要がある。依って、不完全貯蔵の蚕種を標準の飼育法による結果を「1.普通飼育」の結果と比較する。「4.蚕種不完全貯蔵」。全て「3.蚕種不完全貯蔵」と同じくし、只幾分かその不完全を軽くし、「1.普通飼育」及び「3.蚕種不完全貯蔵」と結果比較する。「藁座飼育」。器具により蚕児の衛生及び経済上において大きな関係がある。依って、終始藁座を使用して飼育し、その結果を「1.普通飼育」の籠飼と比較する。「糯初糠用いる」。養蚕上梗の初糠を使用するのは通常のことである。糯の初糠使用は、一般には嫌っている。依って、終始糯の初糠を使用してその結果を「2.普通飼育」の標準、即ち梗初糠飼育と比較する。「7.蟻の発生より二日目掃立」。蟻蚕の発生日掃立は通常であるが、発生二日目等に掃立てる良否を試すために蟻蚕発生二日目に掃立て、飼育は普通標準と同じくし、その結果を「2.普通飼育」標準と比較する。「8.蟻発生より

三日目掃立」。飼育と目的は、「7.蟻の発生より二日目掃立」と同じくし、「2.普通飼育」と比較する。「9.厚飼育」。厚飼と薄飼は、蚕児の衛生及び経済上において大いに関係がある。然るに福岡県下区々である。依って、これを厚飼としてその飼育法は、全て「2.普通飼育」と同じにして結果を「2.普通飼育」と標準比較する。「10.薄飼育」。目的は、「9.厚飼育」と同様である。これは薄飼として、その結果を「2.普通飼育」の普通標準と比較する。

「雑録」の「(福岡県)勸業試験場の養蚕」において、本場本年の飼育蟻量4匁8分(生徒8名、各6分受持ち)、この内赤熟種2匁8分、青熟種1匁8分、白玉6分である。福岡県勸業試験場(生徒分)において、赤熟中心に青熟、白玉の3種に限定し、掃立を行っていた。収穫量は、赤熟8斗7升1合1夕、青熟6斗0升6合3夕、白玉1斗8升5合1夕、合計1石6斗6升3合である。蟻量1匁当たり収穫量は、平均3斗4升6合5夕であった。赤熟は同3斗1升1合1夕、青熟3斗3升6合8夕、白玉3斗0升8合5夕である。繭生産力は、青塾種が最も高く、次いで赤熟種、白玉種が続く。

「雑録」の「蚕蛹油粕肥料」は、農科大学農芸化学科の分析により、この肥料の水分、窒素、燐酸、ポタッス、脂油の各成蹟を示し、肥料として魚粕と同様の方法により使用でき、効能も殆ど同じである、と結論付けている。

同誌第7号(明治25年10月30日発行)「雑報」の「桑株引拔器」では、長野県諏訪郡四賀村茅野専助氏考案の桑株引拔鉞の略図と取扱説明を詳しく記述している。

同誌第16号(明治28年12月15日発行)「雑報」の「桑の萎縮病」において、萎縮病に罹る最も多くの桑種は「細江種」、次いで「鼠返し」である。「魯桑」、「市平」も稀に該病をみる。但し、九州蚕業組合の決議によって弾劾された

「細江種」も高木作りとして栽培するときは、萎縮病に罹ること殆ど無しという。その他桑樹の生長最も旺盛な時期に梢枝を伐採すると生理機能に障害を与え該病発生し、生長作用最も緩慢な時期には梢枝を伐採しても生理機能を害することがないために萎縮病に罹ることなく、彼岸前の伐梢は該病治療の効があるという。

次に、『福岡県史』（近代資料編 福岡農法）所収の「福岡農学校関係資料」より、爾 師応著『農学読本』と横井時敬著『農業小学』に掲載の養蚕に関する記述を摘要しておこう。

爾 師応著『農学読本』の「第九編養蚕」<sup>(10)</sup>において、「我が国の物産にて、米、麦に重くものは、其の利益の多きこと、蚕糸の右に出るなし。されは農家は耕耘の暇に、成るべく蚕を養ふへし。」と指摘し、農家経済上養蚕業の有益性を述べている。次いで、「蚕室の結構」は、南向きの高燥地に空気流通良く、旭日や夕陽が透らないことが宜しいという。優良蚕種の見分け方や、蚕種の貯蔵は甚だしい寒暖の変化がなく、常に空気の流通が良い処を選んで掛けておくこと。蚕種催青法、桑葉供給法、乾繭法、製種法の他に、家蚕以外に天蚕の飼育法・乾繭法・製種法等についても詳述している。

横井時敬著『農業小学』の「第四編特有作物下」<sup>(11)</sup>の内、「桑」において桑の蕃殖法（圧条、接木）、圧条法（傘採、盛採、丁字採）、桑の仕立法（根刈、中刈、立通。特に根刈法について詳述）、施肥法、肥料の種類（堆肥、土肥、水肥、油粕、焼酎粕、魚肥、酒粕、醬油粕、草肥、人糞尿、鶏糞等。就中、焼酎粕が最適）について詳論する。また、桑の種類は極めて多く、その中から地質に応じた良種の桑樹を選択すること。桑樹の施肥に関して、春時には有力な肥料として魚肥、鶏糞、人糞尿等を用い、秋冬の間には堆肥、厩肥、草肥等を施すことを述べている。

更に、「家蚕」において、初めに「養蚕ハ農家ノ余業トナスベキ者ナリ。」と主張する。無病毒の優良蚕種の選択、養蚕終了後の蚕具洗浄と蚕室と共に硫黄燃焼による燻蒸、蚕種貯蔵法（冷所保存、或いは寒中浸水）、飼育法（火力育、清涼育、折衷育）、「殊に農家ニアリテハ、桑葉多量ヲ要スト雖ドモ、火力育ニ従フヲ宜トス。上簇早クシテ麦、糞臺ノ収穫ニ毫モ妨ナケレバナリ。」として火力育を推奨している。飼育温度の調整、即ち蚕卵種の発生時に華氏検温器72度、5、6日経過後68度～70度、それ以降70度～75度最適、4眠起以降60度以下に低下なければ火力不使用、上簇時には温度高めて80度に上昇可。火力育の注意点は、空気の疎通にあり（蚕児に新鮮な空気の必要から）。大気の乾湿度加減が肝要なり。この測定に検温器の使用は極めて宜しい。検温器と検湿度器を用いて両器の差華氏5、6度を最適の湿度なり。その差が大きければ、乾燥に過ぎるため水や湯を器に盛り室内に置くこと。紙や木綿を水に浸して、これを適宜の所に掛けて置いても良い。湿潤に過ぎる時は、初糠を用いて蚕沙を除去し、温度を少し上げる可し。乾湿度差過不足無しが、「養蚕術ノ秘訣」であるという。湿葉や汚葉は、蚕虫に大きな害が生じる。蚕虫を揃えて遅速の無いことも肝要である。蚕虫不揃いは、大変手数を要するのみならず、大いに障害がある。故に給桑厚薄無く、刈葉精粗無く、桑止め、中か桑、桑付け、各時期を失することの無いように注意すること。その他起縮、細蚕、後蚕等の病蚕は、悉く放棄することが極めて肝要である。その理由は、伝染の憂いによるものである。蚕卵孵化においては、先後出生の蟻蚕を除去し、原紙1枚より蟻蚕4匁を掃立てるが宜しい。蟻蚕1匁は、凡そ1万頭内外に当たる。両日に孵化した蟻蚕を1度に掃立てることはよいとしても、3日及びそれ以上に及んではならない。蚕具とし

て藁座と籠の適否については人々説を異にするが、穉蚕には藁座が良く、3眠以降はよく乾燥する籠が良い。蔭の置き場所は、極めて静かな、空気の疎通宜しき処にて、風に直接触れない処を選ぶ可し。この点を怠ると烏爛蚕の患いを蒙ることが多い。風に触れることが蚕児の最も忌むところであり、不眠病はこれに起因する。

爾 師応（福岡農学校教員）の前記著書の中で、養蚕業を米、麦の穀作に次ぐ農家の作物として重要視していた。横井時敬（福岡農学校教頭、同校長、福岡勸業試験場長を歴任）は、農業生産の中で稲作主業、養蚕副業と位置付け、火力育の導入により蚕児飼育期間を短縮して養蚕業と二毛作の両立を説いている。養蚕業副業は、爾 師応も前書において同様に主張していた。横井は、火力育の注意点として空気の疎通を良くし、検温器と検湿器を用いて乾湿を最適に調整すると共に、桑樹仕立法として根刈法を推奨する。桑樹施肥法については、自給肥料及び購入肥料を用いて春期に有力肥料として魚肥、鶏糞、人糞尿、秋冬期には堆肥、厩肥、草肥等を各施すように述べている。その他肥料として酒粕、焼酎粕、醤油粕、油粕等を挙げている。また、地質により桑樹種類の適否があり、地質に応じた良種を選ぶことを強調していた。

「福岡農法」の稲作栽培における塩水選種法（籾種精選）は、麦、空豆、豌豆、菜種等の各種作物に適應されているが、養蚕業の分野において「福岡農法」は、如何なる先進性を実現していたのであろうか。従来の「福岡農法」研究においては、少なくとも福岡県を対象にした、この解明は、行われていないといえよう。既述の如く、福岡県は、各種養蚕業指標が全国平均を下回る中で、既に1900年前後より掃立蚕種1枚当たりの取繭量は全国平均を上回り、桑園反当たり取繭量は1920年以降全国平均を上回る事態が生じていた。この主因は、養蚕副業、小

規模養蚕経営の中で自給肥料や購入肥料の多肥投入と取葉量の増大による養蚕生産力の向上を実現していたことが考えられる。推測の域を出ないが、多肥以外には火力育の導入、根刈法（桑樹仕立法）の採用、掃立蚕種の種類限定、地質に応じた桑樹種類の栽植などが推定できる。次に、後年のことになるが、福岡県の多肥投入と取葉量増加について言及しておこう。

福岡県において、1931年に桑樹仕立法別桑園反別は、全桑園反別8,117.7町の内、根刈仕立が97.6%（7,925.4町）を占めていた<sup>(12)</sup>。また、収穫時期別桑園反別は、春夏秋兼用桑園が98.9%を占めており<sup>(13)</sup>、この春夏秋兼用桑園の内、根刈仕立の取葉量が454貫に上る<sup>(14)</sup>。この取葉量は、全国平均350貫を大きく上回り、大阪府（480貫）と兵庫県（468貫）に次ぐ、全国トップ水準にあった。この要因は、多肥投入によるものであろう。福岡県において、1931年4月～1932年3月に肥料使用価格は、自給肥料674,833円、購入肥料480,133円、合計1,154,966円である。この構成比は、自給肥料が過半の58.4%、購入肥料が41.6%であった<sup>(15)</sup>。肥料反当たり使用価格は「最多」33.11円、「最少」11.20円、「普通」27.98円である。「最多」、「最少」、「普通」共に福岡県は、全国平均を上回るほか、「普通」27.98円は、全国の中で最高であった。自給肥料を中心とした多肥投入は、取葉量において全国トップ水準に押し上げていたことが推定できよう。基礎的規定要因として、栄養分の豊富な桑葉を餌とする蚕を飼育することにより、更には飼育法の向上等が加わり取繭量の増大を齎すことになったものといえよう。

斯くして、福岡県養蚕業の特質は、「福岡農法」の普及を礎にした福岡県型の発展を辿ったことにあるといえよう。「福岡農法」の普及は、新たに福岡県各地に養蚕改良共同組織の結成へと結実し、福岡県養蚕業の発展を促進すること

になる。以下、この一例として明治末期から大正初期を中心に福岡県内各地に設立された蚕業（養蚕）組合を各郡町村別に設立年月、設立目的、組合員数等について明らかにしよう。

養蚕業の改良・発展を目的とした共同組織（申合組合）として蚕業会（蚕業組合、養蚕組合）が明治末期から大正期にかけて、特に明治末期～大正初期を中心に福岡県内各地に設立された<sup>(16)</sup>。

先ず、筑紫郡においては、1910（明治43）年12月に「蚕業ノ改良発達」を目的に大野村蚕業組合（組合員250名、事業分量127,337円）、水城村蚕業組合（組合員154名、事業分量79,849円）、御笠村蚕業組合（組合員188名、事業分量72,471円）、山家村蚕業組合（組合員110名、事業分量36,294円）、筑紫村蚕業組合（組合員256名、事業分量132,969円）、山口村蚕業組合（組合員220名、事業分量82,339円）、二日市蚕業組合（組合員120名、事業分量55,595円）、春日村蚕業組合（組合員166名、事業分量60,907円）、安德村蚕業組合（組合員144名、事業分量67,329円）、南畑村蚕業組合（組合員30名、事業分量7,673円）、岩戸村蚕業組合（組合員122名、事業分量50,084円）、三宅村蚕業組合（組合員64名、事業分量27,498円）、日佐村蚕業組合（組合員126名、事業分量38,941円）、那珂村蚕業組合（組合員121名、事業分量31,673円）、席田村蚕業組合（組合員89名、事業分量24,362円）、八幡村蚕業組合（組合員25名、事業分量8,813円）が設立する。16蚕業組合、組合員合計2,185名、事業分量合計904,134円に上る。

宗像郡では、1912（明治45）年2月～1920（大正9）年4月にかけて、「蚕業ノ改良発達」を目的に蚕業（養蚕）組合の設立をみる。各組合の事業分量については、不明である。田島村蚕業組合（明治45年2月設立、組合員170名、）、

神湊町蚕業組合（明治45年2月設立、組合員75名）、池野村蚕業組合（明治45年4月設立、組合員110名）、津屋崎町蚕業組合（大正2年3月設立、組合員192名）、岬村蚕業組合（大正3年4月設立、組合員195名）、上西郷蚕業組合（大正5年2月設立、組合員150名）、勝浦村蚕業組合（大正6年10月設立、組合員180名）、東郷蚕業組合（大正8年5月設立、組合員90名）、神興蚕業組合（大正8年5月設立、組合員145名）、吉武養蚕組合（大正8年5月設立、組合員40名）、赤間蚕業組合（大正8年6月設立、組合員90名）、南郷養蚕組合（大正8年10月設立、組合員94名）、河東養蚕組合（大正9年2月設立、組合員82名）、福岡町蚕業組合（大正9年4月設立、組合員44名）が設立する。宗像郡内に14蚕業（養蚕）組合、組合員合計1,657名を擁する。

三井郡においては、1913（大正2）年3月を中心に1917（大正6）年4月にかけて、「蚕業ノ改良発達」を目的に多くの蚕業会が設立する。各蚕業会の事業分量については、不明である。北野町蚕業会（大正2年3月設立、組合員35名）、善導寺村蚕業会（同、組合員96名）、本郷村蚕業会（同、組合員98名）、宮ノ陣村蚕業会（同、組合員115名）、節原村蚕業会（同、組合員13名）、合川村蚕業会（同、組合員29名）、国分村蚕業会（同、組合員32名）、上津荒木村蚕業会（同、組合員52名）、高良内村蚕業会（同、組合員25名）、御井町蚕業会（同、組合員11名）、山川村蚕業会（同、組合員23名）、弓削村蚕業会（同、組合員85名）、金島村蚕業会（同、組合員85名）、大堰村蚕業会（同、組合員103名）、立石村蚕業会（同、組合員177名）、三国村蚕業会（同、組合員148名）、小郡村蚕業会（同、組合員236名）、御原村蚕業会（同、組合員63名）、三井郡蚕業会（同、組合員20名）、大城村蚕業会（大正5年3月設立、組合員130名）、

大橋村蚕業会（大正6年4月設立、組合員75名）が設立する。三井郡では21蚕業会、組合員合計1,651名に及ぶ。

糟屋郡にあっては、1909（明治42）年4月～1921（大正10）年に「蚕業ノ改良発達及び蚕種統一、飼育其他蚕業改良」を目的に各地に蚕業会が設立される。事業分量については、一部蚕業会のみ判明する。席内村蚕業会（明治42年4月設立、組合員180名）、和白村蚕業会（明治42年44年設立、組合員120名）、小野蚕業会（大正元年10月1日設立、組合員121名）、青柳村蚕業会（大正4年3月設立、組合員155名、事業分量89,640円）、須恵蚕業会（大正4年4月設立、組合員130名）、仲原蚕業会（大正5年3月1日設立、組合員83名）、宇美蚕業会（大正5年4月4日設立、組合員270名）、席内村蚕業会（大正6年4月設立、組合員188名、事業分量90,000円）、立花蚕業会（大正10年設立、組合員150名）が設立する。糟屋郡においては、9蚕業会、組合員合計1,397名を擁する。

浮羽郡においては、1907（明治40）年3月から1918（大正7）年5月までの間に「養蚕ノ改良発達」を目的に養蚕組合（・蚕業聯合組合）が郡内各地に設立をみる。事業分量については、不明である。山春村養蚕組合（明治40年3月設立、組合員300名）、柴刈蚕業聯合組合（大正4年10月設立、組合員270名）、船越村養蚕組合（大正7年3月設立、組合員65名）、水縄村養蚕組合（大正7年3月設立、組合員113名）、竹野村養蚕組合（大正7年5月設立、組合員57名）が設立する。浮羽郡では5養蚕組合（・蚕業聯合組合）、組合員合計805名に及ぶ。

朝倉郡では、1916（大正5）年2月に上秋月村に「生産販売」を目的として養蚕組合（組合員154名、事業分量不明）が設立される。

鞍手郡においては、1924（大正13）年に「養蚕飼育」を目的に養蚕組合の設立をみる。福地

養蚕組合（大正13年4月設立、組合員22名）と宮田養蚕組合（大正13年6月設立、組合員33名）である。鞍手郡にあっては、2養蚕組合、組合員合計55名に止まる。

八女郡では、1917（大正6）年3月に「（蚕業ノ）改良進歩」を目的に水田村養蚕組合（組合員50名、事業分量5,160円）が設立される。

山門郡には、1919（大正8）年3月に「蚕業ノ発達」を目的に山川村養蚕組合（組合員41名、事業分量不明）の設立をみる。

以上の如く、明治末期から大正期にかけて、特に明治末期～大正初期を中心に福岡県内各地に設立された養蚕改良共同組織（申合組合）の蚕業会（蚕業組合、養蚕組合）は、9郡67町村以上に亘り、組合員は合計7,995名に上る。事業分量は、記載分のみで1,083,774円に達する。組合所在地は、筑前地方5郡（筑紫郡、宗像郡、糟屋郡、朝倉郡、鞍手郡）、筑後地方4郡（三井郡、浮羽郡、八女郡、山門郡）に限られ、豊前地方は確認できない。筑前地方の内、筑紫郡、宗像郡、糟屋郡3郡と筑後地方の内、三井郡を合わせて4郡で組合員は合計6,890名に達し、全体の86%に上る。上記養蚕改良共同組織（申合組合）が欠落無く、全て網羅しているとすれば、福岡県主要養蚕地方を中心に組合設立が図られていたことになる。

## (2) 1930年における福岡県都市別養蚕業の動向

### ① 養蚕戸数

1930（昭和5）年において、養蚕戸数（養蚕実戸数）は、福岡県19郡6市の内、第1位が1916（大正5）年同様、朝倉郡（6,735戸）に変わりなく、第2位築上郡（5,064戸）、第3位糟屋郡（3,274戸）、第4位筑紫郡（3,158戸）、第5位糸島郡（3,154戸）である。この上位5郡は、筑前地方4郡と豊前地方1郡の構成であった。1916年と比べると、糸島郡が中位諸郡から上

位諸郡に上昇し、八女郡と浮羽郡は上位諸郡から転落する。築上郡は、第9位から第2位へ飛躍する。筑後地方諸郡の後退と豊前地方の進出である。上位5郡の養蚕戸数は、合わせて21,385戸である。第1位の朝倉郡の養蚕戸数のみで福岡県全体の16.4%を占め、上位5郡で過半の51.9%を占めていた。福岡県の養蚕戸数は上位5郡に集中化傾向がみられるが、1916年と比べると、上位5郡の養蚕戸数は2.9倍の増加に対して、養蚕戸数比率では、58.9%から51.9%に逆に低下する。福岡県の養蚕総戸数は1930年(41,178戸)には、1916年(12,352戸)比3.3倍に急増するのである。養蚕戸数上位5郡は、福岡県内における地位の後退が僅かながら生じていた。養蚕戸数は、1916年に比べ、朝倉郡が2.8倍、糟屋郡2.8倍、筑紫郡2.6倍、糸島郡3.3倍増といった3倍前後の増加率に対して、築上郡は8.4倍に激増し、上位5郡の中で著しい増加率を示す。筑前地方4郡を上回る豊前地方の築上郡養蚕業(養蚕戸数)の躍進である。

養蚕戸数上位5郡に次ぐ諸郡に関しては、第6位浮羽郡(3,069戸)、第7位八女郡(2,848戸)、第8位宗像郡(2,816戸)、第9位三井郡(2,775戸)、第10位京都郡(2,408戸)と続く。豊前地方の京都郡が新たに中位諸郡の第10位に進出する。上記第6位～第10位の中位諸郡の養蚕戸数は、合わせて13,916戸(福岡県全体の33.8%)である。この中位5郡の養蚕戸数は、1916年比3.8倍の増加である。上位5郡以上の増加率であった。中位5郡の養蚕戸数比率は、1916年の29.7%から33.8%に増大する。上・中位10郡の養蚕戸数35,301戸は、福岡県全体の85.7%を占める。上位5郡を中心に上・中位10郡で福岡県養蚕戸数の大部分を占めているが、1916年当時(88.6%)と比べ、若干減少している。

養蚕戸数上・中位10郡以外の15郡市(田川郡、鞍手郡、嘉穂郡、遠賀郡、三池郡、山門郡、早良郡、福岡市、三潴郡、企救郡、久留米市、大牟田市、門司市、小倉市、若松市)合わせて5,877戸(福岡県全体の14.3%)に止まる。鉱工業地帯、炭鉱地帯、都市部においては、養蚕業の普及は、低い水準を維持していた。

筑前地方(朝倉郡、糟屋郡、筑紫郡、糸島郡、宗像郡合わせて19,137戸)を中心に、筑後地方(浮羽郡、八女郡、三井郡合わせて8,692戸)及び豊前地方(築上郡、京都郡合わせて7,472戸)各諸郡の養蚕戸数の伸展が際立つ。特に豊前地方に新たな展開が見られた。

## ② 農家戸数に占める養蚕戸数の比率

福岡県の農業戸数に占める養蚕戸数比率の郡別順位は、1930(昭和5)年に朝倉郡の64.1%を最高に、次いで第2位の宗像郡57.4%、第3位築上郡55.5%、第4位筑紫郡49.4%、第5位糟屋郡48.7%、第6位浮羽郡41.7%、第7位糸島郡40.9%、第8位三井郡30.9%、第9位京都郡30.1%、第10位八女郡18.7%である。この上位9郡までが福岡県平均(27.5%)を上回る。福岡県の農業戸数に占める養蚕戸数比率順位の第1位朝倉郡(64.1%)～第7位糸島郡(40.9%)までの諸郡は、全国平均(39.6%)を上回る。この全国平均を上回る福岡県諸郡は、筑前地方(朝倉郡、糟屋郡、筑紫郡、宗像郡、糸島郡)を中心に豊前地方(築上郡)と筑後地方(浮羽郡)である。農業戸数に占める養蚕戸数比率の福岡県平均は全国平均を下回るとはいえ、1916年当時と比べ、福岡県の農業戸数に占める養蚕戸数比率は、就中上位9郡において大幅に増進する。農家経済における養蚕業の地位が特に上記筑前地方諸郡を中心に大きく向上することになった証といえよう。

## ③ 桑園面積

福岡県の郡別桑園面積は、第1位朝倉郡

(1,822.1町)、第2位筑紫郡(959.2町)、第3位宗像郡(881.0町)、第4位築上郡(845.6町)、第5位糸島郡(773.1町)と続く。この上位5郡は、筑前地方4郡(朝倉郡、筑紫郡、宗像郡、糸島郡)と豊前地方1郡(築上郡)の構成である。養蚕戸数同様に、桑園面積においても筑前地方諸郡の優位は変わらない。特に朝倉郡の桑園面積は、第2位以下を大きく引き離している。1916年当時と比べ、桑園面積上位5郡から筑後地方(八女郡、三井郡)が後退し、代わって豊前地方(築上郡)が躍進する。上位5郡を合わせた桑園面積5,281町は、福岡県全桑園面積の過半の56.7%を占める。1916年当時と比べて、上位5郡の桑園面積は3.3倍増加するが、比率では1割近く減少する。養蚕戸数同様に第5位以下の桑園面積が増加したことに依ろう。但し、桑園面積上位5郡の比率は、養蚕戸数上位5郡の比率を上回る。桑園面積を1916年当時と比べると、朝倉郡4.3倍、筑紫郡2.9倍、宗像郡5.0倍、築上郡10.0倍、糸島郡5.6倍の増加である。筑前地方諸郡においては、略4倍前後の増加率に対して、豊前地方の築上郡では10倍の増加率であった。築上郡の桑園面積の増加率は、養蚕戸数の増加率(8.4倍)を上回る。

上位5郡以下の中位諸郡は、第6位糟屋郡(761.1町)、第7位八女郡(652.9町)、第8位三井郡(627.0町)、第9位浮羽郡(449.6町)、第10位京都郡(371.9町)である。第10位に養蚕戸数同様に、京都郡が登場する。第6位~第10位の合計桑園面積(2,862.5町)は、福岡県全体の30.7%を占める。1916年当時と比べて、中位諸郡の桑園面積は5.1倍(562.2町→2,862.5町)、構成比では7.7%(23.0%→30.7%)の増加である。

上位5郡と中位5郡の桑園面積を合わせると8,143.5町になり、福岡県全体の87.5%に達する。養蚕戸数同様に、桑園面積は、上記10郡で殆

ど大部分を占めていた。第6位~第10位の諸郡は、筑後地方の八女郡、三井郡、浮羽郡の3郡と筑前地方の糟屋郡、豊前地方の京都郡によって構成される。桑園面積の第6位~第10位は、筑後地方諸郡が中心であった。

#### ④ 収繭量

福岡県郡市別収繭量順位は、第1位朝倉郡(367,124貫)、第2位筑紫郡(193,465貫)、第3位築上郡(185,223貫)、第4位糟屋郡(136,912貫)、第5位宗像郡(133,635貫)である。養蚕戸数・桑園面積同様、収繭量上位5郡は、筑前地方4郡と豊前地方1郡によって占められる。この上位5郡の収繭量合計1,016,359貫は、福岡県全体の62.3%を占める。上位5郡の収繭量比率は、養蚕戸数、桑園面積何れの比率よりも高い。但し、1916年当時の収繭量上位5郡の比率よりも約10%低い。第6位~第10位の中位諸郡の収繭量増加が上位5郡の相対的地位の低下を齎したようである。上記上位5郡の収繭量の増加率は、1916年比6.5倍になる。これを各郡別にみると、朝倉郡7.1倍、筑紫郡6.1倍、築上郡18.7倍、糟屋郡5.9倍、宗像郡9.3倍の上昇であった。軒並み6倍前後以上、特に築上郡の増加率が著しい。筑前地方の中では、宗像郡の増加率が最も高い。全県的な規模での収繭量増産が進展していたことが予想される。

収繭量上位5郡以下の中位諸郡は、第6位三井郡(108,660貫)、第7位浮羽郡(103,431貫)、第8位八女郡(96,496貫)、第9位糸島郡(95,605貫)、第10位京都郡(59,791貫)である。中位5郡は、筑後地方3郡、筑前地方1郡、豊前地方1郡の構成であった。第6位~第10位の中位諸郡の収繭量合わせて463,983貫は、福岡県全収繭量の28.4%を占めるに止まる。上・中位10郡の収繭量は、合計1,480,342貫(福岡県全体の90.7%)であった。この比率は、前述の養蚕戸数と桑園面積を上回る圧倒の高さであっ



た。福岡県全収繭量は、1930年に福岡県史上最大の1,632,261貫に上り、1916年当時と比べて7.5倍の増加である。但し、上・中位10郡の収繭量比率は、5%弱減少する。

養蚕業三指標（養蚕戸数、桑園面積、収繭量）順位からみた上位5郡の序列は、朝倉郡（養蚕戸数、桑園面積・収繭量共に首位）が最上位にあり、次いで筑紫郡（桑園面積・収繭量第2位、養蚕戸数第4位）、築上郡（養蚕戸数第2位、収繭量第3位、桑園面積第4位）、糟屋郡（養蚕戸数第3位、収繭量第4位、桑園面積第6位）、宗像郡（桑園面積第3位、収繭量第5位、養蚕戸数第8位）の順である。

既述の如く、養蚕戸数、桑園面積、収繭量を指標に福岡県内諸郡を主要養蚕地方、準主要養蚕地方、発展途上養蚕地方に区分すると、主要養蚕地方として、朝倉郡、築上郡、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡6郡、準主要養蚕地方として、浮羽郡、八女郡、三井郡、京都郡4郡、発展途上養蚕地方として、その他諸郡に分かれる。筑前地方に準主要養蚕地方は無く、主要養蚕地方（朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡）と発展途上養蚕地方（遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、早良郡）が混在する。筑後地方においては、主要養蚕地方は無く、準主要養蚕地方（浮羽郡、八女郡、三井郡）と発展途上養蚕地方（山門郡、三池郡、三潞郡）が混成する。また、豊前地方には主要養蚕地方（築上郡）と準主要養蚕地方（京都郡）、発展途上養蚕地方（田川郡、企救郡）が混在する。1930年には、主要養蚕諸郡が主に筑前地方に、準主要養蚕諸郡が主に筑後地方に各集中するようになった。

### ⑤ 養蚕規模と養蚕生産力

#### 1) 養蚕農家一戸当たりの桑園面積

福岡県郡市別養蚕農家一戸当たりの桑園面積の郡市別順位は、第1位宗像郡（3.1反）、第2位筑紫郡（3.0反）、第3位朝倉郡（2.7反）、第

4位糸島郡・遠賀郡（2.5反）、第5位糟屋郡・八女郡・三井郡・田川郡・福岡市（2.3反）と続く。桑園面積上・中位諸郡の内、上記諸郡以外では築上郡（1.7反）、京都郡（1.5反）、浮羽郡（1.5反）であった。養蚕農家一戸当たりの桑園面積2.5反以上の第1位～第4位の諸郡（宗像郡、筑紫郡、朝倉郡、糸島郡、遠賀郡）は、福岡県平均（2.3反）を上回るが、この5郡は何れも全国平均（3.2反）を下回る。福岡県の中では養蚕農家の桑園経営面積が広い諸郡においても全国平均には及ばないのである。第5位の糟屋郡、八女郡、三井郡、田川郡、福岡市は、福岡県平均（2.3反）と同一である。1916年と比べて、筑前地方諸郡の宗像郡、筑紫郡、朝倉郡、糸島郡、遠賀郡ほか糟屋郡、鞍手郡、嘉穂郡及び筑後地方の浮羽郡、豊前地方の築上郡は、何れも養蚕農家一戸当たりの桑園面積が増加していた。この桑園経営面積増加諸郡は、特に筑前地方に多く見られる。早良郡（1.5反）は、増減無しである。上記以外の諸郡は、全て養蚕農家一戸当たりの桑園面積を減らしていた。1916年に養蚕農家一戸当たりの桑園面積が福岡県最大であった企救郡は、1930年には大幅に減少し、福岡県平均を下回る。福岡県全体では、養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、1916年の2.0反から1930年には2.3反に増加する。全国平均は、この間に2.6反から3.2反に増大する。全国平均は、福岡県以上の増加率であった。

#### 2) 養蚕農家一戸当たりの収繭量

福岡県の郡市別養蚕農家一戸当たりの収繭量は、筑紫郡の61貫262匁を最多として、第2位朝倉郡（54貫510匁）、第3位宗像郡（47貫456匁）、第4位糟屋郡（41貫818匁）と続く。上記筑前地方何れの諸郡も福岡県平均（39貫639匁）を上回る。筑紫郡と朝倉郡は、共に全国平均（48貫043匁）を上回る。その他諸郡は、第5位三井郡（39貫157匁）、第6位福岡市（37貫

080匁)、第7位築上郡(36貫576匁)、第8位久留米市(35貫813匁)、第9位八女郡(33貫882匁)、第10位浮羽郡(33貫702匁)の順である。上記第5位～第10位の諸郡市は、全て30貫台であり、筑後地方を中心に筑前地方と豊前地方の1部を含む。

養蚕農家一戸当たりの収繭量の首位の筑紫郡(61貫262匁)と第22位の企救郡(15貫050匁)の差は、46貫212匁になる。最下位の第25位の小倉市(6貫667匁)との差は、54貫595匁に拡大する。筑前地方においては、筑紫郡と早良郡(22貫190匁)の間に39貫072匁の開きがあり、筑後地方では、三井郡と三潞郡(24貫103匁)の間に15貫054匁の格差があった。豊前地方にあつては、築上郡と田川郡(21貫456匁)の間に15貫120匁の開きがあった。各地方内諸郡の間に養蚕規模格差が生じていた。

福岡県の養蚕農家一戸当たりの収繭量からみた地方別最多諸郡を挙げると、筑前地方最多の筑紫郡61貫262匁、筑後地方最多の三井郡39貫157匁、豊前地方最多の築上郡36貫576匁であった。福岡県内各養蚕地方の代表的養蚕規模が如実に表れているといえよう。福岡県の養蚕農家一戸当たりの収繭量は、1916年の17貫650匁から1930年の39貫639匁へ2.2倍増加する。全国平均は、この間に32貫325匁から48貫043匁へ約1.5倍になる。福岡県の増加率は全国平均のそれを上回るが、両者の格差は、依然として解消をみていない。

### 3) 桑園反当たり収繭量

福岡県の桑園反当たり収繭量の郡市別順位は、第1位久留米市(24貫913匁)、第2位山門郡(24貫396匁)、第3位浮羽郡(23貫005匁)、第4位築上郡(21貫904匁)、第5位筑紫郡(20貫169匁)、第6位朝倉郡(20貫148匁)、第7位三潞郡(20貫086匁)、第8位大牟田市(19貫172匁)、第9位糟屋郡(17貫989匁)と続く。上

位9郡は、筑後地方5郡市(久留米市、山門郡、浮羽郡、三潞郡、大牟田市)、筑前地方3郡(筑紫郡、朝倉郡、糟屋郡)、豊前地方1郡(築上郡)の構成である。筑後地方の養蚕生産力が一際優勢であった。筑前地方においては、筑紫郡と朝倉郡が養蚕生産力の上で他郡を引き離していた。豊前地方の中では、築上郡の養蚕生産力の高さが際立つ。この上位9郡までが福岡県平均(17貫532匁)を上回る。既述の如く、この福岡県平均は、全国平均(14貫907匁)を上回る。福岡県平均と全国平均の格差は、1920年以来拡大している。福岡県の桑園反当たり収繭量は、1916年の8貫931匁から1930年には17貫532匁に8貫601匁の増加である。桑園反当たり収繭量の全国平均は、この間に2貫644匁(12貫263匁→14貫907匁)の増加に過ぎなかった。福岡県は、1916年～1930年に全国平均の3倍以上の増加を達成していたのである。

桑園反当たり収繭量が全国平均を上回る福岡県諸郡市は、上記諸郡市以外に第10位三井郡(17貫330匁)、第11位京都郡(16貫077匁)、第12位福岡市(16貫010匁)、第13位若松市(15貫667匁)、第14位宗像郡(15貫169匁)、第15位三池郡(14貫934匁)に上る。福岡県25郡市の内、60%にあたる15郡市が全国平均を上回っていたのである。上記諸郡及び上記諸郡以外の諸郡を含め、1916年に比べて福岡県全ての諸郡(統計数値の不明な市部を除き)が桑園反当たり収繭量を増加させている。福岡県の養蚕生産力(桑園反当たり収繭量)の向上・発展がこの時期に飛躍的に進んでいたのである。この要因は、多肥料投入と養蚕規模の拡大が一段と進展していたことに拠っていよう。

### 4) 掃立蚕種一枚当たりの収繭量

1930(昭和5)年において、福岡県の郡市別掃立蚕種1枚(28蛾付)当たりの収繭量(年間)の順位は、第1位築上郡7貫464匁、第2位山門

郡7貫381匁、第3位筑紫郡7貫313匁、第4位糟屋郡7貫137匁、第5位京都郡6貫931匁、第6位企救郡6貫888匁、第7位三池郡6貫886匁、第8位朝倉郡6貫857匁、第9位遠賀郡6貫693匁、第10位八女郡6貫607匁、第11位宗像郡6貫479匁、第12位嘉穂郡6貫418匁、第13位久留米市6貫308匁、第14位浮羽郡6貫245匁、第15位門司市6貫212匁、第16位糸島郡6貫126匁、第17位田川郡6貫124匁、第18位鞍手郡5貫965匁、第19位若松市5貫875匁、第20位三潞郡5貫789匁、第21位早良郡5貫687匁、第22位三井郡5貫664匁、第23位大牟田市5貫616匁、第24位福岡市5貫581匁、第25位小倉市5貫000匁である。掃立蚕種一枚当たりの取繭量の福岡県平均(6貫712匁)は、全国平均(5貫746匁)を上回る。

福岡県平均(6貫712匁)を上回る県内諸郡は、第1位築上郡～第8位朝倉郡まで8郡であった。豊前地方3郡(築上郡、京都郡、企救郡)、筑前地方3郡(筑紫郡、糟屋郡、朝倉郡)、筑後地方2郡(山門郡、三池郡)の構成である。

全国平均(5貫746匁)を上回る諸郡は、第1位築上郡から第20位三潞郡まで福岡県25郡市中20郡市に上る。福岡県養蚕業生産力の高さは福岡県内諸郡市に広く及ぶものであり、福岡県において多肥料投入を背景に優良蚕種の掃立と高度な養蚕技術が養蚕農民の間に定着していたことを物語るものであろう。

### (3) 1938年における福岡県都市別養蚕業の動向

#### ① 養蚕戸数

1938(昭和13)年において、福岡県の養蚕戸数順位は、第1位朝倉郡(4,778戸)、第2位築上郡(4,016戸)、第3位浮羽郡(2,163戸)、第4位三井郡(1,870戸)、第5位宗像郡(1,711戸)である。この上位5郡合わせた養蚕戸数は、14,538戸であった。上位5郡は、筑前地方2郡

(朝倉郡、宗像郡)、筑後地方2郡(浮羽郡、三井郡)、豊前地方1郡(築上郡)によって構成される。1930年当時と比べると、筑後地方の浮羽・三井両郡の上位進出と筑前地方の筑紫・糟屋両郡及び糸島郡の後退を特徴とする。福岡県養蚕総戸数は、1930年の41,178戸から1938年には23,512戸に17,666戸(42.9%)減少する。上位5郡で福岡県養蚕総戸数の61.8%を占める。上位5郡の養蚕戸数は同期間に32%の減少に止まり、このため集中度が1930年の51.9%から10%増加することになった。養蚕戸数上位5郡の地位が高まると共に第1位の朝倉郡と第2位の築上郡を合わせた養蚕戸数が上位5郡の60.5%を占めており、朝倉・築上両郡の集中化が一層高まることになった。

1930年と比べて、養蚕戸数は、朝倉郡が1,957戸(比率にして29.1%)減少、築上郡が1,048戸(同20.7%)減少、浮羽郡が906戸(同29.5%)減少、三井郡が905戸(同32.6%)減少、宗像郡が1,105戸(同39.3%)減少をみる。上記5郡の減少率は、何れも福岡県平均減少率を下回る。糟屋郡と筑紫郡は、逆に福岡県平均減少率を大きく上回ったために上位5郡から転落することになったのである。この点後述。

養蚕戸数上位5郡以下の中位諸郡は、第6位八女郡(1,502戸)、第7位筑紫郡(1,430戸)、第8位糟屋郡(1,297戸)、第9位糸島郡(1,143戸)、第10位京都郡(1,062戸)である。筑前地方3郡(筑紫郡、糟屋郡、糸島郡)と筑後地方1郡(八女郡)及び豊前地方1郡(京都郡)の構成である。養蚕戸数中位諸郡は、筑後地方諸郡を中心とした1930年から1938年には筑前地方諸郡を中心とする構成への変化が生じていた。

この中位5郡の養蚕戸数は、合わせて6,434戸(福岡県全体の27.4%)である。中位諸郡の養蚕戸数は、1930年より7,482戸(比率にして

53.8%)減少する。福岡県全体の減少率及び上位5郡の減少率を大きく上回る。八女郡の47.3%減少、筑紫郡の54.8%減少、糟屋郡の60.4%減少、糸島郡の63.8%減少、京都郡の55.9%減少である。特に筑前地方諸郡の減少率が大きい。この中位5郡の中で、八女郡の減少率は、比較的少ない。

上・中位10郡の養蚕戸数20,972戸は、福岡県全体の89.2%を占める。この比率は、1930年の85.7%を上回る。養蚕戸数中位第6位～第10位の比重が低下し、上位第1位～第5位の比重が増大する。上位5郡を中心に上・中位10郡で福岡県養蚕戸数の殆ど大部分を占めている。

### ② 農家戸数に占める養蚕戸数の比率

福岡県の農家戸数に占める養蚕戸数の比率順位は、1938年に第1位朝倉郡・築上郡(各48.2%)、第2位宗像郡(39.9%)、第3位浮羽郡(31.5%)、第4位筑紫郡(28.5%)、第5位三井郡(22.4%)、第6位糟屋郡(21.6%)、第7位糸島郡(15.3%)、第8位京都郡(14.3%)、第9位八女郡(11.0%)と続く。上記第1位～第9位までの10郡は、筑前地方5郡を中心に筑後地方3郡、豊前地方2郡の構成である。この10郡の内、第1位の朝倉郡と築上郡両郡の農家戸数に占める養蚕戸数の比率は、他の諸郡を抜き出ている。上記10郡の内、第1位～第6位までの7郡の農家戸数に占める養蚕戸数の比率は、福岡県平均(16.8%)を上回る。第1位～第3位の4郡(朝倉郡、築上郡、宗像郡、浮羽郡)は、全国平均(30.7%)を上回る。1930年において、農家戸数に占める養蚕戸数の比率は、福岡県上位10郡の内、9郡が福岡県平均(27.5%)を上回り、上位7郡は全国平均(39.6%)を上回っていたのである。1938年に至り、農家戸数に占める養蚕戸数の比率は、福岡県平均(16.8%)を上回る諸郡が9郡から7郡に減少し、全国平均(30.7%)を上回る諸郡が7郡から4

郡に減少する。1930年と比べて、1938年には福岡県養蚕戸数上・中位10郡全てが農家戸数に占める養蚕戸数の比率を低下させているが、養蚕業に依存する農家は地域差を伴いながら、全県的に存在していたのである。

### ③ 桑園面積

福岡県の郡別桑園面積順位は、第1位朝倉郡(1,447.5町)、第2位築上郡(669.6町)、第3位宗像郡(528.5町)、第4位八女郡(469.9町)、第5位三井郡(463.9町)と続く。上位5郡は、筑前地方2郡(朝倉郡、宗像郡)、筑後地方2郡(八女郡、三井郡)、豊前地方1郡(築上郡)の構成である。1930年には桑園面積上位5郡の内、4郡を筑前地方諸郡が占めて優位にあったが、1938年に至り筑前地方諸郡は半減し、筑後地方諸郡が筑前地方諸郡に代わって進出し、筑後・豊前両地方が上位5郡の中心的地位を占めるようになる。桑園面積第1位の朝倉郡は、1930年当時以上に第2位以下との桑園面積格差が広がることになった。上位5郡の桑園面積合計(3,579.4町)は、福岡県全体の62.7%を占める。この比率は、1930年を上回る。福岡県養蚕面積は、1930年の9,310.2町から1938年には5,710.6町に減少する。約3,600町(減少率38.7%)もの桑園面積がこの8年間に失われていたことになる。その中で、上位5郡の集中度が高まることになったのである。1930年～1938年に、上位5郡の養蚕面積減少率は、朝倉郡20.6%、築上郡20.8%、三井郡26.0%、八女郡28.0%、宗像郡40.0%であった。宗像郡を除く上記4郡は、どれも養蚕面積減少率が20%台と低いことが特徴的であった。

桑園面積上位5郡以下の中位諸郡は、第6位筑紫郡(398.7町)、第7位糟屋郡(374.7町)、第8位浮羽郡(326.2町)、第9位糸島郡(244.8町)、第10位京都郡(224.2町)である。桑園面積中位5郡は、筑前地方3郡(筑紫郡、糟屋

郡、糸島郡)、筑後地方1郡(浮羽郡)、豊前地方1郡(京都郡)の構成である。中位5郡は、筑前地方が中心であった。中位5郡の合計桑園面積(1,568.6町)は、福岡県全体の27.5%を占めるに止まる。この比率は、1930年を下回る。1930年～1938年に、中位5郡の養蚕面積減少率は、糸島郡68.3%、筑紫郡58.4%、糟屋郡50.7%、京都郡39.7%、浮羽郡27.4%であった。上位5郡の中で、一際筑前地方3郡の養蚕面積減少率が高かった。筑後地方の浮羽郡は、三井・八女両郡同様に養蚕面積減少率が低い。筑後地方3郡の養蚕面積の減少は、軽微であった。上・中位10郡の合計桑園面積(5,148町)は、福岡県全体の90.1%を占める。養蚕戸数同様に、福岡県の桑園面積は、上・中位10郡で殆ど大部分を占めていた。第10位以下の下位諸郡は、桑園面積を合わせても562.6町(福岡県全体の9.9%)に過ぎない。

福岡県において、筑前地方の主要養蚕諸郡(朝倉郡を除く)の養蚕面積は大幅に減少し、筑後地方の主要養蚕地方諸郡の桑園面積の減少は、軽少であった。豊前地方では、築上郡の養蚕面積の減少は軽微であったが、京都郡の養蚕面積は大幅に減少する。昭和恐慌後の福岡県の桑園面積の動向は、就中筑前地方と筑後地方の如く、対照的な対応に分かれていたことが特徴的であった。

#### ④ 収繭量

福岡県郡別収繭量順位は、第1位朝倉郡(271,001貫)、第2位築上郡(128,685貫)、第3位三井郡(82,526貫)、第4位浮羽郡(79,709貫)、第5位宗像郡(69,333貫)と続く。この上位5郡は、筑前地方2郡(朝倉郡、宗像郡)、筑後地方2郡(三井郡、浮羽郡)、豊前地方1郡(築上郡)の構成である。収繭量上位5郡の合計収繭量(631,254貫)は、福岡県全体(912,684貫)の69.2%を占める。この比率は、1930年よりも

高い。上位5郡の収繭量比率は、養蚕戸数・桑園面積各比率よりも高い。上位5郡の内、収繭量減少率(1930年比)は、第1位～第4位(朝倉郡、築上郡、三井郡、浮羽郡)が23～31%、第5位(宗像郡)が48%であった。上位5郡の中で宗像郡を除くと、収繭量減少率は低い。筑後地方の三井郡と浮羽郡の上位5郡進出は、この収繭量減少率の低さに依る。福岡県の収繭総量は、1930～1938年に719,577貫減少する。この減少率は、44.1%であった。養蚕戸数、桑園面積を上回る減少率である。

収繭量上位5郡以下の中位諸郡は、第6位筑紫郡(66,731貫)、第7位八女郡(53,623貫)、第8位糟屋郡(42,266貫)、第9位糸島郡(31,713貫)、第10位京都郡(24,923貫)である。中位5郡は、筑前地方3郡(筑紫郡、糟屋郡、糸島郡)、筑後地方1郡(八女郡)、豊前地方1郡(京都郡)の構成である。中位5郡の収繭量合計(219,256貫)は、福岡県全体の24.0%を占める。中位5郡の内、収繭量減少率(1930年比)は、第6位(筑紫郡)、第8位(粕屋郡)、第9位(糸島郡)が各60%台と高く、第7位(八女郡)と第10位(京都郡)が40%台と50%台で上記3郡よりも低い。筑前地方(朝倉郡を除く)の筑紫・糟屋・糸島3郡が上位5郡から中位5郡への転落は、この収繭量減少率の高さ故である。中位5郡の収繭減少量(363,013貫)は、上位5郡の収繭減少量(266,819貫)の1.36倍である。

上・中位10郡の収繭量合計850,510貫は、福岡県全体の93.2%を占める。福岡県の収繭量は、上・中位10郡で殆ど大部分を占めていた。昭和恐慌後の福岡県収繭量動向は、基本的に養蚕戸数と桑園面積同様に、朝倉郡と築上郡及び三井郡、浮羽郡が減少率低く、筑紫・糟屋・糸島3郡と京都郡が減少率高い。八女郡は、桑園面積の減少率が低く、養蚕戸数と収繭量の減少率

が高い傾向にあった。

既述の如く、養蚕面積、桑園面積、収繭量を指標に福岡県内諸郡を主要養蚕地方と準主要養蚕地方、発展途上養蚕地方に区分すると、1938年には主要養蚕地方として、朝倉郡、築上郡、三井郡、宗像郡、浮羽郡の5郡、準主要養蚕地方として、八女郡、筑紫郡、糟屋郡、糸島郡、京都郡5郡、発展途上養蚕地方として、その他諸郡に分かれる。筑前地方の中に、主要養蚕地方（朝倉郡、宗像郡）と準主要養蚕地方（筑紫郡、糟屋郡、糸島郡）、発展途上養蚕地方（遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、早良郡）が混在し、筑後地方にあっては、主要養蚕地方（三井郡、浮羽郡）と準主要養蚕地方（八女郡）、発展途上養蚕地方（三潁郡、山門郡、三池郡）が混成する。また、豊前地方には主要養蚕地方（築上郡）と準主要養蚕地方（京都郡）、発展途上養蚕地方（企救郡、田川郡）が混在している。1938年には、主要養蚕地方には筑前・筑後・豊前各地方諸郡が存在し、準主要養蚕地方には筑前地方を中心に筑後・豊前各地方諸郡を含有していた。

### ⑤ 養蚕規模と養蚕生産力

#### 1) 養蚕農家一戸当たりの桑園面積

福岡県の郡別養蚕農家一戸当たりの桑園面積順位は、桑園面積上・中位10郡に限定すると、第1位八女郡・宗像郡（3.1反）、第2位朝倉郡（3.0反）、第3位糟屋郡（2.9反）、第4位筑紫郡（2.8反）、第5位三井郡（2.5反）、第6位糸島郡・京都郡（2.1反）、第7位築上郡（1.7反）、第8位浮羽郡（1.5反）の順になる。養蚕農家一戸当たりの桑園面積が福岡県平均（2.4反）を上回る諸郡は、第1位～第5位までの6郡（八女郡、宗像郡、朝倉郡、糟屋郡、筑紫郡、三井郡）であった。上記1938年の6郡は、1930年の5郡を（桑園面積下位諸郡に属す遠賀郡を含む）を上回る。福岡県平均を上回る上記6郡全

てが全国平均（3.2反）を下回る。福岡県の養蚕規模（養蚕農家一戸当たりの桑園面積）は小さく、福岡県内に全国平均を上回る諸郡は、企救郡のみで、上記10郡の中では、1郡も無かったのである。企救郡の桑園経営面積は県内随一であるが、桑園面積（13.1町）と養蚕戸数（37戸）は、県内最下位諸郡市群に属する。後述の如く、企救郡は、片倉製糸の特約地盤である。養蚕農家一戸当たりの桑園面積順位第1位～第8位までの10郡の内、最大の第1位八女郡・宗像郡（3.1反）と最小の第8位浮羽郡（1.5反）の差は、1.6反の開きがあった。

1930年～1938年において、上記10郡の内、養蚕農家一戸当たりの桑園面積を拡大した諸郡は、八女郡0.8反（2.3反→3.1反）を最大に、次いで糟屋郡0.6反（2.3反→2.9反）と京都郡同（1.5反→2.1反）、朝倉郡0.3反（2.7反→3.0反）、三井郡0.2反（2.3反→2.5反）の5郡であった。逆に減少した諸郡は、糸島郡－0.4反（2.5反→2.1反）と筑紫郡－0.2反（3.0反→2.8反）の2郡である。残り3郡（築上郡、浮羽郡、宗像郡）は、増減無しである。養蚕農家一戸当たりの桑園面積は増大傾向にはあるものの、各郡により対応は様々である。桑園経営面積の拡大にも限界があった。後述の如く、浮羽郡、三井郡、八女郡は、何れも養蚕農家一戸当たりの収繭量と桑園反当たりの収繭量を増加させている。この筑後地方3郡は、経営規模拡大乃至肥料の増投による収繭量拡大を図ったことなどが要因であろう。筑後地方諸郡の特質といえよう。築上郡、宗像郡、糟屋郡、京都郡は桑園経営規模の維持乃至拡大によっても、養蚕農家一戸当たりの収繭量と桑園反当たり収繭量は減少していた。肥料を手控えた結果が一因であろう。それは筑前地方と豊前地方諸郡の特徴といえよう。筑後地方諸郡とは対照的である。朝倉郡は、養蚕農家一戸当たりの収繭量の増加と桑園反当た

り収繭量の減少が生じていた。朝倉郡においても、桑園経営規模を拡大する一方で、肥料の手控えが進んでいたのであろう。糸島郡は、養蚕農家一戸当たりの収繭量の減少に対して、桑園反当たり収繭量が若干増加する。桑園経営規模の縮小の一方で、肥料の増投を図っていたのであろう。筑紫郡は、養蚕農家一戸当たりの収繭量と桑園反当たり収繭量共に大幅に減少している。筑紫郡の場合は、特に桑園経営規模の縮小と生産力の減少が同時に進行していた事例といえよう。昭和恐慌後の福岡県養蚕業の縮小が続く中で、各地方諸郡の対応は、地域性を反映して様々であった。

## 2) 養蚕農家一戸当たりの収繭量

福岡県の郡別養蚕農家一戸当たりの収繭量順位は、収繭量上・中位10郡に限定すると、第1位朝倉郡(56貫719匁)、第2位筑紫郡(46貫665匁)、第3位三井郡(44貫132匁)、第4位宗像郡(40貫522匁)、第5位浮羽郡(36貫851匁)が続く。第1位～第4位までの養蚕農家一戸当たりの収繭量は、福岡県平均(38貫818匁)を上回る。第1位～第2位の養蚕農家一戸当たりの収繭量は、全国平均(44貫348匁)を上回る。上記全国平均を上回る福岡県諸郡は、極めて限られていたことになる。第1位～第5位の上位5郡は、筑前地方3郡(朝倉郡、筑紫郡、宗像郡)と筑後地方2郡(三井郡、浮羽郡)から構成される。1930年と比べると、養蚕農家一戸当たりの収繭量上位5郡への筑後地方諸郡の生産力向上を伴った、存在感のある進出が特徴的である。この期間に三井郡は、39貫157匁から44貫132匁に増加し、浮羽郡は33貫702匁から36貫851匁に増大する。これに反し、筑紫郡(61貫262匁→46貫65匁)・宗像郡(47貫456匁→40貫522匁)両郡の生産規模低下、特に糟屋郡の上位5郡からの脱落に象徴される筑前地方諸郡の後退局面を窺い知ることができよ

う。但し、筑前地方諸郡の中でも朝倉郡は、生産規模(養蚕農家一戸当たりの収繭量)をこの期間に上昇(54貫510匁→56貫719匁)させている。養蚕農家一戸当たりの収繭量は、1930年の首位が筑紫郡の61貫262匁から1938年には朝倉郡の56貫719匁に低下していた。

養蚕農家一戸当たりの収繭量上位5郡以下の中位諸郡は、第6位八女郡(35貫701匁)、第7位糟屋郡(32貫588匁)、第8位築上郡(32貫043匁)、第9位糸島郡(27貫745匁)、第10位京都郡(23貫468匁)である。中位5郡の養蚕農家一戸当たりの収繭量は、20貫台～30貫台であった。中位諸郡は、筑後地方1郡(八女郡)と筑前地方2郡(粕屋郡、糸島郡)、豊前地方2郡(築上郡、京都郡)から構成される。上・中位10郡でみると、筑前地方5郡、筑後地方3郡、豊前地方2郡の構成である。郡数の上では筑前地方の存在感を示す構成であるといえようが、前述の如く筑前地方の内、朝倉郡を除けば1930年に比べて生産規模の低下は否めない。豊前地方2郡(築上郡36貫576匁→32貫043匁、京都郡24貫830匁→23貫468匁)においても同様である。築上郡は、養蚕戸数、養蚕面積、収繭量において朝倉郡に次ぐ第2位の地位を確立していたが、生産規模は高いとはいえない。朝倉郡とは対照的である。主要養蚕地方諸郡の中で、朝倉郡と筑後地方諸郡(三井郡、浮羽郡)のみ、生産規模の上昇を実現していたのである。

## 3) 桑園反当たり収繭量

福岡県の郡別桑園反当たり収繭量順位は、収繭量上・中位諸郡に限定すると、第1位浮羽郡(24貫436匁)、第2位築上郡(19貫218匁)、第3位朝倉郡(18貫722匁)、第4位三井郡(17貫790匁)、第5位筑紫郡(16貫737匁)と続く。桑園反当たり収繭量第1位～第5位の諸郡は、福岡県平均(15貫982匁)を上回ると共に、全国平均(13貫695匁)を大きく上回っている。

この上位5郡は、筑後地方2郡（浮羽郡、三井郡）と筑前地方2郡（朝倉郡、筑紫郡）及び豊前地方1郡（築上郡）の構成である。上位5郡の桑園反当たり収繭量を1930年と比べてみると浮羽郡（23貫005匁→24貫436匁）と三井郡（17貫330匁→17貫790匁）は増加し、築上郡（21貫904匁→19貫218匁）、朝倉郡（20貫148匁→18貫722匁）、筑紫郡（20貫169匁→16貫737匁）は、何れも減少している。上位5郡の内、筑後地方2郡のみが生産力（桑園反当たり収繭量）上昇を実現していた。昭和恐慌後においても浮羽郡と三井郡は、養蚕規模の拡大と共に積極的な肥料の増投を行っていたのであろう。筑前地方2郡（朝倉郡、筑紫郡）と豊前地方1郡（築上郡）共に、生産力の低下が生じていた。筑後地方諸郡と他の地方諸郡との対照的な形をとって現れている。上位5郡の中でも、第1位の浮羽郡と第5位の筑紫郡の間には桑園反当たり収繭量は、7貫699匁の格差が生じていた。

収繭量上・中位諸郡の中で、桑園反当たり収繭量上位5郡以下の中位諸郡は、第6位宗像郡（13貫119匁）、第7位糸島郡（12貫955匁）、第8位八女郡（11貫412匁）、第9位糟屋郡（11貫280匁）、第10位京都郡（11貫116匁）である。筑前地方3郡（宗像郡、糸島郡、糟屋郡）と筑後地方1郡（八女郡）、豊前地方1郡（京都郡）の構成である。中位5郡は、筑前地方諸郡が多数を占めていた。

中位5郡の桑園反当たり収繭量は、10貫台前半に止まる。上位5郡同様に、中位5郡の桑園反当たり収繭量を1930年と比べてみると、宗像郡（15貫169匁→13貫119匁）、糸島郡（12貫366匁→12貫955匁）、八女郡（14貫780匁→11貫412匁）、糟屋郡（17貫989匁→11貫280匁）、京都郡（16貫077匁→11貫116匁）であった。この内、糸島郡のみが若干生産力の向上をみているが、その他4郡は全て生産力（桑

園反当たり収繭量）が低下していた。

収繭量下位諸郡の中では、筑後地方3郡市（久留米市、三潁郡、山門郡）と豊前地方1市（門司市）及び筑前地方1市（飯塚市）が桑園反当たり収繭量上・中位諸郡市に登場する。筑後地方諸郡市と久留米市を始めとする市部の躍進が特徴的である。

#### 4) 掃立蚕種一枚当たりの収繭量

1938（昭和13）年において、福岡県の郡市別掃立蚕種一枚（＝10グラム換算）当たりの収繭量（年間）順位は、第1位門司市11貫628匁、第2位企救郡9貫522匁、第3位筑紫郡8貫338匁、第4位嘉穂郡8貫069匁、第5位八女郡7貫891匁、第6位京都郡7貫781匁、第7位若松市7貫778匁、第8位小倉市7貫436匁、第9位遠賀郡7貫318匁、第10位三潁郡7貫219匁、第11位浮羽郡7貫148匁、第12位糟屋郡7貫113匁、第13位宗像郡6貫916匁、第14位三井郡6貫688匁、第15位朝倉郡6貫666匁、第16位鞍手郡6貫659匁、第17位福岡市6貫630匁、第18位糸島郡6貫535匁、第19位早良郡6貫478匁、第20位八幡市6貫385匁、第21位直方市6貫222匁、第22位飯塚市6貫140匁、第23位久留米市6貫056匁、第24位三池郡5貫932匁、第25位築上郡5貫931匁、第26位山門郡5貫909匁、第27位田川郡5貫786匁、第28位大牟田市5貫439匁である。掃立蚕種一枚当たりの収繭量の福岡県平均（6貫797匁）は、1930年同様に全国平均（5貫875匁）を上回る。

福岡県平均（6貫797匁）を上回る県内諸郡は、第1位門司市～第13位宗像郡まで13郡市であった。1930年に比べて、5郡市の増加である。市部の台頭が目立つ。筑前地方6郡市（筑紫郡、嘉穂郡、若松市、遠賀郡、糟屋郡、宗像郡）、豊前地方4郡市（門司市、企救郡、京都郡、小倉市）、筑後地方3郡（八女郡、三潁郡、浮羽郡）の構成であった。



全国平均（5貫875匁）を上回る諸郡は、第1位門司市～第26位山門郡まで福岡県28郡市中26郡市に上る。1930年比べて、6郡市増加する。全国平均を下回る諸郡市は、田川郡と大牟田市の2郡市のみである。但し、両郡市共に全国平均を大きく下回るわけではない。養蚕業生産力の高さは、広く福岡県諸郡市に亘り、養蚕業の衰退を緩和する役割を果たしていたともいえる。

## 2、福岡県内外製糸資本の製糸工場設立

1917（大正6）年度において、福岡県内の製糸工場（10人繰・釜以上の器械製糸工場、以下同）は、少数であった。1914（大正3）年4月設立の山十組二日市製糸所（筑紫郡二日市町、780釜、繭使用高17,513石）、1918（大正7）年2月設立の（株）杷木製糸場（朝倉郡杷木村、100釜、繭使用高548石）、1886（明治19）年6月設立の財団法人柳河授産所（山門郡城内村、50釜、繭使用高716石）である<sup>(17)</sup>。福岡県最大の製糸工場は、県外製糸資本の山十組二日市製糸所であった。上記3製糸工場の繭使用高は、合計18,777石に上る。この繭使用高は、1917年福岡県収繭量総量302,530貫の62.1%を占めていた。福岡県の産繭購入者は、県内製糸家のみならず、県外製糸家も存在していたこと、また県内製糸家も県外にて産繭購入を行っていたことなどは言うまでもない。この点後述。

翌年以降、製糸工場が次々と設立される。筑紫郡に土屋製糸場（1919年5月設立、80釜）、朝倉郡に杷木紡績株式会社（1918年11月設立、350釜）、朝倉郡製糸株式会社（1920年4月設立、150釜）、朝倉中央製糸株式会社（1920年6月設立、85釜）、浮羽郡に筑豊製糸株式会社大石工場（1921年2月設立、216釜）、久喜宮製糸

株式会社（1921年7月設立、45釜）、築上郡に築上製糸株式会社を買収した郡製糸株式会社宇島工場（1922年2月設立、128釜）の開業をみる。

1921（大正10）年度において、筑紫郡に2製糸工場（合計860釜、繭使用高227,000貫）、朝倉郡に4製糸工場（合計630釜、繭使用高126,960貫）、浮羽郡に1製糸工場（216釜、繭使用高34,206貫）、山門郡に1製糸工場（50釜、繭使用高9,940貫）、築上郡に1製糸工場（128釜、繭使用高33,000貫）が操業する<sup>(18)</sup>。合計9製糸工場（合計1,884釜、繭使用高合計431,106貫）であった。この繭使用高は、1921年の福岡県総収繭量（539,856貫）の79.9%を占める。1921年度には1917年度同様に福岡県最大の製糸工場は、山十組の二日市町製糸工場（780釜、繭使用高210,000貫）である。この繭使用高は、同年福岡県総収繭量の38.9%を占めていた。福岡県内の大製糸工場・山十組二日市町製糸工場を有する筑紫郡における製糸工場（2工場）の使用繭量と朝倉郡において操業の製糸工場（4工場）の使用繭量を合わせると353,960貫になり、福岡県総収繭量の82.1%を占めるのである。繭価上昇に加え、製糸工場の設立増加と生産拡大は、福岡県の主要養蚕地帯の筑前地方諸郡、特に筑紫郡と朝倉郡の養蚕農民に養蚕業の拡大意欲を刺激したことであろう。

福岡県において1915（大正4）年の主要繭集散地は、前掲の如く、朝倉郡甘木町（1ヶ年繭取引量1,290石）、筑紫郡二日市町（同、1,054石）、糟屋郡香椎村（同、810石）であった<sup>(19)</sup>。上記3ヶ所の繭集散地の繭取引量は、合計3,154石に上る。福岡県の主要養蚕地帯であり、主要繭集散地が集中する上記筑前地方諸郡に県外有力製糸資本の進出がなされたものといえよう。県外大製糸家を中心に福岡県養蚕農民による「福岡農法」の成果を繭市場（繭集散地）を介

して吸収していったのである。

山十組（製糸）、郡是製糸に続いて、1923（大正12）年に若林製糸（大石工場）の進出によって福岡県三大製糸が出揃うことになる。三大製糸共に、県外大製糸資本であった。

1924（大正13）年に、三大製糸の繭使用高合計478,204貫は、福岡県内11製糸工場の繭使用高合計662,251貫の72.2%を占める<sup>(20)</sup>。県外三大製糸資本の福岡県製糸業界における圧倒的な地位を窺い知ることができよう。

1927（昭和2）年度には、この3年間に製糸工場が18工場に増加し、釜数では1.4倍の2,574釜、繭使用高は、1.5倍の1,014,848貫に増大する<sup>(21)</sup>。筑紫郡に製糸工場4ヶ所（釜数953釜、繭使用高357,181貫）、朝倉郡に製糸工場8ヶ所（釜数743釜、繭使用高249,300貫）、浮羽郡に製糸工場3ヶ所（釜数363釜、繭使用高211,237貫）、宗像郡に製糸工場1ヶ所（釜数50釜、繭使用高20,000貫）、山門郡に製糸工場1ヶ所（釜数80釜、繭使用高17,130貫）、築上郡に製糸工場1ヶ所（釜数360釜、繭使用高180,000貫）であった。新設製糸工場は、100釜未満の小規模工場であった。福岡県三大製糸の内、繭使用高は、この期間に山十製糸二日市製糸所が1.1倍、若林製糸大石工場が1.6倍、郡是製糸宇島工場が2.5倍であった。三大製糸の繭使用高690,281貫は、18製糸工場の繭使用高の68.0%を占める。三大製糸は、依然として福岡県製糸業界の中心的位置を占め続けていたのである。

昭和恐慌期の1930（昭和5）年度において、製糸工場は、18工場から17工場に1工場減少する。この内、筑紫郡5工場、浮羽郡4工場、朝倉郡3工場、宗像郡2工場、糟屋郡・築上郡・山門郡各1工場である。繭使用高は、浮羽郡393,955貫が最も多く、次いで築上郡200,250貫、朝倉郡157,818貫、筑紫郡65,528貫、宗像郡35,645貫、糟屋郡35,000貫、山門郡14,876貫と

続く。浮羽郡と築上郡の繭使用高において有力な製糸会社は、若林製糸と郡是製糸の存在である。筑紫郡と朝倉郡の後退は、前者が山十製糸の倒産とこれを引き継いだ昭栄製糸の生産高急落であり、後者が製糸工場の大幅減少である。即ち、朝倉郡は1927年度の製糸工場7ヶ所から1930年度には製糸工場3ヶ所まで減少したのである。斯くて、福岡県においては、1930年度に若林製糸（大石工場）と郡是製糸（宇島工場）が他の中小製糸工場とは隔絶した生産規模の県内二大製糸として際立った存在となる。この二大製糸の繭使用高は489,933貫であり、福岡県17製糸工場の繭使用高の54.3%を占めていたのである。二大製糸の内、繭使用高は、1927～1930年度に若林製糸大石工場が289,683貫から211,000貫に27.2%減少していたのに対して、郡是製糸宇島工場は180,000貫から200,250貫に1.1倍の増加であった。郡是製糸の近代企業としての実力差が昭和恐慌期に明瞭な姿をとって現れていたであろう。

1936（昭和11）年度には、福岡県の製糸工場は、10工場まで減少する<sup>(22)</sup>。1930年度より7製糸工場少ない。大幅な製糸工場の減少である。朝倉郡に製糸工場3ヶ所、何れも10釜前後の零細工場である。消費繭量は、合計2,939貫である。筑紫郡には昭栄製糸二日市工場のみで394釜、消費繭量78,840貫であった。二日市工場の繰糸機は、全て普通繰糸機である。多条繰糸機に全面転換した郡是製糸宇島工場との違いが明瞭であった。昭栄製糸は、生産量（繭消費量）の増加に伴い、若林製糸、郡是製糸と共に福岡県の三大製糸の一翼を形成することになる。浮羽郡には製糸工場3ヶ所、釜数合計666釜、消費繭量101,341貫である。浮羽郡において三大製糸の若林製糸大石工場以外は、中小零細工場であった。若林製糸大石工場の繭消費量のみで浮羽郡消費繭量全体の87.4%を占める。

若林製糸大石工場の繰糸機は、小岩井式多条繰糸機384釜（20緒）と普通繰糸機204釜（6緒）であり、多条繰糸機への転換途上といったところであろう。八女郡には製糸工場1ヶ所、釜数10釜、消費繭量999貫の零細工場のみである。

築上郡においては、製糸工場2ヶ所、釜数合計771釜、消費繭量合計92,656貫であった。この内、郡是製糸宇島工場のみで722釜、消費繭量82,173貫に達する。郡是製糸宇島工場の繰糸機は、後藤式多条繰糸機488釜（20緒）、郡是式多条繰糸機240釜（20緒）であった。宇島工場は、最新式の多条繰糸機への転換を終えていたのである。福岡県の三大製糸の中で、筑前地方の筑紫郡を代表する製糸会社が昭栄製糸であり、筑後地方の浮羽郡を代表する製糸会社が若林製糸であり、豊前地方の築上郡を代表する製糸会社が郡是製糸であった。何れも県外製糸資本である。この内、郡是製糸は、生産設備を取り上げてみても他の二大製糸に大きく水をあけていたのである。築上郡と浮羽郡（就中築上郡）の養蚕業の発展には郡是製糸や若林製糸の繭購入活動と深く関わっていたであろう。この点後述。

### 3、福岡県内主要繭購入者の動向

1927（昭和2）年～1938（昭和13）年までの福岡県内の主要繭購入者の動向について、郡是製糸の内部資料<sup>(23)</sup>を用いて明らかにしよう。

郡是製糸は、1922（大正11）年に築上製糸株式会社の事業継承を行い、宇島工場（福岡県築上郡三毛門村、192釜）を設立する<sup>(24)</sup>。郡是製糸は、福岡県以外の九州地方において、1920（大正9）年4月に宮崎県宮崎市に宮崎工場（413釜）、1928（昭和3）年4月には熊本県熊本市に熊本工場（256釜）を各設立する<sup>(25)</sup>。

郡是製糸は、1927（昭和2）年に福岡県内か

ら89,637貫（上繭、以下同）を繭購入する。内訳は、宇島工場設立地の築上郡から57,938貫（同郡産繭購入比率42.2%）を繭購入する。築上郡における郡是製糸以外の主要繭購入製糸会社は、若林製糸（同24%）、豊中製糸（同17.8%）、片倉製糸（同6%）、山十製糸（同5%）、小口組（同3%）であった。上記製糸家は、全て県外大製糸家である。築上郡最大の繭購入製糸会社が郡是製糸であった。郡是製糸と若林製糸の両県外大製糸資本で築上郡産繭の3分の2を繭購入していたのである。九州地方出身の豊中製糸を除くとしても、郡是・若林・片倉・山十・小口の県外大製糸資本で80.2%を占めていた。片倉製糸の福岡県内繭購入地盤としては、築上郡は大きな意味はなかった。若林製糸は、1923（大正12）年に地元の筑豊製糸株式会社を継承して、大石工場（浮羽郡大石村、320釜）を設立する。若林製糸は、福岡県以外では1926（昭和1）年12月に熊本県下益城郡河江村に小川工場（300釜）を起業する。若林製糸は、滋賀県に本社工場（犬上郡河瀬村）と長浜工場（坂田郡長浜町）及び福島県に浪江工場を設立する。豊中製糸は、福岡県に隣接する大分県内の北部地方を中心に中津工場（下毛郡中津町、424釜）、柳ヶ浦工場（宇佐郡柳ヶ浦村、268釜）、高田工場（西国東郡高田町、172釜）、井田工場（大野郡井田村、240釜）を各設立する。豊中製糸は、大分県最大の製糸会社である。片倉製糸は、福岡県に隣接する佐賀県内に鳥栖製糸所（三養基郡鳥栖町、1,058釜）、小城郡是製糸所（小城郡小城町、300釜）、大分県内に大分製糸所（大分市、955釜）、宇佐製糸所（宇佐郡北馬城村、186釜）、熊本県内に熊本尾沢製糸所（飽託郡白坪村、450釜）を各設置する。片倉製糸傍系製糸会社の薩摩製糸（株）鹿児島製糸所（鹿児島県鹿児島市、572釜）、同宮ノ城製糸所（薩摩郡宮之城町、253釜）、同鹿屋製糸所（肝属郡鹿屋町、128釜）、

長崎製糸(株)諫早製糸所(長崎県北高来郡諫早町、415釜)、同島原製糸所(南高来郡島原町、156釜)を各設立する。小口組は、宮崎県に都城製糸場(北諸県郡沖水村、704釜)を開設する。

1927年の筑紫郡からは、郡是製糸梁瀬工場(兵庫県朝来町)が31,699貫を購繭する。同郡産繭量の19.6%に当たる。郡是製糸以外では同郡の主な購繭者は、片倉製糸(同、21.28%)、若林製糸(同、18.46%)、山十製糸(同、16.91%)である。片倉・郡是・若林・山十の県外4大製糸家で筑紫郡産繭量の76.25%を占めていた。この内、片倉製糸が同郡最大の購繭製糸家であった。片倉製糸は、筑紫郡を主要な購繭地盤の1つとしていたことが分かる。尚、郡是製糸は、築上・筑紫両郡の産繭量の29.7%を購入する大製糸家であった。片倉製糸の両郡からの購繭量は42,671貫であり、郡是製糸の半分以下であった。山十製糸は、長野県製糸家の中で、1914(大正3)年に福岡県において最初に製糸場経営を行っていた。山十組(後に株式会社化)二日市製糸所(筑紫郡二日市町)である。片倉宇佐製糸所には、1927(昭和2)年に福岡県田川郡蚕業視察団(郡農会長ほか88名)及び福岡県京都郡農会長・小島信俊ほか幹部6名が各来所し、産繭取引について交渉・打合せを行なう<sup>(26)</sup>。

1928(昭和3)年には、郡是製糸は、前年同様に宇島工場が築上郡を、また梁瀬工場が筑紫郡を各購繭地域として両郡から105,391貫を購入する。築上郡からは繭60,061貫(同郡産繭量の43.5%)、筑紫郡からは繭45,330貫(同、25.3%)、合わせて両郡産繭量の33.3%を購入するのである。筑紫郡からの購繭量は、前年より1万貫以上の増加であった。他の個別製糸資本の購繭量は不明。

1929(昭和4)年に、郡是製糸は、福岡県9

郡1市に購繭地域を拡大する。購繭郡市については、築上郡から64,582貫(同郡産繭購入比率47.7%)、筑紫郡から31,721貫(同、20.0%)、朝倉郡から10,358貫(同、3.2%)の購繭を中心に、三井郡、糟屋郡、京都郡、浮羽郡、八女郡、嘉穂郡、福岡市に及ぶ。合わせて購繭量122,660貫に上る。郡是製糸の福岡県内購繭範囲は、筑前・筑後・豊前各地方の養蚕盛業地を略網羅することになった。但し、築上・筑紫・朝倉3郡からの購繭量106,661貫は、福岡県内購繭総量の87%を占めていた。郡是製糸は、新たに福岡県最大の養蚕盛業地方の朝倉郡に購繭進出する一方で、県内他諸郡市にも進出し、3千貫前後の購繭量(福岡市238貫を除く)を獲得するようになった。また、郡是製糸は、同年には佐賀県三養基郡や神崎郡に進出し、数千貫の繭購入を行なう。1929(昭和4)年は、郡是製糸の福岡県における購繭活動拡大の転機であったといえよう。同年の郡是製糸以外の個別製糸資本の購繭量については不明。尚、片倉大分製糸所は、福岡県に行橋繭買入所(京都郡行橋町)692坪(建坪300坪50、延坪464坪)と田川繭買入所(田川郡伊田町)500坪(建坪107.25坪、延坪127.25坪)を開設し、1929(昭和4)年4月5日に行橋・田川部内特約養蚕組合蚕業研究会を開催する<sup>(27)</sup>。

1930(昭和5)年には、福岡県内の主要購繭会社は、郡是製糸、片倉製糸、若林製糸、山十製糸、小口組、豊中製糸、日之出製糸、出水製糸などの県外製糸家であった。地元製糸資本は、旭製糸、肥後製糸、朝倉中央製糸、太宰府製糸、朝倉郡是製糸、長谷製糸場などである。郡是製糸は、同年に福岡県内より132,168貫を購繭する。この購繭量は、前年比1万石弱の増加であった。資料上明らかな限り、1927(昭和2)年以降、郡是製糸は、福岡県内からの購繭量が年々増加する。郡是製糸の福岡県最大の購繭地

方は、引き続き築上郡であり、同郡より81,627貫（同郡産繭量の43.6%）を購繭する。築上郡最大の購繭者は、郡是製糸であった。次いで、若林製糸（同、13.9%）、片倉製糸（同、10.0%）、豊中製糸（同、11.0%）、乾繭組合（同、6.2%）と続く。県外大製糸家が同郡産繭量の約80%を購繭する。郡是製糸は、筑紫郡からは24,430貫（同郡産繭量の14.0%）を購繭する。従来同様、築上・筑紫両郡が郡是製糸の福岡県内の2大購繭地盤であった。両郡からの購繭量は、福岡県内購繭総量の80.24%を占める。これに朝倉郡（購繭量6,161貫）と糟屋郡（購繭量6,004貫）からの購繭量を合わせると、89.4%に上る。上記諸郡以外では、郡是製糸は、三井郡、京都郡、八女郡、嘉穂郡、福岡市、久留米市を購繭地盤としていた。片倉製糸の福岡県内の購繭地方は、郡是製糸の内部資料により、郡是製糸と競合する諸郡市を挙げると、京都郡（購繭量40,890貫）、糟屋郡（同33,917貫）、筑紫郡（同33,800貫）、築上郡（同18,709貫）、嘉穂郡（同14,514貫）、八女郡（同10,168貫）、久留米市（同2,962貫）、合計154,960貫に達する。片倉製糸は、京都郡、筑紫郡、糟屋郡、嘉穂郡、久留米市において最大の購繭者であった。特に京都郡、嘉穂郡、久留米市では70%以上の購繭量比率を実現していた。この片倉製糸の購繭量は、郡是製糸の購繭量を上回る。福岡市からの購繭量は、不明である。同じく郡是製糸と競合購繭地盤を有する若林製糸の福岡県内の購繭諸郡は、朝倉郡（購繭量67,446貫）を筆頭に三井郡、筑紫郡、糟屋郡、築上郡、八女郡、京都郡に及び、合わせて217,026貫を購繭する。若林製糸は、片倉製糸や郡是製糸を上回る、福岡県最大の購繭製糸家であった。若林製糸は、三井郡、朝倉郡においては郡是製糸や片倉製糸を上回る購繭活動を行っていた。山十製糸は、八女郡（購繭量32,054貫）と糟屋郡（同14,624

貫）から合わせて46,678貫を購繭しており、中でも八女郡においては山十製糸が最大の繭購入者であった。小口製糸は、糟屋郡（購繭量13,149貫）と京都郡（同2,784貫）において繭購入者（両郡合わせて15,933貫）として現れる。日之出製糸は、糟屋郡（購繭量7,250貫）、筑紫郡（同6,621貫）、八女郡（同2,240貫）から合計16,111貫の購繭がみられる。山十製糸、小口製糸、日之出製糸共に糟屋郡が購繭地であった。豊中製糸は、豊前地方の築上郡（購繭量20,580貫）を中心に京都郡（同1,856貫）合わせて2郡から22,436貫を購繭する。

1931（昭和6）年と1932（昭和7）年については、上記資料を欠く。

1933（昭和8）年に関しては、郡是製糸の内部資料に築上郡の購繭量が欠落しているため、福岡県からの購繭総量は明らかにできないものの、同年に新たに郡是製糸の購繭活動として同社熊本工場の購繭区域に三池郡を包摂するようになった。その他に同年には三井郡（購繭量8,606貫）、糟屋郡（同17,303貫）、久留米市（同353貫）、福岡市（同3,097貫）、嘉穂郡（同3,780貫）において購繭活動を強化して購繭量を増加する。糟屋郡では片倉製糸や若林製糸と均衡する程になり、嘉穂郡では購繭量を片倉製糸と略二分するまでになった。片倉製糸は、郡是製糸の内部資料には、八女郡（購繭量14,637貫）、筑紫郡（同14,362貫）、糟屋郡（同18,471貫）、久留米市（同1,890貫）、嘉穂郡（同4,821貫）の他に三井郡（同13,265貫）と朝倉郡（同37,012貫）にも購繭進出がみられ、朝倉郡では若林製糸を上回る購繭活動を行っていた。更には、鐘紡製糸が八女郡（購繭量25,422貫）、朝倉郡（同20,188貫）、糟屋郡（同10,440貫）、三井郡（同8,527貫）に購繭会社として登場する。鐘紡製糸は、八女郡では片倉製糸や若林製糸を上回る購繭量を獲得していた。若林製糸は、三

井郡（購繭量36,951貫）と朝倉郡（同33,647貫）を中心に糟屋郡（同17,668貫）、八女郡（同6,163貫）から購繭しており、大幅な購入減少傾向にあったようである。また同年の特徴として、乾繭組合が勢力を拡大してきたことである。八女郡（購繭量28,503貫）、筑紫郡（同88,564貫）、福岡市（同10,577貫）において、八女乾繭・筑紫乾繭・早福乾繭各組合が首位に登場する。

1934（昭和9）年においては、郡是製糸は、福岡県10郡市より124,229貫を購繭する。この購繭量は、1930（昭和5）年を下回る。郡是製糸の福岡県内最大の購繭地盤は、従来通り地元の築上郡である。郡是製糸は、同年に築上郡より76,803貫（同郡産繭量の46.8%）を購繭し、同じく築上郡を購繭地盤とする豊中製糸（同14.4%）、片倉製糸（同10.8%）、鐘紡製糸（同9.0%）を圧倒する。郡是・豊中・片倉・鐘紡諸製糸の県外大製糸家が築上郡産繭量の81%を購繭していた。この4大製糸家の築上郡における購繭量が向上する。郡是製糸は、築上郡に次いで糟屋郡から14,877貫（同郡産繭量の27.5%）、筑紫郡からは9,545貫（同9.1%）を各購繭する。郡是製糸は、築上・糟屋両郡が福岡県内の2大購繭地盤（特約地盤）であり、筑紫郡を加えて3大購繭地盤であった。郡是製糸の購繭地盤としての筑紫郡の後退は、前年にも増して乾繭組合が拡大したことに依る。筑紫郡において乾繭組合が同郡産繭量の90.9%を確保していたのである。乾繭組合の台頭による購繭地盤の変動が生じている。郡是製糸は、この3郡以外に三井郡（購繭量5,935貫）、朝倉郡（同5,299貫）から購繭を行う。郡是製糸の福岡県内主要購繭地盤の上記3郡で郡是製糸の福岡県産繭購入総量の81.5%（上記5郡で90.5%）を占める。その他の京都郡、福岡市、嘉穂郡、八女郡、三池郡からは、1,000貫台～3,000貫台の

購繭量に止まる。片倉製糸は、郡是製糸の内部資料に依ると、同年に郡是製糸と競合する購繭9郡において110,149貫を購繭する。この片倉製糸購繭9郡の内、三池郡（産繭量の81.3%）、嘉穂郡（同63.9%）、京都郡（同61.8%）は、各郡産繭量に占める片倉製糸の購繭量比率が81.3%～61.8%を占め、他の県外大製糸家を圧倒する。上記3郡以外の諸郡は、八女郡（同10.8%）、三井郡（同11.6%）、朝倉郡（同9.3%）、糟屋郡（同24.5%）、築上郡（同10.8%）であった。若林製糸は、三井郡（同郡産繭量の44.6%）、糟屋郡（同28.8%）、三池郡（同9.2%）から合わせて48,649貫を購繭するが、三井郡と糟屋郡においては、他の大製糸家の購繭比率を上回り、首位に立つ。若林製糸の購繭量は大幅に減少する中で、購繭諸郡を三井・糟屋両郡に集中化していった。鐘紡製糸は、八女郡、三井郡、朝倉郡、糟屋郡、築上郡を購繭地盤とする。三井郡（購繭量17,121貫）、築上郡（同14,778貫）、朝倉郡（同14,689貫）を中心に62,397貫を購繭していた。昭栄製糸が新たに朝倉郡、糟屋郡、八女郡の購繭者として登場し、朝倉・糟屋両郡中心に67,076貫を購入する。その他に豊中製糸が築上郡と京都郡（合わせて購繭量26,746貫）、日之出製糸が朝倉郡（購繭量36,826貫）を各購繭地盤としていたことが分かる。県外大製糸家として、特に郡是製糸、片倉製糸、鐘紡製糸の三大製糸が福岡県において購繭市場を巡り覇を争い、これに昭栄製糸、若林製糸、豊中製糸、日之出製糸などが参入するという激しい購繭競争が繰り広げられていた。

1935（昭和10）年に、郡是製糸は、新たに購繭地方として宗像郡が加わり、福岡県11郡市から116,438貫を購繭する。前年比8千貫弱の減少である。福岡県の産繭量減少と共に郡是製糸の購繭量の減少傾向が続く。郡是製糸は、福岡県内最大の購繭地盤である築上郡から

72,106貫、朝倉郡から12,645貫を購繭する。築上郡からの購繭量は同郡産繭量の50%を占め、これ迄で最も高い比率である。築上・朝倉両郡合わせた購繭量は、84,751貫（福岡県内購繭総量の72.8%）に及ぶ。これに糟屋郡（購繭量6,359貫）、京都郡（同5,899貫）、筑紫郡（同5,793貫）、福岡市（同4,743貫）を合わせると107,545貫に上り、福岡県内購繭総量の92.4%を占める。郡是製糸の福岡県内購繭地盤の分散化が進む。築上郡と朝倉郡が郡是製糸の福岡県内二大購繭地盤であり、築上郡が最大の購繭地盤であることに変わりはないが、築上郡に次ぐ購繭地盤に関しては変化が生じている。筑紫郡から糟屋郡、更に朝倉郡へと移行する。産繭量が減少する中で、県外大製糸家との競合や乾繭組合の台頭などが関係していよう。郡是製糸のその他の購繭諸郡は、八女郡、三井郡、嘉穂郡、三池郡、宗像郡である。宗像郡からの購繭量457貫を除くと、八女郡以下4郡の購繭量は、1,000貫台～2,000貫台であった。片倉製糸に関しては、郡是製糸の内部資料から郡是製糸と競合する購繭地方についてみると、郡別購繭量比率から判明する限り、朝倉郡（購繭量41,647貫）、糟屋郡（同16,634貫）、築上郡（同14,400貫）、京都郡（同12,025貫）、筑紫郡（同11,517貫）、八女郡（同7,624貫）、三池郡（同6,839貫）、嘉穂郡（同815貫）の8郡に亘る。この8郡からの購繭量は、合計111,501貫になり、前年より若干増加するが、郡是製糸の購繭量を若干下回る。片倉製糸は、県外大製糸家間では、三池郡、筑紫郡、八女郡、朝倉郡、京都郡各購繭量において首位に立つ。鐘紡製糸は、筑紫郡、嘉穂郡、宗像郡、粕屋郡、朝倉郡、八女郡、三井郡、三池郡、築上郡の9郡において98,924貫を購繭している。この購繭量は、前年比1.6倍である。鐘紡製糸の福岡県における購繭範囲は拡大しており、特に筑前地方への進出を強化していた。

郡是製糸、片倉製糸、鐘紡製糸共に福岡県において10万貫前後を購繭する。若林製糸は、前年同様三井郡（購繭量32,966貫）を主体にして、糟屋郡（同22,950貫）と朝倉郡（同18,510貫）を加えた3郡中心に宗像郡、三池郡合わせて79,997貫を購繭する。糟屋郡においては、若林製糸が購繭量首位にあった。若林製糸は、福岡県において県外大製糸家として郡是・片倉・鐘紡三大製糸に次ぐ購繭量であった。豊中製糸は、築上郡（購繭量20,160貫）を中心に宗像郡、京都郡において合計26,733貫を購繭する。昭栄製糸は、八女郡と糟屋郡において8,116貫を購繭する。昭栄製糸の朝倉郡からの購繭量は、不明である。

1937（昭和12）年に、福岡県産繭総量1,101,349貫の主要購入者は、郡是製糸の内部資料による購繭地方についてみると、県外大製糸家の内、郡是製糸109,143貫、片倉製糸107,316貫、若林製糸103,340貫、鐘紡製糸79,980貫、昭栄製糸66,523貫、豊中製糸18,731貫である。以上6大製糸家の購繭量合わせて485,033貫になる。主要養蚕10郡市の産繭量888,158貫の54.6%を占める。大製糸資本以外に、乾繭倉庫（乾繭組合）が309,547貫を購入する。郡是・片倉・若林各製糸は、購繭量10万貫余で拮抗している。乾繭倉庫が上記10郡市産繭量の34.9%を占める。乾繭倉庫の繭取扱量が郡是・片倉・若林三大製糸の購繭量に匹敵する程の規模に拡大する。福岡県産繭処理機関として乾繭倉庫（乾繭組合）の役割が著しく高まる。製糸資本家にとって大きな脅威である。

郡是製糸は、福岡県上記10郡市から109,143貫を購繭する。嘉穂郡からは撤退している。2年前に比べ購繭量7千貫強の減少である。郡是製糸の福岡県からの購繭量の減少が続く。郡是製糸は、豊前地方（築上郡、京都郡）から56,351貫、筑前地方（朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡、

宗像郡、福岡市)から36,735貫、筑後地方(三井郡、八女郡、三池郡)から16,057貫を購繭する。地方別比率は、豊前地方51.6%、筑前地方33.7%、筑後地方14.7%である。郡是製糸は、豊前地方が購繭量最多である。中でも築上郡から50,654貫(同郡産繭量の38.1%)を購繭する。郡是製糸は、他の大製糸資本を圧倒する、築上郡最大の購繭者であり、引き続き築上郡を福岡県内最大の購繭地盤としていた。築上郡は、郡是製糸以外にも片倉製糸、鐘紡製糸、若林製糸、豊中製糸といった県外大製糸家との購繭競争下にあった。郡是製糸は、筑前地方の購繭4郡市において朝倉郡から18,222貫、筑紫・糟屋両郡から6,000貫台、宗像郡から4,000貫台、福岡市から2,000貫弱を各購繭する。郡是製糸の筑前地方最大の購繭地盤は、朝倉郡であった。朝倉郡及び糟屋郡は、郡是製糸の他に片倉製糸、鐘紡製糸、若林製糸、昭栄製糸といった大製糸資本による熾烈な購繭競争の舞台であり、その中で郡是製糸は、後塵を拝していた。両郡共に郡是製糸は、上記四大製糸の購繭量には及ばなかった。郡是製糸は、筑後地方においては、三井・八女両郡にて7,000貫前後を購繭する。三井郡は、郡是製糸以外に片倉製糸、鐘紡製糸、若林製糸、昭栄製糸が購繭地盤として郡是製糸を上回る購繭をしており、郡是製糸は、劣勢に立っていた。八女郡にあつては、片倉製糸と鐘紡製糸が郡是製糸と略互角の競争を挑んでいた。

片倉製糸は、郡是製糸の内部資料をみる限り(郡是製糸と競合する購繭地方に限定)同年に福岡県7郡において、上述の如く107,316貫を購繭しており、郡是製糸に次ぐ購繭量である。片倉製糸の九州地方所在の製糸所の内、鳥栖製糸所(佐賀県)、宇佐製糸所(大分県)、大分製糸所(大分県)が福岡県を原料繭地盤(特約地盤)としていた。1936(昭和11)年に福岡県から、鳥栖製糸所が16万2千貫余、宇佐製糸所

が7千貫余、大分製糸所が6千貫弱を購繭する。鳥栖製糸所は、福岡県内に田主丸繭取扱所(浮羽郡田主丸町)、原町繭取扱所(糟屋郡仲原村)、田川繭取扱所(田川郡伊田町)を各開設している。その他に鳥栖製糸所には、北野買入所(三井郡北野町)、甘木買入所(朝倉郡甘木町)、前原買入所(糸島郡前原町)が存在する。片倉製糸の鳥栖製糸所は、福岡県内において浮羽郡、糟屋郡、田川郡、三井郡、朝倉郡、糸島郡を特約地盤としていることが判明する。福岡県内において、宇佐製糸所は築上郡を、大分製糸所が京都郡、企救郡を各特約地盤としていた。片倉製糸の上記3製糸所が福岡県内を郡別に分けて、特約地盤としている。郡是製糸の上記内部資料は、片倉製糸の購繭諸郡として浮羽郡(筑後地方)、田川郡、企救郡(以上豊前地方)、糸島郡(筑前地方)の4郡が欠落している。片倉製糸は、福岡県内において郡是製糸との購繭競争の無い諸郡が上記4郡あり、郡是製糸以上の購繭領域を有していた。郡是製糸の購繭10郡市に対し、無購繭18郡市あり、無購繭郡市が多いとはいえ、福岡県内の主要養蚕地方を略網羅している。片倉製糸は、福岡県における購繭諸郡の内、筑前地方(朝倉郡、糟屋郡)を中心に筑後地方(三井郡、八女郡、三池郡)、次いで豊前地方(築上郡、京都郡)から購繭する。片倉製糸の購繭地域として、筑前地方の中では筑紫郡、宗像郡、福岡市を欠く。片倉製糸は、朝倉郡から53,711貫を購繭し、福岡県内からの購繭総量の50%を占める。糟屋郡からの購繭量14,080貫を合わせた67,791貫は、同63.2%を占める。筑後地方では、三井郡からの購繭量が最多の17,400貫、次いで三池郡8,723貫、八女郡5,500貫と続く。筑後地方では、片倉製糸の購繭地域は、三井郡のみで過半の55%を占める。豊前地方からは、築上郡と京都郡からの購繭量は、合わせて7,902貫に止まる。福岡県内の原料繭地盤は、郡是製



糸が築上郡中心、片倉製糸が筑前地方中心としていたことが判明する。片倉・郡は二大製糸の福岡県内における主要購繭地方区分が生じていた。片倉製糸は、朝倉郡と三池郡において、郡是製糸、鐘紡製糸、若林製糸、昭栄製糸の大製糸資本の購繭量を大幅に上回る。糟屋郡においては、購繭量首位の若林製糸と拮抗する。筑前地方を購繭地盤とする上記五大製糸家の中で、片倉製糸が最大の購繭者である。

若林製糸は、郡是製糸の内部資料に依れば、福岡県6郡から上述の如く103,340貫を購繭する。福岡県を購繭地盤とする大製糸家の内、郡是製糸、片倉製糸に次ぐ第3位の購繭量である。若林製糸は、福岡県内では筑前地方（朝倉郡、糟屋郡、宗像郡）を中心に、筑後地方（三井郡、三池郡）、次いで豊前地方（築上郡）から購繭する。筑前地方の朝倉郡（購繭量35,390貫）と筑後地方の三井郡（購繭量38,000貫）が若林製糸の二大購繭地盤であった。両郡購繭量合わせて73,390貫は、若林製糸の福岡県内購繭総量の71%を占める。福岡県内を購繭地域とする五大製糸家の内、若林製糸は、三井郡と糟屋郡において購繭量首位であった。若林製糸には、筑紫郡、福岡市、八女郡、京都郡の4郡は、購繭地域に含まれていない。

鐘紡製糸は、福岡県内を8郡から上記の如く79,980貫を購繭する。福岡県内から購繭する大製糸家の中で、鐘紡製糸は、郡是製糸、片倉製糸、若林製糸に次ぐ、第4位の購繭量である。鐘紡製糸は、片倉・若林両製糸同様、筑前地方（朝倉郡、宗像郡、糟屋郡、筑紫郡）を中心に、筑後地方（三井郡、八女郡、三池郡）、次いで豊前地方（築上郡）から購繭する。筑前地方の朝倉郡（購繭量28,501貫）と筑後地方の三井郡（購繭量16,100貫）が鐘紡製糸の2大購繭地域であった。両郡合わせて購繭量44,601貫は、鐘紡製糸の福岡県内購繭総量の55.8%を占める。

鐘紡製糸は、宗像郡においては、同郡内で購繭する大製糸家の中で若林製糸、郡是製糸を上回る購繭量首位にあった。京都郡と福岡市については、鐘紡製糸の購繭はみられない。

豊中製糸は、郡是製糸の内部資料に依れば、福岡県の中で豊前地方の築上郡において18,731貫を購繭するのみである。豊中製糸の築上郡における、郡是製糸に次ぐ購繭量は、鐘紡製糸、若林製糸、片倉製糸の各購繭量を3倍以上上回る。豊中製糸は、福岡県内においては、従来から最大の原料繭地盤であった築上郡に特化していたようであった。

乾繭倉庫（乾繭組合）は、7郡市（朝倉郡、宗像郡、筑紫郡、福岡市、八女郡、築上郡、京都郡）各乾繭倉庫の取扱量を合わせると309,547貫になる。この繭量は、上記7郡市産繭量723,836貫の42.8%を占める。また福岡県内において購繭活動を行なう郡是製糸・片倉製糸・鐘紡製糸・若林製糸・昭栄製糸・豊中製糸の6大製糸家の各購繭量を大幅に上回る上、郡是・片倉・鐘紡の3大製糸家を合わせた購繭量をも上回る。乾繭倉庫は、筑前地方（朝倉郡、宗像郡、筑紫郡、福岡市）を中心に、豊前地方（築上郡、京都郡）、次いで筑後地方（八女郡）に存在する。乾繭倉庫は、筑前地方の朝倉郡（繭取扱量71,635貫）、宗像郡（同69,839貫）、筑紫郡（同65,223貫）各郡と筑後地方の八女郡（同40,519貫）、豊前地方の築上郡（同40,321貫）が主要拠点であった。乾繭倉庫は、築上郡を除き、6郡市においてその取扱繭量は、上記6大製糸家の購繭量を上回る。築上郡においては、郡是製糸の購繭量が乾繭倉庫の取扱繭量を上回る。筑紫郡乾繭倉庫の取扱繭量は、同郡産繭量の83.1%を占めるほど高い。次いで、宗像郡乾繭倉庫の同比率が73.2%、福岡市乾繭倉庫が同じく72.2%、京都郡乾繭倉庫が同66.5%、八女郡乾繭倉庫が同63.4%、築上郡乾繭倉庫が

同30.3%、朝倉郡乾繭倉庫が同22.3%の順になる。糟屋郡、三井郡、三池郡各郡においては、乾繭倉庫の取扱量は、郡是製糸の内部資料上では皆無である。筑前地方の筑紫郡を始め、宗像郡、福岡市各乾繭倉庫の取扱繭量比率が特に高いことが特徴的である。乾繭倉庫の繭取扱量が次第に増加し、郡是・片倉両製糸を始めとする大製糸家にとって存在を脅かし兼ねない脅威ともなろう。乾繭組合の隆盛は、繭特約取引を進める大製糸家たちにとって対応に苦慮する事態である。乾繭の品質・価格などは、取引上の重大問題になろう。

1938（昭和13）年に、郡是製糸は、福岡県内より127,558貫を購繭する。この購繭量は、福岡県産繭量の17.2%を占めており、前年に比べて2万貫弱増加する。詳細は不明。

#### 4、福岡県の繭特約取引と乾繭取引

1928（昭和3）年に、福岡県産繭総量（上繭）1,303,024貫の内、生繭販売が1,214,282貫（93.2%）に上り、乾繭販売は87,530貫（6.7%）に過ぎなかった<sup>(28)</sup>。生繭販売量の内、繭市場販売が1,056,191貫（87.0%）を占めていた。同年に福岡県において、特約組合は329組合（同組合員10,178人）、特約養蚕組合の繭取引量244,808貫、特約製糸6工場であった。福岡県の繭移出入量の内、主な移出先地方は、佐賀県、大分県、熊本県であり、主な移入繭の生産地方は佐賀県、熊本県である。福岡県の移出繭量は504,176貫（同県産繭総量の38.7%）、移入繭量は231,358貫（同17.8%）であり、移出繭量が移入繭量の2倍以上になる。既述の如く福岡県は、県外大製糸家の購繭地であった。

片倉製糸の蚕種統一状況に関しては、福岡県を特約地盤に組み込んでいた鳥栖製糸所、宇佐製糸所、大分製糸所についてみると、1929（昭

和4）年に鳥栖製糸所は、片倉社製蚕種が春蚕期28%、指定又は承認蚕種が春蚕期55%（夏秋蚕期100%）、関係無き蚕種が春蚕期17%。宇佐製糸所は、片倉社製蚕種が春蚕期54%（夏秋蚕期78%）、指定又は承認蚕種46%（夏秋蚕期22%）。大分製糸所は、片倉社製蚕種が春蚕期49%（夏秋蚕期51%）、指定又は承認蚕種が春蚕期42%（夏秋蚕期22%）、関係無き蚕種が春蚕期9%（夏秋蚕期27%）であった<sup>(29)</sup>。

1932（昭和7）年には、福岡県産繭上繭総量1,029,129貫の内、生繭販売が755,185貫（73.4%）に低下し、乾繭販売は271,744貫（26.4%）に高まる<sup>(30)</sup>。同年に福岡県において、特約組合691組合（同組合員21,571人）、特約繭取引量（春・夏秋蚕繭合計）578,142貫は、1928年比各2倍以上の増加である。特約製糸16工場に増大する。この16製糸工場の内、特約製糸15工場が蚕種1,040,287グラムを配布する。また特約製糸6工場が88,898円の資金融通（内、肥料資金87,973円、その他925円）を行なう。

同年に特約製糸が県内特約養蚕組合に配付した春蚕種の内、片倉製糸が「豊黄×瑞祥」、郡是製糸が「郡是黄×S号」、「郡是白×郡是金」、「S号×郡是白」、同じく夏秋蚕種は片倉製糸が「正白×満月」、「栄光×満月」、「豊黄×満月」、「大安×満月」、郡是製糸が「郡是白×台白」、「大白龍×郡是白」、「分離白×日蚕支106号」、「大白龍×台白」などを挙げることができる。優良蚕種の配布が拡大する。

1935（昭和10）年に、福岡県産繭上繭総量961,959貫の内、生繭販売が71.8%（609,687貫）に若干低下する一方で、乾繭販売は28.2%（271,227貫）に若干増加する<sup>(31)</sup>。昭和恐慌後の福岡県産繭総量の減少が続く中で、生繭販売量の急落が進む。福岡県の乾繭販売量は、全国第5位である。この全国的地位は、1932（昭和7）年の全国第12位から大幅に上昇している。

生繭販売総量690,732貫の内、繭市場販売が178,125貫(25.8%)を占めるに過ぎなくなる。1928(昭和3)年当時と比べ、急激な減少である。その一方で、繭特約取引が主要な取引形態となる。福岡県において、特約組合は683組合(同組合員16,572人)、特約取引繭量(春・夏秋蚕繭合計)512,607貫、特約製糸19工場であった。福岡県産繭総量の減少に中で、特約組合数、同組合員数、特約取引繭量共に若干減少するが、特約製糸工場は増加する。

1937(昭和12)年において、福岡県産繭上繭総量974,820貫の内、特約取引555,217貫(57.0%)、乾繭取引358,767貫(36.8%)、生繭取引60,836貫(6.2%)である<sup>(32)</sup>。特約取引が主要な繭取引形態であることに変わりはないが、1935年に比べ、増加率は特約取引が1.1倍、乾繭取引が1.3倍である。乾繭取引が特約取引を上回る増加率であった。

福岡県において特約組合592組合(同組合員15,416人)、特約製糸15工場(内、繭売買業者2名を含む)であった。この内、特約製糸13工場が特約組合519組合に蚕種671,121グラムを供給する。特約製糸11工場が特約組合352組合に肥料その他の物品を供給し、特約製糸4工場が特約組合53組合に資金15,354円(用途:肥料資金14,454円、その他900円)を融通する。また特約製糸13工場が特約組合542組合に養蚕指導員を派遣していた。福岡県の特約取引繭移出数量は237,577貫、同移入数量が242,404貫であった。移出繭量と移入繭量が拮抗しており、福岡県内特約製糸の生産活動の高まりを示すものといえよう。移出先地方は、佐賀県、熊本県、大分県の九州地方諸県に限らず、山梨県、長野県、岐阜県、島根県、岡山県、高知県に分散・拡大する。移入先地方は、熊本県と大分県であった。九州地方諸県における繭特約取引数量は、長崎県を除き、熊本県の1,866.148貫を筆

頭に大分県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県、福岡県と続く。但し、上繭生産数量に占める特約取引割合は、佐賀県が97.9%(全国第2位)に上り、大分県、熊本県共に70%台であった。

1937年に、特約製糸が福岡県内の特約養蚕組合に配付した春蚕種は、片倉製糸が「分離白1号×満月」、「豊白×瑞祥」、郡是製糸が「郡是白×郡是金」、「郡是金×郡是黄」、鐘紡製糸が「鐘白×改良新白」、「国蚕支17号×改良新白」、夏秋蚕種は、片倉製糸が「分離白1号×満月」、「国蚕日111号×国蚕支107号」、郡是製糸が「国蚕支107号×台白」、「台白×分離白1号」、「分離白1号×国蚕糸106号」、鐘紡製糸が「鐘白×改良新白」、「国蚕支17号×改良新白」、「分離白1号×改良新白」などを挙げる事ができる。三大製糸による優良蚕種の進化と配布拡大が進む。

福岡県の乾繭組合は9組合、組合加入養蚕者15,823人、出荷上繭量358,767貫である。乾繭組合のこの出荷繭量は、組合員の上繭総量(春・夏秋蚕繭合計)の58.8%を占める。福岡県の乾繭出荷繭量は、全国第11位であった。福岡県以上に、全国的に乾繭取引が進行していたことになる。九州地方諸県において、乾繭組合の出荷繭量は、鹿児島県の609,900貫を最多として長崎県、熊本県、宮崎県、福岡県と続く。中でも長崎県は、上繭量に占める乾繭取引量の比率が86.1%を占めて、全国第1位であった。

片倉製糸の鳥栖製糸所特約取引繭量は、1927年に春蚕繭223,990貫(春蚕繭のみ。特約取引率89.5%)、1930年度には500,000貫(特約取引率100%)に達する。鳥栖製糸所は、1930(昭和5)年1月4～7日において、京都高等蚕糸学校三矢教授を聘し、各地養蚕組合にて桑園改良講習会を開催する<sup>(33)</sup>。「聴講者多数ニテ大イナル効果ヲ納メ得タリ」という。同年1月18日に京都府何鹿郡蚕糸同業組合長小雲嘉一郎氏を

聘し、鳥栖製糸所管内各組合に対し組合並びに養蚕経営に関する講演会を開催する。「多数聴講者ニ大ナル感銘ヲ与ヘタリ裨益甚大ナリト思料ス」と述べている。同年2月27日より向こう10日間の予定にて特設組合全部に地方別担当者を定め、組合長、小組長を集めて次の事項の打合せを行なう。1930年必行事項、1、組合組織、2、桑園肥培、3、養蚕経営、4、設備の完成、5、飼育の方法、6、上簇の改良、7、購繭、8、技術員設置、9、講習、講話、協議、研究会、10、共同購入斡旋等である。同年3月22～26日に鳥栖製糸所より派遣の蚕業技術員に対し研究協議会を開催する。次の事項を審議し、「徹底的指導」の打合せを行なう。1、養蚕組合と桑園改良、2、春蚕の改良、3、稚蚕共同飼育の方法等である。出席者・鳥栖製糸所蚕業課員共約70名。同年4月10～11日に鳥栖製糸所管内特約組合地の常設技術員の春蚕飼育上に関する協議会を開催する。協議事項・1、養蚕の経営と桑園改良、2、春蚕の改良、3、稚蚕共同飼育の方法である。出席者50余名。郡農会技手、鳥栖製糸所関係者列席。同年に鳥栖製糸所は、佐賀県と福岡県における蚕種の改良・統一と短期養蚕技術員の新設を行なう。短期養蚕技術員新設に関しては、鳥栖製糸所特約組合員の養蚕技術の向上を図り、作柄の安定と繭質の向上を促すためには適当な技術員を設置し、実地指導することが最も捷徑である。そこで鳥栖製糸所直接推薦任用者63名、地方推薦任用者28名合計91名を特約組合に派遣し、春秋を通じてその給料額に対し約4割、即ち1人平均190余円を補助して実地指導に従事させたところ、「其成績ハ蚕作ニ於テ取繭ニ於テ何レモ空前ノ成績ヲ挙げ組合員ヲ指導啓発セルコトノ効果大ナルモノアリキ」と報告している。鳥栖製糸所は、1931（昭和6）年4月2日の佐賀県下特約養蚕組合技術員会の開催に続いて、同年4月9日に

福岡県下特約組合養蚕技術員会を開催し、佐賀県と同様に次の事項を協議・指示する<sup>(34)</sup>。1、産繭改良方針（イ、優良原料統一、ロ、優良蚕種の普及、ハ、稚蚕共同飼育の徹底、ニ、蚕作の安定）、2、注意事項（イ、養蚕経営に関する方針、ロ、桑園経営に関する事項、ハ、桑園施肥に関する件）、3、打合事項（イ、蚕室設備に関する件、ロ、蚕室蚕具の消毒、ハ、蚕種の催青、ニ、飼育に関する事項、ホ、上簇に関する事項、ト、収繭及び選繭に関する事項）である。斯くて、鳥栖製糸所が特約取引を通じて、福岡県養蚕業の発展に寄与していたことは疑いの無いところであろう。

片倉製糸の大分製糸所特約取引繭量は、1927年140,345貫（特約取引率36.3%）から逐年増加し、1931年には365,917貫（特約取引率82.3%）に上昇する。大分製糸所は、福岡県の京都郡と田川郡を特約地盤としていた。京都郡行橋町に行橋出張所と田川郡伊田町に田川出張所を開設する。1929（昭和4）年4月5日に大分製糸所は、行橋・川田各出張所部内特約養蚕組合蚕業研究会（組合幹部、購繭員、技術員出席）を開催する<sup>(35)</sup>。蚕業技術員として常置員（主任）を行橋・田川各出張所に1名宛配置している。その他に蚕業技術員として関係技術員を京都郡に奥平弁蔵外5名、田川郡に宮入督外2名を配置する。品位賞として特約養蚕組合241組合（経費3,585円）の内、春期・行橋出張所管内21組合（同165円）、田川出張所管内9組合（同135円）、秋期・行橋出張所管内20組合（同200円）、田川出張所管内8組合（同150円）が受賞する。別に田川郡において品評会を開催する。大分製糸所は、1929年に特約組合督励費として193名（大分県144名、宮崎県44名、愛媛県5名）に2,154円贈呈。模範桑園19ヶ所（反別9反歩）設置。蚕種36,860枚（春期16,400枚、初秋期4,600枚、晩秋期15,860

枚) 配付。肥料30,000 俵(組合桑肥25,000 俵、その他5,000 俵)、その他共大分製糸所組合施設総経費50,429 円支出。大分製糸所は、1933 年に特約養蚕組合(組合収繭量522,523 貫)に養蚕資金(35,698 円)、蚕種(123,523 円)、肥料(230,637 円)、養蚕取次品(33,025 円)を配付・斡旋していた。

片倉製糸の宇佐製糸所特約取引繭量は、1927 年に104,695 貫(特約取引率88.0%)に上り、1930 年度には66,000 貫(特約取引率100%)に及ぶ。宇佐製糸所は、1933 年に特約養蚕組合(組合収繭量147,290 貫)に養蚕資金(7,090 円)、蚕種(36,751 円)、肥料(76,078 円)、養蚕取次品(32,486 円)を配付・斡旋している。宇佐製糸所は、1929(昭和4)年5月6日に特約養蚕組合産繭向上会を挙げる<sup>(36)</sup>。出席者・組合長178名、購繭人30名、来賓重松代議士外37名。優勝旗14旗、片倉株式20枚を14組合に賞与する。宇佐製糸所は、1931年4月20日に産繭向上会表彰式を挙げる<sup>(37)</sup>。同年6月16日には宇佐製糸所管内蚕業技術員を集合し、夏肥使用打合会を催す。同年11月29日に片倉米穀肥料(株)の額額氏を宇佐製糸所管内各組合講演のために招聘する。翌12月11日には宇佐製糸所各出張所主任及び常置技術員を招致し、額額技師出席の下に1932(昭和7)年度農蚕対策について協議する。斯くの如く、片倉製糸は蚕種の改良・統一を図る一方で、養蚕業改良・養蚕技術向上のための施策を十全に実行していたのである。

次に、乾繭組合の興隆に片倉製糸の対応策は、如何なるものであったか。以下この点について考察することにしよう。

1935(昭和10)年2月3日に開催の片倉製糸所長会議において、原料部長の挨拶(注意事項)<sup>(38)</sup>の中で「…昨今世論ノ焦点トナツテ居ルノハ産繭処理統制問題デアリマス。之ハ既ニ

発表サレテアル如ク乾繭取引、特約取引、組合製糸及委託製糸ノ四ノ形式ニ限定セントスルノデアリマス。且其処理ハ原則トシテ養蚕実行組合又ハ産業組合ヲシテ行ハシメントスルモノデアアル…養蚕団体ノ強化工作ト関係シテ特ニ考慮ヲ払フヘキ所デアリマス 乾繭取引ノ強制ニ付テハ之ニ反対スルノ輿論彌熾テアル為カ最近国ハ其方針ヲ著シク緩和シ…従来奨励シツアル乾繭組合ト略々同様ノ内容ヲ有スル組合ヲ奨励スルモノト考ヘラルル…而シテ国ノ計画ハ五ヶ年間ニ千数百万円ノ国帑ヲ投シテ、産繭処理統制ヲ完成セントスルノデアリマシテ、就中共同乾繭倉庫ト乾繭機ノ設置ニ対シテハ相当力ヲ注カントスルモノノ様デアリマスカラ、今後該組合ハ急速ニ増加スルコトハ明カデアリマス。従テ…今ヨリ地方的事情ニ応シテ該組合トノ協調ニ留意シ或ハ進ンテ蚕種ノ統一指導ノ徹底策ニ付テハ本社ノ方針ニ則リ準組合トシテ取引ヲ行フ等機ニ応シテ善処スル様努力セラレタイノデアリマス。」と述べ、更に「今回ノ産繭処理案ニ於テ生繭取引ヲ排シ乾繭取引又ハ特約取引ヲ主トセントスルコトハ却テ特約組合ヲ設置スル上ニ有利ナリト信スルノデアリマス」と特約取引の将来を未だ楽観的に捉えているのであった。

翌々1937(昭和12)年2月25日に開催の片倉製糸工場長会議において、原料部長の挨拶(注意事項)<sup>(39)</sup>の中で「産繭処理統制法ト改正蚕糸業組合法ノ実施ニ依リ愈々特約取引ノ認可制度、養蚕実行組合及養蚕業組合ノ改組ノ重要事項カ順次実施セラルルニ至レリ。従テ今後繭取引事情ニ多大ノ変化ヲ来サントシツアリ

近時町村産業組合、乾繭組合、組合製糸等ノ産業組合ニ於テ産繭処理ヲ統制セントスルノ企図漸ク濃化シツツアリ。又地方ニ依リテハ養蚕業組合等カ之ニ相呼応シテ其実権ヲ掌握セントスルモノアリ。之カ為動(モ)スレハ法律ノ趣旨ヲ曲解シ何等必要ナキ地方ニ強テ此等ノ組合ヲ

組織シ円満ナル發達ヲ遂ケタル特約地盤ヲ破壊セントスルモノアリ。又其供繭ヲ擁護センカ為特約取引ノ認可ニ対シ殊更ニ困難ナル条件ヲ要求シテ之ヲ阻止セントスルモノアルヤニ聞クスノ如キ当局者ニ対シテハ誠意ヲ披瀝シ飽ク迄其是正ヲ促シ又特約組員ニ対シテハ乾繭組合、組合製糸等ノ不利ナル現状（赤字財政ニ悩ムコト、一度加入スルバ脱退容易ナラサルコト、乾繭組合ハ員外者ニアリテモ利用シ得ルコト、抜売ニ対シテハ産繭処理統制法第五条ノ統制命令カ適用サルコトアルコト、組合理事者中ニハ倒産スルモノ少ナカラサルコト等）ヲ充分ニ理解セシメ之ヲ未然ニ防止スヘシ…今後工場ニ依リテハ地方事情ト原料取入ノ關係上乾繭組合ヲ利用シテ乾繭ノ特約取引又ハ予約取引ヲ為スモ止ムヲ得サル場合アルベク此場合ニ於テモ優良ナル産繭地帯ヲ選定シ可成継続的ニ取引ヲ為シ得ル様留意アリタシ。」と述べている。特約組員には、乾繭組合や製糸組合等の産業組合の産繭処理統制強化が進む中で、財政赤字に悩む等の乾繭組合、組合製糸などの実態を十分に理解させること、また乾繭組合を利用する場合は、優良産繭地帯に限定することを求めている。

翌1938（昭和13）年2月25日に開催の片倉製糸工場長会議において、原料部長の指示事項<sup>(40)</sup>の中で「産繭処理統制法実施以来当社原料対策ノ根幹タル特約取引ノ情勢ヲ觀マスルニ逐年増大ノ一路ヲ辿リ現在ニ於テハ内地各工場ハ概ネ特約取引ニヨリ其ノ所要原料ヲ充足シ得ルニ至ツタニデアリマス…特約取引ノ進展ハ独り当社ノミニ止マラズ全国的デアリマシテ今ヤ繭処理形態ノ六割ニ達スル圧倒的勢力ヲ占ムルニ至リマシタ為ニ茲ニ勢ヒ他ノ処理形態トノ間ニ相剋摩擦ヲ激化スルニ至ツタコトハ誠ニ止ムヲ得ザルノ情勢ト申ス外ナイノデアリマス此間乾繭組合及ビ組合製糸ノ助成、生繭市場ノ救済等ヲ目的トスル官庁、団体ノ奨励、統制力ノ強

化或ハ一部蚕種製造者ノ策動、中小製糸業者ノ介在等ハ益々其ノ事態ヲ紛糾セシメ地方ニヨツテハ不法ニ特約ノ既得權益ヲ脅威侵害シ或ハ特約取引本来ノ使命遂行ニ当然附随スル蚕種ノ配給、指導ノ問題等ニ迄容喙スルニ至レル如キハ甚ダ遺憾トスルコロデアリマス 思フニ此ノ動向ハ今後全国的ニ益々深刻ナルベキヲ察知セラルルノデアリマス…」と特約取引の既得權益を侵害する深刻な事態に立ち入ったことを述べている。更に「蚕糸業組合法ノ制定以來養蚕關係団体ハ漸次其ノ体制ノ整備ヲ見ルニ至リ一面産業組合ノ拡充強化ト相俟ツテ所謂自治統制ノ美名ノ下ニ養蚕家ノ欲セザル処理形態ヲ強要シ或ハ蚕種ノ配給、技術ノ指導ノ統制權ヲ獲得セントスル動向特ニ顯著ナルモノガアルノデアリマス殊ニ甚ダシキハ最近某地方ニ於テ団体統制力ヲ濫用シ不振ナル産業組合ノ為其ノ組員ニ非ラザル一般養蚕者、特約養蚕者及營業製糸ニ対シ生繭ノ取引ニ応ジ手数料ヲ徴収シテ其ノ負債整理ニ充当セント企ツルモノアルニ至ツテハ其弊モ甚シト云ハネバナリマセヌ又蓋シ自治統制ニ藉口シテ行ハルル施設ノ多クハ委非不振ナル産業組合ノ救済策ニ非ズンバー一部野心家ノ策動ニ胚胎スルモノ尠クナイノデアリマシテ其ノ統制施設ハ妥当ヲ欠キ実情ニ即セズ常ニ物議ヲ醸スノデアリマス…」と述べ、更に特約組合・組員の産業組合への非加入指導や養蚕組合代議員総数の半数以上を特約組合関係より選出し、養蚕大衆の意図に背馳する組織、団体の不常決議を阻止すること、また地方有力者、各部門団体幹部等と密接な連絡を保ち、妥当ならざる計画・施設を未然に防止する方策を採用することの必要性を訴え、改めて養蚕業組合代議員の選出及び地方有力者、各部門団体幹部等との密接な連絡が特約強化政策の枢軸であると強調している。

上記指摘の手数料問題の具体的内容について

は、片倉製糸において、1929（昭和4）年に鳥栖製糸所が筑紫郡乾繭取引に対して、再度武井監督と鳥栖製糸所長・事務長にて折衝・打合せの結果、筑紫郡内にある片倉製糸特約組合の産繭に限り乾燥を省き、生繭にて鳥栖製糸所へ直送する、所謂従来通りの取引を行なうことに合議解決する。但し、その付帯条件として生繭100匁に対し、春1銭4厘、初秋1銭1厘、晩秋1銭の割合にて乾繭所に補助することとなった<sup>(41)</sup>。鳥栖製糸所は、同年3月22日に筑紫郡乾繭所問題について郡是製糸二日市出張所の主任・臼井喜八郎氏と会見していた。片倉製糸は、筑紫郡から次第に後退・撤退していくことになる。

大分製糸所の場合は、同年1月28日に「繭取引並養蚕同業組合手数料問題協調ノ為メ」、県下各養蚕組合代表者と（大分県蚕糸同業組合）製糸部会員との会合により、次の事項を協定する。1、製糸家特約組合買入所は、全部臨時市場と認め自由販売できること。2、手数料は、市場以外は生繭1貫匁に付3銭、特約組合は2銭以内にて寄付の形式に拠ること。

片倉製糸に限らず、製糸家にとって手数料支払いを強いられ、コスト増は避けて通れない事態が生じるようになった。製糸資本と乾繭組合との原料繭を巡る熾烈な獲得競争が激化していく。尚、鳥栖製糸所は、1927（昭和2）年9月26日に福岡県蚕種同業組合長・白水道夫氏及び筑紫郡技手中尾光造氏と片倉製糸及び福岡県下の養蚕組合と共同出資の福岡県是製糸会社設立に関して協議し、趣旨書を作成する<sup>(42)</sup>。この内容と結末は明らかでないが、この件については不首尾に終わったようである。

## おわりに

福岡県養蚕業は、1916（大正5）年に養蚕戸

数、桑園面積、収繭量何れも全国順位で下位グループに属し、その後1930（昭和5）年にかけて発展し、全国順位では中位グループに上昇する。昭和恐慌を境に福岡県養蚕業は後退を辿るが、1938（昭和13）年においても辛うじて全国順位で中位グループを確保していたのである。

養蚕戸数、桑園面積、収繭量、蚕種掃立枚数を指標に福岡県諸郡を主要養蚕地方、準養蚕地方、発展途上養蚕地方に分類すると、1916（大正5）年には主要養蚕地方として、朝倉郡、筑紫郡、三井郡、八女郡、糟屋郡の5郡（以上、筑前地方3郡、筑後地方2郡）、準主要養蚕地方として、宗像郡、浮羽郡、糸島郡、築上郡、鞍手郡の5郡（以上、筑前地方3郡、筑後地方1郡、豊前地方1郡）、発展途上養蚕地方として、嘉穂郡、早良郡、遠賀郡、三池郡、田川郡、京都郡、三潞郡、山門郡、企救郡の9郡（以上、筑前地方3郡、筑後地方3郡、豊前地方3郡）を挙げることができる。春蚕飼育以外に、夏秋蚕飼育の普及が進む。養蚕業の普及度が高い諸郡では、春・夏秋蚕飼育の集約的養蚕経営が盛んに行われていた。次いで、1930（昭和5）年には主要養蚕地方（朝倉郡、築上郡、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡～以上、筑前地方5郡、豊前地方1郡）、準主要養蚕地方（浮羽郡、八女郡、三井郡、京都郡～以上、筑後地方3郡、豊前地方1郡）、その他諸郡が発展途上養蚕地方に分かれる。主要養蚕地方として、朝倉郡、筑紫郡、粕屋郡に変化はなかったが、宗像郡、糸島郡、築上郡は準主要養蚕地方から主要養蚕地方へと上昇する。八女郡と三井郡は主要養蚕地方から準主要養蚕地方へと後退する。豊前地方から唯一築上郡が主要養蚕地方として台頭する。築上郡以外の豊前地方からは、京都郡が準主要養蚕地方として浮上する。1916年～1930年の間に福岡県養蚕業は、筑前地方諸郡（朝倉郡、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡）を中心

に拡大・発展を遂げたといえよう。その後、昭和恐慌を経て1938（昭和13）年に至ると、主要養蚕地方（朝倉郡、築上郡、三井郡、宗像郡、浮羽郡～以上、筑前地方2郡、筑後地方2郡、豊前地方1郡）、準主要養蚕地方（八女郡、筑紫郡、糟屋郡、糸島郡、京都郡～以上、筑前地方3郡、筑後地方1郡、豊前地方1郡）、その他諸郡が発展途上養蚕地方であった。朝倉郡と築上郡に変化はなかったが、三井郡と浮羽郡が準主要養蚕地方から主要養蚕地方に上昇する。筑紫郡、糟屋郡、糸島郡が主要養蚕地方から準主要養蚕地方に後退する。1930年代には主要養蚕地方として朝倉郡と築上郡は不動であったが、その他諸郡特に、筑前地方諸郡（筑紫郡、糟屋郡、糸島郡）に大きな変動が見られたのである。

農業戸数に占める養蚕戸数の比率についてみると、1916（大正5）年に福岡県平均8.1%に対して、全国平均31.9%である。福岡県には全国平均を上回る郡は皆無であり、最も高い比率でも朝倉郡の22.1%に止まる。福岡県養蚕業の普及は、全国的にみると遅れていたといえよう。次いで、1930（昭和5）年には福岡県平均は27.5%に上昇するが、全国平均39.6%には及ばない。県内で全国平均を上回る諸郡は、朝倉郡（64.0%）、宗像郡（57.4%）、築上郡（55.5%）、筑紫郡（49.4%）、糟屋郡（48.7%）、浮羽郡（41.7%）、糸島郡（40.9%）の7郡に増える。筑前地方4郡、筑後地方1郡、豊前地方1郡であった。筑前地方主要・準主要養蚕諸郡を中心とした養蚕業の普及・拡大が進んでいた。1938（昭和13）年に至ると福岡県平均は16.8%に大きく低下する。全国平均は、30.7%の低下に止まる。福岡県の低下率は、全国平均を上回る。農業戸数に占める養蚕戸数の比率が全国平均を上回る諸郡は、朝倉郡（48.2%）、築上郡（48.2%）、宗像郡（39.9%）、浮羽郡（31.5%）の4郡に減少する。筑前地方2郡、筑後地方1郡、豊前地

方1郡であった。1930年当時主要養蚕地方に属した筑前地方諸郡（筑紫郡、糟屋郡、糸島郡）は、養蚕業からの撤退が急増する。福岡県の一部諸郡は、農業戸数に占める養蚕戸数の比率が全国平均を上回っていたが、福岡県平均（従て、大部分の諸郡）は、1900年代以降1930年代にかけて一貫して全国平均を下回っているのである。全国的にみると、福岡県養蚕業の普及度の低さは、変わらずに推移していたものといえよう。

養蚕農家一戸当たりの桑園面積については、1916（大正5）年に福岡県平均2.0反に対して、全国平均2.6反である。福岡県平均は全国平均に及ばず、福岡県の桑園経営面積は、小規模であった。福岡県において全国平均以上の諸郡は、企救郡（5.4反）、田川郡（3.2反）、八女郡（2.8反）、三井郡（2.8反）、筑紫郡（2.7反）、三池郡（2.6反）、京都郡（2.6反）の7郡である。豊前地方3郡、筑後地方3郡、筑前地方1郡であった。上記7郡中5郡が発展途上養蚕地方である。次いで、1930（昭和5）年には福岡県平均2.3反に上昇するが、全国平均3.2反との格差が広がる。1916～1930年に福岡県平均が0.3反増に対し、全国平均は0.6反増の2倍の開きが生じていた。同年に福岡県において全国平均を上回る諸郡は、皆無である。1916年に全国平均を上回っていた7郡の内、筑紫郡のみが0.3反増して3.0反に拡大するが、その他6郡は全て減少していた。即ち、企救郡が2.0反、田川郡が2.3反、八女郡・三井郡2.3反、三池郡1.7反、京都郡1.5反に低下する。最大でも宗像郡の3.1反に止まる。1938（昭和13）年においては、福岡県平均は、2.4反に微増する。全国平均は、増減なく3.2反を維持する。福岡県平均と全国平均の開差が依然として存続する。福岡県において、全国平均以上の諸郡は、企救郡（3.5反）、嘉穂郡（3.2反）の2郡に過ぎない。企救郡と



嘉穂郡において、最も有力な特約製糸は、前者が片倉製糸、後者が片倉製糸、次いで鐘紡製糸であった。福岡県の養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、1916～1938年にかけて一貫して全国平均を下回り、福岡県の桑園経営面積の小規模性が特徴的であった。

養蚕農家一戸当たりの収穫量は、1916（大正5年）に福岡県平均17貫650匁に対して、全国平均32貫325匁である。全国平均は、福岡県平均の1.8倍という大差が付いていた。福岡県の平均産繭規模は、全国平均に比べて大分劣るといえよう。福岡県において全国平均を上回る諸郡は、三井郡（35貫446匁）のみであった。次いで、1930（昭和5）年には福岡県平均は39貫639匁に増加するが、全国平均48貫043匁との間には大きな開差が生じている。両者の生産規模格差は、依然として歴然であった。但し、1916～1930年に福岡県平均の増加率2.2倍は全国平均1.5倍を上回り、両者の生産規模格差は、1916年の14貫675匁から1930年の8貫404匁に縮小する。1930年に福岡県において全国平均を上回る諸郡は、筑紫郡（61貫262匁）と朝倉郡（54貫510匁）に過ぎない。1938（昭和13）年に至っては、福岡県平均は、38貫818匁に微減する。全国平均は、44貫348匁に減少する。全国平均を上回る福岡県諸郡は、朝倉郡（56貫719匁）と筑紫郡（46貫665匁）のみである。全国平均の減少率7.7%に対し、福岡県平均の減少率が2.1%に止まり、両者の生産規模格差は5貫530匁に縮小するとはいえ、福岡県平均は、依然として全国平均を下回る。福岡県の養蚕農家一戸当たりの収穫量は、1916～1938年を通じて一貫して全国平均を下回り、福岡県の養蚕農家産繭規模の小規模性が特徴的であるといえよう。

養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数（年間）は、1916（大正5）年に福岡県平均1.38枚に対

して、全国平均3.26枚である。福岡県平均と全国平均の間に1.88枚の格差があり、福岡県の蚕種掃立規模は全国平均との隔たりが大きい。福岡県において全国平均を上回る諸郡は、皆無であった。福岡県諸郡の中で最も高い養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数は、三井郡の2.51枚に止まる。次いで、1930（昭和5）年には、福岡県平均は、4.53枚増の5.91枚に急増する。全国平均は、福岡県平均を上回る、5.1枚増の8.36枚に上る。全国平均と福岡県平均の蚕種掃立規模格差は更に拡大し、2.45枚に開く。福岡県において全国平均を上回る諸郡は、筑紫郡（8.38枚）のみであった。1938（昭和13）年に至ると、福岡県平均は、57.11グラム（10グラム＝1枚換算で5.71枚）に3.4%減少する。全国平均は、75.49グラム（10グラム＝1枚換算で7.55枚）に9.7%減少する。減少率では福岡県平均は、全国平均を下回る。養蚕農家一戸当たりの収穫量と同様の傾向である。福岡県において全国平均を上回る諸郡は、朝倉郡（85.08グラム）のみである。福岡県の養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数は、1916～1938年において一貫して全国平均を下回っており、福岡県の蚕種掃立規模は、小規模であったことが特徴といえよう。

桑園反当たり収穫量（年間）は、1916（大正5）年に福岡県平均8貫931匁に対して、全国平均12貫263匁である。全国平均と福岡県平均の収穫量格差は3貫332匁あり、福岡県の養蚕業生産力の低さが際立つ数値である。福岡県においてこの全国平均を上回る諸郡は、浮羽郡（12貫837匁）と三井郡（12貫778匁）の筑後地方2郡のみであった。次いで、1930（昭和5）年には福岡県は約2倍の17貫532匁に急増する。1916年比8貫601匁の増加である。全国平均は、1.2倍の14貫907匁であった。1916年比2貫644匁の増加に止まる。福岡県の桑園反当たり収穫量は1916～1930年間に急激に増加し、全国平

均を上回るまでになったのである。福岡県平均と全国平均の差は、2貫625匁である。但し、この逆転は、既に1920（大正9）年から始まっていた。福岡県において全国平均を上回る諸郡市は、久留米市（24貫913匁）、山門郡（24貫396匁）、浮羽郡（23貫005匁）、築上郡（21貫904匁）、筑紫郡（20貫169匁）、朝倉郡（20貫148匁）、三潞郡（20貫086匁）、大牟田市（19貫172匁）、糟屋郡（17貫989匁）、三井郡（17貫330匁）、京都郡（16貫077匁）、福井市（16貫010匁）、若松市（15貫667匁）、宗像郡（15貫169匁）、三池郡（14貫934匁）の15郡市に上る。筑後地方7郡市、筑前地方6郡市、豊前地方2郡であった。上記20貫以上の郡市は7郡市を占め、特に筑後地方に多く見られる。昭和恐慌を経た1938（昭和13）に至ると、福岡県平均は、15貫982匁である。1930年比1貫550匁の減少であった。全国平均は、13貫695匁である。1930年比1貫212匁の減少であった。福岡県平均と全国平均には2貫287匁の差が生じている。福岡県において全国平均を上回る諸郡市は、久留米市（28貫242匁）、浮羽郡（24貫436匁）、築上郡（19貫218匁）、三潞郡（19貫176匁）、山門郡（19貫147匁）、朝倉郡（18貫722匁）、三井郡（17貫790匁）、飯塚市（17貫500匁）、筑紫郡（16貫737匁）、門司市（16貫667匁）、三池郡（14貫547匁）の11郡市であった。筑後地方6郡市、筑前地方3郡市、豊前地方2郡市である。上記20貫以上の郡市は、筑後地方の2郡市であった。福岡県の桑園反当たり収繭量は、1920年以降全国平均を下回ることなく、一貫して高い蚕繭生産力を確保していたのである。福岡県の養蚕規模は小さく、全国平均を下回り続けていたが、養蚕生産力に関しては全国平均を上回る新たな事態が生じるようになった。こうした動向が福岡県養蚕業に新たな特質を付与することになる。

掃立蚕種一枚当たりの収繭量（年間）は、1916（大正5）年に福岡県平均12貫808匁（蚕種1枚＝100蛾換算）に対して、全国平均9貫915匁（同）である。福岡県平均が全国平均を上回り、その格差は2貫893匁の開きがあった。統計上明らかな限り、既に1900年代より掃立蚕種一枚当たりの収繭量は、福岡県平均が全国平均を上回っていたのである。「福岡農法」の普及は、その一環として養蚕業分野においては福岡県型養蚕業ともいべき多肥投入を中心とする生産力の高さを早期に実現していたのである。福岡県養蚕業は、「福岡農法」の普及を礎に独自の発展を遂げたものといえよう。

福岡県において全国平均を上回る諸郡は、第1位の築上郡（14貫802匁）から第14位の浮羽郡（10貫380匁）までの14郡に上る。福岡県19郡中14郡までが全国平均を上回っていたのである。筑前地方6郡、筑後地方5郡、豊前地方3郡の内訳である。福岡県平均を上回る諸郡は、筑後地方3郡（三潞郡、八女郡、三井郡）、豊前地方2郡（築上郡、企救郡）、筑前地方2郡（朝倉郡、筑紫郡）であった。特に筑後地方に高位生産力諸郡が集中する。次いで、1930（昭和5）年には、福岡県平均6貫712匁（蚕種1枚＝28蛾換算）に対して、全国平均5貫746匁（同）である。1916年に引続き福岡県平均が全国平均を上回る。両者の差額は、966匁（100蛾換算では3貫450匁）になる。福岡県において全国平均を上回る諸郡市は、第1位の築上郡（7貫464匁）から第20位の三潞郡（5貫789匁）までの20郡市に上る。養蚕業を営む福岡県25郡市中20郡市が全国平均を上回っていたのである。筑前地方9郡市、筑後地方6郡市、豊前地方5郡市であった。福岡県平均を上回る諸郡は、豊前地方3郡（築上郡、京都郡、企救郡）、筑前地方3郡（筑紫郡、糟屋郡、朝倉郡）、筑後地方2郡（山門郡、三池郡）である。高位生

産力諸郡は、県内各地方に分散する。1938（昭和13）年に至ると、福岡県平均（蚕種一枚＝10グラム換算）は、6貫797匁である。全国平均（同）は、5貫875匁であった。福岡県平均が全国平均を922匁上回る。福岡県において全国平均を上回る諸郡市は、第1位の門司市（11貫628匁）から第26位の山門郡（5貫909匁）の26郡市に上る。養蚕業を営む福岡県28郡市中26郡市が全国平均を上回っていたのである。筑前地方14郡市、筑後地方7郡市、豊前地方5郡市であった。豊前地方1郡（田川郡）、筑後地方1市（大牟田市）以外は、全て全国平均を上回る。福岡県平均を上回る諸郡市は、筑前地方6郡市（筑紫郡、嘉穂郡、若松市、遠賀郡、糟屋郡、宗像郡）、豊前地方4郡市（門司市、企救郡、京都郡、小倉市）、筑後地方3郡（八女郡、三潁郡、浮羽郡）であった。高位生産力諸郡市は、筑前地方中心に豊前地方、筑後地方に分散している。

福岡県には地元資本以外に県外大製糸資本の山十組（山十製糸、後に経営破綻）、郡是製糸、若林製糸などが進出する。筑紫郡に山十組二日市町製糸場、浮羽郡に若林製糸大石工場（筑豊製糸継承）、築上郡に郡是製糸宇島工場（築上製糸継承）を各設立する。上記福岡県内三大製糸以外に、福岡県を購繭地とする県外大製糸資本の片倉製糸（鳥栖製糸所、大分製糸所、宇佐製糸所）、鐘紡製糸、豊中製糸、小口組、肥後製糸、出水製糸などが存在する。福岡県において日本三大製糸の片倉製糸、郡是製糸、鐘紡製糸が原料繭争奪戦を展開する修羅場であった。

郡是製糸は、宇島工場、梁瀬工場（兵庫県朝来郡）乃至宇島工場二日市乾繭場（筑紫郡二日市町）、熊本工場（熊本市）別に福岡県内購繭区域を分割する。1930（昭和5）年には宇島工場が築上郡と京都郡、梁瀬工場が筑紫郡、福岡市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、嘉穂郡、八女郡、

久留米市を各購繭区域とする。1934（昭和9）年には宇島工場が築上郡と京都郡、熊本工場が三池郡、そして梁瀬工場に代わり二日市乾繭場が福岡市、八女郡、三井郡、朝倉郡、糟屋郡、筑紫郡、嘉穂郡を各区域とする。

片倉製糸は、鳥栖製糸所（佐賀県）が福岡県内では朝倉郡、糸島郡、糟屋郡、三井郡、浮羽郡、田川郡などを購繭地盤（特約地盤）とする。宇佐製糸所（大分県宇佐郡）は、福岡県内では築上郡、京都郡（1927年大分製糸所に移管）、企救郡（1929年に大分製糸所に移管）を原料繭地盤とし、大分製糸所（大分県大分市）は、京都郡（1927年宇佐製糸所より移管）、田川郡（後、鳥栖製糸所に移管）、企救郡（1929年宇佐製糸所より移管）を購繭地盤（特約地盤）とする。

福岡県内において郡是製糸が他の製糸資本と競合する購繭地方について日本の三大製糸を中心にみると、片倉製糸は、1930（昭和5）年に京都郡、糟屋郡、筑紫郡を中心に築上郡、嘉穂郡、八女郡、久留米市から購繭していた。片倉製糸が購繭量首位の諸郡市は、京都郡、糟屋郡、筑紫郡、嘉穂郡、久留米市であった。築上郡は郡是製糸が首位であり、八女郡は山十製糸が首位であった。1937（昭和12）年には朝倉郡を中心に、次いで三井郡、糟屋郡、三池郡、築上郡、八女郡、京都郡を特約地盤としていた。上記7郡の中で朝倉郡購繭量は、片倉製糸の福岡県内購繭総量107,316貫の50.0%を占めており、朝倉郡が片倉製糸の最大の特約地盤であった。

郡是製糸は、1930（昭和5）年に築上郡を中心に、次いで筑紫郡、朝倉郡、糟屋郡、三井郡、京都郡、八女郡、嘉穂郡、福岡市、久留米市の県内10郡市から購繭していた。特に郡是製糸が宇島工場設置の築上郡からの購繭量は、郡是製糸の福岡県内購繭総量の61.8%を占めており、築上郡が郡是製糸の最大の特約地盤であった。

築上郡と筑紫郡の合計購繭量は、郡是製糸の福岡県内購繭総量の80.2%に達する。1937（昭和12）年には郡是製糸は、築上郡を中心に次いで朝倉郡、三井郡、八女郡、筑紫郡、糟屋郡、京都郡、宗像郡、三池郡、福岡市の県内10郡市から購繭する。就中郡是製糸は、築上郡からの購繭量が福岡県内購繭総量の46.4%を占め、1930年同様に築上郡が郡是製糸の最大の特約地盤であった。築上郡と朝倉郡の合計購繭量は、郡是製糸の福岡県内購繭総量の63.1%に上る。

鐘紡製糸は、1933（昭和8）年に八女郡と朝倉郡を中心に、次いで糟屋郡、三井郡4郡から購繭している。翌1934（昭和9）年には三井郡、築上郡、朝倉郡を中心に八女郡、糟屋郡合わせて5郡から購繭していた。前年より八女郡と糟屋郡からの購繭量は減少し、特に八女郡からの購繭量は急減し、上記5郡合計購繭量の13.5%に過ぎなくなる。1937（昭和12）年には朝倉郡と三井郡を中心に、次いで宗像郡、糟屋郡、八女郡、築上郡、筑紫郡、三池郡8郡から購繭する。朝倉・三井両郡からの合計購繭量は、鐘紡製糸の購繭総量の55.8%を占める。

昭栄製糸は、1937（昭和12）年に朝倉郡を中心に、次いで三井郡、糟屋郡、三池郡の4郡から購繭していた。朝倉郡からの購繭量のみで、昭栄製糸の購繭総量の70.9%に達する。これに三井郡からの購繭量を加えると、昭栄製糸購繭総量の85.4%に上る。

若林製糸は、1937（昭和12）年に三井郡と朝倉郡を中心に、次いで糟屋郡、宗像郡、三池郡5郡から購繭する。三井郡と朝倉郡からの購繭量合計は、若林製糸の購繭総量の71.0%に及ぶ。

豊中製糸は、1937（昭和12）年に築上郡のみから購繭する。豊中製糸と郡是製糸の築上郡からの購繭量を合わせると、築上郡上繭産繭総量の52.2%を占める。

乾繭倉庫（乾繭組合）の各郡市上繭産繭総量に占める繭取扱量比率は、1937（昭和12）年に筑紫郡83.1%、宗像郡73.2%、福岡市72.2%、京都郡66.5%、八女郡63.1%を占め、上記郡市においては、乾繭取引が主要取引形態となっていたことが分かる。その中で、朝倉郡22.3%、築上郡30.3%と低く、両郡においては特約取引が主要取引形態であった。筑紫郡に代表される福岡県乾繭取引の拡大は、筑紫郡に顕在化する養蚕業の後退に見られる如く、養蚕業の発展に直ちに結びつく取引形態とはいえないようである。朝倉郡は、片倉製糸、昭栄製糸、鐘紡製糸の福岡県内最大の特約地盤であり、若林製糸の主要特約地盤であった。築上郡は、郡是製糸と豊中製糸最大の特約地盤である。三井郡は、片倉製糸の主要特約地盤であり、若林製糸最大の特約地盤である。片倉製糸と若林製糸の三井郡からの購繭合計量は、三井郡上繭産繭総量の59.2%を占め、これに鐘紡製糸と昭栄製糸及び郡是製糸の購繭量を合わせると、同94.2%に達する。

昭和恐慌を経て福岡県養蚕業が縮小・後退する中で、1937（昭和12）年に筑紫郡を始めとして福岡県内諸郡市で乾繭組合の発展がみられたとはいえ、朝倉郡、築上郡、三井郡などの諸郡では乾繭取引は限られており、特約製糸との取引の中で養蚕業の衰退を抑制し、養蚕業の堅実な歩みを確保することができたものといえよう。「福岡農法」の普及によって福岡県型養蚕業の独自の発展を辿り、昭和恐慌後の1930年代において特約製糸との取引拡大が乾繭取引（乾繭組合）が支配的な地方に比べ更なる発展局面を切り開くことができた事例を朝倉郡、築上郡、三井郡などの諸郡の中に見出すことができよう。乾繭取引（乾繭組合）の盛んな諸郡市においては、養蚕業発展の展望を見出すことは困難であるといえよう。

註

- (1) 福岡県の蚕糸業に関しては、拙稿「片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制—九州蚕種株式会社を事例に—」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第51号、2017年）、拙稿「片倉製糸の西日本における繭特約取引の展開」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第39号、2005年）、拙稿「片倉製糸の九州地方における貨物自動車輸送」（専修大学社会科学研究所『社会科学研究所月報』第525号、2007年）において言及している。本稿において、福岡県養蚕業に関して特に断らない限り上記拙稿に拠る。
- (2) 『大正5年福岡県統計書』（勸業）、1頁。
- (3) 養蚕戸数（春蚕戸数）、桑園面積、収繭量の各郡別順位の内、上記養蚕業指標の2つ以上で第1位～第5位を占めている上位5郡を主要養蚕地方、同じく第6位～第10位を占めている5郡を準主要養蚕地方、同じく第11位～第19位を占めている9郡を発展途上養蚕地方と区分した。
- (4) 『福岡県史』通史編 近代 産業経済（二）、西日本文化協会、1990年、154頁。
- (5) 同上、147頁。
- (6) 『大正五年二月 蚕糸業ニ関スル参考資料（第三次）』農商務省農務局、1916年、202頁。
- (7) 片田銀五郎編『蚕糸要鑑』大日本蚕糸会、1926年、68頁「四、春蚕戸数及蚕種掃立枚数（春蚕、夏秋蚕別）」より算出。養蚕実戸数を分母として算出すると、養蚕農家一戸当たりの蚕種掃立枚数は3.26枚である。以下、掃立蚕種一枚当たりの収繭量（年間）の全国平均も同書に依る。
- (8) 前掲拙稿「片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制—九州蚕種株式会社を事例に—」109頁。
- (9) 以下の叙述は、『福岡県史』近代資料編 福岡勸業雑誌、西日本文化協会、1991年、に依るところが多い。『福岡県史』近代資料編 林遠里・勸農社、西日本文化協会、1992年参照。
- (10) 『福岡県史』近代資料編 福岡農法、西日本文化協会、1987年、48 - 50頁。
- (11) 同上、94 - 95頁、97 - 99頁。
- (12) 長岡哲三編『昭和八年版 蚕糸年鑑』日本中央蚕糸会、1933年、6頁。
- (13) 『昭和五年版 蚕糸統計年鑑』蚕糸業同業組合中央会、1930年、16頁。
- (14) 前掲長岡哲三編『昭和八年版 蚕糸年鑑』14頁。福岡県の桑園は、1919年頃に全て根刈仕立法に依り、その種類は市平、魯桑、白桑、改良魯桑、鼠返等の早・中種が大部分を占め、晩生桑は年々減少傾向にあった（『福岡県ノ副業』福岡県産業課、1921年、112頁）。
- (15) 同上、12頁。福岡県の桑園施肥は、1919年頃に厩肥、堆肥、稗藁類、緑肥等の自給肥料のほか、購入肥料として大豆粕、油粕その他人造肥料を使用していた（前掲『福岡県の副業』113頁）。福岡県養蚕業の発展に伴い、購入肥料の使用が増加したことであろう。福岡県の自給肥料と購入肥料の使用割合（貨幣換算）は、明治期～昭和初期には自給肥料の方が高かったという（前掲『福岡県史』通史編 近代 産業経済（二）、201頁）。
- (16) 『福岡県ノ副業 其五』福岡県産業部、1925年、73 - 88頁。
- (17) 『第八次全国製糸工場調査』農商務省農務局、1919年、226頁。
- (18) 『第九次全国製糸工場調査』農商務省、1923年（『明治前期産業発達史資料』別冊64（2）、明治文献資料刊行会、1970年、203 - 204頁）。
- (19) 『大正五年二月 蚕糸業ニ関スル参考資料（第三次）』農商務省農務局、1916年、202頁。
- (20) 『第十次全国製糸工場調査』農商務省農務局、1926年（『明治前期産業発達史資料』別冊64（3）、明治文献資料刊行会、1970年、188 - 189頁）。
- (21) 『第十一次全国製糸工場調査』農林省蚕糸局、1929年、227 - 228頁。集計値の誤りを修正した。
- (22) 『昭和十一年度全国器械製糸工場調査』農林省蚕糸局、1939年、180頁。
- (23) 本稿において使用する郡是製糸の内部資料は、以下の通りである。『昭和貳年度 購繭歩合調査 原料課』、『昭和参年度 購繭歩合調査 郡是製糸株式会社原料課』、『昭和四年度 購繭歩合調査原稿 原料課』、『昭和五年度 購繭歩合調査 郡是製糸株式会社原料課』、『昭和八年度 購繭歩合調査 郡是製糸株式会社原料課』

- 課』、『昭九年度 購繭歩合調査 郡是製糸株式会社原料課』、『昭十年度 購繭歩合調査 郡是製糸株式会社原料課』、『昭12年度 購繭歩合調査 郡是製糸株式会社原料課』、『昭十三年度 購繭歩合調査表 原料課』。
- (24) 『九州之蚕糸業』大日本蚕糸会大分支部、1927年、13頁。
- (25) 『第十一次全国製糸工場調査』農林省蚕糸局、1929年、230、236頁。『昭和七年度全国器械製糸工場調査』農林省蚕糸局、1934年、280、284頁。以下、福岡県内主要繭購入製糸会社については、上記資料に依る。
- (26) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (27) 『昭四年度 重要記録 片倉製紡績会社』。
- (28) 『昭和四年十二月 繭移動及処理状況並特約組合ニ関スル調査』農林省蚕糸局、1930年。
- (29) 「昭四年度特約組合ニ関スル調査比較」(『昭和五年自十五日至二月十八日 所長会議記録 片倉製糸紡績会社庶務課』所収)。
- (30) 『昭和八年十二月 繭処理並特約取引ニ関スル調査』農林省蚕糸局、1934年。
- (31) 『昭和十一年四月 繭処理並特約取引ニ関スル調査』農林省蚕糸局、1936年。
- (32) 『昭和十三年九月 産繭処理状況ニ関スル調査』農林省蚕糸局、1937年。
- (33) 『昭五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。以下同。
- (34) 『昭六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (35) 『昭四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。常置技術員は、特約組合区域を統括し、組合配給の取次品、肥料、養蚕資金の申請等を行なう。
- (36) 同上。
- (37) 『昭六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社』。
- (38) 『昭和十年二月 所長会議記録 庶務課』。
- (39) 『昭和十二年二月 工場長会議記録 庶務課』。
- (40) 『昭和十三年二月 工場長会議記録』。
- (41) 『昭四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (42) 『昭二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。

# 法・正義・暴力——法と法外なもの

西角 純志

## 1. 問題の所在

フランツ・カフカの『訴訟』(Der Prozeß)に挿入されている「掟の門」という寓話は、接近不可能な物語として知られている。だが、法と「法外なもの」という視点から考察する時、有益な論点を呈示している。すなわち、法と法外なものを線引きする「境界」は何かという問題である。「法外なもの」として扱われた者たちが、自らを法の外部に追いやっている法に向き合う時、直面する問題はまさにこれである。それゆえ、「法外なもの」として扱われた者たちは、批判の対象を法それ自体に向けるのではなく、法や掟の前の社会的な偏見や差別に向けているのだ。法に対する批判が困難なのは、批判の対象である法が無傷のままに批判後も存続し続けているからに他ならない。それどころか、法にとって法の外部に追いやられた「法外なもの」こそが、非合理的であったという論理が構築されてしまうのだ。法に対する批判を困難にしている問題は、「法外なもの」は、法それ自体が産み出しているにもかかわらず、法を批判するためにこの問題を解こうとすると法が批判の対象から逃れてしまうということだ。法は、境界を画定し、境界の画定によって「法外なもの」を排除する力を行使する。この法と「法外」なもののパラドックスを見極めることこそが、法批判を困難にしている問題に対して応え、ようやく法を批判の俎上に挙げることになるのではなかろうか。この問いに答えるためにはデリダの『法の力—権威の神秘的基礎』(1994

年)』が有益だと考える<sup>(1)</sup>。

デリダの『法の力』の議論で重要な要因となるのが「暴力」の問題である。法の「執行可能性」(enforceability)には、力が含まれているからである。すなわち、法と暴力とは不可分なものである。デリダは、法が実効性をもつものとして存在すること自体に、「法外なもの」を、法が設定する境界の外へ遺棄する力が内在しているとしている。デリダは、正義が法=権利でないとし、「正義」を決して同一の平面上に立つことのできない他者との関係で「法の脱構築」を通じて探求している。デリダは、法そのものに内在する他者を排除する力を洞察した上で、正義を「法外な他者」とのあいだでこそ語られるべきものだというのだ。

デリダにおける正義の問題を考える場合一番大きなモチーフになるのは他者の問題である。「応答可能性」や「責任」といった問題は、他者がいてはじめて問題になるからである。すなわち、正義の問題は、他者の問題である。デリダやレヴィナスのいう他者とは、本質的には了解不可能性をもつ問題である。それは、ヘーゲル的な意味での自己と他者の相互承認ではなく、自己に対してある根源的な異質性をもった存在が他者である。他者と自己の間の了解性が自己を産み出し、了解不可能な他者の存在は、同一性としての自己を根源的に脅かす。「応答可能性」(responsabilité/Verantwortung)とは、まずもって他者からの呼びかけに応答する「責任」である。「すべての他者はまったき他者」という開かれた単独性において眼の前の他者

との非対称的な関係へと踏む込み、誰も代わることができない仕方での呼びかけに応じることなのである。他者を眼の前にし、他者を無視することも、手を差し伸べることも他者に対する応答なのだ。すなわち、「応答可能性」とは、「応答しないことができない」ということに他ならない。言い換えれば、他者に対して、「無関係ではないこと」、「無関係でいることができない」ような状態である。デリダによると、他者に応えることは、他者がそこにいることを認め、自分が「今ここにいる」ことを表明することである。他者に対して自分がここにいることを伝えるとは、他者に対する自分の「応答可能性」を、すなわち、「責任」を表明することである。デリダは、他者に対する「責任」を引き受けることを「法の脱構築」を通じて「正義」(justice/Gerechtigkeit)へと向かう出発点と捉えている。そして、他者への応答は、「法の脱構築」という形で遂行される。つまり、他者から正義への呼びかけを聴き届け、それに応える形で既存の法を、一時停止＝宙吊りし、法に新たな正義を体現させようとすることによって、他者に対する責任が引き受けられるのである。デリダは、そのような他者に応答し、正義を実現させようとする際に避けることのできない困難を「責任のアポリア」として描いている。無限に正義であるような仕方では他者に対する責任を全うすることはできない。ある他者に対して応えようとするとき、それ以外の他者たちを犠牲にして、その他者に対して不正を働いてしまうからだ。他者に応答することを通じて、来たるべき「正義」へ向かうとは、「責任のアポリア」を耐え抜くことである。

本稿は、上記の問題関心に対して回答を与えるために次のような構成をとって探究する。まず、2.においてデリダの『法の力』(1994年)における「掟の神秘的基礎」という概念に着目

し、掟＝法には法を遵守させ、信奉させるという「行為遂行的な力」が作動していることを示す。3.ベンヤミンの『暴力批判論』(1921年)の議論を参照し、法と法外なものを画定する境界線を探る。加えて、警察と刑罰の領域における死刑について考察する。4.死刑制度をめぐるデリダとカントの議論の論点を整理し、「同害報復」の原理及びその逆説性について論じる。5.正義の法外性と神的暴力との関係を論じ、クルト・ヒラーの命題を検討する。6.最後に、正義の担い手とその可能性について考察する。

## 2. 掟の神秘的基礎

デリダは、『法の力』において「法の脱構築」を展開するにあたり、「掟 (loix) が信奉されているのはそれらが正義にかなうからではなく、それらが掟であるからだ」というモンテーニュの『エッセー』の言葉を引いている<sup>(2)</sup>。モンテーニュによれば、ただそれが「掟である」という同語反復的な「神秘的基礎」以外に掟の基礎はなく、掟はそれ自体として正義に基づくものではありえない。デリダは、むしろそのような掟が、「掟である」こと、すなわち法が拘束力をもった「掟」として存在することそれ自体のうちで「解釈する暴力」(violence interprétative)というべき決して正当化しえない力が働いていることを明らかにしている。デリダにとってモンテーニュのいう掟の権威の「神秘的基礎」(fondement mystique)とは、法がその存立の根底において、力や権力や暴力といったものと、より内的で複雑な関係を保ち、これらの力に保証を与えることができないことを意味する。法にこのような正当化しえない力が内在することは、法が人々の「掟」であり続ける間は決して問い質されることはない。自明の「掟」であるかぎり、その「基礎」にある力は、「神秘」で



あるに留まるのである。法の「神秘的基礎」をなす力が「解釈」であるというのは、法というものが「法解釈」が行われることによって初めて効力のある「法」として作動し始めるからである。「解釈」とは、法として語られた言葉がある状況へ適用することに他ならない。法を解釈するとは、基本的にある具体的な状況を前にして、ある言葉を、その状況に妥当するものとしてつねに新しく見出し、それを当事者に対して効力あるものとして状況に当てはめることである。デリダによると法がこのような適用としての解釈とともに、常に新たに効力ある「法」として出現する時、すなわち、法が「正義」を語り始める時、「行為遂行的な力」(force performative)を發揮するからである<sup>(3)</sup>「行為遂行的な力」とは「つねに解釈の力であり、信奉するよう訴えかける力」である。法の解釈は、その法を支配する場を現出させ、人々にそれを遵守させようとするのである。法が「正義」を語るとは何よりもまず、その法に則った特定の行動へ人々を強制する力をもつような発話行為なのだ。「法を信奉する」ことのうちには、その法が、ある状況へ向けて語り出されるその瞬間ばかりでなく、将来にわたって同じように解釈され、同じ拘束力を發揮することを要求することが含まれている。法の解釈がその法の支配下に置かれる人々に及ぼす力は、特定の行動を強制したり禁止したりするばかりでなく、その強制力をもった法が、つねに「正義」をなすものであることを信じ込ませる。すなわち、その前提を問わないことを命ずる力でもあることになる。一つの法の出現とは、その法が「自分の声を聴く」反復への約束が自明のこととして共有されることなのである。デリダによると人々に対して特定の行動を強制し、しかも自己自身の「正義」の自明性を信奉することを強いる「解釈」の力が、一つの「法」の言葉が効力あ

る法として作動しはじめる時に常に働き、人々に及んでいるというのである。ある「正義」を語る法の力とは、それ自体としては人々を正義に向かわせるものではなく、むしろ、「信奉するよう訴えかける力」として、法の自己保存に人々を有無を言わず巻き込むものだからである。だからこそデリダは、法の力を「解釈する暴力」と呼んでいるのだ。デリダが参照しているのが、ベンヤミンの『暴力批判論』(1921年)である。

### 3. 法と「法外なもの」の境界線

ベンヤミンの『暴力批判論』は、相互に依存しあう法と暴力を究極的には国家暴力を廃止することを目標にしている。そのために「暴力と法と正義との関係を叙述すること」<sup>(4)</sup>から出発している。法と暴力の関係を明らかにし、法自体を批判的に問い返そうとしているのである。法と暴力が対立的なものではなく、法そのものが他者への暴力を不可避に孕むことを論じている。正しい目的を実現する手段として用いられる限りにおいて暴力は正当化され、また暴力が適法に用いられる限りにおいて目的の正しさも保証される。これは自然法(Naturrecht)と実定法(positives Recht)から根拠づけられているものである。「自然法は、目的の正しさによって手段を『正当化』しようとし、実定法は、手段の適法性において目的の正しさを『保証』しようとする<sup>(5)</sup>」。すなわち、正当な目的と適正な手段とは相互依存関係にあり、互いに双方を保証しているのだ。ベンヤミンは、「自然法」と「実定法」を対置しながら、「正当な目的は適正な手段を通じて達成され、適正な手段は正当な目的に向けて用いられる」<sup>(6)</sup>という基本的ドグマを指摘している。

だが、「正当な目的」と「適正な手段」とが

相反する場合、解決不可能な二律背反の問題が生じる。「目的なき手段」としての法が立てられる時、適法と不法の基準に基づいて法による暴力の独占という事態が生じる。すなわち法の自己目的化である。法それ自体の目的を守るのではなく、法そのものを守る事が目的となるのだ。

ベンヤミンの『暴力批判論』によれば、法には二つの暴力がある。ひとつは、法を措定する暴力 (Rechtsetzende Gewalt) であり、もう一つは法を維持する暴力 (Rechtserhaltende Gewalt) である。両者は、「神話的暴力」(mythische Gewalt) である。人間は、神から運命を罪として科せられており、罪の償いをしなければならない。人間と神との間に境界線を引く力は、デモーニッシュな力であり、それによって罪と罰の連関が生まれるからである。すなわち、法=掟は、「神話的暴力」を顕現させ、人々を罪と罰の連関のなかに封じ込めるといったのだ。では、法を措定することが何故、暴力と機能するのか。法が新たに措定される時、何らかの合理的な根拠から論理的に導きだせるのではなく、単に無根拠な決断が下されるからに過ぎないからである。措定された法が実際に正義にかなっているという保証はないのである。だからこそ、措定された法は自らが正義にかなっているのだと解釈し、これを信奉するように訴えざるをえない。すなわち、法は正義だと宣言するという行為を遂行することで自らの正しさを基礎づける他ないのである。法を措定して正義にかなうようにしているのは、根拠なく法の正統性を宣言する「行為遂行的な暴力」に他ならないのである。

「法措定における暴力の機能は、次の意味で二重なのだ。たしかに法措定は暴力を手段とし、法として設定されるものを目的として追及するのだが、しかしその目標が法として設定された

瞬間に暴力を解雇するわけではなく、いまこそ厳密な意味で、しかも直接的に、暴力を——暴力から自由でも独立でもなく、必然的・内面的に暴力に結びついている目的を、権力の名のもとに法として設定することによって——法措定の暴力とする。法の措定は権力の措定であり、そのかぎりでは、暴力の直接的宣言の一幕にはかならない<sup>(7)</sup>。「法措定暴力」は、境界を設定し、固定化する。この境界線を踏み越えてしまった者は罪を犯したことになり、贖罪を要求される。ベンヤミンがその例として挙げているのが「警察」と「刑罰」の領域における「死刑」である。

「警察は、たしかに法目的のための(処分権をもつ)暴力だが、それと同時に、広範囲にわたって法的目的をみずから設定する権限(命令権)をもっている。……その非道さは、法措定暴力と法維持暴力との分離がなされなくなる。……警察暴力は法を措定する——というのは、その特徴的な機能は法律の公布ではないが、公的な効力をもつと主張するありとあらゆる命令の発動なのだから。また、警察暴力は法を維持する——というのは、法的目的の御用をつとめるから」<sup>(8)</sup>。

刑罰の適用は、罪が存在するからというのが法の論理である。その罪を生み出すのは法である。刑罰が適用されるがゆえに罪となるのである。だが、ベンヤミンによれば、罪があらかじめ存在していて、それに対して「刑罰」が適用されるのではなく、むしろ法を实体化する「刑罰」がまずあって後に罪が生み出されるとする。「刑罰」の目的は、法秩序を脅かす恐れのある罪から法を守ることでありとされるが、法の目的は、自己言及的である。法秩序が守られ維持されなければならない理由は、それが法であるからという以外には存在しない。ベンヤミンによると法の「神話的暴力」は、みずから「神話」であり続けるために、つまり「神秘的基

礎」の神秘性が維持されるために、自己自身の力を誇示し、それを強化しているという。そして、その例として挙げているのが刑罰の領域における「死刑」である。

「既定の法の妥当性が疑問視されるようになって以来、刑罰のなかでは死刑が、ほかの何にもまさって批判を触発してきた。たいていの場合、批判の論拠は原則的なものではなかったが、その動機は原理的なものだったし、いまでもそうである。死刑批判者たちは、死刑への論難が刑罰の量や個々の法規をではなく、法そのものを根源から攻撃するものだということを、おそらく証明はできずに、それどころか、たぶん感じる気さえもなしに、感じていた。つまり、暴力が、運命の冠をかぶった暴力が、法の根源だとすれば、暴力が法秩序のなかに現出するときの最高の形態である生死を左右する暴力となって、法の根源が代表的に実体化され、怖るべきすがたをそこに顕示していることは想像するにかたくない。……死刑の意味は、違法を罰することではなく、新たな法を確定することなのだ。というのも、生死を左右する暴力を振るえば、ほかのどんな法を執行するよりも以上に、法そのものが強化される（強調引用者）」<sup>(9)</sup>。

死刑は法そのものの根源的な暴力の露呈である。死刑は、法秩序の枠内で行使される殺人という最大の暴力であり、もはや刑罰の一形態であることを超えて、その度ごとに新たな法を措定する最大の暴力である。つまり、法そのものを成り立たせている根源的な暴力の実体化なのである。死刑は、法の存立そのものを再措定する暴力であり、死刑に代表される法措定暴力が、自らの法の再措定を要求するのは、法の外部から脅かされるからである。ベンヤミンは、その例として挙げているのは「大犯罪者」である。

『『大』犯罪者のすがた (die Gestalt des 《großen》 Verbrechers) は、かれのもつ目的が

反感をひきおこす場合でも、しばしば民衆のひそかな讃歎を呼んできたが、そういうことが可能なのは、かれの行為があったからではなくて、ひとえに、行為が暴力の存在を証拠だてたからである。現行法が個人からあらゆる行為の領域で奪おうとしている暴力の、危険な登場は、まだ眼には見えぬところで、法に反撥している民衆の共感を誘うのだ」<sup>(10)</sup>。既存の法が「大犯罪者」を恐れるのは法の外にある法を措定する暴力があるからであり、法の正義を脅かすからに他ならない。

デリダは、<大>犯罪者のすがたが民衆に、感嘆の気持を抱かせるほどの魅惑的力を持つ理由を、次のように述べている。「ある人がこれこれの犯罪を犯したがゆえに、その人に対して人々がひそかな感嘆の気持を覚えるのではない。ある人が、掟に刃向うことを通じて、法的秩序そのものを含む暴力を赤裸々に示すからこそ、人々はその人に対して心ひそかに感嘆するのである」<sup>(11)</sup>。民衆が大犯罪者に「共感」するのは、「大犯罪者」の中に既存の法に対抗する別の法の可能性が含まれているからである。「大犯罪者」とは、前代未聞の至上の犯罪を犯した者であり、それゆえ法のなかにあり、その意味では政治的なのである。大犯罪者は、法と結合しており、それゆえ、民衆を魅了するのである。

#### 4. 「殺してはいけない」という戒律と「さもなくば死刑に処せられる」という文言

『来たるべき世界のために』(2001年)に収められた議論のなかで、デリダは、19世紀スペインの反動的カトリック哲学者ドノソ・コルテスやカントの思想において死刑が例外的地位にあることを指摘している。例外的な地位が、真の哲学的な死刑論の焦点となるというのであ

る。「死刑措置なくして、法権利は——とりわけ刑法は——もはやないというのです。このように刑法は法権利の可能性の条件であり、いかなれば超越論的なものなのです（すなわち、死刑は刑法の一要素であり、もちろんほかの刑罰より少しばかり重いですが、ひとつの刑罰であるという点においては内的で、包含されるものです。しかしまた同時に、ひとつの基礎、可能性の条件、起源、並外れた誇張的範例性、ひとつの刑以上のもの、刑とは別のものであるという点においては外的で、除外されるものです）」<sup>(12)</sup>。

デリダのいう死刑の超越論化とは、死刑が刑法だけでなく、法そのものの可能性の条件となっていることである。死刑は刑法の一要素であり、法に包摂されるものであるが、同時に「法の基礎、可能性の条件、根源、並外れた誇張的範例性」であり、刑罰以上のもの、刑罰とは別のものである。死刑は、法の内部にあると同時に外部にもあり、法の可能性の根拠となっている。デリダによれば、死刑は、歴史的にはつねに宗教的権威と国家主権の同盟の結果だったという。宗教的権威によって聖なる法の冒瀆に対して死刑が下される。国家の権威が宗教的権威にとって代わり、死刑を決定し、死刑を執行するようになる。また主権は、恩赦の権力としても行使される。恩赦とは、権力者が生殺与奪権を保持するために必要な装置である。ここでの主権とは、単に殺害する権力ではなく、殺害することも赦すこともできる権力、殺害するという決定を自由に選ぶことのできる例外的な権力である。この国家の権威こそ、シュミットのな意味の主権に他ならない。

「国家主権は、君主、人民、大統領、政府などの形象において、主体＝臣民に対する生殺与奪の権利によって定義されます。つまり、例外的法権利によって、言うならば法権利の上に

聳え立つ法権利によって定義されるのです」<sup>(13)</sup>。つまり、宗教的権威と結びついた主権、それが下す死刑こそが、刑法および法一般の超越論的な基礎となっているのである。死刑を含む刑法には例外もある。最終的な主権者である国家元首は、たとえ何らかの理由から罷免されることはあっても、法に基づいて処罰されることはない。元首は逆に、例外的に法を宙吊りにし、法の執行を一時停止する権限をもっている。死刑に関しても例外がありうる。それが主権者の恩赦権である。最高主権者の存在は、法を宙吊りにする権力によって定義されるのである。しかしながら恩赦が濫用されれば、それ自体が不法に陥る。恩赦は、人民の間に起こった犯罪には発動してはならない。国家および主権者に対して犯された侵害罪のみ極限されるべきだというのである。

「殺してはいけない」という戒律と「さもなれば死刑に処せられる」という文言のなかには「同害報復」の原理の逆説性がある。死刑と主権をめぐる問題が明示しているのは、死刑の特別で両義的な超越論的地位、つまり、死刑の例外的地位である。デリダがカントを引き合いに出しているのも偶然ではない。デリダが繰り返して述べていることは、カントこそが「最も厳密な」哲学的死刑擁護論を提示しているからである。カントの『人倫の形而上学』（1797年）には次のような叙述がある。

「もしある者が殺人の罪を犯したならば、彼は死ななければならない。ここでは正義を満足させるための何らの代償物もない。よしんばどんなに苦しみに充ちた生にもせよ、生と死のあいだには何らの同質性もなく、それゆえにまた、犯罪者に対して裁判を通じて執行された死、しかもこの苦しんでいる人格のうちなる人間性を奇怪なものにたらしめない一切の虐待から解放された死による以外には、犯罪と報復との何ら

の相等性もない<sup>(14)</sup>。カントによれば、「刑罰の法則は定言命法」であるという<sup>(15)</sup>。「裁判による刑罰は、犯罪者自身にとって、あるいは市民社会にとって、他の善を促進する手段に過ぎないということは決してありえず、常にもっぱらその人が犯罪を犯したがゆえにその人に課されるものでなくてはならない。というのも人間が他の人の意図のための手段としてのみ扱われること、物権の対象と一緒にされることはできない」からである<sup>(16)</sup>つまり「刑罰の法則は定言命法」である。それゆえ刑罰は、その目的やそこからもたらされる結果に関わらず、無条件に適用されなければならない。刑罰が正当化される根拠は正義にある。公的な正義が原理と基準にするものは、一方の側にも他方の側にも傾くことのない「相等性」という原理である。他の人から何か盗めば、自分から盗むことになり、他の人を殺せば、自分を殺すことになる。殺人においては「刑罰がこのように同等であることは、裁判官が厳格な同害報復（タリオの法）に従って死刑を宣告することによってのみ可能となる」というのである<sup>(17)</sup>。カントにおける定言命法とは、絶対的かつ無条件な普遍妥当の原理であり、例外的地位はありえない。それに対して、デリダは、法に対する超越性、法外性、例外性を強調する。それは、いわば、決定不可能性であり、法の「脱構築」を提起しているのである。

デリダの脱構築の論点は、カントにおける刑罰の基本的区別である。すなわち、罪人が、あらゆる制度的な法以前に自分自身に科す内的な「自己刑罰」と外から司法機関を通じて執行される「他者刑罰」の区別である。カントの議論によれば、罪人といえども、「人間の固有性」、「人間の尊厳」のためには、罪人は判決の正しさを認めなければならず、自分自身に対して死刑判決を下す司法の正しさを認めなければなら

ない。それだけでなく、その処罰を要求しなければならぬ。言い換えれば、外部からのあらゆる刑罰を、自身の内部において自律的な処罰へと変化させなければならない。すなわち、罪人は、自分自身で死刑を下し「あたかも罪人が自殺するかのように<sup>(18)</sup>」死刑を執行しなければならないというのである。死刑執行は殺人であるとか、死刑は自殺といったことを意味するものではない。死刑囚の自殺は認められないのである。何故ならば、「自己処罰」よりも主権者による「他者処罰」が優先されるからである、ここで「自己処罰」と「他者処罰」のアポリアに陥る。デリダは、このようにカントの議論における内的/外的、自然的/非自然的、自律的/他律的、自己処罰/他者処罰、死刑執行/自殺といった境界線の動揺、さらには浸透性、決定不可能性を明らかにしている。

デリダによれば、法権利の秩序があらわになるのは死刑の可能性にある。「同害報復」は「反復可能性」でもあるからだ。「反復可能性」によって、法権利を基礎づける構造のなかに維持作用が書き込まれるからだ。死刑よりも一段と「亡霊じみた」姿をとることによってその証しを立てる。このような姿は法権利を維持する暴力と法権利を基礎づける暴力とを混合することによって出てくるのだ。亡霊とは「不在的現前・現前的不在<sup>(19)</sup>」という反復＝代理によって現れ、二つの暴力との間には境界線は存在しない。境界線がないということは、基礎づけ作用と維持作用が卑劣にも互いに汚染しあっているのだ。法権利を創出する暴力は現前することはないが、代理人によって取って代わられる。すなわち、代理・再現されるのである。この二つの根源的な暴力は、「差延による汚染」のなかで産出され、反復・代理の作用のなかで宿り、拡大していくのである。

## 5. 正義の法外性

ベンヤミンは、「神話的暴力」に「神的暴力」を対置させ、「神話的暴力」に停止を命じうる純粋な暴力のあり方を「正義」に対応する「神的暴力」(göttliche Gewalt)と規定した。「神話的暴力には神的な暴力が対立する。しかもあらゆる点で対立する。神話的暴力が法を措定すれば、神的暴力は法を破壊する。前者が境界を設定すれば、後者は限界を認めない。前者が罪をつくり、あがなわせるなら、後者は罪を取り去る。前者が脅迫的なら、後者は衝動的で、前者が罪の匂いがすれば、後者は罪の匂いがなく、しかも致命的である」<sup>(20)</sup>。神話的暴力が「権力」に結びつくのに対抗し、神的暴力は、法の外にある、いわば法外な「正義」の可能性を開くのだ。すなわち、「正義が、あらゆる神的な目的設定の原理であり、権力があらゆる神話的な法措定の原理<sup>(21)</sup>」なのである。神話的なものが法として支配しているのに対して、神的なものは、法の外から、いわば高次のところから支配するのである。「非難されるべきものは、いっさいの神話的暴力、法措定の——支配のといってもよい——暴力である。これに仕える法維持の暴力、管理された暴力も、同じく非難されなければならない。これらに対して神的な暴力は、神聖な執行の印章であって、けっして手段ではないが、摂理の暴力と言えるかもしれない」<sup>(22)</sup>。こうした法外なものが、法を超えた「正義」なのである。これが、デリダ=ベンヤミンのいう正義の法外性なのである。

現代社会においても、少なくとも何らかの神聖視された顕現のなかに、この神的暴力が見出される。法の外にあるものは、その現象形態のひとつである。ベンヤミンによれば、「神的暴力の形態は、神自身が直接的にそれを奇蹟として行使することによってではなく、血の匂いの

ない、衝撃的な、罪を取り除く暴力の執行、という諸要因によって——究極的には、あらゆる法措定の不在によって、定義される」<sup>(23)</sup>。

「……<私が殺すことは許されるのか?>という問いに対しては、「あなたは殺してはならない」というユダヤ教の戒律として、動かさぬ答えが発せられる。神が、行為を生起するよりも<先にある>ように、この戒律は殺すという行為よりも先にある。しかしこの戒律は、もちろん、それを守るように促すものが決して罰に対する恐れであってはならないように、為されてしまった行為に対しては、あくまで適用できないもの、尺度を異にするものであり続ける。戒律からは、為されてしまった行為に対するどんな判決も出てこないのだ。そして、そういうわけで、為されてしまった行為に対する神の判決も、その判決の理由も、行為を為すよりも先に察知することはできないのである。それゆえ、暴力的な人間殺害に対して人間が下す有罪判決を戒律から根拠づけることは正しくない。戒律は判決の基準としてあるのではなく、行為する個人ないし共同体に対する行為原則としてあるのであって、行為する個人ないし共同体は、戒律と孤独のうちの向き合わなければならない。また、非常の場合においては、戒律を度外視する責任を己が身に引き受けなければならない<sup>(24)</sup>。……『私が殺さなければ、私は決して正義の世界を築くことができない……』と知的なテロリストは考える。……しかし我々は公言する。<ひとつの存在>の幸福や正義よりも、存在自体のほうがさらに高次のものなのだ(クルト・ヒラー)。この最後の命題が誤っていて、しかもそのうえ下劣であることは確かだが、この誤った命題から逆にひとつの義務が明らかになることも、また事実である。それはすなわち、戒律の根拠をもうこれ以上、行為がその犠牲者に対して為すことのなかに探し求めるので

はなく、この行為が神および行為者自身に対して為すことのなかに探し求めなければならない(強調引用者)<sup>(25)</sup>。

ここでベンヤミンが注意を喚起しているのは、「<ひとつの存在>の幸福や正義よりも、存在自体のほうがさらに高次のものなのだ」(クルト・ヒラー)という命題である。単なる存在は、正義にかなう存在よりも高いところにあるという命題は、もし存在の意味するものが「たんなる生」(das bloße Leben) という事実であるとすると、虚偽であり誤りではないかというのである。何故ならば、「人間というものは、人間のたんなる生とけっして一致するものではないし、人間のなかのたんなる生のみならず、人間の状態と特性をもった何か別のものとも、さらには、とりかえしのきかない肉体をもった人格さえも、一致するものではない<sup>(26)</sup>」からである。「生きていること」は、「生かされていること」ではあるが、一つの生が「生きていること」と、「生かされていること」とは決して一致しない。「生きさせること」と「生かしておくこと」も全く別物である。ここに正義と不正、法と法外性、「汝、殺すなかれ」という戒律と「生命の尊さ」という命題、さらには「生きるに値する生」か否かといった基本的な「ドグマ」を指摘できる。それゆえ、この命題は、どれほど曖昧であろうとも、ある強力な真理に満ちているのである。「たんなる生」があるのではなく、「たんなる生」という生の状況をつくりだす法と暴力、そして正義のあり方を問題にしているのである。「神話的暴力」に内在する法の暴力が、人間の生に対して刃を向け、それを「たんなる生」へと貶める。これに対して「神的暴力」は法暴力を解体し、あらゆる生を「たんなる生」へと貶められた状態から救済＝解放するというのである。デリダは、ベンヤミンによるクルト・ヒラーの命題の解釈を受けて次のように

述べている。

「人間なるものが存在しないということは、正義にかなう人間がいまだに存在していないということ——この『いまだに存在していない』は無条件に、『たんなる』がつく——よりもはるかに恐ろしいことであろう、……言い換えると、人間やその現存在や生命を価値あらしめているものとは、正義への潜在的な能力つまり可能性を含むということである。つまり、正義の未来、人間が正義にかなっていることの未来、人間が正義にかなっておらねばならないことの未来を含むということである。人間の生命における神聖なものとは、人間の生命ではなくて、人間の生命の正義である。動物や植物が神聖であるとしても、それらの生命だけをもってそれらが神聖になるわけではないだろう(強調筆者)<sup>(27)</sup>。すなわち、正義があって、人間が存在するのではない。人間から正義が生成されるのである。正義それ自体は、法権利の外部のあり、脱構築されえない。正義は、現前しているわけでも現にそこにあるわけでもない。法権利は正義のために正義に向かって脱構築されるのである。

## 6. 「正義」の担い手は誰か

以上みてきたようにデリダの『法の力』の議論は、法と暴力が対立的なものではなく、法そのものが他者への暴力を不可避にしているということであった。法の根源には暴力があるのだ。法は、境界を画定するものであり、境界の画定によって法外な他者を排除する力を行使するものである。既定の法であれ、新たに立てられる法であれ、それを状況に適用する解釈によって、常に新たに語り出される。この「行為遂行的な力」には、その法が繰り返して遵守することを強いる力が含まれている。法=掟の「神秘的基

礎」といわれる法の存立の根拠をなす力は、人々の行動を強制し、人々に法を自明の「正義」と信奉させるのだ。法と「法外なもの」の境界線を引く力は、「法指定暴力」であり、法指定暴力は、法権利を創設すると同時に法権利を維持しなければならない。すなわち、神話的暴力といわれる法指定暴力と法維持暴力は、表裏一体なのである。神話的暴力は、法権利を基礎づけ維持する暴力であり、その「反復可能性」が問題にされている。反復可能性とは、「亡霊の混合体」「差延による汚染」に他ならない。亡霊とは「不在的現前・現前的不在」という反復=代理によって現れ、二つの暴力との間には境界線は存在しない。境界線がないということは、基礎づけ作用と維持作用が卑劣にも互いに汚染しあっているのだ。法権利を創出する暴力は現前することはないが、代理人によって取って代わられる。すなわち、代理・再現前されるのである。この二つの根源的な暴力は、「差延による汚染」のなかで産出され、反復・代理の作用のなかで宿り、拡大していくのである。それを端的に象徴するのが、近代の警察制度であり、刑罰および暴力の最高形態である死刑制度であった。死刑の執行とともに法の力は剥き出しの暴力として姿を現わし、自分自身の権力を強化するのである。

死刑は、刑罰の領域を超えて法の存立そのものを再指定する暴力である。法指定暴力が法の再指定を要求するのは、法の外部からの攻撃を守るためである。死刑の意味は、違法を罰することではなく、新たな法を確定することなのだ。ベンヤミンの『暴力批判論』の議論は、「暴力」自体が法外なものとして原理的に規定されており、「神話的暴力」と「神的暴力」が区別されている。つまり、「神話的暴力」は暴力が法の内側に入ってきた法の暴力であり、法暴力の否定の根拠になるのが法外なものとしての「神的

暴力」である。『暴力批判論』の最後に出てくる「摂理の暴力」としての神的暴力は、破壊力のある革命の暴力であるが、神的暴力は、現代社会においても様々な形で「弱いメシア的な力 (*schwache messianische Kraft*)」<sup>(28)</sup>として顕現しているのは確かだ。デリダは、『マルクスの亡霊たち』(1993年)のなかで次のように述べている。「<メシア的なもの>とは、すなわち、他者の到来、正義としての到来者の絶対的で先取りする不可能な特異性である。……この<メシア的なもの>は、マルクスの遺産の、そしておそらくは相続することの、すなわち相続経験一般の抹消不可能な——つまり抹消することもできず、またしてもならない——刻印であり続ける」<sup>(29)</sup>。つまり、デリダ=ベンヤミンが正義の担い手として想定しているのは法の庇護を受けられない、法の外に追いやられた「法外な他者」なのである。この世界において最も劣悪で脆弱な存在状況に置かれたものの人々こそが積極的な「正義」の担い手でありうるのだ。強者はメシア的な力を持ち得ない。最も無権利で弱い立場に置かれているものなかにしか「正義」はないのだ。そこにこそ、救済・解放、そして「正義」の実現の可能性があるといえよう。

## 註

- (1) Jacques Derrida, *Force de loi : le "fondement mystique de l'autorité"*, Paris : Galilée, 1994. (『法の力』堅田研一訳、法政大学出版社、1999年) および、デリダ『(ポストモダン叢書13) カフカ論—『掟の門前』をめぐって』三浦信孝訳、朝日出版社、1986年。先行研究としては、岡野八代『法の政治学—法と正義とフェミニズム』青土社、2002年。仲正昌樹『「法」と「法外なもの」—ベンヤミン、アーレント、デリダをつなぐポスト・モダンの正義論へ』御茶の水書房、2001年がある。また、守中高明『思考のフロンティア—法』岩波書店、2005年、

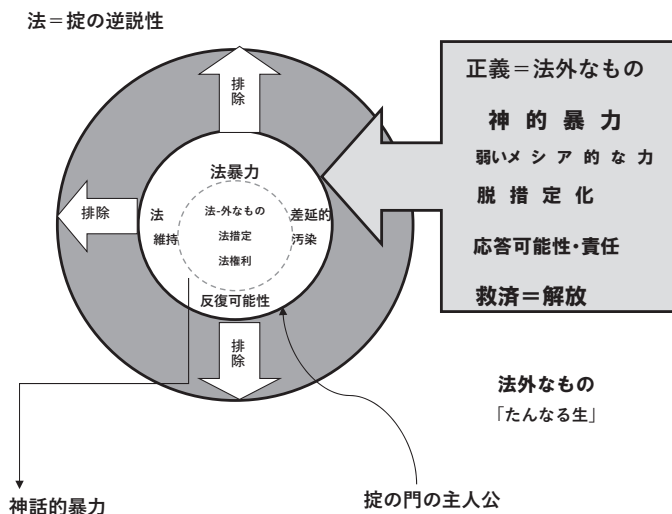


- 大川正彦『思考のフロンティア—正義』岩波書店、2001年、上野成利『思考のフロンティア—暴力』岩波書店、2012年は、有益である。近年では、グンター・トイプナー編著『デリダ、ルーマン後の正義論—正義は<不>可能か』土方透監訳、新泉社、2014年。神島裕子『正義とは何か—現代政治哲学の6つの視点』中公新書、2018年。中山元『正義論の名著』ちくま新書、2011年も刊行されている。その他では、下記の文献を参照した。
- Drucilla, Cornell, *Just cause : freedom, identity, and rights*, Lanham, MD : Rowman & Littlefield Publishers, 2000. (仲正昌樹監訳『正義の根源』御茶の水書房、2002年)。吉永和加『<他者>の逆説—レヴィナスとデリダの狭き道』ナカニシヤ出版、2016年。高橋順一「法・正義・暴力—解放・救済の根源」『ヴァルター・ベンヤミン解説—希望なき時代の希望の根源』所収、社会評論社、2010年、165-183頁。同『戦争と暴力の系譜学—<閉じられた国民=主体>を超えるために』実践社、2003年参照。柿木伸之「応答から来たるべき正義へ—デリダの責任と正義をめぐる思考」『広島国際研究』10、2004年、133-150頁参照。
- (2) Jacques Derrida, *Force de loi*, op.cit., p.29. (27頁)
- (3) Ibid., p.30. (16頁)
- (4) Walter Benjamin, “Zur Kritik der Gewalt” in *Walter Benjamin Schriften*, Th. W. Adorno und Gretel Adorno (Hrsg.) unter Mitwirkung von Friedrich Podszus, Bd., 1. Frankfurt a.M. : Suhrkamp Verlag, 1955, S.3. (野村修編訳『暴力批判論他十篇：ベンヤミンの仕事』、岩波文庫、1994年、29頁)
- (5) Ebd., S.4. (31頁)
- (6) Ebd.
- (7) Ebd., S.23f. (56-7頁)
- (8) Ebd., S.13f. (43-4頁)
- (9) Ebd., S.13. (42-3頁)
- (10) Ebd., S.7f. (35頁)
- (11) Jacques Derrida, *Force de loi*, op.cit., p.84. (104-5頁)
- (12) Jacques Derrida & Elisabeth Roudinesco, *De quoi demain-- dialogue*, Paris : Flammarion, 2001, p.229. (藤本一勇・金澤忠信訳『来たるべき世界のために』2003年、岩波書店、204-205頁)
- (13) Ibid., p.233. (207-208頁)
- 高桑和巳編『デリダと死刑を考える』白水社、2018年。ジェフリー・ベニントン「エクス・レクス—ジャック・デリダの死刑論セミナー」『現代思想』所収、清水一浩訳43 (2)、2015年、154-172頁。郷原佳以「デリダにおける死刑の問題」『現代思想』36 (13)、2008年、162-179頁。松葉祥一「死刑・主権・赦し」『現代思想』32 (3)、2004年、195-205頁。港道隆「死刑の文字と精神—自律と他律と」『現代思想』32 (3)、2004年、103-123頁。高桑和巳「今日のジャック・デリダ—死刑廃止論の脱構築」『未来』(419)、2001年、8-13頁。パトリック・ロレット「供犠、暴力、正義の可能性—デリダがベンヤミンに負うもの」『思想』(1100)、吉松寛訳、2015年、50-67頁。
- (14) Immanuel Kant, *Die Metaphysik der Sitten*, Wilhelm Weischedel (Hg.), Frankfurt am Main : Suhrkamp Taschenbuch Wissenschaft, 1991, S.455. (『カント全集—人倫の形而上学』第11巻、吉澤傳三郎・尾田幸雄訳、理想社、1969年、205-6頁) カントの死刑論は以下の文献を参照した。平田俊博「カントの反・死刑廃止論—<死刑に値す>と<生きるに値しない>との狭間を求めて」『増補改訂版—柔らかなカント哲学』所収、晃洋書房、2001年、67-95頁。萱野稔人『死刑—その哲学的考察』ちくま新書、2017年。
- (15) Immanuel Kant, *Die Metaphysik der Sitten*, a.a.o., S.453. (203頁)
- (16) Ebd., S.453. (203頁)
- (17) Ebd., S.455. (206頁)
- (18) Jacques Derrida & Elisabeth Roudinesco, *De quoi demain*, op.cit., p.244. (216頁)
- (19) Jacques Derrida, *Force de loi*, op.cit., p.102. (131頁)
- (20) Walter Benjamin, “Zur Kritik der Gewalt”, a.a.O., S.25. (59頁)
- (21) Ebd., S.24. (57頁)
- (22) Ebd., S.29. (64-5頁) 谷徹・今村仁司・マーティン・ジェイほか『暴力と人間存在』筑摩書房、2008年参照。

- (23) Walter Benjamin, "Zur Kritik der Gewalt", a.a.O., S.26. (60頁)
- (24) Ebd., S.26f. (60-1頁)
- (25) Ebd., S.27. (60-2頁)
- (26) Ebd., S.28. (62頁)  
 宇野邦一『<単なる生>の哲学』平凡社、2005年参照。
- (27) Jacques Derrida, *Force de loi*, op.cit., p.126. (164頁)
- (28) Jacques Derrida, *Specters of Marx : the state of the debt, the work of mourning, and the New international*, Peggy Kamuf (tran.), New York : Routledge, 1994, pp. 180-1. (『マルクスの亡霊たち—負債状況=国家、喪の作業、新しいインターナショナル』増田一夫訳、藤原書店、2007年、378-9頁)  
 Walter Benjamin, "Über den Begriff der Geschichte" in *Walter Benjamin Gesammelte Schriften*, Rolf Tiedemann u. Hermann Schweppenhäuser (Hrsg.), Frankfurt am Main : Suhrkamp Verlag, S.694. (鹿島徹訳・評註『(新訳・評註) 歴史の概念について』未来社、2015年、46頁)  
 イタリア語版のベンヤミンの編集者としても知られているアガンベンは、「かすかな」と邦訳されているドイツ語の (schwache) に注目している。  
 Giorgio, Agamben, *Il tempo che resta : un commento alla Lettera ai Romani*, : Bollati Boringhieri, Torino, 2000, p.129. (上村忠男訳『残りの時—パウロ講

義』岩波書店、2005年、225頁) アガンベンによれば、ベンヤミンの『歴史哲学』の第2テーゼの箇所は、「『コリント人の手紙2』12章9-10節のルター訳を暗示している」と述べている。「肉体に刺さった棘から解放してほしいとメシアに嘆願したパウロは、『力は弱さのなかでこそ完全に現われる』という答えを聞く。そして、『それゆえ、わたしは弱さ、侮辱、窮乏、迫害、そして行き詰まりの状態にあっても、救世主のために満足しています。なぜなら、わたしは弱いときにこそ、強いからです』」 Cf.Giorgio, Agamben, *Il tempo che resta*, op.cit.,pp.129-130. (226頁)。テーゼのテキストの中にパウロからの引用が隠されており、ベンヤミンは、ルター訳聖書を目の前において参照していたに違いないと述べている。そして次のように結論づけている。「ベンヤミンの『歴史哲学テーゼ』の語彙は、みたところ、すべてが純然とパウロ的なものである。また、歴史認識についてのベンヤミン的なとらえ方において中心をなす『救済』(Erlösung) という語についても、もともとは——いうまでもないことながら——ルターがパウロの『手紙』において同じく中心的な概念であるアポリュトローシス (apolýtrōsis) に当てたものであるというのも、たしかに驚くことではないだろう」。 Cf.Giorgio, Agamben, *Il tempo che resta*, op.cit., p.133. (232頁)

(29) Jacques Derrida, *Specters of Marx*, op.cit., p.28. (74頁)



# 資本主義、資本主義的生産、資本主義社会の区別について

新田 滋

## はじめに

宇野弘蔵やウォーラーステインも含んだ、「資本主義」の成立期をめぐる論争の背後には、「資本主義」、「資本主義的生産」、「資本主義社会」の定義の混乱があった。そこで本稿では、宇野やウォーラーステインらの諸説の問題点を確認し（第1節）、「資本主義」、「資本主義的生産」、「資本主義社会」の区別と関連を明確にしたうえで（第2節）、「資本主義」（第3節）、「資本主義的生産」（第4節）、「資本主義社会」（第5節）それぞれの再定義をおこなうこととする<sup>1</sup>。

## 第1節 問題の所在

「資本主義」というとき、多くのばあい、利潤追求を目的とする私企業の市場競争をつうじて社会的再生産が編成される社会のことを指して使われる。このような社会の成立が、近世における大航海時代以降なのか、「資本の原始的蓄積」以降なのか、あるいは、近代の「市民革命」以降なのか、産業革命以降なのか、をめぐってはさまざまな見解が存在してきた。

そのような見解の分岐は、「資本主義」という概念で指し示される対象をどのようにとらえているかによって生じている。

①大航海時代以降とする立場においては、「資本主義」とは世界市場における商業資本主義を指している。

②「資本の原始的蓄積」以降とする立場にお

いては、「資本主義」とは無産労働者を雇用し搾取するいわゆる産業資本主義を指している。

③「市民革命」とする立場においては、無産労働者が生産手段だけからではなく、同時に身分制的束縛からも解放された「二重に自由な労働者」を雇用し搾取する市民＝ブルジョア的な生産様式を指している。

④産業革命以降とする立場においては、機械制工業の成立によって、はじめて上記の産業資本主義や市民的＝ブルジョア的な生産様式が全社会を規制し編成するものとなったことを強調する。

マルクスの見解には、上記いずれともとれる叙述があるために、さまざまな解釈とそれにもとづく論争がおこなわれてきた。

ドップからブレナー、ウッドに至る多くの論者は、②～④に「資本主義」の成立をみた。実際、このようなマルクス理解は多く、戦前の日本資本主義論争における講座派、戦後における大塚史学、市民社会派、海外の周辺部資本主義論争におけるラクラウ、等々にも共通している。

それとは対極的に、スウィージー、フランク、サミール・アミン、ウォーラーステインらは、①に「資本主義的世界経済」の成立をみた<sup>2</sup>。

しかしながら、ラクラウとウォーラーステインは論争をつうじて次のような共通認識に達していた。すなわち、「商人資本」「商業資本」「マニュファクチュア」「産業資本」といった理論的概念が不明確なことが、資本主義以前と資本主義、資本主義以外と資本主義の境界を混乱させる原因だということである<sup>3</sup>。

それらに対して、宇野弘蔵は、産業革命以降に産業資本的な蓄積様式が確立したものとす一方、それ以前は商人資本的な蓄積様式に位置づけた。宇野理論においては、原理的な資本一般の概念は安く買って高く売るG-W-G'形式の商人資本によって把握されるべきであること、そして原蓄・産業革命という歴史的に特殊な事実関係を外的に挿入した特殊な資本形式が産業資本形式であるという定式化がなされている<sup>4</sup>。

ウォーラーステインの「資本主義的」という特性の規定は、世界帝国システムでない世界経済システムの中での、利潤目的の市場向け商品生産ということであった。それは、資本一般の形態規定としての商人資本G-W-G'に徹底せずに、産業資本G-W・P・W'-G'よりも外延を広げようとする中途半端な試みであった。むしろ、資本形式規定を原理的に明確にした上で、世界市場すなわち共同体と共同体の間に商人資本形式しか存在しないケース（世界－商人資本主義）、商人資本が問屋制家内工業の生産過程を外部から形式的に包摂するケース（中間形態）、産業資本が機械的大工業の生産過程を内部的に実質的に包摂するケース（世界－産業資本主義）に区別して考えるべきであろう。

このようにみえてくると、宇野の見解が相対的にもっとも総合的であるように見える<sup>5</sup>。しかし、宇野自身の経済史的事実認識には古すぎて今日ではとても首肯しがたい部分も多々あるだけでなく、原理論、段階論として体系的に提示された概念体系にも不十分な点が多々ある。

本稿のテーマに関わる論点だけを指摘すれば、宇野は、商人資本、金貸資本、産業資本を資本形式として区別したうえで、産業資本は、資本の原始的蓄積過程と産業革命による機械制工業をつうじておこなわれた「労働力の商品化」によって成立したとする。だが、その際、産業資

本形式の成立は、ただちに社会的再生産が資本主義的に編成される「資本主義社会」の成立と同一視されている<sup>6</sup>。そのために、社会の部分的、周辺の領域において生産過程が資本主義的な行動様式によって支配、編成されていたケースが分類概念から抜け落ちてしまっている。その結果、段階論においては、羊毛工業における問屋制家内工業という「資本主義的生産」を商人資本的な蓄積様式とすることとなり、原理論における商人資本形式との不整合に陥っている<sup>7</sup>。

つまり、宇野に即していえば、ウォーラーステインのいう「資本主義世界経済」の成立は商人資本的な蓄積様式ないし商業資本主義の成立であり、産業資本的な蓄積様式ないし産業資本主義の成立とは区別されるのであるが、ウォーラーステインが強調するように、商業資本主義の時期にも資本主義的な行動様式にもとづいて世界市場向けに生産をおこなう「資本主義的生産」は存在していたということが、宇野の概念体系ではかならずしも適切に位置づけられない。

だからといって、ウォーラーステインのように、商業資本主義的な「資本主義世界経済」のうちに、資本の原始的蓄積過程、市民革命、産業革命を媒介として成立した特殊イギリス的な「資本主義社会」と、その世界的普及の過程を埋没させることも不当である。ウォーラーステインはオランダの最初の覇権国としての歴史的意義を重視し、また、イギリスがオランダのつぎの覇権国となりえたのもたまたま七年戦争に勝利したためにすぎず、七年戦争まではフランスのほうが農業、工業、技師革新において優位に立っていたとしている<sup>8</sup>。

このようなウォーラーステインの見解は、真に不可逆的な歴史過程だったのは、「広義の16世紀」をつうじた世界帝国システムから世界経済・主権国家間・覇権国システムへの転換であ

り、したがって、最初の覇権国としてのオランダの歴史的意義こそがもっとも重要であったという認識を示している。それは、主権国家間システムさえ成立すれば、資本にはどこかに逃避先があるので、世界帝国システムのもとでのように皇帝政府の気まぐれによって商工業が奨励されたり迫害されたりするようなこともなくなり、どこかで自由な資本蓄積と自由競争をつづけることができるようになるという考え方である。

つまり、ウォーラーステインの考え方からすれば、特殊イギリス的な資本の原始的蓄積過程、市民革命、産業革命は歴史的に不可逆的な重要性をもつものではなく、それらに類することは、オランダでもフランスでも起こりえたというわけである。

しかし、本当にそうであろうか。イギリスで起こった特殊歴史的な事象こそは、真に不可逆的な歴史過程なのではないだろうか。なぜならば、世界経済・主権国家間・覇権国システムに類するようなものは、「広義の16世紀」以前にもなかったわけではないからである。たとえば、春秋戦国時代の中国においては、複数の都市国家間に世界経済・主権国家間・覇権国システムに類するものが存在していたことができる。春秋五覇はまさに覇権国という hegemon, super power の訳語の語源である<sup>9</sup>。

したがって、世界帝国システムだから持続的な「資本主義的世界経済」の発展が阻害されたのであり、世界経済・主権国家間・覇権国システムになりさえすれば、「資本主義的世界経済」は不可逆的に持続的な発展が可能となるというのは誤りであろう。

特殊イギリス的な資本の原始的蓄積過程、市民革命、産業革命、とりわけ市民革命とよばれる近代的な公法・私法制度体系への大転換と、それにもとづく持続的に技術革新がおこなわれ

る社会構成への転換こそが、真に不可逆的な歴史過程であったという視点は逸することができない。

以上みてきたように、宇野、ウォーラーステインいずれの概念体系をとっても、いまだ改良の余地は残されているように思われる。そこで、本稿では、資本主義、資本主義的生産、資本主義的社会というそれぞれの概念の指示対象を整理することによって、経済学の分析対象とされてきた「資本主義」なるものの対象範囲をより明確にすることを図ることとする。

## 第2節 資本主義、資本主義的生産、資本主義社会の区別と関連

周知のように、『資本論』の冒頭は、「資本主義的生産様式が支配的な社会の富は、云々」という文言ではじまっている。ここからは、「資本主義的生産」と「資本主義的生産が支配的な社会」とは区別されていたことがうかがわれる。また、『資本論』においては、資本主義的生産、等々、「資本主義的」が修飾語として頻用されている以上、マルクスにおいては、「資本主義的生産」や「資本主義的生産が支配的な社会」と「資本主義」そのものとは異なるものと、一応は意識されていたことになる。

「資本主義」の語義そのものに即していえば、さしあたりそれはなんらかの元本としての資本の増殖を目的とする行動様式それ自体を表す言葉である。

したがって、「資本主義」的な行動様式にもとづいておこなわれる商品と貨幣の市場交換が「資本主義的流通（＝資本主義的市場経済）」であり、「資本主義」的な行動様式にもとづいておこなわれる財・サービスの生産が「資本主義」的な行動様式にもとづいておこなわれる「資本主義的生産」である。

また、「資本主義的流通」、「資本主義的生産」をつうじて社会的な生産・分配・消費からなる再生産過程を編成するようになった社会構成が「資本主義社会」である。

このようにみえてくると、まずもって「資本主義」という行動様式の起動力となる「資本」とは何かが問題とされねばならないのであり、以下ではさしあたり語義的なレベルから再考察していくこととしよう。

### (1) 自然経済における資本

もともと、「資本 capital」という言葉は、ラテン語の caput = 頭 に由来し、最も重要・主要なものを意味するものとして首都、元手、頭文字、大文字などの意味を派生させてきたとされる。

ボエーム＝バヴェルクがいうところでは、自然経済においては、生産物の増殖を可能とする生産財（マルクス的には生産手段＝労働対象＋労働手段）が資本財または生産資本であり、それを元手として拡大再生産が行われることが資本蓄積である。

しかし、このような意味での資本蓄積への欲求そのものは、生産物の増殖による生産・消費の拡大への欲求であり、それはいわば生命体に普遍的なものである。

「[230頁] 動物が脊椎動物まで進化してゆくあいだに、長い年月をかけてじぶんの腸管の内部につぎつぎに溜まりの場をつくっていった。いちばん奥の方の溜まりの場が肝臓で、つぎに胃袋から口腔（口のなか）までに及ぶようになった。そして奥の肝臓は消化され精製された血液のような養分の溜まり場だが、胃袋から口腔（口のなか）の溜まり場にかけてはだんだんと未消化な栄養物の溜まり場になっている。著者は初期条件を進化させて、大地を耕し、播き育

てた食用植物から収穫栄養物の実を貯蔵小屋に溜めておくことで、進化をじぶんのからだの外延にまで連続して拡げてゆくようになり、ここまできてただの腸腔からはじまった溜まり場の生成変化の過程がおわる。」<sup>10</sup>。

つまり、資本蓄積とは、動物が脊椎動物まで進化してゆくあいだに、長い年月をかけてじぶんの腸管の内部に外界からの栄養物を溜め込もうとする溜まりの場をつぎつぎとつくっていったことからはじまって、人間が外界の貯蔵小屋に収穫物を富として溜め込むようになったことに至るまで、生命の普遍的な衝動、非合理的な、盲目的な生への意志に根ざしているということである。

しかし、栄養物の保存は長持ちしない。それに対して、商品交換とともに貨幣が存在するようになると、貯蓄手段という富を溜め込むための新しい媒体が出現するようになる。その結果、腸管から貯蔵小屋までに至る栄養物の溜め込みとは次元の異なる、貨幣の蓄蔵（退蔵）hoard という新しいパターンが生み出される。新しい媒体の出現は新しい欲望をうみだす。何でも買える一般的購買力をもった貨幣なるものを、必要な限度を越えてでも無限に溜め込もうとする非合理的な、盲目的な生への意志の出現である。

だが、たんなる貨幣の蓄蔵（退蔵）は、いまだ自然経済における資本蓄積の延長上にあるものでしかない。それは依然として、腐りにくい栄養物を無限に溜め込もうとする衝動でしかない。それに対して、商品＝貨幣・市場形式における価格差を利用して貨幣を増殖させていこうとする行動様式は、たんなる貨幣を貨幣資本に転化させる。それとともに、自然経済におけるたんなる生産量・消費量の増大としての資本蓄積を、商品＝貨幣・市場形式における資本蓄積へと転化させる。

## (2) 商品=貨幣・市場経済における資本

たんなる貨幣が貨幣資本として用いられるということは、貨幣を媒介とした商品交換 $W1-G-W2$ にたいして、商品を媒介として貨幣を増殖させようという $G1-W-G2$  ( $G1 < G2$ ) という形式であらわされる商品交換へと転化することを意味している。

もともと、「商品交換は共同体と共同体の間から」はじまったとされるように、市場はそもそものはじめから世界市場としてあった。このような世界市場における商品=貨幣の交換関係には、すでにみたように、世界貨幣における空間的な価格差、支払手段における時間的な価格差を利用して貨幣を増殖させる可能性が存在していた。

このように、世界市場において貨幣で商品を購入し、その商品を転売して最初の貨幣よりも多くの貨幣を得るような使い方をしたとき、貨幣は増殖目的で投資されたといい、増殖目的で投資される貨幣のことを貨幣資本という。それとともに、たんなる遠隔地間の商品交換の場である世界市場は、貨幣の資本としての増殖がおこなわれる世界資本主義としての世界市場へと転化する。

## (3) 資本主義、資本主義的生産、資本主義社会

まず、以上にみてきたように資本とは、自然経済においては、拡大再生産の元手となるような生産財（生産手段）のことである。しかし、たんなる生命衝動にねざした人類史に普遍的な拡大再生産への欲求のことをあえて、人間の特定の行動様式として「資本主義」と呼ぶ必要はないであろう。

商品=貨幣・市場経済においては、資本とは貨幣を投下してより多くの貨幣を得ようとする循環運動を行いながら増殖していくものことである。このような貨幣資本の増殖、すなわち

貨幣に体现された富としての資本の蓄積が原動力となる行動様式のことを「資本主義」である（→第3節）。

「資本主義的生産」とは、「資本主義」と同様に太古以来存在したものの、世界市場、世界資本主義が地球的規模で急激に拡大した「広義の16世紀」以降に発展してきたものである。ラティフンディウム、コロナートゥス制・農奴制、奴隷制プランテーション、再版農奴制、問屋制家内工業、……等々の多様な労働管理様式が資本主義的生産に含まれる。その一種として、「二重に自由な賃労働者（労働力商品）」を雇用する近代市民社会的な「産業資本」的な機械制工業も位置づけられる（→第4節）。

「資本主義社会」とは、ほとんどの財・サービスの生産が「資本主義的生産」として行われるようになり、社会的な生産・分配の過程と、それらに立脚する社会の様々な領域が、「資本主義」的な行動様式によって編成されるようになった社会のことである。歴史的には、18世紀末イギリス産業革命を契機として、全社会的に資本主義的生産が浸透し、かつ、資本主義的生産が近代市民社会的なものとして編成された。このまったく新しい社会構成は、19～20世紀にかけてイギリスから全世界へと波及していった（→第5節）。

このために、「資本」という言葉は生産財（資本財）、貨幣資本（資本金）、「産業資本」という三つの意味で使われるようになった。同様に、資本主義ということばは、拡大再生産そのもの、貨幣資本の増殖、個別経営的な資本主義的生産、資本主義的行動様式が支配的となった経済社会のように四つの意味で使われるようになった。多くの場合、「資本主義」というときに意味されているのは最後の使用法であろうが、論者によってどの意味で使われているのかには留意する必要がある。

以上のように概念を整理することによって、次のようなことが明確となる。すなわち、ウォーラーステインが対象としているのは「資本主義」と「資本主義的生産」であるということである。他方、狭義のマルクス学派が主として問題としてきたのは「資本主義社会」にはかならない。これらに対して、すでにみたように宇野弘蔵の概念分類を応用すれば、ウォーラーステインが対象としているのは重商主義段階における「商人資本主義」であり、狭義のマルクス学派が対象としているのは自由主義段階以降の「産業資本主義」ということになるが、それでは、太古から中世に至るまで商人資本的な「資本主義」も、産業資本的な「資本主義的生産」も存在してきたという事実には適合しない。つまり、宇野の場合は、基本的に狭義のマルクス学派と同様に「資本主義社会」を対象としながらも、重商主義段階における「発生期の資本主義」に商人資本的な蓄積様式を対応させたが、宇野においては、この商人資本自体が、問屋制家内工業としての「資本主義的生産」に対応させられており、首尾一貫した概念系列となっ

てはいなかった（櫻井〔2019年〕103頁、参照）。また、ウォーラーステインは「資本主義」と「資本主義的生産」が「広義の16世紀」以前どころか太古以来存在してきたことをうまく位置づけられていない。その点に関して宇野は、商人資本が太古以来、共同体社会の周辺に存在し、共同体社会に分解作用をもたらしてきたものであることは指摘しつつも、重商主義段階における問屋制家内工業を基礎とする商人資本的な蓄積様式との区別と関連がまったく未整理のままであった。むしろ、問屋制家内工業もふくめて太古以来の「資本主義」と「資本主義的生産」に分類し、狭義の「資本主義社会」とは区別すべきである。そのうえで、太古以来の「資本主義」と「資本主義的生産」のなかで「広義の

16世紀」を転換期とする重商主義段階特有の商人資本主義の歴史的特質も明らかにすべきである。

「資本主義」、「資本主義的生産」、「資本主義社会」の語義的な区別と関連とその必要性については、その概要は以上の説明で明らかとなったであろう。そこで、以下では、そのそれぞれについてより具体的に考察していくことで、それらの区別と関連をより明確なものにしていきたい。

### 第3節 資本主義

すでにみたように「資本主義」とは、語義そのものに即していえば、なんらかの元本としての「資本」の増殖を目的とする行動様式それ自体を表す言葉である。したがって、「資本」をどのようにとらえるかが「資本主義」をどのようにとらえるかを規定するのであり、ここでは「資本」の循環形式の考察をつうじて「資本主義」についても考察していくこととする。（なお、原理論としてのいわゆる「資本形式論」をめぐる諸論点については別の機会に詳しく検討したいと考えている。）

#### (1) 資本の一般的な循環形式

資本の一般的な循環形式として、貨幣資本の投資から増殖までの動きを最も抽象的に図式化すると、

$$G - W - G' \cdot G$$

となる。ここで $G' \cdot G$ の部分は、増殖した貨幣がまた振り出しに戻って繰り返し投資されることを示すものとする。だが、この図式においては、商品Wは同一のものとされている。そのため、同一の商品が一方で安く買われ、他方で高く売られるというのは、あたかも詐欺瞞着のようにみえてしまう。



しかし、実際には、商品Wは現在の市場と将来の市場のあいだ、あるいは、遠隔地間の異なる市場のあいだを移動することによって一定の変化をこうむっている。だからこそ、それは異なる価格で売買されることができるのである。したがって、より正確に表すならば、

$$G - W \cdots [\text{変化}] \cdots W' - G' \cdot G \\ (G' = G + \Delta G)$$

となるであろう。

この形式における… [変化] …の過程において、運輸による場所移動、その間の保管のための費用、あるいは加工などさまざまな労働や物理的処理が関わっている。単純に場所移動だけを考えても、はじめのWとあとのW'は空間も時間も変化しており、商品としては別のものへと変化している。たとえ、商品が見た目はそのままである場合もそうである。多くの生産物は時間とともに変化してしまうので、そうした変化を抑えるためにはさまざまな労働や物理的処理が加えられているからである。

したがって、商品=貨幣・市場形式を利用して貨幣の増殖を繰り返し追求する、

$$G - W \cdots [\text{変化}] \cdots W' - G' \cdot G$$

という形式は、資本の一般的な循環形式である。G'・Gの部分、増殖した貨幣から振り出しに戻って貨幣資本の投下が繰り返されることを表現したものである。

ところで、『資本論』第1巻第2篇「貨幣から資本への転化」においては、「資本」そのものと「産業資本」が未分化であり、「前期的資本」の位置づけについて不明確な部分が残されていた。それに対して、宇野原論は資本形式論として独自の再構成を行った（宇野 [1950/52年] 71-82頁、宇野 [1964年] 47-55頁）。商人資本を資本の一般的形式として明確化することによって、「貨幣から資本への転化」を、貨幣（蓄蔵貨幣・世界貨幣）から商人資本への転化、商人

資本から産業資本への転化というように二段構えでとらえ直したのである。

しかし、そこには、次のような問題が残されていた。すなわち、産業資本によって「資本主義的生産」が登場すると、それがただちに「資本主義社会」（「資本主義的生産が支配的な社会」）と同一視されてしまったことである。しかし、いままでみてきたように、「資本主義的生産」したがってまた「産業資本」それ自体は、社会の部分的・周辺的な存在として、太古から中世においても存在してきたものである。したがって、「産業資本」形式と、それが社会的再生産を全体的に編成するようになった社会形態の成立とは、まったく別の次元の問題として区別されなければならない。

ところで、その後の宇野学派の一部において、資本形式論は歴史性を捨象されて文字通り形式論として純化されていった。

山口原論においては、商人資本、産業資本、金貸資本は商品売買資本、商品生産資本、貨幣融通資本というように再規定された（山口 [1985年] 54-76頁）。そのうえで、これら脱歴史化が徹底された三形式がセットとなるかたちで社会的再生産を全体的に編成するようになった社会形態の成立をみるには、「労働力の商品化」という歴史的切断が必要であることを明確化し、流通論から生産論への移行の契機としている（山口 [1985年] 77頁）。

ところが、小幡原論においては、資本形式論そのものの意味が、「資本の多態化」論として、まったく異なるものへと再構成されている（小幡 [2009年] 86-94頁）。まず、利子を利潤源泉とする金貸資本という概念については、「[87頁] 姿態変換を通じて価値増殖しているわけではない」から「そもそも資本とはいいいがたい」としてしりぞける。だが、これは同じく姿態変換を通じて価値増殖しているわけではない筈の

「流通費用節減型」を設けることとどう整合するのかという疑問も生ずるが、それはおくとしても、「[87頁] 自分の貨幣を貸して利子をとるという方式は、資本の概念規定に照らして、そもそも資本とはいいがたい」としている点は首肯しがたい。なぜなら、貨幣資本を元手として自分の貨幣を貸して得られる利子は利潤そのものではないが、貨幣資本にとってはいわば売上高をなすものであり、そこから諸費用を控除した残りが貨幣資本にとっての利潤となる。そうした貨幣資本のあり方を金貸資本ないし貨幣融通資本、等々として概念化すること自体は否定しえないと考えられるからである。

次に、小幡原論においては、商人資本も産業資本も「安く買って高く売る」ことに還元されるから、宇野のいう三形式は「[87頁] 実はすべて『商人資本形式』に帰着する」とされる。この指摘は基本的に首肯しうるものであり、山口原論による資本形式論の脱歴史化と形式化の側面を徹底することによっておのずから導かれる結論といえよう。

しかし、そのうえで小幡原論では独自の「資本の多態化」なるものを分節化する。それは、まず資本概念を「姿態変換型」と「流通費用節減型」に二大別し、さらに「姿態変換型」を「姿態変換外接型」と「姿態変換内接型」とに二分類するというものである。このうち、「姿態変換外接型」については、「[88頁] 均一の価格が成り立っている……複数の異種商品間の交換比率に不整合な関係があり、この全体の関係が巡回する資本の増殖の根拠となる」ものだとし、三角貿易を例としている。すなわち、a、b、cの3種類の商品の交換比率の間に、 $ax=by$ 、 $by=cz$ ならば $cz=ax$ という関係が成り立っておらず、たとえば $cz=8ax$ となっている場合には、 $ax \rightarrow by \rightarrow cz \rightarrow 8ax$ ……という増殖が可能となるというものである（なお、ここで

の数値例は小幡原論とは異なっているが大小関係に変わりはない）。

だが、この場合も、商人間の競争をつうじてbへの需要が増大し、その波及効果でcへの需要も増大し、それぞれの交換比率がたとえば $2ax=by$ 、 $2by=cz$ へと変動し、他方でcの供給が増大して $cz=4ax$ へと変動すれば $ax \rightarrow 0.5by \rightarrow 0.25cz \rightarrow ax$ となるような裁定取引が生じることになり利潤源泉は消滅していく。このように考えると、「姿態変換外接型」を「姿態変換内接型」とあえて区別しなければならぬ理論的な意味はよくわからない。

また、「流通費用節減型」とされるものは、「安く買って（作って）高く売る」「姿態変換型」のように、「高く売る」ことによって商品の価値の増大をするものではないとされる。しかし、小幡原論の説明でも「高く売る」というのは実際には「安く買う（作る）」ことに重点があり、競争的な市場における販売価格の一定幅を所与として、それに対して低められた費用価格にたいして相対的に「高く売る」のである。いくら労働時間や原材料を多く投下したからといって、競争的に決まる市場価格のもとではそれらは無意味なものとなることはいうまでもない。したがって、「流通費用節減型」であれ「生産費用節減型」であれ変わりはないのであり、「流通費用節減型」だけをとくに「姿態変換型」と区別することの意味もまたよくわからないといわねばならない。

したがって、資本形式としては、むしろ小幡原論のいう「姿態変換型」を「資本の一般的形式」として規定するだけで十分である。そのうえで、小幡原論のいう「資本の多態化」に類する利潤源泉の諸形態は、「姿態変換型」＝「資本の一般的形式」のバリエーションとしてとらえればよいことになる。つまり、従来は「資本の一般的形式」という次元と商人資本ないし商

品生産資本の形式の次元を混同したうえで、それと産業資本ないし商品生産資本の形式、金貸資本ないし貨幣融通資本の形式を三形式として並列してきたが、そうではなく、「姿態変換型」＝「資本の一般的形式」のバリエーションとして多様な利潤源泉の諸形式をとらえるべきだということである。

本稿では、そのようなバリエーションとして、「諸産業（非金融）に投下される資本の循環形式」と「金融に投下される資本の循環形式」に二大別し、「諸産業（非金融）投下される資本の循環形式」はさらに、「商業に投下される資本の循環形式」、「農工業に投下される資本の循環形式」に二大別し、前者を「資本主義」、後者を「資本主義的生産」に対応するものとする。さらに、後者には多様な労働管理様式のバリエーションがあり、奴隷制プランテーション、荘園制＝農奴制、国家直営の工房方式、問屋制家内工業、二重に自由な意味での賃労働制、等々に分類される（ただし、本稿の目的上とくに論及の必要がないため「金融に投下される資本の循環形式」については取り上げていないが、それ自体は別個にとりあげるべき重要性をもつことはいうまでもない）。

ここで注意すべきことは、二重に自由な意味での賃労働制を基礎とする「農工業に投下される資本の循環形式」といえども、社会の部分的・周辺的な存在にとどまるかぎりでは、ただちに「資本主義社会」を成立させるものではないということである。

この点に関連して、いわゆる「資本形式論」をめぐって真に重要な問題点は、山口原論でも重視されていた、「労働力の商品化」という歴史的切断を媒介として、資本が社会的再生産を全体的に編成するようになった社会形態を固有の分析対象として設定するという課題設定である。ところが、小幡原論においてはその点が意

識的に拒否されている。これは、小幡原論が、狭義のマルクス学派的な枠組みをはなれ、ウォーラステイン的な枠組みのほうに接近していることによっていると考えられる。

このこと自体は、「労働力の商品化」による「二重の意味で自由な賃労働者」のみを前提とする狭義の「資本主義社会」を絶対視するのではなく相対化し、多種多様な労働管理様式にもとづく収奪をも、現在進行形における世界資本主義の利潤源泉であるという現実へと原理論を開いていこうとする意図にもとづくものであり、それ自体は肯定的に評価できるものである。

ただ、そのことによって小幡原論においては、原理論の全体が、事実上いわば流通論の範囲で説かれるものとなっており、このような方向性自体は、櫻井〔2019年〕（91-92頁、186頁）が示唆している方向とも合致する面があるのであるが、しかし、小幡原論においてはこのことに関して、説明ないし対自化が不十分であるように思われる。

筆者自身も、第三篇とされてきた領域（総過程論、分配論、競争論、機構論……）はそのほとんどが流通論の延長として展開できるし、また展開すべきであると考えている（新田〔2018年〕23頁、注17、参照）。だが、筆者としては、そのうえでなお狭義の「資本主義社会」を原理論の対象とすることの理論的、方法論的な意義を軽視することはできないと考えている（新田〔2015年a〕、参照）ことは強調しておきたい。

## (2) 諸産業（非金融）<sup>11</sup>：商業に投下される資本の循環形式

資本の一般的な循環形式  $G - W \cdots$  [変化]  $\cdots W' - G' \cdot G$  における  $\cdots$  [変化]  $\cdots$  の過程に、具体的に  $\cdots$  [貿易・商品取扱]  $\cdots$  が入ったものは、商業への資本投下と循環の形式を表している。これは、おもに遠隔地間の貿易にたずさわ

る貿易商人の資本と、内地の卸売業にたずさわる問屋商人の資本とに大別される。

ところで、商人資本ないし商業資本の「安く買って高く売る」ということは、古来、詐欺瞞着のようにみなされがちであった。

〔S. 343〕 商業資本が、未発展な諸共同体の生産物交換を媒介する限りでは、商業利潤は詐欺瞞着のようにみえるだけでなく、その大部分は詐欺瞞着から生じる。〕<sup>12</sup>

しかし、それは誤った見方である。「安く買って高く売る」ことが可能になる背後には次のような諸要素がある。

第一の要素は、保管・運輸という生産的労働そのものによる部分である。一見すると、 $G - W - G' \cdot G$ は商品を転売しているだけで何らの生産も行っていないようにみえるが、実際には、たとえば、

$$G - W \cdots [\text{保管} \cdot \text{運輸}、\text{保険}] \cdots \\ W' - G' \cdot G$$

のように、保管・運輸、保険という生産的労働が行われている。したがって、たんに価格差だけではなく、商品には保管・運輸の過程で生産的な費用の加算も行われている。つまり、粗利潤 $\triangle G$ のうちには保管・運輸、保険にたいする手数料の部分も含まれているので商品の価格がそのぶん高くなるわけである。商人の粗利潤は、保管・運輸、保険の手数料を一つの構成要素としている。

なお、いわゆる小売業にたずさわる資本のばあい、特定地域で集中的に特定商品を扱う卸売問屋から仕入れる際に安く買い付けることのできる余地は狭いので、価格差を利用することは難しい。したがって、小売業資本の利潤の源泉のほとんどは、商品の販売価格に含まれている保管・運輸、保険にかかわる手数料収入にた

いして、それに要する費用をできるだけ節約して差額をできるだけ大きくすることにあるとってよい<sup>13</sup>。したがって、それは次にみる農工業に投下される資本に分類されるべきである。

第二の要素は、いわゆる「交換の利益」による部分である。「交換の利益」とは、相互に自分のもとでは不要な余剰物だが、他人にとっては使用価値（効用）のあるものを交換しあうことによって、相互に消費できる使用価値（効用）の種類と量を増加できるようになることから得られる利益である。商品交換 $W1 - G - W2$ が行われると、 $W1$ 、 $W2$ それぞれの生産量そのものは変わらなくても、相互に不要な余剰物を交換しあうことで、それぞれの消費量を増やすことが可能となり、そのうえ、相互に消費できる使用価値（効用）の種類も増やすことができるのである。

ただし、これを二者間だけで考えると、貨幣は交換手段として機能しているだけで増殖はしておらず、ただ使用価値（効用）の量と種類の増加があるだけである。しかし、一方でAにおいて不用となったモノをタダかまたは安く買って、他方でBにおいてそれを有用とする買い手に高く売るというように、二者間に第三者が介在するようになると、第三者である商人はより多くの貨幣を得ることができるようになる。さらに、そのようにして増殖した貨幣で今度はBにおいて不用なモノを安く買って、Aにおいてそれを有用とする買い手に高く売れば、さらに貨幣を増殖できるようになる。

しかも、「交換の利益」は、たんに使用価値的な効果だけではなく、自分のもとでは有効に利用されえなかった生産物に投下された労働時間のムダも減らし有効利用できるようになるという意味で、「労働時間のマイナスのマイナス」というプラスの効果をももたらしていることに留意する必要がある。それは、社会的な労働生

産性の向上をももたらしめているのである。

このような「交換の利益」をつうじた貨幣の増殖、利潤の獲得は、商人が商品の選択・調査・企画・開発・発見に労力と資材を投じ、安く買って高く売ることが可能となる時期や場所を探索することによって、はじめて可能となっているものである。したがって、商人のえる売買差益を、ただ詐欺瞞着のようにみなすのは商業を賤業視した封建制的観念の残滓というべきまったくの謬見というほかない。

## 第4節 資本主義的生産

### (1) 諸産業（非金融）：農工業に投下される資本の循環形式

商業に投下される資本の循環形式  $G - W \cdots$  [保管・運輸]  $\cdots W' - G' \cdot G$  における  $\cdots$  [保管・運輸]  $\cdots$  の過程に、たんに商品の保管・運輸だけでなく、さらに、 $\cdots$  [加工・製造・その他]  $\cdots$  の過程が加わっていけば、それは、農工業に投下される資本の循環形式となる。このような拡張の原動力は、根源的な蓄積欲求に根ざした貨幣の増殖欲求、すなわち資本蓄積への衝動である。 $\cdots$  [加工・製造・その他]  $\cdots$  の過程には、次のような過程がはいる。

- ・加工・製造
- ・販路の開拓
- ・商品調達先の開拓
- ・商品調達先の創造（プランテーション、問屋制家内工業、工場制手工業、機械制工業……）

このような農工業に投下される資本の循環形式は、

$G - W \cdots$  [加工・製造]  $\cdots W' - G' \cdot G$   
 あるいは  $G - W \cdots P \cdots W' - G' \cdot G$   
 という形式であらわされる。ここで、 $\cdots P \cdots$  は生産過程をあらわし、 $\cdots$  [加工・製造・その

他]  $\cdots$  と同じ意味であるとする。この形式において生産過程にはいるものは、農林水産業、鉱工業、小売流通業、運輸・通信業、保管業その他各種サービス業を問わないものと定義することにする。

この資本の循環形式のもとでは、自然経済における自給自足的な生産は利潤追求を目的とする資本主義的生産となり、自然経済におけるたんなる生産財（生産手段）としての資本財（生産資本）は、資本循環の一過程における資本財（生産資本）に転化する。

なお、生産とは、漢語に即してかんがえると生物の生殖に由来したことばであり、植物、動物の生殖を人間が管理して消費物資として得る農耕・牧畜に適合的なことばである。これは、狩猟・採集における自然からの略取にたいして、人間の労働過程がもう一段加わっているものといえる。しかし、製造業にそのまま生産という語を当てるのは意味の拡張である。製造業は、狩猟・採集によって略取された天然資源、農耕・牧畜によって生産された動植物素材を原材料として、加工・製造をおこなう。

ラテン語 *productio* に即してかんがえると、前に導く、つまり引っ張り出す、が語源であり、15世紀頃のフランスで産出するという意味で用いられはじめた。語源は異なるが、西洋でもアダム・スミス以前は農業だけが生産的 *productive* だとかんがえられてきたことに変わりはない。アダム・スミス以降、製造業 *manufacture*、産業 = 工業 *industry* も生産的 *productive* だというように意味が拡張された。

しかし、生産 *production*、産業 *industry* の範囲はアダム・スミス以降も時代とともに変化してきた。さらに時代が降るとともに、生産 *production*、産業 *industry* の範囲はサービス産業、商業、金融業へと拡張されてきた。農産物、工業製品のような物財にとどまらず、なんらかの

有用な効果をあたえるサービスも含めて、なにかを供給して貨幣を稼ぎだすことのできるものは、すべて生産とみなされるようになった。今日では、芸能関係の仕事においてさえもプロデュースするという言い方がなされるようになっており、また、ゲーム・アプリの開発がもっとも付加価値生産の高い分野のひとつとなった。その結果、生産 production、産業 industry はじっさいに有用な効果をつくりだす非金融部門（農・工・商・サービス）と、本来はその補完的な機能である金融部門とに分類されるようになっていく。

したがって、本稿では、「生産」は、狩猟・採集における自然からの略取、農耕・牧畜における動植物の生殖活動のコントロール、製造業における物質素材の加工・製造（保管業・運輸業、建設業も含む）、サービス業における対他的な働きかけ、商業における所有権の移転によって得られる、人間にとっての有用効果をもたらす活動をすべて「生産」と定義することとする。ただし、生産主体は醸造・発酵過程における微生物のように労働主体としての人間だけとは限らない。

※小幡道昭 [2009年] 『経済原論』においては、「[102頁] 投入と産出を比較して、増大している場合を生産とよび、減少している場合を消費と呼ぶ。」「[142頁] 投入されたモノを生産手段といい、産出の総量を粗生産物、粗生産物から投入を引きさった残りを純生産物という。」と定義されている。これは、あくまでも定義の問題であるが、

純生産物 = 粗生産物 - 生産手段 > 0 ならば生産という定義は、「生産」の語義にかんして明確とはいえないように思われる。「生産」とは何かという問いにたいして、粗「生産」物から「生産」手段を引きさった残りの純「生産」物が正であること、ということが説明になっているとは思えない。本来であれば「生産」そのものは別に定義したうえで、

粗「生産」物 - 「生産」手段 > 0  
ならば純「生産」

とすべきところが、

粗「生産」物 - 「生産」手段 > 0 ならば「生産」となっているからである。つまり、それは「生産」そのものの定義ではなく、純「生産」の定義である。

## (2) いわゆる商人資本と流通の外来性について

ところで、商品交換、流通、商人的活動は共同体と共同体の間から生じてきたものであり、その意味で外来的だともいわれてきた。

それに対して、周知のように、アダム・スミスは交換性向について、つぎのようにいつていた。

「分業というものは、……人間のある性向、すなわち、ある物を他の物と取引し、交易し、交換しようとする性向の、緩慢で漸進的ではあるが、必然的な帰結なのである。／いったいこの性向は、これ以上は説明できないような、人間性にそなわる本能の一つなのか、それとも、このほうがいっそうたしからしく思われるが、理性と言葉という人間能力の必然的な帰結なのか、この問題はわれわれの当面の研究主題には入らない。この性向はすべての人間に共通なもので、他のどんな動物にも見出されないものである。……ある動物が別の動物にむかって、その身振りや生まれつきの叫び声で、これは自分のもので、それはお前のものだ、それと引換えにこれをあげよう、といったようなことを表示しているのを見た人はだれもいない。」<sup>14</sup>

このように、スミスは、交換性向を他の動物には見出しがたいものであり、おそらく理性と言葉という人間能力の必然的な帰結であろうとしている。

同様の発想から、スミスは、人間が自然に働きかける労働と、それによって得られる生産物

を、人間と自然とのあいだの交換過程であると  
考え、次のようにもいっている。

「労働こそは、すべての物に支払われた最初の  
の価格、本源的な購買貨幣（original purchase-  
money）であった。世界のすべての富が本源的  
に購買されたのは、金、銀によってではなく、  
労働によってであった。」<sup>15</sup>。

つまり、人間の自然にたいする働きかけであ  
る労働過程が、財貨を得るための本源的な購買  
貨幣であるという考え方である。これに関して、  
ある時期のマルクスは次のようにある程度、肯  
定的に言及していた。

「アダム・スミスは、労働（労働時間）は、  
すべての商品がそれをもって買われる本源的な  
貨幣である、と述べている。生産の行為を見れ  
ば、このことはあくまで正しい。」<sup>16</sup>

しかしながら、マルクスは、1863年頃に草  
稿の書かれた『資本論』第三巻においては、  
ロツシャー『国民経済学原理 第三版』[1858年]  
を当てこすりながら、次のように述べている。

「[S. 336] 賢人ロツシャーのひねりだした考  
えによれば、もしある人たちが商業を生産者た  
ちと消費者たちのあいだの『媒介』として性格  
づけるのであれば、『人』は同様に生産そのも  
のを消費の『媒介』（だれとだれのあいだのそ  
れか？）として性格づけることができるであろ  
う。……媒介という言葉がすべてを決定す  
る。」<sup>17</sup>

ここでマルクスが、媒介とは「だれとだれの  
あいだのそれか？」と揶揄的に批判しているの  
は、生産者たちと消費者たちのあいだの媒介が

人間と人間の社会的な媒介であるのに対して、  
人間と自然のあいだの媒介があらゆる社会に共  
通の自然的な媒介であるという差異が、「媒介」  
という言葉のうちに解消されてしまっているとい  
うことであろう<sup>18</sup>。

ここには、商品経済は「共同体と共同体の間  
から」発生してきた、その意味で外来的なもの  
だという考え方が反映しているといえよう。

しかし、商品経済が外来的であるかのように  
みえるのは、歴史的にもっぱら目につくのが遠  
隔地間での奢侈品、特産品だからである。とはい  
え、余剰物の「他人のための使用価値」として  
の交換は共同体内部においても、目立たない  
かたちではあれ行われていたと考えられる。また、  
共同体内部の協業-分業における相互関係  
においても、一定程度のギブ・アンド・テイク  
の関係は存在していたはずである。

スミスがいうように、人間には対他的な交換  
性向が備わっており、それは対自然的な物質代  
謝における労働と獲得の交換関係にねざしたも  
のであると考えることが一概に誤りだとはい  
えないように思われる。

たしかに、奢侈品市場はそれ自体としてみれば  
社会的再生産過程にとって外来的なものである。  
しかしながら、高価な舶来品がしだいに低  
廉化していく過程も、より多くの数量を取り扱  
うことで利鞘の絶対量を増やそうという蓄積欲  
求に駆動された商人の競争によって供給量が増  
加していくことの結果である。低廉化によって、  
かつては高価な奢侈品であったものが庶民の手  
に届くものとなり、遂には生活必需品に組み込  
まれていく。茶、コーヒー、砂糖、煙草、毛織  
物、綿織物、陶磁器などの歴史はその典型的な  
例を示している<sup>19</sup>。

こうして、生活必需品市場が成立するよう  
になり、生活必需品の生産過程に商人の投資した  
資本が関わるようになっていく過程は、資本主

義的流通から資本主義的生産への移行過程といえる。

※なお、このような観点は、すでに小幡原論の「資本の多態化－姿態変換内接型」においては導入されていたところである。「資本にとって『安く買う』ことは、けっきょく『安くつくる』という方向に拡張する。つまり、生産の局面に進出することにつながるのである。」(小幡 [2009年] 90-91頁)

### (3) 貿易商人と多様な労働管理様式による資本主義的生産

資本主義的生産とは、貿易商人が主導する世界市場に向けて利潤追求の目的で行われるようになった商品生産である。このような資本主義的生産は、かならずしも近代市民社会を前提とはしていない。マルクスが、

「[S.250] しかし、その生産がまだ奴隷労働、賦役労働などというより低い形態で行われている諸民族が、資本主義的生産様式によって支配されている世界市場に引き込まれ、この世界市場によって諸民族の生産物を外国へ販売することが、主要な関心事にまで発展させられるようになると、奴隷制、農奴制などの野蛮な残虐さの上に、過度労働の文明化された悲惨が接ぎ木される。」<sup>20</sup>

とっているように、それは、どのような社会形態のもとにおける生産過程でも可能な事態であり、直接的生産者の労働を管理する、多様な労働管理様式が存在する。なお、それらは単に歴史的、過去の形のものではなく、「本来的蓄積」と同時並行する「原始的蓄積」として、つねに現在進行形のものでもある。この点に関しては、ローザ・ルクセンブルクの資本蓄積論をめぐって、原理論的には誤謬を含んでいたものの先駆的に展開されていた世界システム論

的な視点にかんする次のような指摘が示唆的である。

「[17頁] マルクスの本源的蓄積 (ursprüngliche Akkumulation) とは異なり、ローザ・ルクセンブルク資本蓄積論の基本的な骨格は、資本蓄積の継続的な二重過程を認めたことにある。それは、一方では、本来的な蓄積過程として遂行され、他方では、暴力的過程を差し挟む原始的蓄積 (primitive Akkumulation) 過程としてである。」「[20頁] これらの蓄積過程は、現在進行形で顕在化してきているものであり、ローザ・ルクセンブルク理論の現代的応用とするならば、資本の本来的蓄積過程とは異なる原始的蓄積過程の進行と強度を現わすものである。すなわち、これらの現象形態こそが、現代の私たちの労働と生活の二重の局面における、新たな収奪の形態ということなのである。」(足立 [2019年])

#### (a) 奴隷制プランテーション

奴隷制プランテーションの歴史的な代表例としては、古代カルタゴのシチリアにおける奴隷制大農場所有経営の方式や、それがポエニ戦争でシチリアがローマ領となった結果、古代ローマに導入されたとされるラティフンディウムがあげられる。これらは、古代地中海－世界資本主義においてブドウ、オリーブなどを世界市場向けに輸出するための資本主義的生産にはほかなかった。

近世のオランダやイギリスの商人資本による奴隷制プランテーションは、特定地域の特産品を奴隷貿易で購買した奴隷の労働によって安く大量に生産させることで、世界市場向けに輸出したものである。オランダやイギリスの商人たちは、コーヒー、カカオ、砂糖、煙草、綿花などさまざまな特産品の供給量を増やすために、労働力として黒人奴隷をアフリカ大陸から輸入



するいっぽうで、原産地以外にも気候条件などのあった供給基地を造営することで、それらを世界商品として生産し輸出するという体制を、地球的規模で編成した。このばあい、プランテーションの内部では主人と奴隷の関係が支配しているが、対外的には奴隷主は資本主義的生産の担い手となった。

なお、アメリカ南部の奴隷制プランテーションについて、『資本論』では次のように述べられている。

「[S.250] それゆえ、アメリカ合衆国の南部諸州における黒人労働は、生産が主として直接的な自家需要に向けられていた限りでは、穏和な家父長的な性格を保っていた。しかし、綿花の輸出がこれら諸州の死活の利害問題となるにつれて、黒人の過度労働が、所によっては黒人の生命を7年間の労働で消費することが、打算づくめの制度の要因になった。」<sup>21</sup>

奴隷制を不法行為としてではなく公然たる法制度としたのはギリシア、ローマ、南部アメリカ等に限定される際立った特徴であるが、不法行為としての奴隷使役はあらゆる時代、あらゆる社会に存在し続けており、現在においても根絶されてはいない。

### (b) 荘園制＝農奴制

荘園制＝農奴制の展開は世界市場の収縮に対応している。そこでは、はじめから世界市場向けに生産がおこなわれるというよりは、余剰生産物だけが商品として市場で販売されるようになる。

古代ローマ末期におけるコロナトゥス制は、戦争捕虜による奴隷の供給が減少した結果、没落自作農や解放奴隷を小作人（コロヌス）として使用するようになったものであるが、コロヌ

スはしだいに移動を制限され土地の付属物となっていき、中世ヨーロッパの農奴の先駆形態となっていくとされる。

中世ヨーロッパの荘園制＝農奴制における、賦役＝労働地代の比重が大きい古典荘園制から、生産物地代、貨幣地代へと比重が移った純粹荘園制への移行は、東方の世界市場との連結による「商業の復活」、ペストの大流行による人口激減の影響などによって農民の地位が向上していったことを反映していた。16世紀の大航海時代における世界市場、世界商業の地球規模での急拡大（＝価格革命、商業革命）は、西欧におけるそうした傾向をいっそう促進した。

だが他方で、いまだ西欧におけるように逃散した農奴を吸収することができる都市の労働需要が存在しないばあい、急激に世界市場における穀物需要の激増に直面すると、荘園領主は農奴制を再編強化し、農奴からの貢納を増やすことで輸出商品を増大させようとするようになる。歴史的には、『資本論』で取り上げられている近世の東欧でみられたボヤール（ルーマニア南部）や再版農奴制（エルベ河以東のプロイセン）などがその事例である。

「[S.251] 賦役労働は、ドナウ諸侯国 [におけるワラキア（ルーマニア南部）のボヤール（領主）] においては、現物地代その他の農奴制の付属物と結びついてはいたが、支配階級への決定的な貢租をなしていた。…… [S.252] 地所の一部分は自由な私的所有として共同体の各成員によって自立的に経営され、他の部分—”共有地” —は彼らによって共同的に耕作された。……時がたつにつれて、軍事および宗教関係の高職者たちが、共有財産とともに、そのためになされるもろもろの給付を横奪した。自由農民たちが彼らの共有地で行った労働は、共有地の盗人たちのための賦役労働に転化された。それ

とともに農奴制諸関係が発展した……。」

「[S.251] (第三版へのエンゲルスによる注)——このことはドイツにも、ことにエルベ河以東のプロイセンにも同じようにあてはまる。15世紀には、ドイツの農民は、ほとんどどこにおいても、生産物と労働とによる一定の給付の義務を課されてはいたが、その他の点では少なくとも実際上は自由な人間であった。……農業戦争(1524-1526年)における貴族の勝利が、この状態を終わらせた。敗れた南ドイツの農民たちが農奴となっただけではなかった。すでに16世紀の中葉以来、東プロイセン、ブランデンブルク、ポンメルン、およびシュレージエンの自由農民が、そしてその後まもなくシュレースヴィヒ=ホルシュタインの自由農民たちもまた、農奴におとされたのである。」<sup>22</sup>

他方で、16世紀にスペインの征服者たちは、中南米において世界市場向けの金銀の採鋳労働を原住民におこなわせた。それは、対外的には、世界市場向けの金銀の採鋳労働をおこなわせる資本主義的生産であった。同時にそれは、対内的には、レパルティミエント(土地分配制)、エンコミエンダ(土地委託制)というように法的形態は変わっても、本国政府の目が届かないところでは、原住民を不法に奴隷制的に酷使する実態に変わりはないものであった。その結果、ヨーロッパから持ち込まれた感染症とも相まって、原住民人口の激減を招いたため奴隷制の維持は困難となったことはよく知られている。こうして、17世紀以降の中南米における大土地所有経営の形態は、アシエンダ(土地私有制)へと再編され、農作物の自給自足的な荘園制=農奴制へと収縮していった。

より条件のよい雇用がなければ、不利な雇用関係への隷属から逃れることが困難になってしまうことは、再版農奴制にかぎらず時代を超え

て繰り返される現象である。たとえば、平成不況期(20世紀末~21世紀初頭)の日本においては、雇用情勢の悪化から「ブラック企業」が蔓延したが、これは実質的に「二重の意味で自由な賃労働者」から農奴制、あるいはむしろ、種の再生産すら不可能とさせるという意味では奴隷制といったほうがよい水準への逆行をもたらしたとすらいえるものであった。

### (c) 国家直営の工房方式

法人の最大のものは国家であるが、手工業は、その時代の先端的な技術であるかぎりには、まず国家に独占されるどころからはじまって、しだいに民間に普及していった。つまり、国家が多数の技術者を集めて手工業製品の生産を行う国家直営の工房方式が重要な位置を占めていたと考えられる。

たとえば、古墳時代の倭国においては、5世紀後半以後に渡来した渡来人の技術者集団の中には品部に属した者が多くとされ、埴輪などを製作した土師部(はじべ)や、錦織部(にしごりべ)・弓削部(ゆげべ)などの例があげられる。また、江戸中期から幕末にかけては藩営マニュファクチュアがみられたが、たとえば幕末の薩摩藩では反射炉、溶鋳炉、ガラス、陶磁器、農具、地雷、ガス灯などの各種製作所が造営された。

また、近世の西欧における重商主義的マニュファクチュアは、絶対王権によって免税、製造販売の独占権、労働者雇入れの便宜など種々の特権が与えられ、作業場に多人数を集めて分業による協業が組織された。

これらはいずれも、国家権力が不自由な身分制的な拘束のもとにある奴隷、農奴、職人を雇用、使役することによって生産がおこなわれた例である。このような形態でも、世界市場向けの輸出や国内市場向けの出荷がおこなわれれば、

対外的には資本主義的生産の担い手であることに変わりはない。

もちろん、近代、現代においても、さまざまな国営、官営の事業が存在しているが、これらは基本的には利潤追求になじまない分野でおこなわれる傾向があり、資本主義的生産を補完しようとするものであっても、資本主義的生産そのものではないことに注意する必要がある。

#### (d) 問屋制家内工業における資本循環形式

それに対して、身分制的な拘束からある程度自由になると、自立的な個人・家族規模の家内制小生産者としての自作農（独立自営農民）や職人（手工業者）となる。家内制小生産者が、道具、原材料などの生産手段を購入してみずから加工・製造・生産した製品、サービスを商品として販売する、

$$G - W (Pm) \cdots P \cdots W' - G' \cdot G$$

(Pm: 生産手段、 $\cdots P \cdots$ : 生産過程、

W': 加工品)

は、自作農（独立自営農民）や零細な個人・家族経営の手工業者による家内工業 domestic industry における資本循環形式である。家内制小生産者の資本にとっては、いかなる業種の労働サービスであれ、みずからの生産過程そのもので付け加えた労働サービスが利潤の源泉となる。

小生産者は製造・加工・サービスそのものを専門とするために、多くのばあい世界市場向けに直接に輸出できるわけではなく、市場の連鎖をつうじて間接的に世界市場に関わっているにすぎない。そのため市場動向にたいして、したがってまた問屋商人にたいして受動的な立場におかれることのほうが一般的である。そのため実際には、中小零細の小生産者の資本は資本といっても、家族の生活費を稼ぐのが精一杯で、利潤獲得を目的とした資本蓄積を行っている

はとていえない状態にあるものが多い。

それに対して、資本金、市場支配力をもった問屋商人が貨幣資本や道具、原材料を、家内工業をいとなむ複数の家内制小生産者の形式  $G - W (Pm) \cdots P \cdots W' - G$  に前貸し、下請けに出すこと putting-out によって、事実上、前者の資本循環に後者が包摂されてしまった状態、

$$G - W \{G - W (Pm) \cdots P \cdots W' - G'\} - G' \cdot G$$

は、問屋制家内工業 putting-out system における資本循環形式である<sup>23</sup>。

この形式のもとでは、小生産者はもはや生活費を賄える程度の加工賃を受け取るにすぎなくなり、実質的には生産過程 $\cdots P \cdots$ に従事する賃労働者に転化している。この形式の重要な利潤の源泉は、不利な立場にある小生産者への支払いをできるかぎり低くし、そうして安く仕入れた製品を販売市場でできるだけ高く売ることから得られる差益である。このような形態は、19世紀イギリスにおいて苦汗制度 sweating system と批判されたものに対応しているが、現在でも、問屋制家内工業は下請制、請負制という形態で広汎に残存している。

#### (e) 二重の意味で自由な賃労働制と資本循環形式

近代の欧米で生成、発展してきた「市民社会」の法慣習・制度を前提として、「二重の意味で自由な賃労働者」を雇用して生産過程を経営する、

$$G - W (Pm, A) \cdots P \cdots W' - G' \cdot G$$

(A: 労働)

という形式は、自由賃労働制を基礎とした資本の循環形式である。この自由賃労働制を基礎として、多数の労働者を一箇所に集約した大規模経営がおこなわれると、資本主義的店舗経営、資本主義的農場経営、資本主義的工場経営それ

ぞれにおける資本循環形式となる。

なお、伝統的に使われてきた「産業資本」の概念は、マルクスにおいては、「二重の意味で自由な賃労働」を前提とする資本－賃労働関係（「労働力の商品化」）の有無で家内制小生産者とそれ以外が区別され、問屋制家内工業＝「資本による労働の形式的包摂」、機械制工業＝「資本による労働の実質的包摂」とされている。だが、そのためマニュファクチュアが「形式的包摂」と「実質的包摂」のどちらに分類されるのか、その位置づけの解釈について混乱が生じることとなった。

他方、宇野においては、問屋制家内工業が商人資本的蓄積様式に位置づけられ、マニュファクチュアはそれにたいする周辺のものととどまるとされ、機械制工業のみが産業資本的蓄積様式に対応させられている。すなわち、宇野における「産業資本」の概念は、資本－賃労働関係（「労働力の商品化」）、工場制、機械制が一体のものとして、非常に狭く定義されている。

だが、そうになると、本文でみてきたような多様な労働管理様式のもとの資本主義的生産はすべて「商人資本的蓄積様式」に分類されることとなる。また、商業にも金融にも、資本－賃労働関係（「労働力の商品化」）、大規模店舗方式、機械制がありうるので、それらも一括して「産業資本」に分類すべきことになる。このように、「産業資本」という概念は、指示対象の範囲を適確に切り取ることが困難なので、本稿では伝統的な慣用語として以外には使用を避けている。

自由賃労働制を基礎とした資本循環の形式における資本のおもな利潤の源泉は、労働者の賃金が安くすむ場合には低賃金労働で安価な製品を生産し、価格競争上優位に立ちながらそれを販売することにある。しかし、賃金が高くなっている場合には、生産過程、流通過程やそ

れらの経営・管理過程においてさまざまな技術進歩をおこなうことのほうが重要性を増してくる。そのため、農場・工場経営の資本循環形式が、利潤追求のためにさまざまな技術進歩をおこなうことによって、社会的生産力の発展は急激なものとなる。

資本主義的農場経営に歴史的に対応する形態は、近代イギリスに典型的にみられた地主－借地農業者－農業労働者からなるいわゆる三分割制による農業資本主義であった。

資本主義的工場経営に歴史的に対応するのは、まず第一に、工場制手工業（マニュファクチュア）であった。この形態は、手工業の職人を一箇所に集約して指揮・監督系統のもとに協業・分業をおこなわせたものである。しかし、このような形態ははまだ社会の周辺部分に普及するにとどまった。

第二に、産業革命によって登場した機械制が導入された機械制工業である。機械制工業は、繊維産業における競争力の劇的な発展によって農村家内工業や工場制手工業を駆逐し、社会の根幹部分へと普及していった。

第三に、法人大企業である。資本の所有主体は個人とはかぎらず法人のばあいもある（新田[2015年b]、24-29頁、参照）。法人形態で巨額の貨幣資本（資本金）を集め、大規模な生産手段と大量の労働者を使用する機械制重工業やさまざまな産業における大企業もこの形式に対応している。ただし、周知のようにイギリスではこの形態は、個人主義の伝統などの理由から発展が遅れた。

すでにみたように、以上の多様な労働管理様式は、歴史的に継起するというよりも、世界システムにおいて、いかなる時代においても同時並行的に存在するものととらえられるべきである。

## 第5節 資本主義社会

以下では、「資本主義社会」とは、資本主義的な市場経済が全社会の生産と分配の総過程を編成し、社会的再生産が資本主義的におこなわれるようになった社会状態を指すものとする。このような社会構成は、18世紀末のイギリス産業革命を契機として成立し、それ自身の変容を経験しながら、全世界的に普及していった(=マルクスのいうところの「資本の文明化作用」)。

社会的再生産過程が純粋に資本主義的に編成される状態は、資本主義的生産が群生的に生成し、相互に需要と供給がおこなわれ、均衡的に編成される状態である。それは、次のように図式化できる。

$$\Sigma G - \Sigma W (\Sigma P_m, \Sigma A) \cdots \Sigma P \cdots \\ \Sigma W' - \Sigma G'$$

このような状態が成立するには、以下のような複数の構成要素群が必要である。

貨幣資本  $G' \cdot G$  金融市場  $G \cdots G'$   
 生産手段  $P_m$  の市場  $(G-W(P_m))$  / 生活必需品  $K_m$  の市場  $(G-W(K_m))$  / 販売市場  $W' - G'$  / 労働  $A$  の市場  $(G-W(A))$   
 生産技術  $W' = W (P_m, A)$   
 流通技術  $Z = Z(Z_m, A)$   
 管理技術  $B = B(B_m, A)$

そして、これらが均衡的に——より適切な言い方をすると、不断の不均衡の不断の均衡化をつうじて、不均衡を累積させないかたちで——再生産される関係が必要である。つまり、生産手段、生活資料、貨幣資本、労働の需要・供給が市場を媒介として均衡的に——不均衡を累積させないかたちで——編成されている必要がある。

### 構成要素群の歴史的偶然性

しかしながら、ここで強調したいのは、「資本主義社会」それ自体が重層的な構成要素からなっており、それらの構成諸要素が複合してはじめて「資本主義社会」なるものは成立できたという点である。それは、従来のマルクス学派がとらえてきた、原蓄による「労働力の商品化」、産業革命による機械制工業の導入、周期的恐慌による自立的な資本蓄積機構の確立といった諸条件だけではなく、それらに加えてさらに複雑な諸要素の重層的な結合であるということである。

これら複数の構成要素が成立するには幾重もの歴史的過程が必要であった。歴史的な過程としては複雑だが、ここでは次のように図式的に整理しておくこととする。

#### ① 貨幣資本 ( $G' \cdot G$ ) の貯蓄

遠隔地間の奢侈品交易を活動舞台とする貨幣資本 ( $G' \cdot G$ ) の貯蓄が必要であった。同時に、貯蓄された貨幣資本によって奢侈的消費や投資需要が増加することで販売市場そのものが作られる ( $W' - G'$ )。

この過程は資本主義社会の前史以来、繰り返されてきたものであるが、大航海時代以降の植民地収奪によって、この過程は国家と一体化したかたちで大規模化した。

「財政・軍事国家」<sup>24</sup>として重商主義戦争を勝ち抜き、ヨーロッパ列国の最後の勝者となったのがイギリスであった。

#### ② 市場の形成 ( $G-W, W' - G'$ )

一口に市場の形成といっても、それは以下のように何層にもわたる出来事の累積からなっている。

### 遠隔地間の奢侈品交易

これは、太古以来存在してきたものであるが、奢侈品交易という性質上、関わるのは全人口のごく一部の特権階級と商人にかぎられていた。また、これは、貨幣資本の形成と相携えての過程であったことはいうまでもない。

### 生産手段Pmの市場 (G-W(Pm)) / 生活必需品Kmの市場 (G-W(Km)) / 販売市場W' - G' / 労働Aの市場 (G-W(A)) の形成

中世後期から近世にかけて（中東、中国、西欧など）、いたるところで衣料品における農工商分業が成立した。すなわち、原料（麻、羊毛、綿、生糸など）の市場、衣料品市場、製造業者の生活必需品の市場が連関をなす局地的市場圏 - 国民的市場圏 - 国際貿易圏の体系が成立した。このような社会においては、賃金で労働者を雇用する労働Aの調達市場 (G-W(A)) も、あくまでも社会の周辺的、部分的なものにとどまっていたとはいえ存在していた。しかし、社会全体でみれば、依然として農村で自給自足的に生活している人口が多数を占めており、資本主義市場経済は社会にとって部分的、周辺的のものにとどまっていた。

### 金融市場G...G'の形成

高利貸資本は「資本の大洪水以前の形態に属している」<sup>25</sup>が、同様に、世界市場、世界資本主義が発展したところではどこでも、すくなくとも中世以来の中国から中東、西欧にかけて、為替、振替、手形などの決済手段の生成が確認されている。さらに、16-17世紀の大航海時代を背景として、西欧においてはアントウェルペン、アムステルダムなどにこれらの決済手段だけでなく、株式会社と株式市場、国債市場などが生成していった。イギリスでゴールドスミス（金匠）の金引換証が銀行券の原型となった

のは17世紀半ばであり、イングランド銀行が開設されるのはようやく1694年のことであった。貿易商人の蓄積した貨幣資本は王室財政に融資されることが多かった。そこから国債市場が生成してきた。18世紀になると、イギリスでは農業資本主義が発達し、地代収入によって蓄積された地主の貨幣資本の運用先として、しだいに地方銀行が媒介となって毛織物、綿などの製造業に融資されるしくみが整備されていった。

### ③主権国家間システム・覇権国システム

資本主義市場経済が社会の根底まで浸透するには全社会的に「労働力の商品化」が行われる必要がある。しかし、「広義の16世紀」以前はもとよりイギリス産業革命以前においては「労働力の商品化」はせいぜい部分的・周辺的なものにとどまっていた。それがどのようにして全社会的なものとなりえたのか。

その歴史的な前提条件のひとつとなったと考えられるのが、17世紀半ばに起こった世界帝国システムから主権国家間システム・覇権国システムへの転換である。世界帝国システムのもとでは、中央権力が資本蓄積を抑制する政策をとると、資本蓄積は発展の機会を奪われてしまう。それに対して、主権国家間システム・覇権国システムのもとでは、ある主権国家の中央権力がそのような政策をとったとしても、他の主権国家に資本が逃避する機会が残るため、国家権力による資本主義市場経済への規制力が絶対的なものではなくなる。むしろ、主権国家間の富国強兵をめぐる抗争の中では、資本と技術を積極的に受け容れようとする主権国家もでてくる。つまり、重商主義政策をとる主権国家もあらわれるようになるということである。歴史的には、スペインの世界帝国への野望が挫折したウェストファリア体制において、主権国家間

システム（＝「国際社会」）が成立したとされる。

もちろん、世界帝国システムの崩壊ということだけであれば歴史上珍しい事態ではなかった。しかし、それは通常は戦乱状態を慢性化した。主権国家間システムも慢性的な戦乱状態という側面もあったが、ヨーロッパという均質な文化圏のなかでバランス・オブ・パワーの原理によるパワー・ゲームとして、国際法、条約、外交儀礼などがルール化されたことに大きな相違があった。その結果、通常は戦乱状態をへていずれば世界帝国システムが再建されるという長期循環となったのにたいして、主権国家間システムにおいては、バランス・オブ・パワーによって特定の主権国家・覇権国が帝国に転化することが妨げられたことが決定的な相違点となった<sup>26</sup>。

#### ④-1 主権国家間システム・覇権国システムを前提とする「市民社会－国家」体制の生成

17世紀半ばに成立した主権国家間システム・覇権国システムのもとで、オランダ、イギリス、フランスなどによって重商主義政策が展開され、遠隔地交易、手工業、局地的市場圏はますます発展したが、それはまだ「資本主義社会」が成立するために十分な条件とはならなかった。事実、オランダやフランスからは遂に「資本主義社会」は生まれてこなかった。

資本主義市場経済＝世界資本主義がいわば岩盤のようなものを突破して社会を根底から編成するようになるためには、さらなる歴史的な前提条件が必要であった。それは、イギリスにおける「市民社会－国家」体制の成立、いわゆる「市民革命」にほかならない。それは、西欧における中世都市以来の歴史的展開を背景としており、もともとは世界市場、世界資本主義としての「資本主義」、「資本主義的生産」から分岐

して派生してきたものであった。しかし、キリスト教社会に特有な内面的個人主義とローマ法を淵源とする個人主義的な私有財産制度の発達などとも相まって、きわめて特殊な諸特徴をもった社会構成を生成するものとなったと考えられる。

#### ④-2 「市民社会－国家」体制を前提とする「持続的技術革新社会」の生成

「持続的技術革新社会」の成立の前提条件には、私的所有制度の確立（「市民革命」、社会構成の「近代化」）が必要であった<sup>27</sup>。その条件とは、いわゆる「市民社会－国家」の体制のもとで、公法的な領域における権力分立・権力均衡・権力抑制の制度と、私法的な領域における私的所有権、知的財産権保護とが確立していったことにあると考えられる。「持続的技術革新社会」は、そのようにして形成された私的所有権、知的財産権保護の制度的枠組みの基盤の上にも可能となっているものである。

#### ④-3 「資本主義社会」の生成

宗教過程、政治過程を媒介とした「市民社会－国家」体制の生成がなければ資本主義市場経済＝世界資本主義が氏族共同体における自給自足の領域を分解し、個々人が市場を媒介としてのみ社会を編成するようになる資本主義社会の生成はありえなかった。しかし、個々人としての市民からなる市民社会が社会として経済的に存立するためには、資本主義的市場経済による媒介が不可欠である。つまり、市民社会と資本主義社会は相互に原因となり結果となるものである。

また、自由都市、自治都市や局地的市場圏のように局所的なものでしかなかった市民社会の萌芽が、全社会的に普及していくためには、農業革命と商工業の発展が同時並行的に進むこと

が必要であった。なぜならば、農業革命は自給自足の農村経済を分解し、過剰人口を排出させるが、排出された過剰人口が新たに商工業に吸収されることによって、全社会的な資本主義市場経済の普及が進むからである。

そのため、農業革命の前提となる「持続的技術革新社会」の成立もまた、市民社会と資本主義社会の成立にとって原因となり結果となるものである。

このようにして、資本主義的市場経済によって社会的再生産過程が編成される資本主義社会が成立するためには、「市民社会－国家」体制のもとでの個人主義への解体と、「持続的技術革新社会」の成立が原因でもあり結果でもある。

歴史的には、18世紀イギリスにおいて、問屋制家内工業における資本による賃労働の「形式的包摂」が広汎に残存しつつ、三大階級（地主－資本家－労働者）の三分割制からなる農業資本主義（借地農による大規模農場経営）やマニュファクチュア（工場制手工業）における資本による賃労働の「実質的包摂」（＝「労働力の商品化」）が部分的に生成することによって、社会的再生産過程が資本主義的市場経済によって編成される資本主義社会は成立していた。

以上のような歴史的諸条件が積み重ねられたことによって、イギリスにおいてのみ、資本主義的生産の社会的な群生を基礎とする「資本主義社会」の出現をみることとなったのであった。それによって、「広義の16世紀」以前、太古から繰り返されてきた世界資本主義的な循環パターンが突破され、持続的な経済成長・発展を伴う「資本主義社会」的な螺旋循環のパターンへの変質が生じたのである。宇野が重視した機械制による綿工業の登場は、このような歴史的意義をもつ持続的な技術革新の過程においては、一つの通過点にすぎない。

「市民社会」なるものは、「資本主義」、「資本

主義的生産」から派生しつつ分岐して西欧社会に固有に生成された別系統の社会構成であり、別系統として分岐した「資本主義」、「資本主義的生産」としての世界資本主義と、「市民社会」が接合することによって、はじめて「資本主義社会」と「持続的技術革新社会」が生成したのであった。

したがって、複雑な諸要因の接合の結果として「資本主義的市民社会」が成立したことこそが世界史的に不可逆的な事態であって、ウォーラーステインのいうような「広義の16世紀」を転換期とする主権国家間システムの成立だけでは、いまだ不十分だったといわざるをえない。それだけでは、「広義の16世紀」以前にも類似のものは存在したのであって、決して不可逆的な「持続的技術革新社会」をもたらすものとはなりえなかったからである。持続的な技術革新がなければ、投資のはけ口を失った遊休貨幣資本による土地の集積・集中から資本主義市場経済＝世界資本主義の衰退への回帰を阻止する最も有力な要因が存在しなくなるであろう。

もちろん、「市民社会－国家」体制とそれを基礎とする「資本主義社会」は、早くも19世紀中葉にはイギリスをはじめとする各国における選挙権拡大をつうじた「大衆社会」への変容がはじまり、19世紀末以降は、イギリスおよび当時の後発資本主義諸国は、国家主導の「上からの改革」による「国民国家－国民社会」体制への転換と同時並行的に「大衆社会－福祉国家」体制への移行期が重なっていった。さらに、20世紀末以降になると、グローバル化によって旧先進諸国においては「国民国家－国民社会」体制と「大衆社会－福祉国家」体制が動揺にさらされるようになってきていることはいうまでもない。



## むすびにかえて

以上のように、「資本主義」、「資本主義的生産」、「資本主義社会」の区別と関連を明らかにすることによって、流通形態としての資本主義市場経済＝世界資本主義そのものは長期循環を反復するのにたいして、流通形態に包摂された近代社会は不可逆的に生成・発展・変容する側面と長期循環する側面とをあわせもつものであることが明確になる<sup>28</sup>。

このような観点からみることによって、日本のような半周辺・半中心的なポジションにおいて、欧米流の諸制度を輸入移植した諸社会においては、社会的土壌に十分に根付かない法形式が形骸化し（社会的実体としての権利意識の裏打ちを欠き）、実質的には農奴制ないし奴隷制的な「ブラック企業－社畜」社会となってしまうこともありうるということを理論的に位置づけることも可能となるであろう。

また、共産党独裁体制下で「社会主義市場経済」を掲げている中国に関しては、次のような視点が開かれる。すなわち、儒教的伝統、共産党支配、開発独裁体制の残存などが複合した思想・言論の自由の制限もとにおいては、「市民社会」的な諸制度を基盤としてはじめて可能となる「持続的技術革新社会」が永続化する可能性は低い。したがって、外部からの技術の移植や華人による外部世界での技術革新への貢献は可能かもしれないが、内発的な持続的技術革新が可能かどうかは不透明であるという視点である。

さらにいえば、AI（人工知能）の発展とそれによって不可避的となるであろうBI（ベーシック・インカム）によって「労働力の商品化」が終焉してしまえば、たしかに「資本主義社会」そのものは終焉してしまう可能性が高い。だが、それに対して、「資本主義」や「資本主

義的生産」が終わるかといえば、それは自由な諸個人の中に超過利潤の追求をもとめてやまない人々が、かりに周辺的・部分的であっても存在しつづけるかぎり決して終わることはないであろうことも明らかである。

本稿で考察してきたように、「資本主義」、「資本主義的生産」、「資本主義社会」を区別することによって、これらの諸問題に関しても、理論的な一貫性をもって明確に位置づける視点を得ることができるようになるのである。

## 【参考文献】

- 足立真理子 [2019年] 「ローザ・ルクセンブルク再審」、『思想』、岩波書店、No. 1148、2019年12月
- 宇野弘蔵 [1950年/1952年] 『経済原論』岩波書店
- 宇野弘蔵 [1964年] 『経済原論』岩波文庫（2016年）
- 宇野弘蔵 [1971年] 『経済政策論・改訂版』弘文堂
- 小幡道昭 [2009年] 『経済原論』東京大学出版会
- 川北稔 [1997年] 「環大西洋革命」、『環大西洋革命—18世紀後半-1830年代（岩波講座 世界歴史〈17〉）』岩波書店、1997年、所収
- 櫻井毅 [2019年] 『宇野経済学方法論・私解』社会評論社
- 新田滋 [1998年] 『段階論の研究——マルクス・宇野経済学と〈現在〉』御茶の水書房
- 新田滋 [2010年] 「宇野三段階論の保存＝封印——宇野原理論の多層性とそのアンバンドリング」、櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点【マルクス経済学の展開】』社会評論社
- 新田滋 [2015年a] 「唯物史観と範疇模写説—ヘーゲル・マルクスと宇野弘蔵の方法論を繋ぐミッシング・リンカー」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第49号
- 新田滋 [2015年b] 「資本結合をめぐる原理論的諸問題——証券市場、株式会社、独占・寡占、資本-利子をめぐって——」『専修大学社会科

- 学研究月報』第629号
- 新田滋 [2016年] 「<広義の段階論>序説——『資本主義』の超長期的循環と『資本主義社会』の生成・発展——」, SGCIME『グローバル資本主義と段階論』御茶の水書房
- 新田滋 [2018年] 「循環する世界資本主義システムと反復・回帰する原理と段階——『資本論』150年と『帝国主義論』100年、宇野浩二後40年に寄せて——」『季刊経済理論』第55巻第1号
- 山口重克 [1985年] 『経済原論講義』
- 吉本隆明 [1992年] 「解説 三木成夫について」、三木成夫『海・呼吸・古代形象』うぶすな書院
- Arrighi [1994], *The Long Twentieth Century: Money, Power, and the Origins of Our Time*, Verso, 1994. アリギ『長い20世紀——資本、権力、そして現代の系譜』土佐弘之監訳、柄谷利恵子・境井孝行・永田尚見訳、作品社、2009年
- Brenner, R. [1974] *Agrarian Class Structure and Economic Development in Pre-Industrial Europe*. ブレナー『所有と進歩—ブレナー論争』長原豊・山家歩・沖公祐・田崎慎吾訳、日本経済評論社、2013年、所収
- Brenner, R. [1976] *The Agrarian Roots of European Capitalism*. 同前、所収
- Brenner, R. [2007] *Property and Progress: Where Adam Smith went wrong*. 同前、所収
- Brewer, John [1989], *The Sinews of Power: War, Money and the English State 1688-1783*. ブリュア, J. 『財政=軍事国家の衝撃—戦争・カネ・イギリス国家1688-1783』大久保桂子訳、名古屋大学出版会、2003年
- Laclau, Ernest. [1971], "Feudalism and Capitalism in Latin America", *New Left Review*, 67. ラクラウ『資本主義・ファシズム・ポピュリズム』柘植書房、1985年
- Marx, K. [1857-58]: *Oekonomische Manuskripte 1857/1858, Teil 2*, Karl Marx, Friedrich Engels: *Gesamtausgabe (MEGA), 2. Abteilung: "Das Kapital" und Vorarbeiten, Band 1*. Diez Verlag Berlin, 1981. 『経済学批判要綱』、『資本論草稿集』第2巻、資本論草稿集翻訳委員会訳、大月書店、1997年
- Marx, Karl. [1867/73/85/94], *Das Kapital, I- III*, MEW, Band 23-25, 1962, Diez Verlag, Berlin. (『資本論』からの引用は、引用文中に原著頁数を
- [S.54] のように示し、文末括弧内に『資本論』第1巻第1章等と記すこととする。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。)
- North, D. C. [1981] *Structure and Change in Economic History*. ノース, D. C. 『経済史の構造と変化』大野一訳、日経BPクラシックス、2013年
- Pirenne [1914], *The Stages in the Social History of Capitalism*. ピレンヌ『資本主義発達の社会的諸段階』大塚久雄・中木康夫訳、『資本主義発達の諸段階』未来社、1955年、所収
- Pirenne [1927], *Les villes du moyen age*. ピレンヌ『中世都市 社会経済史的試論』佐々木克巳訳、講談社学術文庫、2018年
- Smith, A. [1776], *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. 『国富論』中公文庫版、大河内一男監訳(ただし、訳はかならずしもこれに拠らない。)
- Wallerstein [1979], *The Capitalist World-Economy*. ウォーラーステイン『資本主義世界経済I—中核と周辺の不平等—』藤瀬浩司・麻沼賢彦・金井雄一訳、名古屋大学出版会、1987年
- Wallerstein [1974] [1980] [1989], *The Modern World-System, 1, 2, 3*, Academic Press Inc. ウォーラーステイン『近代世界システム』I・II・III, 川北稔訳、名古屋大学出版会、2013年
- Wood, Ellen Meiksins. [1999] *The Origin of Capitalism*, Monthly Review Press, New York. ウッド, エレン・メイクスィンス『資本主義の起源』平子友長・中村好孝訳、こぶし書房、2001年

<sup>1</sup> 新田 [1998年] 第3章「世界資本主義論と世界システム論」においては、資本主義を原蓄期=重商主義段階における「商業資本主義」、産業革命期=自由主義段階における「産業資本主義」とする区別にとどまっていた。その後、新田 [2016年]、新田 [2018年] においては、太古以来の「資本主義」と産業革命以降の「資本主義社会」を区別するようになったが、「資本主義的生産」を明示的に区別するに至ってはいなかった。

<sup>2</sup> 前掲、新田 [1998年] 第3章、参照。

<sup>3</sup> Laclau [1971]、邦訳45頁、Wallerstein [1979]、

- 邦訳10頁、参照。なお、両者の論争をつうじての共通理解に関しては新田 [1998年] 第3章、144-145頁も参照。
- <sup>4</sup> 宇野 [1954/1971年]、78-85頁、108頁、新田 [1998年] 第3章、145頁、参照。
- <sup>5</sup> 新田 [1998年] 第3章ではこのような見地にとどまっていた。以下の考察は、その後が生じてきたさまざまな疑問に対する解明の一環である。
- <sup>6</sup> 「[53頁] かくて資本の産業資本的形式の展開は、一方で貨幣財産の蓄積と、他方でマルクスのいわゆる二重の意味で自由なる、……いわゆる近代的無産労働者の大量的出現とによって始めて可能なことになる。後者は、いわゆる資本の原始的蓄積の過程として、……領主と農民との支配従関係が一般的に破壊され、近代的国民国家に統一される過程の内に実現されたのであった。蓄積された貨幣財産もこれによって始めて産業資本として投ぜられることになるのである。」(宇野 [1964年])
- <sup>7</sup> 櫻井 [2019年] も次のような指摘をおこなっている。「[103頁] しかし宇野はここでは間層制的に羊毛工業を支配している商人を産業資本家の萌芽とみている。……ただそれでは産業資本の導入を説くことではあっても、初期の資本主義を主導する商人資本の時代としての重商主義の資本の典型的な形態とはいえないのではないだろうか。」(櫻井 [2019年])
- <sup>8</sup> 「[76頁] こうして、パリ条約によって七年戦争が終結したとき、イギリスが、経済的にみてフランスとは明確に違う水準にあったとは言いい切れない。明らかなことは、両国がそれぞれに商業上、異なった利点をもっていたということである。イギリスは、フランスとの競争上、大陸市場では立場が弱くなっていったが、その分、『海外』での地位を改善することで補っていたのである。」「[78頁] 第一に、七年戦争は、フランスの大西洋沿岸に広がった商・工業複合体、つまり、三角貿易と奴隷貿易と綿織物工業を結びリンクの飛躍的發展を停止させた。……第二には、[フランスの] 国家財政を根本的に『混乱させ』、当座の歳入と経常支出のあいだの均衡を恒久的に崩したのは、ほかならぬこの戦争であった。」(Wallerstein [1989]。引用は邦訳による。)
- <sup>9</sup> 中国では宋代までに四大発明がなされたにもかかわらず、なぜアジア的停滞の隘路から抜け出せず産業革命への突破口が閉ざされてしまったのかという問いかけがよくなされる。だが、その際、往々にして、そもそも宋代に先立って五代十国時代に一種の世界経済・主権国家間・覇権国システムが存在していたことが看過されているのではないだろうか。そこで開花した資本蓄積と技術革新が、宋代の世界帝国システムと宋学のような硬直化したイデオロギー体制の整備によって、次第に押し潰されていった可能性も、一つの仮説として考えられてよいのではないだろうか。
- <sup>10</sup> 吉本 [1992年]。
- <sup>11</sup> 本稿では、産業 industry とは非金融部門 non-financial sector のことを指すものとする。
- <sup>12</sup> 『資本論』第3巻第20章「商人資本にかんする歴史的スケッチ」、参照。
- <sup>13</sup> ただし、現代の巨大小売業者は安く買い付けることも可能となっている。だが、それは、国境を越えた現地生産の支配にまで及ぶものとなっているので、もはや小売-卸売-貿易-製造・加工の生産・流通系列をすべて包摂したものとなっている。
- <sup>14</sup> Smith, A. [1776], p.15.
- <sup>15</sup> Smith, A. [1776], pp.32-33.
- <sup>16</sup> Marx, K. [1857-58], S.99, 153-154頁。傍点は引用者。
- <sup>17</sup> 『資本論』第3巻第4篇第20章、注45。
- <sup>18</sup> また、宇野は、スミスの本源的な購買貨幣論に対して次のように批判している。「[131頁] ……自然と人間の間にも商品交換が行われるかのごとく、商品経済の特殊の性質を永久なる、自然的過程に解消することとなるのである。」(宇野 [1950/52年])
- <sup>19</sup> このようなとらえ方は一見、流通が共同体社会に浸透していくことで資本主義社会が成立したとする「流通浸透視角」のようにみえるかもしれない。だが、ここではべつに商人資本の共同体に対する破壊・分解作用（これはむしろ過剰遊休貨幣資本による土地集積の結果である）から資本主義社会が成立したとっているわけではない。ここでいわれているのは、商品の生産・流通による技術革新を通じた低廉化によって、もともと潜在的に交換性向をもっていた共

同体成員の側が自発的に市場での商品売買に引き寄せられていく過程である。このような過程の近代世界における典型的な事例については、川北稔 [1997年] 16-24頁、参照。

<sup>20</sup> 『資本論』第1巻第3篇第8章、参照。

<sup>21</sup> 同前。

<sup>22</sup> 同前。

<sup>23</sup> 宇野『経済政策論』における段階論の規定においては、これを「商人資本」に分類しているが、資本主義的生産を営む商人資本ということとなってしまう混乱のもとであった。前掲、櫻井 [2019年]、103頁、参照。

<sup>24</sup> Brewer, J. [1989] 参照。

<sup>25</sup> 『資本論』第三巻 S.607。

<sup>26</sup> ただし、均質な文化圏のなかでバランス・オブ・パワーの原理によるパワー・ゲームとして、国際法、条約、外交儀礼などがルール化されやすいという条件は、何も近世ヨーロッパに特有のものではなかった。中国の春秋戦国時代も一種の主権国家間システム・覇権国システムの状態が400年間続いたものであった。実際、その時期に貨幣経済と諸子百家に象徴される文化が発展したことはよく知られている。他方、ここでは、周王朝がローマ教皇庁、覇者が神聖ローマ皇帝に類似した性格をもっていたため、統一的世界帝国システムへと拡大再生産される契機も存在した。戦国七雄のバランス・オブ・パワーが遠交近攻、合従連衡の過程をつうじて崩れ秦の一強体制となっていたとき、古代中国の主権国家間システム・覇権国システムは終焉を余儀なくされたのであった。同様のことは、古代ギリシアや古代インドの都市国家群にもみいだされうるかもしれない。

<sup>27</sup> North, D. C. [1981]、参照。

<sup>28</sup> このように、近代社会から抽出された諸範疇によって、覇権交替に集約される長期循環の反復と、それをつうじて国家もまた長期循環に従属するものでしかないという客観的な歴史過程の分節化も可能となる（新田 [2018年]、参照）。本稿で分類した「資本主義」から「資本主義的生産」までに資本主義的流通、資本主義的金融は包含されている。したがって、そのすべてが宇野理論でいう流通論に該当する領域の対象範囲となる。そこでは景気循環についても扱われ

ることになる。そのため、第三篇（分配論、総過程論、競争論、機構論……）は流通論に還元される。同様の考えは櫻井 [2019年] にもみられる。「[91頁] 商品経済は自己組織的にその運動の連鎖を通じてその体系を資本の体系に作りあげていったのである。それは商品経済を動かしている様々な生産活動や、分配、消費活動によって概念化を進めるとともに、社会的に純化してゆくその商品、貨幣、資本の形式の中で自ら体系化していったのである。古代から存在する商品、貨幣はいうまでもなく、価格の違いを利用して稼ぐ商人資本家、金貸しで儲ける金貸資本家、物づくりで利益を得る産業資本家などの存在は、商品経済をますます豊かに豊富なものにしたし、やがて株式資本の登場から金融市場の成立、その投資の失敗などで起こる恐慌は、17、8世紀にしばしば記録されている。…… [92頁] そしてそれらの形態規定は自己組織化によっておのずから一定の経済秩序を作り出してゆくはずである。……それは宇野がその『経済原論』の『流通論』で行った流通形態論の方法を全編に拡張しようという方向のものである。」（櫻井 [2019年]）それに対して、「資本主義社会」に対応する領域は、再生産表式のような領域と、「資本主義社会」一般として抽出できる限りでの諸階級と分配にかんする領域であろう。しかし、「資本主義社会」を固有の領域として原理論に残すという考えは櫻井にはうかがえない。なお、「労働力の商品化」を歴史的前提とする「資本主義社会」への転化を導入する、本来の意味での「貨幣から資本への転化」論を消去したといえる山口原論には、生産論、競争論において中途半端に19世紀中葉イギリス資本主義社会の生産力水準に対応した歴史性が残っているのではないかとというのが櫻井の山口原論にたいする批評点としてある（櫻井 [2019年]、186頁）。それに対して、小幡原論のばあいは、本稿でいう「資本主義社会」の次元が捨象されて「資本主義」、「資本主義的生産」に限定されることによって、事実上、流通論の延長として生産論、機構論が展開されているとあってよい。それは、櫻井の構想する原理論にかなり近いのではないと思われる。

# 自律的教育経営の機能不全問題と対応政策 —英国政府の強制的介入支援及びOfstedの性格変容—

広瀬 裕子

キーワード

イギリス、自律的教育経営、機能不全、強制的介入支援、Ofsted

## はじめに 自律的教育経営の重篤な 機能不全とその修復対応

教育の自律的経営は、経営主体が問題解決の能力を持つことを含めて文字通りの自律的経営であるのだが、自律的に解決し得ないほどに抱える問題が重篤化して経営そのものが破綻した場合の修復対応が準備されてはじめて、経常的な制度として存在しうる。そして経営が機能不全を起こしている場合、その破綻を修復する原理は「自律性」ではないことになる。自律性を原理とする経営のシステムそのものが機能しないという重篤な事態だからだ。修復がなされるには自律性とは異なる原理による有事的な対応措置が用意されなければならない。本稿は、自律的な教育経営の継続を担保するためには不可欠な、しかしながら日常的（＝平時）には考慮されることが少ない自律的経営が破綻した場合の対応政策に注目する。検討する参考題材はイギリスの中央政府による強制的介入支援という対応政策である。

イギリス（本稿ではイングランド）では学校教育のみならず地域の教育経営（＝教育行政）が破綻した重篤な問題ケースが現実に出現し、自力では問題修復が不可能になった地域への支援対応が、中央政府の政策課題となった。そうした問題ケースの機能不全を修復すべく、1990

年代から2000年代にかけて中央政府が主導する教育再生プロジェクトが進められた（広瀬2014）。場所はロンドンのハックニー自治区（Borough of Hackney）である。自治を原則とする地方教育行政の「自律的」経営に中央政府が「強制的」に介入するという、一見語義矛盾のような格好をした再生支援の政策プロジェクトが登場したのである。

1988年教育改革法を始点とする制度改革以降、イギリスでは学校運営の自律性が強調されると同時に、上記したような中央政府が時として強制的にその運営に介入する政策も出現している。逆の言い方をすれば、学校ないし教育行政の教育経営に中央政府が強制的に介入する政策が出現している一方で、しかし教育の自律的経営が重視され続けている。この一見相反するベクトルの同時進行に本稿は注目するわけだが、この2つの同時進行は異質なものの野合なのではなく、自律的経営の重篤な破綻を想定した上で自律性を継続させるための、有効かつ整合的な政策パッケージを構成するというのが本稿の理解である。先にも述べたような、制度設計に不可欠ながら日常的（＝平時）には感知されることが少ない政策課題に対応した一形態だということである。

1980年代に大きな政府による行政に終止符を打った後、イギリスの教育行政は、それまで

の福祉国家的な教育行政が掲げていた「すべての者に優れた教育を」保障する施策を、ありとあらゆるセクターの関与によって実現しようという方向に舵を切った。公共の再構築が行われるのである。財源が確保しきれなくなったという意味においてだけでなく、公的セクターに対する万全の信頼に対する見直しという意味においても、新しい公共を模索するステージで教育政策が進められることになった。この方向は、サッチャー (Margaret Thatcher) 保守党政権 (1979)、それに続くブレア (Tony Blair) 労働党政権 (1997)、そして、キャメロン (David Cameron) 保守党 (連立) 政権 (2010) を通じて一貫している。自律的教育経営を重視しながら同時に明確なアカウンタビリティを求める、品質保証国家の路線だといってもよい。

政府が掲げた「教育水準の向上」というオーソドックスな改革目標は、「バリュース・フォー・マネー」(サッチャー保守党政権)、「ベスト・バリュース」(ブレア労働党政権) という厳しい財政再建政策の中で進められた。公的サービス運営においては、質とともにコスト意識の醸成が重要な課題となり、そういう意味では、多額の補助金をつぎ込んでいるにもかかわらず成果を上げていないと考えられていた (大田 2010:102、高山 1989:6) ロンドンの教育は真っ先に改革の対象となったのである。本稿が目指す自律性の重篤な機能不全問題も、こうした文脈のロンドンで観察された事例である。

教育破綻のアイコン的事例となったロンドンのハックニー自治区は、貧困や多様なエスニシティを背景にして政治的混乱も深刻化し、教育のみならず地域行政が機能不全に陥っていた。1990年代初期に問題を名指しされたハックニーの地方教育当局 (Local Education Authority: LEA) は、自力での問題解決を試みるものの十分に効果を上げることができず<sup>1</sup>、結果として中央政

府により閉鎖された。業務は入札にかけられ、区内の教育改革を担うために新たに設置された民間組織であるラーニング・トラスト (The Hackney Learning Trust) に10年契約でその全てが移管された。2002年のことである。前代未聞にラディカルなこの改革手法は、ハックニー区改革に特化してオーダーメイドされたものであり、この手法を確保するために法改正も行なわれた大掛かりなものである。この政府鳴り物入りのプロジェクトは顕著な成果をあげ、ラーニングトラストの10年の契約期間で教育は再生し、契約が終了した2012年には、再生した区内の教育は地方当局に戻された (広瀬 2014、Wood 2016a、Wood 2016b)。

ハックニー区改革で効果を見せたこの改革手法、すなわち重篤な機能不全を起こしたLEAに中央政府が強制的に介入してオーダーメイド改革を進める手法は、当初は、ハックニーの重篤化した特殊事例ゆえの有事的手法であると見做された (広瀬 2014) が、ハックニーでのこの手法の成功を受けて、以後、ここに蓄積された手法要素が段階的要素に切り分けられて、他の重篤な地域 (LA<sup>2</sup>) の改革にも投入しうるように再構成されつつある (広瀬 2019)。

1990年代から2000年代にかけて登場した、機能不全問題に対応するこうした強制的介入支援は、契約期間をもって一区切りすることを見てもわかるように、中央政府による恒常的抱え込み統治というよりは「修復」を目的とする手法であって、あくまでも有事的・一時的なものとして構想されている。介入状態を恒常化させることが意図されていないのは、常態的な介入状態が教育の自治の原則のもとで禁欲されなければならないから以上に、この時期、すなわち福祉国家終焉後の政策段階では、政策立案者にとっても介入状態の常態化には合理性がないからである。緊縮財政がまずもって課題とされる

福祉国家終了後の段階では、介入状態を常態的に維持することを可能にするような財政基盤はそもそも用意されておらず、サービスの質改善のコストはサービス提供者（学校や教師、ないしは地方当局）にアカウントビリティとセットで委ねる方法にこそ格段の妥当性が予見されたのである。リアルな意味での政策の費用対効果が政策全般において重要視されるのが1980年代以後の特徴である。

「介入」という用語はセンシティブである。原語の「intervention」に文字通りの「介入」という訳語をあてるのでは、実のところこの政策の目的や実態が把握しにくい。「介入」という言葉には外圧的で蹂躪的なニュアンスがあるからだ。ハックニー改革に出自を持つ強制的介入の目的は、一義的には公的サービスの質の改善と行政作用の機能不全の修復であり、最終的には経営主体の自律的経営能力の再生にある。介入対象になることは確かに経営主体にとっては屈辱的なことであるが、同時にオーダーメイドの支援が提供される「資格」を得ることでもある。介入は必ずしも懲罰を意図するものではなく、当該地方当局の自律性を否定するものでもない。本稿では「intervention」が持つ、失敗認定された経営主体に対する辛口のサポートの趣旨を表すべく「強制的介入支援」のように訳出した。

## 1 強制的介入支援手法の政策導入

### 1-1 自律性とは異なる原理による機能不全修復

サッチャー保守党政権が教育の質向上を目標に掲げて教育改革を始動させた時、教育の経営のみならず失敗に対する責任を事業主体に委ねたやり方は、労働党の支持母体である教員組合と対立する姿勢を演出した。顕在化させられた労働党支持地域に見られた「失敗」ケースは、

改革を強く進めていく保守党政府にとって錦の御旗にもなったのだが、しかし、そうしたアイコン的重篤な失敗事例への対応こそが、逆にいえば政府にとって格闘しなければならない政策課題となるのである。政府が何らかの方法で介入手法を模索する宿因である。

「失敗」事例への対決的対処を初発的に政策課題と掲げたサッチャー及びメイジャー（John Major）保守党政権は、しかしながら直接的な介入は行っていない。確かに、失敗事例を顕在化させる姿勢を強く見せて当該地域に介入支援のための戦略的な改善チームを強制的投入はしたものの（Boyle 2012）、改善チームのアドバイスには強制力を持たせる法的根拠はなかったのである。したがって、強制的介入支援はこの段階では有望な政策的アイデアではあったとしても、現実的政策ツールではなかったというべきである。政策文書においてもこの時期は、振り返ってみると、介入手法に対する言及は限定的である。当時の白書『選択と多様性』（DfE 1992）が「失敗した学校への取り組み（Tackling Failing Schools）」として介入手法に言及しているのが、保守党政権時代において主要政策文書が介入支援手法に公式に言及した数少ない例だといってもよい。

状況が一変するのは1997年の政権交代以後である。新たに政権についた労働党ブレア首相とブランケット（David Blunkett）教育雇用大臣のコンビが、十分に効果を上げていない教育に対する不寛容を宣言し、失敗に対して極めて厳格な対応方針をとったことは周知である。失敗した教育のアイコン的事例が労働党勢力の強いロンドン地区のものであったとしても、である。こうした労働党政権の姿勢に鑑みるならば、教育の重篤な経営破綻問題は、政治対立を超えて存在していた問題であったと見るべきだろう。失敗事例への対応を政策アジェンダに乗せた保

守党政府による地ならしの上に、労働党政府の強制的介入支援手法の実用化は成立しているのである。

労働党政権になると、政策文書は軒並み強制的介入支援の手法を重篤なケースに対する必須の政策手法として掲げるようになる。労働党政権の所信表明でもある白書『学校教育の卓越性』（DfEE 1997）が、政策的に必要であると判断される場合には介入という手法を使うことを早々に宣言したことは象徴的である。介入の度合いは成功と反比例するという白書の方針は、失敗と介入が表裏の関係にあることをわかりやすく示している。引き続き『緑書 教師たち：課題に立ち向かう』（DfEE 1998）、『成功するための学習』（DfEE 1999）、『白書 学校：成功の達成』（DfES 2001）、『学校白書 より高い学業水準とより良い学校を全ての子どもたちに』（DfES 2005）等々も、ほぼ例外なく介入手法を重篤な問題に対応するための政策ツールとしている。

いうまでもなく、アイコン的な失敗事例への政策的対処、すなわちハックニー区の教育再生プロジェクトは、こうした労働党政府の厳格な政策方針の展開と並行して進められたものである。ブレア労働党政府は、政権発足後すぐさま中央政府の介入に法的根拠を持たせるための法整備に着手している（広瀬 2015）。すなわち「学校教育の水準と枠組みに関する1998年法（School Standards and Framework Act 1998）」と翌年の「1999年地方自治体法（Local Government Act 1999）」の制定である。この法整備によって、強制的介入支援は単なる政策的アイデアから現実的政策ツールへと性格を変えていくことになる。これらの、中央政府の地方自治への介入を可能とする「歴史的に重大な意味を持つ」（*Local Government Chronicle* 1998.7.29）法律が「大きな反対もなく議会を通過」（Boyle 2014: 109）

し得たのは、ハックニー区の教育再生という緊急性の高い案件が共有されていたからに他ならない（広瀬 2015）。実際に、両法ともに適用第1号はハックニー区である。

こうしたお膳立ての上に、ハックニー改革の手法は慎重にオーダーメイドされることになる<sup>3</sup>。非営利民間組織ラーニング・トラストの設置とそこへの業務の全面移管という政策パッケージが用意されるのである（Learning Trust 2012、Boyle et al. 2012）。上記した2つの法律の制定もこのパッケージの一部である。こうした万全の措置故に、すでに身動きが取れなくなっていたハックニー区の問題修復は顕著に成果を上げた。（広瀬 2014、Wood 2016a、Wood 2016b）。

## 1-2 重篤な機能不全の予兆段階への介入支援の制度化

労働党政権下で有効性が確認された強制的介入支援は、続くキャメロン連立保守政権（2010）及び保守党単独政権（2016）下で、単発的特殊な「有事的」政策対応のツールから「有事」に備えて平時から備える汎用的な修復メソッドへと性格を変えつつある（広瀬 2019）。重点的個別領域としては子ども福祉領域をターゲットとして、公的サービスの質改善プログラムとして再構成が進んでいる。出現そのものが希少なハックニー事例ほどの重篤な機能不全に陥る前の、しかしその危険を明確に予兆させる段階の困難事例に支援対象が拡大されている。

強制的介入支援を汎用的政策ツールとして整備するビジョンは重層的である<sup>4</sup>。個別性と普遍性を同時進行させなければならないビジョンだからだ。ハックニー区改革の教訓が示すように、重篤な機能不全問題の改革ツールにはそのケースが抱える特殊問題事情に柔軟に対応する、誤解を恐れずにいえば、手段を選ばぬ文字通りのオーダーメイドの対策手法が用意されな



なければならない。一方、それを任意の困難事例に対応しうるための汎用的ツールにするためには、普遍性と包括性を持った一定程度安定したプログラムにしなければならない。ハックニー手法の汎用化というのは、有事における個別的柔軟性と平時における普遍的包括性という、2つの異なった要請を同時に満たすプログラム構想である。

大枠で、支援対象が、性格を異にする2領域に切り分けられた<sup>5</sup>のはこの異なった要請に対応するためには有用である。教育領域と子ども福祉（Children's Social Care）領域の2つである。質保証対応にすでに蓄積がある学校教育領域では、機能不全に関するターゲットはすでに、地域の教育行政ではなく個別学校の自律性修復であり、それゆえこの領域の機能不全対応は、不振校に対するアカデミー（中央政府から直接公費を受けて地方当局から独立して運営される学校形態）への強制的転換指示が具体策となっている（DfE 2016c、2017、2018）。アカデミー転換指示とは、学業、財政、ガバナンス、安全などの領域で想定する状況に至っていない学校をスポンサー付きのアカデミーに転換させることによって改善させる方法であり、改革を担うスポンサーには多大な自律性が与えられる。一方、子ども福祉領域では個別施設のサービスの質を問題にする以前の、地域全体のサービス改善を課題としなければならない段階であり、地方当局のトラスト転換をも最終的には見据えた、ハックニー改革型の再生プログラムが強制的介入の具体的な形態である（DfE 2016a、2016e）。

機能不全問題を、重篤な有事のみならずより日常的なレベルにおいても課題としたキャメロン保守党政府は、教育・福祉両領域の質の格差を是正するためのボトムアップの手段として強制的介入支援手法を位置づけ、その方針を2016年に各種の政策文書として明らかにして

いる。軸となっているのは、2016年3月に成立する「2016年教育と養子縁組法（Education and Adoption Act 2016）」である。同法は教育領域と子ども福祉領域を包括して、とりわけ困難を抱えた事例への支援対応とサービスの質の向上を謳っている。同法に基づいた5年計画『教育省戦略2015年から2020年：世界クラスの教育とケア』（DfE 2016d）は、全国の全ての子どもたちが良質の教育とケアを得られることは社会正義であるとして策を示した。

同法の制定を受けて、教育領域と子ども福祉領域それぞれにおいて指針が出される。教育領域では、『白書：あらゆるところに教育的な卓越性を』（DfE 2016b）が、英国内の教育の質は格段に上がっているとした上で、しかし十分な質が確保できていない地域や学校があるとして、そこへの対策に政策主眼を置いた。同白書に加えて、機能不全ケースへの介入支援に特化した指針『失敗認定された学校、成果を上げられない学校、不安定な学校への介入支援』（DfE 2016c）も出された。タイトルからもわかるように、重篤な段階に至る前の機能不全への支援も視野に入れ、「失敗認定された学校」、「成果を上げられない学校」に加えて、新たに比較的軽微な機能不全段階の学校を「状況が安定しない（Coasting）」という区分概念で把握しているのが特徴である。コースティングというのは、ジェットコースターのように高度が一定せずに良い状況とそうでない状況が繰り返され、良いと思っても急降下しうるような状態として想定されている（教育省インタビュー<sup>6</sup>）。

諸データや実務領域に踏み込んで強制的介入に関する指針文書が出されるに至るのもこの時期の特徴である。議会下院（庶民院 House of Commons）は、『地方政府への介入』（Sandford 2017）をまとめて「1999年地方自治体法」の制定以来、同法の介入条項が適用されて強制的

介入支援の対象となった全ての事例についての追跡整理を行なった。イギリス全体で対象となった地方当局は全7箇所、教育領域が対象とされたのはハックニー区とハル市（Hull City Council）の2箇所である<sup>7</sup>。実務に関して言えば、介入支援の予算措置と効果検証に関するデータを、教育省が明らかにしている。教育省は、そもそも介入支援は一連の諸対応によってなされるので介入効果だけを切り分けてコスト計算することには限界があるとしながらも、会計検査委員会（Public Accounting Committee）の要請（2015.1）に応じて『イングランドにおける学校への公式な介入：コストと効果』（DfE 2017）を公にした。介入実態を強制的アカデミー転換という重度なケース対応、暫定執行委員会（interim executive board）設置程度の対応、警告通知段階の対応の3段階に分けてそれぞれの件数や経費、また効果についてまとめている。ちなみに、強制的アカデミー転換経費は、2010年から2015年までの5年間がおよそ60万ポンドから1700万ポンドの間、2016年から2021年までの5年間がおよそ14万ポンドから67万5千ポンドの間と計算されている。2018年2月には実務者に向けた指針マニュアル『懸念を引き起こす学校：教育充実を図るためにどのように学校支援を行うか、介入支援手法権限行使についての地方当局及び地域学校コミッショナーのための手引き』（DfE 2018）が教育省から出されている。地方当局の職員に向けて示された、教育経営に懸念が生じている（causing concern）公費維持学校への対処方法である。

一方の子ども福祉領域で出された基本指針は、『子ども福祉改革』（DfE 2016a）と『子どもを第一に置く』（DfE 2016e）である。サッチャー保守党政権時代以後の一連の教育改革が、学校教育の質改善に注目して継続的に硬軟取り混ぜた諸策を進めてきたのに対して、子ども福祉領

域は政策的にはほぼ手付かずの状態に置かれてきており、その結果、学校教育が全体的に質を向上させてきているのに比して、子ども福祉領域は深刻な問題を抱えたままの状態にあった。ここに至ってようやく政府の施策においても子ども福祉領域の抜本的な改革が意図され、地域全体の業務の質の改善が課題とされた（教育省インタビュー<sup>8</sup>）といつてよい。政策の基本方針は、「人材とリーダーシップ」、「実践とシステム」、「ガバナンスとアカウンタビリティ」を3つのターゲット領域として示され、ガバナンスが失敗した場合には強硬に地方行政に介入する方針が示された。「失敗の場合には強力に介入する（Intervening strongly in cases of failure）」という方針フレーズは、質の改善に向かう政策対応の方向性を示す場合に引用される定型となっている。

先に述べたように、ハックニー区の改革に蓄積された介入支援のノウハウが直系的に投入されているのは、地方当局のサービス提供の質改善が課題とされるこの子ども福祉領域であり<sup>9</sup>、任意の事例にも対応できるような汎用的政策プログラムとして再構成が進められている（広瀬2019）。

## 2 強制的介入支援政策と並行した Ofsted の性格変容

強制的介入支援が「救済」を目的とするものであるとはいえ、中央政府が地方政府に強制的に介入するという、論争的で強硬な手法による政策手法の採用がイギリスで可能だったのは、介入段階を合意するメカニズムを確保しえたからである。その合意メカニズムを提供する役割を担っているのが教育水準局（Ofsted）<sup>10</sup>に他ならない。Ofstedは、当初から期待されている監査という役割にとどまらずに、困難事例を発

掘して支援するという役割をしないで強く持つようになっている。

教育水準局 (Ofsted) は、助言的と理解されていた従来の勅任視学 (HMI) に代わって1992年に設立された省庁から独立した政府監査機関であり、1998年からは個別学校に加えて地方当局も、また2001年からは学校教育領域に加えて子ども福祉領域も監査対象としている。Ofstedの長である首席勅任監査官 (Her Majesty's Chief Inspector, HMCI) は、教育大臣によって任命され、活動等について教育大臣に報告し、予算運用等に関して議会に答弁する。このOfstedの監査評価<sup>11</sup>の結果が、学校や地方当局などの教育運営機関が機能不全を起こしたと察知される場合に、強制的介入支援の対象にするかどうかを判断する根拠として使われているのである<sup>12</sup>。Ofstedの監査が悉皆的で、しかも社会的信頼を得ていることがそれを可能としている。

Ofsted導入時の保守党政府において強制的介入がアイデア以上ではなかったように、Ofstedも発足時から強制的介入支援を想定して監査業務を担ったわけではない。設立以後のその時々の課題と要請に応じてOfstedの制度と路線は変化している。ミクロな短期的スパンでは一貫性を欠くかの変更<sup>13</sup>も含めて、折々を一括して四半世紀のOfstedを振り返るならば、Ofstedは単なる監査機関から膨大な情報を収集・管理・分析する、教育行政の「インテリジェンス機関」とでもいうべき機構へ脱皮していることがわかるのである。困難事例の発掘と支援は、その過程でOfstedが持つに至った新たなしかし肝要な役割なのである。経営的機能不全に強制的介入支援を投入する中央政府の政策展開と、Ofstedのこの性格形成は並行した。

Ofstedの性格形成を見る場合、画期を成す時期が3つある。第1は、ウッドヘッド (Chris

Woodhead) が第2代HMCIを務めた時期、第2は、2004年及び2007年に出された議会庶民院の調査報告書が簡素化を方向づけた時期、第3は、キャメロン保守党政権下での有機的政策連携へ方向づけた時期である。第1の時期は、Ofstedによる悉皆的な監査制度の土台が作られた時期であり、第2の時期は、Ofstedの監査業務のターゲットが困難地域に集中する方向変容を導いた時期であり、そして第3の時期は、Ofstedの監査を政府の強制的介入支援政策と明示的に連動させた時期である。

## 2-1 Ofstedの土台を作ったウッドヘッドの時期

ウッドヘッドがHMCIを務めた時期 (1994-2000) は、Ofstedの悉皆的監査が教育現場にも親をはじめとした社会の認識の中にも、日常のこととして定着していく時期である。いわばOfstedの土台が形成された時期である。第1代HMCI (1992-1994) のサザーランド (Stewart Sutherland) が新しいOfsted制度を無理なく始動させた流れを受けてこの制度化は始まっている<sup>14</sup>。

ウッドヘッドが監査の厳格化を図り、教員組合と激しく対立したことはよく知られている。伝統的な教育方法を再評価する一方で児童中心主義を学力向上につながらないとして強く批判するウッドヘッドに対して、教師の専門性を掲げしかも児童中心主義的教育実践を積み重ねていた教員組合は、ウッドヘッドが主導するOfstedの監査方法に対してだけでなくあるべき教育像に関しても敵対した。ウッドヘッドのやり方を良しとしない教員たちを率いて、当時のバーミンガム主任教育官であったブリッグハウス (Tim Brighouse) は、ウッドヘッドのOfsted運営を「恐怖政治」だと批判して反対運動を展開した (The Telegraph 2015.6.23)。ウッドヘッドが、イングランドの公立学校の教員のうちの15,000人と校長の3000人は不適格者

(incompetent) であり辞めさせるべきだと述べて、教員組合との対立が決定的になったのは有名なエピソードである。子どもたちの学力向上を、教師たちに対する餌ではなくムチによって進めようとしたのがウッドヘッドであったと、後にBBCの記事は伝えている (BBC News 2015.6.23)。

1997年に政権が保守党から労働党に移るに際し、真っ先に犠牲者になるのはウッドヘッドであると予想され (The Telegraph 2015.6.23)、またそうすることが期待された (The Guardian 2015.6.23) のは容易に想像できる。ウッドヘッドの退任を受けて第3代HMCI (2000-2002) となったトムリンソン (Mike Tomlinson) が監査の方針を厳格路線から柔軟路線に転換すると、その変更はウッドヘッド路線の反省と修正であるように理解された。事実、教員組合はHMCIの交代に歓喜の声を上げ (The Telegraph 2015.6.23)、一方のウッドヘッド自身も自分の片腕であったトムリンソンが後を継いだ途端にOfstedは牙を抜かれてしまったと嘆いている (The Guardian 2009.5.12)。

しかし注意しなければならないのは、ウッドヘッドの退任が、労働党政府が発足した1997年ではなかったということなのだ。教員組合を支持基盤とする労働党が1997年に政権をとった時、ブレア首相はウッドヘッドを解任するのではなく逆に慰留している。この慰留が単なる無作為の惰性的慰留ではなく明確な意思を持ってなされたものであることは、ウッドヘッドの慰留にあたってブレアが報酬を34%増額した (Telegraph 2015.6.23) ことからわかる。労働党政府は、教員組合と距離を取りながら、ウッドヘッドを続投させたことになる (The Guardian 2015.6.23)。

失敗への不寛容を打ち出したブレア労働党政府は、ウッドヘッドが進めていた悉皆的で厳格

な監査を、自らの政策遂行のために有用であると判断したのである。新政権が方針とした教育水準の確保にOfstedの厳格な監査は不可欠だと、彼を主任監査官として続投させた (BBC News 2015.6.23) ということである。

教員からの強い反発を受けながらも、回を重ねて定着していく悉皆的な訪問監査は、学校の中にOfstedの監査と評価を意識しながら業務を行うという文化、言い換えれば、学校は教育の質に関してアカウンタブルでなければならないという文化を醸成したのだというべきである。ウッドヘッドが退任したのは、8年の長期にわたるこうした役割を一区切りさせた2000年のことである。

すなわち、第3代HMCIトムリンソンが監査の厳格路線を終焉させたのは、ウッドヘッド路線を反省したからなのではない。ウッドヘッドの8年の任期の間に、悉皆的監査とアカウンタビリティを求める文化はすでに学校の隅々に根付いており、もはや監査の定着にエネルギーを注ぐ必要がなくなったからだと理解すべきである。以後のOfstedの各種改革は、ここでできあがった悉皆的な監査制度を土台にして行われるのである。

ウッドヘッドの時期のOfstedが教員組合と対立したことに関して付言するならば、この対立が多大なエネルギーの消耗であり、ウッドヘッドが教師に無能感を与え、教師との間の架け橋を焼いたのであってその後遺症は大きいという指摘 (BBC News 2015.6.23) は的を外れていないとしても、この対立がウッドヘッドからの作用を受けた教員組合の反作用とセットで構成されていることも忘れるべきではない。当時の学校教育の質に問題があり教員の資質の向上が重要であるというウッドヘッドの指摘が教員に受け入れられなかったのは、ウッドヘッドの姿勢が敵対的であったという外形のみに起因するの

ではなく、教育のプロフェッショナルである学校や教師が、親やその他の関係者に対してアカウントでなければならないという考え方が、教員（組合）の側に必ずしも馴染みのあるものではなかったからである。専門職としての教師の資質が批判されることに対する免疫が教員の側に十分に持たれていたわけではなかったことにも一因があると思われる。教員（組合）を教育における特権的なエスタブリッシュメントとして、批判されるべき権力の側に置く言説が社会に広まるのはこれ以後の時期である。

## 2-2 簡素化を起点としたメリハリある監査への方向づけ

Ofstedの役割を困難ケースの発掘と支援にシフトさせていく転機となるのが、Ofstedにコスト感覚を求めた2004年と2007年の庶民院による調査報告書『Ofstedの仕事』（HC 2004, 2007）である。これらの報告書は、Ofsted発足から10年以上が経過して、イングランド中の全ての学校が少なくとも2回の報告監査を受けた時期にOfstedの業務を検証する趣旨で出されている。報告書によるコスト感覚の指摘は監査の簡素化の提案となり、結果的に監査をメリハリのある形へと誘導していくことになる<sup>15</sup>。

すでに一省庁に匹敵するほどに巨大な組織となっていたOfstedは、公的資金投入は4倍近くに、また雇用人員は5倍以上になっている（HC 2004）。その予算に見合う仕事をしているかどうかを報告書は直接的に問うている。コスト感覚を持つ方法として報告書が提案しているのが、「より軽いタッチの監査（lighter touch inspection）」と報告書が呼ぶところの業務の精選と簡素化である。簡素化された監査は、Ofstedのみならず学校にとっても負担を軽減することになる。

この提案を受けて実際に2005年からは訪問監査の日数は従来の約1週間から2日に短縮さ

れ、査察の通告も約2ヶ月前から2、3日前となり、学校の対応準備は軽減された。並行して、Ofstedの訪問監査を一部代替する学校による自己評価も導入された。こうした監査の簡素化が監査に対応する学校の精神的実務的負担を軽減したことはつとに指摘されることだが、われわれが目を向けるべきなのはOfstedそれ自体にとっても多大な負担軽減になったということの方なのだ。巨大化したとはいえOfstedのコストと人員は限られたものであり、そのリソースを有効に使うために悉皆監査への資源投入のあり方を再検討することを、Ofsted自身にとってもこれは可能としたのである。

監査制度の定着によって監査の注目点がすでに共有されていることに鑑みるならば、ポイントを押さえながら訪問監査を簡素化することは可能である。自己評価によっても訪問監査の補完が可能となれば、将来的にはOfsted自身が行う訪問監査に注ぎ込むコストを抑えることができる。簡素化は、第1に、新たに導入した自己評価が教育の質の正確な状況把握になるかどうか、第2に、監査を簡素化しても不振学校を特定する機能を維持できるかどうかを検証しながら進められることになる。

第1に関しては、悉皆的監査制度が、学校内に教育についてのアカウントビリティ意識を醸成しただけでなく、教育に関する全国規模の膨大なデータをコンスタントにリアルタイムに収集するシステムの土台を準備したことを想起したい。Ofstedの全国監査によって収集される学校評価のデータと、別途行われるキーステージとGCSEなどの全国学力テストで収集される膨大なパフォーマンスのデータを連結して照合することで、学校による自己評価の内容の妥当性も大方担保することが可能になっている<sup>16</sup>。第2に関しては、それゆえに、監査に期待された機能を大きく損なうことなく簡素化は進められ

うることになる。

第3代トムリンソン以後のソフト路線化は、ウッドヘッドによるハード路線を反省的に放棄したというよりは、すでに出来上がった土台を基にした次の段階への移行、すなわち訪問監査の簡素化による新たな役割形成への移行期として読むべきなのである。簡素化によって節減が可能となった部分のOfstedの人的経済的コストの新たな投入先と投入方法を示唆するのは、この時点ではまだ実現していない、報告書が提案するもう1つの簡素化アイデアである。すなわち優秀な学校に対する訪問監査の省略である。優秀校を訪問監査から外す提案は、裏を返せば訪問監査を「省略しない」学校を残し特定することを意味するのであり、簡素化によって節減したOfstedのコストを、その省略しない部分、すなわち困難を抱えた学校に集中的に投入する方向性をこのアイデアは示唆しているのである。

ちなみに監査の簡素化に関しては教員組合も好意的である。全国教員組合（The National Union of Teachers: NUT）の独自調査では、81%が監査の短期化を支持し、また60%がOfstedは自己改善のための手法として使えるとしているなど、学校関係者からも肯定的に評価され、簡素化の方向は共有されることになる（HC 2007）。

### 2-3 監査を通じた困難事例の発掘と支援

困難事例を発掘して支援するという役割を、Ofsted監査の役割として確定しかつ公式のものとしたのは、2010年からのキャメロン保守党連立政権である。キャメロン政権は公費維持学校の全てをアカデミーへ転換するという無謀なほど大胆な方針を立てたことでも注目されたが、その話題性はさておくとして、実際に非常に多くの学校がアカデミーに転換している<sup>17</sup>。この

アカデミー化政策が、中央政府の介入支援政策と連関する形で進められることになる。

アカデミーへの転換経緯は大別して2種類である。ひとつは、Ofstedの監査評価で「優秀（outstanding）」評価を得た優良学校が自主的にアカデミー（converted academy）に転換して学校経営に高度な自由度を得るルートであり、もうひとつは、逆にOfstedから失敗認定された学校がスポンサー支援を受けるタイプのアカデミー（sponsored academy）に強制的に転換させられて経営方法を一新するルートである。この大掛かりなアカデミー化によって、学校制度全体の形や地方当局の役割が変化していくが、ここでは触れない。

Ofstedは2012年から監査枠組みを新しくし、2015年からは学校のパフォーマンスに応じて監査方法に強弱をつけた。2004年の庶民院による調査報告書が提案していた、優良な学校を訪問監査から外すアイデアはここで具体化している。Ofstedの監査結果は4段階で公表され、「優秀（outstanding）」評価を得た学校は基本的に定期的な訪問監査が免除されることになった。「良い（good）」評価の学校には3年周期で1日間の短期監査が、「要改善（requires improvement）」評価の学校には2年周期で2日間のフル監査が実施されることとなった。また、「不適切（inadequate）」評価の学校には、アカデミーへの転換措置が執られた上でOfstedが定期的に監査することになった。学校の困難度に応じて強弱をつけたメリハリのある監査とすることで、Ofstedのリソースがより困難な学校に集中的に投入されるようになっていくことがわかる。

悉皆的監査制度を土台としたOfstedが、発掘した困難事例に対して手厚い支援（＝定期的頻繁に行われる助言と支援を伴う訪問監査）を行う方向に役割を「進化」させていることがわかる。この役割進化は、機能不全の重篤度に応じ

てピンポイントで支援を行おうという政府の介入政策の方針と歩調を一にしているだけでなく、Ofstedの監査が政府の介入政策のスキームに説得性と透明性を付与する関係になっていると、いい。政府の政策とOfstedの役割をこのように有機的に関係付ける方向は、2010年の学校白書『授業の重要性』（DfE 2010）で明確にされている。同白書は、Ofstedに強制的介入支援政策をサポートするメリハリのある監査を求めた。

ところで、長らく懸案でもあった、教員が抱える多大なプレッシャーとストレスの改善は、やはりこの時期に至っても課題であり続けている。学校教育の質は格段に向上したというものの、教育のコアの担い手である教師の負担軽減は喫緊の課題となっている。教員志願者の減少は顕著であり、教員負担の一因はOfstedの厳格な監査にあるという指摘もある。第9代HMCI（2012-2016）としてOfstedの監査の重点を従来の経営やリーダーシップから授業の質にシフトさせることに尽力したウィルショー（Michael Wilshaw）は、この問題に対して「政策の再定位が必要」になっているが、「改善されたものも一緒に壊すのでない方法」を考えなければならないと、対応の難しさを語っている（ウィルショー 2019）。

## おわりに 実態把握から理論的把握へ

本稿が目指したのは、自律的な教育経営を継続するのに不可欠な、しかし日常的（＝平時）には考慮されることが少ない、自律的経営が破綻した場合の対応政策である。参考題材としたのは、イギリスの中央政府による強制的介入支援である。

イギリスでは、学校や自治体などの教育経営主体が、自力では解決し得ないほどに抱える問

題を重篤化させて経営そのものを破綻させるケースが登場し、そうしたケースへの対処を中央政府が1990年代から本格的に模索し始めた。アイコン的なケースとなったのは、ロンドンのハックニー区の機能不全問題である。イギリスのケースが示すのは、自律的教育経営が重篤に破綻した場合には、その破綻を修復するための原理は平時のシステムが想定している原理とは当然ながら異なるということである。具体的には強制的介入支援という手法が使われた。対応のために、1990年代末には強制的介入支援を合法とするための法整備も行われている。

強制的介入支援政策の採用がイギリスにおいて可能であるのは、介入時期を合意しうるシステムをOfstedの監査制度によって確保できるからである。この政策の導入と並行するようにOfsted自体も介入判断の根拠を提供しうる形へとその役割と機能を変容させている。監査機関であるのか改善機関であるのかというOfstedの性格論議（HC 2011）に関していえば、「監査を手段とする改善」の仕組みが整備されてきているというのが実態である。

イギリスにおける機能不全への支援対応は、重篤化したケースだけでなく、重篤化が懸念される予兆段階にも広げられており、機能不全への対応問題が、単発的特殊な「有事」政策対応問題から「有事」に備えて平時から備える汎用的な修復問題へと性格を変えつつある。中央政府とOfstedの有機的連携によって、この汎用化スキームは可能となっている。

日本にとどまらず世界各国で、校長のリーダーシップのもとに自律的な学校経営を推進する流れが顕著である。学校運営の自律性を高めるこうした政策の方向は、一方で、自力では運営が困難なケースへの支援対応を不可欠な教育行政課題とするはずである。大方の問題事例は指導助言や教育評価などの行政支援や学校間の

情報交換やピアサポートなどの日常的な修復支援によって改善されることが期待される。しかし、制度疲労も含めて日常的な支援では修復できない重篤な困難ケースへの対応も制度設計においては想定しておかなければならないのである。

日本の教育制度においては、こうした重篤な困難ケースに対処する観点からの制度設計は必ずしも十分だとはいえない。50年以上に亘って維持されてきた教育委員会制度が健全に機能しなくなっていた事例（例えば大津市のいじめ問題対応における機能不全）が、制度そのものの改革論議の引き金になったことは記憶に新しい。学校や自治体の自律性を重視する政策においては、制度運用のセーフティネットとして、常設的修復機能では修復不能な困難事例に対応するオプションをも構想しておかなければならないのである。

機能不全への対応問題は、実相の究明問題に止まらずに教育行政学の理論問題でもある。イギリスで具体的に提起された有効な手法が、中央政府による強制的介入支援という学校経営の自律性と相反する原理によるものであったことを想起すればよい。少なくとも、ハックニー区の改革を事象としては理解できたとしても、自律性と自治に対立する原理によってしか実際には自律性の回復が不可能であったことを、理論的にも整合的に把握できなければならない。

この点に関して筆者は、例えば、教育行政を近代公教育行政と捉えて論じた教育行政学者持田栄一が、近代化の経緯と近代国家の性格にパラドキシカルな要素を読み取り、近代公教育制度を「私事」としての教育秩序を国家が保障する制度であると定義づけている（持田1979）ことに理論的可能性をみている。持田の把握によるならば、国家が私的領域をメンテナンスする有事のガバナンス改革は、近代公教育におい

て国家に期待されている役割を、行政が手段を尽くして実直に果たした政策だったということになり、ハックニー区改革の事例も含めて整合的な把握が可能になるのだが、詳細は別稿（広瀬2020）に譲りたい。

※本稿は、科研費（C）19K02569の成果の一部である。

### 【引用文献一覧】

- Boyle, Alan and Salli Humphreys, 2012, *A REVOLUTION IN A DECADE: ten out of ten*, Leanta Publishing.
- Boyle, Alan, 2014, *Big-City School Reforms: Lessons from New York, Toronto and London*, Teachers College Press.
- DfE, 1992, *Choice and Diversity*.
- DfE, 2010, *The Importance of Teaching*.
- DfE, 2016a, *Children's Social Care reform: A vision for change*.
- DfE, 2016b, *Educational Excellence Everywhere*.
- DfE, 2016c, *Intervening in failing, underperforming and coasting schools: Government consultation response*.
- DfE, 2016d, *DfE Strategy 2015-2020: World-class education and care*.
- DfE, 2016e, *Putting Children First*.
- DfE, 2017, *Formal school interventions in England: cost and effectiveness*.
- DfE, 2018, *Schools causing concern: Guidance for local authorities and Regional Schools Commissioners on how to work with schools to support improvements to educational performance, and on using their intervention powers*.
- DfEE, 1997, *Excellence in Schools*.
- DfEE, 1998, *Teachers: meeting the challenge*.
- DfEE, 1999, *Learning to Succeed*.
- DfES, 2001, *Schools: achieving success*.
- DfES, 2005, *Higher Standards, Better Schools for All*.
- 広瀬裕子 2014 「教育ガバナンス改革の有事形態：ロンドン・ハックニー区に見られた私企業によるテイク・オーバー（乗っ取り）型教育改革」『日本教育政策学会年報第』21号。
- 広瀬裕子 2015 「政治主導改革の可能性：イギリス



- における『学校教育の水準と枠組みに関する1998年法』導入を題材に」『日本教育行政学会年報』No.41。
- 広瀬裕子2019「自律的的地方教育行政を維持するための強制的介入支援政策—ロンドン・ハックニーの教育改革手法の子ども福祉領域への汎用化—」専修大学社会科学研究所『社会科学年報53』。
- 広瀬裕子2020（予定）「近代の主体の力量問題と教育行政学のグランド・セオリーについて」広瀬裕子編『カリキュラム・学校・統治の理論：ポスト・グローバル化社会の教育』世織書房。
- 福島裕敏 2003「トラストの設立 ハックニーの事例 ハックニー区の地方教育行政改革」宮腰英一『教育行財政におけるニュー・パブリック・マネジメントの理論と実践に関する比較研究 科研報告書』。
- HC, 2004, *The Work of Ofsted*.
- HC, 2007, *The Work of Ofsted*.
- HC, 2011, *The role and performance of Ofsted, Vol. 1*.
- 久保木匡介2019『現代イギリス教育改革と学校評価の研究』花伝社。
- Learning Trust, The, 2012, *10 YEARS TRANSFORMING EDUCATION IN HACKNEY*, Leanta Publishing.
- 大田直子2010『現代イギリス「品質保証国家」の教育改革』世織書房。
- Sandford, Mark, 2017, *Intervention in local government*’, House of Commons Library, Briefing paper.
- 高山武志1989「英国の教育改革について」『北海道大学教育学部紀要』53。
- ウィルショー, マイケル2019「教育の質の向上とOfstedの役割そして今後の展望」『日本教育政策学会年報』第26号。
- Wood, Alan, 2016a, ‘The Learning Trust –A Model for School Improvement’ 日英教育学会『日英教育研究フォーラム』No.20。
- Wood, Alan, 2016b, ‘Return from Collapse –How The Learning Trust Succeeded in Improving Education in Hackney-’, 日英教育学会『日英教育研究フォーラム』No.20。

#### 【新聞記事一覧】

BBC News, 2015.6.23, ‘Former school inspector

Woodhead dies’.  
*Local Government Chronicle (LGC)*, 1998.7.29, ‘School standards and framework act now on statutory book’.  
*The Guardian*, 2009.5.12, ‘The guardian Interview ‘Don’t say I was wrong’.’  
*The Guardian*, 2015.6.23, ‘Sir Chris Woodhead obituary’.  
*The Telegraph*, 2015.6.23, ‘Sir Chris Woodhead, Ofsted chief -obituary’.

<sup>1</sup> Ofstedは、ハックニー地方教育当局は問題に対応しようとしているものの、あまりに多くのことをやろうとしておりその試みが成果を挙げておらず、むしろ学校に過剰な期待を抱かせるだけであり、逆にやる気を奪い、落胆させるだけであるとし、優先課題をはっきりさせるべきであると提案している（福島裕敏2003、p.41に紹介）。このOfsted報告書を受けた中央政府は、ハックニー改善チーム（Hackney Improvement Team, HIT）をハックニー地方教育当局に強制投入する。HITの1997年10月の中間報告は300万ポンドの資金不足があることを明らかにした。HIT投入に対応して、区は即座に対応を検討し、11月5日にハックニー改造計画をまとめて対応に当たっているが迅速な効果を上げるに至らなかった。1998年には、空席になっていた区の教育長官にリズ・リードが就任するが、しかし、リードも2年半で職を去っている（広瀬2014、Boyle et al. 2012）。

<sup>2</sup> Local Authority。地域教育行政担当組織の意。2005年からLEAはLAと改称。

<sup>3</sup> 教育雇用省の介入による入札の結果、教育領域で事業を展開する営利私企業であるノード・アングリアが1999年9月から3年の契約でハックニー区の学校改革業務とエスニック・マイノリティ支援業務を担うこととなった。改善効果はあったもののOfstedはその効果は限定的であると判断した。ノード・アングリアとの契約は2002年7月に終了した。カウンシル（地方当局）と教育技能省（教育雇用省は2001年から教育技能省）から対応に関する全権を移譲されていた対応チームは、ハックニー区にふさわしい形態として非営利の私企業に全面委託するという

方法を考案した。区内に新たに独立民間企業ハックニー・ラーニング・トラストが設立されて、カウンシルと10年契約を結んで改革に当たった。契約にあたっては、ラーニング・トラストのCEに予定されていたウッド (Alan Wood) がその詳細にこだわって諸条件を確保した (Wood 2016a, 2016b)。

<sup>4</sup> 介入支援の対象となるのはOfstedの監査結果によって「構造的失敗」状態あるいは「継続的失敗」状態にあると判断される場合である (DfE 2016a: 8)。「継続的失敗」状態とは、Ofsted監査で2期連続しての「不適格」評価、あるいは5年間で複数回の「不適格」評価を受けた場合であり、構造的失敗状態とはOfsted監査の全ての領域で「不適格」評価を受けた場合である (教育省介入担当部門内部資料)。2017年には、30箇所のLAが介入対象になっていた。対象LAは困難度によって、介入スペクトラムと称される次の6段階に分けられていた (2018年)。すなわち、第1「アドバイザー派遣段階 (Advisers)」、第2「集中的ピアサポート段階 (Intensive peer support)」、第3「LAパートナーシップ段階 (LA partnerships)」、第4「自発的トラスト設置段階 (Voluntary children's services trust)」、第5「強制的トラスト設置段階 (Enforced children's services trust)」、第6「権限執行コミッショナー派遣段階 (Executive commissioners)」の6つである。権限剥奪を伴う第6「権限執行コミッショナー派遣段階」に分類される事例は1件あるのみである。長年にわたって地域内の数千人の子どもたちが組織的に性的虐待を受けていたロザラムのケースがそれである。広瀬 (2019) 参照。

<sup>5</sup> キャメロン政権は、教育省の対象領域を大きく教育領域 (学校教育と職業教育) と子ども福祉領域に分けて政策展開している。監査機関であるOfstedについても、議会庶民院による調査報告書 (HC 2011) が、教育領域と子ども福祉領域は異質な問題を持つとして、巨大化したOfstedの組織を有効に対応させるためにも監査を2領域に分けることを提案している。

<sup>6</sup> 2018年に実施したDepartment for EducationのIntervention Unitでの聞き取り調査。

<sup>7</sup> イングランドで対象になったのは次の6カ所である。

London Borough of Hackney (2001-2007) 教育領域、Hull City Council (2003-2006) 教育領域、Stoke-on-Trent City Council (2008-2010) 領域不明、Doncaster Metropolitan Borough Council (2010-2014) 子ども福祉領域、London Borough of Tower Hamlets (2014-2017) 財政領域、Rotherham Metropolitan Borough Council (2015-present) 子ども福祉領域。

<sup>8</sup> 2016年、2017年及び2018年に実施したDepartment for Education Intervention Unitでの聞き取り調査。

<sup>9</sup> ハックニー区でラーニング・トラストのCEとして改革を率いたウッドが、介入支援の対象となったドンカスター (Doncaster) やバーミンガム (Birmingham) にコミッショナーやアドバイザーとして入っている。

<sup>10</sup> Ofstedの現在の正式名称はOffice for Standards in Education, Children's Services and Skills (2007年にthe Adult Learning Inspectorateとの合併改組により名称変更) であり、それ以前はOffice for Standards in Education である。

<sup>11</sup> Ofstedの評価段階は時期により異なっている。2005年以前は、1 excellent, 2 very good, 3 good, 4 satisfactory, 5 unsatisfactory, 6 poor, 7 very poorの7段階、2005年以後は、1 outstanding, 2 good, 3 satisfactory, 4 inadequateの4段階、2012年以後は、1 outstanding, 2 good, 3 requires improvement, 4 inadequateの4段階、2015年以後は、1 outstanding, 2 good, 3 requires improvement, 4 inadequateの4段階となっている。

<sup>12</sup> 介入対象となるのは「構造的失敗」状態あるいは「継続的失敗」状態にあると判断される場合である (注4参照)。

<sup>13</sup> Ofstedの形成期から昨今に至るまでを丁寧に整理した久保木 (2019) も、Ofstedが常に一様ではない意向や力関係に影響されながら制度の変更をなしていることに注目している。久保木は、それら一様ではないものに対応するOfstedの様子を「行政責任のジレンマ」と把握するにとどまり、残念ながら把握が平板である。

<sup>14</sup> Ofstedの歴代の9人の首席助任監査官 (HMC1) の任期を軸に経緯を見ると以下ようになる。

・第1代 サザーランド (Stewart Sutherland) 1992-1994、新しい制度を無理なく始動。

- ・第2代 ウッドヘッド (Chris Woodhead) 1994–2000、全ての学校を悉皆的に監査する仕組みの原型。教員組合と対立。
  - ・第3代 トムリンソン (Mike Tomlinson) 2000–2002、厳格路線から柔軟路線に。
  - ・第4代 ベル (David Bell) 2002–2006、簡素化へ。自己評価フォームによる監査を導入 (2005)、監査周期がそれまでの6年から3年に、監査結果により異なる監査方法の採用 (Outstanding と Goodの評価を得ると監査周期が6年)。
  - ・第5代 スミス (Maurice Smith) 2006.1- 2006.10 (代行)。
  - ・第6代 ギルバート (Christine Gilbert) 2006–2011。
  - ・第7代 ローゼン (Miriam Rosen) 2011.7–2011.12 (代行)。
  - ・第8代 ウィルショー (Michael Wilshaw) 2012–2016。教授活動に重点を移す (cf.それまではマネジメントとリーダーシップ)。監査結果により異なる監査方法の細分的階層化。
  - ・第9代 シュピルマン (Amanda Spielman) 2017–現在。
- <sup>15</sup> Ofstedの形成期から昨今に至るまでを丁寧に整理した久保木 (2019) は、庶民院の同報告書を受けて改革が行われた2005年をOfstedの集大成としている。しかし、本稿の視点から見ると、この時期は監査の簡素化を始めることによって後のメリハリのある監査制度を用意し始める時期であり、Ofstedが持つに至る、困難事例を発掘して支援するという役割形成の通過点に過ぎない。
- <sup>16</sup> 自己評価の内容とデータベースの各種情報との間に顕著なズレなどがあると、学校に問い合わせの警告が行くという。
- <sup>17</sup> 2019年1月の統計では、中等学校に通う生徒72.3%、初等学校に通う子どもたちの29.7%がアカデミーに通っている。‘Schools, pupils and their characteristics, 2019 January’.



# 国庫債務負担行為の現状及び後年度への財政影響

藤井 亮二<sup>1</sup>・山田 千秀

## はじめに

我が国財政の硬直化が指摘されて久しい。令和元年度（平成31年度）一般会計歳出予算101.5兆円のうち政策的経費である一般歳出は62.0兆円にとどまり、その他は国債費の23.5兆円、地方交付税交付金等の16.0兆円が占めている。公債残高の増嵩を背景とした国債費の増加等に加えて、近年、後年度の歳出を硬直化している要因の一つとして国庫債務負担行為の増加が挙げられる。

国庫債務負担行為は、①予算総則、②歳入歳出予算、③継続費、④繰越明許費とともに、⑤国庫債務負担行為として国会の議決対象とされ、一般会計又は特別会計の重要な一部を構成している。それにもかかわらず、予算書以外の統計資料がほとんどなく、実証的な先行研究も少なく、財政の透明性の観点から問題があると思われる。

本稿は財政の硬直化という今後の重要な財政の課題に係る国庫債務負担行為について、一般会計を中心にその概要と課題を取り上げるものである。

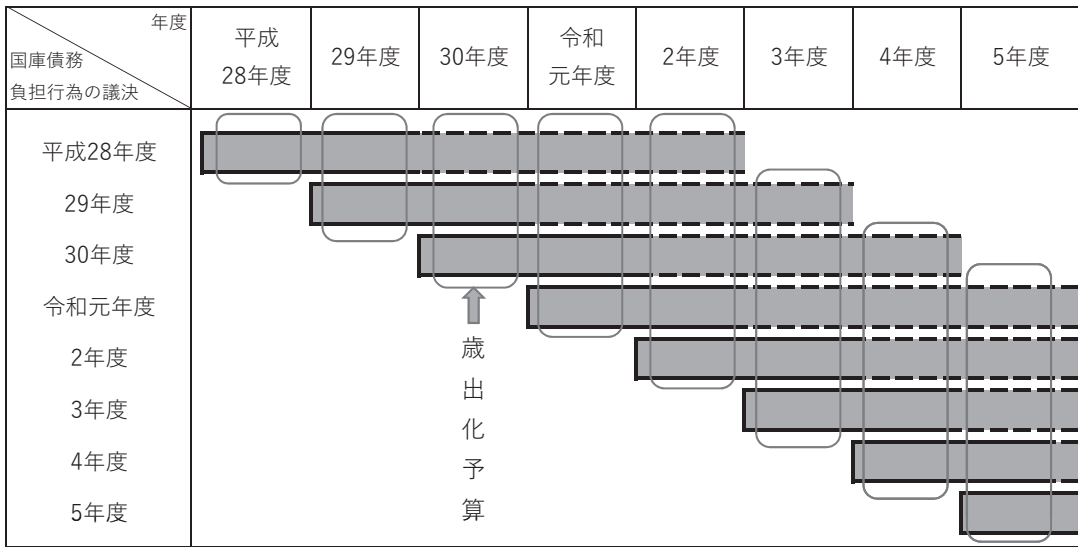
## 1. 国庫債務負担行為とは

日本国憲法第85条は「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」と定め、「国費の支出」（支出負担権限）と「国の債務負担」（債務負担

権限）とを区分した上で両者を国会の議決対象としている。支出負担権限と債務負担権限とは密接な関係にはあるものの、常に表裏一体の関係にあるわけではない。当該年度に債務負担の権限が国会から付与され、これに伴う支出の負担は翌年度以降に行われてその目的を達するものがある。この場合には時間的な差が認められる。また、債務負担を行うだけでその目的を達成するものもある<sup>2</sup>。

国庫債務負担行為については、財政法第15条第1項及び第2項に「（国が）債務を負担する行為」と規定されている。財政法の規定によれば、国会の議決によって債務負担権限のみが与えられるだけである。したがって、国庫債務負担行為には支出負担権限が与えられておらず、実際に支出するためには当該年度の歳出予算にあらためて計上して国会の議決を経る必要がある。そのため、毎年度の予算で国庫債務負担行為に基づいて予算計上されるものは、当該年度の新規国庫債務負担行為として議決した中の「当該年度支出予定額」及び過年度に議決した国庫債務負担行為の中の当該年度に歳出化する予算とから構成される（図1）。なお、予算の議決対象は、予算総則、甲号歳入歳出予算、乙号継続費、丙号繰越明許費及び丁号国庫債務負担行為であることから、歳出予算と国庫債務負担行為について二重議決を行うことになるのではないかという論点が、昭和43年3月29日の第58回国会衆議院予算委員会で取り上げられたことがある。

図1 国庫債務負担行為のイメージ図



(出所) 筆者作成

国庫債務負担行為によって支出すべき年限は、当該会計年度以降5箇年度以内とされている。ただし、国会の議決でその年限を延長する場合やその他の法律で定めた場合などはこの限りではない（財政法第15条第3項）。

国庫債務負担行為は従来、公共工事や防衛装備品の調達のために多用されてきたものの、近年ではPFI（民間資金等活用事業：Private Finance Initiative）<sup>3</sup>やパソコンのリース契約・システム開発等、広範に活用されるようになってきている。個別法の新規制定や行政効率化の要請などとも相まって、国庫債務負担行為は事項数及び限度額が増加傾向にある。

## 2. 国庫債務負担行為の概要

### (1) 国庫債務負担行為の全体の推移

#### ① 一般会計、特別会計の国庫債務負担行為

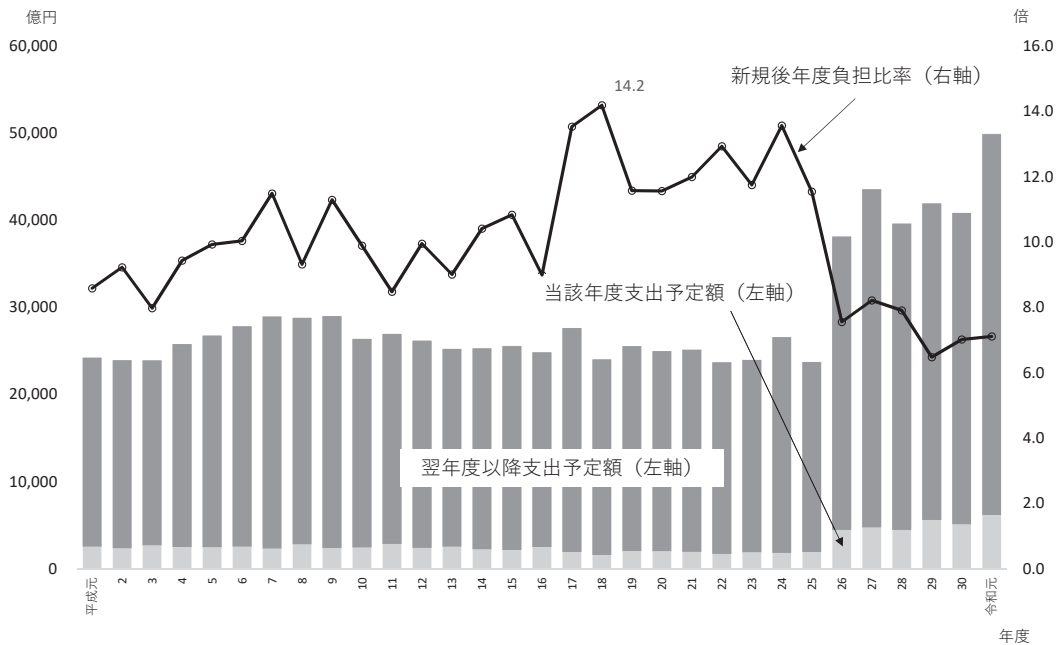
国庫債務負担行為の推移と現状について概観する。国庫債務負担行為は、一般会計予算及び特別会計予算のいずれにおいても「予算書」の

一部を構成して、国会における議決対象とされている。

まず、一般会計の新規国庫債務負担行為を概観する（図2）。平成以降、一般会計における新規国庫債務負担行為は毎年度2兆円から3兆円程度で推移してきた。平成26年度には4兆円程度まで増加し、令和元年度予算では5兆円近くまで増えている。

当該年度に実際の支出が見込まれる支出予定額（当該年度支出予定額）は2千億円から3千億円程度で推移し、平成26年度以降は4千億円から5千億円へと増えている。翌年度以降に支出される、いわゆる後年度の支出予定額（翌年度以降支出予定額）も2.1兆円から2.5兆円程度で推移してきたが、26年度以降は3兆円台後半から4兆円が計上されている。翌年度以降の債務負担の程度を示す新規後年度負担比率（＝翌年度以降支出予定額／当該年度支出予定額）は、平成10年代後半から20年代半ばには10倍を超えることが多かったが、近年ではほぼ7倍程度に落ち着いている。直近の令和元年度予算では、

図2 新規国庫債務負担行為額と歳出化額（一般会計）

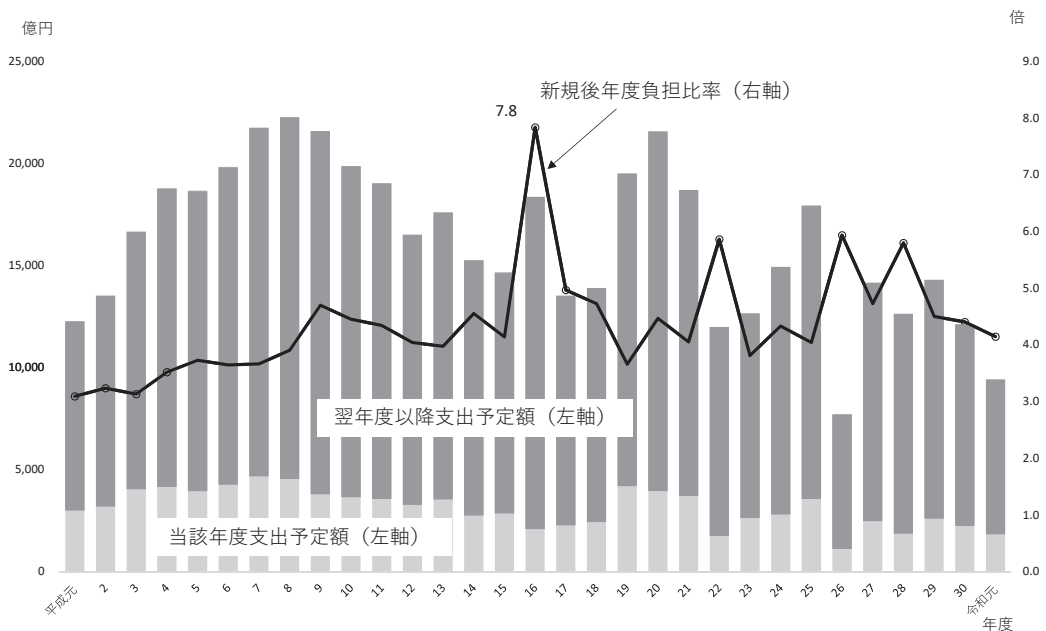


(注) 1. 新規後年度負担比率 = 翌年度以降支出予定額 / 当該年度支出予定額。

2. 年額をもって議決したものの額を含む。

(出所) 予算書より筆者作成

図3 新規国庫債務負担行為額と歳出化額（特別会計）



(注) 1. 新規後年度負担比率 = 翌年度以降支出予定額 / 当該年度支出予定額。

2. 年額をもって議決したものの額を含む。

(出所) 参議院予算委員会提出資料より筆者作成

国庫債務負担行為は4兆9,903億円、その内訳は当該年度支出予定額が6,148億円、翌年度以降支出予定額が4兆3,717億円、年額をもって議決したものが38億円である。新規後年度負担比率は7.1倍となっている。

次に、特別会計の新規国庫債務負担行為を概観する(図3)。特別会計の新規国庫債務負担行為は、平成8年度の2兆2,253億円をピークに規模が縮小していたが、16年度、20年度等に一時的に増えている。ここ数年は規模が縮減する傾向にある。また、当該年度支出予定額は2千億円から4千億円程度で推移し、翌年度以降支出予定額については7千億円から1兆8千億円程度とかなり幅がある。新規後年度負担比率はほぼ4～5倍程度で推移していて、特別会計は一般会計よりも後年度への負担先送りの割合

が少ないと言える。ただし、特別会計については統廃合が行われ、特別会計改革の進捗に合わせて、特別会計全体の予算や事業規模が大きく変わるので注意しなければならない。直近の令和元年度予算では、国庫債務負担行為は9,402億円、その内訳は当該年度支出予定額が1,828億円、翌年度以降支出予定額が7,574億円である。新規後年度負担比率は4.1倍となっている。

## ② 一般会計・国庫債務負担行為を分析の対象とする理由

国庫債務負担行為は一般会計及び特別会計に計上されている。本報告では、両会計のうち一般会計における国庫債務負担行為について見ていく。それは、以下の理由による。

ひとつは、特別会計はこの30年余の間に

表1 年額をもって議決された国庫債務負担行為

(単位：百万円)

年度	一般会計			特別会計
	外国人恩給	在外公館事務所・館長公邸借入	郵政事業特別会計	
平成元	1,130	6	1,124	1,016
2	1,454	5	1,449	1,513
3	1,334	8	1,326	1,824
4	1,872	3	1,868	2,879
5	1,636	11	1,625	3,646
6	1,870	11	1,859	2,535
7	2,296	5	2,291	401
8	1,425	4	1,421	585
9	2,000	8	1,992	455
10	2,259	4	2,255	280
11	2,844	5	2,840	113
12	2,446	8	2,439	145
13	3,211	4	3,207	164
14	2,348	12	2,336	118
15	2,035	9	2,026	—
16	1,290	85	1,205	—

(単位：百万円)

年度	一般会計			特別会計
	外国人恩給	在外公館事務所・館長公邸借入	郵政事業特別会計	
平成17	1,411	3	1,407	—
18	1,158	0	1,158	—
19	1,709	1	1,708	—
20	2,715	1	2,714	—
21	2,871	1	2,869	—
22	2,223	1	2,222	—
23	3,013	1	3,012	—
24	1,762	1	1,761	—
25	1,666	1	1,665	—
26	2,466	1	2,465	—
27	2,835	1	2,834	—
28	3,208	2	3,206	—
29	2,854	1	2,853	—
30	2,523	1	2,522	—
令和元	3,784	1	3,783	—

(注) 外国人恩給の所管は平成12年度までは総務庁、13年度以降は総務省。在外公館事務所・館長公邸借入の所管は外務省。

(出所) 予算書等に基づき筆者作成



われた特別会計改革によってその数が大幅に変動したこと、また、統廃合によって年度ごとに総額や事項数が大きく変化することから、特別会計に係る国庫債務負担行為の特徴や問題点を全体として整理することは困難であると考えられている。

もうひとつは、一般会計と特別会計の国庫債務負担行為とでは政策的意味合いが異なるからである。国庫債務負担行為の政策的な問題は、後年度の財政硬直化をもたらすことにある。特別会計は事業実施や資金運用の管理等を經理することを目的として設置される会計であることから、財政硬直化は問題とはなりにくい。

なお、国庫債務負担行為には外国人恩給支給契約などのように年額をもって議決されるものがある（表1）。平成以降、一般会計では外国人恩給と在外公館事務所・館長公邸借入の2項目だけであり、特別会計については平成14年度まで続いた郵政事業特別会計において議決されている（年額をもって議決される国庫債務負担行為の額は、図2及び図3において、当該年度支出予定額及び翌年度以降支出予定額とは別立てで含まれている。）。これらは他の国庫債務負担行為と性格が異なり、2項目で10億円から30億円と全体の規模からするとわずかであることから、除外して分析していく。また、特殊要因である①平成19年度の官庁会計事務データ通信システム利用（ADAMS II）<sup>4</sup>と、②平成26年度及び令和元年度の消費税率引上げに伴う限度額増額分<sup>5</sup>についても除外して分析する場合がある。

## （2）一般会計・国庫債務負担行為の分析

### ① 令和元年度予算における現状（所管別）

国庫債務負担行為の各府省における活用状況を見ていく。国庫債務負担行為は各府省におい

て活用されているものの、その計上の限度額や事項数にはかなりの差がある。1箇年度では完成しない公共事業を実施する国土交通省や、自衛隊の武器装備の調達・建造などを行う防衛省では複数年度に渡る債務負担がかなり行われている。

まず、令和元年度一般会計予算の国庫債務負担行為について、所管別の限度額及び事項数について見ていく。令和元年度予算は10月からの消費税率8%から10%への引き上げを織り込んで予算編成が行われている。そのために、国庫債務負担行為については過年度に議決した国庫債務負担行為に関する「限度額の増額」が、新規国庫債務負担行為の事項として多く計上されている。分析の便宜上、この特殊要因を除いて考えることとする（表2）。

#### （a）限度額

令和元年度一般会計・国庫債務負担行為の限度額は4兆9,903億円である。特殊要因である消費税率引上げに伴う増額215億円と、年額をもって議決する38億円を除くと限度額は4兆9,650億円となる。

府省別の国庫債務負担行為を見ると、最大は防衛省の2兆5,187億円、全体の50.7%を占める。防衛省は航空機整備や武器車両整備、武器購入など、価額が高く大規模な経費を要する役務・物品を安定的に確保する必要があり、複数年度にわたる契約の締結が必要となる。次が国土交通省の1兆2,725億円であり、全体の25.6%を占めている。国土交通省は公共事業の多くを所管し、道路の維持・修繕・補修やダム建設、河川の維持・改修などを行っている。この両省だけで国庫債務負担行為全体の約75%を占めている。そして文部科学省の2,406億円（全体の4.8%）などが続いている。

表2 令和元年度・新規国庫債務負担行為の内訳（一般会計、所管別）

所管	限度額（百万円）		事項数（数）	
		割合		割合
皇室費	15,638	0.3%	3	0.5%
国会	52,153	1.1%	11	2.0%
裁判所	15,082	0.3%	3	0.5%
会計検査院	756	0.0%	8	1.4%
内閣・内閣府	263,193	5.3%	73	13.0%
総務省	69,410	1.4%	39	7.0%
法務省	97,863	2.0%	52	9.3%
外務省	94,094	1.9%	16	2.9%
財務省	142,301	2.9%	23	4.1%
文部科学省	240,607	4.8%	34	6.1%
厚生労働省	21,439	0.4%	36	6.4%
農林水産省	148,304	3.0%	36	6.4%
経済産業省	10,742	0.2%	15	2.7%
国土交通省	1,272,527	25.6%	151	26.9%
環境省	2,176	0.0%	15	2.7%
防衛省	2,518,711	50.7%	46	8.2%
小計	4,964,996	100.0%	561	100.0%
消費税率引上げに伴う増額	21,477		619	
年額をもって議決	3,784		2	
合計	4,990,258		1,182	

所管	限度額（百万円）	事項数（数）
内閣	84,917	12
内閣本府	71,543	28
宇宙開発戦略推進事務局	53,284	1
国際平和協力本部	0	1
官民人材交流センター	71	2
沖縄総合事務局	187	3
内閣府	1,002	3
公正取引委員会	427	4
警察庁	46,314	9
個人情報保護委員会	2,326	5
カジノ管理委員会	1,924	1
金融庁	926	3
消費者庁	273	1
内閣・内閣府 計	263,193	73

（出所）「予算書」より筆者作成

（b）事項数

令和元年度一般会計・国庫債務負担行為の事項数は1,182である。ここには消費税率引上げに伴う増額619が含まれ、過年度の国庫債務負担行為の影響の幅広さを感じさせる。消費税分及び年額をもって議決するもの（総務省、外務省各1）を除くと561になる。

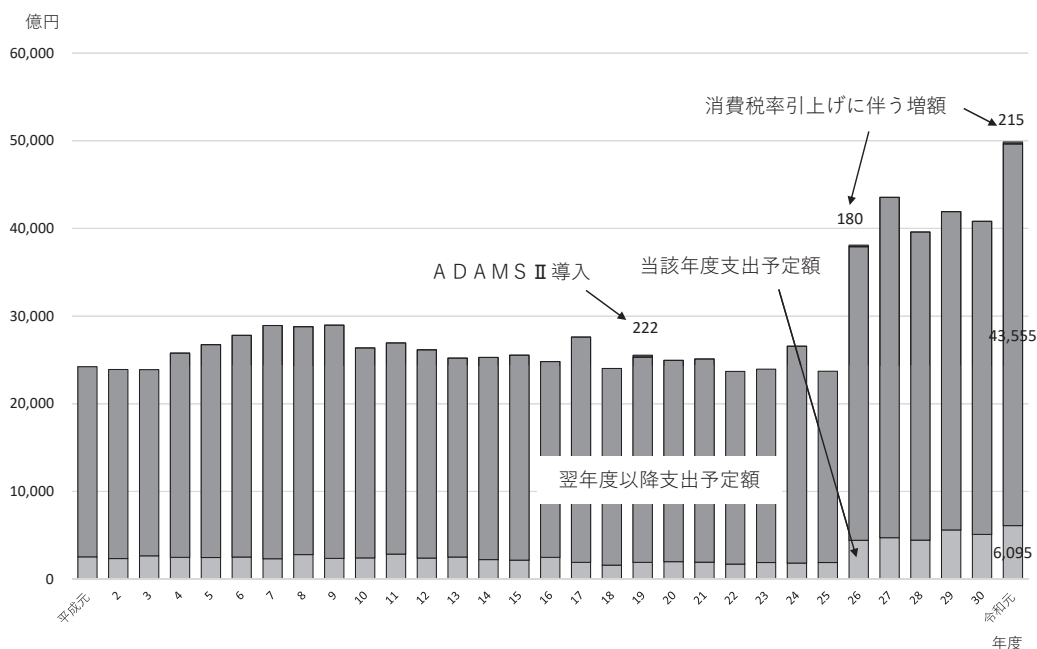
消費税率引上げという特殊要因を除いた561を見ていくと、最多は国土交通省の151である。そして法務省の52、防衛省の46などが続いている。平成の時代を通して見ると、国土交通省、防衛省、内閣府、総務省、法務省などが多くの国庫債務負担行為を活用している。事項数と限度額を対比させてみると、防衛省のように事項

数は全体の8.2%にとどまるものの、限度額では50%以上を占める省があるなど、府省によって1事項当たりの金額の規模が大きく分かれる。

② 国庫債務負担行為の限度額の推移

複数年度にわたって国が負担する債務の「限度額」の推移を振り返る。限度額の特徴として、毎年度新規に当該年度の歳出予算として計上されるもの（当該年度支出予定額）と翌年度以降に債務負担するもの（翌年度以降支出予定額）とが合わせて国会で議決される。そのために国庫債務負担行為に基づいて当該年度に支出が予定されるものは、それ以前の過年度に国庫債務負担行為として債務負担したものも含んで歳出

図4 新規国庫債務負担行為に係る限度額の推移



(注) 年額をもって議決するものを除く。  
 (出所) 「予算書 (各年度版)」より筆者作成

予算に計上されることになる (図1参照)。したがって、国庫債務負担行為に基づく支出は当該年度に議決した新規国庫債務負担行為だけでなく、過年度の国庫債務負担行為も考慮しなければならない。

翌年度以降の負担について見ていきたい (図4)。平成元年度以降、新規国庫債務負担行為の限度額の推移を見ると、議決された限度額のほとんどが翌年度以降の支出予定となっている。当該年度に支出するのは1割程度にとどまっている。また、特殊要因として平成19年度のADAMS IIの導入、平成26年度及び令和元年度の消費税率上げに伴う増額分が計上されている。

計上された国庫債務負担行為の全体の規模は、平成元年度より2.4兆円から2.9兆円程度で推移していて、それほど大きな変化は見られない。しかし、平成26年度は3.8兆円と対前年度 (25年度) の1.6倍に拡大し、その後は4.0兆円程度

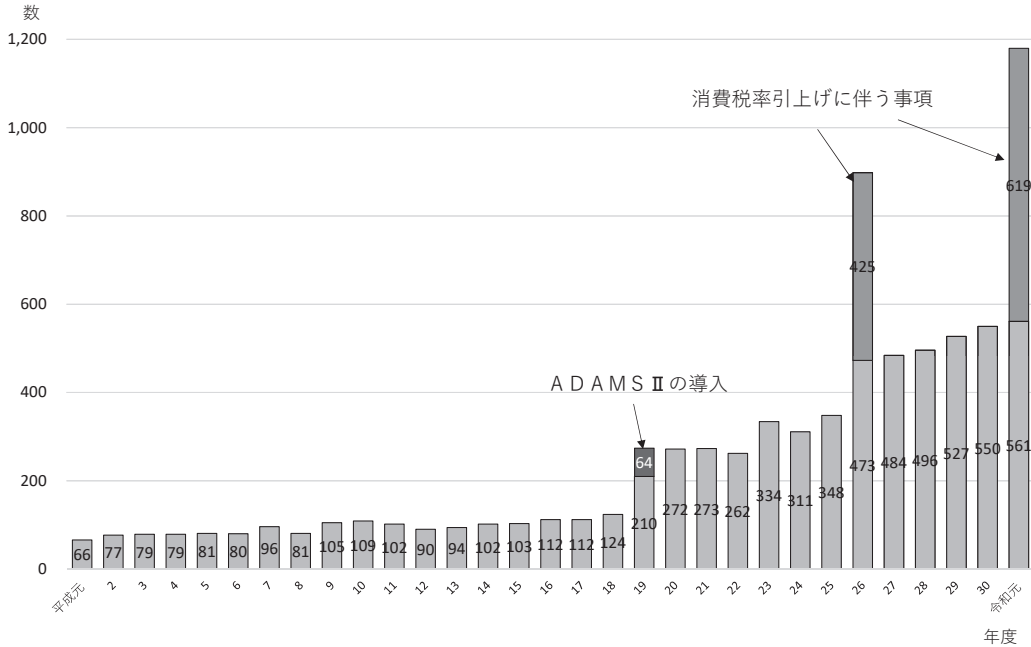
で横ばいとなって、令和元年度予算では過去最大の5.0兆円となっている。

### ③ 国庫債務負担行為の事項数の増加

国庫債務負担行為として議決される事項数の推移を見ていく (図5)。平成元年度からこれまで、一般会計・国庫債務負担行為として議決された事項は累計で7,963に上る (年額をもって議決するものを含む)。平成18年度頃まではほぼ100程度の事項が国庫債務負担行為として計上されていたが、19年度に276と、対前年度より150も増加している。この主な要因には、19年度のADAMS IIの導入に伴って64が新たに計上されたことがある。これに加え、後述するようにパソコン (PC) 等の増加 (11→58)、システム系の増加 (16→26) も要因として挙げられる。

平成26年度は消費税率5%から8%への引上げに伴う債務負担の増加分を新たに国庫債務負

図5 新規国庫債務負担行為に係る事項数の推移



(注) 年額をもって議決するものが、別途各年度2項目ある。

(出所)「予算書(各年度版)」より筆者作成

担行為として議決した425が、特殊要因としてかさ上げしている。令和元年度についても同様に、消費税率8%から10%へ引き上げることによる増額分の619が特殊要因として計上されている。こうした特殊要因を除いても、平成30年間を通して、国庫債務負担行為として議決される事項が徐々に増えてきていることがわかる。なお、図5では他の図表と平仄を合わせるために年額をもって議決するもの(毎年度、総務省で1、外務省で1の計2。表1を参照。)はグラフから除外している。

#### ④ 国庫債務負担行為の平均年限の長期化

国庫債務負担行為によって債務を負担する年限は、原則、「5箇年度以内」であるが、その他の個別の法律で定めた場合などにはこの年限を延ばすことができる。

債務負担の年限を分析するために、次の仮定を置いて計算を行う。「予算書」の「国庫負担となる年度」欄、すなわち新たに国庫債務負担を行為として議決して、国が債務負担を行うことを決定した年度を示す予算書の欄に、例えば「当該年度以降5箇年度以内」とあるも

表3 新規国庫債務負担行為の平均年限の推移

(単位：箇年度)

年度	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
平均年限	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	3.0	2.9	3.2	4.7	3.8
年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	
平均年限	3.8	3.7	4.0	4.6	4.7	4.0	3.8	4.1	3.8	3.6	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	

(出所) 予算書より筆者作成

のは年限を5年、「当該年度以降10箇年度以内」とあるものは年限が10年とされていると置き、事項数と年限を加重平均して平均年限を算出した。ただし、特殊要因である消費税率引上げに伴う増加とADAMSⅡの導入に伴うものは除いた。また、具体的な年限が記載されていない「年額をもって議決するもの」は除いている。加えて、支出すべき年限を延長する事項も除いている。結果は「表3」の通りである。

新規国庫債務負担行為の平均年限は、平成13年度頃までは2.9箇年度程度で推移していたが、14年度から26年度にかけては毎年大きく変動し、4箇年度から5箇年度近くまで長期化した。27年度以降は3.8箇年度で落ち着いている。

### 3. 国庫債務負担行為増加の背景

これまで、新規国庫債務負担行為の推移と現状について見てきた。以下では、国庫債務負担行為が多く活用されるようになった背景を分析していく。

#### (1) 行政効率化の要請

高度経済成長期を経て成熟社会を迎えた我が国にとって行政改革は、21世紀に向けたシステム改革のひとつとして重要な課題であった。行政の無駄を省き「簡素で効率的な政府」を実現することは、その時々の内閣にとって重要な政策課題となっていた。平成16年6月15日に行政効率化関係省庁連絡会議がまとめた「行政効率化推進計画」もこうした取組の一環である。同計画には政府の財政支出を抑える方策として、次の項目が盛り込まれた。

行政効率化推進計画（平成16年6月15日）－抜粋－

#### 8 国庫債務負担行為の活用

- ・コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ・複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

これらの取組に実効性を持たせるために、各府省において行政効率化推進計画の取組実績をまとめて報告させる仕組みが作られ、国庫債務負担行為の活用が進められた。同計画はその後数次の改定が行われ、当初は「購入する場合

や単年度賃貸借を行う場合と比較」した上での契約締結を求めていたが、現在では次のように要件が緩和され、複数年契約締結の簡便化が図られている。

行政効率化推進計画（平成20年12月26日改定）－抜粋－

#### 7 国庫債務負担行為の活用

- ・コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ・複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

複数年契約を前提とする国庫債務負担行為は、適正な公共調達を実施する観点から財政当局からも積極的にその活用を促されていた。財務大臣から発出された「公共調達の適正化について（平成18年8月25日）」（財計第2017号）では、リース契約等について「複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行

為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。」（下線は筆者）と記載されている。

また、アウトソーシングは役務の提供を複数年契約することが多く、アウトソーシングの多用は国庫債務負担行為の増加につながる。アウトソーシングについて、平成16年6月の行政効率化推進計画では、次のように記載されている。

行政効率化推進計画（平成16年6月15日）－抜粋－

#### （5）アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組むうる警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等について、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。

また、PFIについては、その事業の内容に応じ、先進的な取組を行っている府省の実績を参考に、他の府省においても効率化に資する取組を積極的に検討する。

その後の改定によって、アウトソーシングの範囲は拡大され、行政効率化を求める流れが一

層強くなった。現在では、次のように記述が大幅に拡充されている。

行政効率化推進計画（平成20年12月26日改定）－抜粋－

（5）アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組もうる①施設・設備等の管理業務（庁舎の警備・清掃、公務員宿舍の管理人業務等）、②庁内LAN等の情報システムの管理業務、③公用車の運転業務、④電話交換業務、⑤文書等の梱包・発送業務、⑥新聞記事のクリッピング業務、⑦会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務、⑧国家試験運営業務における願書收受等定型的業務、⑨地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務、⑩職員研修業務等について、先進的な取組事例等の各府省への拡大等により、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。また、これらの取組と併せて、以下の取組を進める。

- ・施設・設備等の管理業務、電話交換業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務について、現業職員の退職時不補充を徹底する。
- ・ホームページの作成・管理業務について、原則として職員が更新作業を行う。地方部局のホームページは運営を本省と統合するとともに、サーバの統合を行う。

また、PFIについては、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進する。市場化テストについては、公共サービス改革法に基づき、統計調査、徴収、公物管理、施設・研修等、内部管理業務等の分野について、民間事業者の創意工夫を最大限発揮させる観点から、複数年契約化、事業の包括性に留意しつつ、対象事業を積極的に選定する。

財政支出を抑制して、行政の効率化を図ろうとする動きは、行政効率化推進計画の策定によってより明確になって現在に引き継がれていると考えられる。

（2）国庫債務負担行為の限度額

国庫債務負担行為の増加について、まず、限度額に着目する。限度額が増加した要因を分析するために内容によって大括りに分類にして整理し（表4）、個別法に基づくもの、それ以外と、順次それぞれの項目について見ていく。

表4 新規国庫債務負担行為の限度額（消費税、ADAMS、年額を除く）

（単位：億円）

年度	(ア) 個別の法律に基づくもの			(イ) 個別の法律に基づかないが一定の類型化ができるもの							その他	全体
	PFI	市場化 テスト	特定防 衛調達	施設 整備	船舶・ 航空機	出資	PC等	システム系	庁舎 管理等	車両 借入等		
平成元	-	-	-	2,101	104	1,272	-	-	-	-	20,740	24,217
2	-	-	-	2,202	60	1,319	-	-	-	-	20,331	23,913
3	-	-	-	2,583	58	1,429	-	-	-	-	19,819	23,890
4	-	-	-	2,923	130	1,318	12	21	-	-	21,367	25,771
5	-	-	-	3,401	107	1,331	2	13	-	-	21,885	26,738
6	-	-	-	3,564	76	1,173	16	-	-	-	22,982	27,811
7	-	-	-	4,052	149	1,404	10	-	-	-	23,317	28,932
8	-	-	-	3,951	77	1,289	-	-	-	-	23,471	28,788
9	-	-	-	4,325	185	1,325	-	-	-	-	23,141	28,976
10	-	-	-	3,876	67	1,187	-	-	-	-	21,229	26,360
11	-	-	-	3,931	111	1,440	1	-	-	-	21,448	26,932
12	-	-	-	2,828	15	1,084	12	162	-	-	22,058	26,159
13	-	-	-	3,832	270	1,085	-	52	-	-	19,971	25,211
14	602	-	-	3,836	381	-	1	58	-	-	20,400	25,278
15	1,592	-	-	3,408	295	-	-	939	-	-	19,311	25,546
16	211	-	-	4,657	81	-	467	82	-	-	19,317	24,816
17	2,973	-	-	4,258	635	-	178	535	-	-	19,033	27,612
18	1,200	-	-	3,441	548	-	416	614	-	-	17,798	24,018
19	822	-	-	3,623	452	-	1,431	793	28	0	18,175	25,324
20	157	33	-	2,672	282	-	1,329	1,488	15	1	18,979	24,956
21	453	34	-	2,723	291	-	1,432	829	4	2	19,344	25,112
22	541	154	-	2,415	426	-	1,261	678	7	1	18,202	23,685
23	24	454	-	3,125	263	-	1,213	658	88	4	18,116	23,946
24	2,398	562	-	2,373	156	-	1,775	2,747	4	1	16,545	26,560
25	9	119	-	3,171	35	-	1,489	1,018	25	3	17,847	23,716
26	1	1,498	-	3,527	331	-	2,528	845	62	4	29,128	37,923
27	609	1,155	3,432	2,346	114	-	1,566	1,432	49	4	32,838	43,544
28	285	1,170	1,132	2,641	117	-	1,331	1,812	112	7	30,979	39,587
29	100	1,242	566	3,004	435	-	1,654	1,534	147	6	33,219	41,908
30	157	1,301	320	2,471	364	-	2,569	1,219	39	9	32,368	40,818
令和元	794	1,238	1,974	3,042	330	-	2,515	2,631	134	13	36,978	49,650
計	12,928	8,960	7,424	100,304	6,947	16,657	23,210	20,161	713	56	700,336	897,695

（出所）「予算書（各年度版）」より筆者作成

① PFI（民間資金等活用事業）

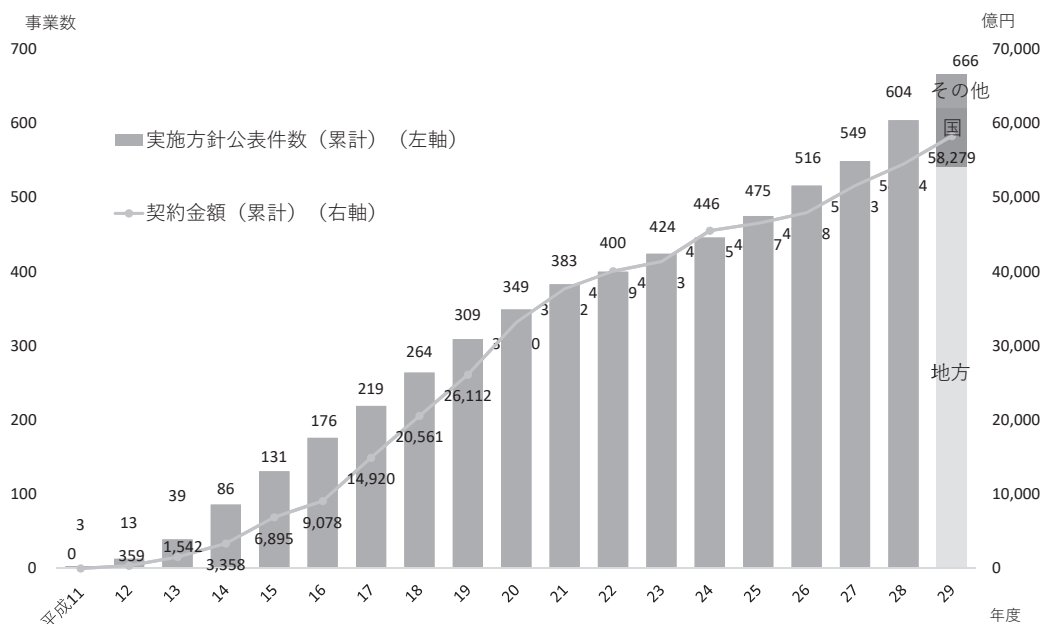
PFIは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下、「PFI法」という。）に基づいて実施され、同法第68条は国が債務負担して支出する年限は「30箇年度以内」と規定して、財政法第15条の特例を定めている。

PFIは、特に地方公共団体を事業実施主体として積極的に使われている。内閣府によると平成29年度において、国を事業主体とするP

F Iは79事業、地方を事業主体とするものは541事業、その他が事業主体となっているものが46事業の計666事業である（図6）。国の79事業の内訳は、庁舎と宿舍（事務庁舎、公務員宿舍等）が43事業と54.4%を占めている。ついで、まちづくり（道路、公園、下水道施設、港湾施設等）の18事業（同22.8%）である。契約金額（累計）は合計で5兆8,279億円である。なお、地方公共団体が事業主体として取り組んでいる541事業の内訳は、教育と文化に係る



図6 PFI事業数及び契約金額の推移（累計）（平成30年3月31日現在）



（注）事業主体は平成29年度のみ国、地方、その他に区分。その他の年度は一括して記載。  
 （出所）内閣府「PFIの現状について」（平30.7）（[https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi\\_jouhou/pfi\\_genjou/pdf/pfi\\_genjou.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/pfi_genjou/pdf/pfi_genjou.pdf)）（令元.9.9最終アクセス）

179事業（構成比33.1%）、まちづくり（道路、公園、下水道施設、港湾施設等）の129事業（同23.8%）、権衡と環境（医療施設、廃棄物処理施設、斎場等）に係る105事業（同19.4%）などである。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定）は、平成25年度から令和4年度までの10年間の目標期間の間に21兆円の事業規模の達成を目指すとしている。国は事業主体の1割にしか過ぎないといふものの、これからも事業の拡大が見込まれることから、国及び地方の債務負担行為は増加すると考えられる。

## ② 市場化テスト

市場化テストは、公共サービスに関して、その実施を民間が担うことができるものは民間に

委ね、官民競争入札又は民間競争入札に付することによって公共サービスの質の維持向上や経費削減を図るものである。平成18年7月の「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」（以下、「公共サービス改革法」という。）施行に伴って導入されている。同法第30条は国が債務負担する公共サービスの支出年限を「10箇年度以内」とし、財政法第15条の特例を定めている。

「行政効率化推進計画」は平成18年8月29日改定時に、新たに「市場化テストについては、公共サービス改革法に基づき、ハローワーク関連業務及び国民年金保険料の収納事務について、本格導入を図る。また、登記事項証明書交付等の証明事務について市場化テスト実施等の民間委託に向けた試行を行う。」との段落を追加し、19年7月2日改定によって市場化テストの対象として統計調査関連業務の追加や登記事項証明

表5 市場化テストの対象事業（平成30年6月28日現在）

（単位：事業数）

	施設管理	研修訓練	窓口相談	システム	統計調査	試験	徴収	公物管理	その他	計
国	42	9	8	35	25	18	1	48	67	253
独立行政法人	32	7	—	53	—	4	3	2	24	125
計	74	16	8	88	25	22	4	50	91	378

（出所）総務省官民競争入札等監理委員会「公共サービス改革報告書」（平 27.8～30.7）  
参考資料3を筆者加工

書交付等の証明事務について競争入札の実施を明記している。

公共サービス改革法施行後からこれまで12年間の取組の効果について、官民競争入札等監理委員会「公共サービス改革報告書（平成27年8月～30年7月）」（平成30年7月20日）に基づいて確認しておく。経費削減等のために市場化テストの導入が決定した事業数は378事業である（表5）。対象となった公共サービスは、施設管理、研修、窓口、行政情報ネットワークシステム関連業務などの幅広い分野にわたっている。同報告書によると、市場化テストを導入した事業のうちで従前と比較可能な事業について実施経費を比較すると、単年度換算で市場化テスト実施前の約823億円が実施後には約606億円と、削減額では約217億円が達成され、削減率は約26.3%と報告されている。

市場化テストは多くの府省において導入されていて、国庫債務負担行為の限度額は平成20年度の33億円から令和元年度には1,238億円へ、わずか10年余りの間に急速に増加している（表4参照）。財政支出の抑制を進める過程で、これからもますます多くの事業が対象とされると見込まれる。ただし、単年度契約では競争性などに問題があることからその改善を見込んで複数年度化したものの、競争性や受注金額に変化が見られない場合には効率性と財政民主主義との両立の観点から問題が出てくる<sup>6</sup>との指摘も

あるように、予算の単年度主義が原則である以上、安易な国庫債務負担行為の活用は厳に戒める必要がある。

### ③ 特定防衛調達

政府は平成25年12月17日に閣議決定した「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（いわゆる「防衛大綱」）において、「装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、…更なる長期契約の導入の可否…を検討」と明記し、また、同様に「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」（いわゆる「中期防」）の中で、「企業の予見可能性を高め、コスト低減につながる更なる長期契約の導入の可否…も検討」するとの方針を示した。これを受けて、平成27年4月に施行された「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）」（以下、「長期契約法」という。）では、同法第2条において、自衛隊の装備品等や役務に係る特定防衛調達の債務負担による支出年限を「10箇年度以内」としている。なお、同法は中期防の期末に合わせて平成30年度までの時限立法とされていたが、改正されて現在は平成35年度末（令和6年3月31日）までの時限立法とされている。

長期契約法第3条の規定により、毎年、特定防衛調達の概要と特定防衛調達によって縮減さ

表6 特定防衛調達による経費の縮減

年度予算	対象装備品等	平成27年度	28	29	30	31	32	33	合計
平成27	固定翼哨戒機 P-1:20機	特定防衛調達	12億円	47億円	726億円	714億円	693億円	489億円	3,396億円
		長期契約によらずに調達	0.1億円	11億円	474億円	960億円	954億円	937億円	478億円
		長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約417億円(約10.9%)						

年度予算	対象装備品等	平成28年度	29	30	31	32	33	合計	
平成28	哨戒ヘリコプター SH-60K:17機	特定防衛調達	5億円	24億円	452億円	203億円	220億円	120億円	1,026億円
		長期契約によらずに調達	2億円	10億円	170億円	377億円	385億円	196億円	1,140億円
		長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約114億円(約10.0%)						
	特別輸送ヘリコプター EC-225LPのPBL:1式	特定防衛調達	1.3億円	8.6億円	7.3億円	10.8億円	8.9億円	6.9億円	43.8億円
		長期契約によらずに調達	11.9億円	11.9億円	11.9億円	11.9億円	11.9億円	9.9億円	59.4億円
		長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約15.6億円(約26.2%)						
練習ヘリコプター TH-135のPBL:1式	特定防衛調達	5.7億円	10.9億円	11.0億円	13.0億円	14.2億円	7.4億円	62.2億円	
	長期契約によらずに調達	8.1億円	16.2億円	16.2億円	16.2億円	16.2億円	8.1億円	80.9億円	
	長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約18.8億円(約23.2%)							

年度予算	対象装備品等	平成29年度	30	31	32	33	34	合計	
平成29	輸送ヘリコプター CH-47JA:6機	特定防衛調達	0億円	0億円	27億円	7億円	206億円	206億円	445億円
		長期契約によらずに調達	0億円	0億円	14億円	18億円	229億円	270億円	531億円
		長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約86億円(約16.2%)						
	輸送機 C-130RのPBL:1式	特定防衛調達	12.1億円	24.1億円	24.1億円	24.1億円	24.1億円	12.1億円	120.7億円
長期契約によらずに調達		14.5億円	28.9億円	28.9億円	28.9億円	28.9億円	14.5億円	144.6億円	
長期契約により調達することによって縮減される経費の額		約23.9億円(約16.5%)							

年度予算	対象装備品等	平成30年度	31	32	33	34	35	36	合計	
平成30	戦闘機 F-2用 F110エンジンの維持部品のPBL:1式	特定防衛調達	48億円	48億円	48億円	48億円	48億円	80億円	0億円	320億円
		長期契約によらずに調達	0億円	62億円	62億円	62億円	62億円	62億円	62億円	371億円
		長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約50億円(約13.6%)							

年度予算	対象装備品等	平成31年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計	
平成31	早期警戒機 E-2D:9機	特定防衛調達	78億円	171億円	572億円	431億円	364億円	237億円	86億円	-	-	-	1,940億円
		長期契約によらずに調達	135億円	309億円	497億円	522億円	419億円	276億円	107億円	-	-	-	2,265億円
		長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約325億円(約14.4%)										
	PAC-3ミサイル用部品包括契約:1式	特定防衛調達	4億円	0億円	15億円	2億円	1億円	3億円	5億円	0億円	0億円	4億円	35億円
		長期契約によらずに調達	0億円	0億円	1億円	1億円	17億円	14億円	17億円	5億円	5億円	5億円	65億円
		長期契約により調達することによって縮減される経費の額	約31億円(約46.9%)										

(注) PBLは「Performance Based Logistics」。  
 (出所) 防衛省「各年度予算における特定防衛調達の概要等について」より筆者作成

れる経費の推計が公表されている(表6)。例えば、平成27年5月15日に防衛省が公表した「平成27年度予算における特定防衛調達の概要等について」では、特定防衛調達にかかる予算額として約3,396億円<sup>7</sup>と公表している(国庫債務負担行為の限度額)。契約期間は平成27年度から33年度までの7箇年度で、各年度の年割額は平成27年度12億円、28年度47億円等となっている。仮に長期契約を行わない場合には合計で3,813億円の支出になると推計し、長期契約の締結によって約417億円(約10.9%)の経費縮減が行われることを示してい

る。  
 平成28年度は1,132億円、29年度は566億円、30年度は320億円と減少傾向にあったが、令和元年度は1,974億円と過去2番目の規模に拡大している。内容を見ると、より高額な装備品の購入に特定防衛調達が使われている。例えば、平成27年度の固定翼哨戒機P-1は20機で3,396億円(1機169.8億円)、28年度の哨戒ヘリコプターSH-60Kは17機で1,026億円(1機60.4億円)、29年度の輸送ヘリコプターCH-47JAは6機で445億円(1機74.2億円)であったが、令和元年度の早期警戒機E-2Dは

9機で1,940億円、1機当たり215.6億円である。

特定防衛調達によって一括調達が図られてコストが縮減できる一方で、後年度の歳出へ影響を及ぼすことは避けられない。その活用には常に効果と弊害を両にらみで考えなければならない。

平成28年度予算の査定に携わった財務省・防衛担当主計官は、「こうした取組の結果、後年度負担額が過度に増加した場合には、将来における歳出化経費の過剰な上昇を招き、ひいては防衛予算の硬直化に至ることも懸念される。…防衛関係費について、硬直化を回避し、持続可能な水準に収まるよう、各年度の予算総額に加えて、新規の後年度負担についても、適正化に努めていく必要がある。」<sup>8</sup>と指摘している。予算編成の担当者の言葉として重く受け止めるべきである。

ここまで、個別法に基づいて財政法第15条の特例を定めた制度を見てきた。年限の特例に関しては、もうひとつ、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）（以下、「環境配慮契約法」という。）がある。同法第7条は、国が省エネルギー改修事業について債務負担する場合の支出を「10箇年度以内」とし

ている。省エネルギー改修事業は長期契約を前提としていて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を促進するために、環境配慮契約法において一般の国庫債務負担行為よりも長期の債務負担ができるようにしている。しかし、予算書からはいずれの事項が同法に基づく国庫債務負担行為であるかが判然としないことに加えて、省エネルギー改修事業に係る国庫債務負担行為と推察される事項が極めて少ない。そのため、本稿では環境配慮契約法に基づく国庫債務負担行為をあえて区分して特記はしていない。

#### ④ 出資

平成13年度まで、出資に係る支出を国庫債務負担行為として毎年度1千億円程度を議決対象としていた（表4）。詳細を見ると、宇宙開発事業団のロケット・人工衛星の開発や施設整備の資金に充てるための出資、日本原子力研究所試験研究炉の整備やウラン燃料の加工等の資金に充てるための出資などを複数年にわたって契約することを内容としている（表7）。

これらの特殊法人における建設・開発費用に充てるための国の出資は、長期間にわたるものがあるために国庫債務負担行為として議決されていた。しかし、行政改革の流れの中で特殊法

表7 新規国庫債務負担行為による出資

（単位：億円）

	理化学研究所出資	新技術開発事業団出資	宇宙開発事業団出資	日本原子力研究所出資	核燃料サイクル開発機構出資	中小企業事業団出資	海洋科学技術センター出資	国際協力事業団出資	アジア経済研究所出資	日本芸術文化振興会出資	計
平成元年度	8	8	836	329	72	19	-	-	-	-	1,272
2	24	-	868	331	43	-	53	-	-	-	1,319
3	56	-	866	360	63	-	34	50	-	-	1,429
4	40	-	868	375	36	-	-	-	-	-	1,318
5	105	-	934	142	91	-	17	42	-	-	1,331
6	20	-	770	104	92	-	131	45	-	11	1,173
7	115	-	969	182	44	-	77	16	-	-	1,404
8	5	-	1,133	91	38	-	22	-	-	-	1,289
9	77	-	1,005	84	86	-	33	-	41	-	1,325
10	130	-	927	91	4	-	34	-	-	-	1,187
11	103	-	947	221	-	-	139	31	-	-	1,440
12	-	-	692	73	29	-	253	36	-	-	1,084
13	140	-	623	159	14	-	148	-	-	-	1,085

（注）核燃料サイクル開発機構は平成10年度までは動力炉・核燃料開発事業団。

（出所）「予算書」より筆者作成

人への補助金や出資などの財政支出が見直されることとなり、平成14年度からは複数年にわたって特殊法人等に対する出資を確保する新規国庫債務負担行為は行われなくなった（表4参照）。また、国庫債務負担行為として過年度に議決していた出資に係る14年度以降の支出も行わないこととなった。

特殊法人等への出資の見直しは、財源の面からも確認できる。出資の財源は、建設国債の発行によって調達している。建設国債の発行対象経費である毎年度の「出資金」は、平成14年度を境に減少している。例えば、一般会計予算の出資金は、平成12年度に1兆1,273億円、13年度に1兆397億円、14年度に4,286億円、15年度に4,254億円と半減している。

#### ⑤ パソコン、システム系等

2000年頃からの急速なインターネットの普及と情報通信技術の発達は、我が国にIT革命とも呼ばれる変化を生じさせた。表4に示した「PC等」は電子計算機借入れ、事務機器借入れ等として「予算書」の議決対象とされた事項をまとめたものである。

平成16年度から数百億円程度の債務負担を行うようになり、特に19年度以降は毎年度1千億円から2千数百億円の国庫債務負担行為が設定されている。先述の行政効率化推進計画で示されたように、パソコン等をリース契約することによって情報通信機器をより低廉な価格で調達するための動きと考えられる。国の業務にとってパソコン等の情報通信機器の整備やICT（情報通信技術）の活用は不可欠であり、今後もこれらの規模は増大していくことが見込まれる。なお、平成4年度から7年度にかけて設定されている若干の国庫債務負担行為の限度額は、静止気象衛星資料処理用電子計算機借入れ、地震活動等総合監視システム用電子計算機借入

れ、気象資料総合処理システム用電子計算機借入れ、統計情報処理システム用電子計算機借入れであって、近年のIT化によるパソコン等のリース契約とは性格を異にする。また、システム開発や運用などの、いわゆるシステム系の国庫債務負担行為は平成18年度以降に急増している。

#### ⑥ その他

「庁舎管理等」や「車両借入等」は、経費節減を実施するために導入されたアウトソーシングを示すものとして特記している。「行政効率化推進計画」において、アウトソーシングの活用によって効率化が図られようとしている。ただし、限度額は数億円から百億円程度にとどまり、規模としては他の項目に比べると大きいとは言えない。

### (3) 国庫債務負担行為の事項数

新規国庫債務負担行為に係る毎年度の事項数の推移は、図5において増加傾向にあることを確認した。ここでは内容に着目して、事項数の推移を見ていく（表8）。

特殊要因として、平成19年度のADAMSⅡの導入と26年度及び令和元年度の消費税率引上げがあることは既に述べたとおりである。行政効率化推進計画に則って国庫債務負担行為の活用が促されたことや、PFI法、公共サービス改革法、長期契約法などによる案件が増加し、事項数が増加したことも下記「表8」において確認できる。

ここでの特徴は「その他」欄において、平成26年度から国庫債務負担行為の事項が急増していることである。平成26年度は、特別会計改革の一環として社会資本整備事業特別会計が一般会計化された初年度である。社会資本整備事業特別会計で実施していた事業を、一般会計

表8 新規国庫債務負担行為の事項数の推移

(単位：事項)

年度	(ア) 個別の法律に基づくもの			(イ) 個別の法律に基づかないが一定の類型化ができるもの							(ウ) 特殊要因		(エ) その他		年額	計
	P F I	市場化テスト	特定防衛調達	施設整備	船舶・航空機	出資	P C等	システム系	庁舎管理等	車両借入等	消費税	ADAMS II	その他			
平成元	-	-	-	17	3	6	-	-	-	-	-	-	40	2	68	
2	-	-	-	21	3	7	-	-	-	-	-	-	46	2	79	
3	-	-	-	18	3	7	-	-	-	-	-	-	51	2	81	
4	-	-	-	18	4	8	1	1	-	-	-	-	47	2	81	
5	-	-	-	19	4	8	2	1	-	-	-	-	47	2	83	
6	-	-	-	20	4	8	1	-	-	-	-	-	47	2	82	
7	-	-	-	32	5	8	1	-	-	-	-	-	50	2	98	
8	-	-	-	23	2	6	-	-	-	-	-	-	50	2	83	
9	-	-	-	30	2	9	-	-	-	-	-	-	64	2	107	
10	-	-	-	31	4	10	-	-	-	-	-	-	64	2	111	
11	-	-	-	26	7	7	1	-	-	-	-	-	61	2	104	
12	-	-	-	24	2	7	1	1	-	-	-	-	55	2	92	
13	-	-	-	28	4	9	-	1	-	-	-	-	52	2	96	
14	2	-	-	30	5	-	1	2	-	-	-	-	62	2	104	
15	13	-	-	30	3	-	-	1	-	-	-	-	56	2	105	
16	8	-	-	25	3	-	7	2	-	-	-	-	67	2	114	
17	7	-	-	30	6	-	11	7	-	-	-	-	51	2	114	
18	5	-	-	31	4	-	11	16	-	-	-	-	57	2	126	
19	8	-	-	30	7	-	58	26	3	3	-	64	75	2	276	
20	26	9	-	33	4	-	71	30	7	1	-	-	91	2	274	
21	26	12	-	30	5	-	68	24	7	5	-	-	96	2	275	
22	10	16	-	28	6	-	64	29	15	6	-	-	88	2	264	
23	8	43	-	29	6	-	82	42	20	9	-	-	95	2	336	
24	9	25	-	32	5	-	81	63	6	6	-	-	84	2	313	
25	7	31	-	27	3	-	88	76	17	7	-	-	92	2	350	
26	2	86	-	33	8	-	82	65	32	10	425	-	155	2	900	
27	33	47	1	28	4	-	80	70	26	15	-	-	180	2	486	
28	23	60	2	42	6	-	85	61	33	11	-	-	173	2	498	
29	30	60	2	36	7	-	79	57	55	9	-	-	192	2	529	
30	43	51	1	46	9	-	83	69	44	11	-	-	193	2	552	
令和元	14	51	2	50	7	-	87	66	59	14	619	-	211	2	1,182	
計	274	491	8	897	145	100	1,045	710	324	107	1,044	64	2,692	62	7,963	

(出所)「予算書(各年度版)」より筆者作成

で行うようになったために、一般会計の国庫債務負担行為の事項数が増えたと考えられる。これについては後で詳しく述べていく。

#### (4) 国庫債務負担行為の平均年限

国庫債務負担行為によって債務負担する年限は、原則「5箇年度以内」である。戦後、昭和22年4月に施行された財政法(昭和22年法律第34号)第15条第3項では、国庫債務負担

行為によって支出できる年限は「3箇年度以内」とされていた。昭和29年改正で継続費の年限に合わせて「5箇年度以内」とした経緯がある。

新規国庫債務負担行為の推移を見るために、それぞれの事項における債務負担をする最大年限を加重平均してみる(表9)。これを見ると平均年限は長期化する傾向にあり、その最大の要因はP F Iの導入であると言える。P F Iによる債務負担の支出は30箇年度以内とされて

表9 新規国庫債務負担行為の平均年限（消費税、ADAMS II、年額は除く）

（単位：年）

年度	(ア) 個別の法律に基づくもの			(イ) 個別の法律に基づかないが一定の類型化ができるもの							その他	全体
	PFI	市場化 テスト	特定防 衛調達	施設 整備	船舶・ 航空機	出資	PC等	システム系	庁舎 管理等	車両 借入等		
平成元	-	-	-	2.2	2.7	2.8	-	-	-	-	3.3	2.9
2	-	-	-	2.3	2.3	3.6	-	-	-	-	3.2	2.9
3	-	-	-	2.3	2.3	3.2	-	-	-	-	3.1	2.9
4	-	-	-	2.2	2.5	3.8	4.0	2.0	-	-	3.1	2.9
5	-	-	-	2.4	2.5	3.5	3.0	2.0	-	-	3.0	2.9
6	-	-	-	2.2	2.3	3.4	2.0	-	-	-	3.1	2.8
7	-	-	-	2.3	2.4	3.5	2.0	-	-	-	3.1	2.8
8	-	-	-	2.2	2.5	3.0	-	-	-	-	3.0	2.8
9	-	-	-	2.4	2.5	2.7	-	-	-	-	3.1	2.8
10	-	-	-	2.6	2.3	2.8	-	-	-	-	2.9	2.8
11	-	-	-	2.5	2.2	3.6	2.0	-	-	-	2.9	2.8
12	-	-	-	2.6	2.0	3.8	2.0	3.0	-	-	3.1	3.0
13	-	-	-	2.5	3.0	3.5	-	2.0	-	-	3.1	2.9
14	20.0	-	-	2.6	2.8	-	2.0	2.0	-	-	3.0	3.2
15	17.2	-	-	2.5	2.7	-	-	4.0	-	-	3.0	4.7
16	14.3	-	-	2.6	3.0	-	3.7	3.0	-	-	3.1	3.8
17	14.0	-	-	2.5	3.0	-	4.6	3.4	-	-	3.2	3.8
18	15.6	-	-	2.9	3.0	-	4.8	2.5	-	-	3.3	3.7
19	15.0	-	-	3.0	2.4	-	4.4	3.0	5.0	4.3	3.2	4.0
20	12.9	3.8	-	2.6	3.0	-	4.6	3.6	4.6	5.0	3.3	4.6
21	13.3	3.2	-	2.8	3.0	-	4.5	3.9	4.6	4.8	3.5	4.7
22	12.9	3.6	-	2.8	2.7	-	4.6	3.7	4.0	5.0	3.2	4.0
23	10.3	3.6	-	2.9	2.8	-	4.5	3.6	3.8	3.9	3.1	3.8
24	11.4	3.5	-	2.6	2.3	-	4.7	4.0	4.8	4.8	3.3	4.1
25	10.7	3.3	-	2.8	2.3	-	4.7	3.4	4.1	4.7	3.3	3.8
26	9.5	3.3	-	2.7	2.4	-	4.7	3.7	4.1	4.6	3.1	3.6
27	7.5	3.0	7.0	2.4	2.8	-	4.5	3.5	4.0	4.5	3.3	3.8
28	7.3	3.2	6.0	2.6	2.3	-	4.5	4.1	3.9	4.5	3.3	3.8
29	7.7	3.2	6.0	2.9	2.8	-	4.5	3.7	3.9	5.0	3.1	3.8
30	7.9	3.0	6.0	2.5	3.0	-	4.7	3.5	3.9	4.4	3.1	3.8
令和元	10.4	3.3	8.5	2.6	3.0	-	4.6	3.7	4.2	4.5	3.1	3.8

（出所）「予算書（各年度版）」より筆者作成

いて、ほぼ10年程度の平均年限で推移してきている。また、特定防衛調達は10箇年度以内とされており、6～8箇年程度での国庫債務負担行為が行われている。これに対して市場化テストに基づく国庫債務負担行為は10箇年度以内と特例を定めているが、平均年限は3箇年度程度であって、全体の平均よりも短い年限で債務負担を行っている。

パソコン等の平均年限は平成17年度以降、4.4～4.8箇年度と全体平均よりも長くなっている。これらは事項数が多いこともあって、全

体の年限の長期化に影響を及ぼしていると考えられる。システム系の平均年限は3～4箇年度と全体平均よりも多少短くなっている。システム系の中でもシステム開発は比較的短い期間による債務負担での支出を行い、一方、システム保守は比較的長い期間による債務負担での支出を行う傾向がある。こうしたリース契約や役務提供の増大が今後も見込まれることから、平均年限が徐々に長期化して更なる後年度の歳出硬直化につながる懸念される。

(5) 国庫債務負担行為の新規後年度負担比率

国庫債務負担行為は予算の単年度主義の例外をなすものである。日本国憲法第85条で、「国が債務を負担」することが認められ、毎年度の予算に計上することによって初めて実際の支出が可能となることから問題にはならないとの見方もあろう。しかし、国がその責任において複数年間の契約を締結したにもかかわらず、歳出化する段階で取り止めることになれば、訴訟の対象となるとも考えられる。国庫債務負担行為

として議決した以上は、原則として後年度の国の支出を保証したものと考えられる。その場合、当該契約年度の支出が少なくとも、翌年度以降に多額の支出が行われることになれば、歳出の硬直化は避けられない。

翌年度以降の債務負担の程度を示す新規後年度負担比率（＝翌年度以降支出予定額／当該年度支出予定額）を項目ごとに整理して分析する（表10）。例えば、最も特徴的なPFIについて見てみる。支出する年限がPFI法において

表 10 新規国庫債務負担行為の後年度負担比率（消費税、ADAMS II、年額は除く）

（単位：倍）

年度	(ア) 個別法に基づくもの			(イ) 個別の法律に基づかないが一定の類型化ができるもの							その他	全体
	PFI	市場化テスト	特定防衛調達	施設整備	船舶・航空機	出資	PC等	システム系	庁舎管理等	車両借入等		
平成元	-	-	-	3.5	4.6	6.4	-	-	-	-	10.1	8.6
2	-	-	-	3.9	3.3	9.4	-	-	-	-	10.6	9.2
3	-	-	-	6.5	2.2	8.5	-	-	-	-	8.2	8.0
4	-	-	-	8.0	7.6	9.4	全額後年度	2.7	-	-	9.7	9.4
5	-	-	-	7.4	6.9	6.7	全額後年度	114.5	-	-	10.8	9.9
6	-	-	-	6.3	4.8	7.1	全額後年度	-	-	-	11.3	10.0
7	-	-	-	6.0	6.7	8.1	全額後年度	-	-	-	13.9	11.5
8	-	-	-	7.7	1.5	9.0	-	-	-	-	9.8	9.3
9	-	-	-	7.9	3.9	7.0	-	-	-	-	12.9	11.3
10	-	-	-	6.3	5.8	6.7	-	-	-	-	11.3	9.9
11	-	-	-	7.6	2.3	4.8	全額後年度	-	-	-	9.2	8.5
12	-	-	-	5.5	0.5	5.1	全額後年度	9.0	-	-	11.6	9.9
13	-	-	-	8.1	7.0	3.3	-	4.3	-	-	10.1	9.0
14	全額後年度	-	-	6.1	3.7	-	全額後年度	1.8	-	-	12.0	10.4
15	全額後年度	-	-	5.5	5.8	-	-	2.1	-	-	14.0	10.8
16	全額後年度	-	-	5.3	7.1	-	6.3	5.7	-	-	10.6	9.0
17	125,703.5	-	-	6.3	4.6	-	9.1	4.7	-	-	16.4	13.5
18	全額後年度	-	-	6.2	3.7	-	13.3	2.9	-	-	21.2	14.2
19	28.7	-	-	7.1	3.1	-	7.0	3.7	5.9	3.0	17.8	12.3
20	127.1	76.3	-	5.1	5.3	-	5.5	2.5	2.9	4.0	20.9	11.6
21	868.3	2.7	-	6.4	3.5	-	12.3	3.9	2.9	3.7	15.0	12.0
22	85.5	7.2	-	5.7	2.7	-	9.0	3.4	2.7	4.0	18.8	12.9
23	30.5	3.0	-	5.2	2.9	-	6.5	2.7	5.4	2.5	20.6	11.7
24	270,049.0	23.8	-	4.8	2.4	-	7.2	4.8	4.2	4.3	24.5	13.6
25	144.1	3.2	-	5.9	14.1	-	9.6	3.3	2.4	5.3	16.7	11.5
26	9.2	2.2	-	6.0	4.2	-	4.9	2.0	6.7	5.7	9.9	7.6
27	112.8	2.2	287.2	4.0	2.7	-	5.3	3.8	4.8	5.0	9.0	8.2
28	388.6	2.0	90.2	5.5	2.2	-	5.3	5.3	3.2	4.7	9.1	7.9
29	614.2	1.7	45.9	4.4	1.6	-	5.8	4.3	2.7	8.8	7.7	6.5
30	147.8	1.8	5.7	4.8	3.4	-	7.1	3.9	2.9	10.0	8.3	7.0
令和元	842.3	2.0	23.1	3.8	2.7	-	11.1	4.5	3.3	5.6	7.9	7.1

（出所）「予算書（各年度版）」より筆者作成



30箇年度以内と規定されていることもあって、平均年限が最長であることから新規後年度負担比率も最大となっている。当該契約年度は契約をして債務を負担するだけで、実際の支出はすべて翌年度以降という「全額後年度」の年度があるほか、令和元年度のように当該年度に支出する額が1とした場合、翌年度以降に842.3の支出を負担する場合もある。

全体の新規後年度負担比率は当初8～10倍程度で推移していたが、平成17年度からはほぼ常時、10倍を超えるほどに後年度比率の上昇が見られる。これは後年度に負担を多く回すPFIが広く使われるようになった影響によるものと考えられる。しかし、平成26年度からは比較的、後年度比率の小さい「その他」の限度額が増加したことがPFIの影響を弱めて、再び7～8倍程度へ減少させたと考えられる。

## (6) 公共工事施工時期の平準化

東日本大震災や相次ぐ自然災害からの復興・復旧、老朽化したトンネルや橋、道路等の整備を始め、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた施設整備など、我が国の社会インフラ整備は緊喫の課題となっている。その一方で少子高齢化を背景に、公共事業関係の技能労働者の高齢化や若年人材の流入減、建設産業等に携わる人手の不足によって、建設工事の受注をこなせられず、社会の安全・安心の構築に対して深刻な問題を生じている。

平成26年6月改正の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）は、発注者の責務として「計画的に発注を行う」（同法第7条第1項第4号）ことを定め、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）は、「債務負担行為の積極的な活用（によって）…発注・施工時期等の平準

化に努める。」方針を示している。

国土交通省も人材や資機材を効率的に活用し、あるいは労働環境を整備して生産性を上げて、こうした問題に対応し、公共事業の施工時期の平準化を図るために、国庫債務負担行為を活用している。具体的には、「ゼロ国債」や「2か年国債」と言われる国庫債務負担行為<sup>9</sup>を活用することによって、繁閑の差の激しい工事現場の現状を改善するために年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善・稼働率上昇を図る試みである。

閑散期の工事稼働の改善を目的として、「適正な工期を確保するため」に、平成27年度に約200億円の2か年国債、28年度に約700億円の2か年国債を設定している。29年度には約1,500億円の2か年国債に加えて、当初予算で初めて約1,400億円のゼロ国債を設定した（合計で約2,900億円）。また、30年度には2か年国債が約1,740億円、ゼロ国債が約1,345億円の、合わせて約3,085億円の国庫債務負担行為を設定している<sup>10</sup>。

また、国土交通省の建設産業政策会議がまとめた「建設産業政策2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」（平成29年7月4日）では、建設業は繁閑の差が大きくそのバッファとして非正規雇用や日給制が広く使われているとの認識から、労働者の処遇改善を図るために工事の施工時期の平準化を進める必要があると指摘している。そして施工時期の平準化の取組を拡大するために「債務負担行為の最大限の活用」や「地方公共団体に対し施工時期の平準化の取組の推進を要請」する方針を示している<sup>11</sup>。

内閣府の分析<sup>12</sup>に拠れば、従来、2か年国債とゼロ国債に関する国庫債務負担行為は補正予算のみに設定されていたが、平成27年度に国庫債務負担行為が当初予算に設定されて以降、

当初予算における配分が増加し、当初予算と補正予算における国庫債務負担行為の合計金額も増加している。さらに、公共投資出来高の月別の動きを見ると、平準化の取組が本格化する前と比べて繁閑の差は縮小してきていて、「一定程度の平準化が表れているものと思われる」と評価した上で、「今後も公共工事の平準化が進むことが期待される。」と述べている。想定していた効果が現れてきていると見られることから、公共工事の平準化を目的とした国土交通省による国庫債務負担行為の設定はますます増加すると考えられる。

### (7) その他の要因

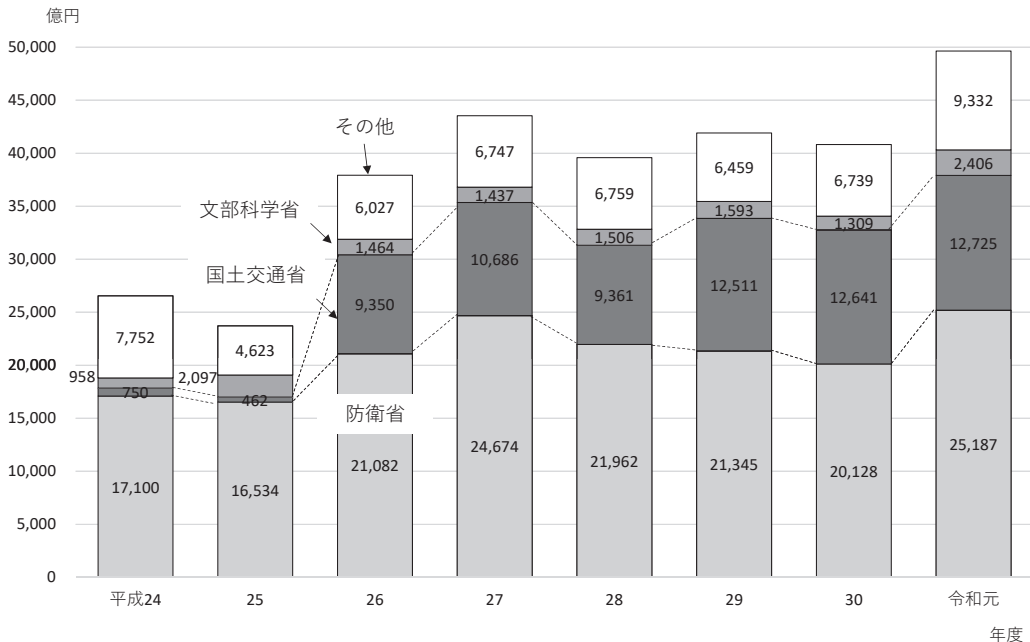
平成の時代を通して、新規国庫債務負担行為の限度額や事項数が増加し、平均年限の長期化、新規後年度負担比率の増加傾向が現れてきたことを確認した。その背景には、行政の効率化や

個別法の制定などがあることを見てきた。ここで、その他の要因として、特別会計改革や防衛力整備の計画策定が新規国庫債務負担行為に与えた影響を見ておきたい。

#### ① 社会資本整備事業特別会計の一般会計化

特別会計には従来から多くの問題が指摘されてきた。例えば、多数設置されて予算全体の仕組みが複雑になってわかりにくくなり、財政の一覧性が阻害される、監視が行き届きにくくなって無駄な支出が行われやすくなる、固有財源によって不要不急の事業が行われる懸念がある、多額の剰余金等が生じ財政資金の有効活用が図られない等である。こうした指摘を受けて平成17年12月、「行政改革の重要方針」（閣議決定）に特別会計の統廃合等が盛り込まれた。平成19年4月には特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）が施行され特別会計改革が

図7 新規国庫債務負担行為の限度額の推移（所管別）



(注) 年額をもって議決したものと及び消費税率上げによる増額を除く。

(出所) 「予算書」より筆者作成

進められてきた。その結果、平成16年度末の31特別会計が現在では13特別会計にまで減少している。複数の特別会計が統合されたものもあるし、特別会計が実施していた事業を独立行政法人や一般会計で実施するようになった事業もある。特に平成26年度に、公共事業を実施していた社会資本整備事業特別会計が一般会計化されたことが、一般会計における国庫債務負担行為（所管別）の構成を大きく変えることになる（図7）。

平成25年度の新規国庫債務負担行為2兆3,716億円の内訳を見ると、防衛省所管は1兆6,534億円（全体の69.7%）、国土交通省所管は462億円（同1.9%）、文部科学省所管は2,097億円（同8.8%）、その他が4,623億円（同19.5%）である。これが、翌年の平成26年度の新規国庫債務負担行為3兆7,923億円では、防衛省所管2兆1,082億円（同55.6%）、国土交通省所管は9,350億円（同24.7%）、文部科学省所管は1,464億円（同3.9%）、その他が6,027億円（同15.9%）である。国土交通省所管の新規国庫債務負担行為は462億円から9,350億円へと8,888億円も急増している。

一方、社会資本整備事業特別会計は、廃止される直前までの新規国庫債務負担行為（限度額）が平成23年度8,314億円、24年度8,780億円、25年度1兆1,156億円であることから、同特別会計の新規国庫債務負担行為として議決していたものが、ほとんどそのまま一般会計に引き継がれたと考えることができる。

事業の規模だけでなく、内容を見ても、平成25年度社会資本整備事業特別会計の国庫債務負担行為として計上されていた河川改修事業や多目的ダム建設事業、道路修繕事業などが、26年度一般会計の国庫債務負担行為（国土交通省所管）では河川改修事業や多目的ダム建設事業、道路修繕事業として新規に計上されている。社

会資本整備事業特別会計という独立した特別会計の中で負担していた後年度の債務が、特別会計の廃止によって一般会計に引き継がれたと見ることができる。事業特別会計の一般会計化が歳出硬直化の要因となり得ることに、注意していかなければならない。

公共事業に係る国庫債務負担行為の計上は、後年度の歳出硬直化に大きな影響を与えている。令和元年度・新規国庫債務負担行為（国土交通省所管）の1兆2,725億円は、当該年度中に支出するのは3,172億円であり、翌年度以降に支出する予定が9,553億円と、新規後年度負担比率は3.0である。少なくとも翌年度以降に、当該年度の3.0倍の債務を負担することを決めたことになる。

## ② 防衛省所管の国庫債務負担行為の増加

平成27年施行の長期契約法によって、自衛隊の装備品等について国庫債務負担行為の年限の特例が認められ、限度額が増加する要因となったことは先述の通りである。これに加えて、防衛力整備の計画策定が近年の国庫債務負担行為の拡大に寄与していると考えられる。

我が国の防衛は、中長期的視点から外交・防衛政策の基本方針を定めた「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定）を踏まえて、防衛の基本方針や防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準等を示すものとして「防衛計画の大綱」（おおむね10年程度の期間が念頭に置かれる）を策定している。さらに、「防衛計画の大綱」に示された防衛力の目標水準等を踏まえ、5年間程度の「中期防衛力整備計画」を策定して、毎年度の防衛力整備を行う重層的な防衛力整備の構造となっている。

平成30年12月18日、新たな「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」が策定された。

現在は令和元年度から5年度までを対象とする「01中期防」<sup>13</sup>に示された5か年間の経費の総額（限度）と主要装備の整備数量等を目途として、防衛力整備が進められている。

「01中期防」は緊迫する国際情勢を背景に、防衛力整備の水準に係る金額を5年間でおおむね27兆4,700億円程度を目途として策定されている。これまでを振り返ると、「08中期防」が25兆1,500億円、「13中期防」が25兆1,600億円、「17中期防」が24兆2,400億円、「23中期防」が23兆4,900億円、そして前期の「26中期防」が24兆6,700億円であったことを考えると、現行の「01中期防」における経費の増加が目立っている。

中期防衛力整備計画の目標に向け、毎年度予算をつけて、事業として具体化していくことから、同計画に示された経費規模が防衛関係のための歳出予算の規模に大きく影響を与えることとなる。毎年度の国庫債務負担行為（防衛省所管分）の規模と対前年度比（伸び率）、後年度への負担割合（新規後年度負担比率）の推移をまとめてみた（表11）。

防衛省所管の新規国庫債務負担行為は、平成

の時代に入って1.6兆円程度で推移してきたが、平成26年度に2兆1,082億円と初めて2兆円を超えた。そして令和元年度には2兆5千億円台へと前年度に比べて大幅な増額が行われ、国庫債務負担行為全体の限度額増大に寄与している。なお、防衛省所管の国庫債務負担行為は航空機等の大型案件が多く、当該年度に実際に歳出化するのは債務負担の数十分の1にとどまっている。

また、中期防衛力整備計画がおおむね5年ごとに策定されると、そのたびごとに防衛力整備に要する経費が拡大する傾向にあることから、同計画の初年度の国庫債務負担行為の規模は前年度を大きく上回る傾向が読み取れる。例えば、「08中期防」開始年度には対前年度比7.0%増、「13中期防」では同0.4%増、「17中期防」では同5.2%増、「23中期防」では同9.7%増、「26中期防」では同27.5%増、そして今回の「01中期防」では同25.1%増である。新たに中期防衛力整備計画が策定されるたびに、大規模な国庫債務負担行為が議決され、しかもその多くが後年度負担となって歳出硬直化の大きな要因となることを忘れてはならない。

表 11 防衛省所管の新規国庫債務負担行為の推移

（単位：億円、%、倍）

年度	国庫債務負担行為				新規後年度 負担比率	年度	国庫債務負担行為				新規後年度 負担比率
	当該年度 支出予定額	翌年度以降 支出予定額	国庫債務負担 行為対前年度比 (%)	国庫債務負担 行為対前年度比 (%)			当該年度 支出予定額	翌年度以降 支出予定額	国庫債務負担 行為対前年度比 (%)	国庫債務負担 行為対前年度比 (%)	
平成 2	16,145	409	15,737	0.8	38.5	平成 17	17,732	402	17,330	5.2	43.1
3	14,643	286	14,357	▲9.3	50.3	18	16,649	239	16,410	▲6.1	68.7
4	16,361	315	16,047	11.7	51.0	19	16,948	242	16,706	1.8	69.0
5	16,311	259	16,052	▲0.3	62.1	20	17,099	185	16,914	0.9	91.3
6	16,716	220	16,495	2.5	74.9	21	16,234	225	16,009	▲5.1	71.1
7	16,385	184	16,202	▲2.0	88.2	22	15,605	339	15,266	▲3.9	45.0
8	17,527	181	17,345	7.0	95.6	23	17,117	401	16,716	9.7	41.7
9	17,339	139	17,199	▲1.1	123.4	24	17,100	356	16,744	▲0.1	47.1
10	15,876	101	15,776	▲8.4	156.4	25	16,534	522	16,011	▲3.3	30.6
11	16,843	105	16,738	6.1	159.5	26	21,082	600	20,483	27.5	34.2
12	16,565	128	16,437	▲1.7	128.6	27	24,674	436	24,238	17.0	55.6
13	16,636	135	16,501	0.4	122.4	28	21,962	622	21,340	▲11.0	34.3
14	15,917	130	15,787	▲4.3	121.2	29	21,345	843	20,502	▲2.8	24.3
15	16,113	136	15,976	1.2	117.3	30	20,128	732	19,396	▲5.7	26.5
16	16,858	521	16,337	4.6	31.3	令和元	25,187	1,040	24,147	25.1	23.2

（注）1. 平成18年度までは防衛庁・防衛施設庁。2. 陰影部分は「中期防」策定の開始年度の対前年度比。

（出所）「予算書（各年度版）」より筆者作成

## 4. 国庫債務負担行為の課題

国庫債務負担行為は、複数年度の契約を行うことにより計画的な調達が可能となって財政支出の抑制に資する、公共事業の平準化が図られて生産性向上に寄与するなどの効果が期待されている。一方、予算の単年度主義の例外であり、行きすぎた活用には多くの弊害も生じる。国庫債務負担行為が安易に活用される場合の課題を検討していきたい。

### (1) 後年度への財政影響

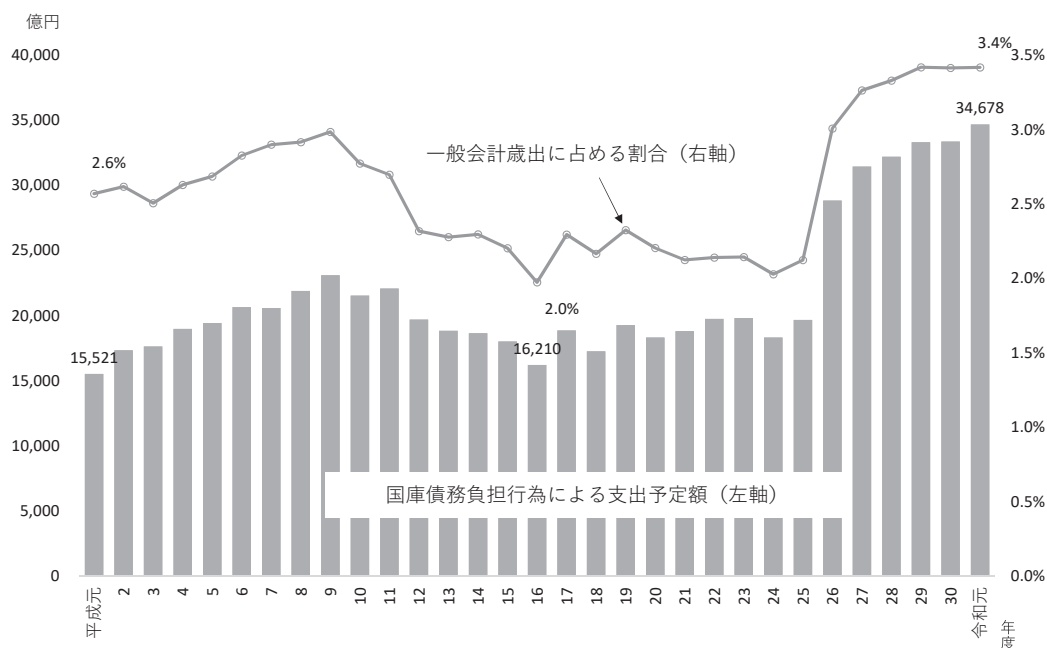
国庫債務負担行為に基づく毎年度の支出予定額は、政府から国会に提出される「財政法第28条による予算参考書類」に記載される。その額と一般会計歳出に占める割合の推移をまとめる（図8）。

新規及び過年度に議決した国庫債務負担行為

に基づいて歳出化される予算は、平成元年度の1兆5,521億円（一般会計歳出の2.6%）から徐々に増加したものの、平成9年度を境に減少に転じて、16年度の1兆6,210億円（同2.0%）を底にはほぼ横ばいが続いていた。しかし、26年度に2兆8,834億円（同3.0%）と急速に増加し、令和元年度には3兆4,678億円と一般会計歳出の3.4%を占めるに至っている。令和元年度の新規国庫債務負担行為のうち当該年度に支出するのが6千億円程であるので、残りの2兆8千億円程は過年度に議決した債務負担に基づいて支出することになる。

毎年度の新規国庫債務負担が増大すると、その後の財政支出の裁量範囲が狭められ、後年度負担の累増によって財政硬直化がますます進むこととなる。旧憲法時代は年限の定めがなく、ややもすると長期になりがちであったことを反省して<sup>14</sup>、新規に制定された昭和22年の財政法

図8 国庫債務負担行為による支出予定額の推移（一般会計）



(注) 年額をもって議決した額を含む。

(出所) 「財政法第28条による予算参考書類（各年度版）」より筆者作成

で3箇年度と期限が区切られ、更に昭和29年改正で5箇年度に延長された経緯がある。この反省に立てば、PFI法等の個別法を安易に制定して年限の長期化を図ることは、後年度への影響及び財政硬直化の観点から慎重に考えなければならぬ。

## (2) 財政民主主義の空洞化

国庫債務負担行為は債務負担の権限のみを与え、支出権限を与えるものではない。そのため、実際の支出に当たっては当該年度の歳出予算に計上して、あらためて国会の議決を経なければならぬ。

歳出化するに当たって国会の審議を経る必要があり、毎年度の議決権は担保されているとは言えるものの、現実問題として減額修正などではできないのであろうか。一般的には歳入歳出予算を国会は減額修正できるとされているが、既に契約して債務を負担した事項については相手方の既得権を侵害するために減額修正はできない<sup>15</sup>、歳出を国会で否決すると損害賠償責任を負うので現実的な選択肢とはならない<sup>16</sup>と指摘されている。そのため、いったん国庫債務負担行為として議決されると歳出化に関して議論する意味合いが薄れ、国会審議が空洞化しかねない。つまり、国庫債務負担行為は実質的に後年度の支出を拘束することになるので、財政民主主義の空洞化が懸念されることになる。

## (3) 国民への説明責任

国庫債務負担行為は、予算書の一部である「丁号国庫債務負担行為」として議決される。「丁号国庫債務負担行為」には、国庫債務負担行為の項目と限度額、債務負担する年限、その理由が記載されているだけであり、補足説明資料である「財政法第28条による予算参考書類」にも後年度における年度ごとの支出割振額が示

されているわけではない。いつ、どれだけの財政支出が必要になるかは明らかにはされていないのである。

毎年度の議決対象である「丁号国庫債務負担行為」の内容も、国庫債務負担行為のそれぞれの事項の限度額は明記されているものの、府省ごとの金額はまとめられていない。各府省がどれだけの債務を負担することになったのか、全体としてどのくらいの規模の新規国庫債務負担行為を議決したのかは、全てを積み上げて計算しなければ明確にならない。予算書の丁号の様式が現在と同様になった昭和44年度予算の国庫債務負担行為の事項数は48に過ぎなかったが、多用されるようになった現在（令和元年度予算）では1,182に上っている。一覧性を持たせることは政府の説明責任と言えないだろうか。

少なくとも、府省ごとの限度額計、当該年度の支出予定額、翌年度以降の支出予定額の年割りは示すべきである。併せて、全体の限度額総計、当該年度の支出予定総額、翌年度以降の支出予定総額の年割りも一覧性を持たせるべきである。さらに、新規と過年度の国庫債務負担行為による当該年度の支出予定額など、「財政法第28条による予算参考書類」を細分化して、国庫債務負担行為の透明化を図る必要がある。後年度にどのくらいの負担を回しているのか、どれだけ歳出を硬直化するのかを国民に対して説明することは財政民主主義の第一歩である。

## おわりに

債務負担の権限を付与する国庫債務負担行為は、実際の支出権限を与える「歳入歳出予算」ほどは議論の対象とされてこなかった。しかし、国庫債務負担行為の増加により歳出硬直化が進み、後年度に与える財政的影響が拡大してきていることを示した。この流れはますます強く

なっていると考えられる。財政状況が厳しさを増し、一刻も早い財政健全化が求められる今こそ、国庫債務負担行為が財政に与える影響を真剣に考える時期に来ている。

## 【参考文献】

小村武 [2016] 『[五訂版] 予算と財政法』新日本法規出版株式会社。

宮島洋 [1989] 『財政再建の研究』有斐閣。

<sup>1</sup> 客員研究員

<sup>2</sup> 債務の支払保証や損失補償をすることを法律で規定して、保証した債務の不履行や損失の発生という事態が生じない場合には、実際の支出をする必要はなくなる。この場合、債務の支払保証や損失補償という債務を負担することによって、その目的を達成できる。

<sup>3</sup> P F I は公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間資金、経営能力、技術的能力を活用して、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的・効果的に公共サービスを提供できる事業について実施されている。

<sup>4</sup> 平成19年度に議決されたADAMS II は、①当該年度のみにも計上されているにも関わらず、その事項数が64と全体の274の2割以上を占めていて影響力が大きいこと、②年限が全て2年であり全体の平均年限を分析するに当たっても影響を与えることから、特殊要因として分析上は基本的に除外して扱う。

<sup>5</sup> 平成26年度の消費税率8%への引上げと令和元年度の消費税率10%への引上げに伴って国庫債務負担行為の限度額増額が実施された。事項数も特殊な要因で増加させているので特殊要因として扱う。なお、平成元年度の3%消費税率導入時、9年度の消費税率5%引上げ時には国庫債務負担行為の限度額は増額されていない。

<sup>6</sup> 浅羽隆史「[3年間の監理委員会活動を振り返って] 効率性と財政民主主義の両立」、官民競争入札等監理委員会「公共サービス改革報告書（平成27年8月～30年7月）」（平成30年7

月20日）22頁。

<sup>7</sup> 「平成27年度一般会計予算書」では、「特定防衛調達により行う固定翼哨戒機P-1 20機の購入空機購入343,166,377千円」を国庫債務負担行為として国会議決している。予算書では初度費（設計費、専用治工具、試験費、技術提携費等）約36億円を含むが、公表資料では初度費は除いている（筆者が作成した表4は予算書に基づいて作成している）。なお、平成28年度以降の公表資料の計数は、予算書の計数と一致している。

<sup>8</sup> 財務省ホームページ「平成28年度防衛関係費について」の「7. 今後の課題」より。<<https://www.mof.go.jp/zaisei/matome/bouei/outline/07.html>>（2019/10/9）。

<sup>9</sup> 「ゼロ国債」は、当該年度の支出がゼロの国庫債務負担行為のこと。年度内に契約を行うが、初年度は契約行為のみで支出はゼロとして翌年度に支出する。「2か年国債」は、初年度に契約と支出の一部を行い、翌年度に残りを支出するもので、支出が2箇年度にわたるもの（国土交通省「市町村など公共発注者による平準化等の取組を強化するための方策について」<<http://www.mlit.go.jp/common/001231819.pdf>>（2019/10/9）。

<sup>10</sup> 国土交通省「地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】」（平成30年5月）<<http://www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf>>（2019/10/9）。

<sup>11</sup> 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平26.9.30閣議決定）」において、「発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。」と明記している。

<sup>12</sup> 内閣府「今週の指標No.1204 国庫債務負担行為と公共投資の平準化」（2018年7月4日）<<https://www5.cao.go.jp/keizai3/shihyo/2018/0704/1204.pdf>>（2019/10/9）。

<sup>13</sup> 中期防衛力整備計画は、対象となる期間の開始年度を採って略されることが多い。例えば、平成17年度から21年度を対象とする中期防衛力整備計画は「17中期防」。平成23年度から27

年度を対象とする中期防衛力整備計画は「23  
中期防」。

<sup>14</sup> 小村 [2016] 195頁。

<sup>15</sup> 小村 [2016] 198頁。

<sup>16</sup> 浅羽隆史 「3年間の監理委員会活動を振り

返って」効率性と財政民主主義の両立」、官民  
競争入札等監理委員会「公共サービス改革報告  
書（平成27年8月～30年7月）」（平成30年7  
月20日）22頁。



## 青森県知事：三村申吾—長期政権の「光り」と「影」— ⑧

藤本 一美

### 序文

私は2019年に入ってから、故郷の青森県五所川原市に数回足を運んだ。それは、1月の市会議員選挙、4月の県会議員選挙、そして6月の県知事選挙の動向と結果を調べるため、また7月には、参議院通常選挙が予定されており、その後、あるいは衆議院解散・総選挙が実施される可能性もあったからだ。2019年前半の故郷＝青森県は正に、他の都道府県と同様に、「選挙」の年であった。

実は私の知り合いも、市会議員選挙と県会議員選挙に出馬していたので応援に駆けつけた。幸い2人ともそろって勝利し、当選の祝杯を挙げて帰京した。統一地方選前半の戦いは、賑々しく展開されていたのを覚えている。これに対して、知事選の時には、街はずまりかえり選挙カーからの音もあまり聞かれなかった。現知事の三村申吾の勝利が確実視されていたからである。資料収集のため弘前市立図書館に出かけた際も、街は静寂そのもので、この状態は一体何かと訝ったしだいである。まるで、知事選は青森県民にとって、蚊帳の外の出来事かのように感じられた。しかし、それでは困るであろう。何故なら、知事は県の行政を司る最高責任者であり、知事の行動しだいで、県政の行方が左右される可能性があるからだ。それでは、知事職とは一体どういうものであるのか？

一般に、県知事という職制は県を統括し、これを代表する独任制の執行機関である、といわれている。県知事は、地方公務員法が適用され

ない特別職の地方公務員であって、日本国憲法下では、「地方公共団体の長」と位置づけられている。また県知事は、議決機関である県議会の議員と同じく、住民の直接選挙によって選出されるので、県議会と県知事とは対等の関係にある。

県知事の権限を眺めると、強力でかつ範囲も広い。地方自治法の下では「首長制（大統領制）」が採用され、知事と県議会との関係についても、米国の大統領のそれにかなり類似している。実際、県知事の主要な権限を列挙するならば、議会を解散する権限、条例案に対する拒否権、予算の調整と執行、人事権、地方税の賦課、専決処分権限、議案の提案、会計の監督、および組織に関する総合調整権など、広範囲におよんでいる。だから、仔細は知らないが、知事職にまつわる「利権」も少なくなかろうと、想像をたくましくする。

戦前の日本では、県知事はすべて「官選」によるものであった。しかし、日本が先の戦争で敗れた後、連合国の占領下における「民主化」の一環として1946年9月、府県制および東京都制が改正、県知事を住民の直接投票で選挙する「公選制」が導入された。最初の公選による知事選挙は、1947年4月5日に行われ、それは、改正された道府県制および東京都制に基づくもので、1ヵ月後の5月3日、日本国憲法と地方自治法が施行されるや、4月に公選された知事は、そのまま地方自治法による県知事に移行したのである。既述のように、地方自治法の下では、県知事と県会議員をともに有権者の直接選

挙で選出する「二元代表制」を制度の根幹に据えている。

本稿で取り上げる青森県知事の三村申吾(1956年4月16日～)は、民選知事として6代目にあたる。三村申吾は、青森県南部地方の上北郡百石町に生まれた。三村家は土木建業を生業(なりわい)としており、それを基盤に祖父の泰右と父の輝文は県会議員や町長を務めた「政治家一家」で、申吾はいわゆる“世襲議員”の一人である。申吾は地元の中学校を卒業した後、県立八戸高校を経て、東大文学部国文科に進学、卒業後は出版社の「新潮社」に入社した。同社では、文芸編集に携わっていたが、その後、地元の百石町に戻り、一族が経営する土木建築会社の三村興業社に務め代表取締役役に就任した。

三村申吾は1992年、故郷の百石町の町長選に出馬して当選、そして4年後の1996年には、衆議院選に転じて出馬したものの、惜敗を余儀なくされた。しかし、2000年に再び衆議院選に出馬し見事に当選を果たした。ただ、2003年には衆議院議員の職を退き、県知事選に出馬して初当選。その後、連続数回にわたり知事選で勝利し、2019年6月の知事選において、県政史上初の5期目の当選という偉業を達成。現在、知事在任17年に入り三村申吾は長期政権を堅持している。

三村申吾知事は腰が低く、いわゆる「セールスマン」知事として県民の間で人気を博している一方で、長期政権への批判も少なくない。確かに、三村知事は、これまで県の債務減少・行財政改革、企業誘致・雇用増大、攻める農業水産、観光産業、および原子力・エネルギーなどの分野で一定の業績を上げてきた。しかし過去には、住民の意思を無視した形でつがる市(車力自衛隊基地)に米軍の「Xバンドレーダー」を設置したし、また、県議会では一族企業の三村興業社へ利益誘導をした、と批判されたこと

がある。

すなわち、2010年9月、県議会で百石漁港の工事受注に関して三村申吾知事の一族が経営する三村興業社の異常な受注率の高さが取りざたされた。公共事業を身内の企業に受注させ、その利益を懐に入れたのではないかと問われ、「利益還流」だと問題となった。三村知事は、県民の批判を受けて同社の株式を無償で譲渡した。だが、2012年には、三村興業社が核燃料再処理業者の「日本原燃」からの工事受注も発覚した。三村知事は、一貫して国に対し核燃料再処理の継続を求めており、日本原燃から三村興業社への利益還流の構造が見え隠れしたのは否めない。このような事実は、三村知事が「土建屋」出身だから、公共事業を私物化しやすくなるということなのか? もし、県民の税金で私腹を肥やしていたとするならば、遺憾である。

それだけではない。留意すべきは、知事として三村申吾はすでに4期16年以上も長期間にわたり県政を支配し、今や5期目に突入している現状を、県民は一体どのように認識しているのでしょうか、疑問が湧く。三村が知事として、長期にわたり政権を維持している要因は一体何であるか? 三村申吾自身の政治経歴と言動から真意を探りたい。それが本稿を執筆する最大の理由の一つである。一般的に、5期20年といえ、人が生を受けて成人に達する年齢である。長期政権は必ず腐敗するというのが政治の鉄則であり、例えば、米国の大統領3選禁止や州知事の高選禁止を想起すべきである。もちろん、「多選知事」は全国各地に存在するし、ケースバイケースだという意見もないわけでもない。とはいえ、青森県民にとって、県の行政最高責任者たる知事が5期にわたって多選されている事実は、安易に看過できる問題ではないだろう。

本稿では、2019年6月の知事選で5回目の勝

利を手にした三村申吾の経歴、選挙戦、選挙公約、および政策提言を概観、その上で三村県政4期16年を「正」（プラス）と「負」（マイナス）の遺産とに分類して検証し、三村県政の光りと影の側面を明らかにしたい。事実関係については、よく吟味したつもりであるが過ちがあったなら、正しいものに訂正していきたい。多くの読者による御批判をいただければ幸いである。

### <総目次>

序文

第1章、三村申吾の歩み（『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志学社、2016年〕第四部第6章）

第2章、若き日の三村申吾

第3章、百石町長（『臨床政治研究』第19号〔2019年12月〕）

第4章、衆議院議員

第5章、知事選挙（『専修法学論集』137号〔2019年11月〕）

第6章、選挙公約

第7章、三村申吾知事と「政策提言」

第8章、三村県政4期16年の検証（『専修社会科学年報』54号〔2020年3月〕）

結語—「三村一強」と県政の行方

\*参考文献

## 第8章、三村申吾県政4期16年の検証

<目次>

第1節、はじめに

第2節、「正」（プラス）の遺産

①県債務残高減少と「行財政改革」

②企業誘致・増設、新産業育成による「雇用創出」

③“攻め”の農林水産業

④観光産業

⑤原子力・エネルギー

⑥包括的ケアシステム

第3節、「負」（マイナス）の遺産

①Xバンドレーダーの配置

②再処理工場でアクティブ試験

③三村興業社と「県発注工事」

④人口減少・流出

⑤医師確保

⑥多選禁止

第4節 おわりに

<注>

### 第1節、はじめに

青森県の三村申吾知事は、2019年6月2日に実施される予定の知事選挙を控えて、4月25日、県庁内で4期目の最後となる記者会見を行った。その際、三村知事は記者団から4期16年間の感想を聞かれ、次のように答えた。

「16年間ということでございますけれども、最初の財政状況から含めてですけれども、本県が抱える様々な課題を真正面から受け止め、自分としては、挑戦し続けた16年間だったと思っております。

知事就任以来、ふるさと青森県の成長と発展のため、そして県民の皆さま方の命と暮らしを守るため、“青森県を絶対に潰さない”、“暮らしやすさでは、どこにも負けない地域として発展させる”との決意で、持続可能な青森県づくりにまい進してきたという思いがございます。

これまでの道のりを思い起こせば、知事就任

当時の危機的な財政状況や、地方交付税の大幅な削減でありますとか、世界的なリーマンショック、金融危機・同時不況による経済の低迷、また、戦後最大の国難と言われました東日本大震災など、幾多の苦難に直面したわけですが、県民の皆さま方のお力をいただきながら、それらを乗り越えるべく、職員ともども全力を尽くしてきたという、そういった全体としての思いがあります」<sup>(1)</sup>。

上で述べたように、三村申吾知事は県政運営4期16年間を振り返り、今後の県政の課題克服について自信をもって対応すると表明している。知事選で勝利すれば、7月からは三村知事にとって、県政を担当して5期目（17年目）に入ることになる。そこで、三村県政は現在継続中であるものの、三村知事が県政の諸課題にどのように対応してきたのか検討する。

具体的には本章では、三村県政4期16年間を振り返りながら、三村申吾知事がこれまで進めてきた政策提言の成果について、議論を分かりやすくするため、「正」（プラス）＝光りの側面と、「負」（マイナス）＝影の側面とに分けて分析を試みる。論述は、三村申吾知事が定例記者会見や県議会での提案理由説明の中で示した内容を踏まえ、その背景に存在する問題点を、新聞論調なども参考にしながら説明する。

## 第2節、「正」の遺産

### ①県債務残高減少と「行財政改革」

三村申吾知事は2019年4月25日、県庁内で行われた記者会見の席で、記者団から16年4期の三村県政について質問を受け、その際、県債務残高減少と「行財政改革」について次のように答えた。

「財政面ということでお話させていただきますが、“行財政基盤の安定なくして県政なし”

との強い信念のもと、県民の皆さま方のご理解、ご協力をいただきながら、また県議会のご協力をいただきながら、徹底した行財政改革に取り組んできた結果、増加を続けておりました県債残高を県政史上初めて減少局面に転換させ、将来世代の負担軽減を図りますとともに、平成29年度の当初予算以降、3年連続で収支均衡予算を実現するなど、持続可能な財政構造の確立に向けて着実に前進することができました。

県の臨時財政対策債以外の県債残高についていえば、5千億を超える額を削減し、職員それぞれ大変な努力をしてきて、アイデアを出してくれて、いろんなことを切替えながらやっていったんですけれども、そういったことも財政面では進めることができています。

しかしながら、その県債だけとってみても、県の1年の予算と匹敵するという状況で、まだまだ財政については、決して油断せずというか、財政規律、これを念頭に進めなければいけない案件であると、そのようには強く自覚しております」<sup>(2)</sup>。

実は、これより2年前の2017年2月の県議会の定例会において、すでに三村申吾知事は次のように述べて、県債務の解消と行財政改革の成果を県民の前で鼓舞していた。

「私は、知事就任以来、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が生み出す価値により、暮らしやすさではどこにも負けない「生活創造社会」を実現することを目標に掲げ、本県の経済を元気にし、そして県民の幸せな暮らしを守ることに、全力で邁進してきました。

また、“行財政基盤の安定なくして県政なし”という信念に基づき、社会経済情勢など県政を取り巻く環境変化に柔軟かつ的確に対応しつつ、将来世代の負担軽減に責任を果たすべく、県議会及び県民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、行財政全般にわたる構造改革に徹底

して取り組んできました。・・・

そして、平成二十九年度当初予算においては、財源不足に対応するための基金取崩額がゼロになり、収支均衡を実現するとともに、持続可能な財政構造の構築に向けて新たな一步を踏み出すことができました。知事就任当時の本県財政が財政再建団体への転落も危惧される状況にあったことを振り返ると、万感胸に迫る思いであります<sup>(3)</sup>。

結論を先取りするなら、三村申吾は2003年6月、新しく知事に就任するや、直ちに行財政改革について、基金に頼らない財政に向けて「血のにじむような努力」を行い、その成果が、ようやく知事就任8年目の2011年度予算初予算において実質的に収支均衡を達成して実を結んだ、というわけだ<sup>(4)</sup>。

それでは、2003年6月の段階、すなわち、三村申吾が初めて知事に就任した当時、青森県の財政事情はどのような状態であったのか。簡単に振り返って見よう。三村知事はいう。

「県債残高が1兆2,000億円と多額の借金を背負っていることに加え、既存の箱モノの膨大な維持費の整理がついていないため、固定経費が増えてしまってどうしようもない状態になっています」<sup>(5)</sup>。

三村申吾が知事に就任して最初に業務を開始した時、まさに県は危機的な財政状況に陥っていた。三村知事は「このままだと、向う5年間でやり繰りできない額が2,032億になる。手形でいえばジャンプ。きちんと落とさなければ財政再建団体になる。国に管理される自治体に転落する。要するに倒産。自分たちで何も発想できなくなる」、との認識を抱いていた<sup>(6)</sup>。

都道府県の財政の健全性を示す物差しの一つに「起債制限比率」がある。それは、歳入に占める県債の元利償還金の割合で、青森県は2002年度決算では11.8%にすぎなかった。20%

を超えると、新たな地方債の発行が制限されるが、危険ラインといわれる15%には届いていない。

だが、県の予算規模は2003年度当初予算で8,165億円なのに、県債残高は1兆2,500億円もあった。また、2003年度予算で歳出と歳入の差額の財源不足額は172億円に上った。不足分は基金の取り崩しで対応したとしても、このまま何も対策を講じないで取り崩しを続けると、2006年度には基金が底をつき、430億円の赤字となり、財政再建団体に転落するのは必至の状態であった。

このような借金膨張の源は、雇用対策や不況対策の名の下に、財源以上の公共投資を続けてきた前任知事たちのツケである。つまり、ハコ物と呼ばれる施設の建設や派手なイベントに巨額の予算を使用してきたからに他ならない。

そこで、三村申吾知事は「再建団体転落を防ぐためには借金を返せる健全体質にしなければと。毎年の経営収支が赤にならない形にする。公業務とは何かというところまで踏み込んで人員管理等も考える。徹底的な組織の見直しをやる」、と決意した<sup>(7)</sup>。

三村知事にとっては“それが最大の仕事”であり、前政権が残した借金地獄を受け継がざるを得なかったので、まずは最初に、財政再建と行財政改革に取り組んだわけである。

ちなみに、この間、三村申吾知事は県庁職員1,500人を解雇している、と聞く<sup>(8)</sup>。定年で辞めていく職員がかなりいるとはいえ、2003年から2018年の16年間に均すと、毎年約100名近くが退職していったことになる。なお、2019年現在、県庁の行政職員は3,573人である。2003年の段階で、職員は4,500人いたので定数を1,000人も削減した勘定である。

こうして、三村申吾は知事となって3期目の段階の2011年8月11日、2期8年におよぶ県政

の成果を問われたインタビューの中で、次のように誇らしげに語った。

「2000年度前後には1,500億円以上あった県債発行額は、建設事業の思い切った縮小などで11年度は528億円まで抑えた（国の財源不足で地方交付税を支払えないため、将来の交付税で国が元利を支払う臨時財政対策費を除く）基礎的財政収支（プライマリーバランス、県債発行額を除いた歳入と県債の元利償還を除いた歳出の収支）がようやく均衡するところまできた」<sup>(9)</sup>。

三村申吾知事が長い時間をかけて県債務を減少させ、行財政改革の進展に伴う成果を挙げた事実は、まさしく三村県政最大の「正」（プラス）の遺産といっても過言ではなく、輝ける“光り”そのものであった。その背景にあるのは、三村申吾が知事に就任した2003年6月以来、財政改革プランを策定し、箱もの施設整備の凍結、普通建設事業や各種補助金の削減を進めており、これらの措置が奏功したのだ、とあってよいだろう。その中には当然、県職員の大幅な削減があったと思われる。しかし、県職員組合からの声は聞こえてこない。

## ②企業誘致・増設、新産業育成による「雇用創出」

三村知事は2019年3月26日、県議会第297回定例会の議案提案説明の中で、企業誘致・増設、新産業育成による「雇用創出」について、次のように説明した。

「平成15年度からの企業誘致及び誘致企業による増設が4500件を超え、プロテオグリカン関連商品も着実に増加しており、平成28年の製造品出荷額等が過去最高額となっています。また、正社員の有効求人倍率も過去最高を更新しているほか、県内での創業や新規就農なども堅調に推移しております」<sup>(10)</sup>。

2015年6月の知事選において、三村申吾はついに4選を果たした。この当時、県の人口は131万743人（2015年5月1日推計）で、1983年のピーク時152万9,269人から何と、21万人も減少しており、三村知事は、人口減克服を雇用創出で埋め合わせようと躍起になっていた。

三村申吾知事はこのような局面を打開するため、産業・雇用対策を政策提言の重要な柱の一つとして位置づけていた。実際、三村知事は、2003年6月の知事就任以来、300社を超える企業の誘致・増設を実現し、それ以降も計400社を目指すと思気込んでいた。さらに誘致企業の事業拡大などを支援し、青森県を“生産拠点”から“戦略拠点”として位置づける企業が増大するように働きかける、と説明した<sup>(11)</sup>。

ちなみに、2010年1月5日、三村申吾知事は年頭の記者会見の席で、春に県内の高校、大学を卒業する予定の学生の県内雇用促進を目指し、県内の中小企業に対して、運転資金を融資（2015年5月1日推計）する「雇用創出特別支援枠」を設けると発表、1社あたり最大1億円の特別融資で総融資枠は10億円を新設する、と明らかにした。ここでも、雇用問題に対する三村知事の積極的姿勢が表れている<sup>(12)</sup>。

それから9年経過した2019年5月6日、三村申吾知事は、5期目の知事選挙の公約を発表した。その際、記者会見の席で、三村知事は、「青森で食えるようにしないといけない。コールセンターとかの企業誘致に力を入れる。創業の数字も良くなった。着実に進めていく」、と力強く語った。

選挙公約によれば、三村申吾知事は企業誘致数と、誘致後の企業が工場などを増設した数を合わせて、当選した場合の5期目の満了まで20年間累計で600件を目指すとした。また、年間の起業・創業件数は100件以上を挙げており、実に壮大な目標であった<sup>(13)</sup>。

実際、三村申吾知事が就任した2003年から2018年にかけての企業誘致は1期目が42件、2期目が52件、3期目が53件、および4期目が65件と増加し、知事1期目から4期目の間に212件となっていた。ただ、忘れてならないのは、この間に、青森県から撤退した企業もあり、その数は92件に上ることだ。県が企業誘致を開始した1962年度から数えても、累計590件のうち約4割に当たる235件が撤退している。また、県などが県内8市に設置した支援拠点を活用した起業・創業者は、集計を開始した2006年度から2018年度の累計が603人に上るといふ。だから、成果の方は若干割引して評価する必要がある<sup>(14)</sup>。

確かに、一方では、撤退した企業や事業を中止した企業家があるとはいえ、三村申吾知事時代になってから、県が誘致した企業はかなりの件数に上っており、企業誘致・増設、新産業育成による「雇用創出」にある程度成功したのだ、いってよいのではなかろうか。これは明らかに三村県政16年間における「正」(プラス)＝光りの遺産の一部であったと、述べても過言ではあるまい。

### ③ “攻め”の農林水産業

三村申吾知事は2019年2月26日の県議会定例会における提案説明理由の中で、農林水産業の現状に関して、次のように述べた。

「平成29年の農業産出額は3年連続で3千億円を突破し、14年連続で東北トップを堅持するとともに、販売農家一戸当たりの農業産出額も平成14年と比較して約2.2倍となっております。また、直近のりんごの販売額、ホタテ貝の生産額がそれぞれ4年連続で1千億円、百億円を上回り、県産農林水産品の輸出額についても3年連続で目標に掲げた二百十億円を大きく上回りました<sup>(15)</sup>」。

周知のように、“攻め”の農林水産業は三村申吾が2003年7月に初めて知事に就任して以来、最も力を投入してきた政策提言＝施策の一つで、それは販売者、消費者の視点から、高品質な農林水産物を生産し、収益性を高めることで生産者所得の向上を目指すものだ<sup>(16)</sup>。

実際、三村知事自身もトップセールスに走り回っており、大手量販店との取引額も増大し、知事就任直後の2004年は2,953億円だった青森県の農業算出額は、ついに2017年まで連続3,000億円を越え、14年間にわたり東北第一の座を保持している<sup>(17)</sup>。

また、三村知事は農林水産品の県外取引額が400億円で、リンゴの輸出は3万トンといった具体的な数値目標も掲げて、達成に向けた取り組みの強化も忘れていない。それと同時に、地産地消による県内消費の強化や、農山漁村の持続的・自立的な発展につながる「地域経営」の普及にも気を配っていた<sup>(18)</sup>。

さらに、青森県が満を持して市場に投入した県産のブランド米である「青天の霹靂」は、米食味ランキングで5年連続の「特A」を獲得したのも記憶に新しい。それは正しく、三村知事が唱える“攻め”の農林水産業による高品質化の象徴ともいえるもので、技術開発に力を投入した賜物であった<sup>(19)</sup>。

この点について、2015年9月、三村申吾知事は元県庁職員の宮元均との対談の中で、「開発に10年かかりましたね。リンゴ、マグロ、ホタテ、ナガイモやニンニクなど世界一の農林水産物をもつ青森が、特A米を作れないわけはありません。“誰もが驚くような旨さの米を全国に届けたい”との思いで、品種育成に懸命に取り組んできました。昨年、満を持して勝負に出たところ、非常に高い評価を得ました」、と答えている<sup>(20)</sup>。

また、「東北6県の中で農業産出額が10年連

続トップを継続している要因はどこにあると思われませんか」と問われて、三村知事は「売れる仕組みを作ったことが大きい。商談ですので難しいところも多いのですが、日本全国、海外まで出かけ、農林水産物のトップセールスを行って、スポット取引ではなく通常取引をお願いしています。流通業者、消費者が何を求めているかを徹底的に考えて出口を作っているのが、業績が伸びているのです」、と自慢している<sup>(21)</sup>。

三村知事はすでに、2003年6月に実施された知事選の時の候補者主張の中で、「トップセールス」を展開すると発言しており、それが奏功した形となったのは間違いない。“攻め”の農林水産業は、明らかに三村県政の「正」(プラス) = 光り輝く遺産に他ならない。

三村はいう。「青森産ブランドを確立するためマーケットリサーチを行い、市場ニーズ対応型に再編する。知事がトップセールスを展開、“地産地消”運動を起こして消費拡大につなげる。第一次産業の流通分野への進出も図りたい」と、流通面でのテコ入れの必要性を強調した<sup>(22)</sup>。

#### ④観光産業

三村申吾知事は観光産業について、2019年2月26日の県議会定例会での予算案提案理由の中で、次のように立体観光の重要性を指摘した。「観光・交流分野では、本県が提唱する“立体観光”や周遊観光の推進、青森空港の国際線の充実などにより、昨年の外国人延べ宿泊者数は、従業員数が10人以上の施設において、1月から11月までの速報値で27万人泊を超え、過去最高を記録した前年の実績を大幅に上回るとともに、青森空港の旅客ターミナルビルのリニューアルや青森港国際クルーズターミナルの建設など、更なる誘客に向けた玄関口の整備も進んでおり、今後の伸びが期待されております。

また、台湾との交流については、これまでもりんごの輸出促進の取組みをはじめとして行ってきましたが、昨年末にイノベーション・ネットワークあおもりと台湾の二つの経済団体との間で経済交流覚書が締結されるなど、様々な分野で交流が進んでおり、本年7月に予定されている本県と台湾を結ぶ定期便の就航により、一層の交流拡大が期待されるところであります」<sup>(23)</sup>。

2019年6月の知事選挙に向けて三村申吾知事は5月6日、青森市において第一声を挙げた。その際、三村知事は「外国人観光客数が増大しており、県内外で本県観光をアピールし、観光消費額は2,000億円を目指す」と、有権者たちに説明した<sup>(24)</sup>。

実際、三村知事は、2019年3月上旬の定例記者会見の席でも「県庁、民間を挙げて努力した結果、エア(航空会社)とも濃い付き合いをしてルートを広げてきた」と、得意の観光戦略の成果を誇っていた。

確かに、訪日外国人旅行者(インバンド)の誘致に血道をあげている各自治体の中で、青森県内の外国人宿泊者は、2018年に伸び率が2年連続で全国トップとなった。観光庁の報告によると、2018年は延37万人9,280を数え過去最高を記録し、前年比で45.7%に増加したという。今や行政による観光政策、地域振興の成否を握るともいわれるインバンドの分野で、青森県は紛れもなく、「勝ち組」となったのだ<sup>(25)</sup>。

2019年の知事選の時に、『陸奥新報』が「知事選候補者アンケート」を実施し、その中で、三村申吾知事は「観光振興」に関する質問に対して、次のように答えている。

「滞在時間の増加と滞在の質の向上による観光消費額の拡大を図るため、生産性や収益性の向上に取り組み、本県観光産業が国内外から高く評価され、投資を呼び込める産業となることを目指す。・・・陸路・海路・空路を組み合わせ



せた“立体観光”を推進し、外国人延宿泊数50万人を目指す<sup>(26)</sup>。

三村申吾知事が推進した“観光振興”は県観光産業に向けて、今後も外国人観光客の増大が期待される場所である。もちろん、訪日客対策には工夫が必要であるとはいえ、観光産業は三村県政の「正」（プラス）の一側面＝光りに他ならず、これからも、それは県にとってプラスの遺産として貢献するのは間違いない<sup>(27)</sup>。

### ⑤原子力・エネルギー政策

三村知事は2019年4月25日、県庁の第三応接室で行われた定例の記者会見の席で、原子力・エネルギー政策に関して、次のように答えた。

「原子力政策については、要するに国家戦略、国の戦略としてのベストミックスという考えがある。自分としても、現実の問題として、ベストミックスということは重要だと思っている。

化石燃料をいかに減らすかというのが、非常に我々として大きなテーマだと思っています。要するに水循環だとかいろんなをやっている我々とすれば、化石燃料の持つCO<sub>2</sub>の意味合いというのが非常に大きいから、国策として、国家としての観点から進めてきた。絶対的な安全確保を大前提として、地域振興ということを加えて、立地地域に対して非常に丁寧な応援というか支援というか、そういうこと等を含めて進めてきたという経緯があるんだけれども、その経緯ということについて、決して忘れることなく、そういった地域対策ということを考えていきたいということと、安全のことについては原子力規制庁が非常に丁寧に、かなりきっちりやってるじゃないですか。国としての姿勢というものについては、我々としても何といたっても安全確保が第一義でございますから、そのことについては評価するとともに、しかしながら、

段取りについても含めてですけど、審査を適切に、的確にすることは、申し入れを何度かしているわけですけども、そのことについてはお願いしたいと思っています<sup>(28)</sup>。

三村申吾知事が推進し展開する原子力・エネルギー政策を「正」（プラス）＝光りの部分に色分けすることについては、異論がある方も多いと思う。しかしながら、青森県が従来促進してきた原子力・エネルギー政策は、本来、歴代知事たちが国との間で取り交わした「負」（マイナス）の遺産であって、三村知事はその後末に追われてきたのだ。

周知のように、青森県の下北地方には、核廃棄物の再処理工場、東通原発、大間原発、および中間貯蔵施設の原子力関連施設が集中的に立地し、各々の地域と深く結びついている。そのような環境の中で、青森県のかじ取りを担ってきた歴代知事たちは、原子力政策に対するスタンスが鋭く問われてきた<sup>(29)</sup>。

ただ、残念ながら、最近では三村申吾知事が選挙戦の街頭で原子力・エネルギー政策に言及することはほとんどない。三村知事は「安全なくして原子力なし」を前提に、原子力・火力・再生可能エネルギーなどを適切に組み合わせた「エネルギーのベストミックス」の重要性を挙げながら、原発・核燃の是非を前面にださない。それは、明らかに知事選挙への影響を意識しているからであろう<sup>(30)</sup>。

ただ一方で、現実には、青森県に多額の“原子力マネー”がかなりの額入り込んでおり、雇用の裾野は広い。例えば、2017年度までの電源三法交付金の累計は約3,330億円に達したし、また、日本原燃（六ヶ所村）では、2019年4月1日現在、県出身者1,770人が雇用されており、立派な「地元企業」になっている。これまで県は、国内のエネルギー供給基地として原子力と再生エネルギーの共存を目指してきたのであ

る<sup>(31)</sup>。

確かに、現実には県民にとって一方で好ましくないような状況下にあるとはいえ、他方で、三村申吾知事がこれまで青森県民のため、原子力・エネルギー政策を巡って、目をつぶり何もしてこなかったわけではない。例えば、2012年1月、旧民主党政権時代に都内で開催された国の原子力政策大綱策定会議で、これに出席していた三村知事に委員の一人が次のように質問をした。

「高レベル放射性廃棄物最終処分地の受け入れを県民に納得してもらうのは難しいと感じているのか」と。この話を耳にした三村知事の顔色は変わり、「全くあり得ないと何度も話している」「(最終処分地にしないという)これまでの約束をないことにするのか」と、気色ばんで机を叩き強く反論した、という<sup>(32)</sup>。

実は青森県では、県民の間から県が国から1994年および95年に得ていた、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない」旨の確約書の実効性を問う声が上がっていた。そこで、三村申吾知事は2008年4月25日、経済産業省において甘利明経産相から「青森県を最終処分地にしない」との確約書を改めて受け取ったのだ。ただ、過去の確約書にあった「知事の下承なくして」の文言は外されていた。一方、県議会はこれより先の3月11日に、野党3会派が提案した「青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としないことを宣言する条例案」を、質疑や討論抜きで反対多数で否決している<sup>(33)</sup>。

この点を敷衍しておく、三村申吾知事は、2008年2月の県議会定例会における一般質問の中で、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関して、「現職知事として、あらためて国から確約文書を得ることが必要であると認識している」と答弁し、「青森県を最終処分地にしない」旨の確約書を再度国から得る方針を示していた。

国は1994年と1995年に、青森県に対して同様の趣旨の確約書を提示していた。しかし、三村知事は、「昨年11月にアクティブ試験でガラス固化の製造が始まり、この搬入や最終処分地をめぐり、さまざまな議論がなされている。こうした状況や県議会の意見を踏まえた」と、確約書提示の理由を述べた。

三村申吾知事は3月27日、通産省を訪問して、確約書の提示を正式に要請した。これを受けた形で、甘利経産相が4月25日、高レベル放射性廃棄物の最終処分地問題につき、「青森県を最終処分地にしないことを改めて確約する」と明記した確約書を三村知事に手渡したのだ。確かに、県側の意向を踏まえ懸案であった「知事の下承なくして」の文言は盛り込まれなかったものの、三村知事の方は「国としても明確な約束で、県民の安心につながる」、と一定の評価をした<sup>(34)</sup>。

今回の確認書について、『東奥日報』は「解説」記事の中で、一步前進も疑問を残すとして次のように報じた。

「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する新たな確約書で、国は“知事の下承なくして”の文言を外し、さらに“(確約は)今後とも引き継がれていく”と明記していた。“知事の下承なくして”の文言は“将来の知事によっては処分場が誘致される可能性がある”として、反核燃派などが懸念を示していただけに、今回の確約書は過去のものから一步踏み出した内容といえる。しかし、これが本県を未来永劫(えいごう)最終処分地にしないことを保証するか— と言えば、疑問が残る。それは最終処分場建設の見通しが全くたっていないためだ<sup>(35)</sup>。

『陸奥新報』もまた「解説」の中で、“担保性に疑念残す”と今回の確約書に対して次のような懸念を示した。

「新たな確約書には、94年、95年の確約書が

現在も引き継がれていることを記した。これも読みようで「知事の下承」も引き継がれると解釈される。この点を県側は“知事の下承を得ることはまったく想定していない”（原子力立地対策課）と強調し、否定した<sup>(36)</sup>。

このように、三村申吾知事が甘利経産相との間で再度確認した“高レベル放射能廃棄物の最終処分地確認書”は、誰のためでもなく県民のためのものに他ならず、それは、三村知事にとって紛れもなく「正」（プラス）＝光りにあたる成果の一部であったことは、間違いのないだろう。

## ⑥地域包括ケア

2003年6月の知事選の際、すでに三村申吾は「選挙公約」の中で、「保健・福祉・医療を一体化した包括ケアシステムを推進し、短命県を返上」すると述べており、地域包括ケアの重要性を謳っていた<sup>(37)</sup>。

三村申吾知事は百石町長時代の仕事のひとつとして、「新時代の感性と大胆な発想で行政を展開。なかでも、福祉・医療・保険を一元化する“包括ケアシステム”の推進で全国的評判を得た」と自慢しており、それは後に知事就任後に県内各自治体で採用され、一定の成果を挙げている。

その意味で、三村申吾知事が百石町長時代に提案した「地域包括ケア」は、もっと注目されてよい政策提言の一つである。国全体はもちろん、超高齢化社会を迎える青森県においても、医療、介護、および福祉支援など総合的面での地域における協力体制は欠かせない。

2018年2月現在、青森県の高齢化率は31.32%で、ことに西北五地域の自治体の大半は35%を超えている、という。団塊世代が75歳以上になる2025年には超高齢化社会がさらに進展すると予測されており、住み慣れた地域

で人生の最後まで自分らしく暮らしができるよう、医療、介護、介護予防、認知症対策、および生活支援などの面で高齢者を支える「地域包括ケア」の完備が望まれる<sup>(38)</sup>。

いわゆる「地域包括ケアシステム」は、三村申吾が町長時代からの政策提言—施策の一つで、現在も各自治体で実施にされている。それは明らかに、三村県政16年における「正」の遺産の一部に他ならず、光り輝く政策の一つである。実際、三村は2019年の知事選の「選挙公約」の中でも、「ライフ（医療）・福祉・健康」分野の産業振興で“仕事”を創造したと宣言して、地域包括ケアシステムの構築への取り組みを重視していた<sup>(39)</sup>。

## 第3節、「負」の遺産

### ①Xバンドレーダーの配置

改めていうまでもなく、三村県政には「正（プラス）」の遺産だけでなく、「負（マイナス）」の遺産も存在している。実際、米国がミサイル防衛のために開発した、新型の移動式早期警戒レーダーの「Xバンド」がつかがる市の航空自衛隊車力分屯基地に配備されることになった。三村申吾知事と福島弘芳市長は2006年3月30日に記者会見し、席上、三村知事が「容認はやむ得ないと判断した」と述べて、受け入れを表明した。県側は同日、さっそくこの方針を国に伝えた。Xバンドレーダーの配備は4月以降、日米両政府が取りまとめる在日米軍再編の最終報告に盛り込まれた。米軍は夏にもレーダーを暫定的に運用する意向で、こうして青森県には、三沢基地周辺に続いて新たな米軍基地ができることになった<sup>(40)</sup>。

この点を敷衍しておく、三村申吾知事と福島弘芳市長は、防衛庁の額賀福志郎長官に早期警戒レーダー＝「Xバンドレーダー」の

車力分屯基地への配備に伴う安全確保や民生安定対策などを要請していた。両者は、2006年3月30日午後6時から記者会見に臨んで、受け入れ条件を説明した。

その中で、「現状を超える米軍の基地機能強化は容認できない」との県サイドの基本姿勢に対し、三村知事は、①Xバンドレーダーは迎撃隊などの武器は伴わない、②米軍関係者の中核は軍人ではなく技術専門家だ、③レーダー利用は国民保護や被害対処に貢献する一などの観点から「今回のケースは強化には当たらないと判断した」と述べた。さらに県議会での議論や各会派の回答、県民説明会での意見、額賀長官と福島市長の意向確認など、必要な手順をすべて踏んだ上での判断だったことを強調した<sup>(41)</sup>。

一方、福島市長は額賀長官に対して、①Xバンドレーダー配備後の新たな機能強化はしない、②レーダー配備に伴う事件事故、環境破壊には責任をもって措置する、③地域の負担軽減を図る新たな交付金などを早急に実施する一の三点を確認したとして、「条件付きで協力すると判断した」と、受け入れの理由を述べた。Xバンドレーダーは、弾道ミサイル防衛のための新型移動式レーダーで、2005年10月に日米が合意した在日米軍再編の中間報告で日本への配備が盛り込まれ、12月に当時の木村太郎・防衛副長官は「車力が最有力候補」、と県とつがる市に説明していた。

その後、県や市は国の担当者に出席を求め、議会や住民に説明する場を設けてきた。ただ、国の配備正式要請は3月3日になってからで、この点について、三村知事は、30日の記者会見で「遅め遅めの対応だった」と、また、福島市長は「時間が足りなかった」と国側の説明不足を指摘するなど、額賀長官との会談の中で迅速な情報提供を求めたことを明らかにした<sup>(42)</sup>。

こうした動きに対して、『とめよう戦争への

道百万人署名運動・県連絡会』（西舘庄吉・代表）が車力基地へのXバンドレーダー配備に反対を県に申し入れた。西舘代表は、県庁を訪問、Xバンドレーダーの配備は米国防御を目的とした軍事施設だと主張し、県内にはすでに米軍三沢基地、核燃料サイクル施設が立地している現状からして、テロ攻撃の対象になりやすいと訴え、「軍事施設増強がなぜ民生安定につながるのか、知事のいう安全・安心は単なるゼスチャーにすぎない」、と強く批判した<sup>(43)</sup>。

『東奥日報』は斎藤光政・編集委員の署名入り記事の中で、既定路線の感否めずと今回の容認を次のように批判した。

「米国の要請から1ヵ月もたたない時点でXバンド配備受け入れ、県内各地の説明会に出向いた国側、説明会をセッティングした県とつがる市も“三月末決着”という既定路線に沿って突っ走った感が否めない。・・・現時点でははっきりしているのは、Xバンドの高出力のレーダー波を浴びせられた日本海の向うの国々にとって、車力は最新兵器が展開する“米軍の重要基地”と認識されることだろう」<sup>(44)</sup>。

三村申吾知事はXバンドレーダーの車力配置に関して、2006年3月30日、福島つがる市長と一緒に臨時記者会見に臨み、次のように経緯と決断の理由を述べた。それを見れば明らかのように、三村知事はながながと弁明せざるを得なかった。

「私としては、地元つがる市長の要請を受け、また、これまでの県議会における御議論や県議会議員全員協議会での御意見、県民説明会における御意見等を踏まえれば、Xバンドレーダー配備に係る安全確保、民生安定対策等について、国の考えを確認する必要があるものと考え、本日3月30日、額賀防衛庁長官に対し、私とつがる市長から、地元としての6項目に係る要請及び確認をいたしました。

1点目の「Xバンドレーダーの配備・運用に伴う道路管理上及び道路交通上の安全確保」については、国からは、「国としても安全確保に万全を期する」との確認がなされました。

2点目の「Xバンドレーダーの配備・運用に伴う電波照射に係る周辺住民等の安全確保」については、国からは、「立入制限区域を設定するとともに、周辺住民の安全確保に万全を期する」との確認がなされました。

3点目の「Xバンドレーダーの配備・運用に伴う治安維持上も含む住民の生活環境等への悪影響の排除」については、国からは、「国として責任を持って対応する」との確認がなされました。

4点目の「Xバンドレーダーの配備・運用に伴う国から地元への最大限の民生安定対策等」については、国からは、「地元に対する民生安定対策について最大限努力する」との確認がなされました。

5点目の「Xバンドレーダーの配備・運用に伴う国から地元への雇用創出や物資調達等による最大限の地元振興」については、国からは、「国としても最大限努力する」との確認がなされました。

6点目の「Xバンドレーダーの配備・運用に伴う農林水産物等の風評被害に係る的確な対応」については、国からは、「実際に農林水産物等に何らかの被害が生じ、因果関係が認められる場合には、国が損害を補償する」との確認がなされました。

以上6点の詳細につきましては、会見終了後、天童管理監からレクチャーをさせます。

そこで、私としては、Xバンドレーダー配備に係る安全確保、民生安定対策等について、責任ある立場の額賀防衛庁長官から確認できたことは、重いものと受け止めたところです。

また、本日3月30日午後、地元つがる市長か

ら、「地元からの要請、確認に対する国の回答は評価できるものであり、要請のあったXバンドレーダーの配備に対しては条件を付して協力することと判断した」旨の意向を確認したところであり、先程、三役・関係部長会議を開催し、Xバンドレーダー配備問題について慎重に協議したところです<sup>(45)</sup>。

いずれにせよ、車力基地へのXバンドレーダーの配置の決定は、三沢市周辺に続いて青森県に新たな米軍基地ができたことを意味する。言うまでもなく、Xバンドレーダーの車力への配備は、地元住民としては受け入れがたいもので、国や県につがる市側が押し切られたのは明らかである。多額の交付金がつがる市に入るとはいえ、海の向こうの北朝鮮やロシア連邦は一体何と思うのであろうか、と心配せざるを得ない。Xバンドレーダーの配備は、北極東地域の安全保障を一段と危機的状況に迫りやるもので、容認できない。西津軽海岸ではかつて自衛隊の駐留に反対して、これを撤回させた歴史があり、それを三村知事は知らないはずがない。その意味で、Xバンドレーダーの車力への配備は、国の要請だとはいえ、明らかに三村県政の「負」の遺産＝影の一部に他ならない。

## ②再処理工場でアクティブ試験

日本原燃が六ヶ所再処理工場で予定していた最終的な試運転（アクティブ試験）が2006年3月31日に開始された。これは三村申吾知事が古川健治六ヶ所村村長とともに、28日、試運転開始に関する意向を表明し、日本原燃と安全協定を締結した結果を受けたもので、17ヶ月間にわたり、約430トンの使用済み核燃料を再処理し、プルトニウム約2トン抽出する。こうして、国内初の民間再処理工場は、2007年8月の本格操業を目指し、稼働を始めることになり、核燃料を繰り返し使用する「核燃料サイクル

ル」の実現に向けて大きな一歩を踏み出した。反核団体は、この件について「県民投票」を実施すべきだと、怒りの声を挙げた<sup>(46)</sup>。

この点を敷衍しておく、上で述べたように、三村申吾知事と古川健治六ヶ所村長は3月28日、日本原燃・六ヶ所再処理工場の最終的な試運転（アクティブ試験）について、試運転に同意する意向を表明し、日本原燃に安全協定の締結を申し入れ、29日締結した。

三村知事は、県民から意見聴取やプルトニウム利用に向けた電力会社への要請、関係閣僚との会談などの同意表明までの経緯に触れ、「重い決断だった。県の安全・安心をどう確保するか（を考え）品質保証体制を確立してほしいと（事業者にと）ことん要求してきた。なすべき手順を考え、提案し、すべてを材料に判断するに至った」、と述べた。

県と六ヶ所村は翌29日、試験開始の前提となる安全協定を日本原燃と締結。安全協定は25条で構成され、従来のトラブルを踏まえて、住民との意見交換によって相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるよう事業者に求めたのが、その特徴であった<sup>(47)</sup>。

こうして、六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設工場は、4月1日、事実上、稼働することになった。事業者の日本原燃が同日の午後2時58分、同核燃料から実際にプルトニウムを取り出す試運転を開始。だが、三村知事が安全協定を表明したことに対して、県内外の反核燃団体から一斉に反対の声が挙がった。県庁正面玄関前で抗議活動をしていた『核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会』の平野良一共同代表は、「あんな看板を掲げる資格があるのか」と玄関脇にある“命を育む県民運動”の文字を指さし、「知事は1~2年間、県民と対話を重ね、県民投票を実施した上で判断すべきだ」と、試運転を急ぐ必要がないと強調した<sup>(48)</sup>。

『デーリー東北』は「時評：責任の重さを自覚せよ一再処理工場稼働」の中で、再処理工場運転の開始について、次のように懸念を表明した。

「わが国のエネルギー政策の根幹をなす核燃料サイクル。その要である使用済み核燃料再処理工場がついに動き出した。日本の“プルトニウム利用時代”への突入である。これまで国も原子力政策と足並みをそろえて歩いてきた青森県にとっても、大きな節目を迎えたといえよう」と指摘。その上で、「青森県にとっては“地域振興の起爆剤”として受け入れた核燃との本格的な共存のスタートでもある。安全性への強い不安がまだまだ消えない再処理工場と隣り合わせの生活が始まる。約束された地域振興は、これまでどれだけ成果を見たのか。今後、県民が核燃によってどのくらい幸せになれるのか。動き出した“サイクル”を目にし、あらためてそんなことを考えてしまう」と懸念を示し、最後に、「決して原子力政策の先行きは明るいわけではない。取り出したプルトニウムを原発で再び燃料として利用するプルサーマル計画の将来は不透明だ」からだ、と批判した<sup>(49)</sup>。

三村申吾知事は、2006年3月28日、アクティブ試験に関する臨時記者会見を開き、次のように結論を下して、終始弁明に務めざるを得なかった。

「このような観点から、県としては慎重の上にも慎重に手順を踏んで参り、三役・関係部長会議を開催して協議した結果、関係各位からいただいたご意見等を総括すると、先に公表した安全協定書（素案）、細則（素案）をもって安全協定を締結することについて、大筋として了とする方向にあることなどについて確認するとともに、核燃料サイクル協議会における国等からの回答、原子力施設安全検証室からの報告、日本原燃株式会社社長に対する確認結果、六ヶ

所村長の意向等を勘案すると、安全協定を締結することは適当との意見の一致をみたところで、

私としては、これまでいただいたご意見や確認結果等を踏まえながら、手堅く、慎重の上にも慎重を期して参りましたが、これらを踏まえ総合判断した結果、安全協定を締結することは適当との判断に至り、安全協定書案、細則案について、日本原燃株式会社に提示し協定締結を申し入れることといたしました。また、アクティブ試験に係る安全協定書案、細則案においてより強化した部分等について、ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物物理設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る安全協定書、細則にも盛り込むため、これらの安全協定書、細則の一部を変更する覚書案の締結を併せて申し入れることとしております。なお、この後20時30分から六ヶ所村長とともに日本原燃株式会社に対して申し入れを行います<sup>(50)</sup>。

こうして、六ヶ所村の再処理工場で予定していた最終的な試運転（アクティブ試験）が開始されることになり、使用済み核燃料を再処理して、プラトニウムを抽出することになった。だが、それは、多くの住民にとって受け入れがたい措置であり、Xパントレーダーの設置と合わせて、三村申吾知事は前任の知事たちが決めた国の方針を結局拒むことが出来なかったのだ。当該地域の住民の立場に立てば、補助金＝交付金は手にできるとはいえ、それは紛れもなく、三村県政の「負」の遺産＝影の一部分に他ならない。

### ③三村興業と「県発注工事」

2010年9月30日、県議会の9月定例会において、県発注工事の入札状況をめぐって、民主党の渋谷哲一議員の発言につき「不穏当な部分がある」と自民党会派が指摘した。それを契機に、

本会議が6時間近く空転した。

渋谷議員は県発注工事を高い確率で落札する特定業者を取り挙げた中で、三村申吾知事と三村興業社との関係をついたのだ。それに自民党側が反発し、議事進行の動議をかけて審議がストップした。自民党側は議事録からの発言削除と謝罪を求めたものの、しかし、これを民主党側は拒否、継続的に協議した結果、民主党が一部削除に応じ、一方、自民党も謝罪を求めないことで合意に達し、5時30分に本会議の議事を再開した<sup>(51)</sup>。

次に、この問題を詳細に見ておこう。上で述べたように、県議会の一般質問最終日の9月30日、野党民主党の渋谷哲一議員の質問をめぐって、本会議が5時間45分にわたって空転する事態となった。この日、質問の第一陣にたった渋谷議員は、県発注工事を高い確率で落札する業者について取りあげ、その際、三村申吾知事と三村興業社との関係を指摘した。これに対して、与党の自民党が反発し、審議が中断された。自民党側は議事録からの削除と謝罪を求めたものの、民主党側はこれを拒否、結局、民主党が折れて一部の削除に応じた。自民党も謝罪を求めないことで合意に至り、午後5時30分審議を再開、9時に閉会したのである<sup>(52)</sup>。

渋谷議員は、一般質問の再質問で、県発注のデータを調べたところ、2006年10月以降百石地区水産物供給基盤整備工事で入札16件に参加し、しかも14件も落札している業者があり、「(その業者の)大株主上位2人は、知事の身内」、だと糾弾した。事実、『東奥日報社』が9月30日に入手した、三八県民局発注の百石地区水産物供給基盤整備工事の落札資料(図表①)によれば、三村知事が株主になっている建設会社「三村興業社」(本社：おいらせ町)の過去2カ年の受注率は91.7%に及んでいる。しかし、県側は制度のルールに従った適正な入札であり、

特殊なケースではないと強調した<sup>(53)</sup>。

ただ、渋谷議員の発言は、来年に知事選を控えていることから、自民党および民主党両会派のさやあてだと指摘する見方も一方にあった。実際、2011年の知事選に「独自候補擁立」の目標を掲げながら、これまで三村県政との対立軸を描き切れなかったのが民主党である。そのため、9月30日に、県発注の公共工事をめぐる特定業者の受注率の高さを、三村申吾知事の名前を挙げながら指摘した渋谷議員の一般質問についても、自民党会派は「明らかに来年の統一

地方選や知事選を狙って仕掛けてきたこと、手口が悪質」など、と不快感を示した。一方、民主党内からは、自民党サイドの反応について、「(知事選を見据えれば) 三村知事のアキレス腱になるのだと思ったのだろうが渋谷氏の発言は間違いない」と述べ、また渋谷議員自身も「削除は非常に残念。発言は入札制度に疑問を呈したものだ」と語った<sup>(54)</sup>。

この件については、10月6日に行われた定例の記者会見で記者団と三村申吾知事との間で、次のようなやり取りがあった。

《図表①》、三八地方県民局発注の百石地区地域水産物供給基盤整備工事の落札状況

(2008年度以降)

日付	工事番号	予定価格	落札価格	率	業者名	備考
2008.7.24	地港 第 1570 号	26,179,000	24,800,000	94.73%	三村興業社	○
7.24	地港 第 1570-3 号	14,812,000	14,050,000	94.86%	種市建業	×
8.21	地港 第 1570-2 号	82,544,000	76,500,000	92.68%	三村興業社	○
2009.1.15	地港 第 1570-5 号	94,095,238	89,000,000	94.59%	三村興業社	○
1.15	地港 第 1570-4 号	91,809,524	87,000,000	94.76%	三村興業社	○
5.21	繰地港 第 1570-6 号	86,761,905	80,000,000	92.21%	三村興業社	○
7.2	地港 第 1570-3 号	20,666,667	19,650,000	95.08%	川口建設	×
7.2	地港 第 1570-2 号	20,285,714	19,250,000	94.89%	カネヒロ	×
7.16	地港 第 1570 号	143,856,000	133,000,000	92.45%	三村興業社	○
7.16	繰地港 第 1570-7 号	149,184,000	102,500,000	68.71%	三村興業社	○
8.27	繰地港 第 1570-8 号	43,142,857	40,800,000	94.57%	三村興業社	○
9.17	地港 第 1570-6 号	46,761,905	44,600,000	95.38%	柏崎組	×
9.17	地港 第 1570-5 号	8,923,810	8,450,000	94.69%	太洋電設	×
9.17	地港 第 1570-4 号	15,619,048	14,800,000	94.76%	三村興業社	○
2010.3.26	地港 第 1570-10 号	19,428,571	18,450,000	94.96%	種市建業	×
3.26	地港 第 1570-9 号	19,142,857	18,150,000	94.81%	川口建設	×
3.26	地港 第 1570-8 号	19,047,619	18,100,000	95.03%	カネヒロ	×
3.26	地港 第 1570-7 号	20,000,000	19,000,000	95.00%	山崎土建	×
8.26	地港 第 1570 号	168,041,000	156,000,000	92.83%	三村興業社	○
9.9	地港 第 1570-5 号	22,036,000	20,400,000	92.58%	三村興業社	○
9.9	地港 第 1570-4 号	19,924,000	18,900,000	94.86%	山崎土建	×
9.9	地港 第 1570-3 号	19,958,000	18,560,000	93.00%	種市建業	×
9.9	地港 第 1570-2 号	19,896,000	18,650,000	93.74%	川口建設	×

\* ○印は三村興業社入札参加物件、X 印は三村興業社非指名物件

出典：『東奥日報』2010年10月1日。



「先日、県議会の一般質問の中で、知事に関連するとされる三村興業という事業所の話が出たんですが、これについてお伺いします。まず、三村興業という事業所と知事の関係、どういう関係かということ、三村興業という事業所が県発注の特定工事に関して高い落札率、受注率というものだったんですが、これについて、知事はどうお考えでしょうか」。

「まず、1点目でございますが、会社の名前は若干変わったかもしれませんが、祖父である三村泰右が、戦前にこういった仕事をしていたというふうに聞いております。戦後、いわゆる株式会社になって、亡くなった祖父から自分自身、いわゆる三村興業社としての株式を受け継いでいるという関係がございます。

それから、2点目でございますが、自分自身も百石町長以来、正直、公務に専念し、非常に一生懸命働いてきたという想いがあり、議会でもお話ししましたが、県が発注する工事につきましては、県の入札発注制度に定められた規則・要領に則って、適正かつ厳正に執行されていると、自分としては考えております」<sup>(55)</sup>。

普段は切れ味の良い答弁する三村申吾知事の説明は、やや納得がいかない。何故なら、三村興業社は、祖父の泰右が戦前に創設して戦後株式会社になった建設土木業を生業とする会社で、その後、父親の輝文が継ぎ、そして、1987年に、三代目、つまり孫である申吾が受けて、自身が取締役役に就任したのである。自身が社長として三村興業社の業務を任され、実情を一番良く知る立場にいたのだ。また、申吾が退いた後も、妻の美千代が社長に収まっていた。

図表①からも明らかのように、三村興業社の三八地方県民局発注の百石地区地域水産物供給基盤整備工事の落札は異常に高く、いかに合法的であるとはいえ、常識の範囲を超えており、県議会で野党議員が問題視するのは当然だとい

える。批判が高まる中でその後三村申吾知事は三村興業社の株を手放したものの、公共事業を身内に受注させ、その利益を懐に入れたのではないかと疑われ、利益還流だと批判された<sup>(56)</sup>。

三村興業社と“県発注工事”問題は、三村申吾知事にとって、明らかに県政に残した「負」=影の遺産の一部だったとあってよいだろう。Xバンドレーダーの配置、再処理工場でアクティブ試験、および三村興業社の“県発注工事”問題などは、いずれも、三村申吾が県知事に就任した1期目から2期目の初期の段階で生じており、県政の最高責任者としてまだ対応に慣れておらず苦しい時期であった。この「負」(マイナス)の部分乗り越え、しかもその反省にたった上で、三村申吾知事は4期目および5期目への足掛かりを築こうとしたのである。

#### ④人口減少・流出

2019年6月2日、知事選で5選を果たした三村申吾は、今後の青森県の重要課題の一つとして、人口減少を挙げた。この問題は、全国的な構造的課題であって、一人青森県のみ課題ではないにせよ、知事として真剣に取り組んでいかなければならない。この点につき、三村知事は次のように語った。

「我々青森県の最大の課題は、やはり人口減少の克服ということになると考えています。今回の選挙におきましても、今後の人口減少社会を乗り越えていくため、県民の生活の基盤となる生業(なりわい)をつくること、健康づくりや地域医療の確保など、県民の皆さま方の命を守ること、そして、次世代を育てていくための仕組みを整えることなど、各般にわたる政策について訴えさせていただきました」<sup>(57)</sup>。

実際、青森県は人口減少社会の先頭を走っている、とあってよい。2019年5月12日に公表された総務省の2018年10月の人口推計によれ

ば、青森県は前年同月比でマイナス1.22%となっており、減少率が6年連続でワースト2位だった。2019年3月現在の推計人口は125万7,081人で、ピーク時の1983年から約27万人減少したという。県都の青森市がそっくり消滅した勘定で、それは、由々しき事態である<sup>(58)</sup>。

青森県は、人口の自然減と社会減の両面で、人口減少が急激に進んでいる。その中でも、特に若者の県外流出は深刻な状態であり、2018年3月卒の新規高卒者の県内就職率は全国ワーストの56.7%であった。多くの若者が高賃金など好条件の働き口を求めて県外に流れているが、U I J ターンの受け入れ環境を整備した上で、いわゆる「人口減少社会」の中でいかに働き手を確保していくかが、今後の大きな課題となっている<sup>(59)</sup>。

こうした状況の中で、三村申吾知事は、2015年の知事選の時、人口減対策について、「人口減少の克服は本県が直面する最大の課題です。人口減少に対する認識と効果的と考える政策を示してください」との質問に対して、次のような回答を寄せている。

「一朝一夕には克服できない課題である人口減少を克服するため、企業誘致や地場産業や観光産業の活性化、農水産業の成長産業化などの仕事づくり、県民の健康づくりや命を守る仕組みづくり、そして切れ目のない子育て支援など、あらゆる取り組みを人口減少克服のために集中させて、未来を変えるという強い意志で取り組む」<sup>(60)</sup>。

しかし、現実には効果が中々上がらず、先行きは依然として不透明で暗雲が立ち込めている状態にある。この問題の専門家である青森大学附属総合研究所所長の井上隆は「雇用創出が最優先」だとして、次のように指摘する。正しい指摘である。

「青森県の人口減少対策は目に見えた成果が

上がっていない。働き口が不足し、若者を中心とした就職希望者が仕事を求めて県外に流出している。県内の産業が依然育っておらず、就職希望者を十分に受け入れるだけの採用枠が地元企業にはない。人口減少対策として、県はU I J ターンなどを推進しているが、県内の就職先を確保しないことには、ほぼ無意味に終わるだろう。県外流出のような社会減対策を第一に考えねばならない。雇用の場を拡大し、県外に流れる就職希望者を県内にとどめることを最優先に考えてほしい。青森県は、県外に売り出せるような独自の地域資源を活用した商品、サービスの開発を後押しし、産業振興を強める必要がある」<sup>(61)</sup>。

確かに、人口減少・流出の問題は、全て三村県政16年の「負」（マイナス）の遺産である、というわけではない。ただ、三村申吾知事の懸命な努力にも関わらず、大きな「影」としてのしかかっているのは、否めない。

## ⑤医師確保

医師確保の問題も、人口減少・流出と同様に、必ずしも三村知事の「負」の遺産というわけではない。地方の各県が押しなべて遭遇している、全国の自治体が抱えているいわば「構造的問題」である。

2003年6月以降の三村県政の中で、医療・福祉の充実が喫緊の重要課題の一つであった。その中でも、医師の確保は一部で成果が上がっているものの、抜本的解決には程遠い状態だと、いわざるを得ない。厚生労働省は2019年2月、医師の充足度合いを数値化した「医師偏在指標」を初めて公表した。それによれば、青森県は全国都道府県の中で第45位、改めて医師不足の深刻さを裏付けた<sup>(62)</sup>。

実は、青森県内の医師数は増えつつきているのだ、という。2016年末には、2004年比で約

180人増加し、2,563人となっている。それでは医師が増えているのに、何故、医師不足なのか？ その理由は、高齢患者の増加、医療の高度化によるスタッフ不足、および医師の地域偏在など様々な理由が挙げられる<sup>(63)</sup>。

こうした事態に対して、三村申吾知事は、2019年3月の定例記者会見の席で、「地方の取り組みでは限界がある。国レベルでの（医師養成・配置の）抜本的対策が望まれる」と語った。

一方、青森県医師会副会長は、次のようにその背景を説明しており、なる程だと思う。

「医師不足、医師偏在といわれるが、昔と違って専門外は診ない医者が増えていることも一因だ。青森県内の医師数自体は増えている。ただ、地理的要因もあり、青森、弘前、八戸の3市は多いが、それ以外は少ないといった地域差がある」<sup>(64)</sup>。

医師不足を三村申吾県政の「負」の遺産の一部であるというのは、今後、三村知事がこの問題とどのように向き合い、いかなる道筋をつけるか処方箋が明確に示し得ないからである。だから、三村知事の医師不足対策の真の評価は、10年後いや20年後に結論を下さるべきなのかもしれない。

もちろん、これまで三村申吾知事は、何もしてこなかったというわけでない。というのも、三村知事は地元の弘前大学医学部生に経済支援を行う「医師修学資金」など地域に残る医学生を確保しながら、包括的ケアシステムの推進や「医師の無料斡旋機構」などニーズに合った体制を、市町村や医療機関と作り上げていく努力を重ねてきたからである。

## ⑥多選禁止

三村知事は2019年6月の知事選で5期目に挑戦した時に、次のように述べて、赤字財政の解消＝行財政改革の前進こそが、知事5期目への

切り札だったと断言した。

「旧百石町長、衆院議員を経て、知事に初当選したのは、2003年。県財政が危機的状況だったが、（平成）17年度以降3年連続で収支均衡を実現するまで改善した」と述べ、その上で「“不可能に見えても、ポジティブに考えてやってきた。あの財政状況からここまで完全に燃焼したとっていたら。もっと頑張れ、もっと働けという声ももらった”と。5選を期す理由はここにある」。その指摘は理解できるとしても、県民にとって、知事の高選は本当に望ましいものであろうか<sup>(65)</sup>。

2019年6月に行われた知事選において、無所属新人の佐原若子は4期16年の実績を誇る三村知事に対して、知事職の「多選禁止」論を展開し、選挙戦では知事の高選の是非が争点の一つとなった観がある<sup>(66)</sup>。

立憲民主党県連の山内崇代表は佐原候補への支援を決めた5月10日、記者会見で三村県政について、「長期にわたる高選は県政の停滞を招く」と鋭く批判した。これに対して、三村候補の応援演説に立った自民党の滝沢求参議院議員は、相手陣営の高選批判を意識したのか「県政が停滞していればその批判を受け止めなければならないが、この16年、県政は前進している」と訴えた。

このように、県政界の中では前例の見ない知事の5選を巡り、立候補表明時から高選批判がくすぶっていた。事実、身内である自民党の県連内部からでさえ、「そろそろ後継者をつくるべきだ」との意見が一部にあった。

ただ、こうした声は大きく拡大しなかった。というのも、全県的な知名度と高い人気を誇る三村申吾候補に太刀打ちできる有力な候補者が見当たらなかったからだ。今回の知事選において、選対本部長を務めた自民県連の江渡聡徳会長も「他に具体的な名前は出なかった」と

語っていた。

敷衍しておく、上で述べたように、4野党から支援を受けた佐原若子候補は、県政が停滞しているとして多選批判を展開。その反応は上々で、佐原候補に投票した有権者からは「5期は長い」「(政策が) 変わらない」など、長期にわたる三村県政の弊害を懸念する声が漏れた、という<sup>(67)</sup>。

それでは青森県民は一体、三村知事の大選をどのように考えているのであろうか？ その答えは、大きく分けて、多選を容認する有権者と多選を批判する有権者とに分かれる。

多選容認派はいう。「ケースバイケースであり、全て多選が悪いとはいえない」。「長く首長を続けられるのは住民から信頼されているというだけで、抵抗はない」。

一方、多選反対派は、「長く権力の座に居座ると、大衆迎合して強いことを言わなくなってしまう。弊害は絶対に出る」、また「5期20年だと生まれてから成人式を迎えるまでずっと同じ首長になる」として「マンネリ化するし、飽きてしまう」と多選に否定的である。

確かに、多選には一長短がないわけでない。「一方では、物事が先に進みやすくなるが、他方で、緊張感が無くなる恐れがある」からだ<sup>(68)</sup>。

だが、ここで想起して欲しいには、米国の事例である。周知のように、米国では戦後連邦憲法を修正して「大統領三選禁止」条項を挿入した。それは、F・ルーズベルト大統領が4選を果たしたものの、それは正しかったとみなされなかった。英国の支配から独立する際、英国王に反対し、権力継続への反省があったからだ。また、現在、米国では多くの州（三分の二以上）で知事の大選を禁止している。それは長期政権が必ず不敗するという弊害を経験したからに他ならない<sup>(69)</sup>。

その意味で、私自身は県知事の大選に反対で

ある。米国のように2期8年とは言わないまでも、知事は3期12年も務めれば十分であろう。その間に、問題が解決しないなら後継者に託すればよいではないか。

三村家は、祖父、父、および孫と三代にわたって町長、県議、知事など政治のトップに長きにわたり君臨してきた。しかし、それでは社会は停滞する。新しい社会（水）には新しい器（人材）が必要である。だから、現時点では、少なくとも三村県政5期という事態は青森県にとって、「負」（マイナス）の遺産であって、暗雲立ちこめる「影」だとしか言えようがない。

## 第4節 おわりに

以上、三村申吾知事が青森県政を4期16年の間に促進してきた政策提言を、「正」（プラス）＝側面と「負」（マイナス）の側面とに、つまり光りと影の部分とに分類し、それがどのような意義を有するか整理を試みた。

そこでいえることは、政策提言として「正」の部分＝光りに着目するならば、三村知事の施策は総じて成功したと言えるのでなかろうか。十分榮譽に値する知事であるというわけだ。もちろん、「負」の部分＝影に目を転じれば、その結果は納得できず、ある意味で“失政のそしり”を免れない点もないわけでない。しかし、それについては、今後に残された課題として、知事5期目の中で鋭意努力を重ねて処理し、対応していけばよい。「最後が良ければすべて良い」という、諺があるではないか。三村知事は、5期目を自らの政策の最終的段階＝完成時代だと位置づけているのかもしれない。ただ、現に県政を担当中なので、“政治家＝三村申吾”について明確な評価は下せない。

最後になるが、仮に三村申吾自身6期目も知事職を担当したいという意思があるなら、挑戦

すればよい。次回の知事選は2023年6月で、その時点でも、三村はまだ67歳である。今や、人生100年で70歳まで働くべきだというご時世であり、働きたい意思があるなら出来ない相談ではない。要は、御自身の健康管理に十分注意をした上で、知事6期目も担当すればよい。ただ、次の知事選で、「高齢・多選禁止」の批判が一段と強まるのは覚悟しておいたほうがよい。三村知事は、いままで挙げてきた成果を踏まえ、多くの批判を選挙で跳ね除ければよい、と考えているのかもしれない。もちろん、選挙で勝利すれば、それを尊重するのが、いわゆる「民主主義（デモクラシー）」である。

〈注〉

- (1) 『知事室で4期目の最後の記者会見』（2019年4月25日）。<https://www.pref.aomori.lg.jp/message>
- (2) 同上。
- (3) 『第289回定例会提出議案知事説明要旨』（2017年2月21日）。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/message>
- (4) 「県政の課題 青森3期（三村申吾知事）—震災からの復興が急務」『地方行政』（2011年6月13日号）、19頁。
- (5) 「この人この時—青森県知事 三村申吾 “青森から日本を変える” 気概で山積する課題に全力」『東北ジャーナル』21巻89号（通算246号）〔2003年9月〕、12頁。
- (6) 同上。
- (7) 塩田潮「〈連載〉地方のリーダーが日本を変える（18）—三村申吾青森県知事」『ニューリーダー』17巻9号（通算203号）〔2004年9月〕、33頁。
- (8) 「語り手11 諏訪益一（青森県議会議員・日本共産党）」『豊かな青森県政を語る—2018年』〔青森県を考える会、2019年〕、175頁、共産党の諏訪益一県議は、県債務の解消に関して「大きく言えば県職員の削減や指定管理者制度の導入等でだろうじて過去の借金を解消し始めてきている、という状態です」、と批判する（同上）。

- (9) 「自治体維新 首長インタビュー 青森県知事 三村申吾氏」『日経グローバル』NO.177〔2011.8.1〕、48頁。
- (10) 『第297回定例会での知事の議案提案説明』（2019年3月26日）。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/message>
- (11) 「県政の課題 青森4期 青森県知事 三村申吾氏—人口減克服—雇用創出に重点」『地方行政』（2015年6月15日号）、19頁。
- (12) 「県、新卒雇用特別融資」『東奥日報』2010年1月5日。
- (13) 「三村県政考—'19知事選—産業振興」同上、2019年5月11日。
- (14) 同上、県職員OBはいう。「知事は数字をうまく使ってPRするのが得意。本当に大切なのは誘致した企業の数ではなく、何社が県内に根付いて事業を継続しているのか。そして。どのくらいの創業者が事業を辞めずに育っていくかだ」（同上）。御指摘の通りではある。ただ、青森県人、とくに津軽の人々は、他人の「足をふっばる」ことが好きで、他人が目立つのを嫌う。しかし、そうした悪癖は止めるべきで、良い点は褒めて助けるほうが生産的であろう。
- (15) 『平成31年2月26日の県議会での三村知事の議案提案説明』（2019年2月26日）。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/message>
- (16) 「三村県政考—'19知事選—攻めの農林水産業」『東奥日報』2019年5月10日、三村知事は他県に先駆けて県産品の窓口を一本化、「総合販売戦略課」を設けて改革に乗り出した。また、首都圏のショッピングセンターでは店頭に立ち、立ち、軽妙な語り口で消費者に県産品を売り込んでいる。それは、三村知事が最初で、大手流通業トップとも積極的に会い、販路拡大に力を注いでいる。また、県産品PRのイベントでは、リンゴ柄のシャツや大間マグロのTシャツなど必ず県産品をあしらった“衣装”を身につけるが、それは三村流のパフォーマンスである（「自治体維新 首長インタビュー 青森県知事 三村申吾氏 国の原子力安全対策は厳密にチェック」『日経グローバル』No.177〔2011年8月1日〕、48-49頁）。反論すれば、従来こうした行動にでた青森県知事は皆無であって、私が大学のテストで単位をあげるとするなら、間

違いなく80点以上で「優」を差し上げたい。知事の努力を評価すべきだ。

- (17) 同上、2016年2月、県庁での定例記者会見の出席で、三村知事は県産農林水産物の保存輸送サービス「A!PREMIUMU（プレミアム）」今後の目標を尋ねられた時、「今はもう申びる、申びる、もっと行けという思い。頑張れ、一緒にやるぞ、俺もやるぞ」と繰り返した。会見で「ぐんぐん」「ガットと」「もうずっと、攻め攻め攻め」などと身振り手ぶりを交えたり、喜びや感極まったりした感情を前に出したり、矢継ぎ早に言葉を発するのが特徴だ。しかし、記者の質問と回答がかみ合わないケースも多々ある、という（「三村県政考 “19知事選—トップの発言”『東奥日報』2019年5月12日）。三村知事は今までにないタイプの知事で、新しい時代には、新しい感覚を身に着けたりリーダーが必要である。単に、知事の行動を批判するだけでは、県の発展はありえない。
- (18) 「県政の課題—青森4期—青森県知事三村申吾」『地方行政』〔2015年6月15日号〕、19頁。
- (19) 「三村県政考—“19知事選—攻めの農林水産業”『東奥日報』2019年5月10日、2019年2月の記者会見の席で、県産ブランド米「青天の霹靂」の19年産作付面積が減少する見通しとなったことへの対策を問われた時、知事の答弁を聞いた記者は、「具体的な課題や目標を問われた時、多弁を駆使しつつ、本題をけむに巻いてしまうこともある。これも三村知事の発言の特徴の一つだ」、と語る「三村県政考 “19知事選—トップの発言”『東奥日報』2019年5月12日）。人間は、思うようにいかないこともある。全てに完璧に対応することは神以外不可能だ。足のふっぱりはよくない。
- (20) 「私から見た土地改良—三村申吾 青森県知事に聞く」『土地改良』291号〔2015年10月〕、9頁。
- (21) 同上。
- (22) 「候補者の主張—7—農林水産業」『東奥日報』2003年6月21日。
- (23) 『平成31年2月26日の県議会での三村知事の議案提案説明』（2019年2月26日）。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/message>
- (24) 「“19知事選—2氏の争い確定”『東奥日報』

2019年5月17日。

- (25) 「点検 あおもり—三村県政16年」『河北新報』2019年4月19日。
- (26) 「知事選候補者アンケート（下）」『陸奥新報』2019年5月20日。
- (27) 「“19知事選 暮らしと争点 ②観光振興” 同上、2019年5月23日、『日経グローバル』の青森支局長の森晋也は、三村知事とのインタビューで終えた後で、青森県の現状を次のように伝えている。  
「観光や農水産物に販売について語る三村申吾知事は冗舌だ。自信の表れだろう。事実、観光では東北で一早くは震災前水準を回復。農業算出額も東北最大で、知事在任期間とほぼ重なる2002～15年の伸び率は19.4%増と全国一だ。だが、県全体を見ると、課題は山積している。県民所得は低く、産業では製造業の存在感が乏しい。魅力的な働き場が少ないため若者は流出し、人口減少は毎年1%超と秋田県と並んで全国ワーストだ。平均寿命は男女とも全国最低が続く（「グローバルインタビュー 青森県知事三村申吾氏 新幹線で津軽海峡経済圏構築へ、農水産物で航空輸送、西日本は2.7倍」『日経グローバル』No.319、〔2017年7月3日〕40頁）。青森県の現状について、森晋也の指摘はその通りで妥当な分析である。
- (28) 『平成31年4月25日、三村知事記者会見』（2019年4月25日）。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/message>
- (29) 「“19知事選—暮らしと争点 ⑥エネルギー”『陸奥新報』2019年5月27日。
- (30) 同上。
- (31) 「点検あおもり—三村県政16年」『河北新報』2019年4月21日。
- (32) 「三村県政考 “19年知事選 —原子力との距離感”『東奥日報』2019年5月3日。
- (33) 「フォトニュース青森」『東奥年鑑 2009年版』〔東奥日報社、2008年〕。
- (34) 同上、89頁、『東奥日報』2008年4月25日（夕）。
- (35) 同上。
- (36) 『陸奥新報』2008年4月26日、三村知事は関係閣僚が変わるたびに、確約を順守するという国の方針を確認してきた。ただ、裏がえせば、

- 政権や政府の方針が変化すれば、本県が最終処分地になりかねない—という危惧が存在することの証左でもある（「青森県の課題 迫る知事選 ⑤完 核のゴミ」『デーリー東北』2019年5月14日）。ご指摘はその通りである。だが、用心するにこうしたことはない。本県が核廃棄物の最終処分地になってはいけない。その負担は全国に散在する原子力発電所と自治体が負うべきで、青森県は日本の「トイレ」ではない。
- (37) 「選挙公約」平成15年6月29日執行 青森県知事選挙 『選挙の記録』〔青森県選挙管理委員会〕。https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan
- (38) 「! 19知事選 暮らしと争点—⑦ 完・地域包括ケア」『陸奥新報』2019年5月28日。
- (39) 「選挙公約」令和元年6月2日執行 青森県知事選挙 『選挙の記録』〔青森県選挙管理委員会〕。https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan
- (40) 藤本一美『戦後青森県の政治的争点 1945年～2015年』〔志學社、2018年〕、13～15頁。
- (41) 『東奥日報』2006年3月31日。
- (42) 同上。
- (43) 『陸奥新報』2006年3月31日。
- (44) 『東奥日報』2006年3月31日。
- (45) 『平成18年3月30日 Xバンドレーダーの車力配置に関する三村知事の臨時記者会見』（2006年3月30日）。https://www.pref.aomori.lg.jp/message
- (46) 『デーリー東北』2006年3月29日、『東奥年鑑—記録編 2007年版』〔東奥日報社、2006年〕、109頁。
- (47) 『東奥年鑑—記録編 2007年版』〔東奥日報社、2006年〕、109頁。
- (48) 『デーリー東北』2006年3月29日。
- (49) 同上、2006年4月1日。
- (50) 『平成18年3月28日、三村申吾知事のアクティビティ試験に関する臨時記者会見』（2006年3月28日）。https://www.pref.aomori.lg.jp/message
- (51) 『デーリー東北』2010年10月1日。
- (52) 『東奥日報』2010年10月1日。
- (53) 『デーリー東北』2010年10月1日。
- (54) 『陸奥新報』2010年10月1日。
- (55) 『平成24年10月6日、三村知事の定例記者会見』（2012年10月6日）。  
https://www.pref.aomori.lg.jp/message
- (56) 藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕、第三部12章参照、『しんぶん赤旗』は知事が政府に核燃料再処理の継続を求めていく一方で、自らが関連する企業で再処理事業者の日本原燃から工事を受注することにより、利益を還流させている構造がある、と指摘している（『しんぶん赤旗』2012年10月7日）。
- (57) 「点検 あおもり—三村県政16年 ④医療」『河北新報』2019年4月19日。
- (58) 「三村県政考—“19知事選—医師確保」『東奥日報』2019年5月14日。
- (59) 「“19知事選 暮らしと争点 ③U I J—ターン」『東奥日報』2019年5月24日、「点検 あおもり—三村県政16年 ④医療」『河北新報』2019年4月20日。
- (60) 「知事選 候補者アンケート」『陸奥新報』2015年5月26日、「三村県政考—“19知事選—医師確保」『東奥日報』2019年5月14日。
- (61) 「あおもり 点検 三村県政16年—知事選告示まで1ヵ月 ①人口減少」『河北新報』2019年4月17日。
- (62) 「あおもり 点検 三村県政16年—知事選告示まで1ヵ月 ④医療」同上、2019年4月20日。
- (63) 「三村県政考—“19知事選—医師確保」『東奥日報』2019年5月14日、医師不足の要因として、青森県の場合、人口10万人当たりの病院数と一般病床数が多い点も挙げられる。
- (64) 「点検 あおもり—三村県政16年 ④医療」『河北新報』2019年4月20日。医師不足に対する青森県の取り組みについては、藤本幸男「良医を育む地域・青森を目指して—青森県の挑戦」『病院』第11巻2号〔医学書院、2012年〕を参照。
- (65) 「<青森県知事選>5選の明暗(上) 圧勝の三村氏、強固な組織 隙与えず」『河北新報』2019年6月4日。
- (66) 「“19知事選—多選評価は」『東奥日報』2019年5月23日。
- (67) 同上。
- (68) 同上。
- (69) 米国では50州の中で、36州において州知事の高選制限を州憲法で規定している。例えば、

フロリダ州では州知事は連続して3選任期を禁止している〔州憲法第4編第5条b項〕（三輪和宏「諸外国の多選制限の現況」『レファレンス』〔平成19年7月号〕。<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200707>）

（未完）



# 環境とデジタル時代の自動車産業と社会 —技術革新と社会変化の相互作用についての一考察—

水戸部 啓一

## はじめに

20世紀は自動車の世紀といって過言ではないほど産業が大きく開花し、市民生活に変革をもたらした。その一方で車の増加に伴い交通事故や大気汚染などの社会問題も生まれた。今、環境問題やデジタル化の進展によって社会が大きく変化する時代となり、地球温暖化問題は世界共通の重要な課題として産業のみならず生活の変化を迫っている。またデジタル化の進展は社会的なイノベーションを促す原動力となっており、さらに人工知能（AI）の進歩は社会を大きく変えるかもしれない。自動車産業にも電動化や自動運転などに留まらずモビリティシステムとしての進化の模索が始まっている。本稿ではそれらの変化がもたらすイノベーションとそれを生み出すシーズとニーズについて論じるとともに、これからの自動車の行方と社会への影響について考察する。

## 1. 自動車の普及は社会へ何をもたらしたか

### (1) 自動車の世紀の幕開けと大衆化

1886年1月、ドイツのカール・ベンツ（Karl Benz）は世界で初めてガソリンエンジン自動車の特許を取得して、翌年に最初の1台が販売されている。ガソリン自動車はレースなどを通じて徐々に蒸気自動車や電気自動車を駆逐していった。米国のヘンリー・フォード（Henry

Ford）は独自に自動車の開発を試み、1903年に Ford Motor Company（Ford）設立し Model A を発売した。1908年には部品の規格化、互換性の確保を考慮した Model T を発売し、1913年に世界で初めてベルトコンベアー式同期組み立てラインを導入して大量生産への道を開いた。Ford 生産システムの特徴は、単一製品に絞り込んで規模の経済を追求し、部品の規格化と標準化、作業の細分化と単純化・標準化によるベルト・コンベアーを使用した移動組み立て方式にある。Model T は生産効率の向上と低価格化の相乗効果で生産台数は飛躍的に増加し、1910年の年産1万8000台から1923年には212万台を生産し、価格は発売当初の850ドルから290ドルまで低下した。この結果、1923年の販売シェアは全米の57%、全世界の約半分を占めるに至った。フォードは「賃金動機はわが社の基本コンセプト」として、高賃金の支払と低価格販売により購買力を増大させることを基本に経営を進めた。しかし1920年前後には政府のインフレ対策の影響などから、その考え方にも陰りが見え始めた。

一方、馬車製造会社経営者のウィリアム・デュラント（William C. Durant）は1904年に Buick Motor Car の経営再建を手掛け、1908年に設立した持株会社 General Motors Co. of New Jersey は1910年までに25社を傘下に収めるトップクラスのメーカーとなった。同社は1918年に General Motors Corporation（GM）に改称・改組された。1920年の恐慌によってデュラン

トが退陣して近代的な経営管理や組織改革が進められ、この時にGMの新経営委員会の一人に選出されたアルフレッド・スローン (Alfred Pritchard Sloan, Jr.) は、製品ポリシーを定めフルラインナップ政策を推進した。スローンは1923年にPresidentに就任すると様々なビジネスの改革に着手した。資金と在庫、生産などの財務管理を進めるための需要予測に基づく生産計画の仕組みづくりや、年次モデルチェンジと継続的な製品改善、アート&カラー部門の新設などで購買者のニーズを喚起し、また自動車ローン、ディーラーアロケーションやディーラー管理手法などを確立して、現代の自動車ビジネスの基礎をつくりあげ、GMは1930年以降77年間も世界一の自動車会社として君臨した。Fordの大量生産方式とGMの自動車ビジネスモデルは現代につながる自動車産業の源流となった。

自動車の普及が進むにつれて、部品や素材などの産業はもとより、ガソリンスタンドやドライブインなどの新たなビジネスも生まれている。米国では1900年代初頭の数万台から恐慌や戦争などの一時的な落ち込みはあったものの、自動車は巨大な産業に成長し、2000年には1700万台を超える新車販売規模になった。現在、世界の自動車販売は2018年に9500万台に達している。

## (2) 自動車の普及と社会的な影響への対応

自動車の普及は人々の自由な移動を実現し、生活や経済活動にも大きな利益をもたらすようになったが、一方で新たな問題を引き起こしている。米国では自動車が増えるにつれてすぐに交通渋滞や自動車事故が起き始めている。さらに1960年代後半には工場や発電所、自動車などから発生する大気汚染問題が深刻化した。日本でも同様のことが大きな社会問題となってい

る。1990年代に入ると産業革命から急速に増加した二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) などの温室効果ガスの排出と蓄積により、気候変動・地球温暖化問題が国際的に大きな注目を集めるようになった。自動車も全体排出量の約2割を占めている。

交通事故による死傷者を減らすために、1966年に米国の運輸省が初めて自動車の安全基準を法制化し、翌年にはシートベルトの装着義務化や衝撃吸収ステアリング等を含む20項目の規制がFMVSS (Federal Motor Vehicle Safety Standards) として公布され、1968年に施行された。日本でも同年に自動車安全基準を発表し、道路運送車両法の保安基準が改正されている。1970年には米国の主導で日独が参加したESV (Experimental Safety Vehicle) 計画が進められ、車両構造とともにエアバック (SRS) やアンチロックブレーキ (ABS) などの安全デバイスが研究された。安全の規制は効果の検証や対策技術の進歩を加味して暫時強化されている。米国などでは規制による効果と社会的なコスト負担増も実施判断に用いられることがある。1991年にはエアバックの装着が義務化された。

大気汚染問題に対しては1963年に全米を対象に大気浄化法 (Clean Air Act) が制定された。1970年改定の「1970年大気浄化法」はマスキー (Muskie) 法と呼ばれた自動車排出ガス規制を含む広範な内容で、1975年から新型車の排出ガス中の一酸化炭素 (CO)、炭化水素 (HC) を1970~71年基準の1/10とし、その一年後に窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) を1/10とする当時としては極めて厳しい規制で、一部企業から実現が困難との表明がなされたが、本田技研工業 (株) (ホンダ) などで革新的な技術が開発されたことから、規制の一部を変更して実施された。日本でも同様の規制が1978年に施行された。排ガス規制はその後数次の強化を経て、今は当時のレベルの数百分の一までになっている。

尚、1973年の第4次中東戦争によるオイルショックは、排ガス対策で燃費が悪化していた米国の自動車販売に大きな影響を与えた。燃費が比較的良い小型車、特に日本車の販売が大きく伸びて、その後の北米における日本車のシェア拡大の要因となった。米国では1975年に自動車燃費改善法を含むエネルギー政策・保存法（Energy Policy and Conservation Act.）が成立して企業平均燃費（CAFÉ）規制が始まり、小型車への移行を促すなど米国自動車産業のその後に大きな影響を与えた。

米国カリフォルニア州は地形的な問題等から大気汚染がなかなか改善しない状況にあり、走行中に汚染排出ガスを全く出さない車の販売を、同州の販売量が多い上位6社に義務付けるZEV（Zero Emission Vehicle）法を1990年に公布した。対象のメーカーはバッテリー電気自動車（BEV）の開発に着手する。しかし当時のバッテリー技術では走行距離など実用性が乏しくコストも高く実現性が危ぶまれていた。代替技術の一つとして1994年頃から燃料電池自動車（FCV又はFCEV）の開発も一部で始まった。州政府も規制開始に当たりBEVの開発状況を確認して緩和と延期を行っている。その後のリチウムイオン電池の実用化でBEVの性能が大きく改善し、2010年に三菱自動車（株）と日産自動車（株）が世界で初めて量産型BEVを発売したことを契機に徐々に車種と台数が増加している。尚、カリフォルニア州は2018年型以降の対象メーカーを拡大するなど、大幅な普及を狙ってZEV法を改正している。

1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されて1994年に発効して、地球温暖化対策は各国政府の重要な課題となった。自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために燃費規制が欧州や日本などで始まっている。米国もエネルギー法で定められていた燃費規制

の強化が図られた。現在では中国を始め主要な国で燃費規制が制定、強化されている。燃費の向上では1997年にトヨタ自動車（株）（トヨタ）から乗用車では世界で初めてのハイブリッド車（HEV）が発売され、その後普及が進んでいる。さらに走行中にCO<sub>2</sub>を出さないBEVやFCVの普及が運輸部門の温暖化対策で各国の重要な政策となっている。

### （3）自動車の普及と社会・経済への波及

一人当たりGDPと自動車の世帯当たり保有台数には相関がみられ、経済成長が自動車の市場に大きな影響を与えることは以前より知られている。今、先進国の市場が飽和している中で、途上国は経済成長とともにその台数を大きく伸ばしている。2000年には200万台規模だった中国の新車販売台数は急速な経済発展により2018年には2800万台と世界一の市場規模となった。

日本は1960年に乗用車の新車販売台数は16万5千台だったが、経済成長とともに車の販売は急拡大して1990年に510万台を記録している。保有は2017年で約6100万台、世帯当たり1.062台となった。自動車の普及に伴い道路網も整備され1960年に97万kmだった実延長は高速道路網の整備を合わせて2017年に128万kmとなった。4輪車の生産台数は現在1000万台弱で推移し、そのうちの半数近くが輸出されており、経済的にも日本の自動車産業は製造品出荷額や設備投資、輸出額の2割を占めている。また雇用の面でも関連産業全体では就労人口の8%を占め、その社会・経済的な影響は大きい。

自動車の普及は日本人の移動手段を大きく変えた。就労の場所や都市圏の拡大に合わせ移動に費やす時間と利便性から自動車は一つの選択肢となった。その結果、乗合バスの総輸送者数は1960年の6億4450万人から1968年の101

億4380万人をピークに2016年は42億8850万人まで減少している。特に、地方ではバスや鉄道から車へのシフトが進み、路線の廃止が進んだ。東京のように公共交通機関が充実したところでは自動車のニーズは少なくなるが、一方で地方では必要不可欠なものとなっている。自家用自動車の世帯当たり保有台数は最も少ない東京で0.445台に対し、最も多い福井県では1.745台(2017年)となっている。しかし、高齢化が進む現在、新たな問題が起きている。その一つが交通弱者の増加で、公共交通機関が失われた地方で自動車を持たない人々が、日常生活のための移動がままならないという事態が起きている。

## 2. 新たなシーズと自動車の革新

### (1) デジタル化の進展とインターネット社会

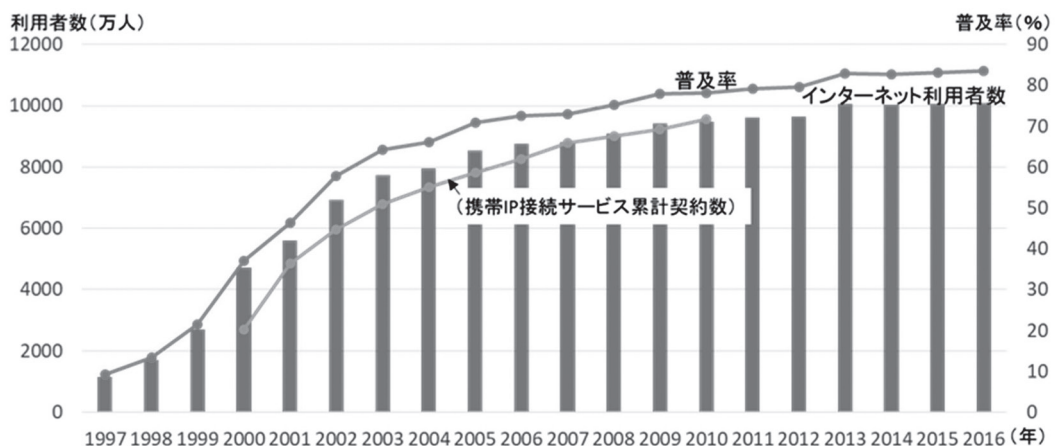
2000年代に入ると技術の進展に伴う大きな変化が訪れた。1990年初頭には僅かな利用だったインターネットは双方向電気通信の半数を占めるようになった。インターネット関連のスタートアップとして1995年にAmazon.com Inc.

1998年にGoogle Inc.、そして2004年にはFacebook Inc.が創業している。それまでインターネット接続の中心はブロードバンドとパソコンの利用だったが、1999年に(株)NTTドコモが携帯通信を用いたインターネットサービスi-Modeを立ち上げ、日本は世界に先駆けて携帯のネットビジネスを始めてインターネット利用者は急速に拡大した。(図1)

2007年に米国Apple Inc.が世界で初めてのスマートフォンを発売し、それを追いかけて多くの会社がGoogleの開発した無償OSを採用して製品を売り出したことでスマートフォンは急速に普及拡大し、世界のインターネット接続人口を押し上げた。米国の調査によればスマートフォンの18歳以上の普及率は2018年で調査対象先進国の中央値で76%、途上国で45%となっている。

スマートフォンの普及は世界を大きく変えることになった。個人が情報にアクセスするだけでなくSNSなどを通じて個人の考えを広く発信することで政治をも動かし、また情報の利用や経済の仕組みまで変えている。それは自動車のビジネスにも大きな変化をもたらし、ライド

(図1) 日本のインターネット利用者数と人口当たり普及率の推移



出典：総務省平成24年度版、平成29年度版情報通信白書データより筆者作成

シェアなどの新たなビジネスが生まれている。

ITの急速な進歩の背景には、高集積化を非常にスピードで進める半導体技術によるところが大きい。Intel Corp. 創業者の一人であるムーア（Gordon E. Moore）が唱えた経験則ムーアの法則は、ICの集積度が毎年一定比率で増加するとされ、現実にはICの高密度化が進んできた。その結果、コンピュータの性能は著しく向上し、スマートフォンの性能は少し前のパソコンに匹敵するレベルに達している。また、通信技術の進歩、中でも移動通信は3G、4Gと新たな規格が採用されるにつれて、データ伝送の高速化と回線数を飛躍的に増加させている。

コンピュータの性能進化は様々な変革をもたらした。その一つが人工知能（AI）の実用化である。AIは1965年に米ダートマス大学で行われたダートマス会議が研究の始まりとされており、この時にArtificial Intelligence：AIという言葉も提唱されている。その後、何度かのブームがあったが実用化には至らなかった。しかし2000年前後に大量のデータからAI自身が知識を獲得する機械学習や深層学習（ディープラーニング）が、コンピュータの能力向上と相まって実用化され、AIは飛躍的な進歩を遂げている。2011年にはクイズ番組でAIが人間を破り、また2016年には人間を超えるのが難しいとされてきた囲碁でAIが世界トップクラスの棋士を破り大きなニュースとなった。AIは現在コールセンターや人材マッチング、需要予測、医療診断など様々な分野での実用化が試みられている。その一つが自動運転車である。またAIを含むITによる工場のスマート化を進めるIndustry4.0などの研究も始まっている。さらに、あらゆる機器をインターネットに繋いでデータを取得し、その分析から新しい価値を生み出そうとするIoT（Internet of Things）や高速大容量の移動通信規格5Gの実用化も始まった。これ

らは車にとっても今後の重要な技術となる。

## （2）自動車産業の変革の予兆

今、これまで自動車の中心的な技術ではなかったITやAI技術の進歩によって、新しい自動車ビジネスが生まれようとしている。先進的なIT企業を中心に、車にある様々な情報から新しいサービスを提供するコネクテッドカーや自動運転車の研究が進んでいる。またIT系のスタートアップ企業を中心となったライドシェアリングの市場規模は2017年で約6兆円とも言われている。一方でVolkswagen AGのディーゼル排ガス不正事件をきっかけに欧州で広まった急速なEVシフトや中国の規制などで電動車両普及の期待が高まっている。

これらの大きな変化を捉えて独Daimler AGは2016年のパリモーターショーで将来戦略としてのCASEビジョンを発表した。CASEは造語でConnected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared & Services（シェアリング）、Electric（電動化）を意味し、メディアから広まり一般化した。

コネクテッドとは、これまでの車内の閉じた空間から、車と外を通信でつないで新たなサービスを提供するもので、車の走行や運転者を含む内外のリアルタイムな大量の情報（BIGデータ）を解析して様々なサービスを行うことで、従来にない付加価値とビジネスを生み出そうとしている。多くの車のリアルタイムな走行情報をナビ情報センターに上げて最適なルート案内や災害情報などを提供してきたナビ・システムはその先駆けだが、今後は安全運転の支援、車のメンテナンス支援などの車のニーズに適したものに加えて、様々なドライブにまつわるコンテンツの提供も考えられている。特に自動運転が実用化されればサービスの拡大が期待できる領域にIT企業が大きな期待を寄せている。

自動運転技術は1970年代ごろから各国で自動車の安全対策として研究されてきたが、世の中に無人運転の可能性が広く知られるようになったのは2004年と2007年に行われた米国国防総省国防高等研究計画局（DARPA）の無人の自律型自動運転車の研究プログラムであった。2007年のUrban Challengeは、市街地を模したコースで他の交通や信号等がある中で交通規則にのっとり走行することが求められ、世界中から集まった11チームのうち6チームが完走した。参加チームの多くは大学が中心であったが、その後、これに関わった研究者によって自律型自動運転車の研究は加速している。その一つがGoogleで、2012年にAIを用いた自律型自動運転車による公道実証実験を開始したことで、世界中のメディアから大きな注目を集めることになった。今ではGoogle（現Alphabet Inc.）から分社した自動運転車開発子会社Waymo LLCを始めとするIT企業と自動車メーカーの開発競争となっている。

シェアリングは車の共同利用を意味し、これまで個人の車は購入して所有することが長い間の価値観であったのに対し、欧州では駐車場問題に端を発し、また環境意識の高まりとともに、「持つ」から「使う」という価値変化がカーシェアリングを拡大させてきた。しかし、まだ所有する価値観を持つ人も多く、新車販売台数は依然として高い。一方で自家用車のドライバーと移動を希望する人のマッチングサービスであるライドシェアは、2010年に米Uber Technologies Inc.がスマートフォンのアプリを用いて事業を開始した。ライドシェアは多くの国で規制改革も進んできており、今後さらに市場の拡大が見込まれている。

電動化は、温暖化対策としての燃費規制やZEV規制を実現する上での基幹技術であり、各国の政策とも相まって電動車両の開発が進め

られている。電動車両としては電動モーターとの併用で内燃機関（ICE）を効率よく使い燃費を向上するハイブリッド車（HEV）、走行中のCO<sub>2</sub>排出がゼロのBEVやFCV、バッテリーに充電した電気ですぐ距離の電動走行が可能で、総合燃費にも優れたプラグイン・ハイブリッド車（PHEV）がある。

またITの進歩は新たなモビリティサービスを生み出した。様々な交通手段による移動を1つのサービスとしてシームレスにつなぐ新たな概念として、欧州からMobility as a Service：MaaSが生まれている。2016年にフィンランドのMaaS Global OyがスマートフォンのアプリWhimを用いたサービスを開始している。スマートフォンのアプリから移動手段を選択し決済ができる統合型のサービスで、公共交通機関、タクシー、レンタカー、レンタサイクルが対象になっている。フィンランド政府も道路交通分野から鉄道分野等への拡大のための規制緩和を順次進めている。MaaSの事業化はその後、欧州や米国でも追従する動きがあり、日本でもその検討が始まった。

### 3. CASEやMaaSへの期待と課題

#### (1) コネクテッド

CASEやMaaSはこれまでの自動車の在り方を大きく変える可能性がある。コネクテッドは言い換えれば車のスマートフォン化であり、スマートフォンが開いたような情報を基にした新たなビジネスを模索しており、その中心となるプラットフォームは自動車メーカーとIT企業が闘ぎ合っている。未だ自動車ビジネスの周辺的なサービスが中心だが、BEV等の充電スタンドへの誘導情報の提供や、電力を活用するスマートグリッドのネットワークなどの新たなクルマの利用の可能性も広がっている。またド

ライブの情報や娯楽を提供するインフォテインメント (infotainment: informationとentertainmentからの造語) と呼ばれるシステムを用いて、移動中の様々なサービスも考えられている。しかし、ネットワークに接続することが外部からの侵入を容易にすることからセキュリティ上のリスクは大きな課題である。2015年にFCA (Fiat Chrysler Automobiles) のチェロキーは車載インフォテインメント・システムの専用無線回線を通じて外部からコンピュータに侵入し、遠隔操作でエンジンやハンドル、ブレーキなどを制御できるとのことが明らかになり140万台のリコールとなった。コネクテッドや自動運転には安全上も含めて大きな課題が残っている。

## (2) 自動運転車<sup>(注)</sup>

自動運転車はシーズ発の開発が先行し、そのニーズがやや曖昧である。自動車メーカーは自動運転車の開発に多くの資源を費やしているが、元々の狙いである人間を支援し自動車事故ゼロを目指す技術の開発というよりは、ドライバーレスの自律型自動運転車を実現するための技術

開発へ方向が変化している。自律型自動運転車への日本政府の期待は高く、2014年に総合科学技術・イノベーション会議の下に戦略的イノベーションプログラム (SIP) として11のテーマを定め、自動走行システム (自動運転) はその一つとして推進されている。日本で期待されていることは、交通安全に加えて、少子高齢化の進展に伴う交通弱者の救済、あるいは運転者の不足対策、物流の効率化、産業競争力や新ビジネス創造など様々である。高齢化に伴い運転免許を返納する人たちも多くいるが、一方で地方では既にバスなどの公共交通機関が無く、車を利用しないと病院や買い物など生活が維持できないこともあり、高齢になっても自動車を運転せざるを得ない状況にある。乗合タクシーや巡回バス等を運行する自治体もあるが財政負担は避けて通れない。そのようなことから地方では自動運転車の実証試験に参加する自治体もある。また運転者不足はタクシーや物流で既に顕在化しており喫緊の課題となっている。物流では日本の全体の輸送量は漸減しているが、インターネット通販の拡大は飛躍的に小口輸送の量を増

(表1) SAE 運転自動化のレベル

SAE※ レベル	呼称	定義	監視・対応 の主体
0	手動運転	運転者がすべての操作を行う	運転者
1	運転者支援	操舵や加速、減速のいずれかをシステムが支援する	運転者
2	部分的運転自動化	操舵と加速・減速の両方をシステムが支援する	運転者
3	条件付運転自動化	特定の運転モードで、自動化されたシステムが運転操作を行うが、システムからの切替要求に応じ運転者が対応する	システム (運転者)
4	高度な運転自動化	特定の運転モードで、自動化されたシステムが運転操作を行う	システム
5	完全運転自動化	全ての運転モードにおいてシステムが常時運転操作を行う	システム

※ SAE (Society of Automotive Engineers) 米国自動車技術会  
出典: SAE J3016 より筆者意識作成

大きさせてドライバー不足が深刻になった。輸送の効率化と燃費低減のためにトラックの隊列自動走行の実証実験も行われている。

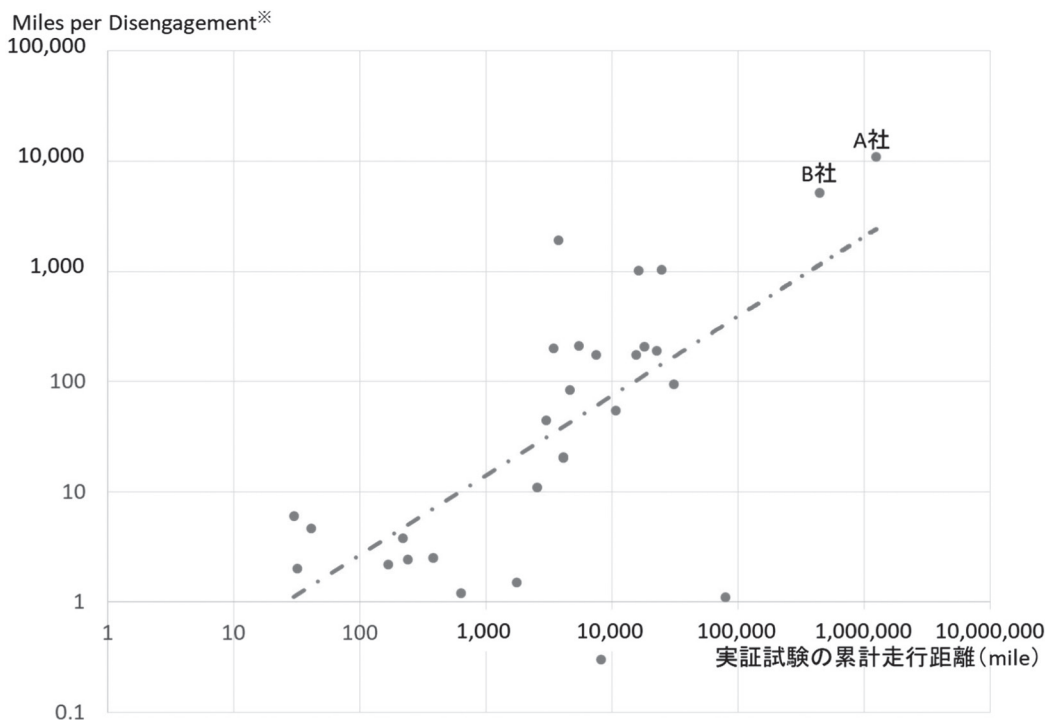
自動運転については米国の自動車技術会（SAE）の「運転自動化のレベル」の定義に収斂しており、レベル1と2は運転者が主体の自動化、レベル3では通常はシステムが運転するがシステムの要求に応じて運転者が対応するもの。レベル4と5はシステムが運転するがレベル4は特定のモードに限定され、レベル5が完全運転自動化である（表1）。自動運転技術の中核をなすのは外界を見るセンサーと地図情報データベース、それらから運転の行動計画を司るAIなどのコンピュータである。

レベル3以上の自動運転の実現には様々な課題がある。一つは技術的な課題である。本来の

狙いとする人間以上の安全性を確保するには解決すべき課題が多々ある。外界センサーは日射や霧、雨、雪などの様々な気象状態においても確実に対象を認識する必要がある。現在、カメラ、電波又はレーザーによるレーダー、高度なシステムではLIDAR（Light Detection and RangingまたはLaser Imaging Detection and Ranging）と呼ばれる機器が組み合わせて用いられる。

特に重要なものがAIである。現在の自律型自動運転技術は機械学習や深層学習（ディープラーニング）と呼ばれるアルゴリズムを用いたAIによって飛躍的な進化を遂げることができた。この機械学習やディープラーニングが優れているのは、大量のデータから機械が法則性を見出すことが可能で、従来の多様な条件に合わせて様々なルートを書き込んだ制御よりもはる

（図2）自動運転車の学習効果



※システムによる運転中に危険を感じるなどで人間の運転に切り替えるまでの距離  
 出典：California DMV Autonomous Vehicle Disengagement Reports 2018 の提出 30 社のデータより筆者作成



かに適している。一方で、ディープラーニングのアウトプット精度を高めるには大量の良質なデータを読み込ませなければならない。その為に自律型自動運転車は実際の交通環境で長い距離を走り学習していく必要がある。カリフォルニアでの実証走行試験結果では、自律型自動運転システムが人間と同じ事故の回避レベルになるには、同州の走行環境の学習にまだ数百万マイルの走行が必要だとみられる。(図2) またディープラーニングなどのAIにはその仕組みからくる限界がある。学習していないことは出来ない。すなわち予測不可能な事態には対処できない。認識に誤りが存在する。さらにディープラーニングはニューラルネットワークの中で結果が創られることから、計算の過程が原理上ブラックボックスであり、それが正しいか否かを人間が検証できない「知の死角」と呼ばれる重要な問題がある。

自律型自動運転車が人間の運転する車や自転車、歩行者が存在する環境では、さらに新たな課題が生まれる。人間は相互の関係を感じて適切な行動をとることができる。例えば渋滞の高速道路に側道から合流する場合に、人間は相手のちょっとした仕草などのコミュニケーションで車と車の間に入ることが出来るが、自動運転車は少しでも安全でない状況では立ち往生する。初期に起きた自動運転車の事故は、信号の変わり目の判断のタイミングが人間と異なっていたことで、自動運転車が停止したところへ後続の人間が運転する車が追突した。また人間と機械の関係で言えば、レベル3の自動運転車はシステムの異常があると人間が交代するが、人が運転を代わるのに10秒程度の時間が必要だとされており、過信や依存があることを考慮するとレベル3は現実的でないとの意見もある。

また法的な整理も自律型自動運転車には必要である。道路交通法では、各国の法律の元とな

るジュネーブ協定やウィーン条約で「運転者がいること」と規定されている。2014年にウィーン条約が改定されてレベル3までの自動運転が可能となり、英国やドイツ等でそれぞれの道路交通法が改正されている。日本はジュネーブ条約加盟国でその改正作業は遅れているが、2019年に道路運送車両法と道路交通法が改正され、運転者が道路運送車両法に規定された自動運行装置を使用して自動車をを用いる行為は運転に含まれるとして整合を図っている。また自動走行装置が故障した状態での使用禁止や、運転者が監視と故障時の操作ができる場合には携帯電話等の使用ができるようになった。しかし、レベル4以上の自律型自動運転はこの中には含まれない。尚、公道実証試験においては運転者が遠隔で運転操作が行える遠隔型自動運転システムが認められている。

事故における賠償責任についても大きな課題である。現行の自動車賠償責任保険においてはレベル3までは運行供用者すなわち所有者等の責任が適当という方向と言われているが定まったものはない。レベル4～の自律型自動運転車では更に難しくなる。所有者なのか搭乗者なのか、またはメーカーの責任なのかについても社会的なコンセンサスが今後必要になる。また製造物責任法においても証明が困難な事態が多々あり、特にAIについてはブラックボックスで原因解析が難しいこともある。

自律型自動運転車のように全ての運転の判断をシステム、すなわちAIに委ねる場合に起きる問題の一つがAIの経験していない状況に遭遇した時の対応である。その一つが英国の哲学者フィリッパ・フット (Philippa Ruth Foot) が1967年に提起したトロッコ問題 (trolley problem) で、避けられない事故で誰を犠牲にするかという倫理的な問題は自動運転車にも当てはまる。自動運転車のトロッコ問題に関す

る研究はMIT等の様々な機関で行われているが、今のところ正解がないという結論で終わっている。しかし何らかの社会的なコンセンサスや指針がないと設計者責任論にまで発展する可能性を含んでいる。

これまで自動運転車の課題について明らかにしてきたように自律型自動運転に対する期待は高いが、その実現には技術開発のみならず様々な分野での研究が必要である。一方で交通事故の削減という視点では、現在の技術や法的枠組みで可能なレベル1、2でも大きな効果があることが明らかになっている。米国のIIHS（高速道路安全保険協会）は先進運転支援システム（Advanced Driver-Assistance Systems：ADAS）の一つである車線逸脱警報（LDW）の効果について正面および側面衝突事故を11%低下、傷害率を21%低下させ、また単純集計では死亡事故の発生率を86%低減させていると報告した。また衝突被害軽減ブレーキ（CMBS）の効果について、（株）スバルは、自社の分析で非搭載車に比べて追突事故が84%低下したと報告している。交通事故の低減に向けては高度

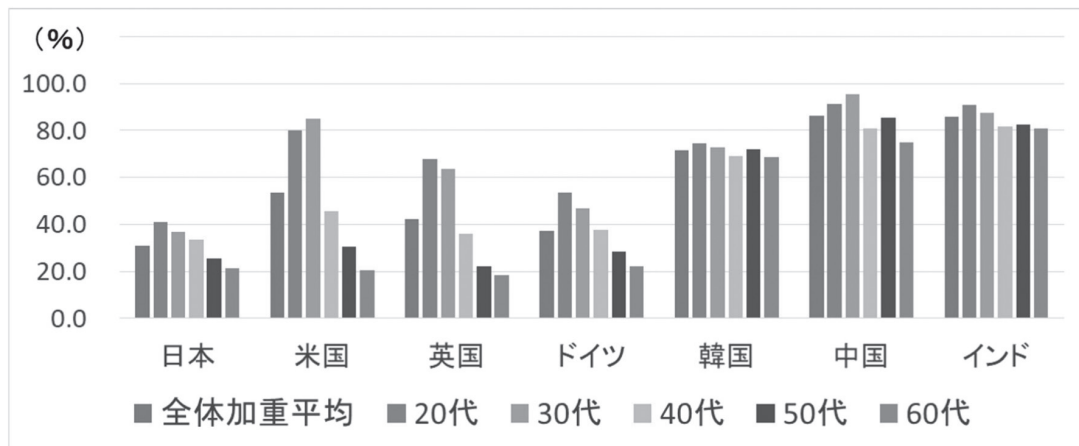
で高価な自律型自動運転車の実現より、人間とシステムの二重の冗長系を持つレベル1、2技術を早期に普及拡大するほうが社会的な効果は大きいと考えられる。

### （3）シェアリング

シェアリングは自動車を効率的に使う共同利用として始まり、地球環境問題や消費者の車に対する価値観の変化によりカーシェアリングやライドシェアリングは近年大きく成長している。カーシェアリングは日本でも都市部の車保有の難しさから、維持コストの低さと利便性の高さで会員数が増加している。一方、ライドシェアリングは道路運送法で一般車とのマッチングサービスは規制があり、過疎地などの特区を除いては出来ないことから、タクシーとのマッチングサービスとなっている。またライドシェアの認知度も低く利用意向は他の国に比べ少ない。（図3）

カーシェアリングの課題は、借り出しと返却がパーキングなどの固定された場所に決まっていることから、同じ場所に移動が集中する場合

（図3）各国の世代別ライドシェア利用意向



出典：総務省平成28年版情報通信白書「シェアリング・エコノミーの認知度・利用率・利用意向」データより筆者作成

は他の場所に向かわなければならず、会員数が増加すると利便性が低下するというジレンマがある。また車の運用が借り手のモラルに頼ることで車の快適性が損なわれているとの事例もあった。パリの先進的なEVシェアリングはライドシェアリングに顧客が移行して事業停止に追い込まれた。一方でライドシェアリングではドライバーの管理が課題であり、中国ではドライバーによる事件も起きてその管理が問われることになった。しかし利便性の高さから世界的には多くの国で利用者が伸びているが、今後、利用者の増加によって車とドライバーの空き時間を利用できなくなると利便性が低下する可能性がある。いずれのサービスにおいても自律型自動運転はその欠点の一部を補うものとして期待されている。

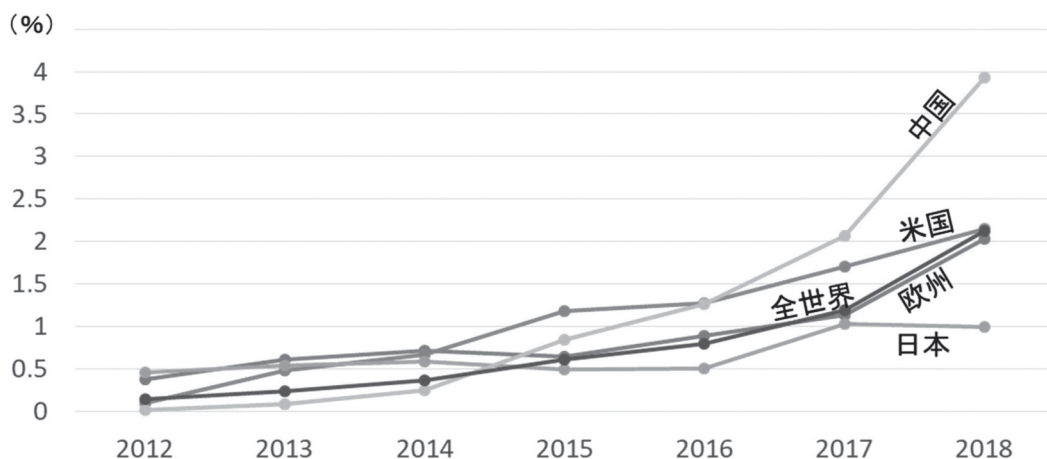
#### (4) 電動化

電動化のニーズは前述のように大気汚染対策や地球温暖化対策、あるいはエネルギー安全保障、産業政策などの政策的な側面が強い。国際エネルギー機関（IEA）は温暖化対策の重要な技術として電動化を進めている。IEAが洞爺湖

サミットで行った報告に基づく2050年2℃のシナリオでは90%の自動車の電動化が必要としている。特にBEVとPHEVの普及に重点を置いて2009年にカナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国と政策フォーラム Electric Vehicles Initiative (EVI) を立ち上げて普及を推進してきた。2017年には2030年にEVI参加国全体の電動車両で全自動車市場シェアの30%を達成するというキャンペーンを進めている。

BEV普及の大きな課題は、従来型の内燃機関（ICE）自動車に対して、未だに価格が高く、重く、一充電での航続距離が短く、充電に時間がかかり、また充電スタンドのインフラが少ないなどで、代替を考える顧客が非常に少ないことにある。しかし前述のように各国政府は温暖化対策などへの重要な技術として、補助金や税の優遇、あるいは通行規制や登録規制の免除など様々なインセンティブを政策として進めている。中国では米カリフォルニア州のZEV法を参考に、中国の販売台数に応じて一定割合のBEV、PHEV、FCVの販売を義務付けた新能源

(図4) 主要国のBEV・PHEV新車販売比率（乗用車全体）推移



出典：OICA、EV Sales、(一社)日本自動車工業会のデータから筆者作成

車（新エネルギー車：NEV）規制を2019年から導入した。現在、中国のBEV・PHEVの台数は大きく伸びて2018年は新車販売台数の4%弱までになった。全世界でも2%を占めるようになったが、日本は販売されるモデルも少なく1%程度で推移している。（図4）

BEVの本格的な普及には、大きな課題である電池の性能とコストの著しい改善が必要で、各国で電池の改良と次世代電池の研究が進められている。2016年時点で電池の性能は2009年当時の3倍のエネルギー密度、コストは1/3となっており、価格は日産リーフの場合で2010年モデルが377万円、電池容量24kwhから2017年の第2世代では317万円、40kwhと価格も性能も大きく改善されている。しかし同等のガソリン車が200万円弱と走行での経済性を差し引いても割高であり、一層の開発が必要である。

電池容量やコストに加えて充電時間も普及の大きな課題で、高速道路などの急速充電スタンドで80%までの充電に要する時間は30分程度と、充電待ちがあれば1時間以上かかることになる。これらに対し、今、期待されているのは、これまでのリチウムイオン電池に用いられている有機電解液を不燃性の無機固体電解質に置き換えることで高い安全性を持ち、大容量で急速充電が可能な全固体電池で、その実用化に向けた開発が進められている。そのカギを担う電解質に可能性の高い材料が見出されたことで期待が高まっている。トヨタは2020年代の前半に全固体電池を量産化すると発表している。

一方で充電スタンドは多くの国で政府の支援を受けて整備が進められており、既に日本でも2018年時点で急速充電7684基、普通充電22,287基と、給油所の30,070ヵ所と比べても充実されてきたが、地方の普及にはまだ課題がある。また北欧などの寒冷地では駐車時にエンジ

ンオイルを温めておくブロックヒーター用のコンセントが家庭や駐車場に設置されているのに対し、日本はマンションなどで充電用コンセントを設置することが困難なことも課題である。

デロイトトーマツの2019年の消費者調査によれば、日本で個人のBEVの購入意向は徐々に上がりつつあるが6%程度で、災害での活用など機能面やアピール性などが評価されているものの、購入には価格の高さが依然として障壁になっていることから、まだ一般的な自動車と比較して購入が検討される状況にはない。価格については、国からの支援として補助金があり、現在は一充電当たり走行距離を加味して最大40万円、PHEVが20万円、FCVが225万円、地方自治体からも助成金や税の減免などで個人の負担を軽減し、普及を進めようとして来ている。

## （5）MaaS

MaaSの目的は人や物の移動の効率と利便性を高めることである。自動車や自転車、バス、電車などを乗り次いで目的地に行くために、それぞれの利用に対して予約や料金の支払いといった一連の行動を一つのサービスとして捉えシームレスなシステムとして考えられた。また結果としてシェアリングサービスへの移行を促進し、保有から利用への流れがつけられると考えられている。MaaS Global社の調査によればヘルシンキのWhimによるサービスの導入によって、公共交通やタクシーの利用が増える一方で自家用車の利用が大きく減少して、移動手段の変化が起きたとされている。MaaS Global社に類似のサービスは既に欧州はもとより北米や中東の都市へ拡大している。日本でもMaaSについての検討が始まっており、ソフトバンク（株）とトヨタが中心となった事業実証のコンソーシアムには2019年9月時点で400社が参加している。しかしMaaSの実現には様々な関連

する法改正も必要であり、それぞれの事業が道路運送法や鉄道事業法や鉄道営業法などに基いて運用されてきた法体系を全体のプラットフォームの関りにどのように位置づけるかなどの検討が必要である。またサブスクリプション型の統合型ビジネスモデルでそれぞれの事業者がウインウインの関係を見出せるかなど課題は多い。日本のライドシェアリングがタクシーのサブシステムになったように、移動者の視点でビジネスを構築できるかは規制緩和などの政府の対応にもかかっている。

#### 4. まとめと今後の展望

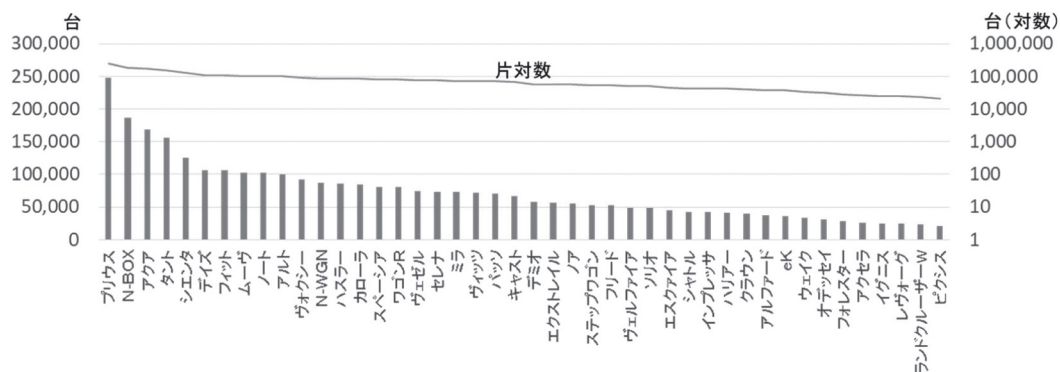
社会や技術の変化はイノベーションの機会であり、それによる新たな製品やサービスは人の創造力とシーズによって生み出され、社会に大きな変化を起こしている。自動車の黎明期、ガソリンエンジン車の発明によって、それまで主流だった蒸気や電気自動車を駆逐して、自動車は実用化の第一歩を踏み出した。Fordの大量生産システムはそれを大衆に買える価格で提供して瞬く間に大きな市場を形成することになった。またGMは自動車ビジネスを革新し、人々はよ

り良いものや自分に合ったものが求められるようになり、市場は更に大きく拡大した。

「市場とは製品の顕在的および潜在的購買者の全てである」と米国の経済学者フィリップ・コトラー（Philip Kotler）が示しているように、その普及と拡大には潜在的な購買者を含む多くの購買者のニーズや購買条件などに合致した製品やサービスを提供していくことが必要である。購買者の選択意識には個々の重みづけがあり同一の製品を好むわけではなく、選択の実態はべき乗則に倣っている。（図5）新たな顧客の創造には彼らの潜在的ニーズを捉えたものが提供できるかがあるが、一方で購買者は顕在化された製品以外は手にすることが出来ない事も事実であり、結果として様々な製品を幅広く提供することが市場の拡大に繋がっている。

自動車の普及によって起きた大気汚染や交通事故などの様々な社会的問題では、国による規制という社会的制約が初めて製品に加えられている。それは自動車産業には大きな変化であり、これまでのより速く、遠くに、便利に、経済的にといった自動車の購買者のニーズとは直接関係がないもので、当時は実現不可能ともいわれたが、それは新たな技術を生み、大きなイノ

（図5）2016年国内販売台数車名別上位44車の分布



出典：（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会データから筆者作成

バージョンを起こしている。

社会的なニーズは時間とともに人々の意識に影響を与えて購買ニーズになることもある。徐々に安全性に対する人々の関心が高まるにつれて安全装備が商品魅力につながるようになり、安全技術の研究開発が加速して、それまでに無かった自動ブレーキ（衝突被害軽減ブレーキシステム）などが生まれ、価格の低下とともに今や多くの車に標準搭載されて事故の防止に役立っている。

新しいシーズが革新的な製品やサービスを生み出すことがある。他の分野から生まれたCCDカメラ、ミリ波レーダー、そしてAIチップなどは今や先進安全システム（ADAS）の中核的な技術となっている。リチウムイオン電池の発明と実用化やパワー制御半導体の進歩がBEVの実用化には欠かせなかった。シェアリングの普及拡大にはスマートフォンの登場が大きなきっかけとなっている。

社会の大きな変化は新しいニーズを生み、また技術の変化は革新的な製品やサービスを生み出す可能性がある。地球温暖化問題は温室効果ガスの削減という世界共通のニーズを生み、産業や国民生活にも多くの要求が生まれている。その結果、太陽電池を始めとする再生可能エネルギーの実用化と普及が図られている。自動車でも燃費規制などと相まってHEVが普及し、BEVも徐々に拡大している。シーズがニーズを生み、ニーズがシーズを生み出すスパイラルな循環が、購買者のニーズを創り自動車の成長を支えてきた。

これまで述べてきたように今、地球温暖化やデジタル化の進展など大きな社会的な、あるいは技術の変化が生まれて、様々なイノベーションが起きている。そのような中で自動車にも革新的な技術が生まれ、また自動車産業を超えたサービスが始まって、その行方に大きな関心が

高まっており、それらの今後と影響について考察する。

BEVは、大気汚染や地球温暖化問題の対応策の一つとして社会的なニーズから各国が普及推進を行っているが、課題もあり多くの人々の購買欲求にはつながらず普及は限定的である。各国政府が普及を進めてきた結果、2018年には世界の自動車販売の1%強を占めるようになったが、まだ継続的な促進策が必要な状況にある。一方で、中国のNEV規制や英国やフランスなどのICE車の販売を2040年までに禁止する意向を踏まえて、今後、各社がBEVやPHEVなどの電動車両のモデルを増やすことで市場は暫時拡大していくものと思われる。現在のような補助金による普及促進策には限界があり、社会コストを増大させ、費用対効果の面で大きな課題となる。社会的なニーズの高いBEVの本格的な普及には、電池のコストや性能に斬新なアイデアや革新的なイノベーションが期待される。また、これまでの自動車の中核技術であったICEから電動機への転換で、部品産業の製品出荷額のうち約3割が影響を受けると考えられることから、産業構造変化への対応も今後必要である。

自動運転車、なかでもドライバーレスの自律型自動運転車はDARPAの無人運転車プログラムが大きなきっかけとなった。無人兵器のニーズとAIのシーズが合致して新しい技術シーズが誕生した。それまで自動車メーカーが進めてきた自動車の安全性を向上するための自動走行技術の研究から、これを契機に無人の自律型自動運転車の実用化へと社会のニーズが変化している。日本でも過疎化対策や雇用問題などを含んで自律型自動運転車への様々なニーズが生まれ政府が中心に研究を推し進めるようになった。また世界の主な自動車メーカーやIT企業も開発競争に参入し、規制改革などで各国政府を巻

き込んだ大きな潮流となった。しかし先行するIT企業のように自律型システムの開発とビジネス化を重視し、早期に市場投入して実経験を増やしながらかつ徐々にレベルアップを進めていくのか、または事故ゼロ化を目指して人間を上回る信頼性を確保するまで実証試験に留めるかなど企業による方針には相違があり、実用化に至るプロセスや明確な共通の目的が見いだせていない。今のところ、いかなる環境でも人より安全な自律型自動運転車の実現と普及にはまだ長い時間が必要である。また技術のみならず法制度や倫理的な問題など、普及に向けては多くの未解決な課題を抱えている。

今、自律型自動運転車の実現に期待されるものにはまだ多くの課題があるため、それぞれの目的に応じた政策なアプローチが効果的だと考えられる。交通事故の削減では、自律型自動運転車の実現を待つよりADASの普及に大きな効果が期待できることは明らかである。それでも全ての車をADAS装備車に代替するにも10年以上かかることから早い計画的な対応が必要である。また過疎地の対策を高価な自律型自動運転車に委ねるよりも、ライドシェア技術と特区を活用した京丹後市の「ささえあい交通」のようなシステムを、利用者視点で改善することや、規制の見直しを進めることで、より地域に根差した交通弱者の対策が早期に可能となる。また運転者不足という問題もコストや導入までの時間を考えれば単に自律型自動運転車に求めるよりも、物流システムの革新や配送方法の改善など他の解があると思われる。自律型自動運転の技術開発はイノベーションに繋がる大きな挑戦であり制度改革と合わせて推進する必要はあるが、それとは並行して個々のニーズに適した手段を計画的に実行することが今後求められるのではないかと考える。

ライドシェアリングはスマートフォンという

シーズから事業化され拡大している。一方でコネクテッドはどのようなサービスを顧客や利用者に提供できるかに今後の成否がかかっている。インターネットのビジネスでは検索や地図など様々なサービスを提供するとともに、得られた個人データを活用してターゲティング広告などで収益を得るビジネスモデルが多い。自動車のなかで生まれるデータをどう活用するかが重要で、情報が価値のあるものになるには個人のニーズに合致する必要がある。またプライバシーの保護は大きな課題である。

MaaSは、欧州で利便性や効率の高いシームレスな交通社会を目指すとして研究がされてきた。現在のMaaS Global社はスマートフォンによって一つのアプリで都市部の移動サービスの統合化が実現できているが、将来的にはAIなどによって移動手段の最適化によるストレスフリーでシームレスな移動が可能となり、個人の持つ自動車から移動サービスへの乗り換えによって自動車の総台数を減らし、環境や交通問題などの社会的な課題の対策につながるとして期待は高い。また自律型自動運転車が実現するとシステムの一部として重要な役割を果たすことになる。尚、それが実現すると自動車会社への影響は売り上げの10%、収益の20%がモビリティ共有サービスへ移行すると、PwCコンサルティングは試算している。

AIは自動運転の重要な技術であるとともに、今後の社会に大きな影響をもたらすと考えられている。(株)野村総合研究所と英オックスフォード大学の共同研究では、日本の労働人口の半数近くが近い将来AIやロボットに置き換え可能と報告している。またデジタル化の進展によって既にIT技術者が不足しておりAIの開発人材は日本の大きな課題となっている。自動運転のAI研究では、オープンイノベーションの拠点として米シリコンバレーに施設を持つ企

業も増えており、研究システムや人材育成に大きな変革が迫られている。一方でAI技術は致命的自律型兵器システム（LAWS）に繋がるものとして国連の会議で制限の議論が始まっている。AIが人に危険を及ぼす可能性を未然に防ぐために、倫理ガイドラインが米国や日本、欧州、OECDなどでつくられているが、LAWSや人間のような能力を持つ汎用人工知能（AGI）の研究については将来の課題となっている。AIは、今後様々な分野での活用と研究が進むが、その能力が高くなると社会の構造を変えてしまう可能性を持っている。

## おわりに

自動車産業は今大きな変革の時に来ている。新しい技術が新しいビジネスを生み出し、それは従来からの自動車産業の基盤を大きく揺るがす可能性を秘めている。これまで技術のシーズや社会のニーズが自動車をどのように変えてきたか、またこれからどのように変わっていくかについて過去を踏まえながら論じてきた。人の移動したい欲求に自由に何時でもかなえられる自動車は、これまで人々の移動手段として応えてきたのみならず生活の一部として捉えられてきた。新しい技術が生み出す自動車と移動サービスは自動車産業の破壊的イノベーションとしてこれまでの自動車を駆逐するのだろうか？おそらくそれは考えているよりもゆっくりと変化していくことになると思われる。未来は人の意識と行動が創るものである。

（注）自動運転車は英語で autonomous car、或いは self-driving car、driverless car など「運転者が不要な自律システムを搭載した車」を指していたが、日本では最近SAEレベル1～2も自動運転車と称している実態もあり、本稿ではレベル4～5相当のドライバーレスの自動運転車を

「自律型自動運転車」に統一して記す。

## 参考文献

- アルフレッド・P・スローン Jr.（訳：有賀裕子）  
[2003]『[新訳] GMとともに』ダイヤモンド社  
（原著：My Years with General Motors Alfred P. Sloan, jr. 1963）  
井上昭一 [1982]『GMの研究—アメリカ自動車経営史—』ミネルヴァ書房  
フィリップ・コトラー（訳：和田充夫、上原征彦）（1983）『マーケティング原理 - 戦略的アプローチ』ダイヤモンド社。  
（原著：Philip Kotler (1980) Principles of marketing.）  
ヘンリー・フォード（訳：竹村健一）[2002]『藁のハンドル』中央公論社  
（原書：Today and Tomorrow Henry Ford 1926）  
ロバート・レイシー（訳：小菅正夫）[1989]『フォード（上）』新潮社  
（原書：Ford・The men and the machine vol.1 Robert Lacy 1986）  
鎌田 実 [2018]「自動運転車の社会実装にむけての課題と展望」日本学術会議・自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会第2回資料4-1-5  
水戸部啓一 [2010]「HondaのZero Emission Vehicleへの挑戦」日立財団・季刊環境研究No.156 p78 - 84  
Anurag Pande [2012]「米国における安全政策と規制の変遷（1950年～2010年）」国際交通安全学会・7ヵ国における交通安全政策と規制の変遷（1950年～2010年） p 156 - 173

## 参考資料

- コネクテッドカーレポート2016：PwCコンサルティング合同会社  
自動車部品出荷動向調査結果 平成26年度：（一社）日本自動車部品工業会  
人工知能学会 倫理指針：（一社）人工知能学会  
スバル アイサイト搭載車の事故件数調査結果について：（株）スバル プレスリリース2016  
日本の自動車工業2019：（一社）日本自動車工業会  
日本のバス事業 2018年度版（平成30年度）：（公社）日本バス協会  
情報通信白書（平成24、28、29、30年度版）：総務省



Global EV Outlook 2019: : International Energy Agency (IEA)

Mobility 2001: world mobility at the end of the twentieth century and its sustainability : WBCSD The Sustainable Mobility project

Mobility 2030::Meeting the challenges to sustainability : WBCSD The Sustainable Mobility project

SAE J3016,Taxonomy and Definition for Terms Related to Driving Automation Systems for On-Road Motor Vehicles : SAE International

### 参考URL

I T人材需給に関する調査（概要）：経済産業省 2019.4

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/jinzai/gaiyou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/gaiyou.pdf) (2019.5.7)

クライスラー、ハッキング対策で140万台リコール：日本経済新聞 2015,7.25

[https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM25H19\\_V20C15A7MM0000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM25H19_V20C15A7MM0000/) (2019.10.15)

道路統計年報2018：国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/tokei-nen/index.html> (2019.10.11)

日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に：野村総合研究所 News Release 2015.12.2

[https://www.nri.com//media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202\\_1.pdf](https://www.nri.com//media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf) (2019.10.10)

人工知能技術のビジネス活用概況：MM総研2017

<https://www.m2ri.jp/news/detail.html?id=238> (2019.10.11)

次世代車に関する消費者意識調査結果（2019年）速報版：デロイトトーマツ 2019.09

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/about-deloitte/news-releases/jp-nr-nr201919-report.pdf> (2019.10.11)

シェアリング・エコノミーの認知度・利用率・利用意向：総務省

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc131230.html> (2019.10.11)

California DMV Autonomous Vehicle Disengagement Reports 2018：各社届出データ

[https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/vr/autonomous/disengagement\\_report\\_2018](https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/vr/autonomous/disengagement_report_2018) (2019.4.30)

Effects of lane departure warning on police-reported crash rates Cicchino, Jessica B.

: IIHS Journal of Safety Research September 2018  
<https://www.iihs.org/topics/bibliography/ref/2142> (2019.10.15)

How should autonomous vehicles be programmed? : MIT News

<http://news.mit.edu/2018/how-autonomous-vehicles-programmed-1024> (2019.10.16)

Sales Statistics 2018 : International Organization of Motor Vehicle Manufacturers

<http://www.oica.net/category/production-statistics/2018-statistics/> (2019.8.5)

UPDATE: Disengagement Reports 2018 – Final Results : The Last Driver License Holder… 2019.2.13

<https://thelastdriverlicenseholder.com/2019/02/13/update-disengagement-reports-2018-final-results/> (2019.10.15)



# On Pastoralism and Climate Change

Regina Hoi Yee FU

## Introduction

Africa is most likely the continent in the world with the highest vulnerability to climate variations, and agriculture is one of most vulnerable sectors. Vulnerability in this sector is manifested through occurrence of extreme events such as increased drought, flood severity, intense storms, shifts in the timing and distribution of rainfall and warmer temperatures. There are secondary effects such as increased pest and disease pressure. Pastoralists face a number of challenges that constrain their livelihoods and stifle their ability to adapt to changes in the external environment. In Nigeria, despite the important role of pastoralism in supporting the local livelihoods and its contribution to national and regional economies, pastoral families face a lot of insecurities brought by the complex property right systems, political and economic marginalization, inappropriate development policies, increasing resource competition, and on top of these, the severe climate change (Fabusoro et al., 2008).

In central Nigeria where a large population of pastoral Fulani have migrated into and settled for over a century, their livelihood system depends mainly on the condition of their herd, which in turn, relies on the availability and quality of rangeland for grazing. The herd must have access to dispersed, ecologically specialized and seasonally varied grazing lands and watering holes to provide for the

distinct foraging needs of different livestock species and to afford a margin of safety against the normally erratic pattern of rainfall (Nori et al., 2005). The health and wealth of the cattle herd depends largely on availability of, and access to, forage pastures and water.

Although pastoralists have lived with challenges of climate variability for millennia and they are known to be highly resilient to erratic weather and climate conditions, the unprecedented rate and scale of recent climate change is beginning to pose problems on them, especially in places like Nigeria where social, political and economic factors are inimical to their lifestyles. Apart from exposure to climate alterations, frequent conflicts arising from competition for common resources and land tenure system in central Nigeria has further positioned the Fulani pastoralists as a highly vulnerable group of people.

## Vulnerability

The term vulnerability has yet a universally accepted definition, largely because different disciplines use the term diversely to explain their areas of concern. Some of the disciplines include finance, security, public health, economic development, natural hazards and, of course, climate change. However, this diversity generates problems for the development of a consistent definition and its

implementation in assessment practice (Preston and Stafford-Smith, 2009).

Different models of analysis exist in the field of vulnerability studies, such as risk-hazard, pressure and release, political economy, hazard-of-place, ecological resilience and coupled vulnerability framework (place-based model), among others (Kasperson et al., 2005; Adger, 1996; Turner, et al., 2003; Cutter, 1996). In studying vulnerability brought by climate change, researchers study exposure and sensitivity, defined as the degree to which a system is affected by, or responsive to, climate stimuli. Researchers also study resilience, which is the ability to bounce back or to maintain stability despite disturbances. Adaptation strategy, the ability to cope with disturbances, is also a major concern of researchers. According to Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC, 2007), vulnerability is the degree to which a system is susceptible to, or unable to cope with, adverse effects of climate change, including climate variability and extreme weathers. Vulnerability is most often represented by a suite of socio-economic, political and environmental factors that represent the sensitivity and exposure of a population to climate hazards (Brooks et al, 2005).

Among the various methods, the coupled vulnerability (place-based model) framework of Turner et al. (2003) makes obvious the need to find methods to operationalized vulnerability that are useful for the specificity of place, and for directing attention to the condition of coupled human-environment system. Other methodological approaches relevant for the study on African pastoralists include semi-quantitative typologies,

such as degradation syndromes, complex indicator approaches, integrated modeling and simulation techniques and statistical downscaling. The coupled human-environment system provides a good potential of understanding the vulnerability of pastoralists in central Nigeria and identifying critical interactions in the human-environment system that would suggest appropriate response opportunities for decision makers.

### **Pastoralists in central Nigeria**

Morton (2008) views pastoralists as people who depend on livestock or the sale of livestock products for most of their income and consumption, where livestock is mainly grazed on communally-managed or open-access pastures, and where there is at least some tendency for households or individuals to move seasonally with livestock. The pastoral Fulani in Africa believe that animal reproduction does not depend on the fecundity of the breed, but rather on proper nutrition. Providing the herd with excellent nourishment is thus considered the most important task of a serious herder. The decision to migrate or settle, choice of settlement location and length of stay in a particular site are all part of the nutritional strategy of the herd. All livestock in pastoralist herds are kept at night in fenced enclosure to prevent from wandering into crop fields. Depending on the time of the year herding is done by different members of the household men and boys. Cattle and sheep are usually herded together while goats are kept separately.

The pastoral Fulani in Nigeria, same as other nomadic pastoralists in Africa in general, have for several centuries concentrated their activities in

the dry savanna and arid regions where farming activities were limited and competition for resources with other forms of land use were practically non-existent. During the twentieth century, Fulani herders in Nigeria began to migrate through and settle in whole zones that were previously inaccessible to pastoralists. Ecological change and population increase has reduced the tsetse challenge for the non-trypanotolerant cattle owned by Fulani. This has removed the major barrier that stopped their southern expansion in previous era (Blench, 2001). The conventional stereotype of the Fulani as living in Northern Nigeria is becoming less and less true, year after year. Now it is not surprising to find Fulani pastoralists settling even in the coastal states in southern Nigeria.

Regarding central Nigeria, the exact date when the pastoral Fulani first reached the region was unknown (Nadel, 1942). It was estimated that nomadic pastoralists made their appearances for dry season pastures at an early stage, but long-term settlement probably did not take place until much later (Johnston, 1967). Based on available records (Fu, 2013), the migration of pastoralists to central Nigeria dated back to the seventeenth century. The expansion of the Sokoto Caliphate in the nineteenth century provided the political protection that enabled the migration drift of pastoral Fulani. Following the establishment of the Fulani Empire in the nineteenth century, pastoral Fulani began to settle in central Nigeria for long-term stay. Over the years, therefore, the pastoralists have integrated into the sociocultural system of the region (Fu, 2019).

Seasonal variability in availability of grazing pasture in central Nigeria areas are not critical as

in the northern arid zones. Herd movement from one location to another within the grazing orbit is therefore to take advantage of the spatial and nutritional diversity of the pasture and fodder resources. The grazing route could be circular, triangular or semi-circular depending on physical structure such as hills, mountains, rivers or a nearby urban or village area posing as restriction to grazing orbit (Fu, 2018). The distance of grazing depends on the time of the year and the various stages of growth of pasture within and outside the settlement area. During the rainy season the grazing herds move within a small area around the settlement, which is often less than 5km in distance, but in the dry season, the distance of daily travel is easily beyond 15km or much further (Fu, 2013). Herd mobility could be seen as a way of assuring full and timely exploitation of the fodder resource to optimize the nutritional status of the herd. Some of the land use practices of pastoral Fulani include seasonal bush burning along grazing route, periodic movement of huts within the settlement area, intensification of land use, and shifting cultivation with short fallow period. Despite the capability of African pastoralists to compromise the integrity and resilience of the ecosystem, they are sometimes blamed for their lack of commitment to invest in long-term land improvement initiatives such as incorporation of leguminous species into pasture or grazing land. Cattle movement may also reduce land cover denudation and cause loss of biodiversity

### **Climate change and pastoralism**

Pastoralists have from ancient times been able to exploit a great deal of opportunities that linked mobility to alternative forms of land use. Mobility

as an ecological rationality in arid and semi-arid lands is a response by herders to variable range production and animal nutritional needs. It relies on herder knowledge and local institutions for making decisions. It forms part of the genres and folklores of society and serves as a source of memory about the past grazing patterns. Herding mobility is therefore an embodiment of time and space. The evidences provided by Rutherford et al., (1999) show that grazing pressure has less effect on soil nutrients than other drivers. Site factors pointed to far greater effects on soil nutrient variability than that caused by grazing pressure despite the often claims that associated livestock grazing with processes of desertification. When rainfall is sufficient, some level of grazing even promote plant productivity. Rahlao et al. (2008) who have been working on vegetation protection for sixty-seven years reached to the conclusion that grazing control has far more benefits for biodiversity conservation than often acknowledged.

Climate change reduces available land for livestock production purposes at 350,000 hectares per annum as estimated by IPCC (2007). Perhaps the Fulani pastoralists of Africa are one of the few groups of people that are actually knowledgeable and have taken decisive actions about climate change (Nori, 2007; Omotayo, 2003; Blench, 2001), as Omotayo (2010) claimed that pastoralists in southwest Nigeria were once transhumance or nomads but their seasonal movements have stopped, which made many of them either semi-sedentary or fully sedentary with a changing lifestyle. The livelihood patterns of pastoral community hinge upon strategies that continuously adapt to a limited, highly variable and often unpredictable resource endowment

(Davies and Nori, 2008). The range of strategies that pastoralists use results from the larger geo-political system. The adaptive capacity of pastoralists is what has made them so resilient throughout history and has enabled them to sustainably exploit their natural environment. Their adaptive management skills enabled them to create and maintain biodiversity in many environments of extraordinary natural beauty. Yet pastoral development over the past century has been characterized by the loss of this adaptive capacity, and the outcome has been a vicious cycle of impoverishment, resource depletion and environmental degradation, which further erodes their adaptation.

Changing environment may provide suitable conditions for an expansion of pastoralism, as the flexibility and mobility afforded by pastoralism can increasingly provide security where other more sedentary models fail (Davies and Nori, 2008). More than once in history, pastoralism provided a mean through which sedentary populations could adapt to survive in the face of deteriorating climatic conditions. Archaeological evidences indicate that pastoralism in Africa was developed about six thousand years ago in direct respond to long term climate variability, and then spread throughout the northern Africa as a mean of coping with the increasingly unpredictable and arid climate. Current climate changes are predicted to bring rising temperatures and erratic precipitation, which increase the occurrence of both drought and flood. Pastoralism has traditionally been better adapted to these changes compared with any other rural land use systems.

Many agencies that work closely with pastoralist

groups around the world feel that the challenge of climate change seems insignificant to many pastoralists who are faced with extreme political, social and economic marginalization. The general consensus is that if these constraints are relaxed, their adaptive strategies may enable pastoralists to manage climate change better than many other rural inhabitants. The vulnerability that is associated with climate change in some pastoral environments has its root in the restriction of tried and tested pastoral coping strategies, including the ability to move through different territories, to access critical livelihood resources, to trade across borders, to benefit from appropriate investments, and to participate in relevant policy decision making (Nori and Davis, 2007). As often the case in developing regions, the main concern for pastoralists is the accessibility rather than the availability or variability, of resources.

It would be wise not to overstate the importance of traditional coping strategies, since some of them may have become permanently out of reach for pastoralists. Growing population pressure, together with the shrinking of effective rangelands, pose a critical challenge to the sustainability of pastoral livelihoods, and place constraints on one of the most familiar pastoral coping strategies: the migration into new regions. The scale of movements that some pastoralists have made in the past, to cope with climate change, insecurity and other challenges, are no longer possible in many countries and many pastoralists must be enabled to identify new coping strategies that are appropriate to their current situation. However, the technical possibilities for raising productivity in the rangelands are limited and tend to be more resource-degrading than in

higher rainfall areas, which compound the challenge of population growth for pastoralists.

Pessimistic views of pastoralism in the face of climate change are particularly rife in Africa south of the Sahara, where food insecurity is widespread and where many pastoral communities are regularly confronted with drought, which is said to be increasing. Yet it is important to examine the drought more closely before it is simplistically attributed to climate change. Scientific predictions and computer simulations suggest that in the short term the Sahel might actually benefit from climate change, through a greening of the Sahel and southern Sahara. Additionally, rather than facing meteorological drought, many pastoralists may be faced with a form of agricultural drought, a phenomenon that is evidently man made and is influenced by poor policy and mismanagement (Nori and Davis, 2007). In reality, climate change will not favor pastoralists if they do not recover the ability to adapt. Policies and investments frequently favor crop growers over livestock keepers, particularly in the drylands where crops are being made more and more resistant to drought. The land rights of crop growers are usually more secure than those of livestock keepers, and the tendency over the past few decades has been incursion of cultivators into grazing lands (Fabusoro et al., 2008). Even if the projected “greening of the Sahara” does take place, under the current conditions it is likely to be crop growers that benefit at the expense of pastoralists.

Climate change will therefore affect pastoralists diversely in different part of the world, according to the extent of their marginalization and under-development. Although pastoralists may cite other

threats to their livelihood as of greater importance, there are good reasons to be concerned about the risks that climate change presents, and to assist them to be aware of those risks and to develop new adaptive strategies. Above all, the rate and the scale of ongoing climate change is likely to increase the failure of their livelihood adaptation, with huge social and environmental costs. Pastoralists already face an overwhelming challenge to adapt to an array of forces that threaten their livelihoods, and their means of adaptation must change to keep up with times. Whilst the dominant discourse remains on their vulnerability, there is a slow but steady shift in emphasis towards their capabilities. This shift in emphasis is critical if the benefits of pastoralism with regard to climate change are to be realized. By focusing on building capacities and empowering people, pastoral development can ensure that poverty is reduced and capacities for sustainable natural resources management are strengthened within the rangelands.

Pastoralist resilience depends heavily on indigenous knowledge, of the environment and of the production system, and the customary institutions that enable pastoralists to capitalize on this knowledge (Davis and Nori, 2008). Strong social organization and customary institutions are common features of many successful pastoral societies and have been critical for the effective management of unpredictable environments. These institutions enable herd mobility, pooling of labour for production or security, and spreading of risk through systems of reciprocity and obligation. The perception of pastoralism as intrinsically self-destructive led to efforts to introduce modern systems of governance and natural resource management, which have

deliberately or inadvertently eroded traditional governance structures and have undermined the fabric of pastoral society and the foundations of the pastoralist economy. Faced with growing external interference and a rising pressure on the fragile environment, pastoral societies have become increasingly unable to retain control over resources.

### **Different Scenarios of climate change impacts on pastoralism**

Observed climatic changes show that overall Africa has warmed by 0.7°C over the twentieth century, which is a 0.05°C warming per decade. Projected warming for Africa ranges from 0.2°C per decade (low scenario) to more than 0.5°C per decade (high scenario) (Hulme et al., 2001; IPCC, 2007). UNOCHA (2009) illustrated three possible scenarios on the current and potential impacts of climate change on pastoralists in Central and East Africa. They represent well the ongoing debate on the possible impacts of climate change on pastoralism.

The first scenario is more reoccurring. It argues that climate change will have significant negative consequences for pastoralists. These will include loss of livestock through heat stress, more frequent agricultural encroachment as variation in rainfall may raise the productive potential of arid areas, increase in frequency of flooding, spread of human and livestock diseases that thrive during the wet season, and when rainfall decreases or becomes more erratic the quality of grazing lands will decrease. All these will impoverish pastoralists further. It is expected that this scenario will be more prevailing in the Horn of Africa and the arid zone.



The second scenario argues that climate change on its own will not have a negative impact on pastoralists. The argument is that pastoral production system is already an adaptation to hostile environment. Nevertheless, pastoralists face more severe challenges, such as political and economic marginalization, inappropriate development policies, and increasing resource competition. All these hinder their way of life and adversely affect their social cohesion. These challenges will stifle their ability to adapt to changes in their external environment. It is estimated that this scenario will be applicable to the semi-arid zone, and is more relevant to the situation of central Nigeria.

The last scenario presents a hopeful picture. It argues that pastoralists could actually benefit from climate change, as more rainfall can result in more dry season pasture and prolong access to wet season pasture. It can also result in less frequent drought, which may mean more time for people to rebuild their assets between lean times. Climate change conversely, could conceivably lead to the creation of more dry land resources that are suited to pastoralism, thus creating new opportunities for pastoralists. This scenario is applicable to areas which are relatively humid, which were formally inaccessible to pastoralists because of Trypanosomiasis. Climate change will work indirectly in breaking through the ecological barrier for pastoralists.

Whichever position is subscribed to, there is a common thread that runs through all the scenarios, which is the issue of preparedness. There is an urgent need to invest in disaster risk reduction measures and climate change adaptation. A study

from southern Ethiopia showed three most important direct effects of climate change are droughts, flooding, and diseases and pests (UNOCHA, 2009). Other indirect impacts are sometimes harder to link directly to climate change, since these factors are mostly a combination of both climate change and other factors. However, it can be said that climate change has a compounding effect on the already difficult circumstances for communities that live in the arid and semi-arid zones of Africa.

### **Research on the way**

In order to understand how the Nigerian pastoralists perceive climate changes and how changing environment have affected their livelihoods, vulnerability and adaptive strategy, fieldwork based research is being carried out on the way to collect data and narratives directly from pastoralists. Studies have been conducted among semi-settled and nomadic pastoral Fulani in Niger State, central Nigeria. The study area is located in the so-called “Middle Belt” which stretches across central Nigeria longitudinally between the eighth and the twelfth parallels north. The Middle Belt is populated largely by minority ethnic groups and is characterized by a heterogeneity and diversity of peoples and cultures. Ethnical conflicts have been increasing over the past years in places like Kaduna, Bauchi and particularly Jos, where followers of Islam and Christian live relatively close to one another. The vegetation of the study area belongs to the Guinea Savannah zone. Among the three scenarios projected by UNOCHA mentioned above, the circumstances of the second and the third scenarios are expected to be more significant. Surrounded by River Niger and other river channels, the area is suitable for agricultural

production, especially during the dry season, the river floodplains turn into key resources for the large population of cattle migrating from the dry far north. The major inhabitants of the area are the Nupe, who are traditionally sedentary agriculturalists. Pastoral Fulani have settled in the area for over a century. With the Sahel region in the north becoming drier under the influence of climate change, a large population of new pastoral Fulani groups has begun to infiltrate and settle into the region since couple of decades ago (Fu, 2019). Pastoralists from different lineage groups and social status have been selected for the study for the purpose of comparison and to identify if there are any differences among their adaptive strategies and level of vulnerability. The fieldwork results will be analyzed to provide evidences of actual situation at ground level and perceptions from the very people at stakes.

### Acknowledgement

The researcher is grateful to the support of JSPS KAKENHI Grant Number 16K20982. This paper is also funded by a Senshu University research grant in 2019 and is based on part of the results of a project entitled “The economic anthropology approach on African peasant economy”.

### References

- Adger, W.N. (1996) Approaches to vulnerability to climate change. *Global Environmental Change Working Paper 96-05*, Centre for Social and Economic Research on the Global Environment, University of East Anglia and University College London.
- Blench, R.M. (2001) *Pastoralism in the New Millennium*. Animal Health and Production Series, No 150. Rome: FAO.
- Brooks, N., Adger, W.N. and Kelly, P.M. (2005) The determinants of vulnerability and adaptive capacity at the national level and the implications for adaptation. *Global Environmental Change*, 15(2): 151-163.
- Cutter S.L (1996) Vulnerability to environmental hazards. *Progress in Human Geography*, 20:529–539.
- Davies, J. and Nori, M. (2008) Climate change and livelihoods, *Policy Matters*, 16:127-162.
- Fabusoro, E., Matsumoto, T., and Taeb, M. (2008) Land rights regimes in southwest Nigeria: implications for land access and livelihoods security of settled Fulani agropastoralists. *Land Degradation & Development*, 19(1): 91-103.
- Fu, R.H.Y. (2013) Potential of local initiatives for agricultural development in Africa: Researches on livelihood and natural resource management of the central Nigerian rural community. Doctoral dissertation submitted to the Department of Advanced Social and International Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo.
- Fu, R.H.Y. (2018) Symbiosis Between Pastoralists and Agriculturalists - Corraling Contract and Interethnic Relationship of Fulani and Nupe in Central Nigeria, *International Journal of Public and Private Perspectives on Healthcare, Culture, and the Environment*, 2(1): 33-58.
- Fu, R.H.Y. (2019) A Study on the Bida Emirate of Central Nigeria. In Change, Y and Kim, E.K. (eds) *African Politics and Economics in a Globalized World*. Dahae Publishing Co. Ltd. Pp. 175-222.
- Hulme, M., Doherty, R., Ngara, T., New, M., and Lister, D. (2001) African climate change: 1900-

2100. *Climate research*, 17(2), 145-168.
- Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC). (2007) *Climate Change 2007: Synthesis Report. Contribution of Working Groups I, II and III to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*. IPCC, Geneva, Switzerland.
- Johnston, H.A.S. (1967) *Fulani Empire of Sokoto*. Oxford University Press.
- Kasperson, J.X., Kasperson, R.E., Turner II, B.L., Schiller, A. and Hsieh, W.-H. (2005) Vulnerability to global environmental change. In: Diekmann, A., Dietz, T., Jaeger, C., Rosa, E.S. (Eds.), *The Human Dimensions of Global Environmental Change*. MIT, Cambridge, MA.
- Morton, J. (2008) *DFID's Current and Potential Engagement with Pastoralism: A Scoping Study*. Natural Resources Institute: University of Greenwich.
- Nadel, S.F. (1942) *A Black Byzantium: the kingdom of Nupe in Nigeria*. London: Oxford University Press.
- Nori, M. (2007) Mobile livelihoods, patchy resources & shifting rights: approaching pastoral territories. Thematic paper for the International Land Coalition, ILC. Rome.
- Nori, M. and Davis, J. (2007) *Change of wind or wind of change? Climate change, adaptation and development*. The World Initiative for Sustainable Pastoralism.
- Nori, M., Switzer, J., and Crawford, A. (2005) Herding on the Brink: Towards a Global Survey of Pastoral Communities and Conflict. An Occasional Paper from the IUCN Commission on Environmental, Economic and Social Policy. International Institute for Sustainable Development.
- UNOCHA (2009) Annual Report 2009, United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs.
- Omotayo, A. M. (2003) Population of settled pastoralists in south western Nigeria: size, structure, distribution and their effects on land use. In Gefu, J.O. (ed) *Land tenure systems in Nigeria: evolving effective land use policy for poverty alleviation*. Proceedings of the Nigeria land network workshop held at the afforestation programme coordinating unit, Kano 11th -13th February 2001, Pp 79-83.
- Omotayo, A. M. (2010) The Nigerian farmer and the elusive crown. 30th Inaugural lecture delivered at the University of Agriculture, Abeokuta on the 22nd September 2010.
- Preston, B. L., and Stafford-Smith, M. (2009) Framing vulnerability and adaptive capacity assessment: Discussion paper. Australia: CSIRO Climate Adaptation National Research Flagship.
- Preston, B. L. and Jones, R. N. (2008) Screening Climatic and Non-Climatic Risks to Australian Catchments. *Geographical Research*, 46(3), 258-274.
- Rahlao, S. J., Hoffman, M. T., Todd, S. W., and McGrath, K. (2008) Long-term vegetation change in the Succulent Karoo, South Africa following 67 years of rest from grazing. *Journal of arid environments*, 72(5), 808-819.
- Rutherford, M. C., Powrie, L. W., and Schulze, R. E. (1999) Climate change in conservation areas of South Africa and its potential impact on floristic composition: a first assessment. *Diversity and distributions*, 5(6), 253-262.
- Turner, B. L., Kasperson, R. E., Matson, P. A., McCarthy, J. J., Corell, R. W., Christensen, L., and Schiller, A. (2003) A framework for vulnerability analysis in sustainability science. *Proceedings of the national academy of sciences*, 100(14), 8074-8079.



# 所 報

2019. 1~12

2019年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

## 1. 機関及び人事

### 1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力をしてきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

(1) 第113回定例所員総会 2019年6月1日(土) 10:00~12:30 生田キャンパス92B会議室  
議事: 所長挨拶、所員等の異動、2019年度社研体制、2018年度事業報告、同会計報告、2019年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

(2) 第114回定例所員総会 2019年12月21日(土) 12:00~14:30 生田キャンパス221教室  
議事: 所長挨拶、所員等の異動、2019年度事業中間報告、同会計中間報告、2020年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

## 2. 所員の異動 (2019.1.1以降)

### 1. 所員の委嘱・解嘱

委嘱: 杉橋やよい(経)、森田公之(経)、森原康仁(経)、森 啓明(経)、山縣宏寿(経)、  
菱山宏輔(人) 黒田友哉(法)、川上洋平(法)、河野真太郎(法)

解嘱: 原田博夫(経済)、田口文夫(法)、田口冬樹(経営)、広田康生(人間)(以上、定年退職)

### 2. 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱: 原田博夫、田口文夫(5月)、田口冬樹、広田康生、

解嘱: 小林直樹(辞退)、奥田和彦、山下文明(ご逝去)、田口文夫(辞退11月)

### 3. 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱: 金 美珍、高口僚太郎、川上 哲

解嘱: なし

### 4. 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱: なし

解嘱: なし

### 3. 運営委員、会計監査、事務局員の構成

#### 1. 2018年度社研体制

	運営委員		事務局員 (○はチーフ)
所長	宮崎 晃臣 (経)	事務局長	樋口 博美 (人)
事務局長	樋口 博美 (人)	会計	○谷ヶ城秀吉 (経)
前事務局長	大矢根 淳 (人)		佐藤 慶一 (ネ)
運営委員	原田 博夫 (経)	研究会	○石川 和男 (商)
	白藤 博行 (法) (2018.9~国内研究)		飯沼 健子 (経)
	蔡 芒錫 (営)		永島 剛 (経)
	神原 理 (商)		福島 義和 (文)
	今野 裕昭 (人)	編集	栢田大知彦 (経) (~ 2018.9.30)
			○鈴木奈穂美 (経) (2018.10.1~チーフ)
			小池 隆生 (経) (2018.10.1~)
会計監査	清水 真志 (経)		徐 一睿 (経)
			広瀬 裕子 (文)
		文献資料	兵頭 淳史 (経) (~ 2018.9.30)
			○恒木健太郎 (経) (2018.10.1~チーフ)
			長尾 謙吉 (経) (2018.10.1~)
			○高萩栄一郎 (商)
			吉田 雅明 (経)
	ホームページ		

#### 2. 2019年度社研体制

	運営委員		事務局員 (○はチーフ)
所長	宮崎 晃臣 (経)	事務局長	樋口 博美 (人)
事務局長	樋口 博美 (人)	会計	○谷ヶ城秀吉 (経)
前事務局長	大矢根 淳 (人)		佐藤 慶一 (ネ)
運営委員	内山 哲朗 (経)	研究会	○石川 和男 (商)
	白藤 博行 (法) (2019.9~)		飯沼 健子 (経)
	蔡 芒錫 (営)		永島 剛 (経)
	神原 理 (商)		福島 義和 (文)
		編集	○鈴木奈穂美 (経)
			小池 隆生 (経)
会計監査	村上 俊介 (経)		徐 一睿 (経)
			広瀬 裕子 (人)
		文献資料	○恒木健太郎 (経)
			長尾 謙吉 (経)
		ホームページ	○高萩栄一郎 (商)
			吉田 雅明 (経) (~ 2019.9.30)

## 4. 事務局会議・運営委員会

### 1. 事務局会議

2018年度 (2019.1.1以降)

(11) 1月29日 (火) 第11回事務局会議

- ①定例研究会 (申請と承認: 定例C (大矢根G) [減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相] (2/22) / 定例C (遠山G) [日本貿易会協会の設立と活動—日本貿易会前史—] (2/22) / 定例C (土屋G) [転換点としての1968—ジャン・ジュネと5月革命を中心に—] (2/28) / 定例C (原田G) [中国・新常态研究の振り返り—研究者・原田博夫はなぜアジア・中国研究にシフトしたのか—] (3/18)

②2018年度春季実態調査進捗

③客員研究員に関する社研規程改定にともなう細則と内規の改定について

④神田新展開にともなう神田社研分室について

⑤所報 (月報、年報進捗)

⑥文献資料 (ベトナムへの社研所有文献送付、藤本武文庫整理進捗)

⑦HP/PC (月報スキャニングPDF化)

⑧2018年度後期予算消化状況と今後の予定

⑨今後の日程 (第12回事務局会議2/21、第3回運営委員会・第13回事務局合同会議3/19)

[報告] 2018年度後期総会報告

(12) 3月13日 (火) 第12回事務局会議

①グループ研究Aおよび特別研究継続申請の審議と事務局承認

②客員研究員に関する細則、内規について

③神田新展開にともなう神田社研分室についての提案と事務局承認 (条件提示の上で三研究科での使用を承認する)

④所報 (月報、年報進捗)

⑤文献資料 (藤本武文庫整理進捗と今後の予定)

⑥HP/PC

⑦2018年度後期予算執行状況報告と今後の予定

⑧2019年度事務局体制について

[報告] 2018年度春季実態調査 (スリランカ)

(13) 3月19日 (火) 第13回事務局会議 (第3回運営委員会との合同会議)

①グループ研究Aおよび特別研究継続申請確認と運営委員会承認

②客員研究員に関する細則、内規について

③神田新展開にともなう神田社研分室についての提案と運営委員会承認

④2018年度後期予算執行状況と今後の予定

⑤2019年度運営委員会・事務局体制について

⑥新参与候補および依願退職者、客員候補案の提示と承認

## 2019年度

### (1) 4月23日（火） 第1回事務局会議

#### ①2019年度社研運営体制

事務局・運営委員の体制／所員の異動／研究参与・客員研究員・特別研究員の意向確認状況／参与の承認

#### ②2018年度報告（「2018年度事業報告書」：3/31学務課提出、に基づき）

研究調査事業報告（定例研究会／シンポジウム／夏季・春季実態調査／研究助成等）／所報刊行（年報、月報、叢書）／文献資料（山田盛太郎文庫+藤本文庫の収集と整理）／PC/HP（神田設置）、これらをふまえた2018年度決算報告

#### ③客員研究員の資格基準について（継続・再任用にともなう条件、書類書式他）

#### ④2019年度方針および現在の進捗

特別研究会企画（夏季実態調査 [北前船part3（北陸）] + 春季実態調査 [北九州]）、定例研究会（申請と承認：定例A（申請者：恒木健太郎所員）、公開シンポジウム [川崎市、堺市、北九州市における産業政策と環境政策（仮）]、檀国大学との共同研究会開催提案、社研70周年記念事業開催提案／特別研究助成、グループ研究助成の募集（5/9メ切）+助成金受け渡し日程承認（4/23,24）／2018年度発足グループ研究助成A（代表：村上俊介）メンバー追加（承認）／所報刊行（月報（No.670～681）、年報54号刊行予定）叢書（第22巻編集体制・契約書等作成段取り等）／特別文庫の製本と整理／PC/HP（リポジトリによる公開作業の継続）、これらをふまえた2019年度予算案作成ポイント

#### ⑤2019年度前期社研総会（6/1）、事務局会議、運営委員会との合同会議（5/21）、事務局会議（5/7,5/14）開催日程

### (2) 5月7日（火） 第2回事務局会議

#### ①2019年度社研体制

客員継続意思確認→⑥資格基準検討中のため今年度見送り／所員の異動／新規所員、参与、客員の申請・推薦

#### ②特別研究助成、グループ研究助成の申請状況

#### ③年報募集（募集締切7/1と原稿締切10/21、募集原稿内容）→第2回事務局会議後募集開始

#### ⑤2019年度前期総会（6/1）開催案内の内容確認

#### ⑥客員研究員の資格基準（細則変更、申し合わせ内容の検討）

[報告] 特別研究、グループ研究 継続グループへ受け渡し（4/23,24実施）完了

### (3) 5月14日（火） 第3回事務局会議

#### ①2019年度社研運営体制

所員、研究参与、特別研究員の所属・移動確認／所員、客員研究員、特別研究員の新規推薦状況／客員研究員の資格基準 [細則改定]



②2019年度事業計画案

特別研究会企画（夏季実態調査 [北前船の足跡をめぐる Part3]（案）9/2～6）予算承認／シンポジウム [川崎市、堺市、北九州市における産業政策と環境政策]（11月予定）／定例研究会（申請と承認：定例A（申請者：蔡芒錫所員）、定例A（申請者：松井 暁所員）、定例A（申請者：狐崎知己所員））／特別研究助成、グループ研究助成応募状況／新規特別研究助成選考委員選出（2件×3名）・承認／所報刊行（月報進捗、年報への客員研究員と非研究員の共同執筆承認／叢書第22巻（代表村上俊介所員）契約書作成日程（5/28予定）／PC/HP（デジタル化、公開作業準備）／2019年度予算案の事務局承認

③神田新展開にともなう社研神田分室について（学長面談の報告）

④総会前後の日程案（第4回事務局会議7/2）

[報告] 会計内部監査（5/7実施）報告

(4) 5月21日（火） 第4回事務局会議（運営委員会との合同会議）

①所長挨拶

②2018年度事業報告（承認）

③2018年度会計（収支決算）報告、会計監査報告（承認）

④2019年度事業計画案（承認）

2019年度事務局・運営委員の体制（所員の異動／新所員の承認／会議・総会予定）／研究調査事業（定例研究会（予定）／特別研究会：夏季実態調査企画、春季実態調査企画／シンポジウムの開催）／研究助成：2019年度継続・新規の研究助成の審議と承認（グループ研究A,B・特別研究）／所報刊行（年報、月報の刊行予定・進捗）／叢書第22巻（代表村上俊介所員）編集計画／特別文庫の修復・整理、文献のデータベース化／PC/HP（情報化システムの構築、所報デポジット公開の進捗）

⑤2019年度予算案（承認）

⑥客員研究員の資格基準（細則変更）（承認）

⑦神田新展開にともなう社研神田分室について（承認）

(5) 7月2日（火） 第5回事務局会議

①夏季実態調査：北前船 part3（北陸版：新潟～富山）

②社研70周年シンポジウム「川崎市、堺市、北九州市における産業政策と環境政策（仮）」（提案・承認）

③社研70周年記念事業：12/21 記念講演会、70年史刊行披露（開催提案・承認）

④檀国大学との合同研究会：11/9 於神田（提案・承認）

⑤定例研究会（申請と承認：定例C（申請者：谷ヶ城 秀吉所員）、定例A（申請者：谷ヶ城 秀吉所員））

⑥所報：月報進捗、年報（第54号）への応募状況

⑦文献資料：藤本文庫、山田盛太郎文庫 作業進捗

⑧HP/PC：月報の公開、デジタル化作業進捗

⑨客員研究員および推薦者への通知文書検討

- ⑩研究所謝金・謝礼の区分（インタビュー対応者、アンケート協力者、訪問説明対応者）提案  
 [報告] 研究助成の受け渡し報告、会計外部監査（6/13実施）報告
- (6) 9月24日（火） 第6回事務局会議
- ①社研70周年シンポジウム（再提案・承認）
  - ②川崎市生田東部地区イベントとの社研共催について（承認）
  - ③社研70周年記念事業：12/21 記念講演会等（内容提案・承認）
  - ④檀国大学との合同研究会準備進捗
  - ⑤所報：月報進捗
  - ⑥HP/PC：2002年度以前の月報公開、デジタル化作業進捗
  - ⑦研究所謝金・謝礼の区分（継続審議）、一般アルバイト謝金の金額変更（20円アップ）（承認）  
 [報告] 2019年度予算執行状況、夏季実態調査北前船 part3（北陸：佐渡～富山～金沢、9/2～6）実施報告
- (7) 10月15日（火） 第7回事務局会議
- ①社研70周年シンポジウム（進捗）
  - ②檀国大学との合同研究会進捗と参加者募集
  - ③研究所の謝金・謝礼（専門的知識の提供による研究協力者への上限を10,000円～20,000円とする）（承認）
  - ④2020年度からの神田分室の利用内規（3研究所共同利用）
  - ⑤所報：月報進捗と月報発刊順の変更
  - ⑥2019年度後期活動計画と予算消化（状況と今後の予定）
  - ⑦2020年度事業計画案と予算案（提案）
- (8) 10月29日（火） 第8回事務局会議
- ①社研70周年シンポジウム進捗2020/1/25（土）「川崎市における産業の歴史と（仕事・くらしの）現在と未来（仮）」
  - ②社研70周年記念事業（12/21開催）進捗
  - ③檀国大学との合同研究会進捗
  - ④2019年度後期総会（12/21）開催案内の内容確認
  - ⑤2020年度からの神田分室の利用内規（3研究所での共同利用に向けて）
  - ⑥所報：年報（10/20締切）進捗、月報今後の予定
  - ⑦2020年度事業計画案と予算案（学務提出）の事務局承認
- (9) 11月19日（火） 第9回事務局会議
- ①定例研究会（申請と承認：定例A（申請者：大矢根 淳所員）、公開研究会（70周年関連）（申請者：恒木 健太郎所員））
  - ②社研70周年記念事業：（12/21開催）進捗、役割分担
  - ③2019年度春季実態調査（北九州（福岡）～有田（佐賀）案）継続審議
  - ④所報：年報進捗、月報進捗
  - ⑤文献資料：神田分室の図書整理

- ⑥ 2020年度からの神田分室の利用 (11/5の三研究所世話人会の報告含)
- ⑦ 2019年度予算執行状況
  - [報告] 檀国大学との合同研究会 (11/9 (土) 開催) 報告
- (10) 12月3日 (火) 第10回事務局会議
  - ① 社研70周年記念事業 (12/21開催) 進捗、タイトル、役割分担 (再確認)
  - ② 社研70周年記念公開シンポジウム: 川崎の産業とくらしーはたらきがい・いきがいあふれる地域を展望する (仮) ー
  - ③ 2019年度春季実態調査 (案) 再提案 (承認)
  - ④ 所報: 月報進捗、年報進捗 (12/3現在)
  - ⑤ 文献資料: 関連公開研究会 (2/17) 進捗
  - ⑥ 2019年度後期総会準備進捗 (12/17 第2回運営委員会・第8回事務局合同会議提出の総会議案書構成確認)
  - ⑦ 2020年度客員研究員継続申請の周知について
  - ⑧ 今後の日程: 第12回事務局会議: 20/1/21、第3回運営委員会・第13回事務局合同会議: 20/3/17 事務局承認
- (11) 12月17日 (火) 第11回事務局会議 (運営委員会との合同会議)
  - ① 2019年度事業中間報告 (運営委員会承認)
    - 2019年度後期事務局・運営委員の体制 (新所員の承認/所員の異動/今後の会議予定) / 研究調査事業 (社研70周年記念事業 (12/21) 準備進捗/社研70周年シンポジウム 2020/1/25 / 2019年度春季実態調査 (九州) 事前研究会 (1/29)) / 所報進捗 (12/17現在) / 文献資料 (特別文庫整理進捗) / PC/HP (情報化システムの構築、所報デポジトリ公開の進捗)
  - ② 2019年度会計中間報告 (承認)
  - ③ 2020年度事業計画案および2020年度要求予算案 (承認)
  - ④ 2019年度春季実態調査 (九州~久留米~佐賀) 企画 (承認)
  - ⑤ 社会科学研究所規程・細則・内規 (客員研究員関連) の改定 (承認)
  - ⑥ 社会科学研究所神田分室 (社会科学研究所規程・細則・内規の改定について) (承認)
  - ⑦ 2020年度客員研究員継続申請の周知について

## 2. 運営委員会

- (1) 3月19日 (火) 事務局会議との合同会議: 2018年度事務局会議 (13) に同じ
- (2) 5月21日 (火) 事務局会議との合同会議: 事務局会議 (4) に同じ
- (3) 12月17日 (火) 事務局会議との合同会議: 事務局会議 (11) に同じ

## 5. 研究調査活動

### 1. 定例研究会 (公開研究会、特別研究会、基準A・B・Cを含む)

全学部にまたがる所員、研究参与、客員研究員の幅広い問題関心を積極的に採用しつつ、現代社

会の諸問題に対して多様な社会科学的アプローチを試み、研究成果を積極的に公表してきた。

今年度の研究会開催申請の提出メ切は、下記のような日程で進めてきた（下記★参照）。一定の条件を設けた上で緩やかな運用を行ってきた。

★2019年度の研究会申請申込みメ切日程

（5月開催希望 / 4月22日）（6月開催希望 / 5月14日）（7月開催希望 / 6月15日）（8月開催希望 / 7月1日）（9月開催希望 / 7月末日）（10月開催希望 / 9月15日）（11月開催希望 / 10月14日）（12月開催希望 / 11月18日）（1月開催希望 / 12月20日）（2月開催希望 / 12月20日）

**参考** 定例研究会の区分

- ◇定例研究会A：月一回程度の開催として、一回の予算枠は10万円程度（※15万円限度）とする（謝金と交通費、懇親会費等を含む総額）。
- ◇定例研究会B：定例研究会予算枠を使用しない研究会（予算はつかないが、広報は社研が担う）
- ◇定例研究会C：グループ研究成果報告会として研究会（開催予算はグループ研予算）（※グループ研究助成（特別、A）の成果報告会は定例研究会として開催されることになっている。）

**2018年度**（2019年1月以降）

定例研究会C：研究助成A（恒木健太郎グループ）

- (10) 1月23日（水）15：00～17：00 場所：専修大学向ヶ丘遊園サテライト・スタジオB  
テーマ：労研社会科学の軌跡と藤本 武  
報告者：石井まこと氏（大分大学経済学部教授）  
参加者：8名

特別研究会：社研春季実態調査事前研究会

- (11) 2月2日（金）14：30～17：00 場所：社会科学研究所会議室  
テーマ：スリランカの諸問題  
報告者：中村尚司（龍谷大学名誉教授、特定非営利活動法人パルシック理事）  
参加者：14名

定例研究会C：研究助成A（大矢根淳グループ）

- (12) 2019年2月22日（金）16：00～18：00 場所：社会科学研究所会議室  
テーマ：減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相  
報告者：大矢根淳所員、飯 考行所員、佐藤慶一所員  
参加者：9名

定例研究会C：研究助成A（遠山 浩グループ）

- (13) 2019年2月22日（金）16：00～18：15 場所：神田校舎1号館4階ゼミ室43教室  
テーマ①：日本貿易会協会の設立と活動—日本貿易会前史—／報告者：保田明子（日本貿易会企画グループ統括主幹）  
テーマ②：戦前期総合商社における接待—海外渡航者接待を中心として—／報告者：大島

久幸 (高千穂大学経営学部教授)

参加者: 12名

定例研究会C: 特別研究助成 (土屋昌明グループ) 公開研究会

(14) 2019年2月28日 (木) 18:30 ~ 20:30 場所: 神田校舎7号館731教室

テーマ: 転換点としての1968—ジャン・ジュネと5月革命を中心に—

報告者: 鶴飼 哲氏 (一橋大学)、峯村 傑氏 (慶應義塾大学)、根岸徹郎所員

参加者: 28名

定例研究会C: 特別研究助成 (原田博夫グループ) 公開研究会

(15) 2019年3月18日 (月) 15:00 ~ 17:00 場所: 生田校舎2号館211教室

テーマ: 中国・新常态研究の振り返り—研究者・原田博夫はなぜアジア・中国研究にシフトしたのか

報告者: 原田博夫所員

参加者: 40名

## 2019年度

定例研究会A: (申請者: 蔡 芒錫所員)

(1) 6月18日 (火) 16:30 ~ 18:00 / 場所: 生田校舎9号館95F教室

テーマ: ラオスにおける日系企業の現状と課題

報告者: Souliphone Luanglath (ラオス国立大学)

参加者: 8名

定例研究会A (申請者: 恒木健太郎所員) [公開]

(2) 6月23日 (日) 13:00 ~ 17:00 / 場所: 神田校舎5号館571教室

テーマ: なぜ戦争は食い止められなかったのか

—『経済学者たちの日米開戦』と『戦争調査会』から考える—

1. 開戦の意思決定をしたのは誰か / 報告者: 定藤博子氏 (鹿児島国際大学経済学部専任講師)

2. 日米開戦と「正確な情報」 / 報告者: 牧野邦昭氏 (摂南大学経済学部准教授)

3. 戦争回避の可能性をめぐる歴史的想像力 / 報告者: 井上寿一氏 (学習院大学学長)

コメント: 菅原 光所員

参加者: 45名

定例研究会C (申請者: 谷ヶ城秀吉所員)

(3) 6月28日 (金) 16:00 ~ 18:00 / 場所: 神田校舎7号館771教室

テーマ1: 株式市場から見た各商社の成長戦略と次世代化への取り組み / 報告者: 成田康浩氏 (野村證券株式会社エクイティ・リサーチ部マネージング・ディレクター)

テーマ2: 高度経済成長期における総合商社の商取引に関する歴史分析: 三井物産を事例に / 報告者: 谷ヶ城秀吉所員

コメントーター: 田中 彰 (京都大学大学院経済学研究科教授)

参加者：20名

定例研究会A（申請者：松井 暁所員）

(4) 7月10日（水）15：00～17：45／場所：サテライトキャンパススタジオB

テーマ：制度派進化経済学（レギュレーション・アプローチ）と市民社会認識はいかにつながるか？：理論的検討と政策構築

報告者：植村博恭氏（横浜国立大学）

参加者：7名

定例研究会A（申請者：狐崎知己所員）

(5) 7月23日（火）16：00～18：00／場所：生田校舎9号館95G教室

テーマ：Rebalancing to Asia：Views from Europe , Political and Economic analysis of the changing international relations in Asia, viewing from Europe using hedging theory

報告者：Angels Pelegrin Sole (University of Barcelona), Lluç Lopez i Vidal (Universitat Obert de Catalunya)

討論者：大橋英夫所員、稲田十一所員

参加者：15名

定例研究会A（申請者：谷ヶ城秀吉所員）

(6) 8月5日（水）16：00～18：00／場所：サテライトキャンパススタジオB

テーマ：戦後ベトナムにおける日本人の引揚

報告者：Vo Minh Vu（ヴォ・ミン・ヴ）氏（ベトナム国家大学ハノイ校付属人文社会科学大学専任講師）

参加者：7名

定例研究会A（申請者：大矢根 淳所員）

(7) 12月19日（木）18：00～20：00／場所：神田校舎社研分室

テーマ：阪神・淡路大震災から東日本大震災の10年総括検証に向けて～復興・減災ステークホルダーをたどりつつ

報告者：三澤一孔、宮定 章（客員研究員）、浅野幸子（減災と男女共同参画 研修推進センター）

参加者：30名

☆その他今年度1月以降、定例研究会Aが1回、定例研究会Cが4回、特別研究会が1回開催される予定である。

## 2. シンポジウム他

専修大学社会科学研究所創立70周年記念事業・祝賀会

日 時：2019年12月21日（土）（二部形式）

第1部：創立70周年記念講演会〔15：00～17：00 生田校舎2号館1F 211教室〕

15：00 開会

来賓挨拶：佐々木 重人 学長

15：10 リレー講演：水川 侑 参与、柴田 弘捷 参与、村上 俊介 所員

16：10 記念講演：宮寄 晃臣 所長「グローバル資本主義の進展と社研調査研究活動」および質疑応答

17：00 閉会

第2部：創立70周年および70年史刊行記念祝賀会〔17：20～19：30 3号館7F 蒼翼の間〕

17：20 『社会科学研究所70年史』お披露目

17：30 乾杯 歓談、ゲストスピーチ等

### ※これからのシンポジウム

専修大学社会科学研究所創立70周年記念公開シンポジウム

2020年1月25日（土）13：00～16：30／場所：専修大学生田校舎3号館7階蒼翼の間

テーマ：川崎の産業とくらし——はたらきがい・いきがいあふれる地域へ——

司会：永島 剛所員

第1部 講演

(1) 川崎市の産業の歴史 平尾 光司 (研究参与)

(2) 川崎市の新産業政策 草野 静夫氏 (川崎市経済労働局 担当理事 産業政策部長)

(3) 川崎・地域のくらしと仕事 野村 幸平氏 (川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)館長)

第2部 パネルディスカッション

第3部 全体質疑応答

### 3. 特別研究会企画

特別研究会における実態調査は夏および春の休暇中に実施されている。夏と春の合宿・集中研究会は、定例研究会では実施が困難な実態調査や自治体関係者との特定のテーマに関する討論会や工場見学などを組み込んだ多様な実態調査を開催し、また所報で調査報告を行なっている。2019年3月(2018年度春季)には「スリランカの社会経済—実態と課題」を実施し(2019.2.28-3.10)、2019年度の夏季には「北前船の足跡をたどる Part3：北陸 佐渡～富山～金沢」を実施した(2019.9.2-6)。2019年度春季には「北九州・佐賀の急加速と蝸牛の如き産業変化」と題した実態調査を予定(2020.2.25-29)している。

(1) 2018年度春季実態調査：スリランカの社会経済—実態と課題 (2019.2.28-3.10)

[行程] (すべてバス移動)

※変容期にあるスリランカの多様な側面を理解すべく、同国を北から南に縦断し、各地に残る歴史や文化に触れながら内戦後の社会とその経済成長の実態および課題についての現地調査を行った。

第1日目：2月28日(木)成田から空路10時間程度でネゴンボ着

第2日目：3月1日(金)ネゴンボ出発、陸路北上

- ・ジャフナ大学訪問「スリランカ北部社会の変容と現在」についての講義および質疑応答
- 第3日目：3月2日（土）北端の島ナーガディーパ、キリマライ、ポルトガルやオランダのかつての拠点要塞跡見学
- 第4日目：3月3日（日）ジャフナからアヌラーダプラへ移動
- ・ジャフナ県ヴァダマラッチ郡ウドトゥライ村NGO事業「サリーリサイクル事業」参加者たちを訪問、ヒアリング
  - ・アヌラーダプラの仏教寺院見学
- 第5日目：3月4日（月）
- ・ミヒンタレの仏教寺院見学
- 第6日目：3月5日（火）
- ・シーギリヤ博物館および周辺の見学
  - ・シーギリヤロック登頂
- 第7日目：3月6日（水）
- ・マータレーの日系企業ノリタケ社を訪問、見学、ヒアリング
  - ・キャンディの縫製工場MAS factory（スリランカ英米独合弁のアパレル企業MAS Holdings）を訪問、見学、ヒアリング
- 第8日目：3月7日（木）
- ・キャンディにてTea Factory 見学
  - ・コロンボにて社会起業家（視覚障がい者の就労支援事業Thusare 経営者石川氏）を訪問、見学、ヒアリング
- 第9日目：3月8日（金）
- ・コロンボ大学にて「スリランカ経済について」（コロンボ大学元学長W.D.ラクシュマン氏）の講義および質疑応答
  - ・同大学にて「スリランカにおけるトロツキー主義について」（コロンボ大学教授）の講義および質疑応答
  - ・コロンボ市内の宝石販売加工企業（スリランカ人職人を養成する大槻氏）を訪問、見学、ヒアリング
- 第10日目：3月9日（土）
- ・コロンボ市内船舶製造修理業Colombo Dock Yard社（尾道造船グループ）を訪問、見学、ヒアリング
  - ・コロンボ博物館見学
  - ・コロンボから搭乗・帰国へ
- 第11日目：3月10日（日）成田着
- 〔参加者：16名〕



(2) 2019年度夏季実態調査：北前船の足跡をたどる Part3：北陸 佐渡～富山～金沢 (2019.9.2-6)

[行程] (すべてバス移動)

第1日目：9月2日 (月)

- ・新潟港発 (ジェットfoil乗船) → 佐渡両津港
- ・トキの森公園訪問、見学
- ・真野鶴尾畑酒造訪問、見学

(佐渡市内宿泊)

第2日目：9月3日 (火)

- ・キラリウム佐渡訪問、映像視聴、推進課による説明・質疑応答
- ・佐渡金銀山世界遺産ツアー (バスによる見学・ガイド案内付き)
- ・セイデンテクノ (株) 訪問、見学、ヒアリング
- ・無名異焼 (玉堂窯) 見学

(佐渡市内宿泊)

第3日目：9月4日 (水)

- ・佐渡国小木民俗博物館 (千石船展示館) 訪問、見学
- ・千石船の里宿根木あるき (自由行動)
- ・小木港発高速カーフェリー乗船 → 直江津港
- ・YKK黒部パークセンター訪問、見学

(魚津市内宿泊)

第4日目：9月5日 (木)

- ・富山市役所訪問、質疑応答
- ・廣貫堂訪問、見学、ヒアリング
- ・富山コンパクトシティ体験 (途中昼食休憩) → LRT 移動、北前船廻船問屋森家訪問・見学
- ・株式会社ハナガタ訪問、見学、ヒアリング

(高岡市内宿泊)

第5日目：9月6日 (金)

- ・高岡金屋町まちあるき (自由行動：金屋緑地公園)
- ・高岡鋳物「能作」訪問、工場見学、ヒアリング (カフェ IMONO KITCHENにて昼食休憩)
- ・金沢「津田駒工業」訪問、見学、ヒアリング
- ・金沢駅にて終了・解散

[参加者：15名]

☆本実態調査については、『月報』(2019年度1月+2月合併号)に掲載予定。

(3) 2019年度春季実態調査：福岡県北九州市周辺と佐賀県

「北九州・佐賀の急加速と蝸牛の如き産業変化」と題し、早春の九州地方で急加速している産業変化と、蝸牛のような産業変化の双方を見聞・体感する実態調査を2020年2月25日～29日の日程で予定している。具体的な訪問地は、北九州～久留米～武雄～伊万里～有田。

(4) 第11回専修大学・檀国大学合同研究会

2019年11月9日(土) 場所 専修大学〔参加者：18名〕

テーマ：日本と韓国における経済デモクラシー “Economic Democracy in Japan and South Korea”

Opening

Chair：YAMADA, Koji (Senshu Univ.)

Opening address：MIYAZAKI, Teruomi (Senshu Univ.) YIM, Sang- Hyuk (Dankook Univ.)

Session 1

Presentation I “The Effect of International Trade on Income Inequality”

Presenter：CHOI, Chang- Hwan (Dankook Univ.)

Commentator：YANO, Takashi (Senshu Univ.)

Presentation II “From Crisis to Revitalization：Industrial Democracy of Japan and the World”

Presenter：HYODO, Atsushi (Senshu Univ.)

Commentator：JEONG, Yoon-Se (Dankook Univ.)

Session 2

Presentation III “The Effects of Mental Budgeting and Pain of Paying on the Financial Decision Making of Socially Excluded People”

Presenter：CHUN, Sung-Yong (Dankook Univ.)

Commentator：MEGURO, Ramon (Senshu Univ.)

Presentation IV “Jobless and Wageless Recovery and the Work-style Reforms in Japan”

Presenter：YAMAGATA, Hirotohi (Senshu Univ.)

Commentator：YIM, Sang- Hyuk (Dankook Univ.)

Closing

Closing address：OZAWA, Ichiro (Senshu Univ.)

Translator：SEO, Hyun- Koo (Senshu Univ.) KIM, Mi-Jin (Senshu Univ.)

#### 4. 研究助成

(1) **グループ研究助成A** (所員4名以上・年50万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務/1名以上論文発表義務・定例研究会にて成果報告会を開催すること)

2017年度発足 なし

2018年度発足

◇「社研70年の活動史研究」

(村上俊介(責)・石川和男・大矢根淳・樋口博美・宮寄晃臣・柴田弘捷・町田俊彦(2019～加入)の7名)

◇「減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相～巨大災害(東日本大震災/首都直下・南海トラフ地震)を射程に～」

(大矢根淳(責)・佐藤慶一・飯考行・近江吉明・福島義和・宮定章・三澤一孔・所

澤新一郎の8名)

- ◇「総合商社機能の歴史と現在：経済史・経営史的アプローチと産業調査・業界調査的アプローチの融合を目指して」

(遠山 浩 (責)・田中隆之・永江雅和・谷ヶ城秀吉・大島久幸の5名)

2019年度発足

- ◇「日本経済の構造変化とその方向性」

(田中隆之 (責)・鈴木将覚・大倉正典・河藤佳彦・中村吉明・小島 直の6名)

(2) **グループ研究助成 B** (所員2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務)

2019年度発足

- ◇「合意形成のあり方をめぐる課題と可能性―八重山諸島における教科書採択と自衛隊駐屯地設置を手掛かりに―」

(福山文子 (責)・矢吹芳洋・嶺井正也の3名)

- ◇「戦後日中経済関係検討研究会―横浜～上海を軸とした考察―」

(大橋英夫 (責)・遠山 浩・李 春霞の3名)

- ◇「社会運動ユニオニズムの史的研究」

(兵頭淳史 (責)・柘田大知彦・金 美珍の3名)

(3) **特別研究助成** (所員5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務、年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研究叢書』刊行義務)

2017年度発足

- ◇「多文化社会と視覚表象研究の可能性」

(土屋昌明 (責)・下澤和義・網野房子・井上幸孝・上原正博・根岸徹郎の6名)

2018年度発足 なし

2019年度発足

- ◇「川崎市をフィールドとする産業・労働・生活の現状と課題に関する研究」

(小池隆生 (責)・鈴木奈穂美・長尾謙吉・杉橋やよい・山縣宏寿・畠中 亨の6名)

## 6. 所報の刊行

### 1. 『社会科学年報』第54号の刊行

所員の執筆申し込みに応じて『年報』第54号を編集する。450部印刷する。

なお、『年報』第54号の製作ならびに出版契約については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。

また、エントリーの締め切りは6月末に設定し、現在、入稿済、校正中である。

## 論文

- ミャンマーにおける経済発展と自動車産業政策 石川和男 (所員)  
『資本論』形成史の貨幣論モーメント 内田 弘 (参与)  
J.R. コモンズの貨幣制度説とその射程  
——B. テレのコモンズ解釈を中心に—— 坂口明義 (所員)  
福岡県養蚕業の展開と製糸資本の活動 高梨健司 (客員)  
法・正義・暴力——法と法外なもの 西角純志 (客員)  
資本主義、資本主義的生産、資本主義社会の区別について 新田 滋 (所員)  
自律的教育経営の機能不全問題と対応政策  
—英国政府の強制的介入支援及びOfstedの性格変容— 広瀬裕子 (所員)  
国庫債務負担行為の現状及び後年度への財政影響 藤井亮二 (客員)・山田千秀 (外部)  
青森県知事：三村申吾—長期政権の「光り」と「影」—⑧ 藤本一美 (参与)  
環境とデジタル時代の自動車産業と社会  
—技術革新と社会変化の相互作用についての一考察— 水戸部啓一 (客員)

## 研究ノート

- On Pastoralism and Climate Change Regina Hoi Yee FU (所員)

## 所報

樋口博美 (事務局長)

## 編集後記

鈴木奈穂美 (編集担当チーフ)

## 2. 『月報』の刊行

第667号～第678号を所員等の投稿に基づいて刊行した。なお、『月報』の制作については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。毎号400部程度印刷。

今年度については、昨年度(2018)春季実態調査特集の合併号を刊行した。また、2019年度夏季実態調査特集の合併号も刊行予定である。

### 2018年度 (2019年1月以降)

(9) 1月20日・2月20日 (第667・668号合併号)：2018年度夏季実態調査特集号

「社会科学研究所2018年度夏季実態調査 北前船の足跡をたどる Part 2

—東北日本海側：秋田～山形～新潟—行程記録」

樋口博美 (所員)

「TDK株式会社と地域貢献マーケティング—齋藤憲三と故郷との関わりを中心に—」

石川和男 (所員)

「劇画に投影された河村瑞賢——白土三平『カムイ伝』の夢屋七兵衛をめぐる」

根岸徹郎 (所員)

「秋田と東北各地域の観光とインバウンド誘致対策について」

飯田謙一 (参与)

「庄内たがわ農業協同組合月山ワイン山ぶどう研究所について」

宮寄晃臣 (所員)

「小鵜飼船に乗せられた青苧と木綿—最上川から見た商品経済進展のダイナミズム—」

池本正純 (参与)

- 「明治初年新潟小澤家の北前船ビジネスの一齣」 川村晃正 (参与)  
「晩夏の日本海紀行」 高橋祐吉 (参与)  
(10) 3月20日 (第669号)  
「川崎市税制の特徴と推移」 原田博夫 (所員)  
「台湾ベンチャー・ビジネスの動向とベンチャー・キャピタル  
—台湾企業のベンチャー型創業とベンチャー・キャピタルの役割—」 荒井久雄 (客員)

## 2019年度

- (1) 4月20日 (670号)  
「カメラマウントの変遷と今後のミラーレスカメラの動向」 望月 宏 (所員)  
「日本のカメラ・光学産業の進化プロセス  
—ニコンとキャノンにみる事業拡大戦略の変遷とその課題—」 笠原伸一朗 (所員)  
「グローバル化時代における光学機器産業の復権と発展」 小原理一郎 (外部)  
「科学技術の進歩とカメラ産業の変遷」 池田英生 (外部)  
(2) 5月20日 (671号)  
「草津の温泉文化——湯治・ハンセン病・被差別部落——」 川上 隆志 (所員)  
「日本の《発見》——西欧人／日本人による《旅行》と明治・大正期のガイドブック～  
ポール・クローデルの目に映った1898年と1920年の間の日本を例として」 根岸徹郎 (所員)  
「日本の山岳信仰と温泉」 鈴木健郎 (所員)  
(3) 6月20日 (672号)  
「減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相 (I)  
—被災地石巻での聞き取り調査から:「仮設住宅」生活を射程に—」 所澤新一郎 (客員)・大矢根淳 (所員)  
「外部支援者が介在した被災コミュニティ回復の模索と課題  
—阪神・淡路大震災から東日本大震災へ、そして未被災地の事前復興へ—」 三澤一孔 (客員)・大矢根淳 (所員)  
(4) 7月20日 (673号)  
「高度経済成長期における総合商社の商取引に関する歴史分析:三井物産を事例に」 谷ヶ城秀吉 (所員)  
「日本の若者は2000年に入って韓国の若者に身長で追い抜かれた  
—台湾の歴史的統計を勘案すると遺伝的差ではない—」 森 宏 (客員)  
(5) 8月20日 (674号)  
「A working paper on the local land access arrangement in rural Nigeria」 Regina Hoi Yee FU (所員)  
「場所形成 (place-making)」の思想と「カイロス」の時間  
—都市の周辺世界鶴見・潮田の思想の水脈— 広田康生 (所員)  
(6) 9月20日・10月20日 (675号・676号) 合併号:2018年度春季実態調査特集号  
「社会科学研究所 2018年度春季実態調査 (スリランカ) 行程記録」 飯沼健子 (所員)

- 「孤立と対話に揺れるムスリム住民」 中村尚司（外部）
- 「データでみるスリランカ経済の現状と課題」 高橋義博（所員）
- 「中国「一带一路」事業のスリランカへのインパクトとその評価」 稲田十一（所員）
- 「スリランカの港湾整備と債務の罨を考える」 徐 一睿（所員）
- 「『セイロンティ』にいたる欧州諸宗主国の植民地主義の変遷とその残滓」 宮寄晃臣（所員）
- 「民間企業におけるジェンダー・エンパワーメントの可能性  
—MAS Holdings 社の事例を参考に—」 飯沼健子（所員）
- 「市場変化によるわが国製造業の製造拠点管理  
—スリランカにおけるノリタケの事業活動を中心として—」 石川和男（所員）
- 「スリランカにおける尾道造船コロomboドックヤードの位置づけとその事業展開  
—Colombo Dockyard PLC 見聞記録から—」 樋口博美（所員）
- 「スリランカの視覚障がい者支援の社会的企業—Thusare 指圧院の活動に関して—」 飯田謙一（参与）
- 「足手まといのスリランカ紀行」 池本正純（参与）
- (7) 11月20日（677号）
- 「特集「リスク選択とデモクラシー」に寄せて」 恒木健太郎（所員）
- 「開戦の意思決定をしたのは誰か」 定藤博子（外部）
- 「日米開戦と「正確な情報」」 牧野邦昭（外部）
- 「戦争回避の可能性をめぐる歴史的想像力」 井上寿一（外部）
- 「戦争回顧の新ステージ——公定理解を刷り込みの先に」 菅原 光（所員）
- (8) 12月20日（678号）
- 「東日本における夏秋養蚕業の発展と繭価動向  
—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討（2）—」 高梨健司（客員）
- 「佐藤忠男とアジア、そして中国映画」 劉 文兵（客員）
- (9) 1月20日・2月20日（679・680号合併号）：2019年度夏季実態調査特集号 [編集集中]
- (10) 3月20日（681号）[編集集中]

### 3. 『社研叢書』第22巻刊行について

特別研究助成（2017年度1年間の助成）『社会科学研究所70年史』（村上俊介（代表）・石川和男・大矢根淳・樋口博美・宮寄晃臣・柴田弘捷・町田俊彦の7名）が、本年度刊行予定である。

## 7. その他の研究活動

### 1. 文献資料

#### (1) 文献資料の収集

- ①社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）、および東アジア経済社会に関する文献の収集に重点をおく、という方針に基づいて文献資料の取

集を進めてきた。

- ②メーリングリストや公式WEBサイトを通じて、広く所員から文献購入希望を募り、また、事務局より積極的に文献購入についての提案を行い、予算枠を考慮しながら随時購入してきた。今年度も中国統計書を、所員からの要望を鑑み年度末までに購入する。

## (2) 文献資料の整理、配架等

2017年度から進めてきた山田盛太郎文庫、藤本武文庫、2つの特別文庫の修復、整理、配架作業を継続し、広く所員が利用できる状態をめざした取り組みを行ってきた。

### ①山田盛太郎文庫の修復・整理と文庫に関連する特別研究会の開催

社会科学研究所70周年を記念して、山田盛太郎に関連した特別研究会の開催を年度内の2020年2月17日に予定している。今後も学外の専門的知識提供者に協力を依頼し、山田盛太郎文庫の保管状況の確認（修復）を進めるつもりである。

### ②藤本武文庫の整理

未整理のものが数多く残っていたため、今年度も調査・分析・整理を学外の専門的知識提供者に協力依頼をして進めてきた。作業はまだ年度内も続く予定である。

- ③来年度から神田分室が、社研、商研、経営研の三研究所による共同利用となるため、分室の書籍整理を行う必要が出てきた。特に東亜研究所に関する文献について確認しながら今後の整理を進めていくこととする。

## 2. PC / HP

### (1) ホームページの充実

昨年より開始した学内CMS化に対応しつつ、掲載コンテンツの内容など社会科学研究所ホームページのさらなる充実をすすめてきた。

### (2) 電子メールの活用

電子メール活用による通信業務効率化を引き続き推進した。所員に対する案内等の原則電子メール化（2007年度開始）を継続しており、総会案内に関しても電子メールでも案内を出している（出欠確認、委任状集約等については、往復はがき、研究室受付での回収等を継続している）。

### (3) 所報のデジタル化と専修大学学術機関リポジトリへの登録

デジタル化を行った論文に関して、掲載許諾を得ている論文については、社会科学研究所ホームページに全文公開するよう作業を行ってきた（許諾を得ていない論文は、タイトル・著者のみを掲載することとした）。

年度内には社会科学研究所のホームページに掲載される公開論文（月報・年報）への書誌情報（掲載雑誌名、号数、発行年月、DOI等）を付ける作業の準備作業を進めることになる。

## 8. 社会科学研究所「規程・細則・内規」（2014年3月）の改正

### 1. 客員研究員に関する細則の改正

昨年度2018年12月開催の後期総会にて承認された客員研究員に関する規程改正を受け（※規程

改正については後期総会直後に大学へ規程改正願を提出、2019年1月16日の常任理事会にて承認を受け、その変更内容を2018年度の年報・所報に記載した)、事務局では2019年1月以降、規程改正に関わる細則と内規の改正について検討を続けてきた。

今年度2019年6月に開催された前期総会では、これらの事務局での議論を細則・内規改正として提案し承認された。

以下に、細則と内規の改正内容を示しておく。なお、所員全体には『社研通信2019年度No.1』(2019.6.11)にて、専修大学社会科学研究所規程第10条【客員研究員】(参考として)ならびに同研究参与・客員研究員・特別研究員に関する細則、年報・月報の編集に関する内規の改正として周知した。

### (1) 細則改正

研究参与・客員研究員・特別研究員に関する細則 「規程・細則・内規集」(2014年3月) p.7

[1は変更なし、2～5を追加]

1. 研究参与、客員研究員および特別研究員は、所員と同様に研究所の事業に参加することができる。ただし、研究助成の責任者となることはできない。
2. 客員研究員および特別研究員の委嘱については、所員2名による推薦状を、所長に提出しなければならない。
3. 客員研究員および特別研究員の推薦者は、推薦書とともに客員研究員候補者の「履歴・主な業績」を提出しなければならない。(⇒推薦書の書式改定を伴う)
4. 研究参与、客員研究員および特別研究員から解嘱の申し出があった場合には、所長は解嘱しなければならない。
5. 客員研究員の継続は、所員である推薦者2名による継続申請書を、所長に提出しなければならない。

### (2) 内規改正

年報・月報の編集に関する内規 「規程・細則・内規集」(2014年3月) p.11

[8として追加]

投稿について、編集担当者会議によって問題があると判断された場合(形式不備、不適切な引用等)、編集委員(もしくは、投稿者が客員研究員の場合は所内の推薦者)によって対処することとする。

## 2. 神田分室三研究所共同利用のための利用内規の改正

2020年からの専修大学神田新展開の一環である商学部移転にともなって、昨年度(2018年度)より学長室から社会科学研究所の神田分室を商学研究所と会計学研究所との三研究所共同利用についての打診があり、利用条件を提示するなど事務局では1年以上かけてその対応を議論してきた。

結果、三研究所での共同利用を暫定的なものとして受け入れることとし、2019年11月5日には第1回三研究所世話人会において利用に関わる合意を得、それらを受けて今年度の後期総会では神田分室利用に関する内規の改正案を提出し、承認された。以下に改正内容を記しておく。



神田分室の利用に関する内規 「規程・細則・内規集」(2014年3月) p.17

[改正]

1. 神田分室は、2020年度から、専修大学神田キャンパスの再構築の一環である商学部神田移転にともない、社会科学研究所と商学研究所、会計学研究所の三研究所による共同利用とする。ただしこれは、将来的には各研究所が固有の事務室を所有することとなるまでの暫定的な措置である。
2. 神田分室の共同利用に関わる調整等は分室世話人（※当面は事務局長が兼ねる）が行うこととする。
3. 神田分室の研究所事務室、会議室としての使用は、毎週火曜日は商学研究所、会計学研究所の優先とする。週末の使用は社会科学研究所の使用を優先する。その他、利用日程・時間は三研究所間にて適宜調整の上、使用する。
4. 研究会等のために神田分室の使用を希望する各研究所の所員は、日程・時間等の調整を必要とする場合があるので、必ず届け出なければならない。
5. 届け出の取り扱いは、社会科学研究所の事務局職員もしくは分室世話人が担当する。
6. 神田分室の利用予約は3ヶ月前の月の第一週から始める。
7. 神田分室を研究会として利用する場合、同一グループが1ヶ月に同一曜日を複数回利用することはできない（例：土曜日を同一月内に2回以上予約することはできない）。
8. 同一時間帯に複数の研究会予約が申し込まれた場合には、三研究所間で相互に配慮して対処する。
9. 各研究所の所員が個人として神田分室を利用する場合、届出は不要だが、可能な限り社研事務室へ事前確認をする。各研究所が優先的に使用する時間帯、研究会等で使用される時間帯以外での使用とする。
10. 神田分室の鍵は神田校舎B 1 受付に置く。
11. 神田分室を研究会等あるいは個人で利用する各研究所の所員は、当日受付に身分証明書を提示し、利用者名簿に必要事項を記入する。
12. 神田分室を研究会等あるいは個人で利用した各研究所の所員は、分室の管理に全責任を負う。
13. 所員が不在のまま、三研究所の所員以外の者が神田分室を利用することはできない。

## 編集後記

専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第54号をお届けいたします。2017年4月に発足した宮喜晃臣所長・樋口博美事務局長体制のもと、本号も無事刊行することができました。ご労作をお寄せいただきまして所員の皆様、関係者の皆様には、心より御礼申し上げます。本号には、英語論文1編を含む11編の論文が掲載されており、以下、掲載順に主題や対象についてご紹介いたします。

石川論文では、ミャンマーとASEAN諸国との経済状況比較や、同国の自動車産業が後れをとった背景、現在の産業構成のプロセスなどを分析しています。そして、市場へ参入する際、外資系企業がどのような視点を有しているかについても考察を加え、日系企業（スズキ、いすゞ、日産、トヨタ）だけでなく、インドや韓国メーカーが現地生産に踏み切るまでの意思決定プロセスも踏まえて論考されています。

内田論文では、「エヒク羅斯の哲学」ノート、「[国富論]ノート」、「経済学・哲学草稿」を用いて、「資本論」の対称性原理の起源を解明しています。思想家としての出発点である博士論文まで立ち返り、マルクスを天文学系譜の思想家と位置づけることから始めており、経済学批判の古典である『資本論』では、商品関係が重層的な対称性を展開する過程などについて考察が深められています。

坂口論文では、多くの日本人研究者が貨幣の支払手段機能を重視していることがJ.R. コモンズの貨幣制度説（ITM）の理解を妨げている可能性があるとし、「制度経済学」の「将来性」章からITMの理論的要素を整理しています。加えて、グローバルゼーション下の貨幣の現実を念頭におきながら、コモンズの議論を批判的に継承・発展させているテレ（Thérét）の研究成果についても分析されています。

高梨論文では、①各種養蚕業の指標に基づいた上位10郡市の特質と動向、②「福岡農法」の普及、③県外大製糸資本の進出による福岡県製糸業の発展と原料競争争奪戦を繰り広げる県外大製糸資本の実態把握、④戦前期福岡県における乾繭取引（乾繭組合）の拡大と、大製糸資本（特に片倉製糸）の対応、各郡市養蚕業（養蚕農民）の動向から、福岡県養蚕業の展開を考察されています。

西角論文では、デリダの『法の力—権威の神秘的基礎』の「捉の神秘的基礎」概念や、ベンヤミンの『暴力批判論』を通じて法と法外なものを画定する境界線や死刑などの考察をおこない、法と法外なものを線引きする「境界」とは何かという問題に取り組んでいます。そして、デリダの議論をふまえて、法そのものが他者への暴力を不可避にしている点にふれながら、正義の担い手とその可能性に関する論考で結んでいます。

新田論文では、「資本主義」の成立期をめぐる論争の背景にある「資本主義」、「資本主義的生産」、「資本主義社会」の定義の混乱に焦点をあて、これら3つの概念の再定義化をおこなっています。結論では、3概念の区別と関連を明らかにすることで、流通形態としての資本主義市場経済＝世界資本主義そのものは長期循環を反復するが、流通形態に包摂された近代社会は不可逆的に生成・発展・変容する側面と長期循環する側面とをあわせもつものと示されています。

広瀬論文では、1988年教育改革法を起点とする制度改革以降の英国（イングランド）の学校運営に関する論考であります。筆者は、学校運営の自律性の強調と、中央政府が学校運営に強制的介入支援という一見すると異なるベクトルが同時進行しているようにみえますが、その実は、自律的経営の重篤な破綻を想定した上で自律性を継続させるために有効かつ整合的な政策パッケージであるという立場をとっています。そして、終盤では単なる実態把握から理論構築の必要性について考察を深められています。

藤井・山田論文では、日本の財政の硬直化の要因である国庫債務負担行為の増加に焦点をあてています。国庫債務負担行為は、複数年度の契約を通じて計画的調達が可能のため、公共事業の平準化が図られて生産性向上に寄与するなどの効果が期待される一方、予算の単年度主義の例外であり、行きすぎた活用による弊害も指摘されています。そのため実態解

明が求められているところですが、実証的な先行研究も少ない分野でもあります。

藤本論文では、2019年6月の知事選で5回目の勝利を手にした三村申吾県政の4期16年の正と負の遺産を検証しています。正の遺産には、行財政改革、雇用創出、農林水産業、観光産業、原子力・エネルギー、包括的ケアシステムの観点から、負の遺産には、新型移動式早期警戒レーダー「Xバンド」の配置、核燃料サイクル実現にむけた六ヶ所村の再処理工場、三村興業社と「県発注工事」問題、人口減少・流出、医師確保、多選禁止の観点から考察されています。

水戸部論文では、環境問題への対応、デジタル化の進展、さらには人工知能の進歩に伴うイノベーションとそれを生み出す技術のシーズや社会のニーズに関する分析を通じて、これからの自動車の行方と社会への影響について考察しています。新しい技術が生み出す自動車に加え、スマートフォンの普及に伴うシェアリングエコノミーにも言及し、今後の自動車産業について触れられています。

傳論文では、中央部のニュージーランドにある半定住の牧畜民フラニが、気候変動をどのように認識し、環境の変化が彼らの生活、脆弱性、適応戦略にどのように影響したかを理解することをめざして、分析しています。気候変動により、アメリカでは干ばつや洪水の発生、気温の上昇などリスクが拡大していますが、これらは遊牧民の生活を制限する要因になっています。この点に注目し、遊牧民家族の経済的不安などにも触れています。

今年も国内外でさまざまな出来事がありました。国内では、台風15号・19号の通過により、深刻な被害をもたらしました。その後、気象庁は台風15号を「令和元年房総半島台風」、台風19号を「令和元年東日本台風」と名付けました。1977年の沖永良部台風以来、名称を定められるほど強大な台風が1年に2回も発生したことで、生活インフラ（水道、電気、通信など）の維持、地域経済への影響、そして行政機関の初期対応などの課題も指摘されています。2020年に入ると、1995年に発生した阪神淡路大震災発生から25年目をむかえ、これまでを総括するイベントも開かれました。地震と風水害では異なることもありますが、災害時の初動は、人びとの生活はもちろんのこと、経済活動にも影響を与えるものです。この点はこれまでの災害の教訓から学んできても、実際に発生するとその対応に苦慮している私たちが存在しています。

2016年7月に発生した津久井やまゆり園を舞台にした相模原障害者施設殺傷事件の初公開も1月にスタートしました。日本において、第二次世界大戦後、最も多くの人を殺害した事件として、当時、国内外に多くの衝撃を与えました。2020年2月には、英国のブレグジットが実現しました。1993年11月に欧州連合（EU）発足して以来、初となる離脱です。英国とEU、英連邦との関係性など今後の動向からも目が離せないところです。現在、武漢発の新型コロナウイルス（COVID-19）の猛威が世界を席卷しております。日本でも感染者・死者が拡大している最中にあります。新型コロナウイルスの感染拡大を目の当たりにすると、災害同様、各国の中央政府・地方政府の初動対応の重要性を実感するところでもあります。また、世界経済の停滞が危惧されている中、今後の市場経済と政府の各種政策の動向は、多くの社会科学の領域で注視されることでしょう。

本号掲載の各論文は、これら現実の経済・政治・社会で生じている事象を冷静に考察する視座を高めることに寄与するものです。多くの方に一読していただけることを期待してやみません。

最後になりますが、佐藤印刷株式会社の村越紀明氏、大槻秀氏は編集にまつわる仕事を手際よく進めてくださり、年度内刊行を実現いただきました。また、『年報』のみならず『月報』の編集全般にわたり、研究所事務職員の岩本さんには大変お世話になりました。編集委員、投稿者と印刷会社との間の連絡調整で労を惜みず、きめ細かやかに対応していただきました。この場を借りて、心より感謝を申し上げます。

(N. S.)

編集スタッフ 鈴木奈穂美（経済学部） 小池 隆生（経済学部）  
徐 一睿（経済学部） 広瀬 裕子（文学部）

## 執筆者紹介 (執筆順)

- いしかわ かずお  
石川 和男 本研究所所員 (商学部)
- うちだ ひろし  
内田 弘 本研究所研究参与
- さかぐち あきよし  
坂口 明義 本研究所所員 (経済学部)
- たかなし けんじ  
高梨 健司 本研究所客員研究員
- にしかど じゅんじ  
西角 純志 本研究所客員研究員
- にった しげる  
新田 滋 本研究所所員 (経済学部)
- ひろせ ひろこ  
広瀬 裕子 本研究所所員 (人間科学部)
- ふじい りょうじ  
藤井 亮二 本研究所客員研究員
- やまだ せんしゅう  
山田 千秀 前参議院予算委員会調査室 首席調査員
- ふじもと かずみ  
藤本 一美 本研究所研究参与
- みと べけいち  
水戸部啓一 本研究所客員研究員
- Regina Hoi Yee FU (傅凱儀) 本研究所所員 (経済学部)

---

## 社会科学年報 第54号

2020年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所  
代表者 宮 寄 晃 臣  
〒214-8580  
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1  
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829

印刷 佐藤印刷株式会社  
〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前2-10-2  
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

---

**THE**  
**SHAKAIKAGAKU-NENPO**  
( THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE )

---

No. 54

MARCH 2020

---

**Articles:**

- Economic Development and Automobile Industry Policies in Myanmar  
..... *Kazuo Ishikawa*
- Money-Theory Moment Develops Marx's System of *Das Kapital*  
.....*Hiroshi Uchida*
- J. R. Commons' Institutional Theory of Money:  
Based on B. Théret's Interpretation ..... *Akiyoshi Sakaguchi*
- Development of the Sericulture Industry in Fukuoka Prefecture  
and the Activities of Silkreeing Capital ..... *Kenji Takanashi*
- Law-Justice-Violence: Law and Lawlessness ..... *Junji Nishikado*
- On Discrimination between 'Capitalism', 'Capitalist Production',  
and 'Capitalist Society' ..... *Shigeru Nitta*
- UK Government's intervention into failing cases backed  
by Ofsted's intelligence role ..... *Hiroko Hirose*
- The Influence of Liabilities on The Treasury with respect to  
Future Public Finance ..... *Ryoji Fujii, Senshu Yamada*
- The Governor of Aomori Prefecture: Singo Mimura  
..... *Kazumi Fuzimoto*
- The automobile industry and society in the environmental and digital eras.  
- A study on the interaction between technological innovation  
and social change. - ..... *Keiichi Mitobe*
- On Pastoralism and Climate Change ..... *Regina Hoi Yee FU*
- 

Edited by  
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE  
SENSHU UNIVERSITY  
Tokyo & Kawasaki